

公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する
アンケート結果

(2020 年 6 月実施分)

報 告 書

2021 年 3 月

公益財団法人公益法人協会

目 次

I. アンケートの概要 -----	1
1. 本調査の背景.....	1
2. 回答法人の概要.....	3
3. 質問項目.....	4
4. 公益法人、一般法人の概況.....	6
 II. アンケート結果〔公益法人編〕 -----	 9
1. 回答法人の基本的事項.....	9
2. 法人選択と認定選択の動向.....	16
(1) 法人選択に対する意識 (16)	
1) 公益法人になって良かった点 (16)	
2) 公益法人になって苦勞している点 (20)	
3) 公益法人を選択して苦勞している点の具体的な内容 (31)	
(2) 法人種類の再選択 (44)	
3. 寄附と税制について.....	50
(1) 寄附金に対する姿勢 (50)	
(2) 税額控除証明の取得状況等 (54)	
(3) みなし譲渡所得非課税の承認特例 (61)	
(4) 資産寄附受入れについて (61)	
(5) 税制に関する要望事項 (62)	
4. 組織運営について.....	66
(1) ガバナンス・コードについて (66)	
(2) 会計基準に対する意識 (72)	
5. 行政庁の対応について.....	76
(1) 立入検査について (76)	
(2) 変更認定申請の経緯 (78)	
(3) 行政庁の対応 (80)	
(4) 行政庁への要望について (83)	
6. コロナウイルスへの対応.....	87
(1) 事業活動への影響と損失状況 (87)	
(2) 事業活動面の対策状況 (93)	
(3) 組織内のコロナ防止対策 (98)	
(4) 法人組織として求めたい支援 (99)	
(5) 求めたい税制上の支援措置 (105)	

(6) 対外的な支援活動の実施状況 (108)	
(7) 支援策や税制面の意見、要望等の内容 (110)	
7. 公益法人協会に対する要望事項	113

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕-----117

1. 回答法人の基本事項	117
2. 法人選択の動向	124
(1) 法人選択に対する意識 (124)	
1) 一般法人になってよかった点 (124)	
2) 一般法人になって苦勞している点 (127)	
3) 一般法人を選択して苦勞している点の具体的な内容 (136)	
(2) 法人種類の再選択 (139)	
3. 寄附と税制等について	144
(1) 寄附金に対する姿勢 (144)	
(2) 資産寄附受入れについて (148)	
(3) 税制に関する要望事項 (149)	
(4) 変更認可申請の経緯 (151)	
4. コロナウイルスへの対応	153
(1) 事業活動への影響と損失状況 (153)	
(2) 事業活動面の対策状況 (156)	
(3) 組織内のコロナ防止対策 (161)	
(4) 法人組織として求めたい支援 (161)	
(5) 求めたい税制上の支援措置 (165)	
(6) 対外的な支援活動の実施状況 (166)	
(7) 支援策や税制面の意見、要望等の内容 (167)	
5. 公益法人協会に対する要望事項	170

Ⅳ. まとめ-----172

Ⅴ. 付属資料-----175

1. 記述回答〔公益法人編〕	175
(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答 (175)	
(2) 「公益法人を選択して良かった理由」のその他回答 (176)	
(3) 運営上苦勞している点、困っている点 (177)	
1) 収支相償に関するもの (177)	
2) 公益目的事業比率に関するもの (195)	

- 3) 遊休財産規制に関するもの (196)
- 4) 定期提出書類の作成事務負担に関するもの (200)
- 5) 審査に関するもの(変更認定申請・届出等) (211)
- 6) 監督に関するもの(定期提出書類を除く) (214)
- 7) 財務・会計に関するもの(財務3基準を除く) (216)
- 8) 機関運営に関するもの(職員人事等を含む) (218)
- 9) システム(公益法人 Information、電子申請等)に関するもの (221)
- 10) その他 (224)
- (4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答 (227)
- (5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答 (227)
- (6) 「税額控除証明を取得していない理由」のその他回答 (229)
- (7) 「現物資産寄附の受入について」のその他回答 (230)
- (8) 税制に関する要望事項 (232)
 - 1) 全般 (232)
 - 2) 寄附税制 (232)
 - 3) 法人税 (233)
 - 4) 消費税 (233)
 - 5) 印紙税 (236)
 - 6) 固定資産税 (238)
 - 7) その他地方税 (239)
 - 8) その他 (240)
- (9) 「ガバナンス・コード不要とした理由」のその他回答 (240)
- (10) 「ガバナンス・コードを採用した時期」のその他回答 (241)
- (11) 現在の会計制度について (241)
 - 1) 会計区分と内訳表(事業区分) (241)
 - 2) 費用配賦 (242)
 - 3) 事務負担 (243)
 - 4) 複雑、難しい (244)
 - 5) 財務三基準 (246)
 - 6) その他 (247)
- (12) 「立入検査の状況」のその他回答 (248)
- (13) 「変更認定申請の経緯」のその他回答 (251)
- (14) 「行政庁の指導について」のその他回答 (251)
- (15) 行政庁への要望について (253)
 - 1) 指導監督体制 (253)
 - 2) 定期報告関係 (255)

3) 立入検査 (256)	
4) 変更認定・届出 (256)	
5) 個別の制度改善要望 (257)	
6) 全般要望 (258)	
7) その他 (259)	
(16) 「事業活動面の対策状況」のその他回答 (260)	
(17) 「組織内のコロナ防止対策状況」のその他回答 (264)	
(18) 「法人組織として求めたい支援」のその他回答 (265)	
(19) 「法人組織として求めたい税制上の措置」のその他回答 (267)	
(20) 「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答 (268)	
(21) 支援策や税制面の意見、要望等 (270)	
1) 休業・事業損失への補償金 (270)	
2) 制度改正に関する要望 (271)	
3) 行政庁による支援策 (272)	
4) IT 導入相談・経費補助 (273)	
5) 各種情報の提供、個別相談 (274)	
6) 税制に関する支援措置 (274)	
7) その他支援金 (274)	
8) その他 (274)	
(22) 公益法人協会への要望 (275)	
1) 情報提供全般に関するもの (275)	
2) 相談に関するもの (277)	
3) セミナーに関するもの (277)	
4) 月刊誌・書籍に関するもの (278)	
5) 提言活動に関するもの (278)	
6) 会員制度に関するもの (280)	
7) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの (280)	
8) 公法協への激励・苦言に関するもの (281)	
9) その他 (282)	
2. 記述回答 [一般法人編].....	283
(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答 (283)	
(2) 「一般法人を選択して良かった点」のその他回答 (283)	
(3) 運営上苦労している点、困っている点 (284)	
1) 社会的信用 (284)	
2) 公益目的支出計画の作成・提出 (284)	

- 3) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更 (285)
- 4) 公益目的支出計画の期間 (285)
- 5) 公益目的支出計画の運用ほか (286)
- 6) 理事会、評議員会等の機関運営 (287)
- 7) 組織運営 (288)
- 8) 寄附関係(寄附税制含む) (289)
- 9) 税制関係 (290)
- 10) 会計関係 (291)
- 11) 相談先がない (292)
- 12) 行政、民間から受託や支援を受けにくい (292)
- 13) その他 (292)
- (4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答 (293)
- (5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答 (293)
- (6) 「現物資産寄附の受入について」のその他回答 (295)
- (7) 税制に関する要望事項 (296)
 - 1) 全般 (296)
 - 2) 寄附税制 (296)
 - 3) 法人税 (297)
 - 4) 消費税 (298)
 - 5) 印紙税 (298)
 - 6) 固定資産税 (298)
 - 7) その他地方税 (298)
 - 8) その他 (299)
- (8) 「変更認可申請・届出の経緯」のその他回答 (300)
- (9) 「事業活動面の対策状況」のその他回答 (300)
- (10) 「組織内のコロナ防止対策状況」のその他回答 (301)
- (11) 「法人組織として求めたい支援」のその他回答 (302)
- (12) 「法人組織として求めたい税制上の措置」のその他回答 (302)
- (13) 「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答 (303)
- (14) 支援策や税制面の意見、要納等 (303)
 - 1) 休業・事業損失への補償金 (303)
 - 2) 制度に関する要望 (304)
 - 3) 行政庁による支援策 (304)
 - 4) IT 導入相談・経費補助 (305)
 - 5) 各種情報の提供、個別相談 (305)
 - 6) 税制に関する支援措置 (305)

- 7) その他支援金 (306)
- 8) その他 (306)
- (15) 公益法人協会に対する要望事項 (307)
 - 1) 情報提供全般に関するもの (307)
 - 2) 相談に関するもの (308)
 - 3) セミナーに関するもの (308)
 - 4) 月刊誌・書籍に関するもの (308)
 - 5) 提言活動に関するもの (308)
 - 6) 会員制度に関するもの (310)
 - 7) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの (310)
 - 8) 公法協への激励・苦言に関するもの (310)
 - 9) その他 (310)

VI. アンケート質問全文-----311

- 1. 公益法人.....311
 - 1) 法人基本情報 (311)
 - 2) 法人について (312)
 - 3) 寄附と税制等について (313)
 - 4) ガバナンス・コードと行政庁の対応 (314)
 - 5) コロナウイルスへの対応 (316)
 - 6) 公益法人協会への要望 (317)
- 2. 一般法人.....318
 - 1) 法人基本情報 (318)
 - 2) 法人について (319)
 - 3) 寄附と税制等について (320)
 - 4) コロナウイルスへの対応 (320)
 - 5) 公益法人協会への要望 (322)

図目次

<公益法人>

図 1 回答法人の法人格	9
図 2 収益事業の有無	12
図 3 回答法人の主な収益	12
図 4 2019 年度の支出規模別法人数	14
図 5 公益法人になってよかった点の支出規模別割合	18
図 6 勤続年数別の苦勞している点・困っている点	21
図 7 公益法人になって苦勞している点(複数回答)の支出規模別割合	23
図 8 収益事業の有無別の困っている点	24
図 9 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格	45
図 10 法人格を再度選択できた場合に、公益法人以外を選択すると 回答した法人の苦勞している点・困っている点	46
図 11 寄附金の総収入に占める割合	50
図 12 支出規模別寄附金の総収入に占める割合	50
図 13 寄附金を募集していない理由(複数回答)	52
図 14 税額控除証明の取得状況	54
図 15 支出規模別の税額控除証明の取得状況	58
図 16 寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況	59
図 17 税額控除証明を取得していない理由	59
図 18 みなし譲渡所得税非課税を利用	61
図 19 現物資産寄附の受入れについて	62
図 20 ガバナンス・コードの必要性	66
図 21 行政庁別ガバナンス・コードの必要性	67
図 22 ガバナンス・コード不要とした理由	70
図 23 ガバナンス・コードを採用した時期	71
図 24 ガバナンス・コードを採用した理由	72
図 25 立入検査の状況	76
図 26 変更認定申請の経緯	78
図 27 行政庁の指導について	81
図 28 コロナ禍の事業活動への影響	87
図 29 コロナ禍による事業の損失状況	89
図 30 事業活動への影響と事業の損失状況	92
図 31 事業活動面の対策状況	93
図 32 組織内のコロナ防止対策状況	98
図 33 コロナ禍における法人組織として求めたい支援	100
図 34 コロナ禍における法人組織として求めたい税制上の措置	106

図 35 コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況	108
<一般法人>	
図 36 回答法人の法人格	117
図 37 回答法人の税制区分	118
図 38 2019 年度の支出規模別法人数	122
図 39 勤続年数別の苦労している点・困っている点	129
図 40 法人格を再度選択できた場合に選択する法人格	140
図 41 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格	140
図 42 寄附金の総収入に占める割合	144
図 43 支出規模別寄附金の総収入に占める割合	144
図 44 寄附金を募集していない理由	146
図 45 現物資産寄附の受入れについて	148
図 46 コロナ禍の事業活動への影響	153
図 47 コロナ禍による事業の損失状況	155
図 48 事業活動への影響と事業の損失状況	155
図 49 事業活動面の対策状況	157
図 50 組織内のコロナ防止対策状況	161
図 51 法人組織として求めたい支援	162
図 52 コロナ禍における法人組織として求めたい税制上の措置	165
図 53 コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況	167

表目次

<公益法人>

表 1 公益法人、一般法人等の基本統計	1
表 2 アンケート回答数・回答率	3
表 3 2008 年度調査以降の回答数と回答率	3
表 4 アンケート質問項目一覧	4
表 5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計	8
表 6 法人の形態	9
表 7 回答者の勤続年数	10
表 8 行政庁別回答数	10
表 9 回答法人の主たる事業	11
表 10 主たる事業別の主な収益の割合	13
表 11 主たる事業別の支出規模	15
表 12 公益法人を選択して良かった理由	16
表 13 公益法人になって良かった点の主たる事業別の割合	19

表 14	公益法人になって苦勞している点	20
表 15	公益法人を選択して苦勞している法人の行政庁別割合	25
表 16	公益法人を選択して苦勞している法人の事業別割合	29
表 17	運営上苦勞している点、困っている点に関する記述回答の件数	32
表 18	再度選択する場合の法人類型	44
表 19	行政庁別の再度選択するとした場合の法人格	47
表 20	法人選択の事業別割合	49
表 21	総収入に占める寄附金の事業別割合	51
表 22	事業内容別の寄附募集をしない理由	53
表 23	事業別の税額控除証明取得状況	55
表 24	行政庁別の税額控除証明の取得状況	56
表 25	税額控除制度を知らない法人の行政庁別割合	57
表 26	事業内容別の税額控除証明を取得していない理由	60
表 27	税制に関する要望事項の記述回答数	63
表 28	事業別のガバナンス・コードの必要性	69
表 29	現在の会計制度についての記述回答の件数	73
表 30	立入検査に問題とした法人の行政庁別件数	77
表 31	行政庁別の事業の変更認定申請の状況	79
表 32	新制度における行政庁別の行政庁の対応について	82
表 33	行政庁への要望についての記述回答の件数	83
表 34	主たる事業別の事業活動への影響	88
表 35	事業別の事業損失状況	91
表 34	事業活動面の行政庁別対策状況	95
表 35	主たる事業別求めたい支援	101
表 36	行政庁別求めたい支援	104
表 37	主たる事業別の法人組織として求めたい税制措置	107
表 38	主たる事業別コロナ関連支援活動	109
表 39	支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数	110
表 40	公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数	113
<一般法人>		
表 41	法人の形態	117
表 42	回答者の勤続年数	118
表 43	所在地別回答数	119
表 44	回答法人の主たる事業	120
表 45	回答法人の主な収益	120
表 46	主たる事業別の主な収益の割合	121

表 47 主たる事業別の支出規模	123
表 48 一般法人を選択して良かった点	124
表 49 一般法人になって良かった点の主たる事業別の割合	125
表 50 一般法人になって苦労している点	128
表 51 所在地別の一般法人を選択して苦労している法人の割合	130
表 52 一般法人を選択して苦労している法人の所在地別割合	131
表 53 一般法人を選択して苦労している法人の事業別割合	133
表 54 運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数	136
表 55 再度選択する場合の法人類型	139
表 56 所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合	141
表 57 法人選択の事業別割合	142
表 58 再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数	143
表 59 総収入に占める寄附金の事業別割合	145
表 60 事業内容別の寄附募集をしない理由	147
表 61 税制に関する要望事項の記述回答数	149
表 62 所在地別の事業の変更認可申請の状況	151
表 63 主たる事業別の事業活動への影響	154
表 64 事業活動面の所在地別対策状況	159
表 65 主たる事業別求めたい支援	163
表 66 主たる事業別の法人組織として求めたい税制措置	166
表 67 支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数	168
表 68 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数	170

I. アンケートの概要

1. 本調査の背景

(1) 当協会では2004年以降、公益法人、その後一般法人も含めて、制度環境、活動環境の改善を目指すべく、制度改革のニーズの把握を目的とした公益法人の運営等に関するアンケートを毎年実施し、その結果に基づいて行政庁並びに関係各方面に対する政策提言を行ってきた。

本年度は、従来からの法人格選択の動向、組織運営、寄附・税制、ガバナンス・コード等に関する設問に加え、新型コロナウイルス感染拡大による公益法人への影響、緊急事態に絡む制度的課題および制度改革のニーズを把握するための設問を追加し、2020年6月12日から同年7月3日に、「公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート」を実施した。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大によって、組織運営のための資産の保有が厳しく制限されている公益法人は、特にこのような緊急時に大きな影響を受けていると思われる。そこで緊急事態等を想定した制度への変更の第一歩とするためにも、今回公益法人が受けた影響を把握することは極めて重要なプロセスであると考えられる。

表1 公益法人、一般法人等の基本統計

法人類型		法人数(2020.10.01)		前回調査(2020.04.01)比
公益法人	社 団	4,174	9,614	9,597(+17)
	財 団	5,440		
一般法人	社 団	60,598	67,938	65,495(+2,443)
	財 団	7,340		
特定非営利活動法人	認 定	1,169	53,504	52,494(+1,010)
		52,335		
合 計		152,157		148,683(+3,474)

国税庁法人番号公表サイト(なお、認定特定非営利活動法人は内閣府 NPO ホームページを基に作成)。

(2) 公益法人数の伸び悩みについては、この年次アンケートを毎年実施するなどし、その原因について探ってきた。2020年10月現在の一般法人数は67,938であり、2020年4月1日の前回調査と比較すると2,443件の増加となっており、一般法人のニーズの高さを窺い知ることができる(表1)。

他方、公益法人数は9,614であり、前回調査時の9,597件と比較すると、17法人の増加にとどまる。その結果、公益法人および一般法人の合計数に占める割合は12.4%となっており、前回調査時は12.8%であったので、-0.4ポイントの減少となった。

また、多くの公益法人は、2018年12月の法改正前の民法による公益法人、いわゆる移行法人であり、その数は8,905件(2018年7月31日時点)に上る。公益法人総数(9,614)のうち8,905法人が移行法人であるとする、両数値は時点が異なるため多少の数値的誤差は生じるが、709件が新規設立法人ということになり、これは公益法人総数の7.4%を占めるに過ぎず、

1. 本調査の背景

この数値に基づくと、年間の平均設立件数は 60 件にも満たない計算となる。公益法人と同様に寄附税制が適用される認定特定非営利活動法人の数値と比較しても、極めて低い数値となっている。

(3) これまでのアンケートから、公益法人になって困っている点について、財務三基準の存在および定期提出書類等の事務手続きを挙げる法人が半数近くを占めている。このことが原因で「公益事業の持続的な展開が難しい」、「公益法人になって後悔している」という意見も記述回答で多く寄せられているところであり、これまでの年次アンケートによると、一般法人等の法人格への転換を希望する公益法人が 2 割（母数を言う必要があるのでは）にも上ることも実情としてある。

本アンケートは、社会全体の公益増進の妨げとなっている原因を探り、その制度環境改善を目指す目的で実施したものでもあり、その結果として公益増進のための制度改革の機運が高められることを切に期待している。

2. 回答法人の概要

今回のアンケートは、例年どおりウェブ方式とし、発信先は当協会が確度の高い到着数としてメールアドレスを把握している公益法人 5,996 法人および一般法人約 6,301 法人で、そのうち、公益法人からは 1,515 件(社団 739 件、財団 776 件)、一般法人からは 796 件(社団 529 件、財団 267 件)からご回答をいただいた(表 2)。回答率はそれぞれ 25.3%、12.6%である。

本稿では調査結果を、制度の構造が異なる公益法人および一般法人別に、また、社団および財団別に紹介する。

これまでの回答率を比較すると、新制度施行直後(2009 年)は比較的に高い回答率を維持してきたが、移行期間が終了した 2015 年以降は回答率の若干の低下がみられる(表 3)。一般法人を対象としたアンケートも 2014 年から実施してきたが、公益法人の回答率と比較すると 4～5 割ほど低い数値となっている。

本調査は、毎年実施することにより、施策の効果等を顕在化することも意図しているので、引き続きのご協力をお願いしたい。

表 2 アンケート回答数・回答率

	公益法人		一般法人		
発信件数 ¹	5,996		6,301		
有効回答数(回答率)	1,515 (25.3%)		796 (12.6%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団	財団	
	739	776	529	267	
公益：行政庁別	内閣府	都道府県	非営利型	共益型	普通型
一般：税制区分別 ²	351	1,164	417	164	215

¹ 発信件数は、想定到着ベース。

² 一般法人は、非営利型(非営利徹底法人)および共益型(共益法人)の場合、法人税法上は公益法人等となるが、収益事業については課税となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税となる。

表 3 2008 年度調査以降の回答数と回答率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回答率	回答数	回答率		回答数	回答率	回答数	回答率
2008	2,079	21.5%	—	—	2015	1,583	22.0%	737	13.0%
2009	3,148	33.6%	—	—	2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%
2010	2,955	32.5%	—	—	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2011	4,416	31.6%	—	—	2018	2,452	(26.5%)	1,609	(26.5%)
2012	3,441	28.1%	—	—	2019	1,439	23.8%	986	14.7%
2013	1,623	24.2%	—	—	2020	1,515	25.3%	796	12.6%
2014	2,103	30.9%	1,711	24.3%	—	—	—	—	—

2018 年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回答率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は 26.5%である。

3. 質問項目

3. 質問項目

アンケートでは、法人選択の動向、組織運営、寄附と税制、ガバナンス・コードと行政庁の対応、そしてコロナウイルスへの対応について訊いた。質問内容は表4のとおりであるが、その内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人29問、一般法人18問とした。質問の全文は、311頁の「V. アンケート質問全文」に収録している。

なお本書では、公益法人および一般法人の制度は構造的に異なるため、公益法人の調査結果については「Ⅱ. アンケート結果 [公益法人編]」、一般法人の調査結果については「Ⅲ. アンケート結果 [一般法人編]」において、それぞれ別に報告することとした。また、前年度と同様、今回もより実態を深く把握するため、可能な限りクロス分析による解析を試みた。

表4 アンケート質問内容一覧

	公益法人		一般法人	
基本情報		回答者のメールアドレス		回答者のメールアドレス
		法人の別		法人の別
		法人の形態		法人の形態
		行政庁の別		所在地
		－		税法区分
		回答者の勤続年数		回答者の勤続年数
		事業内容の分類		事業内容の分類
		収益事業の有無		－
		2019年度の主な収益		2019年度の主な収益
		2019年度の支出規模		2019年度の支出規模
法人選択	1	公益法人を選択して良かった点	1	一般法人を選択して良かった点
	2	公益法人を選択して苦勞している点	2	一般法人を選択して苦勞している点
	3	苦勞している点の具体的内容 ¹	3	苦勞している点の具体的内容 ¹
	4	再度選択する場合の法人類型	4	再度選択する場合の法人類型
寄附・税制等	5	寄附金の総収入に占める割合	5	寄附金の総収入に占める割合
	6	寄附金を募集していない理由	6	寄附金を募集していない理由
	7	税額控除証明への対応	－	－
	8	税額控除証明を取得していない理由	－	－
	9	みなし譲渡所得税非課税承認特例の利用	－	－
	10	資産寄附経験の有無	7	資産寄附経験の有無
	11	税制への要望 ¹	8	税制への要望 ¹
	12	会計基準についての意見 ¹		
行政庁の対応等	13	ガバナンス・コードの必要性	－	－
	14	ガバナンス・コード不要の理由	－	－
	15	ガバナンス・コードの採用時期	－	－
	16	ガバナンス・コードの採用目的	－	－
	17	立入検査の内容	－	－
	18	変更認定申請・届出の経緯	9	変更認可申請・届出の経緯

I. アンケートの概要

	19	行政庁の指導・対応	-	-
	20	行政庁への要望	-	-
コ ロ ナ 対 策	21	事業活動への影響	10	事業活動への影響
	22	事業損失状況	11	事業損失状況
	23	事業活動面の対策状況	12	事業活動面の対策状況
	24	組織内のコロナ防止対策状況	13	組織内のコロナ防止対策状況
	25	法人組織として求めたい支援	14	法人組織として求めたい支援
	26	法人組織として求めたい税制上の措置	15	法人組織として求めたい税制上の措置
	27	対外的な支援活動の実施状況	16	対外的な支援活動の実施状況
	28	支援策や税制面の意見、要望等 ¹	17	支援策や税制面の意見、要望等 ¹
	29	公法協への要望 ¹	18	公法協への要望 ¹

¹ 記述式の質問。質問内容の詳細は、311 頁のV「アンケート質問全文」を参照。

4. 公益法人、一般法人の概況

アンケートの結果報告に入る前に、公益法人および一般法人の概況についてみていく。表5は、2020年10月1日時点の公益法人および一般法人の法人数、一般法人法に基づき設立された法人(公益法人+一般法人)に占める公益法人の割合、そして人口1万人当たりの法人数を都道府県別に示したものである。

公益法人の多い地域、少ない地域を以下に示した。最も法人数が多い都道府県は東京都であり2,292件、全体に占める割合は23.8%である。2018年調査時の割合は23.7%であったので、0.1ポイント上昇したことになる。

<公益法人が多い順>

・東京都	2,292件(23.8%)
・大阪府	413件(4.3%)
・神奈川県	361件(3.8%)
・京都府	335件(3.5%)
・福岡県	326件(3.4%)
・愛知県	302件(3.1%)

<公益法人が少ない順>

・佐賀県	70件(0.7%)
・秋田県	73件(0.8%)
・鳥取県	80件(0.8%)
・徳島県	85件(0.9%)
・熊本県	90件(0.9%)
・宮崎県	90件(0.9%)

一般法人の多い地域、少ない地域は以下のとおりである。一般法人が最も多い都道府県も東京都(23,888件)であり、全体に占める割合は35.2%である。2018年調査時と比較すると3ポイント低下した。東京都における一般法人数の増加は著しく、2018年調査時から1,323件増加しているが、それ以上に地方において一般法人が増加していることになる。

公益法人、一般法人はいずれも都道府県人口に比例した分布形態がみられるものの、東京都の場合のみにおいて一極集中の傾向がみられる。これは、地元組織に加えて多くの全国組織が都内に立地しているためだと考えられる。

<一般法人が多い順>

・東京都	23,888件(35.2%)
・大阪府	5,102件(7.5%)
・愛知県	2,463件(3.6%)
・兵庫県	2,423件(3.6%)
・福岡県	2,279件(3.4%)
・北海道	2,069件(3.0%)

<一般法人が少ない順>

・秋田県	257件(0.4%)
・高知県	283件(0.4%)
・鳥取県	289件(0.4%)
・島根県	305件(0.4%)
・徳島県	339件(0.5%)
・山形県	353件(0.5%)

一般法人法に基づき設立された法人(公益法人:9,614件+一般法人:67,938件)に占める公益法人の割合は12.4%であり、2018年調査時は14.8%、2019年調査時は12.8%であることから、公益法人の占める割合が日を迫うごとに低下していることが分かる。

表5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計

都道府県	公益法人		一般法人		合 計	公益法人 の割合(%)	1万人当り法人数	
		全国		全国			公益法人	一般法人
北海道	265	2.8%	2,069	3.0%	2,334	11.4%	0.5	3.9
青森県	109	1.1%	442	0.7%	551	19.8%	0.9	3.5
岩手県	100	1.0%	499	0.7%	599	16.7%	0.8	4.1
宮城県	166	1.7%	1,073	1.6%	1,239	13.4%	0.7	4.7
秋田県	73	0.8%	257	0.4%	330	22.1%	0.8	2.7
山形県	139	1.4%	353	0.5%	492	28.3%	1.3	3.3
福島県	157	1.6%	756	1.1%	913	17.2%	0.9	4.1
茨城県	145	1.5%	821	1.2%	966	15.0%	0.5	2.9
栃木県	128	1.3%	527	0.8%	655	19.5%	0.7	2.7
群馬県	126	1.3%	567	0.8%	693	18.2%	0.6	2.9
埼玉県	226	2.4%	1,731	2.5%	1,957	11.5%	0.3	2.4
千葉県	207	2.2%	1,492	2.2%	1,699	12.2%	0.3	2.4
東京都	2,292	23.8%	23,888	35.2%	26,180	8.8%	1.6	17.2
神奈川県	361	3.8%	3,239	4.8%	3,600	10.0%	0.4	3.5
新潟県	192	2.0%	677	1.0%	869	22.1%	0.9	3.0
富山県	143	1.5%	389	0.6%	532	26.9%	1.4	3.7
石川県	150	1.6%	516	0.8%	666	22.5%	1.3	4.5
福井県	112	1.2%	379	0.6%	491	22.8%	1.5	4.9
山梨県	93	1.0%	431	0.6%	524	17.7%	1.1	5.3
長野県	134	1.4%	942	1.4%	1,076	12.5%	0.7	4.6
岐阜県	136	1.4%	734	1.1%	870	15.6%	0.7	3.7
静岡県	196	2.0%	1,301	1.9%	1,497	13.1%	0.5	3.6
愛知県	302	3.1%	2,463	3.6%	2,765	10.9%	0.4	3.3
三重県	106	1.1%	544	0.8%	650	16.3%	0.6	3.1
滋賀県	143	1.5%	547	0.8%	690	20.7%	1.0	3.9
京都府	335	3.5%	1,553	2.3%	1,888	17.7%	1.3	6.0
大阪府	413	4.3%	5,102	7.5%	5,515	7.5%	0.5	5.8
兵庫県	275	2.9%	2,423	3.6%	2,698	10.2%	0.5	4.4
奈良県	105	1.1%	594	0.9%	699	15.0%	0.8	4.5
和歌山県	95	1.0%	407	0.6%	502	18.9%	1.0	4.4
鳥取県	80	0.8%	289	0.4%	369	21.7%	1.4	5.2
島根県	105	1.1%	305	0.4%	410	25.6%	1.6	4.5
岡山県	168	1.7%	785	1.2%	953	17.6%	0.9	4.2
広島県	186	1.9%	1,052	1.5%	1,238	15.0%	0.7	3.8
山口県	105	1.1%	459	0.7%	564	18.6%	0.8	3.4
徳島県	85	0.9%	339	0.5%	424	20.0%	1.2	4.7
香川県	139	1.4%	417	0.6%	556	25.0%	1.5	4.4
愛媛県	115	1.2%	423	0.6%	538	21.4%	0.9	3.2
高知県	114	1.2%	283	0.4%	397	28.7%	1.6	4.1
福岡県	326	3.4%	2,279	3.4%	2,605	12.5%	0.6	4.5
佐賀県	70	0.7%	403	0.6%	473	14.8%	0.9	4.9
長崎県	109	1.1%	572	0.8%	681	16.0%	0.8	4.3
熊本県	90	0.9%	922	1.4%	1,012	8.9%	0.5	5.3
大分県	111	1.2%	530	0.8%	641	17.3%	1.0	4.7
宮崎県	90	0.9%	396	0.6%	486	18.5%	0.8	3.7
鹿児島県	196	2.0%	542	0.8%	738	26.6%	1.2	3.4
沖縄県	101	1.1%	1,226	1.8%	1,327	7.6%	0.7	8.4
合 計	9,614		67,938		77,552	12.4%	0.8	5.4

資料: 国税庁法人番号公表サイト(2020年10月1日現在)

4. 公益法人、一般法人の概況

公益法人の占める割合を都道府県別にみると、以下のようになる。

<公益法人数の割合が高い地域>

・高知県	28.7%
・山形県	28.3%
・富山県	26.9%
・鹿児島県	26.6%
・島根県	25.6%
・香川県	25.0%

<公益法人の割合が低い地域>

・大阪府	7.5%
・沖縄県	7.6%
・東京都	8.8%
・熊本県	8.9%
・神奈川県	10.0%
・兵庫県	10.2%

人口1万人当りの公益法人数が多い地域の上位、少ない地域の下位について以下に示した。最高値を示す東京都(1.6件)に対して、東京都周辺部はいずれも最低値(埼玉県0.3件、千葉県0.3件、神奈川県0.4件)が示されており、首都圏域ではストロー現象が働いていると考えられる。

関西圏では首都圏と比較し異なる様相を呈しており、極めて低い数値が示されている大阪府(0.5件)、兵庫県(0.5件)、奈良県(0.8件)に対し、京都府は1.3件を示しており、興味深いところである。

他方、北陸地方、山陰地方、四国地方などの地方部では高い数値が示される傾向にある。

<人口1万人当り公益法人数の上位> <人口1万人当り公益法人数の下位>

・東京都	1.6件	・埼玉県	0.3件
・島根県	1.6件	・千葉県	0.3件
・高知県	1.6件	・神奈川県	0.4件
・福井県	1.5件	・愛知県	0.4件
・香川県	1.5件		

人口1万人当りの一般法人数の多い地域の上位、少ない地域の下位については以下のとおりである。一般法人においても、東京都は公益法人と同様に圧倒的な求心力を持ち、次に多い沖縄県8.4件とのポイント差は8.8である。3番目に多い地域は京都府(6件)であり、公益法人に限らず、一般法人の設立も盛んであることが理解できよう。

一方で、一般法人が少ない地域は、公益法人と同様に埼玉県、千葉県を含む関東地方から東北地方にかけて最低値を示す地域が集中する。

<人口1万人当り一般法人数の上位> <人口1万人当り一般法人数の下位>

・東京都	17.2件	・埼玉県	2.4件
・沖縄県	8.4件	・千葉県	2.4件
・京都府	6.0件	・秋田県	2.7件
・大阪府	5.8件	・栃木県	2.7件
・山梨県	5.3件	・茨城県	2.9件
・熊本県	5.3件	・群馬県	2.9件

II. アンケート結果〔公益法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

本章では、公益法人の回答結果についてみていく。はじめに、回答法人の属性についてみると、法人格については社団 739 件 (48.8%)、財団 776 件 (51.2%) で、財団が若干上回る構成となっている (図 1)。

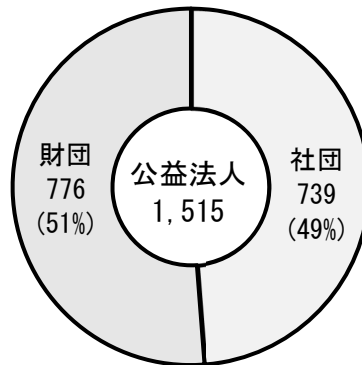


図 1 回答法人の法人格

表 6 は、回答法人の設立経緯を示したものである。全体の 71.8%にあたる 1,088 件は特例民法法人から移行認定を経て公益法人になった移行法人であり、とりわけ財団の比率が 82.4%(640 件)と高く、社団との差は 21.7 ポイントである。

一般法人を新規に設立し公益認定を取得した法人は 67 法人(4.4%)にとどまっている。任意団体から一般法人経由で公益認定を取得した法人は 202 件(13.3%)に上り、とりわけ社団の占める割合が高く 20.6%(152 件)であり、財団とは 14.2 ポイントもの差が生じている。

その他法人格からの転換状況をみると、特定非営利活動法人からが 25 件(1.7%)、営利法人からが 2 件(0.1%)、その他法人格からが 75 件(5.0%)であった。

表 6 法人の形態

回答項目	社 団	財 団	合 計
特例民法法人から移行	60.7% (448)	82.4% (640)	71.8%(1,088)
特例民法法人から一般法人経由で移行	5.0% (37)	2.4% (19)	3.7% (56)
新設(2008 年 12 月以降に一般法人経由で設立)	5.4% (40)	3.5% (27)	4.4% (67)
任意団体から一般法人経由で設立	20.6% (152)	6.4% (50)	13.3% (202)
特定非営利活動法人から一般法人経由で設立	1.4% (10)	1.9% (15)	1.7% (25)
営利法人から一般法人経由で設立	0.0% (0)	0.3% (2)	0.1% (2)
その他法人から一般法人経由で設立	6.9% (52)	3.1% (23)	5.0% (75)
合 計	739	776	1,515

%は、回答法人数(社団 739 件、財団 776 件、計 1,515 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

1. 回答法人の基本的事項

表7 回答者の勤続年数

回答項目	社団	財団	合計
0年～5年	45.7% (338)	44.6% (346)	45.1 (684)
6年～15年	28.7% (212)	25.6% (199)	27.1 (411)
16年以上	25.6% (189)	29.8 (231)	27.7 (420)
合 計	739	776	1,515

%は、回答法人数(社団 739 件、財団 776 件、計 1,515 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

回答者の勤続年数については「0年～5年」が最も多く 684 件で、全体の 45.1%を占める。次に多かったのは 16 年以上の 420 件(27.7%)であった(表7)。

表8は、回答法人数を行政庁別に示したものである。内閣府所管法人は 351 件(23.2%)、都道府県所管法人は 1,164 件(76.8%)である。都道府県所管法人について地域別にみると、北海道が 43 件(2.8%)、東北地方 6 県が 108 件(7.1%)、関東地方 1 都 6 県が 256 件(16.9%)、中部・北陸地方 9 県が 223 件(14.7%)、近畿地方 2 府 5 県が 179 件(11.8%)、中国地方 5 県が 114 件(7.5%)、四国地方 4 県が 66 件(4.4%)、九州地方 8 県が 175 件(11.6%)である。都道府県別では東京都 101 件が最も多く、次いで福岡県 52 件、北海道 43 件、大阪府 40 件が続く。

表8 行政庁別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	43	2.8	石川県	25	1.7	岡山県	30	2.0
青森県	14	0.9	福井県	8	0.5	広島県	36	2.4
岩手県	14	0.9	山梨県	14	0.9	山口県	21	1.4
宮城県	17	1.1	長野県	23	1.5	徳島県	11	0.7
秋田県	16	1.1	岐阜県	21	1.4	香川県	19	1.3
山形県	16	1.1	静岡県	38	2.5	愛媛県	16	1.1
福島県	31	2.0	愛知県	37	2.4	高知県	20	1.3
茨城県	19	1.3	三重県	28	1.8	福岡県	52	3.4
栃木県	24	1.6	滋賀県	19	1.3	佐賀県	9	0.6
群馬県	17	1.1	京都府	31	2.0	長崎県	13	0.9
埼玉県	29	1.9	大阪府	40	2.6	熊本県	15	1.0
千葉県	27	1.8	兵庫県	28	1.8	大分県	16	1.1
東京都	101	6.7	奈良県	14	0.9	宮崎県	18	1.2
神奈川県	39	2.6	和歌山県	19	1.3	鹿児島県	39	2.6
新潟県	30	2.0	鳥取県	12	0.8	沖縄県	13	0.9
富山県	27	1.8	島根県	15	1.0	内閣府	351	23.2
地方計 1,164 合計 1,515								

%は、回答法人数(1,515 件)に占める割合。

回答法人が実施する主たる事業については、上位は「地域社会貢献団体」222件(14.7%)、「行政関連」153件(10.1%)であり、この2事業で全体の24.8%(375件)を占める(表9)。また、「社会福祉関係」115件(7.6%)、「助成・表彰」110件(7.3%)、「芸術・文化関係」110件(7.3%)の事業を展開する法人も比較的に多いことが分かる。

一方で、「趣味・愛好会・同好会」、「情報化社会」、「精神修養団体」、「新聞その他メディア」は該当する法人がみられなかった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、母数が9件以下のカテゴリについては「その他」に集約することとする。母数が9件を下回るカテゴリは、「趣味・愛好会・同好会」0件、「情報化社会」0件、「動物愛護」9件、「生活・権利保護支援」6件、「男女共同参画社会」4件、「互助・共済、親睦団体」9件、「精神修養団体」0件、「祭祀・慰霊」5件、「新聞その他メディア」0件であり、これらの合計値は33件である。

表9 回答法人の主たる事業

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	85	30	115	動物愛護*	7	2	9
福祉関係の助成	8	12	20	生活・権利保護支援*	5	1	6
健康維持・増進団体等	50	22	72	人権・平和	3	9	12
医療施設、病院等	9	16	25	国際協力	3	26	29
教育関係	33	46	79	男女共同参画社会*	0	4	4
学会・学術団体	32	6	38	情報化社会*	0	0	0
研究・分析機関	9	37	46	産業創造・企業経営、起業支援	10	21	31
助成・表彰	9	101	110	業界団体	50	12	62
奨学	2	42	44	同一資格者団体	22	0	22
児童・青少年の健全育成	20	24	44	免許・資格付与・検査・検定	17	3	20
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	3	57	60	互助・共済、親睦団体*	6	3	9
芸術・文化関係	19	91	110	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	14	51	65	祭祀・慰霊*	0	5	5
趣味・愛好会・同好会*	0	0	0	会館運営	0	17	17
地域社会貢献活動・団体	190	32	222	新聞その他メディア*	0	0	0
環境保護	19	28	47	行政関連	85	68	153
災害・地域安全	14	6	20	非営利活動支援団体	15	4	19
合 計					739	776	1,515

*本分析で「その他」として扱う母数が9件以下の主たる事業。

回答法人の収益事業の有無についてみると、収益事業を実施していない法人は884件(58.3%)であり、公益目的事業のみを行う法人が多いことが分かる(図2)。法人格別にみると、収益事業を実施している法人は、社団が295件(40%)、財団が336件(43.3%)で割合としては財団の方が若干高い数値が示されている。

1. 回答法人の基本的事項

回答法人の主な収益をみると、社団の場合は8割以上(81.7%、604件)が「会費収入」であり、また「公益目的事業の収益」、「行政機関からの補助金」を主な収益とする法人も多くみられ、それぞれ52.4%(387件)、44.2%(327件)に上った(図3)。一方で、財団の場合は特徴的な傾向はみられないものの、比較的に高かったのは上位から、「公益目的事業の収益」の36.2%(281件)、「資金運用益」の32.9%(255件)、「行政機関からの補助金」の32.1%(249件)、「委託費／指定管理料」の29.9%(232件)、「収益事業による収益」の26.8%(208件)であった。「その他」の内容(記述回答)については175頁のIVの1(1)を参照されたい。

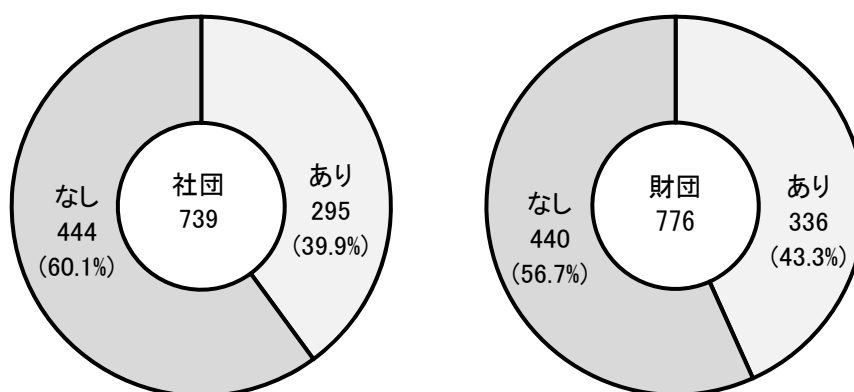


図2 収益事業の有無

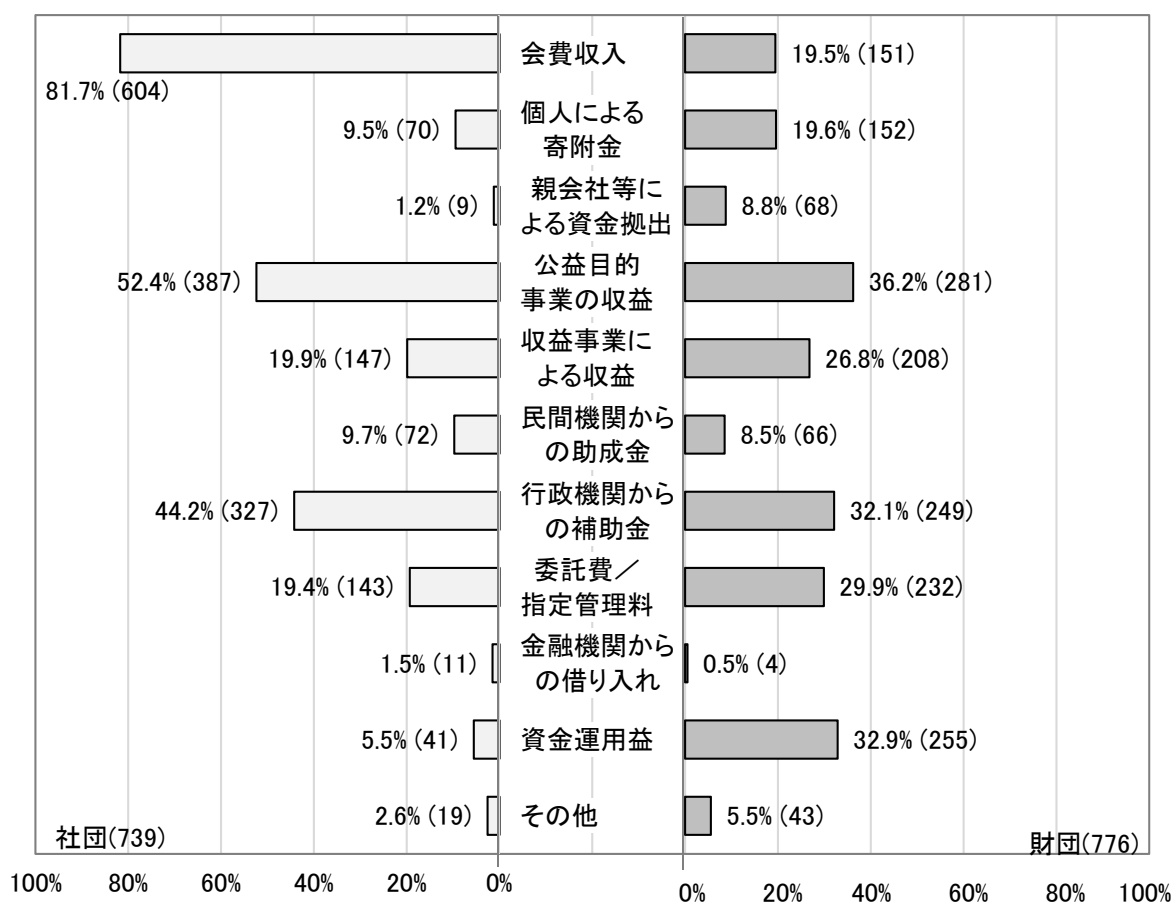


図3 回答法人の主な収益(複数選択)
%は、回答法人数(社団739件、財団776件)に占める割合。

II. アンケート結果〔公益法人編〕

次に、事業による収入源の傾向を把握するため、回答法人の主な収益を主たる事業別にみてる。全体的にみると、「会費収入」、「公益目的事業からの収益」、「行政機関からの補助金」に依存する事業が多いことが分かる。太字は50%以上を示す。

個別にみていくと、「会費収入」に依存する法人が50%以上を占めるのは17事業であり、同一資格者団体(100%)、業界団体(85.5%)、学会・学術団体(81.6%)、災害・地域安全(80%)につ

表 10 主たる事業別の主な収益の割合(複数回答)

単位：％

主な事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(115)	70.4	15.7	0.0	56.5	12.2	7.8	62.6	33.9	0.9	3.5	5.2
福祉関係の助成(20)	50.0	15.0	15.0	25.0	0.0	5.0	45.0	15.0	5.0	35.0	5.0
健康維持・増進団体等(72)	70.8	13.9	0.0	59.7	22.2	6.9	44.4	23.6	0.0	8.3	2.8
医療施設、病院等(25)	44.0	24.0	0.0	56.0	12.0	0.0	28.0	12.0	0.0	16.0	8.0
教育関係(79)	57.0	29.1	0.0	48.1	39.2	7.6	19.0	16.5	0.0	16.5	1.3
学会・学術団体(38)	81.6	18.4	0.0	65.8	28.9	10.5	7.9	18.4	0.0	7.9	2.6
研究・分析機関(46)	60.9	21.7	6.5	34.8	23.9	13.0	17.4	17.4	2.2	34.8	4.3
助成・表彰(110)	16.4	18.2	26.4	3.6	5.5	2.7	0.0	0.9	0.0	70.9	7.3
奨学(44)	6.8	25.0	11.4	0.0	6.8	0.0	4.5	0.0	0.0	77.3	6.8
児童・青少年の健全育成(44)	47.7	18.2	9.1	36.4	20.5	11.4	18.2	13.6	0.0	9.1	0.0
美術館・博物館・動物園等(60)	26.7	16.7	18.3	45.0	48.3	6.7	26.7	31.7	0.0	15.0	3.3
芸術・文化関係(110)	35.5	20.0	9.1	60.9	40.9	12.7	40.0	45.5	1.8	20.9	2.7
スポーツ関係(65)	56.9	16.9	1.5	43.1	46.2	16.9	56.9	55.4	0.0	12.3	3.1
地域社会貢献活動団体(222)	78.8	2.7	1.8	51.8	18.0	12.2	55.0	15.8	1.4	7.2	4.5
環境保護(47)	66.0	44.7	4.3	25.5	8.5	14.9	31.9	38.3	0.0	29.8	2.1
災害・地域安全(20)	80.0	20.0	0.0	45.0	30.0	25.0	45.0	35.0	5.0	15.0	5.0
人権・平和(12)	66.7	41.7	0.0	25.0	8.3	8.3	50.0	41.7	0.0	16.7	8.3
国際協力(29)	44.8	24.1	6.9	31.0	3.4	24.1	41.4	27.6	0.0	31.0	3.4
産業創造・企業経営、起業支援(31)	41.9	0.0	3.2	32.3	29.0	9.7	58.1	32.3	0.0	32.3	3.2
業界団体(62)	85.5	0.0	1.6	35.5	29.0	1.6	40.3	11.3	0.0	9.7	4.8
同一資格者団体(22)	100.0	0.0	0.0	50.0	13.6	4.5	9.1	18.2	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	70.0	0.0	0.0	75.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	10.0	0.0
会館運営(17)	5.9	5.9	0.0	70.6	88.2	11.8	35.3	64.7	0.0	11.8	0.0
行政関連(153)	47.7	2.6	0.7	45.1	22.2	6.5	52.9	30.1	3.3	19.6	5.2
非営利活動支援団体(19)	68.4	31.6	5.3	57.9	15.8	26.3	68.4	31.6	0.0	10.5	5.3
その他(33)	69.7	27.3	0.0	66.7	15.2	3.0	33.3	36.4	3.0	18.2	6.1
全 体 (合計 1,515)	55.8	14.7	5.1	44.1	23.4	9.1	38.1	24.8	1.0	20.5	4.1

数値は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50%以上。

会費収入：会費収入 個人寄附：個人による寄附金 資金拠出：親会社等による資金拠出 公益事業：公益目的事業からの収益 収益事業：収益事業の実施による収益 民間助成：民間機関からの助成金 行政補助：行政機関からの補助金 委託費等：委託費・指定管理料 借り入れ：金融機関からの借り入れ 資金運用：資金運用益

1. 回答法人の基本的事項

いては、いずれも8割を超えている。「公益目的事業からの収益」については、「免許・資格付与・検査・検定」(75%)、「会館運営」(70.6%)を含む11事業が該当し、「行政機関からの補助金」については、「非営利活動支援団体」(68.4%)、「社会福祉関係」(62.6%)など7事業が50%を超えている。

このほかに、50%を上回る事業が存在するのは、「収益事業の実施による収益」の「会館運営」(88.2%)、「委託費・指定管理料」の「会館運営」(64.7%)、「スポーツ関係」(55.4%)、「資金運用益」の「奨学」(77.3%)、「助成・表彰」(70.9%)である。

50%には満たないが、「環境保護」および「人権・平和」は個人寄附に依存している法人の割合が比較的に高く、それぞれ44.7%および41.7%だった。

回答法人の支出規模については図4に示している通りである。該当数の上位からみていくと、「1億円～5億円」が最も多く、全体に占める割合が34.7%(526件)に上る。次いで「1千万円～5千万円」の27.9%(423件)、「5千万円～1億円」の16%(243件)、「5億円～10億円」の7.3%(111件)、「10億円以上」の大規模法人は6.9%に当たる105件が該当するが、その多くは財団であることが分かる。

表11は支出規模を事業別にみたものであり、主たる事業毎の全回答に占める割合の最高値は太字で示した。表によると、「1億円～5億円」が最も高く34.7%であり、最高値を示す事業は「スポーツ関係」(56.9%)、「同一資格者団体」(50%)、「免許・資格付与・検査・検定」(50%)を含む15事業が該当する。

5千万円未満を小規模法人、5千万円～5億円を中規模法人、5億円以上を大規模法人と仮定した場合、「助成・表彰」、「児童・青少年の健全育成」、「奨学」などは小規模法人に多く、「医療施設、病院等」は大規模法人に多かった。その他の20を超える「社会福祉関係」、「研究・分析機関」、「芸術・文化関係」、「環境保護」などの事業は、中規模法人に多いことが分かる。

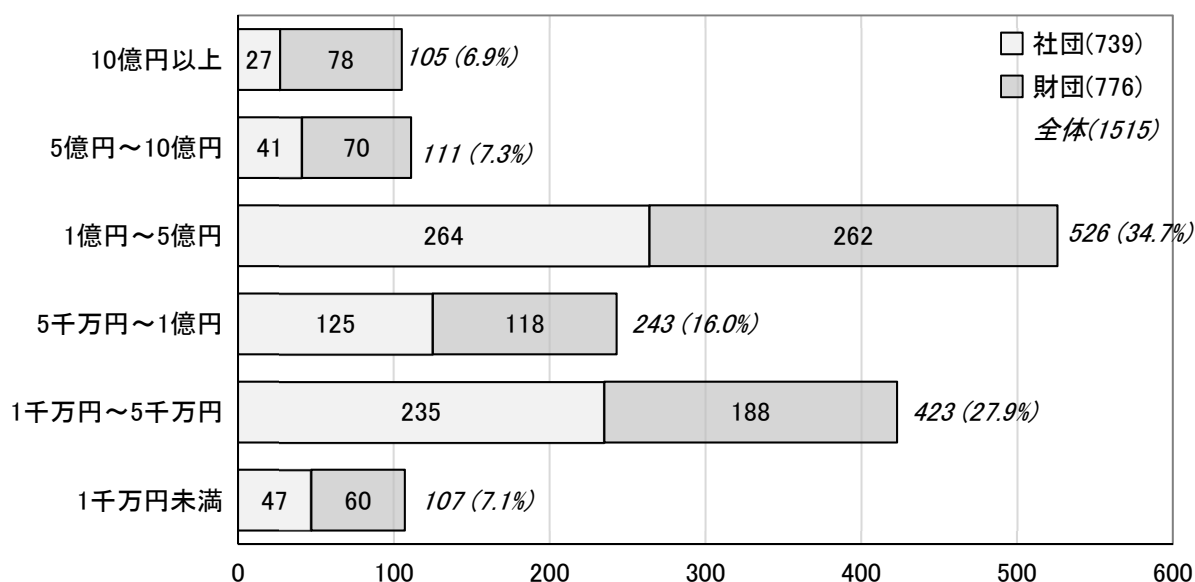


図4 2019年度の支出規模別法人数

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。

表 11 主たる事業別の支出規模

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	1 千万 円未満	1 千万～ 5 千万円	5 千万円 ～1 億円	1 億円～ 5 億円	5 億円～ 10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係(115)	1.7	26.1	15.7	45.2	7.8	3.5
福祉関係の助成(20)	0.0	45.0	15.0	35.0	5.0	0.0
健康維持・増進団体等(72)	8.3	29.2	11.1	34.7	11.1	5.6
医療施設、病院等(25)	8.0	16.0	4.0	12.0	16.0	44.0
教育関係(79)	11.4	27.8	7.6	39.2	3.8	10.1
学会・学術団体(38)	13.2	31.6	15.8	28.9	7.9	2.6
研究・分析機関(46)	2.2	26.1	19.6	34.8	8.7	8.7
助成・表彰(110)	12.7	37.3	19.1	24.5	3.6	2.7
奨 学(44)	18.2	34.1	11.4	31.8	4.5	0.0
児童・青少年の健全育成(44)	20.5	38.6	9.1	11.4	9.1	11.4
美術館・博物館・動物園等(60)	13.3	21.7	16.7	31.7	10.0	6.7
芸術・文化関係(110)	7.3	15.5	9.1	48.2	10.9	9.1
スポーツ関係(65)	0.0	10.8	10.8	56.9	7.7	13.8
地域社会貢献活動・団体(222)	6.8	33.8	14.9	34.7	6.8	3.2
環境保護(47)	10.6	25.5	19.1	38.3	4.3	2.1
災害・地域安全(20)	0.0	45.0	20.0	25.0	5.0	5.0
人権・平和(12)	8.3	66.7	8.3	8.3	0.0	8.3
国際協力(29)	10.3	27.6	31.0	27.6	3.4	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(31)	0.0	22.6	9.7	35.5	16.1	16.1
業界団体(62)	3.2	30.6	37.1	22.6	4.8	1.6
同一資格者団体(22)	9.1	18.2	9.1	50.0	13.6	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	0.0	15.0	15.0	50.0	5.0	15.0
会館運営(17)	0.0	17.6	29.4	47.1	5.9	0.0
行政関連(153)	3.9	24.2	17.6	32.0	8.5	13.7
非営利活動支援団体(19)	0.0	42.1	31.6	21.1	0.0	5.3
その他事業(33)	3.0	30.3	30.3	30.3	3.0	3.0
全 体 (合計 1,515)	7.1	27.9	16.0	34.7	7.3	6.9

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。
太字は、主たる事業ごとの回答割合の最高値。

2. 法人選択と認定選択の動向

(1) 法人選択に対する意識

1) 公益法人になって良かった点

ここでは、公益法人を選択して良かった点、または苦勞している点について、クロス分析を交えながら詳しくみていき、その上で、仮に法人格を再選択できた場合、どの法人格を選択するのかをみていく。

公益法人を選択してよかった理由は、「社会的信用度の高さ」が75.8%(1,148件)で最も多く、公益目的事業が非課税と回答した法人も55.8%(845件)みられた(表12)。他の非営利セクターは、原則は収益事業課税であるが、公益法人の場合はその収益事業が公益目的事業として認定された場合は非課税となることから、このことをメリットと捉える法人が多いことが伺える。次いで「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」が25.6%(388件)、「寄附金控除の優遇措置」が16.5%(250件)と続く。

2018年比では、「補助金、助成金、指定管理が受けやすい」と回答した法人の割合は4.6ポイント上昇し、寄附金控除の優遇措置は2.4ポイント低下した。これまでのアンケート結果から、寄附金は収支相償の対象となるため、多額の寄附金を受けたとしても収支相償への対応に苦慮することから寄附募集を控える法人が少なからず存在していることは明らかである。このことも寄附金控除の優遇措置をメリットと考える法人割合の低下の一因となっていることと思われる。「公益法人になって良かった点は特になし」については2ポイント減少し、「社会的な信用が一般法人よりも高い」については、特に大きな変動はなかった。

法人形態別にみると、「社会的な信用が一般法人よりも高い」および「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」をメリットと考える法人は社団の方が多い結果になっている。「公益目的事業が非課税」、「公益目的事業以外の税制優遇措置が充実」および「寄附金控除の優遇措置」については財団の方がメリットと考える法人が多く、税制面の支援措置に関心が高いことが読み取れる。「公益目的事業が非課税」および「寄附金控除の優遇措置」の社団とのポイント差は特に大きく、それぞれ10.9および14となっている。

なお、「その他」の内容(記述回答)については176頁のIVの1(2)を参照されたい。

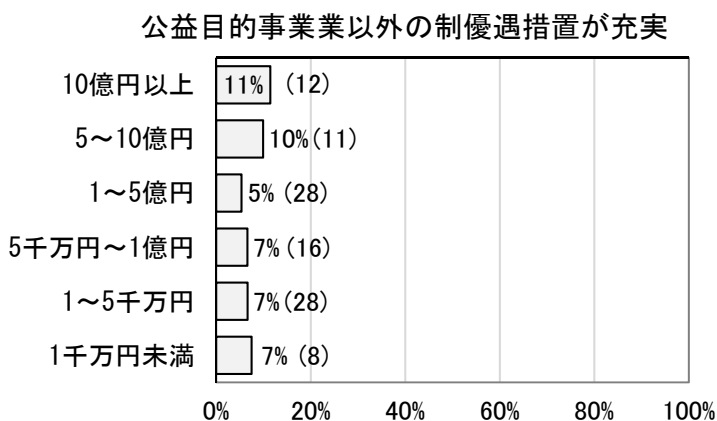
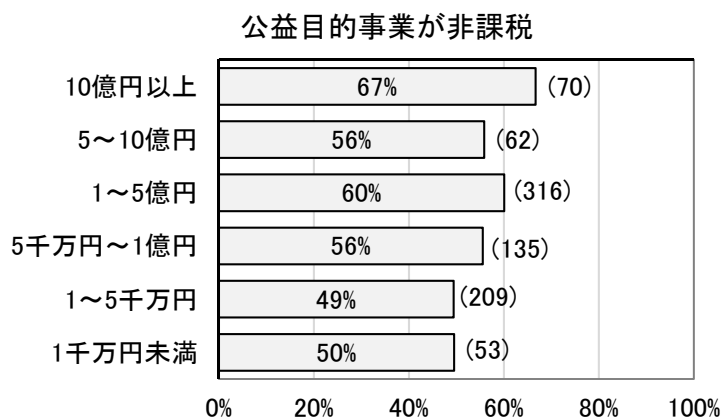
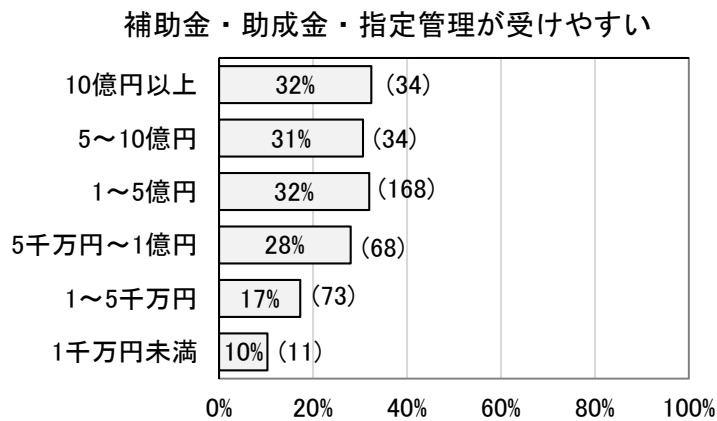
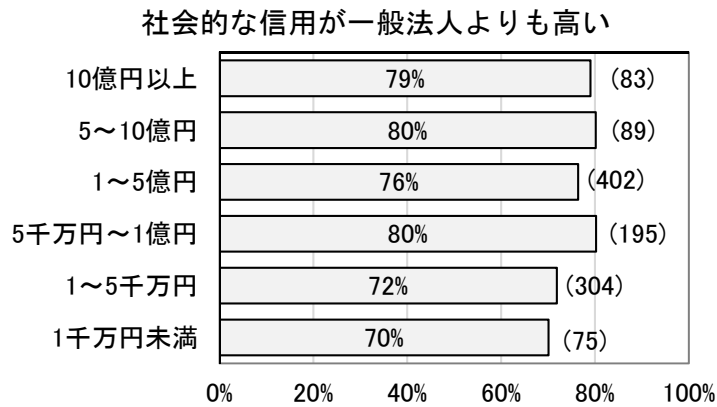
表 12 公益法人を選択して良かった理由(複数回答)

項 目	社 団	財 団	全 体	2019 年	2018 年
社会的な信用が一般法人よりも高い	78.1%(577)	73.6%(571)	75.8%(1,148)	74.0%	75.9%
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	28.0%(207)	23.3%(181)	25.6%(388)	24.3%	21.0%
公益目的事業が非課税	50.2%(371)	61.1%(474)	55.8%(845)	56.2%	57.4%
公益目的事業以外の税制優遇措置が充実	3.5%(26)	9.9%(77)	6.8%(103)	7.0%	7.4%
寄附金控除の優遇措置	9.3%(69)	23.3%(181)	16.5%(250)	18.4%	18.9%
公益法人になって良かった点は特になし	9.3%(69)	5.2%(40)	7.2%(109)	7.6%	9.2%
その他	0.5%(4)	0.6%(5)	0.6%(9)	0.8%	0.6%

%は、回答法人数(社団 739 件、財団 776 件、全体 1,515 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

「その他」の記述回答は、176 頁、IVの 1(2)を参照。

II. アンケート結果〔公益法人編〕



次に、公益法人になって良かった理由の法人規模別割合をみてる。図6（計6枚）に示すように、「社会的な信用が一般法人よりも高い」ことをメリットと感じている法人は多く、全てのカテゴリーにおいて70%を超えており、規模別にみた場合の特徴的な傾向はみられない。

「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」については、規模が増すほどこのように回答する法人の割合が高まる傾向にあるが、それでも30%を若干上回るに過ぎない。1千万円未満については10%であり、ある程度の規模を有する法人でないと、事務手続き面で補助金、助成金、指定管理を受けることが難しいと考える法人が多いのかもしれない。

公益法人の場合、収益事業34業種に該当しても公益目的事業として公益認定された場合は非課税となる。この「公益目的事業が非課税」をメリットと感じる法人の割合は比較的に高く全体で55.8%であり、とりわけ支出規模を有する法人ほど割合が高くなる傾向にある。

「公益目的事業以外の税制優遇措置が充実」については全体的にメリットと感じる法人の割合が低く6.8%であり、「寄附金控除の優遇措置」と回答した法人も16.5%に止まる。「寄附金控除の優遇措置」については支出規模が小さいほどメリットと感じる法人の割合が若干高いが、いずれも規模による大差はなく、特徴的な傾向はみられない。

「公益法人になって良かった点は特になし」と回答した法人の割合は全体で7.2%と極めて低く、何らかの苦勞

2. 法人選択と認定選択の動向

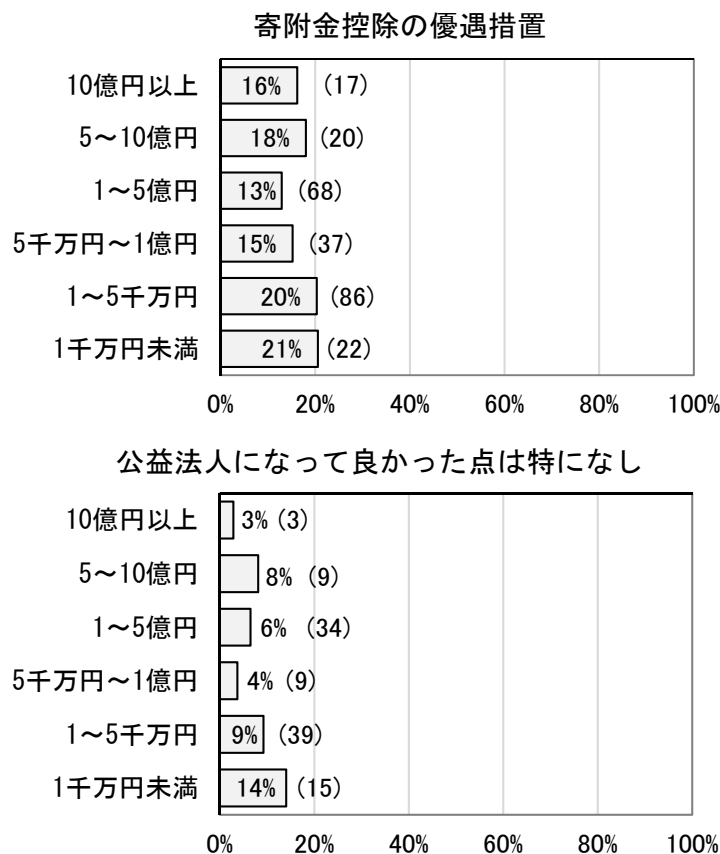


図5 公益法人になってよかった点(複数回答)の支出規模別割合

上記図6枚。カッコ内は回答法人数。

%は、支出規模ごとに占める割合。

「しやすい」と回答した法人は、全体的に高いとはいえず、50%を超える事業の該当はない。ちなみに最高値は「社会福祉関係」の49.6%(57件)、最低値は「奨学」の2.3%(1件)であった。寄附金控除の優遇についても50%を超える事業はない、最高値は「環境保護活動」の46.8%(22件)であり、「人権・平和」(41.7%、5件)においても比較的に高かった。一方で、同一資格者団体は該当がなく、「業界団体」は3.2%(2件)、「地域社会貢献活動・団体」は4.1%(9件)であった。

「公益目的事業以外の税制優遇措置が充実している」と回答した法人の割合は低く全体で6.8%(103件)であり、最も高い数値を示す事業でも「美術館・博物館・動物園等」の18.3%(11件)であった。「公益法人を選択して良かった点は特になし」と回答した法人の割合も全体で7.2%(109件)と低く、その中での上位は「同一資格者団体」(22.7%、5件)および「スポーツ関係」(15.4%、10件)、最低値の「奨学」(0%)および「人権・平和」(0%)に至っては該当がなかった。

を抱えている法人が多い様子が伺える。とくに支出規模が小さいほどその割合は若干高くなる傾向にある。

表13は、公益法人になってよかった点の主たる事業内容別割合を示したものである。公益法人になってよかった点として、「社会的な信用が一般法人よりも高い」と回答した法人の割合は全体的に高く、全ての事業で50%を超えている。その中で最も高かったのは「免許・資格付与・検査・検定」で90%(18件)、最も低かったのは「社会福祉関係の助成」で60%(12件)であった。

また、「公益目的事業が非課税」においても全体的に高く、50%を超えているのは26事業中23事業であり、最高値は「学会・学術団体」の71.1%(27件)、最低値は「非営利活動支援団体」の47.4%(9件)であった。

「補助金・助成金・指定管理が受

表 13 公益法人になって良かった点の主たる事業別の割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	社会的 信用が 高い	補助金・ 指定管 理等	公益目 的事業 非課税	その他 税制優 遇	寄附金 控除の 優遇	特に なし	その他
社会福祉関係(115)	80.9	49.6	54.8	0.9	14.8	3.5	0.0
福祉関係の助成(20)	60.0	20.0	55.0	5.0	15.0	15.0	5.0
健康維持・増進団体等(72)	83.3	25.0	48.6	1.4	9.7	9.7	0.0
医療施設、病院等(25)	68.0	24.0	52.0	0.0	24.0	12.0	0.0
教育関係(79)	73.4	6.3	57.0	7.6	29.1	7.6	0.0
学会・学術団体(38)	84.2	5.3	71.1	7.9	15.8	0.0	2.6
研究・分析機関(46)	87.0	17.4	58.7	6.5	21.7	2.2	0.0
助成・表彰(110)	80.0	1.8	58.2	10.9	24.5	7.3	0.0
奨学(44)	70.5	2.3	63.6	4.5	15.9	0.0	2.3
児童・青少年の健全育成(44)	72.7	18.2	59.1	6.8	20.5	11.4	0.0
美術館・博物館・動物園等(60)	63.3	31.7	63.3	18.3	21.7	5.0	0.0
芸術・文化関係(110)	80.0	39.1	63.6	12.7	24.5	1.8	1.8
スポーツ関係(65)	70.8	44.6	60.0	13.8	21.5	15.4	0.0
地域社会貢献活動・団体(222)	75.7	34.2	49.1	4.5	4.1	8.1	0.0
環境保護(47)	74.5	12.8	57.4	6.4	46.8	4.3	0.0
災害・地域安全(20)	80.0	20.0	50.0	5.0	20.0	5.0	0.0
人権・平和(12)	83.3	33.3	50.0	16.7	41.7	0.0	0.0
国際協力(29)	79.3	20.7	58.6	6.9	34.5	3.4	0.0
産業創造・企業経営、起 業支援(31)	77.4	41.9	58.1	6.5	9.7	6.5	0.0
業界団体(62)	83.9	17.7	50.0	0.0	3.2	9.7	0.0
同一資格者団体(22)	72.7	9.1	50.0	0.0	0.0	22.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	90.0	5.0	50.0	0.0	10.0	10.0	0.0
会館運営(17)	64.7	29.4	52.9	5.9	11.8	11.8	5.9
行政関連(153)	65.4	26.8	52.3	7.8	5.2	10.5	2.0
非営利活動支援団体(19)	73.7	31.6	47.4	0.0	26.3	5.3	0.0
その他(33)	78.8	33.3	66.7	12.1	27.3	3.0	0.0
全 体 (合計 1,515)	75.8	25.6	55.8	6.8	16.5	7.2	0.6

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50％以上。

社会的信用：社会的な信用が一般法人よりも高い 補助金・助成金等：補助金・助成金・指定管理が受けやすい 公益
目的事業非課税：公益目的事業が非課税 その他税制優遇：公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみ
なし寄附金などの税制優遇措置が充実している 寄附金控除：寄附金控除の優遇措置

2. 法人選択と認定選択の動向

2) 公益法人になって苦勞している点

公益法人になって苦勞している点については、「収支相償で事業活動が制限される」および「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答した法人の割合が半数近くを占め、それぞれ49.3%(747件)および47.9%(725件)である(表14)。

時系列的にみると、2018年調査時は、収支相償は43.1%、定期提出書類は41.4%であったので、それぞれ6.2ポイントおよび6.5ポイント上昇していることになる。法人格別にみると、財団よりも社団の方が収支相償および定期提出書類で困っている法人が多いことが読み取れる。

次に割合が高かったのは「変更認定申請・変更届出の手続き」の25.3%(384件)、「立入検査など行政庁の監督が続く」の23.2%(352件)、「毎年の事業報告・事業計画書の作成」の22.6%(343件)、「遊休財産の規制がある」の20.7%(313件)であった。

「特になし」は16.2%(246件)で、2018年との対比では12.1ポイント低下している。「特になし」および「その他」の回答以外の全てのカテゴリーにおいて2018年比で数値が増加しているが、これはつまり、困っている公益法人が増加傾向にあることを意味するものであると言える。現在は、83.8%の公益法人が何らかの苦勞を抱えていることになるが、その半数は収支相償および定期提出書類の面で苦勞していることになる。

表14 公益法人になって苦勞している点(複数回答)

項 目	社 団	財 団	合 計	2019年	2018年
収支相償で事業活動が制限される	52.2% (386)	46.5% (361)	49.3% (747)	46.4%	43.1%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	20.6% (152)	12.2% (95)	16.3% (247)	17.0%	14.8%
遊休財産の規制がある	21.1% (156)	20.2% (157)	20.7% (313)	21.9%	16.6%
立入検査など行政庁の監督が続く	24.0% (177)	22.6% (175)	23.2% (352)	23.1%	18.1%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	27.5% (203)	18.0% (140)	22.6% (343)	23.6%	12.8%
毎年の計算書類・予算書の作成	19.1% (141)	15.5% (120)	17.2% (261)	18.6%	10.2%
変更認定申請・変更届出の手続き	26.7% (197)	24.1% (187)	25.3% (384)	26.5%	21.7%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	50.1% (370)	45.7% (355)	47.9% (725)	48.9%	41.4%
適正な機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	10.1% (75)	15.2% (118)	12.7% (193)	11.4%	9.3%
特になし	14.9% (110)	17.5% (136)	16.2% (246)	18.3%	28.3%
その他	2.2% (16)	3.4% (26)	2.8% (42)	1.6%	2.4%

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

回答者の勤続年数とのクロスでみると、「収支相償で事業活動が制限される」、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」、「変更認定申請・変更届出の手続き」および「立入検査など行政庁の監督が続く」では勤続年数が長いほど高くなる傾向にあり、「毎年の事業報告・事業計画書の作成」、「毎年の計算書類・予算書の作成」など事務手続き関係では勤続年数が短いほど困る傾向にある(図6)。

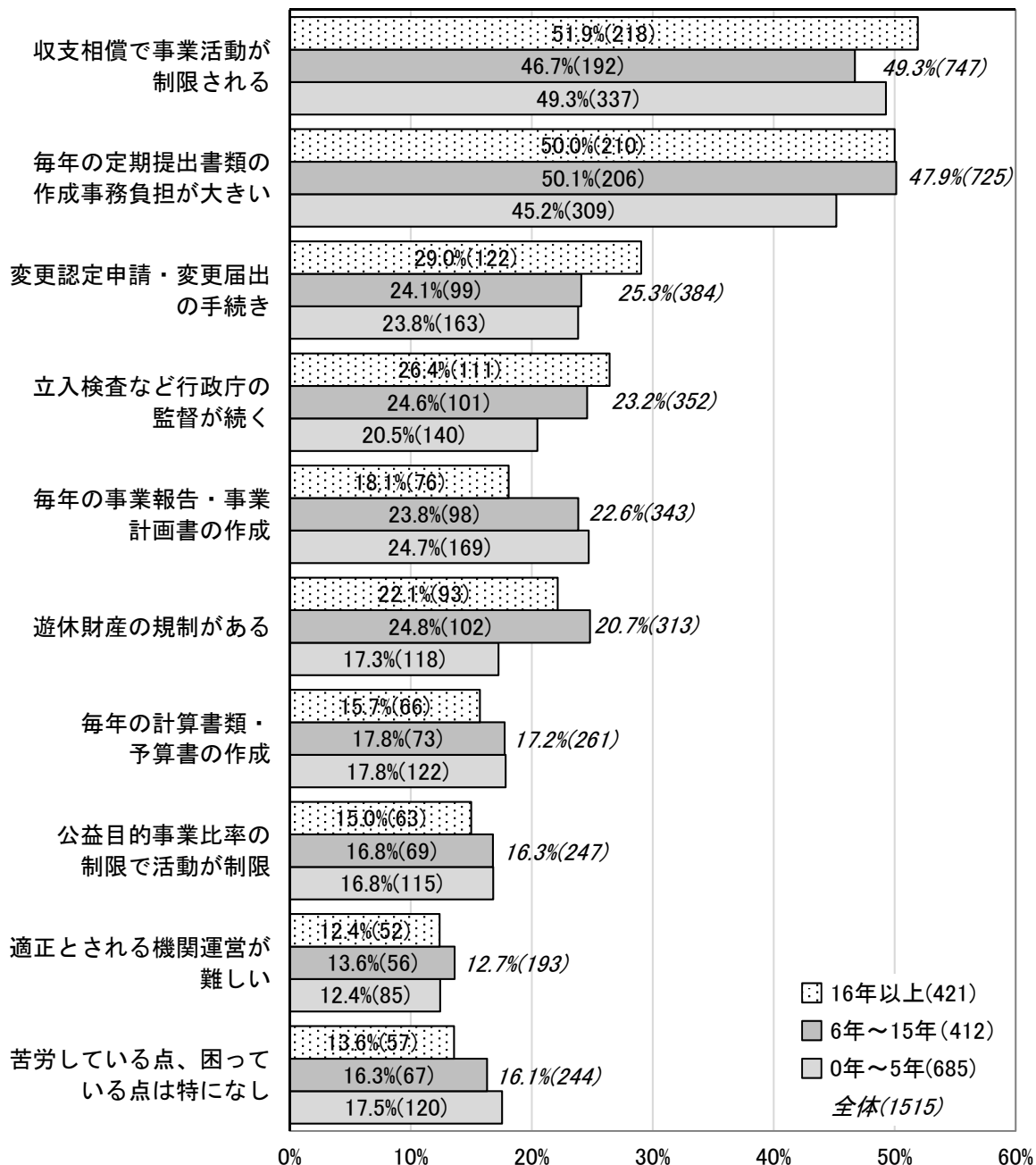


図6 勤続年数別の苦勞している点・困っている点

%は、回答法人数(0年～5年 684件、6年～15年 411件、15年以上 420件)ごとに占める割合。
斜体は、「0年～5年」と「6年～15年」と「15年以上」を合わせた数値。

図7は、公益法人になって苦勞している点の支出規模別割合をみたものである。収支相償で苦勞している法人の割合は全体的に高く、高い数値が示されているグループは「5億円～10億円」の60%(67件)、「1億円～5億円」の57.4%(302件)、「10億円以上」の53.3%(56件)であり、いずれも支出規模が大きいグループである。最も低かったのは「1千万円～5千万円」の38.8%(164件)であった。

公益目的事業比率で苦勞している法人の割合は比較的に低く、最高値は「1千万円～5千万円未満」の23.4%(99件)である。全体的にみると支出規模が小さいほど公益目的事業比率で困

2. 法人選択と認定選択の動向

っている法人の割合が高くなる傾向にある。

遊休財産規制で困っている法人割合の最高値は「1千万円未満」の28%(30件)、最低値は「10億円以上」の12.4%(13件)であり、全体的には支出規模が小さいほど困っている法人の割合が高くなる傾向にあることが分かる。「立入検査など行政庁の監督が続く」については、全てのグループで20%~25%を推移しており、規模による特徴的な傾向はみられない。

事業報告、事業計画書の面で苦勞している法人については、支出規模が小さいほど苦勞している法人の割合が高くなる傾向にあり、「1千万円未満」に至っては31.8%(34件)となっている。計算書、予算書の作成で苦勞している法人についても、支出規模が小さいほどその割合が高くなる傾向にあると言えるが、規模によってそれほどまでに大きな差が生じているわけではなく、明確な特徴と言えるほどではない。

「変更認定申請・変更届の手続き」は、規模による特徴的な傾向はみられないが、全てのカテゴリーで20%以上を示しており、この中での最高値は「1千万円未満」の31.8%(34件)、最低値は「5億円~10億円」の22.5%(25件)である。

定期提出書類の事務負担で苦勞している法人の割合は、収支相償に次いで高く50%近い数値が示されている。とりわけ支出規模が小さい小規模法人がこの点で苦勞している法人が多いと思われ、「1千万円未満」については53.3%(56件)に上る。なお、最低値は35.1%(39件)である。

機関運営の面で苦勞している法人の割合は全体で12.7%(193件)と比較的に低く、支出規模別にみても特徴的な傾向はみられない。「苦勞している点は特にない」とする法人の割合は16.2%(244件)に止まり、これも同様に支出規模による特徴的な傾向はみられない。

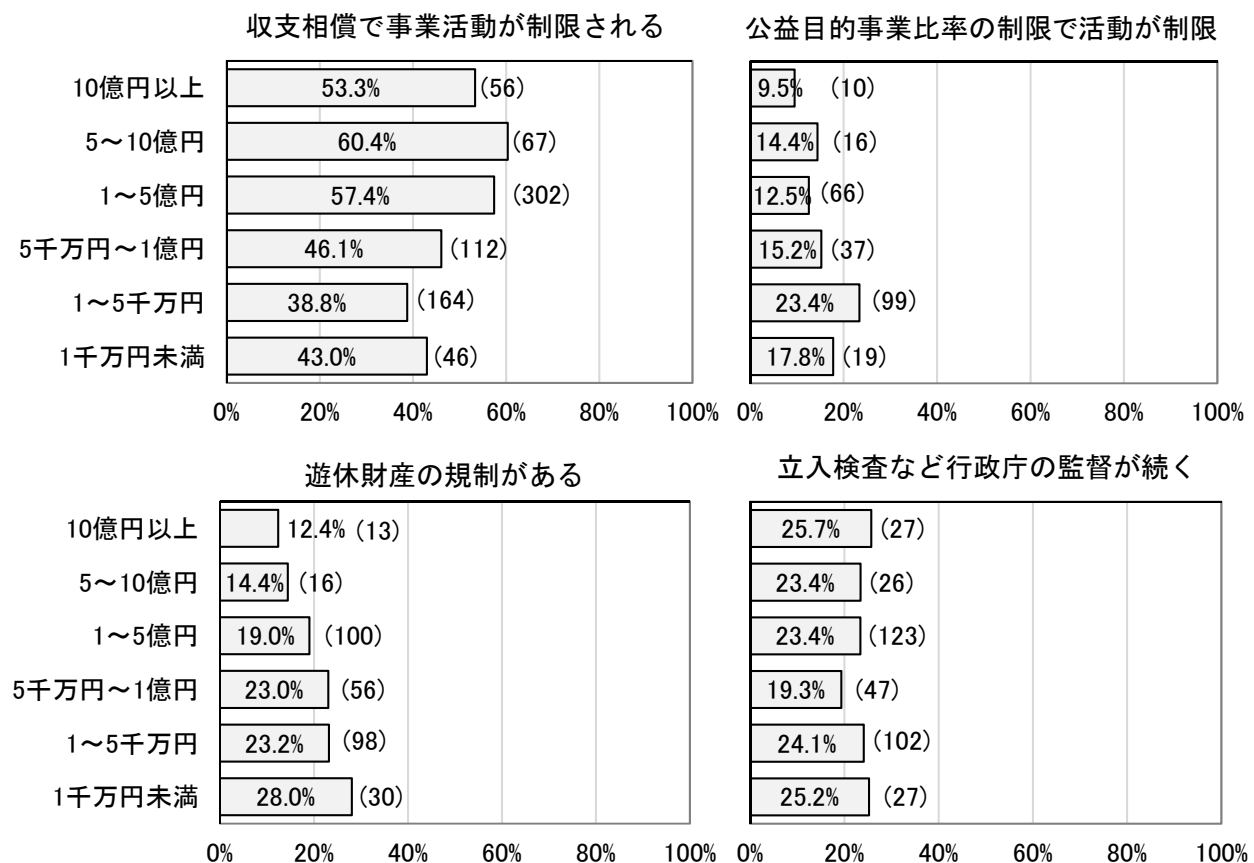




図7 公益法人になって苦勞している点(複数回答)の支出規模別割合
上記図10枚。カッコ内は回答法人数。％は、支出規模ごとに占める割合。

図8は、公益法人になって苦勞している点について収益事業の有無別にみたものである。苦勞している法人の割合が最も高いのは「収支相償で事業活動が制限される」(49.3%、747件)であり、とりわけ収益事業を持たない法人の割合が高く52.5%(464件)で収益事業を持つ法人とのポイント差は7.7となっており、収支相償の面では収益事業を持たない法人の方が苦勞していることが読み取れる。「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」については、収益事業を持つ法人の方が苦勞している様子が伺え、その数値は50.9%(321件)に上る。収益事業を持たない法人割合とのポイント差は5.2である。

その他の「毎年の事業報告・事業計画書や計算書の作成」、「毎年の計算書類・予算書の作成」などに係る事務負担、さらには「変更認定申請・変更届出の手続き」および「公益目的事業比

2. 法人選択と認定選択の動向

率の制限で活動が制限」についても、収益事業を持つ法人の方が苦勞している傾向にあることが分かる。

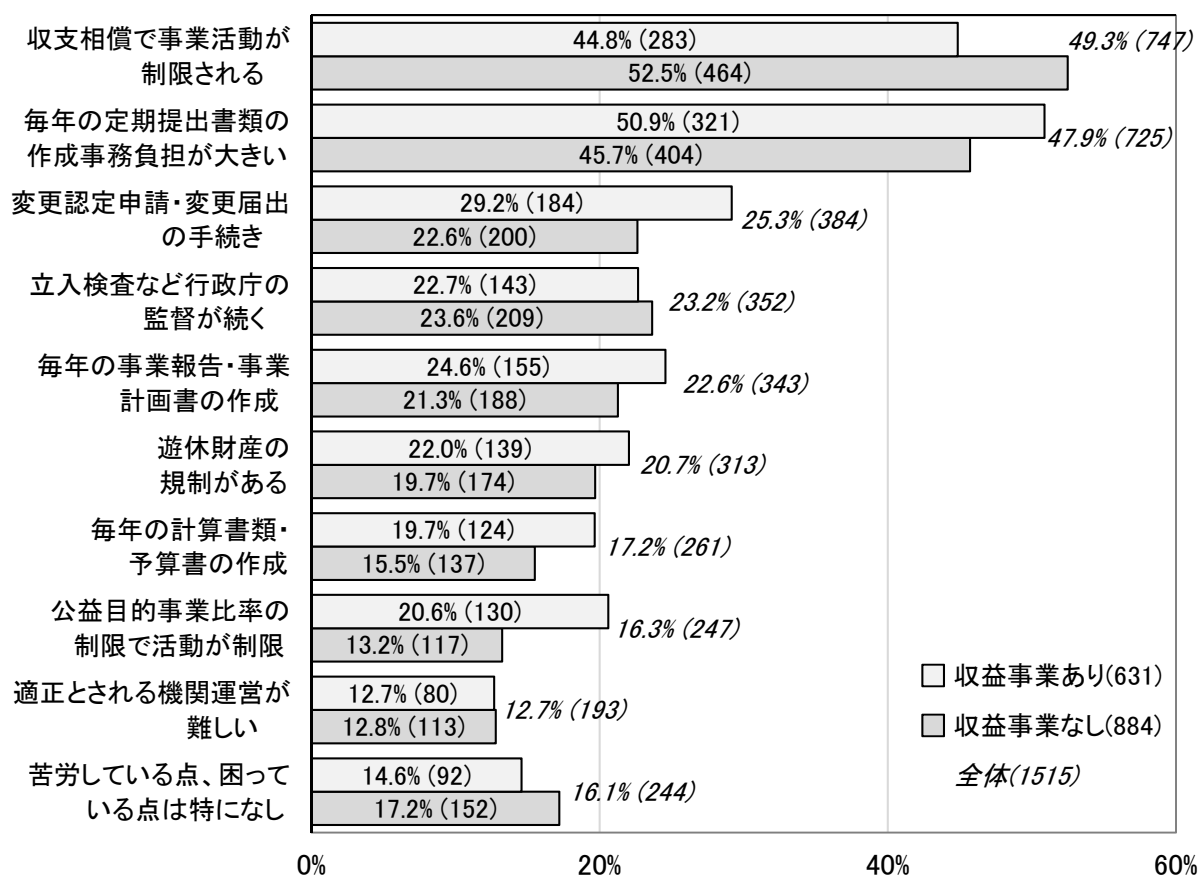


図8 収益事業の有無別の困っている点

%は、収益事業の有無別に占める困っている点の割合。斜体は、「収益事業あり」と「収益事業なし」を合わせた数値。

公益法人を選択して困っている法人の割合について行政庁別にみると、全ての法人が困っているとした行政庁は宮城県、山梨県および佐賀県であった(表 15)。これら3県の公益法人が困っている内容を上位のみ紹介すると、宮城県は定期提出書類 58.8%、収支相償 52.9%、山梨県は収支相償 71.4%、定期提出書類 42.9%、佐賀県は収支相償 66.7%、公益目的事業比率、変更認定申請、定期提出書類はいずれも 55.6%であった。

また、90%代を示している行政庁は千葉県(96.3%)、岐阜県(95.2%)、滋賀県(94.7%)、群馬県(94.1%)など8府県が該当する。一方で、困っている公益法人の数の割合が低い行政庁は、下位から長崎県の 69.2%、福井県、愛媛県および大分県の 75.0%、埼玉県の 75.9%、石川県の 76.0%であった。また、内閣府についても 79.2%と比較的に低い数値が示されている。

行政庁別に 70%以上を示す苦勞している内容をみると、収支相償または定期提出書類が最も多く、収支相償で困っている法人の割合が高い行政庁は、上位から長崎県(88.9%)、岩手県(83.3%)、三重県(78.3%)、埼玉県(77.3%)、奈良県(75%)、山梨県(71.4%)、兵庫県(70.8%)、北海道(70.3%)の8道県、定期提出書類の場合は福井県(83.3%)、愛媛県(83.3%)、滋賀県(77.8%)、福岡県(77.1%)、熊本県(76.9%)、群馬県(75%)、三重県(73.9%)、青森県(72.7%)、茨城県(70.6%)の9県が該当した。

Ⅱ. アンケート結果〔公益法人編〕

表 15 公益法人を選択して苦勞している法人の行政庁別割合

単位: %

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める、苦勞している内容の割合									
	回答数	割合	収支相償	公益事業比率	遊休財産規制	行政庁の監督	事業報告計画	計算予算書類	変更認定届類	定期提出書類	機関運営	その他
北海道(43)	37	86.0	70.3	27.0	24.3	35.1	24.3	24.3	32.4	54.1	16.2	2.7
青森県(14)	11	78.6	63.6	36.4	9.1	9.1	36.4	36.4	63.6	72.7	0.0	18.2
岩手県(14)	12	85.7	83.3	33.3	8.3	50.0	25.0	8.3	33.3	58.3	8.3	0.0
宮城県(17)	17	100.0	52.9	29.4	11.8	17.6	35.3	29.4	41.2	58.8	11.8	0.0
秋田県(16)	13	81.3	69.2	30.8	30.8	38.5	38.5	23.1	23.1	53.8	15.4	15.4
山形県(16)	14	87.5	42.9	21.4	14.3	14.3	35.7	21.4	28.6	57.1	21.4	0.0
福島県(31)	28	90.3	42.9	21.4	7.1	28.6	32.1	3.6	35.7	67.9	17.9	0.0
茨城県(19)	17	89.5	58.8	17.6	23.5	29.4	23.5	17.6	11.8	70.6	0.0	0.0
栃木県(24)	22	91.7	63.6	9.1	18.2	27.3	27.3	22.7	27.3	63.6	13.6	0.0
群馬県(17)	16	94.1	56.3	25.0	25.0	43.8	37.5	25.0	31.3	75.0	31.3	0.0
埼玉県(29)	22	75.9	77.3	18.2	13.6	31.8	27.3	22.7	31.8	63.6	4.5	9.1
千葉県(27)	26	96.3	69.2	23.1	34.6	30.8	19.2	11.5	19.2	61.5	11.5	3.8
東京都(101)	83	82.2	62.7	18.1	21.7	32.5	27.7	21.7	19.3	44.6	15.7	3.6
神奈川県(39)	34	87.2	35.3	29.4	14.7	26.5	20.6	23.5	29.4	61.8	17.6	5.9
新潟県(30)	26	86.7	46.2	30.8	15.4	23.1	26.9	26.9	23.1	61.5	11.5	7.7
富山県(27)	21	77.8	66.7	14.3	28.6	4.8	42.9	14.3	38.1	57.1	14.3	0.0
石川県(25)	19	76.0	63.2	21.1	10.5	21.1	26.3	26.3	21.1	52.6	0.0	5.3
福井県(8)	6	75.0	66.7	33.3	50.0	50.0	33.3	33.3	0.0	83.3	16.7	0.0
山梨県(14)	14	100.0	71.4	14.3	21.4	35.7	0.0	0.0	14.3	42.9	0.0	0.0
長野県(23)	19	82.6	52.6	21.1	15.8	26.3	36.8	31.6	26.3	47.4	10.5	0.0
岐阜県(21)	20	95.2	60.0	15.0	15.0	35.0	30.0	10.0	30.0	45.0	5.0	15.0
静岡県(38)	33	86.8	54.5	15.2	33.3	27.3	15.2	15.2	45.5	54.5	15.2	0.0
愛知県(37)	30	81.1	63.3	20.0	30.0	16.7	30.0	16.7	30.0	63.3	20.0	0.0
三重県(28)	23	82.1	78.3	13.0	17.4	30.4	17.4	21.7	30.4	73.9	13.0	0.0
滋賀県(19)	18	94.7	55.6	33.3	16.7	33.3	27.8	22.2	22.2	77.8	22.2	0.0
京都府(31)	28	90.3	46.4	17.9	17.9	28.6	21.4	25.0	32.1	46.4	14.3	0.0
大阪府(40)	34	85.0	50.0	11.8	38.2	32.4	26.5	20.6	41.2	52.9	20.6	5.9
兵庫県(28)	24	85.7	70.8	16.7	37.5	12.5	20.8	25.0	20.8	58.3	29.2	8.3
奈良県(14)	12	85.7	75.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	33.3	66.7	25.0	8.3
和歌山県(19)	17	89.5	64.7	11.8	35.3	35.3	47.1	41.2	29.4	52.9	17.6	11.8
鳥取県(12)	10	83.3	50.0	10.0	10.0	30.0	20.0	10.0	20.0	60.0	0.0	0.0
島根県(15)	12	80.0	50.0	8.3	8.3	41.7	33.3	16.7	25.0	58.3	16.7	8.3
岡山県(30)	26	86.7	61.5	26.9	19.2	15.4	30.8	23.1	15.4	69.2	11.5	3.8
広島県(36)	30	83.3	53.3	13.3	16.7	33.3	23.3	16.7	36.7	40.0	13.3	0.0
山口県(21)	18	85.7	55.6	22.2	38.9	22.2	27.8	11.1	61.1	44.4	16.7	0.0

2. 法人選択と認定選択の動向

行政庁 (回答法人数)	苦勞している法人		苦勞していると回答した法人に占める、苦勞している内容の割合									
	回答数	割合	収支相償	公益事業比率	遊休財産規制	行政庁の監督	事業報告計画	計算予算書類	変更認定届類	定期提出書類	機関運営	その他
徳島県(11)	9	81.8	44.4	11.1	22.2	33.3	22.2	11.1	22.2	55.6	11.1	11.1
香川県(19)	15	78.9	66.7	13.3	6.7	20.0	20.0	6.7	33.3	60.0	26.7	0.0
愛媛県(16)	12	75.0	50.0	50.0	50.0	41.7	33.3	16.7	58.3	83.3	58.3	0.0
高知県(20)	17	85.0	64.7	23.5	29.4	23.5	41.2	29.4	35.3	47.1	17.6	17.6
福岡県(52)	48	92.3	60.4	31.3	14.6	35.4	45.8	43.8	43.8	77.1	20.8	0.0
佐賀県(9)	9	100.0	66.7	55.6	44.4	11.1	22.2	11.1	55.6	55.6	11.1	0.0
長崎県(13)	9	69.2	88.9	33.3	22.2	22.2	33.3	11.1	11.1	55.6	11.1	0.0
熊本県(15)	13	86.7	30.8	30.8	7.7	30.8	38.5	7.7	46.2	76.9	7.7	0.0
大分県(16)	12	75.0	58.3	25.0	25.0	25.0	33.3	33.3	41.7	41.7	8.3	8.3
宮崎県(18)	15	83.3	53.3	13.3	6.7	46.7	6.7	13.3	40.0	53.3	13.3	0.0
鹿児島県(39)	31	79.5	61.3	25.8	19.4	19.4	32.3	22.6	22.6	54.8	12.9	6.5
沖縄県(13)	11	84.6	45.5	18.2	27.3	36.4	27.3	27.3	36.4	45.5	18.2	9.1
内閣府(351)	278	79.2	57.6	12.2	35.3	25.5	22.7	18.0	27.7	53.2	15.1	4.0
全体(1,515)	1271	83.9	58.8	19.4	24.6	27.7	27.0	20.5	30.2	57.0	15.2	3.7

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、70%以上。

収支相償:収支相償で事業活動が制限される 公益事業比率:公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される 遊休財産規制:遊休財産の規制がある 行政庁の監督:立入検査など行政庁の監督が続く 事業報告計画:毎年の事業報告・事業計画書の作成 計算予算書類:毎年の計算書類・予算書の作成 変更認定届類:変更認定申請・変更届出の手続き 定期提出書類:毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい 機関運営:正な機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい 特になし:困っている点は特にない。

困っている法人の割合を、行政庁別に上位5位、下位5位でみると以下のようになった。

◇収支相償で困っている法人の割合

<上位>

長崎県	88.9%
岩手県	83.3%
三重県	78.3%
埼玉県	77.3%
奈良県	75.0%

<下位>

熊本県	30.8%
神奈川県	35.3%
山形県	42.9%
福島県	42.9%
徳島県	44.4%

◇公益目的事業比率で困っている法人の割合

<上位>

佐賀県	55.6%
愛媛県	50.0%
青森県	36.4%
岩手県、福井県、滋賀県、長崎県	33.3%

<下位>

奈良県	0.0%
島根県	8.3%
栃木県	9.1%
鳥取県	10.0%
徳島県	11.1%

◇遊休財産規制で困っている法人の割合

<上位>

福井県	50.0%
愛媛県	50.0%
佐賀県	44.4%
山口県	38.9%
大阪府	38.2%

<下位>

香川県	6.7%
宮崎県	6.7%
福島県	7.1%
熊本県	7.7%
岩手県、島根県	8.3%

◇行政庁の監督で困っている法人の割合

<上位>

岩手県	50.0%
福井県	50.0%
宮崎県	46.7%
群馬県	43.8%
島根県、愛媛県	41.7%

<下位>

富山県	4.8%
青森県	9.1%
佐賀県	11.1%
兵庫県	12.5%
山形県	14.3%

◇事業報告・計画で困っている法人の割合

<上位>

和歌山県	47.1%
福岡県	45.8%
富山県	42.9%
高知県	41.2%
秋田県、熊本県	38.5%

<下位>

山梨県	0.0%
宮崎県	6.7%
静岡県	15.2%
三重県	17.4%
千葉県	19.2%

◇計算書・予算書で困っている法人の割合

<上位>

福岡県	43.8%
和歌山県	41.2%
青森県	36.4%
福井県	33.3%
大分県	33.3%

<下位>

山梨県	0.0%
福島県	3.6%
香川県	6.7%
熊本県	7.7%
岩手県	8.3%

◇変更認定申請で困っている法人の割合

<上位>

青森県	63.6%
山口県	61.1%
愛媛県	58.3%
佐賀県	55.6%
熊本県	46.2%

<下位>

福井県	0.0%
長崎県	11.1%
茨城県	11.8%
山梨県	14.3%
岡山県	15.4%

2. 法人選択と認定選択の動向

◇定期提出書類で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
福井県	83.3%	広島県	40.0%
愛媛県	83.3%	大分県	41.7%
滋賀県	77.8%	山梨県	42.9%
福岡県	77.1%	山口県	44.4%
熊本県	76.9%	東京都	44.6%

◇機関運営で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
愛媛県	58.3%	青森県、茨城県、石川県、山梨県、鳥取県	で0%。
群馬県	31.3%		
兵庫県	29.2%		
香川県	26.7%		
奈良県	25.0%		

公益法人を選択して困っている法人の割合について主たる事業別にみると、50%以上を示す事業は収支相償および定期提出書類に集中する(表16)。収支相償は26事業中「非営利活動支援団体」(68.4%)および「環境保護」(63.8%)など10事業、定期提出書類は「環境保護」(61.7%)および「業界団体」(58.1%)など13事業で50%以上を占める。

困っている法人の割合を、事業別に上位5位、下位5位でみると以下のようになった。

◇収支相償で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
非営利活動支援団体	68.4%	人権・平和	25.0%
医療施設、病院等	64.0%	災害・地域安全	30.0%
環境保護	63.8%	同一資格者団体	31.8%
福祉関係の助成	60.0%	奨学	36.4%
社会福祉関係	60.0%	教育関係	38.0%

◇公益目的事業比率で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
児童・青少年の健全育成	34.1%	会館運営	0.0%
業界団体	29.0%	奨学	2.3%
学会・学術団体	23.7%	国際協力	6.9%
地域社会貢献活動・団体	23.0%	人権・平和	8.3%
行政関連	21.6%	社会福祉関係	8.7%

Ⅱ. アンケート結果〔公益法人編〕

表 16 公益法人を選択して苦勞している法人の主たる事業別割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	収支 相償	公益 事業 比率	遊休 財産 規制	行政 庁の 監督	事業 報告 計画	計算 予算 書類	変更 認定 届類	定期 提出 書類	機関 運営	特に なし	その 他
社会福祉関係(115)	60.0	8.7	13.9	24.3	27.0	18.3	21.7	51.3	10.4	15.7	2.6
福祉関係の助成(20)	60.0	15.0	15.0	10.0	15.0	10.0	0.0	45.0	20.0	20.0	10.0
健康維持・増進団体等(72)	45.8	16.7	19.4	30.6	26.4	22.2	31.9	56.9	11.1	20.8	0.0
医療施設、病院等(25)	64.0	16.0	12.0	28.0	28.0	24.0	20.0	40.0	32.0	8.0	0.0
教育関係(79)	38.0	11.4	24.1	19.0	21.5	19.0	34.2	57.0	15.2	7.6	2.5
学会・学術団体(38)	42.1	23.7	34.2	26.3	23.7	18.4	21.1	42.1	7.9	13.2	2.6
研究・分析機関(46)	41.3	8.7	34.8	19.6	10.9	8.7	8.7	30.4	21.7	26.1	2.2
助成・表彰(110)	43.6	11.8	29.1	23.6	12.7	10.0	20.0	33.6	8.2	21.8	4.5
奨 学(44)	36.4	2.3	25.0	20.5	11.4	6.8	18.2	34.1	13.6	27.3	2.3
児童・青少年の健全育成(44)	50.0	34.1	20.5	18.2	20.5	15.9	15.9	47.7	13.6	18.2	4.5
美術館・博物館・動物園等(60)	46.7	15.0	31.7	30.0	26.7	20.0	28.3	55.0	26.7	10.0	6.7
芸術・文化関係(110)	45.5	14.5	17.3	17.3	25.5	20.9	24.5	40.9	9.1	20.9	4.5
スポーツ関係(65)	44.6	16.9	12.3	24.6	20.0	21.5	33.8	44.6	20.0	12.3	4.6
地域社会貢献活動・団体(222)	56.3	23.0	18.0	26.1	26.6	17.6	23.0	49.1	9.0	16.7	1.8
環境保護(47)	63.8	10.6	21.3	19.1	4.3	8.5	23.4	61.7	14.9	8.5	8.5
災害・地域安全(20)	30.0	15.0	20.0	25.0	25.0	25.0	25.0	55.0	20.0	20.0	0.0
人権・平和(12)	25.0	8.3	16.7	33.3	25.0	16.7	33.3	50.0	8.3	16.7	0.0
国際協力(29)	41.4	6.9	20.7	20.7	34.5	20.7	37.9	41.4	0.0	17.2	0.0
産業創造・企業経営、起 業支援(31)	41.9	16.1	16.1	19.4	22.6	16.1	35.5	48.4	25.8	9.7	0.0
業界団体(62)	50.0	29.0	27.4	29.0	27.4	24.2	40.3	58.1	8.1	12.9	1.6
同一資格者団体(22)	31.8	9.1	13.6	18.2	40.9	13.6	40.9	50.0	0.0	22.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	45.0	10.0	15.0	30.0	35.0	15.0	20.0	35.0	10.0	25.0	0.0
会館運営(17)	41.2	0.0	11.8	23.5	23.5	11.8	35.3	52.9	5.9	23.5	0.0
行政関連(153)	56.2	21.6	19.0	19.0	20.9	15.0	29.4	51.0	15.0	12.4	5.2
非営利活動支援団体(19)	68.4	10.5	21.1	26.3	26.3	26.3	10.5	57.9	10.5	5.3	5.3
その他事業(33)	51.5	21.2	18.2	27.3	21.2	24.2	15.2	51.5	9.1	12.1	0.0
全 体 (合計 1,515)	49.3	16.3	20.7	23.2	22.6	17.2	25.3	47.9	12.7	16.1	3.1

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50％以上。

収支相償：収支相償で事業活動が制限される 公益事業比率：公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される 遊休財産規制：遊休財産の規制がある 行政庁の監督：立入検査など行政庁の監督が続く 事業報告計画：毎年の事業報告・事業計画書の作成 計算予算書類：毎年の計算書類・予算書の作成 変更認定届類：変更認定申請・変更届出の手続き 定期提出書類：毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい 機関運営：正な機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい 特になし：困っている点は特にない。

◇遊休財産規制で困っている法人の割合

<上位>

研究・分析機関

34.8%

<下位>

会館運営

11.8%

2. 法人選択と認定選択の動向

学会・学術団体	34.2%	医療施設、病院等	12.0%
美術館・博物館・動物園等	31.7%	スポーツ関係	12.3%
助成・表彰	29.1%	同一資格者団体	13.6%
業界団体	27.4%	社会福祉関係	13.9%

◇行政庁の監督で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
人権・平和	33.3%	福祉関係の助成	10.0%
健康維持・増進団体等	30.6%	芸術・文化関係	17.3%
美術館・博物館・動物園等	30.0%	児童・青少年の健全育成	18.2%
免許・資格付与・検査・検定	30.0%	同一資格者団体	18.2%
業界団体	29.0%	行政関連、 教育関係	19.0%

◇事業報告・計画で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
同一資格者団体	40.9%	環境保護	4.3%
免許・資格付与・検査・検定	35.0%	研究・分析機関	10.9%
国際協力	34.5%	奨学	11.4%
医療施設、病院等	28.0%	助成・表彰	12.7%
業界団体	27.4%	福祉関係の助成	15.0%

◇計算書・予算書で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
非営利活動支援団体	26.3%	奨学	6.8%
災害・地域安全	25.0%	環境保護	8.5%
業界団体	24.2%	研究・分析機関	8.7%
医療施設、病院等	24.0%	福祉関係の助成	10.0%
健康維持・増進団体等	22.2%	助成・表彰	10.0%

◇変更認定申請で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
同一資格者団体	40.9%	福祉関係の助成	0.0%
業界団体	40.3%	研究・分析機関	8.7%
国際協力	37.9%	非営利活動支援団体	10.5%
産業創造・企業経営、起業支援	35.5%	児童・青少年の健全育成	15.9%
会館運営	35.3%	奨学	18.2%

◇定期提出書類で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
環境保護	61.7%	研究・分析機関	30.4%
業界団体	58.1%	助成・表彰	33.6%
非営利活動支援団体	57.9%	奨学	34.1%
教育関係	57.0%	免許・資格付与・検査・検定	35.0%
健康維持・増進団体等	56.9%	医療施設、病院等	40.0%

◇機関運営で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
医療施設、病院等	32.0%	国際協力	0.0%
美術館・博物館・動物園等	26.7%	同一資格者団体	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	25.8%	会館運営	5.9%
研究・分析機関	21.7%	学会・学術団体	7.9%
福祉関係の助成	20.0%	業界団体	8.1%
スポーツ関係	20.0%		
災害・地域安全	20.0%		

3) 公益法人を選択して苦勞している点の具体的な内容

次に、運営上苦勞している点について、全回答法人 1,515 件中 54.8%に当たる 830 件から記述回答が寄せられた(表 17)。最も多かった記述回答は収支相償に関するもので 292 件、定期提出書類についても 195 件の記述回答があった。記述回答の主な内容を以下のとおり項目別に示す(記述回答の全文は、177 頁、Ⅳの 1(3)参照)。

表 17 運営上苦勞している点、困っている点に関する記述回答の件数

項 目	回答数
収支相償に関するもの	292
公益目的事業比率に関するもの	17
遊休財産規制に関するもの	58
定期提出書類の作成・事務負担に関するもの	195
審査に関するもの(変更認定申請・届出等)	49
監督に関するもの(定期提出書類を除く)	28
財務・会計に関するもの(財務3基準を除く)	28
機関運営に関するもの(職員人事等を含む)	58
システムに関するもの(公益法人Info、電子申請等)	54
その他	51
合 計	830

記述回答の全文は、177 頁、Ⅳの 1(3)を参照。

2. 法人選択と認定選択の動向

<収支相償に関するもの>

最も記述が多かった収支相償(292件)では、様々な意見が寄せられている。例えば、財務三基準により財政基盤が悪化し、事業活動が立ち行かなくなるという内容の記述が最も多くみられ、その他の内容も含め主な記述について以下に紹介する。

収支相償関連で最も多かった記述回答は、収支相償により組織の財政基盤の弱体化や公益事業の縮小を余儀なくされるといった内容であった。

公益目的事業ではなく事務手続きが本業になっている状況に苦しめられている。公益活動や組織自体の成長や発展も財務三基準などの規制により厳しく制限されており、公益法人制度の趣旨がよくわからない。

- 公益目的事業のみを実施しているため、収支相償の要件を満たせば満たすほど、組織の財政が悪化し事業運営が難しくなる。
- 財政運営資金の積み立てが出来ないので、公益事業と法人組織の持続性の面で不安が尽きない。
 - ①収益事業を行っておらず、収支相償の基準を満たすことで正味財産の残高が減少していくため、経常収益の何パーセントかは黒字を認めるという制度になれば安心して組織を運営していくことができる。
 - ②理事の出身母体が多岐にわたっているため、年2回の定時理事会の定足数を満たすための日程調整が難しい。
- 赤字補填ができないことに困っている。このままでは解散に追い込まれる。
- 収支相償により財政基盤の弱体化が進行している。この回避策として一般社団に戻ることもできず、公益法人になって後悔している。収支相償により事業継続が難しくなった法人に対する救済措置の設置を希望する。
- 事業自体は継続されるが収支相償を単年度で問われると事業継続は非常に厳しい。備品や車両購入や退職金積立て以外にも、職員の採用や退職に伴う引継ぎ期間における人件費の増加や事業収入の減などもあり、最低でも3年～5年程度で収支相償が成立するように配慮していただきたい。単年度で数万円～数十万円の正味財産の増加があったからといって、翌年度に必ず使途を特定するのは難しい。できれば今後の財政運営資金として、少しでも蓄えたいというのが本音です。年度計画では見通せない寄付、運用益等があった時、支出をどう作るかで収支相償をクリアする努力はまったく無駄である。収益事業による収入でなく、運用益から得られる収入の場合は、黒字になること自体何の問題もないと思われる。
- 収支相償により財団の体力(財源)が減少し続けている。
- 収支相償は公益法人の財政基盤を弱体化させ、ゆくゆくは解散に追い込んでいく悪性腫瘍のようなものです。これが日本で普通に制度として容認されていることに残念に思います。税收確保の観点から非課税団体を排除しようとする圧力がかかっているように見え、この政策は本当に社会のためになっているのか疑問に思います。
- 収支相償について：事業収益については年度によって金額に波があり、それに対して費用はある程度固定的に発生する。仮にある年度で収入が費用を上回ったとしても、そうした場合に剰余金を将来の赤字補填に充てることが認められないのは潤沢な運転資金を持ち合わせていない当財団にとって非常に困る点である。
- 収支相償や遊休財産規制により財政基盤の確保、強化が制限されていることから、組織の

成長、事業の拡大を目指すどころか、組織運営の安定化、公益事業の安定供給を図ることすらできない。定期提出書類に係る事務負担、費用負担も大きく、この部分が膨らめば膨らむほど公益事業に充てられる費用等が少なくなる。

- 毎年、収支相償を達成するために必ずと言ってよいほど赤字となり、先細っていくことに懸念を感じている。
- 貸倒引当金等現金の動きがない引当金の取り崩しがあった場合の収支相償は如何なものか。実質プラスになっていないのにプラスとして計上する必要があり、複数年続けば準備資金に充てるが現金のない準備資金は経営を圧迫する。
- 収支相償の撤廃。外部から活動の拡大要請があるものの、実際には縮小せざるを得ない状況のため。
- 正味財産の減少が続いており、このままでは立ち行かない。
- 収支相償について・・・財政規模の小さいセンターでは経済状況(物価変動による経費の増、事業量減等)などによって財政状況が安定せず、収支不足による財政難となる可能性が大きい。事業を安定的に運営するためには剰余金発生時に将来の収支不足に備えた資金として一定程度弾力的に留保することができるような制度の検討を望みます。
- 収支相償の考え方に基づき、収入超過が生じた場合は、翌年度以降に公益目的事業の事業拡大等により費消しなければならず、内部留保が原則認められない。シルバー人材センターは事業規模が小さく財政的に不安定であり、経済の変動等により財政難に陥る危険性をはらんでおり、年度当初の配分金をはじめとする経常的運営資金について苦慮することが多い。また、災害時対応や感染症流行時の対応の資金等に要する経費が認められていない。公益法人が事業を継続的・安定的に運営できるよう、「特定費用準備資金」として剰余金を赤字年度及び災害時等、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積み立てることを可能とするなどの見直しをしてほしい。
- 収支相償判定について、黒字部分のみを翌年に繰越し、剰余金の取扱対策が必要であるが、赤字の場合は繰越がない。これでは、資金が先細りするだけであり法人運営が不安定である。当協会は、公益目的事業1本で固定されており、その年の支援ニーズにより収入は不安定であることから、赤字・黒字のふり幅が大きい。内閣府で検討いただきたい。
- 黒字は特定費用準備資金を使って解消するようにしているが、結局は単年度の黒・赤を見るわけで、赤字運営が原則であることに変わりはなく、資産は減少していくのみである。当財団は債券運用益が収入の大半であるため、この低金利が続くと、事業を継続していくためには、いずれ基本財産を取り崩しながら・・・ということになると思う。
- 収支相償ですが、公益法人の事業は公益性を有するからこそ継続性が重要であり、今後経済の先行きが懸念される中で、継続して事業をすることができるだけのいざという時の蓄えをしておくことが必要で、一年一年使い切っていては長期的な観点からの事業ができないと思っています。
- 収支相償による事業の制限やそれを解消するがために公益目的事業が資金ショートしている。公益目的事業を継続できない現在の仕組みの改善を望む。
- 収支相償により公益事業の運営に行き詰まっている。片寄った制度にならないよう、法人を縛ることに頭を使うだけでなく、様々な状況を想定したもの、より良い日本社会の実現

2. 法人選択と認定選択の動向

のための頭の使い方としても欲しい。

- 公益事業しか行っておらず、また収益も委託事業が主体なので収支相償による運営では慢性的な赤字体質になり法人運営が破綻してしまう。法人の持続可能な運営は維持できない。公益事業収益の一部を法人維持費に配賦できれば、そのような課題が解決され法人の運営が安定する。ガバナンスの視点からも求められることである。
- 規模の小さい団体であるため、財政基盤が強固とは言えず、財政状況が厳しくなった場合に運転資金確保のために基本財産を取り崩さなければならない場合もある。しかし、その後、状況が改善しても、収支相償によって取り崩した基本財産を積み立てることができない。これでは、一旦、経営が困難になると、事業の発展は望めない。収支相償で事業の継続性が危ぶまれる事態も想定される。

収支相償を達成させるために無駄な支出を余儀なくされた、限られた事業費を節約して成果の最大化を試みようとしたところ使い切るよう指導された、などの記述もみられた。

- 現在は収支を揃えるために無駄な支出をしており、マイナスの時は資金の取り崩しを余儀なくされている。収支がプラスになったときは、その分を有効活用できるよう一定の貯えを認めてほしい。
- 寄附金は収支相償の対象となるので、寄附者の意思に沿った寄附金の活用が難しい。寄附者の意思に関係なく、期間内に寄附金を費消する必要があるため、無駄遣いに繋がることもある。従って、多額の寄附金の受け入れは、社会のために有効活用できる状況にないことから、控えざるを得ないのが実態である。これが制度の本来の目指す姿なのでしょうか。また、収支相償を謳っているのに、会計基準は利益を生むような設計になっている。
- 特定費用準備金についてです。予算に対して実際の支出が少なかったことがあり、なぜ予算を多く見積もったのかと行政庁から言われたことがあります。この時は収支相償にも影響があり、剰余金が発生したためかと思われますが、もちろん過大に見積もったということではなく、事業を行うにあたり予算を超過しなかった、削減したというのは悪いことではないという認識でしたので困惑しました。剰余金についても、解消計画が作成されていれば容認いただけるのかどうか明確でないので、もし行政庁としての統一された見解がありましたら周知していただけたらと思います。
- 当方の収益構造上、大きな災害が発生したとき、収益事業の利益が著しく増加し、剰余金が発生してしまうときがある。この場合、概ね2事業年度以内に剰余金を解消することが求められるため、公益目的事業の拡大や支出の対応に苦慮している。基本的に第2段階で公益目的事業が赤字となることが多いので、長期的にその赤字額補填に充てられると無理のない経営が可能となると考える。
- 収支相償のため収入の使い切りが必要で、無駄遣いを余儀なくされている。必要な時に資金がなく、法人組織や公益目的事業の安定運営が困難。
- いただいた会費や寄附を有効活用するために、コスパの観点から少しでも節約して成果を最大化しようしたら、収支相償の関係で計画した予算は使い切るよう指導された。不合理な制度と感じた。
- 収支差額の解消のための帳尻合わせが行われる恐れがある。その結果、プラスとなった時

の資金の有効活用、必要になった時の資金の拠出が難しくなり、公益活動の安定運営が困難となることが懸念される。

- ・ 法人の運営上、収支相償に合理性は無く法改正すべきと思う。却って無駄な支出を誘発することになるのでは。

収支相償の達成に苦労している法人からの記述も何件かみられた。具体的には以下のとおりである。

- ・ ①主な収入財源が「募金」のため収支のバランスを保つことが難しい。②定期提出書類の提出時期と事業の繁忙期が重なるため事務負担が大きい。
- ・ 出捐企業の株式を寄付により保有しており、その配当収入が収益のほぼ全額である。このため景気が良く高配当の時は収支相償に苦労し、逆に業績悪化で配当が減った場合は事業を縮小せざるを得ず、安定しない。特定費用準備資金の目的を緩和してほしい。

収支相償により事業運営に行き詰まり、公益認定を取得したことに後悔する法人もみられ、また、一般法人への転換には残余財産を他団体に寄附する必要があることから、一般法人にも転換できないという苦痛の声が寄せられている。

- ・ 公益目的事業が赤字でなければならないこと。公益目的事業のみを行う我々のような法人は事業縮小を余儀なくされ、ゆくゆくは解散に追い込まれる。身の危険を感じた時には、時すでに遅し、一般法人に戻ることもできず、現在は解散するまで何年もつかを考えながら運営している状況である。
- ・ 公益活動の発展を制限する制度の下で公益活動を行っていても、先行きが見通せず不安ばかりで、公益認定を取得して後悔している。
- ・ 収支相償の対応が難しい。このままではいつか資産が底をつき、社会にとって必要な事業でも休止せざるを得なくなる。公益事業が継続できない不安定な事態に陥ることを事前に分かっていたら、公益認定を取得しなかった。一般法人に戻ることもできず困っている。
- ・ 黒字が認められないので資産が目減りしていく事業を継続するために一般法人に戻ろうと思っても残余財産を他団体等に寄付しなければならないので、一般法人にも戻れない。公益認定を取得し後悔している。
- ・ 将来的な法人運営において留保財源等が制限されることから、人件費等に不安がある。リスクに備えられない。活動を継続するために一般法人化を視野に入れた検討が必要。

コロナウイルス感染拡大など緊急時に備えた積み立ても必要ではないかという記述も数多く寄せられた。

- ・ 黒字になってもその分の利益を使用目的や使用計画を定め、その変更が1度しか認められない「特定費用準備資金」として積みねばならず、毎年ぎりぎりの運営を余儀なくされている。せめてコロナ禍のような不測の事態になった場合には弾力的に使用することを認めてほしい。
- ・ 自己資本がないため、銀行からの借り入れにより運営しているが、剰余金の積み立てが認められない限り、この運営が永遠に続く。コロナで業務量が減少し、ますます経営は苦し

2. 法人選択と認定選択の動向

くなっており、せめてこのような非常時に使える資金を持てていれば、このような資金難にはならなかった。

- ・ 遊休財産の保有が事業1年分の保有に限定されているため、例えば、運用益が発生した場合、当該年度に公益事業で助成に充てる必要がある。これを、3年程度保有を可能にすることにより、今回のコロナのような不確定要素や将来の運用収益減などの将来不安に備えることができる。また、現状は当該年度支出が前提となるため、運用による収益増への意欲がわからない。
- ・ ①収支相償の趣旨は理解できるが、この度の新型コロナのような不測の事態に備えるためには一定程度の剰余金を確保する必要があるのではないか。②事業報告書類は入力、自動転記があり複雑化しているため簡素化できないか。
- ・ 今回の COVID-19 のような予期せぬ事態に備える為にも、剰余金を内部留保して自由に活用できる制度としてほしい。
- ・ 収支相償により内部留保が認められない現行制度下では、今般の感染症など予期せぬ事象が発生した場合、組織運営がままならず存続が危ぶまれる。組織の安定化のためにも、弾力的な運営ができるよう一定額の内部留保を常に維持できる制度変更(緩和)が必要
- ・ 年初からの新型コロナウイルスの影響で公益目的事業を実施できず、現在収入がほとんどない状態。一方、固定費としての販管費は毎月定額かかるので、金融機関から運転資金の借入を考えている。公益法人は収支相償が原則で、収益が出ても財産として保有することができず、今年のような危機的状況のために財政的な備えもできない、という制度的欠陥が図らずも露呈した。2期連続純資産が300万を切ったら解散という一般的な縛りを、今回のような不可抗力が理由で債務超過、つまり相当額の借入を金融機関から起こした場合、2年を超えて返済を行い、返済期間中はBS上では債務超過になっても、法人としての運営が可能な場合は、つまり財務上法人運営が可能な場合は、一般論としての取り消し規定を適用しないようお願いできれば、法人の維持ができる。

収支相償について具体的な改善策や要望についての記述回答も数多く寄せられた。

- ・ 収支相償について、当法人は零細で、資金繰り(特に決済資金の保有状況)に課題を持っています。損益ゼロとする基準を「収益総額の何%を上限」のような手法にし、固定資産等への投資以外での法人体制強化を検討してほしい。
- ・ 現時点では特にはないが、当法人は、投資から収益の発生まで長期間要する事業を実施していることから、将来的には収支相償を満たすことが困難となる。このため、年度ごとの黒字を、借入金の将来の償還(貸主との契約により、任意繰償が認められていないので、「将来の」という記載としている)のために特定費用準備資金に積み立てることを認めて欲しい。
- ・ 自然環境のように長期かつ臨機に対応する活動に対し、「遊休」扱いではなく、長期に活用できる寄付金として収支相償外で受け入れ、計画しばりのない活用ができるしくみが欲しい。特に遺言によるお一人様からの遺贈寄付などで、活動テーマへの指定がなく、団体への指定だけの高額寄付が得られた場合も、収支相償上、指定正味財産として受け入れたいが、現状では、「自然保護活動へ」だけでは指定としてみなされないのは不安。

- ・事業の持続性確保の観点から、毎年度赤字を累積する一方の仕組みを改善すべき。
- ・税金が入っていることや公益性の高さを裏付けるためには、定められた書類作成や報告が必要なのは理解できますが、収支相償の概念については時代錯誤とも言える状態であり、組織の維持・発展を考えると、ある程度の資本金(的なもの)をストックしておくことができないというルールは早急に改廃すべきと考えます。収支相償に替わる考え方として、黒字・赤字が出た時の理由を補助金の支出元や公益法人係へ報告し、その内容が適正であるかどうかを判断してもらうという方法がよいのではないかと考えます。※適正と判断されない場合の余剰超過が出たら補助金カットなど。
- ・会員が減少傾向にある中、補助金の確保や今後の消費税対応に不安を感じている。事業規模に応じて限度額を設けて「財政運営資金」の積み立てができるようにしてほしい。経費節減の努力が無駄になる。
- ・「特定費用準備資金」として剰余金を将来の収支変動に備えた資金等として積み立てることを可能とする見直しをお願いしたい。
- ・収支相償、遊休財産制限額の撤廃もしくは許容額の拡大(例えば、公益目的事業の2割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の3年分まで許容など)。現行制度が維持されれば公益目的事業はいずれ立ち行かなくなる。

収支相償に関するその他の内容については以下のとおりである。

- ・社会のために私財をはたいて公益に回したとたんに行政による介入がはじまり、拘束される考えは容認できない。寄付者の気持ちが入った寄付金が収支相償の対象になるのもどうかと思う。
- ・単年度だけではなく収支相償の解消が永遠と続く。僅かでも解消に苦勞する。変なところに気を使い事業の促進に気を配れない。
- ・収支相償の中では、事業拡大に伴う運営資金、本部移転経費などを捻出しにくい。
- ・収支相償について、多少の収支差額(少額の黒字)を認める。1円の黒字も許されないことに、どれだけ多くの法人が苦勞していることか。現場の状況を理解いただいている方が制度設計をしたら、このようなガチガチに固められた制度にはならないはず。事業報告についても変更点のみの記載にさせていただくと、多くの時間が節約でき、その分は公益目的事業に充てることができる。
- ・内部留保が認められない点。社会サービスを安定供給する責任を感じつつも、制度はそれを認めていない。

<公益目的事業比率に関するもの>

公益目的事業比率に関する記述は17件であり、とくにコロナウイルス感染拡大の影響で、公益目的事業の実施が難しく、50%以上の達成が困難という記述が何件かみられた。

<遊休財産規制に関するもの>

遊休財産規制に関する記述は58件みられた。主な記述内容は以下のとおりである。

- ・遊休財産は多く持つ必要はないが、コロナの影響による会員の減少に歯止めがかからず、

2. 法人選択と認定選択の動向

これによる会費収入の減少が深刻である。不測の事態を想定した「資産」の確保を認めて貰えないか。または「遊休財産の保有上限額」を緩和していただきたい。

- 遊休財産の規制で苦勞している。何らかの緊急事態が生じても4、5年程度存続できるような余裕が必要。
- 遊休財産の制限額が公益目的事業費の1年分であるが、コロナのような不測の事態が起きた時に1年分では安定した運営はできない。公益目的事業費の3年～5年分を制限額にするべき。
- 基本財産の運用益が減少する中、収益事業の検討が必要であるが収支相償がネックである。また、事業費の節約等によって生じた剰余金が意図的な遊休財産作りとみなされる場合があり、剰余金の過程について慎重に判断すべきではないか。
- 財団の収益は99%保有株式の配当収入で変動が大きい。遊休財産規制で1年分の事業費しか持てず、配当金が多い場合、剰余金の処分に苦勞した。一方、今回のコロナ禍のような状態では配当収入の激減が予想され、運営に大きな支障がでる。貴協会が進めているように、せめて3年間の事業費が持てるよう制度改善を行ってほしい。
- 収入が安定しない状況の中で、財務状況を安定させ公益事業を継続して行うにあたり、収支相償、遊休財産の保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3～5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。
- 公益事業の運営が困難になるほど収入が目減りした時期があり、その時のために遊休財産取得等の制約を無くして欲しい。
- 遊休財産の保有制限(上限額)が1年間分の公益目的事業を実施する費用額とされているが、2か年分程度を上限額とされたい。(理由)行政庁からの委託事業を公益目的事業として行っている場合で、その事業割合が一定の(大きな)割合を占めるとき、当該委託事業が廃止・休止・縮小された場合に、保有制限を超えてしまうことになるため。
- 当協会は新規入会者の数の変動が大きく、入会金により収入に左右される。その結果入会者が多い場合は、遊休財産保有限度額を超過する場合も見込まれ、その対策に係る負担が大きい。規制を緩和する方向で検討願いたい。

<定期提出書類に関するもの>

定期提出書類の作成事務負担に関する記述は195件が確認され、その数は収支相償に次ぐ多さとなっている。

- 規模が小さい法人では機関運営、定期報告書類、備置き資料の作成などに忙殺され、本来の公益目的事業に従事する時間が制約される。
- 公益法人に関する知識を有する人材が常にいるわけではないので、継続的な運営をしていくことに困難を覚える。その意味で、一般市民に馴染みやすい制度の設計が必要と思われる。また、在職の職員数も少ないので、事務量の負担が大きい。改善は、職員レベルでは対応できない。

- ・ 小規模な法人であるが、提出書類が多く複雑なので、公益事業に充てる予定だった資金を削って、専門家にやってもらっている。一般法人であれば、全ての資金や時間を公益事業に回せるので、公益認定を取得したことを後悔している。
- ・ 定期報告書の事務手続きが難しい。担当職員が交代しても対応できるよう簡素化してほしい。事務員の少ないところは、対応に苦勞する。
- ・ 公益法人制度のための仕事となりがちである。物事の本質に迫れないジレンマを抱える。法人として得た利益を基金の積み立てにすることで、自由度のある事業用資金としてストックできる制度改革を希望する。
- ・ 公益法人にも様々な形態があり、手続き、届出、定期提出書類、審査基準等がすべて同一であること自体に無理があると思うので変更すべきである。
- ・ 事務手続きの負担が大き過ぎて、事務処理も本来業務になっている。外部に委託すると、限られた資金を投じることになり、その分公益事業に充てられる資金が減り、公益事業に影響が出る。公益事業を行う法人として責務を果たせない状況になるのだけは避けたいので、定期報告や会計基準を含む事務手続きなどの面で合理化をお願いしたい。
- ・ 継続事業が多い場合は、書類をできるだけ簡素化して欲しい(例えば変更箇所のみ申告するなど)。
- ・ 定期提出書類など事務手続きが膨大で複雑なため会計士などの専門家が必要となるが、専門家に支払う費用が負担となり、本来活動に充てられる予算が減少する。
- ・ 定期提出書類や変更認定・変更届出の手続きにかかる書類が多い。事務員が少数の弊社には負担が大きい。予算規模に応じて提出書類の省略化があればよい。
- ・ コロナ関連の支援事業の実施を検討したが、変更認定の手続きに大きな事務負担と時間がかかることから断念した。それどころか、事務手続きが複雑で膨大であるため、労力的、資金的に枯渇し、支援事業に影響が出ている。小規模法人に対する制度的な配慮を検討してほしい。
- ・ 事務手続き、事務作業に忙殺され、本来業務が疎かになる。
- ・ ①収支相償について：中長期的に解消すればよいとしながらも、行政庁によりその期間がまちまちであるように思う。②立入検査など行政庁の監督について：特例民法法人から公益法人への移行時に指導された内容と昨今の指導内容、また担当者が変更になった後の指導内容などに整合性がなく、指導内容に基づき行った変更について、後日変更認定申請を求められたことがあった。③定期提出書類について：毎年度の定期提出書類の作成について非常に事務負担が大きい、公益法人の中には助成金や補助金、指定管理料など多岐にわたる収益を基に公益事業を行う法人が多々あると思われるが、それぞれに完了報告や事業報告などが求められたうえで複雑な行政庁への定期提出書類を作成している。膨大な事務作業により本来業務である公益事業に割く工数が減少してしまう。
- ・ 定期報告書類にどの数字を記入すればいいのかわからない。法人により、使用科目が異なるので、具体的なマニュアルを示してほしい。
- ・ 定期提出書類については変更点のみの報告で良いのでは？あまりにも無駄が多い気がします。
- ・ 事務負担が多く、本来、事業に振り向けるべき予算人員が法人の管理に費やされている。

2. 法人選択と認定選択の動向

- ・ ○遊休財産の上限については、恒常的ではなく、年度の収入状況によっては多少超過する場合があります。上限について公益目的事業費の+20%程度、あるいは金額ベースで+250万円程度を認めていただければ、防災や修繕など緊急に必要な支出にも対応できるものと考えています。○機関運営について、事務の効率化のために簡素化を図っていただきたいと思います。例えば代表理事の交代選定について、①理事会開催(評議員会開催のため)→②評議員会開催(理事選任)→③理事会開催(理事長選定)と3回の会議を開催する必要があり、書面決議を活用するとしても煩雑極まりないものです。(理事の方からも煩雑との意見をいただいています)少なくとも、①は省略できるものと考えています。○決算など定期報告について、ある程度経験がないと決算資料や提出書類の作成が非常に難しく、大変な労力を使っています。団体の規模等(年間支出規模2千万円未満など)によっては、決算書に加え、簡素化した収支相償判定票、同じく簡素化した遊休財産判定票と積立金の状況と役員名簿等で事足りるのではないのでしょうか。
- ・ 提出書類の訂正が多く、その内容も非常に細かいので何が正しいのかわからない。そこまでの精密さがなぜ必要なのか、無駄が多いので合理化して欲しい。
- ・ 定期提出書類の作成など事務処理の負担が年々増加していること。毎年度の定期提出書類のフォーマットを国や県単位で統一することや、収支相償に関するアドバイス等をしていただくと末端の事務所、特に小さい事務所においては助かります。
- ・ ①収支相償：収入の柱が寄付金なので、景気の影響を受ける。不確実な将来のために、収入の一定割合までは積み立てができる制度が欲しい。特定費用準備金では計画通り、数年で使い切ることが前提なので、あまり役に立たない。現在は預貯金(特定資産)がある程度あるので(公益法人化の前、収入に余裕があるときに少しずつためたもの)、これからコロナ不況になり寄付金不足時は特定資産を取り崩してやりくりすることになると思うが、いったん使ってしまうと再度ためるのは難しいので、将来的に不安がある。②遊休財産：なぜ事業費の1年分が限度なのか。事業費+管理費の1年分にしてほしい。寄付金収入が入る前の時期に支出が重なる年は運転資金が不足する。③変更認定申請：その手間を考えると、新規事業をタイムリーに始めることが難しい。結局、既存事業の枠組みに収めようと、当初の構想から規模や対象がスケールダウンしがち。④定期提出書類：内容そのものの分かりずらさと、システムの使いずらさと、両方がある。10年以上担当しているが、年1回の事業報告がさっさと処理できるまで4、5年はかかったように思う。零細法人なので、事務員はパートのみで事務局長もいない。自分の退職時に後任にうまく引継ぎできるか不安がある。
- ・ 理事会開催日が月末になりやすく、次年度の計画を内閣府に提出するまでの期間が短い。理事会開催は3月末でも内閣府への提出を4月第1週程度まで延長していただけると業務に余裕ができる。

<変更認定申請・届出に関するもの>

変更認定申請・届出などの審査については、49件の記述回答が寄せられた。

- ・ 業務の大半が、上記の困っている点(収支相償、変更認定・届出、定期提出書類など)に費やされ、本来業務に支障をきたしている。規制遵守のために公益事業が疎かになるのは本

末転倒。

- ・ コロナ関連の支援事業の実施を検討したが、変更認定の手続きに大きな事務負担と時間がかかることから断念した。それどころか、事務手続きが複雑で膨大であるため、労力的、資金的に枯渇し、支援事業に影響が出ている。小規模法人に対する制度的な配慮を検討してほしい。
- ・ 事業の拡張における変更認定が大きな負担になっている
- ・ 変更認定申請など時間を要するため、必要な時に必要な事業を実施できない。
- ・ 変更認定申請の際に求められる膨大な提出書類並びに公益性の観点からの説明資料の対応が大きな負担になっている。また、定期提出書類の事務作業量が膨大であるため、定例的なものの簡素化等を要望したい。（再掲）
- ・ 変更認定申請を行う場合、膨大な提出書類の作成が必要となる。その結果、その時代に合った事業への変更や拡充、拡大ができない。
- ・ 変更認定等で労力と時間がかかるため、社会的ニーズに応じてタイムリーに活動を展開できない。
- ・ 変更認定申請などに時間がかかるため、必要な事業を必要な時に実施できない。
- ・ 時代の変化に伴い、事業の見直しを行いたいのが、変更認定の事務負担が大きく、なかなか踏み出せない。

＜行政庁による監督に関するもの＞

行政庁による監督に関する記述については28件が該当し、具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 県の公益法人担当部局からは、収益事業の制限指導を受ける中、一方では県からの補助費削減のための自主財源確保に努めることとの指導を受けており、趣旨一貫していない面もある。
- ・ 不祥事が起こると再発防止のために規制強化がなされるなど、全ての善良な法人が巻き込まれる形がとられる。その結果、公益法人の規制要件は大小関係なく一律に厳しく、事務手続きなども煩雑となる。この状況が続く煩雑化が解消されなければ、我が国の市民社会や民間公益の発展は期待できないと思われる。
- ・ 実質的に行政の監視下にあり、法人自治が認められていない。そのための制約が多い。独自のルールがあり、必要性が理解できない。（公益法人 Information などツールはあるが）
- ・ 単年度制を採っている団体なので引き継ぎに限度があり、個人の能力にも差があるため、都の監査が負担でしかない。真面目にやっているが素人には限度があり杓子定規に原則論を述べられても対応しきれないことが多い。組織の実状を踏まえた監査にしてもらいたい。

＜財務・会計に関するもの＞

財務・会計に関する記述については28件みられ、その具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 税務上、法人会計費用について公益事業・収益事業で按分計算される結果、財団全体として利益が発生していないにも関わらず、課税所得が発生するケースが発生するため、法人会計費用を全額収益事業会計所得より控除可能とする等の対応をしていただきたい。

2. 法人選択と認定選択の動向

- ・ 経験の浅い職員にとって他の会計と比較して複雑です。書籍や前年の帳簿だけでは判断できないことが多く、経験者や公益法人会計をよく知る公認会計士の指導を受けないと事務が進みません。
- ・ 通常の財務諸表以外に内閣府特有の様式があり、内容が特異なので理解が難しい。
- ・ 決算書・予算書等が複雑すぎる。私共のような1千万円前後の金額を取り扱う団体と1億円以上の金額を取り扱う団体が、同じような分類で書類を作るのは如何なものかと疑問に思う。

<機関運営に関するもの>

機関運営に関する記述は58件寄せられた。主な記述を以下のとおり紹介する。

- ・ 理事会、評議員会の本人1/2出席者の確保に毎回苦労します。コロナ禍で書面決議が続いていますが、出席に対する意識が薄れないか心配です。役員ご本人の法人に対する意識を高める日頃の努力が第一ですが、本人がどうしても欠席の場合あらかじめ指定された代理人が出席してもいいなど、少し緩和することはどうでしょうか。
- ・ 収益事業を実施している団体ではないので収益は追及しないが、収支相償による公益事業で利益を出すことが認められず、遊休財産の保有制限もあり、余分な財産を持つことが許されないことから、活動資金の先細りの懸念があり組織の存続が心配である。事務局の待遇面において、他の企業に比べ劣るので若い人材が永年勤務するような体制になっていない。従って、企業定年者を雇い勤続年数が短いので、腰掛程度になり活動内容を理解して積極的な活動が出来ない。
- ・ 事務局は小人数(2名)で運営しているため、事業の進行管理に工夫が必要。事務手続きが膨大で、労力的にも金銭的にも事務手続きが主な事業になっている面がある。
- ・ 適正とされる機関運営について：今回のコロナウイルスの影響により、総会や理事会を開催せず、書面により決議を省略する方法を選ぶ際に、社員全員より同意の意思を得なければ成立できない、という制約が非常に厳しすぎる。
- ・ 評議員会や理事会において、代理出席や委任状出席が認められず、過半数の出席で会議を成立させなければならない点。全国団体にとっては困難な要件と思われる。
- ・ ○遊休財産の上限については、恒常的ではなく、年度の収入状況によっては多少超過する場合があります。上限について公益目的事業費の+20%程度、あるいは金額ベースで+250万円程度を認めていただければ、防災や修繕など緊急に必要な支出にも対応できるものと考えています。○機関運営について、事務の効率化のために簡素化を図っていただきたいと思います。例えば代表理事の交代選定について、①理事会開催(評議員会開催のため)→②評議員会開催(理事選任)→③理事会開催(理事長選定)と3回の会議を開催する必要があり、書面決議を活用するとしても煩雑極まりないものです。(理事の方からも煩雑との意見をいただいています)少なくとも、①は省略できるものと考えています。○決算など定期報告について、ある程度経験がないと決算資料や提出書類の作成が非常に難しく、大変な労力を使っています。団体の規模等(年間支出規模2千万円未満など)によっては、決算書に加え、簡素化した収支相償判定票、同じく簡素化した遊休財産判定票と積立金の状況と役員名簿等で事足りるのではないのでしょうか。

＜システムに関するもの＞

公益法人Informationや電子申請といったシステム関係については、54件の記述回答が寄せられた。その主な内容は以下のとおりである。

- 毎年の報告書類の電子申請について複雑であるうえに操作性が悪く、改善をお願いしたい。
- 公益法人インフォメーションのシステムが分かりにくいし、エラーも多い。オフィシャルなシステムをこの状態で公開するのはどうかと思う。また、当館では添付書類をPDFにできないので、外部に依頼している。
- 電子申請システムはただでさえ複雑で分かりにくいのに、毎年のように変更されて困惑する。
- 電子申請および電子的方法による定期報告が原則となっているが、紙ベースでの申請、報告も受け付けて欲しい。電子申請、報告の際の負担が大きすぎる(申請内容ではなくPC操作に伴うテクニカルなトラブルが頻繁に発生し、その解決に多大の労力と時間を費やしている)。
- ①収支相償の趣旨は理解できるが、この度の新型コロナのような不測の事態に備えるためには一定程度の剰余金を確保する必要があるのではないか。②事業報告書類は入力、自動転記があり、複雑化しているため簡素化できないか。
- 内閣府の登録システムの使い勝手が悪く、はやく改善してほしい。
- 複数年連続して剰余金が発生したとしても、概ね単年の事業費相当を上限として内部に留保(遊休財産として)できることを希望。オフライン様式になってから作業性は向上したが、公益目的事業が1本しかない当協会のような法人は、もっと簡素化しても良いのでは。別表Fのように事業費ごとに経費を配分する比率を入力するのは単に数字合わせの作業なので無意味と思われる。
- 定期提出書類を提出する際に、例えば既存データの流用は数分で終了するが、コメントは数分後に再度自分で「作業状況を更新」しないと変わらないなど、まだ、使いにくいところがあるので、改善していただければ幸いです。
- 事業報告において、システムへのアクセスが拒否されたり、固まることが多く、大きな支障が出ている。オンラインでの提出を義務付けるなら、安定したシステムの供給をお願いしたい。それが難しいなら、オフラインでの提出が可能となるよう選択肢を増やすことを望む。
- 公益法人インフォメーションについて、各申請が承認されたときに自動的にメールで通知があれば便利。

＜その他＞

「その他」については51件の記述回答があり、主なものについて以下に紹介する。

- 事務手続きは煩雑で規制要件は厳しすぎる。これでは日本の市民社会は育たない。
- 欧米は制度面の合理化を推進しているが、日本は複雑化の一途をたどっている。合理化を推進できる有能な官僚の出現を期待したい。
- 専門家(税理士)に依頼する部分が多く、その都度費用が発生し大きな負担となっている。
- 会計基準が複雑なので、毎月会計事務所の方に指導いただいているが、公益事業を行う上

2. 法人選択と認定選択の動向

で大きな負担になっている。

- ・ 質問2の内容(収支相償、定期提出書類など)の全てにおいて、大規模法人と小規模法人を区別して規制して欲しい。また、公益目的事業が1つしかない法人と公益目的事業を複数行っている法人、収益事業を行っているかないかも区別して欲しい。小規模法人は1人若しくは少人数の職員で質問2の内容を対応しているので、小規模法人でも対応できるよう比例原則的な仕組みを導入して欲しい。
- ・ 寄付金控除の要件緩和を行い、もっと門戸を開いていただきたい。また、今後指定正味財産の定義を狭めるとかはせず、公益法人が行う活動にブレーキをかけるようなことはしないことを望みます。
- ・ 日本は中国と同様に規制強化で統制を図ろうとするが、現場の都合も少しは考慮してほしい。締め付け型の制度では市民社会は育たない。

(2) 法人種類の再選択

法人格を再度選択できた場合の選択する法人格については、公益法人が最も高く81.8%(1,240件)であり、とくに財団においてより高い数値が示されている(表18)。公益法人以外を選択すると回答した法人の割合は18.2%(275件)であり、社団に至っては24.5%(181件)、つまり4分の1の社団が他法人格への転換を望んでいることになる。その多くは一般法人への転換を望むとしており、とくに社団は2割以上がそのように回答している。

2018年度調査との対比では、公益法人を再度選択するとした回答割合が1.7ポイント減少している。これまでのアンケートでは、「残余財産の処分などの制約により他法人格への転換が

表 18 再度選択する場合の法人類型

項 目	社 団	財 団	合 計	2019年	2018年
やはり公益法人	75.5% (558)	87.9% (682)	81.8%(1,240)	81.0%	83.5%
一般法人	20.8% (154)	9.1% (71)	14.9% (225)	16.3%	14.3%
特定非営利活動法人	0.5% (4)	0.4% (3)	0.5% (7)	0.7%	0.2%
認定特定非営利活動法人	0.4% (3)	0.4% (3)	0.4% (6)	0.5%	0.2%
社会福祉法人	0.5% (4)	0.1% (1)	0.3% (5)	0.3%	0.2%
営利法人	0.0% (0)	0.1% (1)	0.1% (1)	0.3%	0.4%
その他の法人	1.2% (16)	1.9% (15)	2.0% (31)	0.8%	1.1%
合 計	739	776	1,515	-	-

「その他の法人」の記述回答は、227 頁、IVの1(4)を参照。カッコ内は回答法人数。

できない」、「公益法人を選択して後悔している」といった回答が数多く寄せられているが、公益法人数が減少に転じることなく微増の状況を維持できているのは、自由に法人転換できない制約上の大きな壁があるからなのかもしれない。一方で、一般法人の場合は0.6ポイント増加しており、一般法人の法人格としてニーズが少しずつ高まってきている。

特定非営利活動法人は、7件で2018年比0.3ポイント増、認定特定非営利活動法人は6件で2018年比0.2ポイント増、社会福祉法人は5件で2018年比0.1ポイント増、営利法人は

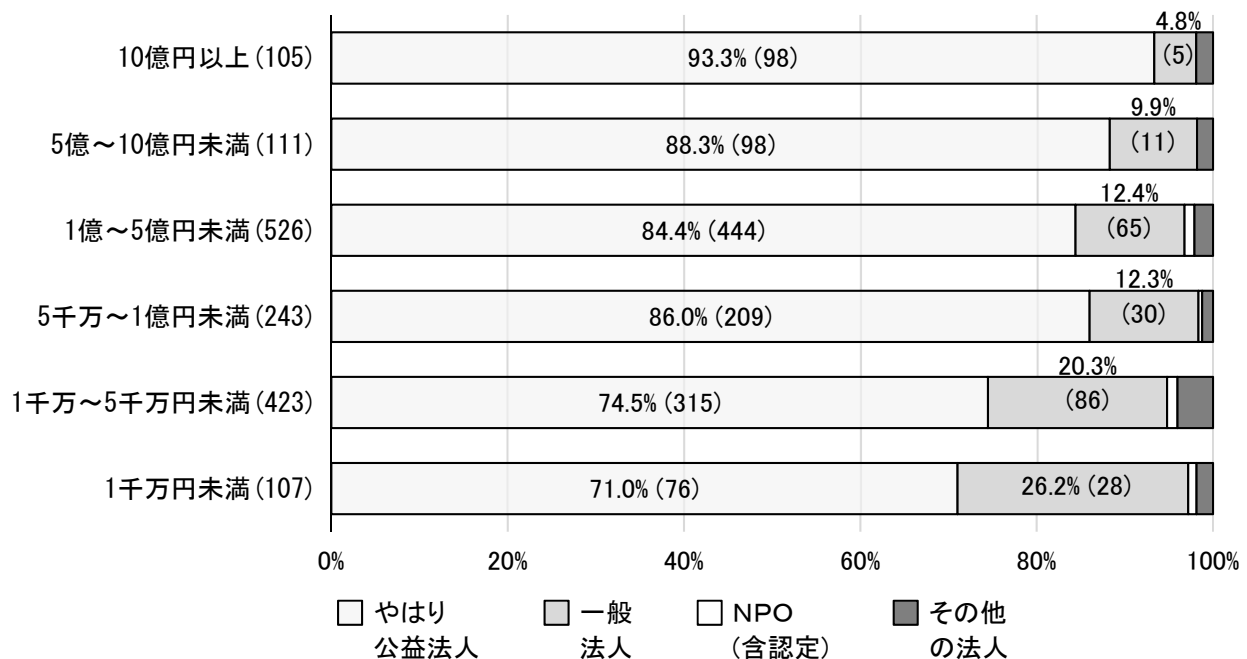
1 件で 2018 年比 0.3 ポイント減という結果であった。

「その他の法人」の回答数は31件であるが、具体的な法人類型が挙げられている回答は少なかつた。内容的には、公益法人以外を選択するとした場合は一般法人がよいとする回答が最も多く、その代表的な記述回答について以下に紹介する（記述回答の全文は、227頁、IVの1(4)参照）。

- ・ 公益事業を持続させることを考えると、一般法人が望ましい。
- ・ 定期報告や立入検査等が簡略できれば、公益法人でもよいと思う。
- ・ 厳しい規制に縛られ、事務処理に覆われて公益事業に専念できないことを考えると、社会にとっても一般法人がよいと思われる。
- ・ 公益法人でよいと思われるが、財務三基準の関係で事業の発展性が期待できない状況が続くならば、一般法人がよいのかもしれない。
- ・ 支援ニーズの変化にタイムリーに応えるには、一般法人がよいと思う。

図9は、再度選択するとした場合の法人格を支出規模別に示したものである。小規模法人であるほど他法人格への転換を望む傾向にあり、1千万円未満の法人に至っては約3割が公益法人から脱したいと考えている状況である。これは、公益法人の規制要件、事務手続き、機関運営などの面で、新規設立団体、市民団体、ボランティア団体などを含む小規模団体にとって極めて高いハードルとなっていることを意味する。公益認定を取得できない小規模法人は、寄附税制が適用されないため、成長に必要な資金の確保が難しく、この高いハードルは小規模法人の成長の妨げとなっていると考えられる。

5千万円以上になると、公益法人を再度選択するとする回答が増加し、その割合は86.2%(849件)に達する。しかし、13.8%(136件)は一般法人等のその他法人格を選択するとしており、中



「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

図9 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

2. 法人選択と認定選択の動向

規模、大規模法人にとっても、公益法人は使い勝手が悪い法人格と感じている法人が存在するようだ。

次に、公益法人以外を選択したいとする法人のみを対象に、苦勞している点ごとに割合をみた(図10)。公益法人以外を選択すると回答した法人の64.4%(177件)が「毎年の定期提出書類の作成・事務負担」と回答しており、「収支相償で事業活動が制限される」と回答した法人も62.2%(171件)に上った。つまり、この2項目が公益法人として事業運営することの困難性を引き起こしている主な原因であると捉えることができよう。2019年比では、「毎年の定期提出書類の作成・事務負担」は68%から4.4ポイント低下、「収支相償で事業活動が制限される」は57.1%から5.1ポイント上昇している。

「毎年の事業報告・事業計画書の作成」、「変更認定申請・変更届け出の手続き」、「立入検査など行政庁の監督が続く」はいずれも37%強を示しており、「遊休財産の規制がある」も30%を超えた。一方で、「苦勞している点、困っている点は特になし」とする回答は3.6%(10件)に止まり、2019年比で3.3ポイント低下した。これは、困っている法人が増加傾向にあることを意味する。

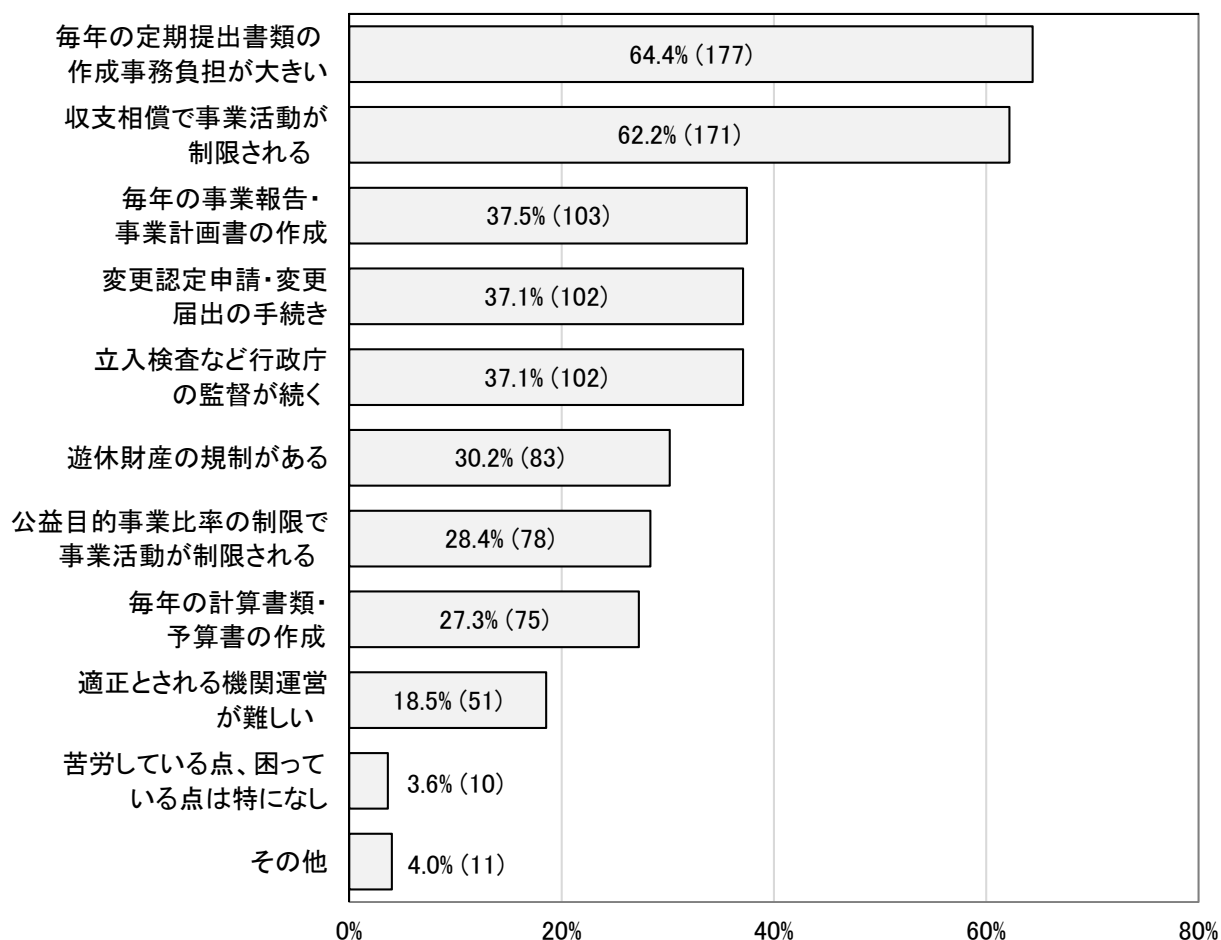


図10 法人格を再度選択できた場合に、公益法人以外を選択すると回答した法人の苦勞している点・困っている点
%は、苦勞している点ごとの回答法人数(275件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

表 19 行政庁別の再度選択するとした場合の法人格

単位：％

行政庁 (回答法人数)	やはり 公益 法人	一般 法人	特活法 人(認定 含む)	その他 の法人	行政庁 (回答法人数)	やはり 公益 法人	一般 法人	特活法 人(認定 含む)	その他 の法人
北海道(43)	76.7	23.3	0.0	0.0	滋賀県(19)	78.9	21.1	0.0	0.0
青森県(14)	64.3	28.6	0.0	7.1	京都府(31)	93.5	0.0	0.0	6.5
岩手県(14)	64.3	28.6	0.0	7.1	大阪府(40)	82.5	15.0	0.0	2.5
宮城県(17)	64.7	23.5	0.0	11.8	兵庫県(28)	75.0	21.4	0.0	3.6
秋田県(16)	56.3	43.8	0.0	0.0	奈良県(14)	92.9	7.1	0.0	0.0
山形県(16)	100.0	0.0	0.0	0.0	和歌山県(19)	84.2	10.5	0.0	5.3
福島県(31)	80.6	19.4	0.0	0.0	鳥取県(12)	91.7	8.3	0.0	0.0
茨城県(19)	78.9	21.1	0.0	0.0	島根県(15)	73.3	26.7	0.0	0.0
栃木県(24)	87.5	8.3	4.2	0.0	岡山県(30)	83.3	13.3	0.0	3.3
群馬県(17)	82.4	17.6	0.0	0.0	広島県(36)	69.4	22.2	0.0	8.3
埼玉県(29)	82.8	13.8	0.0	3.4	山口県(21)	85.7	14.3	0.0	0.0
千葉県(27)	85.2	11.1	3.7	0.0	徳島県(11)	81.8	9.1	0.0	9.1
東京都(101)	85.1	10.9	2.0	2.0	香川県(19)	89.5	5.3	5.3	0.0
神奈川県(39)	87.2	12.8	0.0	0.0	愛媛県(16)	87.5	12.5	0.0	0.0
新潟県(30)	66.7	30.0	0.0	3.3	高知県(20)	75.0	20.0	0.0	5.0
富山県(27)	88.9	11.1	0.0	0.0	福岡県(52)	67.3	25.0	1.9	5.8
石川県(25)	76.0	20.0	4.0	0.0	佐賀県(9)	55.6	33.3	0.0	11.1
福井県(8)	100.0	0.0	0.0	0.0	長崎県(13)	92.3	7.7	0.0	0.0
山梨県(14)	71.4	28.6	0.0	0.0	熊本県(15)	86.7	13.3	0.0	0.0
長野県(23)	82.6	17.4	0.0	0.0	大分県(16)	87.5	6.3	0.0	6.3
岐阜県(21)	61.9	38.1	0.0	0.0	宮崎県(18)	77.8	16.7	5.6	0.0
静岡県(38)	89.5	10.5	0.0	0.0	鹿児島県(39)	74.4	20.5	0.0	5.1
愛知県(37)	83.8	5.4	2.7	8.1	沖縄県(13)	69.2	30.8	0.0	0.0
三重県(28)	82.1	14.3	0.0	3.6	内閣府(351)	87.5	9.4	1.1	2.0
					全体(1,515)	81.8	14.9	0.9	2.4

数値は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、70%未満。

その他は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社など)、その他法人を含む。

次に、再度選択できるとした場合の法人格について行政庁別にみてもみた(表 19)。公益法人を再度選択すると回答した法人が全体の 90%を超えた行政庁は、上位から山形県 100%(16 件)、福井県 100%(8 件)、京都府 93.5%(29 件)、奈良県 92.9%(13 件)、長崎県 92.3%(12 件)、鳥取県 91.7%(11 件)、であった。

一方で、公益法人以外の法人格への転換を望む法人の割合が高かったのは、上位から佐賀県 44.4%(4 件)、秋田県 43.7%(7 件)、岐阜県 38.1%(8 件)、青森県 35.7%(5 件)、岩手県 35.7%(5 件)、宮城県 35.3%(6 件)、新潟県 33.3%(10 件)、福岡県 32.7%(17 件)、沖縄県

2. 法人選択と認定選択の動向

30.8%(4件)、広島県 30.5%(11件)であり、その分布は東北地方および九州地方に集中していることが読み取れる。とくに佐賀県および秋田県については 40%台を示しており、その要因を探るべく「苦労している点」の回答結果とクロスさせたところ、いずれも収支相償が最高値を示していた(表 15)。

再度選択できるとした場合に一般法人と回答した法人の割合が高かった行政庁は、上位から秋田県43.8%(7件)、岐阜県38.1%(8件)、佐賀県33.3%(3件)、沖縄県30.8%(4件)、新潟県30.0%(5件)であった。公益法人、一般法人以外では、宮城県11.8%(2件)および愛知県10.8%(4件)が比較的が高かった。

次に、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合を主たる事業別にみてる(表 20)。公益法人を選択したいとする法人の割合が 90%を超えたのは、上位より「医療施設、病院等」92.0%(23件)、「助成・表彰」90.9%(100件)、「奨学」90.9%(40件)、「その他事業」90.9%(30件)、「芸術・文化関係」90.0%(99件)であった。

他方、その他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業は、「免許・資格付与・検査・検定」35.0%(7件)、「災害・地域安全」30.0%(6件)、「行政関連」26.8%(41件)、「社会福祉関係」26.1%(30件)であった。

再度選択できるとした場合に一般法人と回答した法人の割合が高かった事業は、上位から「免許・資格付与・検査・検定」30.0%(6件)、「児童・青少年の健全育成」25.0%(11件)、「同一資格者団体」22.7%(5件)、「産業創造・企業経営、起業支援」22.6%(7件)、「地域社会貢献活動・団体」21.6%(48件)、「行政関連」21.6%(33件)、「非営利活動支援団体」21.1%(4件)であり、公益法人、一般法人以外では「災害・地域安全」20.0%(4件)が最も高かった。

表 20 法人選択の主たる事業別割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	公益法人	一般法人	特活法人 (認定含む)	その他 の法人
社会福祉関係 (115)	73.9	19.1	1.7	5.2
福祉関係の助成 (20)	80.0	15.0	0.0	5.0
健康維持・増進団体等 (72)	81.9	18.1	0.0	0.0
医療施設、病院等 (25)	92.0	8.0	0.0	0.0
教育関係 (79)	86.1	8.9	2.5	2.5
学会・学術団体 (38)	94.7	2.6	0.0	2.6
研究・分析機関 (46)	84.8	13.0	0.0	2.2
助成・表彰 (110)	90.9	6.4	0.9	1.8
奨 学 (44)	90.9	6.8	0.0	2.3
児童・青少年の健全育成 (44)	75.0	25.0	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等 (60)	86.7	10.0	0.0	3.3
芸術・文化関係 (110)	90.0	6.4	0.0	3.6
スポーツ関係 (65)	87.7	12.3	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (222)	74.8	21.6	0.9	2.7
環境保護 (47)	85.1	14.9	0.0	0.0
災害・地域安全 (20)	70.0	10.0	15.0	5.0
人権・平和 (12)	83.3	8.3	8.3	0.0
国際協力 (29)	86.2	6.9	3.4	3.4
産業創造・企業経営、起業支援 (31)	77.4	22.6	0.0	0.0
業界団体 (62)	83.9	16.1	0.0	0.0
同一資格者団体 (22)	77.3	22.7	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定 (20)	65.0	30.0	0.0	5.0
会館運営 (17)	88.2	11.8	0.0	0.0
行政関連 (153)	73.2	21.6	0.7	4.6
非営利活動支援団体 (19)	78.9	21.1	0.0	0.0
その他事業(33)	90.9	6.1	0.0	3.0
全 体 (合計 1,515)	81.8	14.9	0.9	2.4

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

はじめに、法人の総収入における寄附金の割合について聞いた(図11)。寄附金収入が全くないとする法人が半数以上(51.3%、777件)を占め、とくに社団は65.8%(486件)が寄附金収入はないとし、財団とのポイント差は28.3ポイントに上った。また、寄附金収入「0%」および「10%未満」の合計値の割合は81.1%(1,228件)であり、社団においては9割を超えた。

2019年比でみると、寄附金収入がないとする法人の割合が50.8%であったので0.5ポイント増加したことになり、寄附金収入がある法人は減少傾向にある。寄附文化の醸成を推進しようとする国の方針に反する結果が示されることとなった。

法人格別にみると、財団は社団と比較し寄附金の割合が相対的に高く、とくに寄附金割合が50%以上を占める財団が13.4%(104件)あることは特筆される。

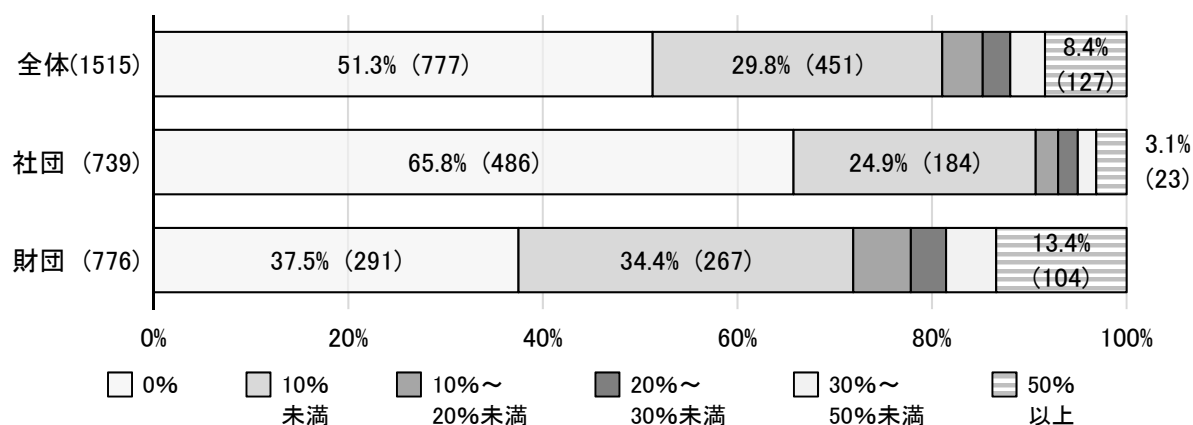


図11 寄附金の総収入に占める割合

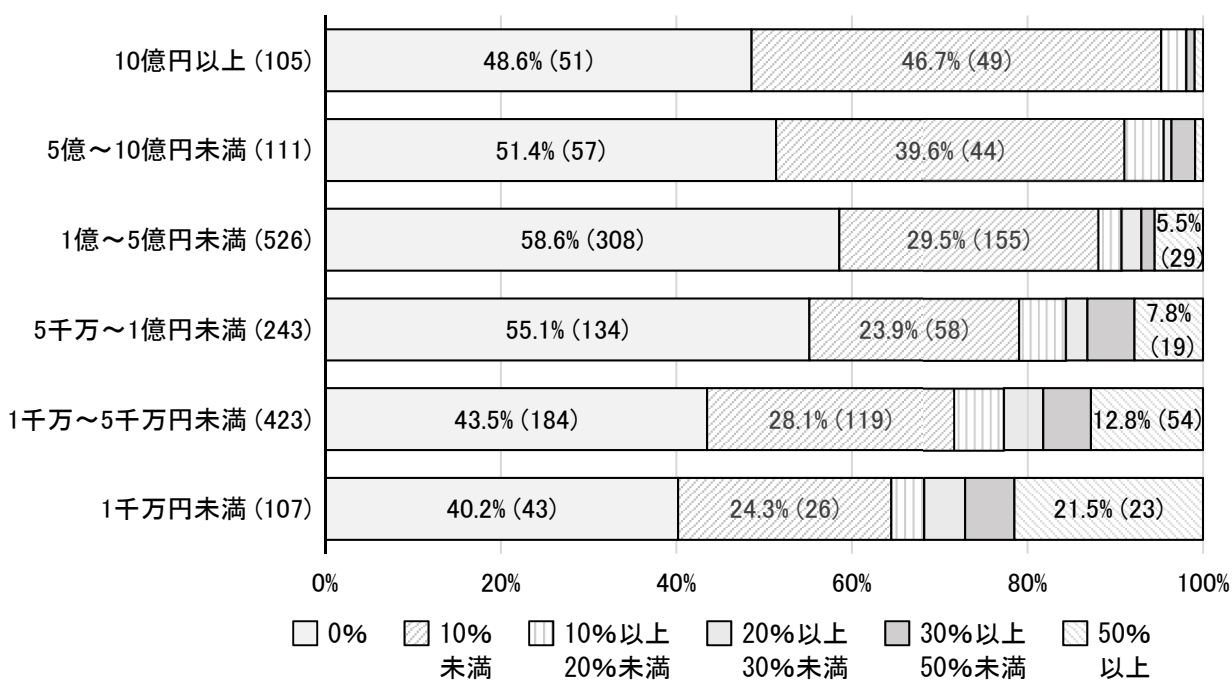


図12 支出規模別寄附金の総収入に占める割合

II. アンケート結果〔公益法人編〕

総収入に占める寄附金の割合を支出規模別にみると、支出額1千万円以上10億円未満は寄附金収入ゼロの法人が5割を超えており、1億円以上5億円未満については58.6%(308件)を示す(図12)。また、総収入に占める寄附金の割合が10%未満の法人は支出規模が大きいほどその割合が高まり、10%以上の法人は支出規模が小さいほどその割合が高くなる傾向にある。つまり、小規模法人であるほど寄附金の占める割合が高くなる傾向が示されており、総収入に占める寄附金の割合が1千万円未満の法人については21.5%(23件)が50%以上と回答している。

表 21 総収入に占める寄附金の主たる事業別割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
社会福祉関係(115)	62.6	24.3	2.6	3.5	2.6	4.3
福祉関係の助成(20)	40.0	25.0	0.0	5.0	10.0	20.0
健康維持・増進団体等(72)	61.1	25.0	2.8	2.8	2.8	5.6
医療施設、病院等(25)	32.0	52.0	0.0	4.0	0.0	12.0
教育関係(79)	44.3	34.2	8.9	2.5	0.0	10.1
学会・学術団体(38)	31.6	63.2	2.6	0.0	0.0	2.6
研究・分析機関(46)	34.8	28.3	4.3	6.5	8.7	17.4
助成・表彰(110)	32.7	20.0	3.6	5.5	5.5	32.7
奨学(44)	45.5	20.5	6.8	2.3	4.5	20.5
児童・青少年の健全育成(44)	31.8	40.9	4.5	9.1	4.5	9.1
美術館・博物館・動物園等(60)	23.3	41.7	11.7	1.7	5.0	16.7
芸術・文化関係(110)	32.7	47.3	8.2	3.6	6.4	1.8
スポーツ関係(65)	18.5	70.8	4.6	3.1	3.1	0.0
地域社会貢献活動・団体(222)	73.0	20.3	1.8	1.8	1.8	1.4
環境保護(47)	27.7	27.7	12.8	2.1	6.4	23.4
災害・地域安全(20)	60.0	20.0	5.0	0.0	10.0	5.0
人権・平和(12)	16.7	41.7	0.0	8.3	8.3	25.0
国際協力(29)	20.7	41.4	6.9	6.9	6.9	17.2
産業創造・企業経営、起業支援(31)	77.4	12.9	3.2	0.0	6.5	0.0
業界団体(62)	75.8	17.7	1.6	0.0	1.6	3.2
同一資格者団体(22)	86.4	13.6	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	65.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(17)	82.4	11.8	0.0	5.9	0.0	0.0
行政関連(153)	73.9	20.9	0.7	0.0	2.0	2.6
非営利活動支援団体(19)	52.6	15.8	10.5	10.5	5.3	5.3
その他事業(33)	45.5	30.3	6.1	3.0	6.1	9.1
全 体 (合計 1,515)	51.3	29.8	4.2	2.8	3.6	8.4

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、主たる事業ごとの最高値。

3. 寄附と税制について

表21は、総収入に占める寄附金の割合を主たる事業別にみたものである。寄附金収入がないとする回答の割合が最も高かったのは、「同一資格者団体」86.4%(19件)、「会館運営」82.4%(14件)、「産業創造・企業経営、起業支援」77.4%(24件)、「業界団体」75.8%(47件)、「行政関連」73.9%(113件)、「地域社会貢献活動・団体」73.0%(162件)など19事業であった。

10%未満が最高値を示した事業は、「スポーツ関係」70.8%(46件)、「学会・学術団体」63.2%(24件)、「医療施設、病院等」52.0%(13件)など8事業が確認され、「10%以上20%未満」、「20%以上30%未満」、「30%以上50%未満」については該当がなかった。「50%以上」で最高値を示した事業は「助成・表彰」(32.7%、36件)であった。

寄附金を募集していない 884 法人に対して寄附金を募集しない理由を伺ったところ、55.8%(493 件)が「事業収入や運用収入で間に合っているため」とする回答であった(図 13)。中でも財団の占める割合が高く、社団とのポイント差は 11 ポイントである。また、「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」とする法人も 43.9%(388 件)と相当数みられ、とりわけ同理由を挙げた法人の 50.2%(264 件)が社団であり、財団とのポイント差は 15.6 ポイントに達した。

「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務をはたさなければならない」については比較的低い数値が示されており、それぞれ15.3%(135件)、10.2%(90件)であった。

「その他」は69件であり、その記述回答によると、税額控除証明の要件をクリアできないため寄附を募れないとする回答が多くみられた。その一部を以下に紹介する(記述回答の全文は、229頁、IVの1(5)参照)。

- ・多額の寄附金を受けることができたとしても、収支相償により寄附者の意思に沿った寄附金の活用は難しく、期限内に処分できるかの不安もあり、安易に寄附金を募集できない。

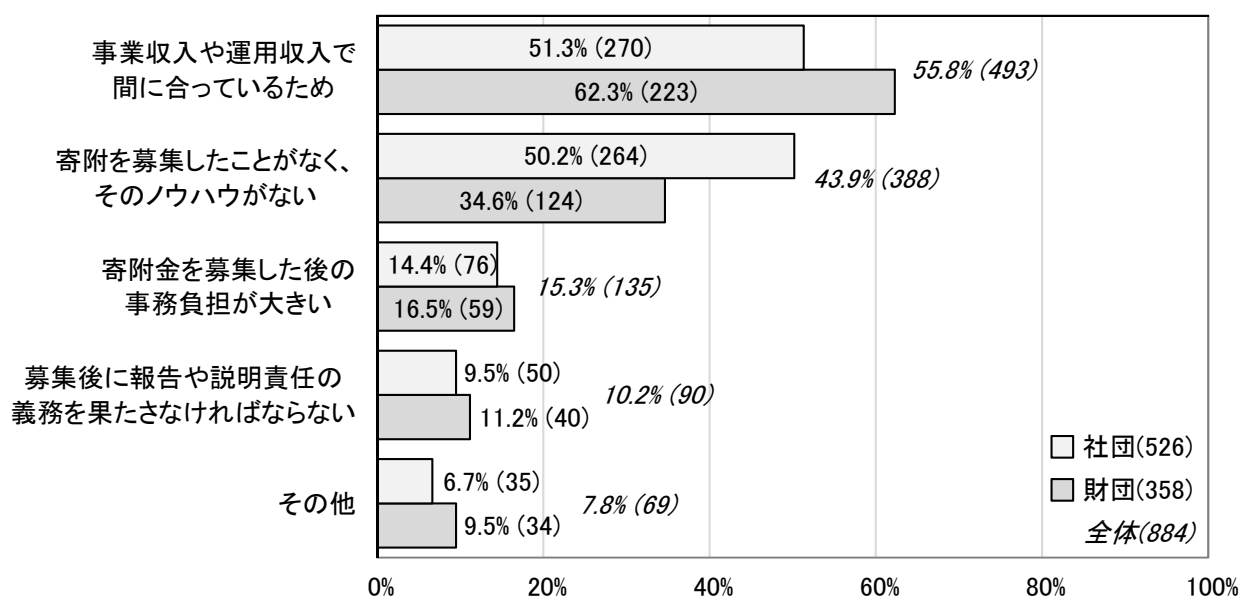


図13 寄附金を募集していない理由(複数回答)

%は、寄附金を募集していない法人(社団526件、財団358件、全体884件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、227頁、IVの1(5)を参照。

- ・ 寄附を募集したいが、税額控除の要件をクリアできない。
- ・ 日頃の事務手続で忙殺され、税額控除証明の取得までなかなか行けない。
- ・ 寄付金は収支相償の対象となっており、公益事業で有効活用できる見込みが薄い。
- ・ PST 要件を撤廃または緩和してほしい。公益認定と同時に税額控除証明を取得できるようにならないか。

表 22 主たる事業内容別の寄附募集をしない理由(複数回答)

単位：％

主な事業内容 (回答法人数)	間に合っ ているた め	経験・ノ ウハウが ない	後の事 務負担 が大きい	報告・説 明責任 が大変	その他
社会福祉関係(79)	54.4	43.0	16.5	12.7	3.8
福祉関係の助成(11)	45.5	45.5	9.1	18.2	9.1
健康維持・増進団体等(48)	58.3	39.6	25.0	14.6	4.2
医療施設、病院等(10)	80.0	50.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(42)	45.2	45.2	14.3	16.7	9.5
学会・学術団体(14)	57.1	21.4	14.3	7.1	28.6
研究・分析機関(21)	66.7	47.6	9.5	9.5	9.5
助成・表彰(46)	73.9	30.4	23.9	8.7	8.7
奨 学(24)	91.7	8.3	4.2	4.2	4.2
児童・青少年の健全育成(20)	45.0	50.0	25.0	5.0	5.0
美術館・博物館・動物園等(21)	47.6	52.4	28.6	19.0	14.3
芸術・文化関係(44)	43.2	38.6	22.7	15.9	20.5
スポーツ関係(23)	39.1	43.5	30.4	17.4	4.3
地域社会貢献活動・団体(169)	49.7	53.8	11.2	8.9	8.3
環境保護(15)	66.7	40.0	13.3	0.0	6.7
災害・地域安全(14)	28.6	57.1	14.3	14.3	14.3
国際協力(10)	70.0	30.0	10.0	0.0	20.0
産業創造・企業経営、起業支援(26)	61.5	38.5	11.5	11.5	7.7
業界団体(47)	63.8	55.3	10.6	10.6	4.3
同一資格者団体(21)	66.7	38.1	14.3	9.5	0.0
免許・資格付与・検査・検定(16)	43.8	43.8	12.5	6.3	12.5
会館運営(14)	57.1	50.0	28.6	7.1	7.1
行政関連(121)	62.8	38.0	10.7	7.4	5.0
非営利活動支援団体(10)	30.0	40.0	20.0	0.0	10.0
その他(18)	33.3	72.2	16.7	11.1	5.6
全 体 (合計 884)	55.8	43.9	15.3	10.2	7.8

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50％以上。全体(884 件)には、「その他」と回答した法人および調査対象から除外した「主たる事業内容」のカテゴリー分は含まれていない。

間に合っているため：事業収入や運用収入で間に合っているため 経験・ノウハウがない：寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 後の事務負担が大きい：寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告・説明責任が大変：募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。

3. 寄附と税制について

表22は、事業別の寄附を募集しない理由を示したものである。「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人の割合が50%以上を占める事業は14に上る。このなかで最も高かったのは「奨学」91.7%(22件)であり、「助成・表彰」73.9%(34件)とともに資金運用を主な収益としており(表10)、寄附金は必要ないとする法人が多いのではないと思われる。「医療施設、病院等」80.0%(8件)も比較的に高く、同事業は公益目的事業からの収益を主な収益としていることから(表10)、医療サービス等の対価が収益の多くを占めているということなのと思われる。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」で50%以上を占めている事業は、「災害・地域安全」57.1%(8件)、「業界団体」55.3%(26件)、「地域社会貢献活動・団体」53.8%(91件)など8事業が該当した。「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」の最高値は、それぞれ「スポーツ関係」の30.4%(7件)および「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」の19.0%(4件)であった。

(2) 税額控除証明の取得状況等

これまでの公益法人の寄附税制では、公益法人に対する個人の寄附金については所得控除が適用されていたが、2011年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益法人に対する個人の寄附金について新たに「税額控除」の仕組みが加わった。この税額控除制度は、所得控除に比べ、とくに小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴であり、公益法人についてはPST(パブリックサポートテスト)の要件を満たすことで行政庁から税額控除証明書が発行され、税額控除が適用される。

図14は、税額控除証明の取得状況について示したものである。「取得済み」と回答した法人は28%(424件)であり、法人格別にみると社団は25.4%(188件)、財団は30.4%(236件)であった。「制度は知っているが取得していない」と回答した法人は45.1%(683件)を占め、とりわけ財団の場合は半数以上がこのように回答している。

「制度自体を知らない」と回答した法人は26.9%(408件)であるが、とくに社団の数値が財団と比較して16.4ポイント高く35.3%(261件)となっている。税額控除証明の取得が進まない背景には、多くの法人が税額控除制度の存在を把握していないことがあるのかもしれない。

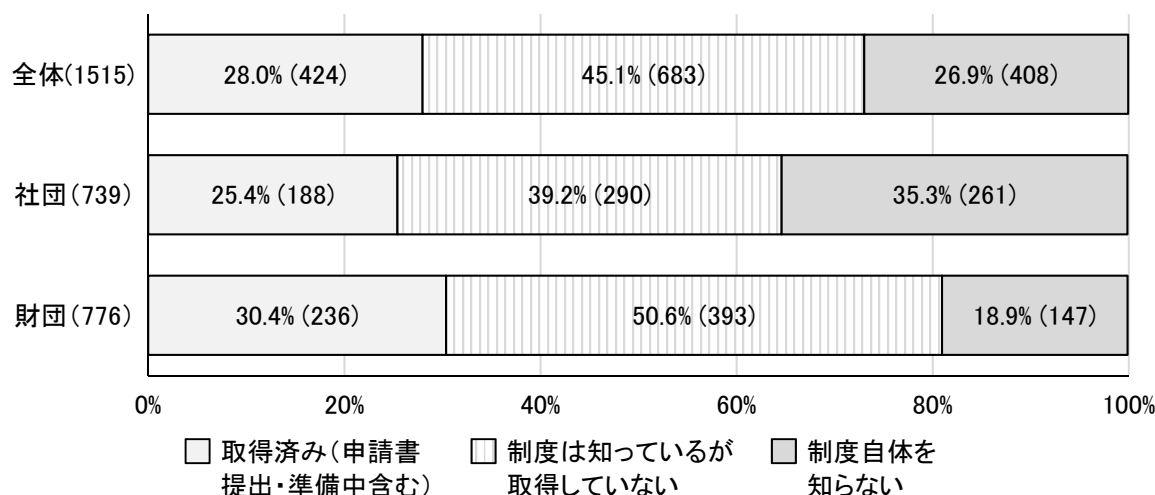


図14 税額控除証明の取得状況

次に、税額控除証明の取得状況について主たる事業別にみていく(表 23)。税額控除証明について「取得済み」と回答した法人の割合が最も高かったのは、「環境保護」、「人権・平和」、「非営利活動支援団体」など7事業であった。中でも「環境保護」は税額控除証明を取得している法人の割合が最も高く 53.2%であった。

また、「制度は知っているが、取得していない」と回答した法人の割合が最も高かったのは、「福祉関係」、「助成・表彰」、「芸術・文化関係」など17事業が該当した。この中では、「芸術・

表 23 主たる事業別の税額控除証明取得状況

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	取得済み	制度は知っているが、取得していない	制度自体を知らない
社会福祉関係(115)	22.6	40.9	36.5
福祉関係の助成(20)	25.0	55.0	20.0
健康維持・増進団体等(72)	30.6	45.8	23.6
医療施設、病院等(25)	28.0	48.0	24.0
教育関係(79)	35.4	34.2	30.4
学会・学術団体(38)	26.3	47.4	26.3
研究・分析機関(46)	26.1	52.2	21.7
助成・表彰(110)	25.5	58.2	16.4
奨学(44)	29.5	52.3	18.2
児童・青少年の健全育成(44)	40.9	45.5	13.6
美術館・博物館・動物園等(60)	33.3	46.7	20.0
芸術・文化関係(110)	25.5	60.9	13.6
スポーツ関係(65)	35.4	53.8	10.8
地域社会貢献活動・団体(222)	25.2	36.9	37.8
環境保護(47)	53.2	27.7	19.1
災害・地域安全(20)	40.0	40.0	20.0
人権・平和(12)	50.0	33.3	16.7
国際協力(29)	44.8	41.4	13.8
産業創造・企業経営、起業支援(31)	16.1	58.1	25.8
業界団体(62)	16.1	40.3	43.5
同一資格者団体(22)	9.1	40.9	50.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	20.0	45.0	35.0
会館運営(17)	11.8	47.1	41.2
行政関連(153)	19.6	46.4	34.0
非営利活動支援団体(19)	52.6	21.1	26.3
その他事業(33)	39.4	33.3	27.3
全 体 (合計 1,515)	28.0	45.1	26.9

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、主たる事業ごとの最高値。

3. 寄附と税制について

文化関係」の60.9%が最も高かった。「制度自体を知らない」については、「地域社会貢献活動・団体」、「業界団体」、「同一資格者団体」など3団体が該当し、同一資格者団体については過半数が税額控除制度を把握していないという結果であった。

税額控除証明の取得状況について行政庁別にみると、寄附を募集している法人で、税額控除証明を取得している法人の割合が高かった行政庁は、上位から島根県(100%)、群馬県(85.7%)、愛媛県(80.0%)であり、取得率が低い行政庁は下位から長崎県(11.1%)、静岡県(20.0%)、大分県(20.0%)、宮崎県(22.2%)、和歌山県(25.0%)、徳島県(25.0%)であった(表24)。全体的にみると、税額控除証明の取得率が低い行政庁は西日本に多くなっていることが読み取れる

表24 行政庁別の税額控除証明の取得状況

行政庁 (回答法人数)	寄附要	取得	取得率	行政庁 (回答法人数)	寄附要	取得	取得率
北海道(43)	24	12	50.0%	滋賀県(19)	10	3	30.0%
青森県(14)	7	4	57.1%	京都府(31)	17	6	35.3%
岩手県(14)	6	3	50.0%	大阪府(40)	23	11	47.8%
宮城県(17)	11	8	72.7%	兵庫県(28)	14	4	28.6%
秋田県(16)	7	4	57.1%	奈良県(14)	9	3	33.3%
山形県(16)	12	8	66.7%	和歌山県(19)	12	3	25.0%
福島県(31)	19	9	47.4%	鳥取県(12)	7	3	42.9%
茨城県(19)	12	6	50.0%	島根県(15)	5	5	100.0%
栃木県(24)	13	7	53.8%	岡山県(30)	15	10	66.7%
群馬県(17)	7	6	85.7%	広島県(36)	21	10	47.6%
埼玉県(29)	13	10	76.9%	山口県(21)	13	5	38.5%
千葉県(27)	16	5	31.3%	徳島県(11)	8	2	25.0%
東京都(101)	54	29	53.7%	香川県(19)	14	5	35.7%
神奈川県(39)	24	17	70.8%	愛媛県(16)	10	8	80.0%
新潟県(30)	17	11	64.7%	高知県(20)	8	3	37.5%
富山県(27)	12	7	58.3%	福岡県(52)	22	9	40.9%
石川県(25)	13	4	30.8%	佐賀県(9)	5	2	40.0%
福井県(8)	2	1	50.0%	長崎県(13)	7	4	57.1%
山梨県(14)	9	5	55.6%	熊本県(15)	9	1	11.1%
長野県(23)	11	8	72.7%	大分県(16)	10	2	20.0%
岐阜県(21)	12	5	41.7%	宮崎県(18)	9	2	22.2%
静岡県(38)	20	4	20.0%	鹿児島県(39)	15	9	60.0%
愛知県(37)	19	9	47.4%	沖縄県(13)	7	5	71.4%
三重県(28)	16	7	43.8%	内閣府(351)	224	120	53.6%

寄附募集は、カッコ内で示す法人数から、「収入が間に合っている」、「寄附のメリットがない」、「個人寄附は考えていない」、「所得控除で十分」と回答した法人数を引いた数。

取得は、取得中を含む。太字は、50%以下。

表 25 は、税額控除制度を把握していないとする法人の割合を行政庁別に表したものである。制度自体を把握していないとする法人の割合が 40%以上を占めた行政庁は、栃木県(45.8%)、徳島県(45.5%)、宮崎県(44.4%)を含む 8 県であり、30%台を含めると 26 都道県に上る。

一方で、税額控除制度を把握していないとする法人の割合が低かった行政庁は、下位から佐賀県(11.1%)、内閣府(14.8%)、沖縄県(15.4%)、島根県(16.7%)、神奈川県(17.9%)、愛媛県(18.8%)であり、これら行政庁の多くの法人は税額控除証明について把握していることが分かる。

次に、税額控除証明の取得状況について支出規模別にみていく(図 15)。全体的には、支出規模が小さいほど税額控除証明を取得する傾向にあり、支出規模が 5 千万円未満の法人はいずれも 30%を超えている。また、支出規模が大きいほど税額控除証明の取得率が低下し、支出規模 10 億円以上の法人に至っては 15.2%(16 件)という状況である。

表 25 税額控除制度を知らない法人の行政庁別割合

行政庁 (回答法人数)	制度を知 らない	割合	行政庁 (回答法人数)	制度を知 らない	割合
北海道(43)	15	34.9%	滋賀県(19)	8	42.1%
青森県(14)	4	28.6%	京都府(31)	8	25.8%
岩手県(14)	5	35.7%	大阪府(40)	10	25.0%
宮城県(17)	5	29.4%	兵庫県(28)	7	25.0%
秋田県(16)	5	31.3%	奈良県(14)	3	21.4%
山形県(16)	5	31.3%	和歌山県(19)	5	26.3%
福島県(31)	7	22.6%	鳥取県(12)	2	16.7%
茨城県(19)	5	26.3%	島根県(15)	5	33.3%
栃木県(24)	11	45.8%	岡山県(30)	7	23.3%
群馬県(17)	4	23.5%	広島県(36)	9	25.0%
埼玉県(29)	9	31.0%	山口県(21)	6	28.6%
千葉県(27)	7	25.9%	徳島県(11)	5	45.5%
東京都(101)	31	30.7%	香川県(19)	5	26.3%
神奈川県(39)	7	17.9%	愛媛県(16)	3	18.8%
新潟県(30)	12	40.0%	高知県(20)	5	25.0%
富山県(27)	10	37.0%	福岡県(52)	16	30.8%
石川県(25)	10	40.0%	佐賀県(9)	1	11.1%
福井県(8)	3	37.5%	長崎県(13)	4	30.8%
山梨県(14)	6	42.9%	熊本県(15)	5	33.3%
長野県(23)	7	30.4%	大分県(16)	6	37.5%
岐阜県(21)	9	42.9%	宮崎県(18)	8	44.4%
静岡県(38)	13	34.2%	鹿児島県(39)	13	33.3%
愛知県(37)	14	37.8%	沖縄県(13)	2	15.4%
三重県(28)	9	32.1%	内閣府(351)	52	14.8%

太字は、40%以上。

3. 寄附と税制について

「制度は知っているが取得していない」と回答した法人の割合は、支出規模が大きいほどその割合が高まる傾向にある。支出規模「1千万円未満」(36.4%、39件)と「10億円以上」(60.0%、63件)のポイント差は23.6におよぶ。図12の支出規模別寄附金の総収入に占める割合によると、支出規模が大きいほど寄附金の総収入に占める割合が低くなる傾向にあるが、これは支出規模が大きいほど寄附金を必要としない法人が多いことであろう。

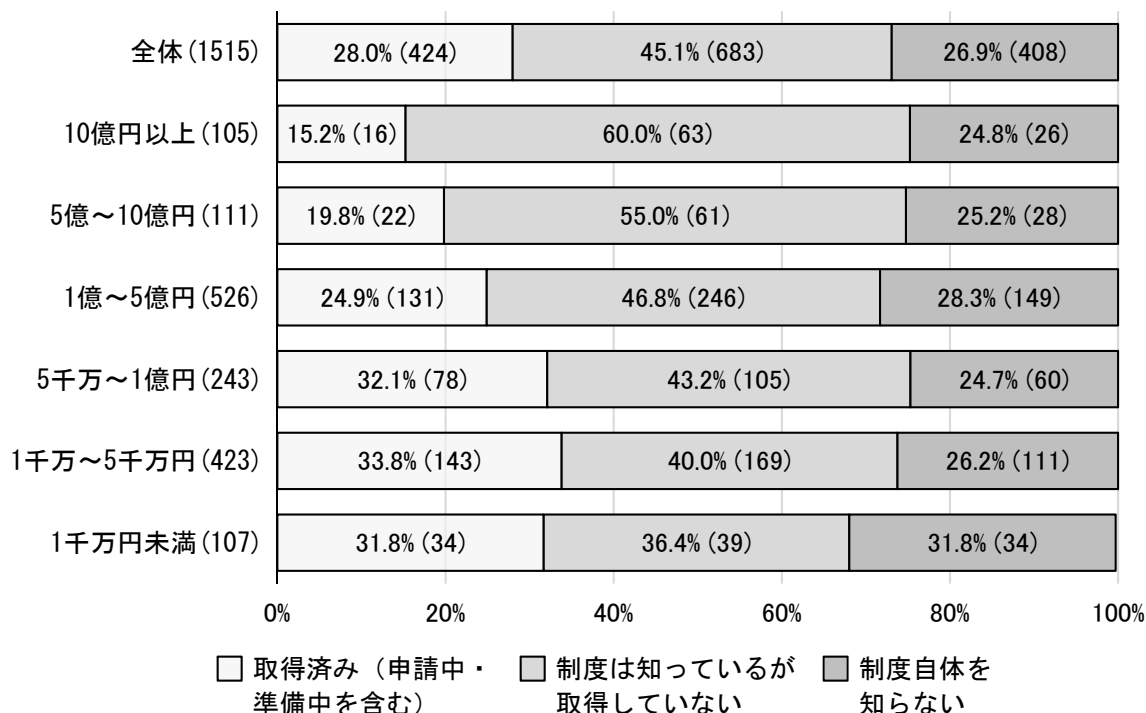


図15 支出規模別の税額控除証明の取得状況

「制度自体を知らない」については、支出規模に関係なく25%から30%前後で推移していることから、特徴的な傾向はみられないと言える。この中では、「1千万円未満」は最高値(31.8%)を示しており、小規模法人は様々な情報を入手する機会に欠ける傾向にあるのかもしれない。

次に、寄附金の総収入に占める割合ごとに税額控除証明の取得状況についてみてみた(図16)。全体として寄附金収入の割合が高いほど税額控除証明を取得する傾向にあるが、寄附金収入の割合が50%以上の場合は若干の数値低下がみられ51.2%(65件)となっている。「制度は知っているが取得していない」については、極端な数値的差異はみられないものの、寄附金収入が少ないほどその割合は高まる傾向にある。

一方、寄附金収入がない法人の38.5%(299件)が税額控除制度を知らないと回答しており、中には、制度の存在を把握していないがために税額控除証明の取得に向けた検討に至らないケースも多々あるのではないかとと思われる。

税額控除証明を取得しない理由については、税額控除証明を取得しないと回答した731件のうち274件(37.5%)が「PST要件を満たすことが困難」と回答しており、これらの法人には、PST要件を満たせば取得したいと考える法人が一定数存在すると思われる(図17)。

「当法人にとってはメリットがない」と回答した法人は136件で、取得しないとした法人の18.6%を占める。また、「手続きが複雑で面倒」は77件(10.5%)、「個人からの寄附は考えていない」は183件(25.0%)、「所得控除だけで十分」は33件(4.5%)であり、これらの法人は

税額控除証明の取得をほとんど考えていないグループと言える。

「その他」としては28件の記述回答が寄せられており、税額控除の要件を満たすことが困難とする内容が多かった。その主な記述回答について以下に紹介する（記述回答の全文は、229頁、Ⅳの1(6)参照）。

- ・ 寄附を募集したいが、PSTの要件をクリアできない。
- ・ 条件を満たしていないという理由で、控除証明書が取得できなかった。

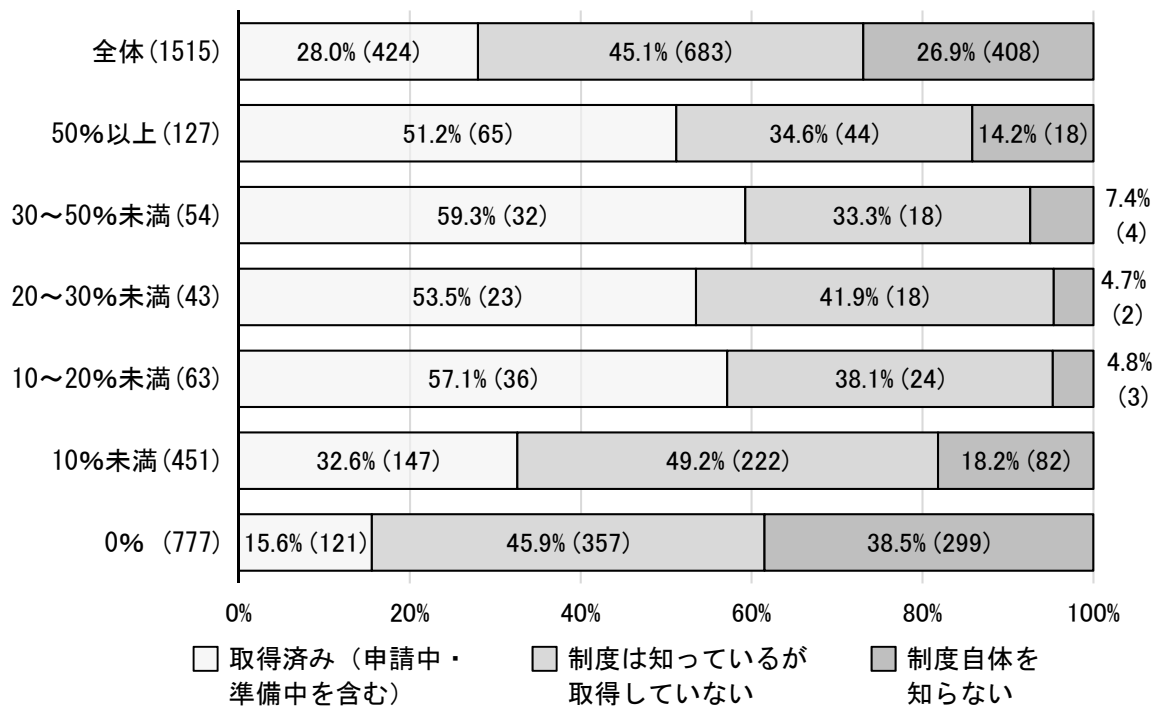


図16 寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況

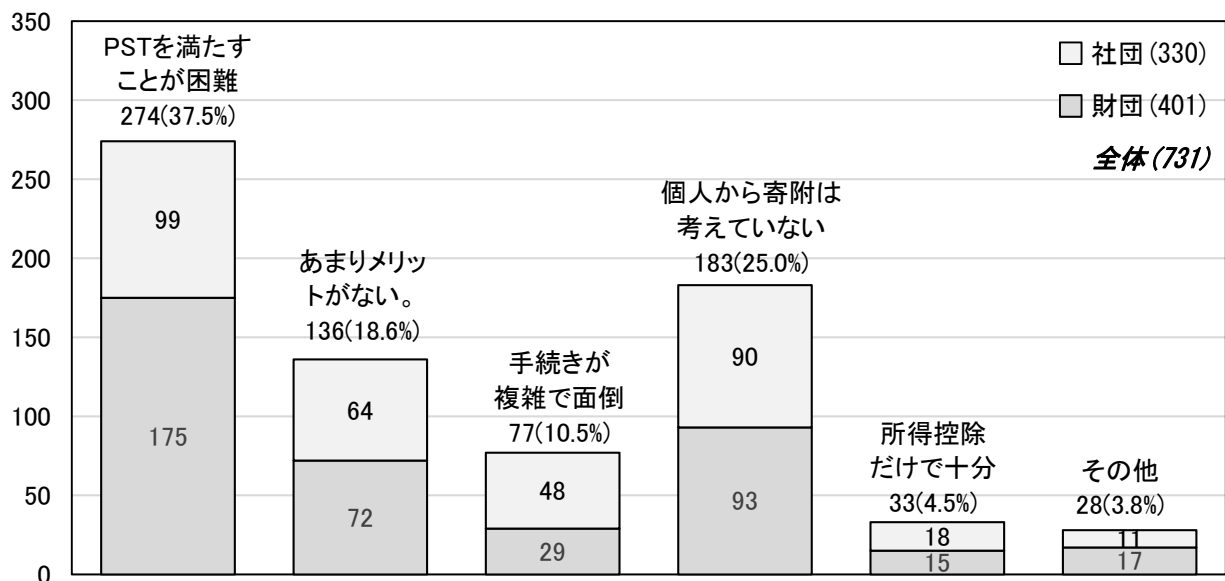


図17 税額控除証明を取得していない理由

%は、税額控除証明を取得しないとした法人(社団330件、財団401件、全体731件)に占める割合。

「その他」の記述回答は、229頁、Ⅳの1(6)を参照。

3. 寄附と税制について

- ・税務署に相談したところ、本会が取得することは無理と回答された。
- ・公益認定を取得してもすぐには税額控除が適用されないので、何のための公益認定なのか疑問に思う。大変な思いをして認定申請し、厳しい規制を受けながら運営しているのに、割に合わないと思う。

表 26 は、税額控除証明を取得していない理由について主たる事業内容別に示したものである。「PST 要件を満たすことが困難」と回答した法人の割合が最も高い事業は「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」の 69.2%であり、40%を超える事業は「スポーツ関係」(63.6%)、「芸術・文化関係」(62.3%)、「学会・学術団体」(55%)など 9 事業が該当した。

「メリットがない」と回答した法人の割合が最も高かった事業は「医療施設、病院等」の

表 26 事業内容別の税額控除証明を取得していない理由

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	PST 要件 が困難	メリットが ない。	手続きが 面倒	個人寄附 は不要	所得控除 で十分	その他
社会福祉関係(57)	26.3	19.3	15.8	28.1	3.5	7.0
福祉関係の助成(13)	30.8	30.8	0.0	23.1	7.7	7.7
健康維持・増進団体等(36)	36.1	22.2	11.1	22.2	2.8	5.6
医療施設、病院等(15)	46.7	33.3	0.0	20.0	0.0	0.0
教育関係(27)	29.6	22.2	7.4	25.9	7.4	7.4
学会・学術団体(20)	55.0	10.0	15.0	10.0	5.0	5.0
研究・分析機関(24)	37.5	29.2	8.3	25.0	0.0	0.0
助成・表彰(64)	40.6	15.6	12.5	29.7	1.6	0.0
奨 学(24)	29.2	25.0	8.3	25.0	8.3	4.2
児童・青少年の健全育成(21)	47.6	23.8	14.3	9.5	0.0	4.8
美術館・博物館・動物園等(26)	69.2	7.7	11.5	7.7	3.8	0.0
芸術・文化関係(69)	62.3	15.9	10.1	7.2	1.4	2.9
スポーツ関係(33)	63.6	12.1	15.2	6.1	3.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(89)	23.6	18.0	9.0	37.1	9.0	3.4
環境保護(13)	46.2	15.4	0.0	23.1	0.0	15.4
国際協力(12)	41.7	16.7	0.0	8.3	16.7	16.7
産業創造・企業経営、起業支援(19)	10.5	21.1	5.3	52.6	10.5	0.0
業界団体(27)	25.9	18.5	22.2	25.9	7.4	0.0
同一資格者団体(10)	30.0	20.0	0.0	50.0	0.0	0.0
行政関連(82)	25.6	20.7	11.0	35.4	3.7	3.7
その他(50)	34.0	14.0	10.0	28.0	6.0	8.0
全 体 (合計 731)	37.5	18.6	10.5	25.0	4.5	3.8

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、40％以上。

PST 要件が困難:PST 要件を満たすことが困難 メリットがない:当法人にとってはあまりメリットがない 手続きが面倒:手続きが複雑で面倒 個人寄附は不要:個人からの寄附は考えていない 所得控除で十分:所得控除だけで十分

33.3%であり、「手続きが複雑で面倒」の場合は「業界団体」の22.2%であった。「個人寄附は不要」と回答した法人の割合が最も高かったのは「産業創造・企業経営・起業支援」の52.6%であり、「同一資格者団体」においても50%と高い数値が示されている。「所得控除だけで十分」と回答した法人の割合が最も高かったのは「国際協力」の16.7%であり、全体平均においても4.5%にとどまった。

(3) みなし譲渡所得非課税の承認特例

個人が公益法人等に現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税非課税の承認特例について、2018年度税制改正により、①承認特例の拡充、②特定買換資産の特例の創設が実現した。これにより、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられた寄附財産については、短期間で国税庁長官の承認を受けられることや、公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して別の資産を取得すること等が可能となった。

そこで、みなし譲渡所得税非課税の承認特例の活用の有無について聞いたところ、利用したことがある法人はわずか2.9%(43件)に過ぎず、社団に至っては1.3%(9件)という状況である(図18)。制度は知っているが利用したことがない法人は44.4%(650件)であり、とりわけ財団は半数以上が利用していないという結果であった。

制度自体を知らない法人の占める割合については52.7%(771件)に上り、とくに社団は61.2%(436件)で極めて高く、同制度のさらなる周知、広報が必要であると思われる。

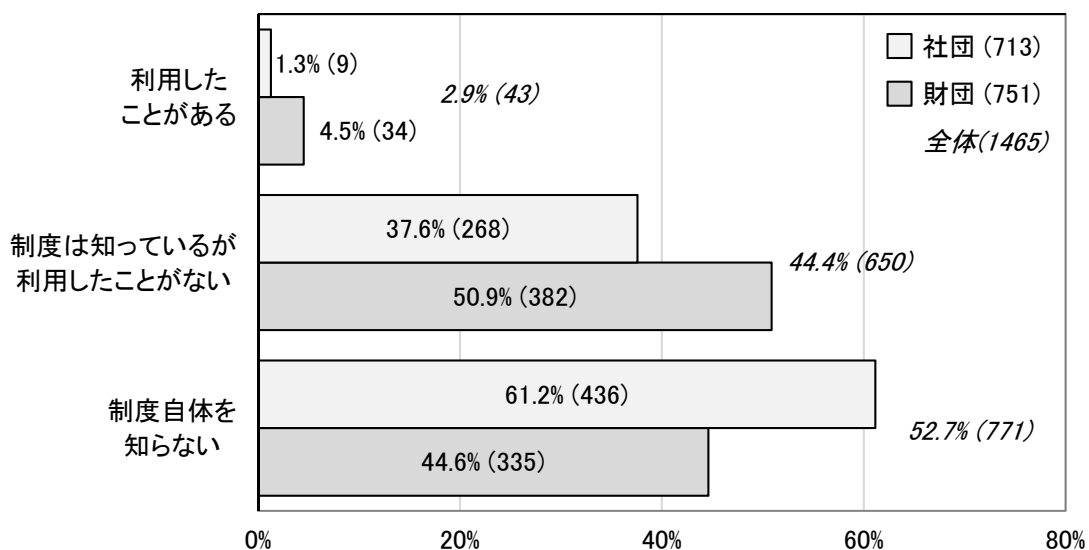


図18 みなし譲渡所得税非課税を利用

%は、各回答法人数(社団713件、財団751件、全体1,465件)に占める割合。
カッコ内は回答法人数。斜体は、社団と財団を合わせた数値。

(4) 資産寄附受入れについて

個人が土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合、その寄附が公益の増進に寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている。図19は、その資産寄附受入れの経験の有無を示し

3. 寄附と税制について

たものである。

図によると、資産寄附受入れの経験がある法人の割合は9.6%(146件)である。前年(2019年)調査では10%であったことから0.4ポイント低下したことになり、全体として資産寄附は広がっていない状況にある。法人格別にみると、財団(14.8%、115件)の方が現物資産の寄附を受けた経験があり、社団とのポイント差は10.6に上る。

また、資産寄附を受け入れたことはないが、今後検討したいと回答した法人の割合は26.1%(395件)であり、前年調査時は25.8%であったので0.3ポイント上昇したことになる。今後も受け入れないとする法人については55.2%(837件)であり、前年調査時は60.5%であったので5.3ポイントの低下となった。このように、資産寄附受入れについての関心は少しずつ高まってきている。

「その他」については46件の回答があり、①現物寄附は見込めない、②制度内容を把握していない、③現物資産の申し出があれば検討する、といった記述が多かった(記述回答の全文は、230頁、IVの1(7)参照)。

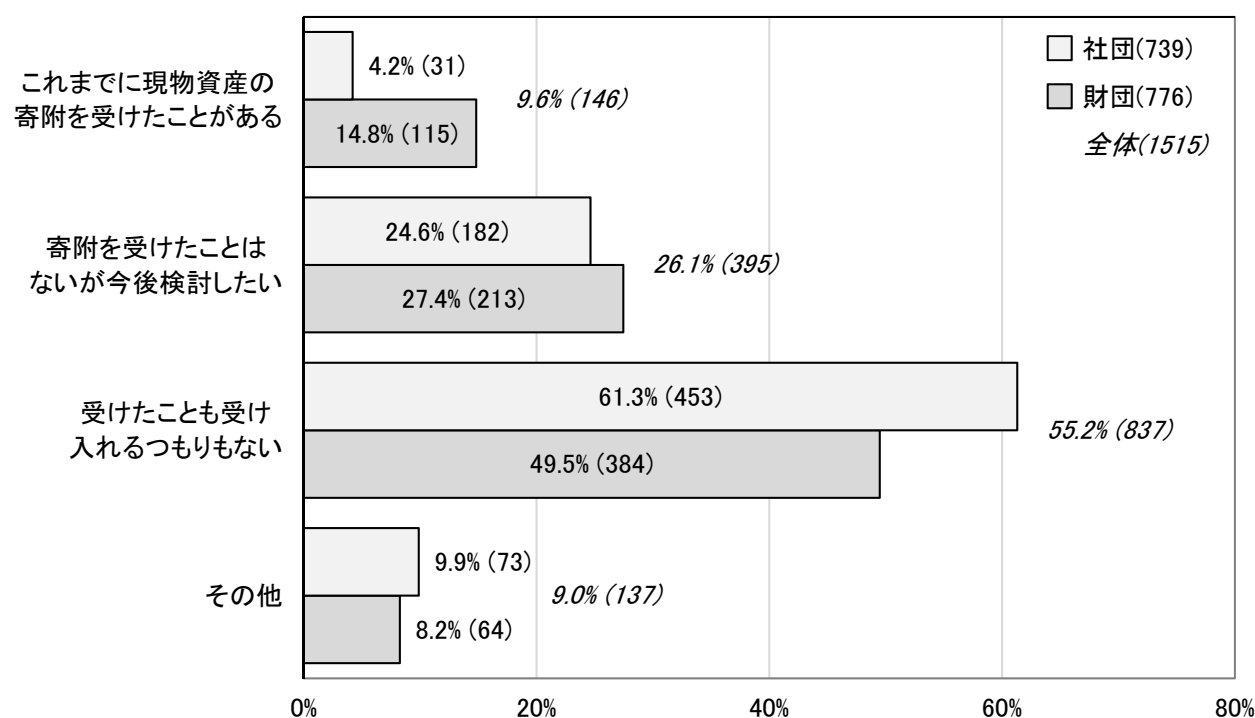


図19 現物資産寄附の受入れについて

%は、各回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。

カッコ内は回答法人数。斜体は、社団と財団を合わせた数値。

「その他」の記述回答は、230頁、IVの1(7)を参照。

(5) 税制に関する要望事項

次に、税制に関する要望について、回答法人数(1,515件)の18.2%に当たる276件から記述回答を得た(表27)。最も多かった回答は消費税関連の111件であり、固定資産税の55件、印紙税の39件、寄附税制の19件が続く。主な記述回答は以下に紹介するが、全文については232頁のIVの1(8)を参照されたい。

表 27 税制に関する要望事項の記述回答数

項 目	回答数
全 般	9
寄附税制	19
法人税	8
消費税	111
印紙税	39
固定資産税	55
その他地方税	5
その他	17
合 計	276

記述回答の全文は、232 頁、Ⅳの 1(8)を参照。

<全 般>

税制全般については、「一般法人や NPO 法人と比較して各種の条件や格段の精度を要求される割に税制上のメリットが少ない。寄付をもっとできるように税制上のメリット増をお願いしたい。」など 9 件の記述回答が寄せられた。

<寄附税制>

寄附税制に関する記述回答は 19 件が確認され、とくに公益認定と同時に税額控除証明の発行を望む声が多かった。その記述回答の一部を以下に紹介する。

- ・ 消費税の減免。また、公益法人は厳しい認定要件を満たし規制を受けているので、PST 要件は撤廃してほしい。
- ・ 厳しい規制要件を課せられている公益法人の場合は、認定と同時に税額控除証明が付与されてもよいのではないかと思います。
- ・ PST の要件緩和ないし廃止。税額控除証明の付与は公益認定で十分と思われる。
- ・ 人口が少ない地方において、税額控除の要件を満たすことが難しいことから、地方の小規模法人に対する要件緩和を要望する団体も見られる。
- ・ 認定 NPO 法人と同様に、公益認定と同時に税額控除証明を発行してほしい。
- ・ 地方の小規模法人について税額控除制度を適応できるように条件を考慮してほしい。

<法人税>

法人税に関しては 8 件が該当した。主な記述回答については以下のとおりである。

- ・ 収益事業の収益に係る所得税について、結局のところ、この収益も公益目的事業で使用するのだから非課税であるべき。
- ・ 法人税の減免制度がさらに充実しないと、零細な公益法人は継続的に活動していくことが難しい局面がやってくると思われる。
- ・ 公益目的事業で剰余金が出た場合は、収支相償で次年度以降に費消するか、法人税を課税するか選択できるようにできないか。

3. 寄附と税制について

<消費税>

消費税に関しては、2023 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度」に関する記述回答が数多く寄せられた。とりわけシルバー人材センターでは、同制度の導入により多大な影響を受けることが予想され、今回の記述回答でも多くの不安の声が寄せられた。その一部を以下に紹介する。

- ・ 令和 5 年 10 月からインボイス制度が予定通り施行された場合、ほぼ全員が免税事業者である社員(正会員)しかいない当法人は、社員との取引における消費税の仕入れ控除が認められず、相当額を負担しなくてはならないため、事業運営が立ち行かなくなる。当法人が消費税込みで支払っている社員(正会員)への労働の対価については、事情を踏まえた制度の見直しが行われるよう望む。
- ・ 適格請求書等保存方式(インボイス)が会員に適応されるとシルバー人材センター事業の運営が立ち行かなくなると懸念している。
- ・ シルバー就業における配分金に、個人事業主としての消費税課税納税が適用されると聞いている。高齢者の生きがい・社会貢献等を目指し設置されたシルバー人材センターの会員を消費税の課税客体とし納税させることは、公益事業の趣旨にそぐわないほか、実務的に不可能と思われる。
- ・ 消費税インボイス制度については特例がほしい。シルバー人材センターの事業そのものが立ち行かなくなる。

<印紙税>

印紙税関連では 39 件の記述回答が寄せられ、主に公益目的関係の契約時にかかる印紙税は非課税としてほしいといった内容が多くみられた。

- ・ 公益社団法人が行う事業に対する印紙税の非課税措置の拡大を希望します。
- ・ 国・県の事業を実施する都道府県等中小企業支援センターであるので、印紙税法上の非課税法人として認定してほしい。

<固定資産税>

固定資産税についても、公益目的保有財産に該当するものについては非課税としてほしいといった声が多く寄せられている。具体的には以下のとおりである。

- ・ 公益目的事業に関連する固定資産税、消費税の非課税措置をお願いしたい。
- ・ 公益目的事業に対する非課税措置(消費税、固定資産税)の拡大。
- ・ 公益目的のものについての固定資産税、消費税の非課税措置。
- ・ 公益目的の施設管理に係る固定資産税の非課税措置。
- ・ 固定資産税は公益、収益に関わらず免除してほしい。なぜなら、公益事業を支えるための収益事業なので。
- ・ 公益目的保有財産である固定資産に対する償却資産税は非課税であるべきではないか。
- ・ 公益目的保有資産についての固定資産税の非課税措置。
- ・ 公益事業のみにかかる固定資産税、消費税は無税にしてほしい。
- ・ 公益法人に対する固定資産税の減免。

＜その他地方税＞

その他地方税については 17 件が該当、とくに全国的な統一が図られていない県民税について、非課税で統一してほしいという記述回答が何件かみられた。

- 国税、市町村民税は非課税扱いとされているが、県税については統一されていない。
- 法人県民税の減免について全国統一な考え方を示してもらいたい。現在 21、000 円支払っているが、減免されている県も多くある。
- 県税、市民税をいったん納付してから後日返還されるが、はじめから納付しなくてもよいと分かっている法人については、納付事務を免除すること。毎年、納付→書類提出→税額返還と、結局全額控除される税金について、双方にとって無駄な事務だと考えます。その都度、申請が必要となり、毎年、何のためにこうした無駄な事務をしているのか疑問です。

4. 組織運営について

(1) ガバナンス・コードについて

ここでは、ガバナンス・コードに対する姿勢と行政庁の対応についてみていく。図 20 は、回答法人にとってのガバナンス・コードの必要性について示したものである。図によると、ガバナンス・コードが「必要」と回答した法人の割合はわずか 20.9%(316 件)であった。しかし、ガバナンス・コードについて内容を把握していない法人は、「聞いたことがない」と回答した法人を含め 68%(1,029 件)に上る。このことから、ガバナンス・コードが浸透していない状況に鑑み、同コードの周知徹底が必要と思われる。

法人格別にみると、ガバナンス・コードについて「必要」および「不要」と回答した財団は、いずれも社団を上回る。これは、多くの社団はガバナンス・コードについて把握していないことを意味し、実際に社団全体(739 件)の 73%に当たる 539 件が「聞いたことはあるが内容は把握していない」および「聞いたことがない」と回答しており、財団とのポイント差は 11.4 となっている。財団は社団よりもガバナンス・コードに対する意識が高いということが言えるかもしれない。

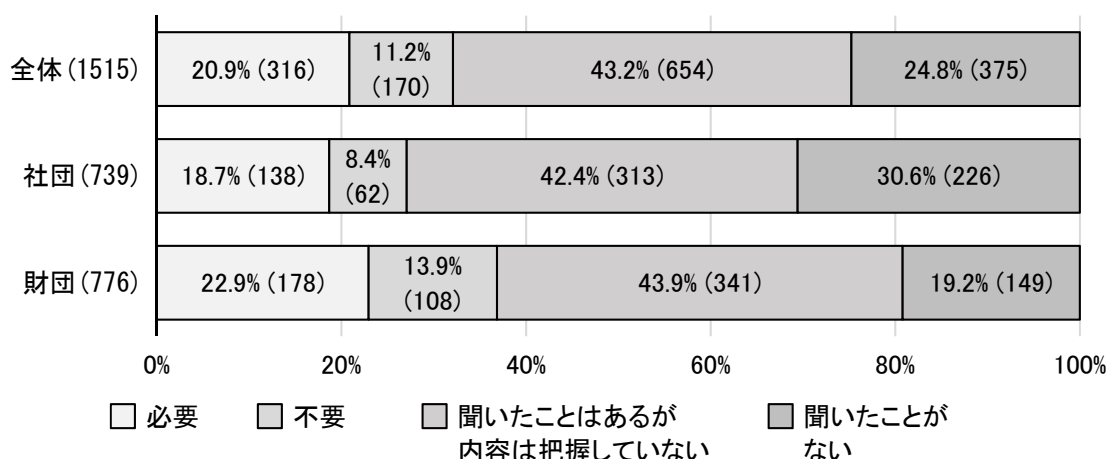


図20 ガバナンス・コードの必要性

図21は、ガバナンス・コードの必要性についての回答割合を行政庁別にみたものであるが、その上位5位、下位5位を設問(同コードの必要性)ごとに示すと以下ようになった。

同表によると、青森県、秋田県、岩手県、山梨県、石川県、福井県は、ガバナンス・コードは「不要」とする回答がみられず、福井県および香川県については「必要」とする回答がみられなかった。福井県の場合は、全ての法人が「内容は把握していない」、「聞いたことがない」と回答している。

◇必 要

<上位>

岡山県	40.0%
宮城県	35.3%
東京都	32.7%
愛媛県	31.3%
内閣府	31.1%

<下位>

福井県	0.0%
香川県	0.0%
栃木県	4.2%
山口県	4.8%
滋賀県	5.3%

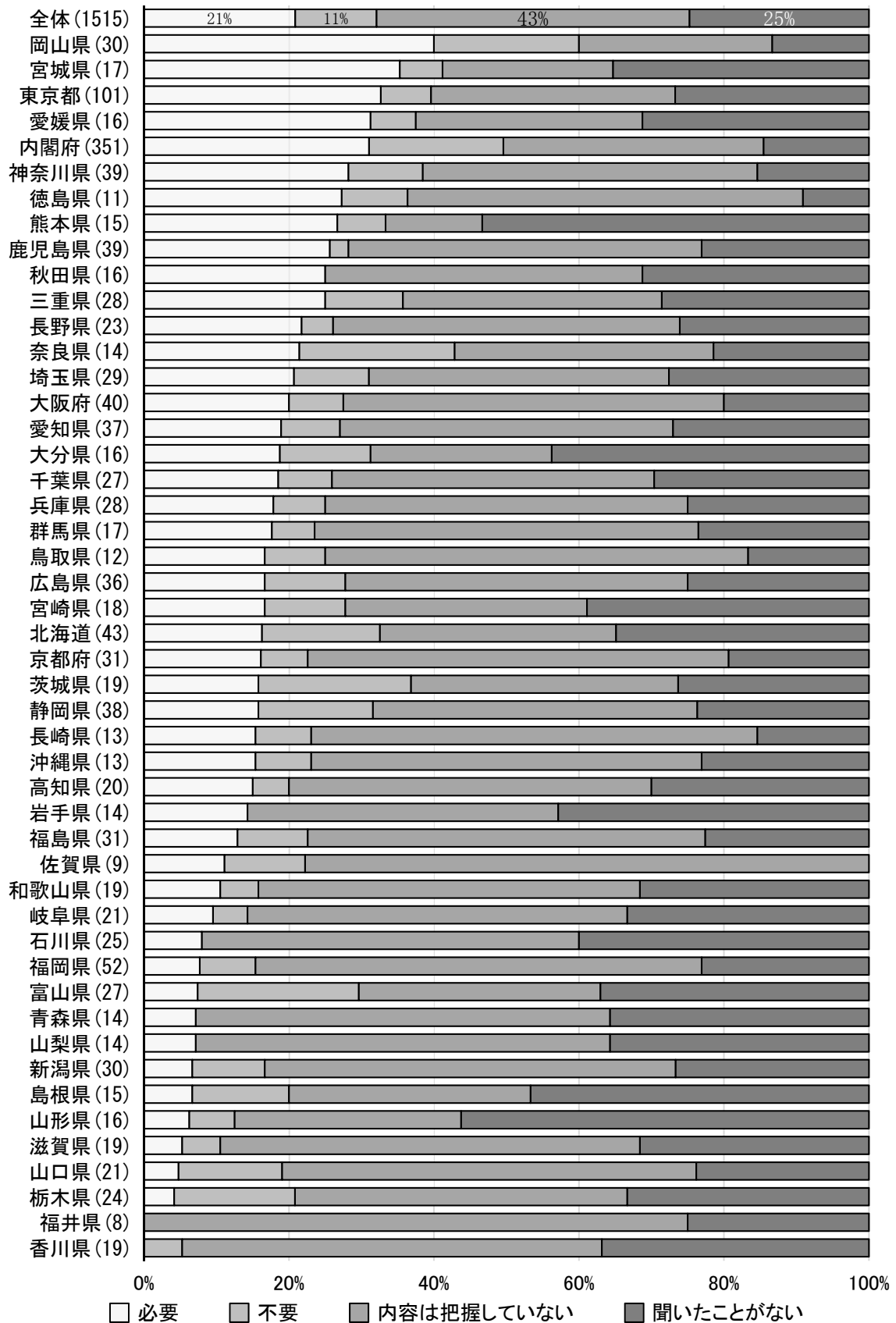


図21 行政庁別ガバナンス・コードの必要性

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。必要と回答した割合の多い順。

4. 組織運営について

◇不 要

<上位>

富山県	22.2%
奈良県	21.4%
茨城県	21.1%
岡山県	20.0%
内閣府	18.5%

<下位>

福井県、山梨県、青森県、石川県、岩手県
など6件で0%。

◇内容は把握していない

<上位>

佐賀県	77.8%
福井県	75.0%
長崎県	61.5%
福岡県	61.5%
鳥取県	58.3%

<下位>

熊本県	13.3%
宮城県	23.5%
大分県	25.0%
岡山県	26.7%
山形県	31.3%

◇聞いたことがない

<上位>

山形県	56.3%
熊本県	53.3%
島根県	46.7%
大分県	43.8%
岩手県	42.9%

<下位>

佐賀県	0.0%
徳島県	9.1%
岡山県	13.3%
内閣府	14.5%
神奈川県	15.4%

表28は、ガバナンス・コードの必要性についての回答割合を主たる事業別にみたものである。事業別に上位5位、下位5位を設問(同コードの必要性)ごとに示すと以下のようなになった。

スポーツ団体は「必要」と回答した法人の割合が唯一最高値を示しており、学会・学術団体は「聞いたことがない」において最高値が示された。その他の24事業については、「内容を把握していない」と回答する法人の割合が最も高いという結果となった。

◇必 要

<上位>

スポーツ関係	50.8%
児童・青少年の健全育成	34.1%
助成・表彰	30.9%
研究・分析機関	30.4%
免許・資格付与・検査・検定	25.0%

<下位>

災害・地域安全	5.0%
福祉関係の助成	10.0%
非営利活動支援団体	10.5%
美術館・博物館・動物園等	11.7%
会館運営	11.8%

◇不 要

<上位>

奨 学	25.0%
助成・表彰	21.8%
会館運営	17.6%
医療施設、病院等	16.0%
スポーツ関係	15.4%

<下位>

人権・平和	0.0%
同一資格者団体	0.0%
非営利活動支援団体	0.0%
社会福祉関係	6.1%
児童・青少年の健全育成	6.8%

表 28 事業別のガバナンス・コードの必要性

単位：％

主たる事業内容 (回答法人数)	必要	不要	内容を把握 していない	聞いたこと がない
社会福祉関係(115)	13.9	6.1	46.1	33.9
福祉関係の助成(20)	10.0	15.0	55.0	20.0
健康維持・増進団体等(72)	15.3	8.3	41.7	34.7
医療施設、病院等(25)	24.0	16.0	40.0	20.0
教育関係(79)	21.5	7.6	44.3	26.6
学会・学術団体(38)	21.1	13.2	28.9	36.8
研究・分析機関(46)	30.4	13.0	39.1	17.4
助成・表彰(110)	30.9	21.8	38.2	9.1
奨 学(44)	15.9	25.0	40.9	18.2
児童・青少年の健全育成(44)	34.1	6.8	38.6	20.5
美術・博物館・動物園等(60)	11.7	11.7	56.7	20.0
芸術・文化関係(110)	21.8	11.8	44.5	21.8
スポーツ関係(65)	50.8	15.4	21.5	12.3
地域社会貢献活動・団体(222)	15.8	8.6	41.4	34.2
環境保護(47)	21.3	12.8	46.8	19.1
災害・地域安全(20)	5.0	10.0	60.0	25.0
人権・平和(12)	16.7	0.0	58.3	25.0
国際協力(29)	24.1	10.3	41.4	24.1
産業創造・企業経営、起業支援(31)	12.9	12.9	61.3	12.9
業界団体(62)	16.1	12.9	38.7	32.3
同一資格者団体(22)	18.2	0.0	54.5	27.3
免許・資格付与・検査・検定(20)	25.0	10.0	60.0	5.0
会館運営(17)	11.8	17.6	41.2	29.4
行政関連(153)	21.6	9.8	43.1	25.5
非営利活動支援団体(19)	10.5	0.0	52.6	36.8
その他事業(33)	21.2	9.1	51.5	18.2
全 体 (合計 1,515)	20.9	11.2	43.2	24.8

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。

太字は、主たる事業ごとの最高値。

4. 組織運営について

◇内容は把握していない

<上位>

産業創造・企業経営、起業支援	61.3%
災害・地域安全	60.0%
免許・資格付与・検査・検定	60.0%
人権・平和	58.3%
美術・博物館・動物園・・・	56.7%

<下位>

スポーツ関係	21.5%
学会・学術団体	28.9%
助成・表彰	38.2%
児童・青少年の健全育成	38.6%
業界団体	38.7%

◇聞いたことがない

<上位>

学会・学術団体	36.8%
非営利活動支援団体	36.8%
健康維持・増進団体等	34.7%

<下位>

免許・資格付与・検査・検定	5.0%
助成・表彰	9.1%
スポーツ関係	12.3%

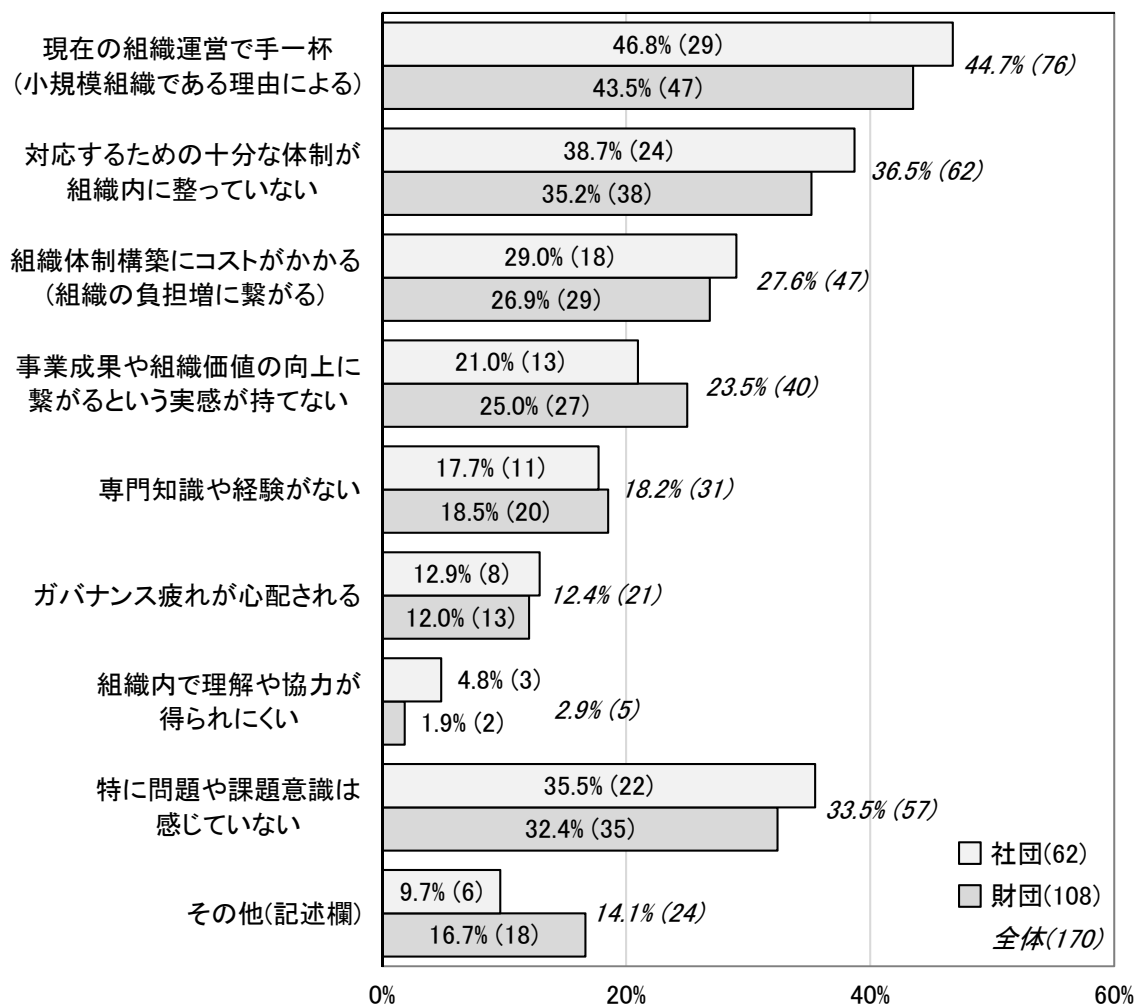


図22 ガバナンス・コード不要とした理由（複数回答）

％は、回答法人数(社団62件、財団108件、全体170件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。その他の記述回答は、240頁、Ⅳの1(9)を参照。

地域社会貢献活動・団体	34.2%	産業創造・企業経営、起業支援	12.9%
社会福祉関係	33.9%	研究・分析機関	17.4%

ガバナンス・コードは「不要」と回答した理由について最も高かった回答割合は、「現在の組織運営で手一杯」の44.7%(76件)であり(図22)、とくに社団46.8%(29件)においてより高い数値が示されている。また、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」および「組織体制構築にコストがかかる」とする回答もそれぞれ全体の36.5%(62件)、27.6%(47件)を占め、いずれの回答も社団においてより高い数値が示されている。

小規模法人であるほど他法人格への転換を望む傾向がみられるが(図9)、日頃の事務手続きに加えガバナンス・コードまで手が回らないという状況が小規模法人にあるのではないだろうか。

「事業成果や組織価値の向上に繋がるという実感が持てない」と回答した法人は23.5%(40件)であり、「その他」としては24件(14.1%)の記述回答が寄せられている。その記述回答の主な内容は以下のとおりである(記述回答の全文は、240頁、IVの1(9)参照)。

- ・ 厳しい規制遵守のもと運営している公益法人には必要ない措置と考えます。
- ・ ごく一部の法人の不適正運営の為に、他の公益法人が影響を受けるのは如何なものかと思う。不祥事があった法人については個別に罰するべき。
- ・ 規模や事業内容に関係なく、一律にガバナンス・コードを持つことは必要ない考える。
- ・ 公益認定自体がガバナンスであり、その認定を受けた時点でガバナンスは担保されていると考えるため。

ガバナンス・コードを既に導入しているとされる61件について、導入した時期について伺ったところ、2年前以前と回答した法人は23件(37.7%)であり、「3年～5年前」は11件(18.0%)、「6年以上前」は27件(44.3%)であった(図23)。

回答法人のうちガバナンス・コードを導入しているのはわずか4%であるが、導入した以上達成しなければならないというわけではなく、あくまで組織の健全な運営も目指す自主規制であり、目標値としての位置づけであることから、気軽に導入できるということを考えること、今後はますますガバナンス・コードの導入が広がっていくことを期待する。

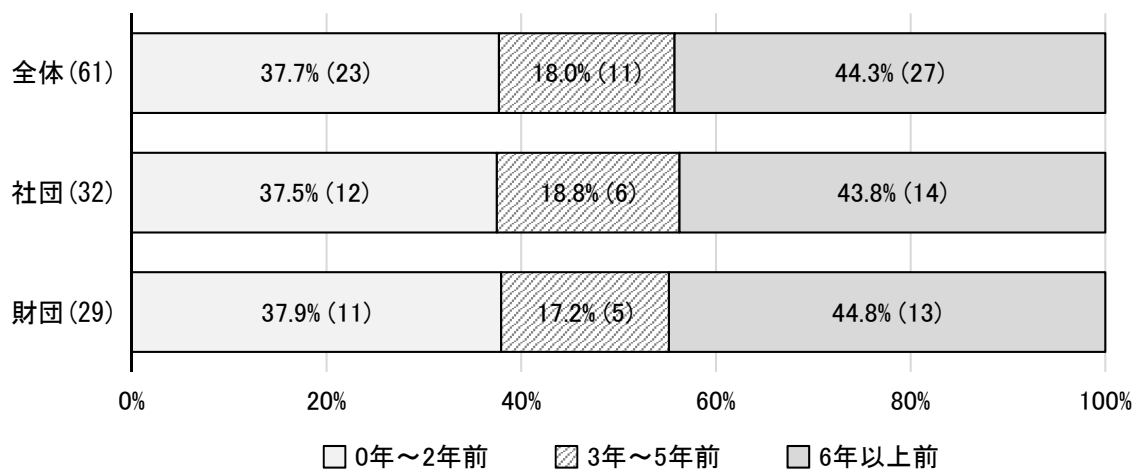


図23 ガバナンス・コードを採用した時期

4. 組織運営について

なお、「その他」として2件の記述回答(241頁、Ⅳの1(10)参照)をいただいているが、いずれもガバナンス・コードを採用していないため、図23の分析の対象から除外した。

ガバナンス・コードを導入している法人に対して、採用した理由を聞いたところ、9割以上の法人が「組織の健全な運営の実現」と回答している(図24)。また、組織の不祥事防止目的とする法人も51.6%(32件)を占め、とくに社団において高い数値が示されており、財団とのポイント差は25.7%に上る。「支援者、利害関係者との信頼性の確保」については11.3%(16件)であり、以上から組織の健全性や信頼性の確保を目的にガバナンス・コードを導入した法人が多いことが読み取れる。

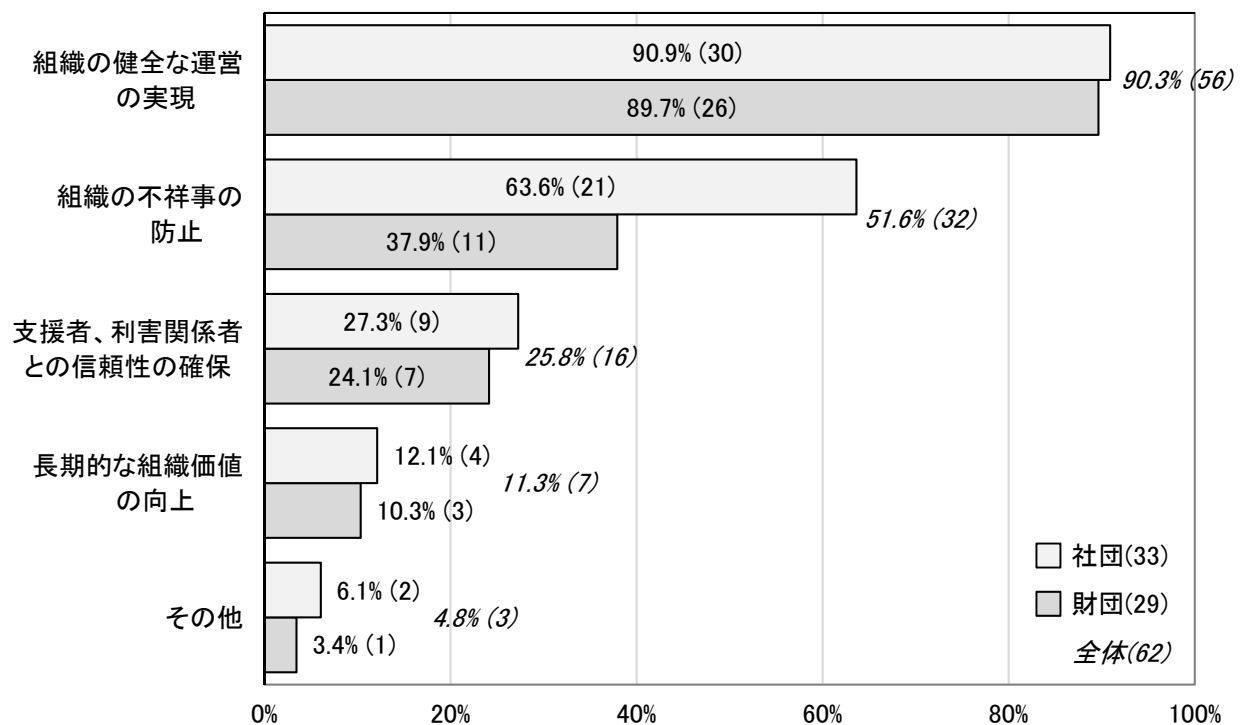


図24 ガバナンス・コードを採用した理由（複数回答）

%は、各回答数(社団33件、財団29件、全体62件)に占める割合。
カッコ内は回答法人数。斜体は、社団と財団を合わせた数値。

(2) 会計基準に対する意識

公益法人会計基準では、財務諸表と呼ばれる「貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書」と附属明細書、財産目録を作成しなければならない。その内容は一般的な企業会計とは異なり、例えば正味財産増減計算書は企業会計の損益計算書に当たる。

公益法人会計基準の会計は極めて複雑であり、公益法人の税務会計に精通する人材や専門家を確保することが困難といわれている中で、公益法人会計基準の対応に苦慮しているという声が、とくに小規模法人や地方の団体などからアンケート等を通じて数多く寄せられているところである。

今回も公益法人会計基準についての回答を求めたところ、127件の記述回答があった(表29)。最も多かった回答は「複雑、難しい」(40件)であり、財務三基準関係は24件、会計区分と内

表 29 現在の会計制度についての記述回答の件数

項 目	回答数
会計区分と内訳表(事業区分)	17
費用配賦	8
事務負担	10
複雑、難しい	40
財務三基準	24
その他	28
合 計	127

記述回答の全文は、241 頁、IVの 1(11)を参照。

訳表については 17 件であった。その主な内容は以下のとおりであり、記述回答の全文は 241 頁、IVの 1(11)に示した。

<会計区分と内訳表(事業区分)>

「会計区分と内訳表」に関する回答は 17 件が該当するが、①経理処理の細分化により全体像が把握しにくい、②収支を分析するために別入力が必要で二度手間、③会計基準が煩雑のため簡素化、合理化してほしい、といった声が比較的に多くみられた。

- ・ 事業区分(公益目的事業 1、公益目的事業 2、収益事業等会計、法人会計など) 1 つの支払いで関係事業の各区分に分ける必要があり、経理処理が細分化され、全体像が把握しにくい。事業ごとの収支を見るためには別入力しなければならない。二度手間であり無駄である。我々のような小規模でローカルな団体には負担が大きいので、会計基準の合理化を望む。

<費用配賦>

「費用配賦」関連の回答は 8 件みられ、人件費や光熱費等の費用配賦に手間がかかり事務負担が大きいといった回答が寄せられている。

- ・ 職員数が数名の公益法人ですので、公益目的事業会計と法人会計の境目なく仕事をしている職員が数名います。人件費を算出する際に、従事割合で公益目的事業会計と法人会計に割っておりますが、非常に事務処理に手間がかかります。大規模法人なら、「人」単位で処理できると思いますが、小規模法人の場合は事務手続きの面で簡素化ができるようご配慮願いたい。

<事務負担>

「事務負担」に関する回答は 10 件であり、「小規模法人には非課税等のメリットよりも事務負担等のデメリットの方が大きくなっている」などの声が寄せられている。

- ・ 予算規模が数百万円の財団も数億円の財団も同じ制度となっているため、小規模法人には非課税等のメリットよりも事務負担等のデメリットの方が大きくなっている。
- ・ 大小様々な公益財団法人があり、規模や収入源によって、差異があってもよいのではないか。小規模な財団には、より簡素な会計基準、国際性のある会計基準があってもよいので

4. 組織運営について

はないだろうか？要は、多くの市民団体が税制優遇措置の取得を得て、本来の公益活動を促進しやすい体制の整備が必要なのではないかと考えています。

- ・大規模法人であれば会計の担当者も多いだろうし、事業単位毎の把握をする為に必要だと思いますが、当事業所のような、小規模かどうか分かりませんが、少人数で会計事務を行っているところは、事務手続きが煩雑で大変苦勞している。加えて、国庫補助金並びに市補助の申請並びに報告事務もあるのですが、補助金対象経費科目では使用が認められているのに、立入検査で「法人会計で支出するように！」と言われ、補助金対象外経費の扱いとなるなど矛盾が多い。県内の同業種の会計事務担当者と情報共有しながら進めてる状態です。
- ・区分経理が面倒で対応に苦慮している。規制で必要だからといって一律に複雑な会計処理や現場にとって無駄の多い事務手続きを一方的に押し付けてほしくない。当局は、民による公益の増進を達成させるために、他にやることがたくさんあるはずです。一度、不祥事の撲滅、規制強化のことだけを考えるのをやめて、公益法人や市民社会組織の存在意義について考え直してみてもどうでしょうか。

<複雑、難しい>

全ての回答の中で最も多かった内容は、「複雑、難しい」（40件）とする回答であった。代表的な記述回答は以下に示しているが、いずれも小規模法人にとって深刻な問題となっていることが伺える内容となっている。

- ・大規模な公益法人については、平成20年公益法人会計基準が対応し易いかもしれませんが、予算組み・財務諸表の作成等、小規模な法人については煩雑化しすぎて不便である。会計基準を設計する際に、小規模法人をデフォルトとして、大規模法人になるにつれていろいろなものが付け足されていくという設計手法がよいのではないのでしょうか。現在の会計基準は、小規模法人には無理があり、小規模で資金力が限られているため公認会計士にお願いもできない。小規模法人が置かれている状況をご理解いただきたい。
- ・会計制度がかなり難しい。公認会計士にお願いしているが、小規模団体であるため資金的に厳しく、公益事業に影響が出ている。
- ・会計処理が複雑なので、公益活動の予算を削ってでも会計事務所に任せるしかない。
- ・制度自体が公益事業を推進するというより、官公庁が公益法人を管理するために、それに必要な資料を公益法人に用意させている。社会福祉法人も同様であるが、きわめて煩雑な（事業ごとの決算等）事務負担を強いられている。事業規模に応じた事業報告を可能とし、財務3基準の見直しを願いたい。また、今回のコロナなど予想できない事態に対応するためにも、事業を特定しない内部留保等を認めてもらいたい。
- ・行政庁の都合に合わせたものではなく、一般市民にとって分かりやすいものでなければ公益法人の会計資料としての意味がないと思います。
- ・基本財産からの運用益が見込めない中、「公益財団法人」として組織基盤を維持するだけでも運営が難しい。多数の税務処理、費目の多さがありながら企業会計とも異なる部分が多く、経理スタッフは常に疲弊してしまう。シンプルで運用しやすい基準を望む。

＜財務三基準＞

財務三基準関係では24件の記述回答がみられた。回答内容をみる限り会計基準とは直接的な関係はないと思われるが、注目するに値する回答内容が多いのも事実であり、代表的なものを以下に紹介する。

- ・ 規制機関や公認会計士のための会計基準ではなく、欧米諸国のような一般ユーザーのための会計基準に改めてほしい。また、収支相償は新制度の理念に反する規制と考えます。
- ・ 基本財産からの運用益が見込めない中、「公益財団法人」として組織基盤を維持するだけでも運営が難しい。多数の税務処理、費目の多さがありながら企業会計とも異なる部分が多く、経理スタッフは常に疲弊してしまう。シンプルで運用しやすい基準を望む。・ 制度自体が公益事業を推進するというより、官公庁が公益法人を管理するために、それに必要な資料を公益法人に用意させている。社会福祉法人も同様であるが、きわめて煩雑な(事業ごとの決算等)事務負担を強いられている。事業規模に応じた事業報告を可能とし、財務3基準の見直しを願いたい。また、今回のコロナなど予想できない事態に対応するためにも、事業を特定しない内部留保等を認めてもらいたい。
- ・ 収支相償が改正されないと、事業を継続できない。
- ・ コロナの影響で運営資金がなくなり、事業継続の面で行き詰っている。この時のために積み立てができるようにならないか。

5. 行政庁の対応について

(1) 立入検査について

次に、行政庁の対応についてみていく。立入検査を経験した法人は1,372件であり、全体の90.5%を占める。図25によると、「必要限度内と思った」と回答した法人は極めて多く1,237件(90.2%)に上る。一方で、行政庁の対応について疑問視する法人は144件(10.5%)みられた。

その疑問視する内容について具体的にみると、「前回の立入検査と見解が違った」と回答した法人は60件(4.4%)であるが、「その他」の記述回答の中にも、立入検査の見解がその都度異なるといった内容が多く含まれている。また、「必要限度を超えていると思った」は47件(3.4%)、「指摘事項が納得できなかった」は37件(2.7%)それぞれ確認された。

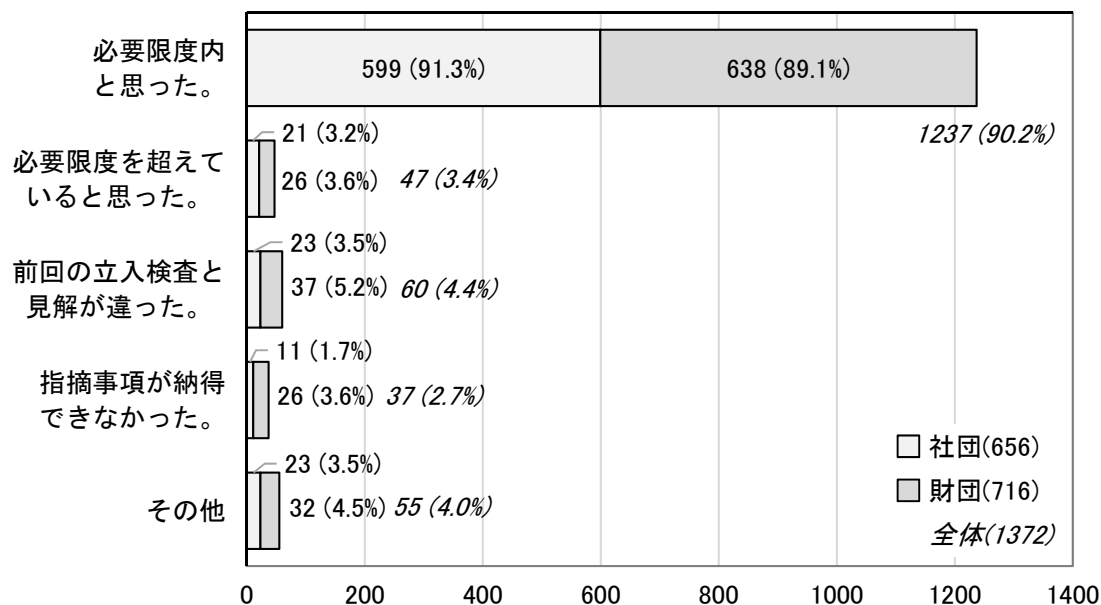


図25 立入検査の状況

%は、回答法人数(社団656件、財団716件、全体1,372件)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答の全文は、248頁、IVの1(12)を参照。

「その他」と回答した法人は55件であり、その記述回答の主な内容は以下のとおりである(記述回答の全文は、248頁、IVの1(12)参照)。

- ・ 役員への安価な贈答品や、たった一度の役員3名での飲食を伴う意見交換会、年1回の会員獲得のためのゴルフ参加について不適切と指摘され、納得がいかなかった。特にゴルフ参加については前回の検査時には「問題ない」との見解であったにも関わらず、担当官が変わったとたんに問題視されることになった。
- ・ 指摘事項が細かすぎる。これでは、法人自治は保たれない。
- ・ 立入検査は3年に一度というスタンスであるが、英国のチャリティ委員会がやっているように定期提出書類等から不正行為が想定されるような法人に的を絞った選定もあるのではないかと思います。
- ・ 威圧的な態度でいろいろと指摘された。支援活動を行うことが悪いことのような対応をさ

れ、現在も行政庁の顔色を窺いながら公益活動を行っている。このような管理社会では、市民活動は育たないと思う。

- ・ 現行の公益法人制度は法人の自治を前提としていると思うが、担当官はその意識はない。
- ・ 前担当者の指導で変更した内容について、担当者変更により元に戻すよう指示があった。
- ・ 貴協会の「運営・会計実務カレンダー」の記載に従って運営(実務カレンダーP158 上段の報告義務者が理事会に出席しての代表理事に委任しての一括報告)していると伝え、本のコピーも渡したが、理解していただけず「指摘」とされ、納得できなかった。他の指摘も重箱の隅をつつくような、口頭指導で十分なものを指摘とされ、指摘件数に目標でもあるのかと思った。
- ・ 担当官が交代すると判断基準が一変する。また、内閣府側しか所持していない非公開の基準を持参し、その基準をもとに運営が適切かどうか判断するので、検査を受ける側にもその基準を公表してほしい。

表30は、立入検査に問題があるとする回答の割合を行政庁別に示したものであり、立入検査に問題があると回答した法人の割合が最も高かったのは大阪府の37.9%(11件)であり、佐賀県の28.6%(2件)、徳島県の22.2%(2件)、高知県の17.6%(3件)、青森県の16.7%(2件)、岩手県の16.7%(2件)、岐阜県の16.7%(3件)、奈良県の16.7%(2件)が続く。全く問題ないとする行政庁は石川県、愛知県、兵庫県、岡山県などの12県であった。

表 30 立入検査に問題とした法人の行政庁別件数

行政庁	該当数	割合	行政庁	該当数	割合	行政庁	該当数	割合
北海道	1	2.4%	石川県	0	0.0%	岡山県	0	0.0%
青森県	2	16.7%	福井県	1	14.3%	広島県	5	16.1%
岩手県	2	16.7%	山梨県	1	7.7%	山口県	1	5.0%
宮城県	2	13.3%	長野県	1	4.5%	徳島県	2	22.2%
秋田県	1	6.7%	岐阜県	3	16.7%	香川県	1	5.6%
山形県	0	0.0%	静岡県	2	5.6%	愛媛県	2	14.3%
福島県	0	0.0%	愛知県	0	0.0%	高知県	3	17.6%
茨城県	0	0.0%	三重県	0	0.0%	福岡県	4	8.3%
栃木県	0	0.0%	滋賀県	2	11.8%	佐賀県	2	28.6%
群馬県	1	6.3%	京都府	4	14.8%	長崎県	0	0.0%
埼玉県	1	3.6%	大阪府	11	37.9%	熊本県	1	7.1%
千葉県	2	8.0%	兵庫県	0	0.0%	大分県	1	6.7%
東京都	11	12.2%	奈良県	2	16.7%	宮崎県	2	12.5%
神奈川県	5	14.7%	和歌山県	0	0.0%	鹿児島県	1	2.6%
新潟県	1	3.4%	鳥取県	1	9.1%	沖縄県	1	8.3%
富山県	1	3.8%	島根県	0	0.0%	内閣府	37	11.8%
合 計 121 (8.0%)								

%は、行政庁ごとの回答法人数に占める割合。

5. 行政庁の対応について

(2) 変更認定申請の経緯

活動区域、事務所所在場所、事業内容の変更には変更認定が必要であるが、内容によっては変更届で十分な場合もあり、このようなグレーゾーンでは担当官の裁量により公益法人に対して変更認定を求めるケースがある。これまでのアンケートから、変更認定申請には膨大な労力と時間を要し、とくに小規模法人には大きな負荷となることから、必要に迫られても事業内容等の変更ができないという声が多数聞かれる。

図 26 によると、変更認定申請の経験を有する法人は 441 件であり、全回答法人 1,515 件の 29.1%を占める。行政庁からの指摘により変更認定申請を行った法人は 126 件(28.6%)であり、このうちの 6 件は行政庁の指摘に納得できなかったという回答であった。「その他」と回答した法人は 20 件であり、その記述回答の主な内容は以下のとおりである(記述回答の全文は、251 頁、Ⅳの 1(13)参照)。

- ・一応納得はしたが、公益目的の範囲で行っている類似の事業の実施に対して、変更認定を要請されるのは事務量が増えるだけで、かえって新たな事業展開を躊躇させることになる。
- ・支援ニーズの変化に伴い、事業内容の若干の変更と事業の拡大を検討しているが、変更認定申請が大変であるため躊躇している。小規模法人でも対応できる申請手続きになると良いのだが。
- ・コロナを機に新規事業の立ち上げを検討したが、変更認定が必要で断念した。
- ・支援要請に応えるにあたり事業の拡大を考えているが、変更認定申請では大変な作業が伴うため実現できていない。

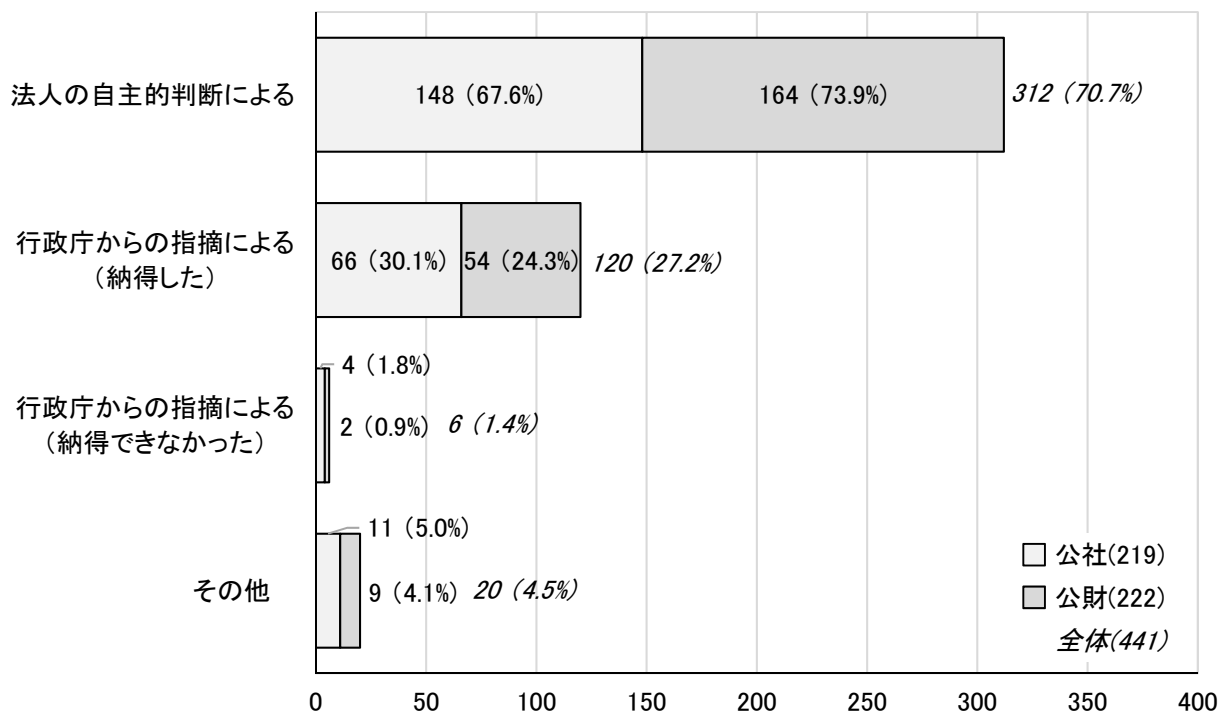


図26 変更認定申請の経緯(複数回答)

%は、回答法人数(社団219、財団222、全体441)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。記述回答の全文は、251頁、Ⅳの1(13)を参照。

表 31 は、事業の変更認定申請の状況について行政庁別に示したものである。変更認定申請の経験がある法人の割合が高いのは上位から青森県(57.1%)、佐賀県(55.6%)、熊本県(53.3%)、香川県(52.6%)、秋田県(50%)であり、低いのは下位から大分県(6.3%)、山梨県(7.1%)、長崎県(7.7%)、徳島県(9.1%)、新潟県(13.3%)、三重県(14.3%)であった。

変更認定申請の経験がある法人の中で、行政からの指摘によるとする回答割合が高いのは、上位から沖縄県(100%)、鳥取県(66.7%)、広島県(53.3%)、大阪府(50.1%)、高知県および宮崎県(50%)、静岡県(46.7%)であり、行政庁による指摘事項について納得ができなかったとする回答があったのは、福島県、大阪府、広島県、高知県、内閣府の5府県のみであった。

表 31 行政庁別の事業の変更認定申請の状況

行政庁 (回答法人数)	変更認定申請		変更認定申請の経緯(申請件数に占める割合)			
	申請件数	申請割合	法人の自主 的判断によ る	行政庁から の指摘によ る(納得した)	行政庁から の指摘によ る(納得でき なかった)	その他
北海道(43)	16	37.2%	75.0%	31.3%	0.0%	0.0%
青森県(14)	8	57.1%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%
岩手県(14)	5	35.7%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
宮城県(17)	8	47.1%	87.5%	25.0%	0.0%	0.0%
秋田県(16)	8	50.0%	87.5%	37.5%	0.0%	0.0%
山形県(16)	3	18.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福島県(31)	10	32.3%	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%
茨城県(19)	4	21.1%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
栃木県(24)	6	25.0%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%
群馬県(17)	3	17.6%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
埼玉県(29)	7	24.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
千葉県(27)	9	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%	11.1%
東京都(101)	36	35.6%	77.8%	13.9%	0.0%	8.3%
神奈川県(39)	10	25.6%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%
新潟県(30)	4	13.3%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
富山県(27)	7	25.9%	42.9%	28.6%	0.0%	28.6%
石川県(25)	6	24.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県(8)	0	0.0%	—	—	—	—
山梨県(14)	1	7.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長野県(23)	5	21.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岐阜県(21)	6	28.6%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
静岡県(38)	15	39.5%	53.3%	46.7%	0.0%	6.7%
愛知県(37)	11	29.7%	63.6%	27.3%	0.0%	9.1%
三重県(28)	4	14.3%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%

5. 行政庁の対応について

行政庁 (回答法人数)	変更認定申請		変更認定申請の経緯(申請件数に占める割合)			
	申請件数	申請割合	法人の自主 的判断による	行政庁から の指摘による (納得した)	行政庁から の指摘による (納得でき なかった)	その他
滋賀県(19)	8	42.1%	87.5%	25.0%	0.0%	0.0%
京都府(31)	5	16.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大阪府(40)	16	40.0%	50.0%	43.8%	6.3%	12.5%
兵庫県(28)	7	25.0%	100.0%	14.3%	0.0%	0.0%
奈良県(14)	5	35.7%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
和歌山県(19)	5	26.3%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
鳥取県(12)	3	25.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
島根県(15)	3	20.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%
岡山県(30)	7	23.3%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%
広島県(36)	15	41.7%	60.0%	40.0%	13.3%	6.7%
山口県(21)	9	42.9%	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%
徳島県(11)	1	9.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香川県(19)	10	52.6%	70.0%	20.0%	0.0%	10.0%
愛媛県(16)	5	31.3%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%
高知県(20)	4	20.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%
福岡県(52)	11	21.2%	72.7%	18.2%	0.0%	9.1%
佐賀県(9)	5	55.6%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
長崎県(13)	1	7.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
熊本県(15)	8	53.3%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
大分県(16)	1	6.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮崎県(18)	6	33.3%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
鹿児島県(39)	7	17.9%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%
沖縄県(13)	2	15.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
内閣府(351)	105	29.9%	73.3%	27.6%	1.0%	1.0%
全体(1,515)	441	29.1%	70.7%	27.2%	1.4%	4.5%

「変更認定経験あり」の割合は、行政庁ごとの回答法人数に占める割合。

「行政庁からの指摘」の割合は、「変更認定経験あり」と回答した法人数に占める割合。

(3) 行政庁の対応

新制度下の行政庁の指導について 88.6%に当たる 1,343 法人から回答を得た。図によると、83.5%(1,121 件)が行政庁の対応について問題ないとしている。「やや細かい運営上の指導をされることがある」と回答した法人は 10.3%(139 件)、「内部自治に介入する傾向が依然として強い」とした法人は 3.9%(52 件)確認された。

「その他」としては 37 件の回答をいただき、その主な記述内容を以下に紹介する(記述回答の全文は、251 頁、Ⅳの 1(14)参照)。

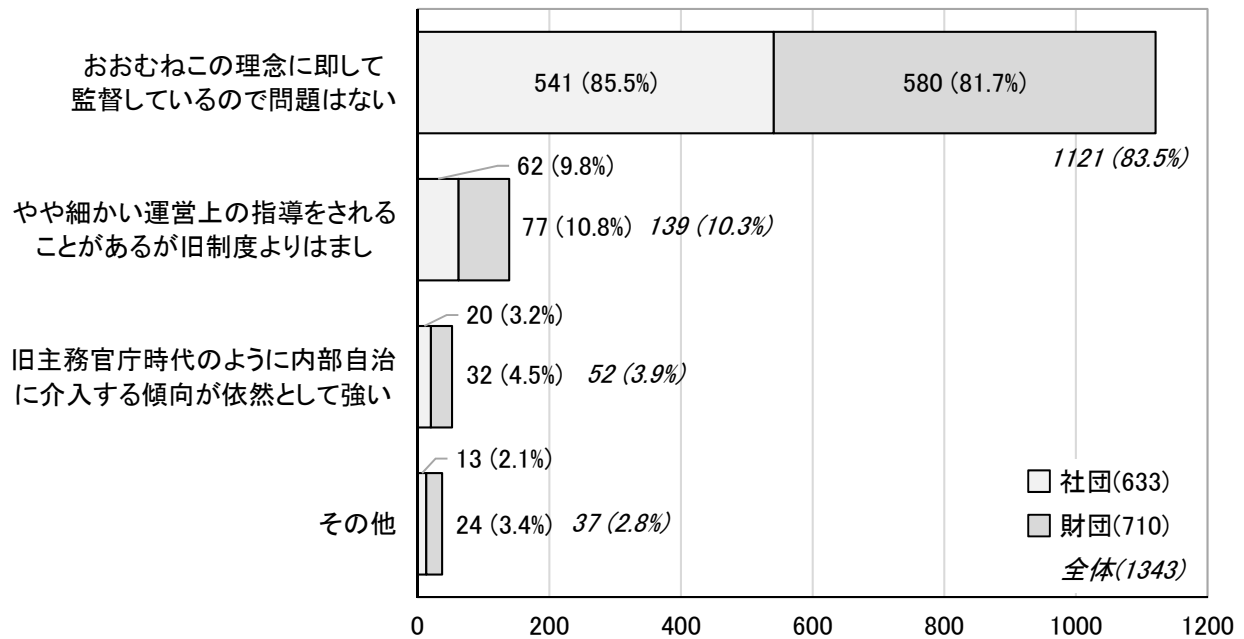


図27 行政庁の指導について(複数回答)

%は、回答法人数(社団633件、財団710件、全体1,343件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。記述回答の全文は、251頁、IVの1(14)を参照。

- 一部の不幸事で、再発防止のために規制強化をかけて、善良な公益法人までも巻き込むやり方はやめてほしい。不幸事を起こした団体は個別に罰してほしい。
- 法人側にも様々な事情があるわけで、我々の事情を無視して型にはめようとしてくる。
- 我々の個別事情は全く勘案されない。我が国の管理社会、統制社会の広がり不安を覚える。
- 制度施行当初は、自治尊重の姿勢が見られたが、次第に監督するという姿勢が強くなってきたように思う。担当官に自治の尊重の理念が伝わっていないことを危惧する。
- 公益法人制度の本質が忘れられていると思います。公益法人を細かいところまで管理し、締め付けるといった社会主義的なやり方では公益法人は成長しません。欧米諸国のように、暖かい目で見守り、必要な時は支援するという姿勢が必要だと思います。

行政庁別にみていくと、全ての法人が行政庁の対応について問題ないと回答したのは秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、鳥取県、島根県、徳島県の9県であった(表 32)。一方で、数値が低かった行政庁は下位から大阪府の 67.6%、神奈川県 71.4%、福井県の 71.4%、宮城県の 75.0%、佐賀県の 75.0%であった。「内部自治に介入する傾向が依然として強い」の回答割合が高かったのは上位から熊本県の 15.4%、大阪府の 14.7%、宮城県の 12.5%、岩手県の 9.1%、山梨県の 9.1%であった。

5. 行政庁の対応について

表 32 新制度における行政庁別の行政庁の対応について

行政庁 (回答法人数)	新制度について		回答数に占める割合			
	回答数	回答率	おおむね問題はない	細かい指導があるが旧制度よりまし	内部自治に介入する傾向が依然強い	その他
北海道(43)	40	93.0%	87.5%	7.5%	5.0%	0.0%
青森県(14)	13	92.9%	84.6%	7.7%	7.7%	7.7%
岩手県(14)	11	78.6%	81.8%	9.1%	9.1%	0.0%
宮城県(17)	16	94.1%	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%
秋田県(16)	14	87.5%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
山形県(16)	15	93.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福島県(31)	29	93.5%	89.7%	6.9%	3.4%	0.0%
茨城県(19)	17	89.5%	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%
栃木県(24)	20	83.3%	85.0%	15.0%	0.0%	0.0%
群馬県(17)	14	82.4%	92.9%	0.0%	7.1%	0.0%
埼玉県(29)	26	89.7%	96.2%	3.8%	0.0%	0.0%
千葉県(27)	22	81.5%	81.8%	13.6%	4.5%	0.0%
東京都(101)	96	95.0%	82.3%	11.5%	4.2%	4.2%
神奈川県(39)	35	89.7%	71.4%	22.9%	0.0%	5.7%
新潟県(30)	24	80.0%	100.0%	0.0%	0.0%	4.2%
富山県(27)	22	81.5%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石川県(25)	20	80.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県(8)	7	87.5%	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%
山梨県(14)	11	78.6%	81.8%	9.1%	9.1%	0.0%
長野県(23)	23	100.0%	91.3%	4.3%	4.3%	0.0%
岐阜県(21)	19	90.5%	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%
静岡県(38)	37	97.4%	78.4%	16.2%	0.0%	5.4%
愛知県(37)	31	83.8%	87.1%	3.2%	0.0%	9.7%
三重県(28)	22	78.6%	86.4%	0.0%	4.5%	9.1%
滋賀県(19)	17	89.5%	76.5%	23.5%	0.0%	0.0%
京都府(31)	26	83.9%	80.8%	7.7%	7.7%	3.8%
大阪府(40)	34	85.0%	67.6%	14.7%	14.7%	2.9%
兵庫県(28)	24	85.7%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%
奈良県(14)	13	92.9%	92.3%	0.0%	7.7%	0.0%
和歌山県(19)	19	100.0%	84.2%	10.5%	0.0%	5.3%
鳥取県(12)	9	75.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
島根県(15)	12	80.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岡山県(30)	25	83.3%	92.0%	4.0%	4.0%	0.0%
広島県(36)	35	97.2%	77.1%	20.0%	2.9%	0.0%

行政庁 (回答法人数)	新制度について		回答数に占める割合			
	回答数	回答率	おおむね問題はない	細かい指導があるが旧制度よりまし	内部自治に介入する傾向が依然強い	その他
山口県(21)	20	95.2%	95.0%	0.0%	5.0%	0.0%
徳島県(11)	9	81.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香川県(19)	18	94.7%	88.9%	5.6%	5.6%	0.0%
愛媛県(16)	13	81.3%	92.3%	0.0%	7.7%	0.0%
高知県(20)	18	90.0%	77.8%	5.6%	5.6%	11.1%
福岡県(52)	45	86.5%	75.6%	13.3%	6.7%	4.4%
佐賀県(9)	8	88.9%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
長崎県(13)	10	76.9%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
熊本県(15)	13	86.7%	76.9%	7.7%	15.4%	0.0%
大分県(16)	13	81.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮崎県(18)	17	94.4%	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%
鹿児島県(39)	32	82.1%	90.6%	3.1%	6.3%	0.0%
沖縄県(13)	12	92.3%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
内閣府(351)	317	90.3%	75.7%	15.8%	4.7%	4.4%
全体(1,515)	1343	88.6%	83.5%	10.3%	3.9%	2.8%

(4) 行政庁への要望について

行政庁への要望に関する記述回答は 130 件寄せられた(表 33)。最も多かった要望内容は指導監督体制に関するもので 33 件、定期報告および立入検査に関してもそれぞれ 18 件および 15 件の記述回答が寄せられた。具体的な内容について一部を以下のとおり紹介する(記述回答の全文は、253 頁、Ⅳの 1(15)参照)。

表 33 行政庁への要望についての記述回答の件数

項 目	回答数
指導監督体制	33
定期報告関係	18
立入検査	15
変更認定・届出	8
個別の制度改善要望	8
全般要望	31
その他	17
合 計	130

記述回答の全文は、253 頁、Ⅳの 1(15)を参照。

5. 行政庁の対応について

<指導監督体制>

指導監督体制に関する記述回答は33件みられた。内容的には、①担当官によって指摘事項が異なる、②組織運営に関するアドバイス支援を求める、③法人自治を尊重する対応を望むといった記述が比較的が多かった。具体的な記述回答は以下のとおりである。

- ・ 担当者の異動を少なくしてほしい。担当者によって指導内容や指摘内容が異なるのはおかしいのではないか、と思うことがよくある。
- ・ 制度については、公益法人がすべてを理解して問題なく実施するのが理想ではあるが、公的な文書や文言などわかりにくいことも多い。行政庁はそのあたりを理解して、公益法人が本来の事業を滞りなく実現するために事業運営をできるように適切なアドバイザーとして業務を行ってほしい。
- ・ 会員以外に周知する努力を求められているが、通常はホームページで周知すればよいとしてほしい。また、年間では会員以外も多く参加をいただいているが、行事一つ一つで会員以外が少ないなどと判断するのはやめてほしい。チラシを作成するのも大変な費用が掛かるし、費用対効果が悪く、そこは組織で判断させていただいてもよいと思います。形式にとらわれず、現場の状況も理解いただきたい。
- ・ 指導・指摘が、県内同一団体に対し一貫していないと感じられる。
- ・ 人事異動などで、公益法人の運営について詳しくない方が担当になることがあるので、相談しても回答が得られないことがある。相談に行くと、相手から「私は詳しくないので」と言われる。
- ・ アドバイザーならともかく、指導する立場を取るのであれば制度全般をマスターした上でご指導願いたい。担当者によって見解が異なり、その内容も法的根拠がなく、団体の個別事情は勘案せず形式的な検査で重箱の隅を突くような指摘をし、これが日本の指導監督の実態と考えると情けなくなる。行政のやることはとにかく無駄が多く、税金の無駄遣いである。
- ・ 民間の自主・自立かつ創造的な活動を尊重し、公益法人の量的(設立の数)・規模的(業務内容の充実)拡充と時代を先取りした創造的・革新的業務活動の推進に資することを第一とした行政運営を求めたい。
- ・ 間違い探しよりは、前向きな組織運営等へのアドバイスを期待している。
- ・ 担当によって指導が全然異なるので、統一してもらいたい。
- ・ 担当者によって指摘事項が全く異なる。指摘事項か個人的見解か感想か、明確にしてほしい。

<定期報告関係>

定期報告に関する記述回答は18件が確認された。内容的には、「大規模法人と同様の定期報告(事務手続き)が求められ、小規模法人には対応が難しい」、「事務手続きの簡素化を求める」といった声が数多く寄せられている。その具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 小規模法人は同一業務を複数人で担当することは難しく、事業継続が難しい。また、事務処理に時間がとられ過ぎて本来業務に支障がある。
- ・ 年間予算 4,000 万円前後で運営している法人も1億円以上の法人も同様の事務の煩雑さ

は、小規模法人にとっては人件費の高騰を招くので、配慮をお願いしたい。

- ・ 定期書類に係る事務手続きでかなりの負荷がかかっております。とくに小規模の我々にはマンパワー的にも技術的にも対応が難しく、簡略化を要望します。

<立入検査>

立入検査に関しては16件の記述回答があり、指摘事項の統一、立入検査の回数に関する記述が何件かみられた。

- ・ 立入検査時に、担当者によって方針や考え方が違う場合もある。以前は大丈夫だったものが、修正を求められた。
- ・ 見解や指摘事項を統一してほしい。
- ・ 行政庁による立入検査は3年に1回程度で実施されているが、特段問題のない法人に対してはもっと長いスパン(5年に1回)で実施してもよいのではないか。

<変更認定・届出>

変更認定・届出については8件の記述回答をいただいた。コロナといった緊急支援を要する内容についての変更認定の扱いなどの記述が何件かみられ、その主な内容を以下に示す。

- ・ 新型コロナウイルスにより公益対象事業が中止となっている現状はご理解いただいていると思いますが、私共の団体を含め必ず未実施による3基準をキープできない団体も多く出てきます。この異常事態の中で今年度のみ多大な労力をもって変更認定をしなければならないのか、今後の対応方法について早く通知、通達をいただきたい。
- ・ 事業の変更認定申請を行ったことはないが、公益法人移行時の説明会では、例えば、川の清掃活動を街中の清掃活動に変更する場合には、その目的が違ってくるので、変更認定申請が必要と言われている。ボランティアで清掃活動をすることまで変更認定申請といういわゆる「お伺い」をしなければ出来ないというのは疑問です。仮に県や市町村から補助金という形で活動資金を得ている場合ある程度の制約は当然と思いますが、税控除は別として1円の助成金も受けず、純粋に会費だけで運営しているのに、変更認定申請や変更届まで出さなくてはならない現行制度はいかがなものかと思う。もちろん税控除等を目的にした「あやしい公益法人」もあるかもしれないが、そのような団体は1、2回立入検査を行えば分かると思う。

<個別の制度改善要望>

個別の制度改善に関する要望は8件あり、収支相償関連の記述が大半を占める。中には、コロナウイルス感染拡大の状況下では収支相償を達成するのは困難であるとし、この状況に対する支援策を求める記述などがみられた。

- ・ 今回のような緊急事態に備えるためにも、財政運営資金として、使途を特定しない積み立て預金ができるようお願いしたい。
- ・ 今回のコロナ感染症の影響により、大幅な赤字が見込まれる。今回の様な予測できない不足の事態に備えるため、収支相償の原則を見直して頂きたい。
- ・ 主に公益目的事業からの収益に依存して事業運営を行っている法人に対しては、収支相償

5. 行政庁の対応について

の原則適用の上で、何らかの配慮を検討頂きたい。各事業に共通して発生する経費の配賦基準について、より簡便な基準の適用を検討頂きたい(例：各事業の経常収益又は経常費用見合い)。

- 収支相償の達成は、予算の有効活用や公益事業の維持・発展にとっても大事な要件とは思いますが、身の丈を超えた収入があった場合に、無闇に支出を増やすことを助長する負の側面も持っていると考えるので、ぜひ弾力的な運用ないしは、制度の改正を望みたい。

<全般要望>

全般要望では、コロナウイルス感染拡大などの緊急時における行政側の支援策、緊急時に対応した制度の創設などを望む声など、31件の記述回答が寄せられた。

- 組織運営面で細かいところまで管理するわりには、コロナで困っている時は何も対策を講じてくれない。行政庁は、結局は公益事業を支えようという気持ちはなく、自身の生活のために仕事をしている職員で構成されている機関。その規制のもとで活動する日本の公益法人は不幸だと思います。また、税制優遇が適用されているから厳重な規制・監督が必要と考える担当官が多いが、何のための税制優遇なのか、税制支援策なのかを考えてほしい。
- 概ね承知しているが、先に示した、今年の新型コロナウイルスのような不可抗力によって法人運営が難しくなるような場合は、法の規定を杓子定規に適用するのではなく、柔軟な運用をお願いしたい。
- 公益法人の多様性を理解いただきたい。また、法的な根拠のない干渉をやめてほしい。
- コロナ関連の協力金、助成金が公益財団法人に適用されるのかどうか判断に困った。いち早く情報をまとめて通達して欲しかった。緊急事態の時にこそ支援策が欲しかった。

<その他>

その他については17件の記述回答があった。

- 貴協会の調査報告書をいくつか読ませていただいた。恐らく、欧米の制度を日本がいくら導入しても、行政官の意識改革がなされない限り、欧米のような民主的な制度運用は管理統制思考の強い日本では難しいだろう。

6. コロナウイルスへの対応

(1) 事業活動への影響と損失状況

次に、公益法人のコロナウイルスによる影響やコロナ問題への対応などについて検証する。事業活動への影響についてみると、本アンケートを実施した2020年6月の時点で既に影響が出ているとした回答数の割合は80.5%(1,220件)で、7月以降影響が出る可能性があるとするのは12.3%(187件)、影響はないとするのは7.1%(108件)であった(図28)。

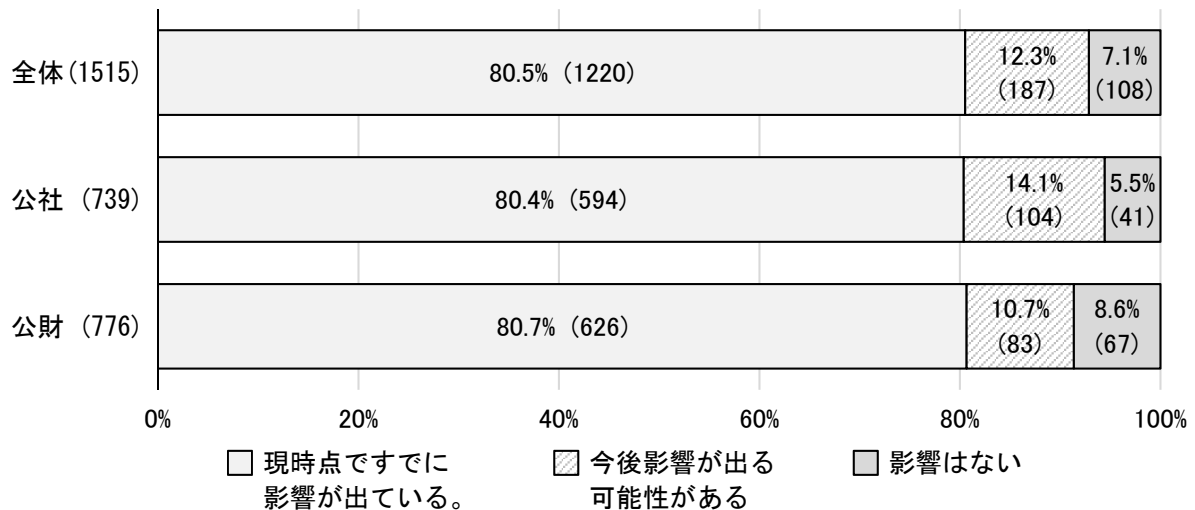


図28 コロナ禍の事業活動への影響

表34は、事業活動への影響の回答割合を事業別に示したものである。事業活動への影響ごとに回答割合の上位5位、下位5位をみると、以下のようになった。

コロナウイルス感染拡大ではほぼ全ての法人が影響を受けているとされるのが「芸術文化関係」(97.3%)、「国際協力」(96.6%)であり、その他にも「会館運営」、「児童・青少年の健全育成」が90%台を示している。数値が最も低い「同一資格者団体」でも63.7%に上り、コロナ禍の事業活動への影響が深刻であることが窺える。

◇現時点ですでに影響が出ている

<上位>

芸術・文化関係	97.3%
国際協力	96.6%
会館運営	94.1%
児童・青少年の健全育成	93.2%
医療施設、病院等	88.0%

<下位>

同一資格者団体	63.6%
人権・平和	66.7%
研究・分析機関	67.4%
助成・表彰	69.1%
行政関連	69.3%

◇今後影響が出る可能性がある

<上位>

同一資格者団体	31.8%
人権・平和	25.0%

<下位>

芸術・文化関係	1.8%
児童・青少年の健全育成	2.3%

6. コロナウイルスへの対応

表 34 主たる事業別の事業活動への影響

単位：％

主たる事業内容 (回答法人数)	現時点ですでに 影響が出ている	今後影響が出る 可能性がある	影響はない
社会福祉関係(115)	82.6	9.6	7.8
福祉関係の助成(20)	85.0	10.0	5.0
健康維持・増進団体等(72)	86.1	11.1	2.8
医療施設、病院等(25)	88.0	12.0	0.0
教育関係(79)	86.1	7.6	6.3
学会・学術団体(38)	86.8	7.9	5.3
研究・分析機関(46)	67.4	21.7	10.9
助成・表彰(110)	69.1	15.5	15.5
奨 学(44)	70.5	9.1	20.5
児童・青少年の健全育成(44)	93.2	2.3	4.5
美術・博物館・動物園等(60)	86.7	10.0	3.3
芸術・文化関係(110)	97.3	1.8	0.9
スポーツ関係(65)	86.2	10.8	3.1
地域社会貢献活動・団体(222)	81.5	14.4	4.1
環境保護(47)	80.9	10.6	8.5
災害・地域安全(20)	70.0	20.0	10.0
人権・平和(12)	66.7	25.0	8.3
国際協力(29)	96.6	3.4	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(31)	74.2	12.9	12.9
業界団体(62)	74.2	16.1	9.7
同一資格者団体(22)	63.6	31.8	4.5
免許・資格付与・検査・検定(20)	75.0	20.0	5.0
会館運営(17)	94.1	5.9	0.0
行政関連(153)	69.3	19.6	11.1
非営利活動支援団体(19)	73.7	5.3	21.1
その他事業(33)	78.8	15.2	6.1
全 体 (合計 1,515)	80.5	12.3	7.1

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、70％以上。

研究・分析機関	21.7%	国際協力	3.4%
災害・地域安全	20.0%	非営利活動支援団体	5.3%
免許・資格付与・検査・検定	20.05	会館運営	5.9%

◇影響はない

<上位>		<下位>	
非営利活動支援団体	21.1%	国際協力	0.0%

奨学	20.5%	会館運営	0.0%
助成・表彰	15.5%	医療施設、病院等	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	12.9%	芸術・文化関係	0.9%
行政関連	11.1%	健康維持・増進団体等	2.8%

事業の損失状況をみると、「財政破綻寸前の状態」と回答した法人は11法人(26.5%)みられ、「大幅なマイナス影響が発生」とした法人も318件(26.5%)確認された(図29)。多くの公益法人は、事業収入を原資に公益サービスを提供しているが(図3)、その事業収益の確保がコロナ感染拡大の影響で困難となる中、公益法人の事業が中断することによる受益者の不利益や社会的なダメージが心配される。

最も回答が多かったのが「一部マイナス影響が発生」の539件(44.9%)であり、「今後マイナス影響発生見込み」についても162件(13.5%)確認された。一方で、「プラス影響が発生・発生見込み」とする法人は54件(4.5%)、「変化なし」とする法人は117件(9.7%)みられた。

法人格別にみると、財団においてより大幅なマイナス影響を受けていることが読み取れ、「破綻寸前の状態」および「大幅なマイナス影響が発生」を足した回答数の割合は、社団が22.4%(131件)であるのに対し財団が32.1%(198件)であり、その差は9.7ポイントに及ぶ。これは、多くの社団は安定的に得られる会費収入を原資としており、多くの財団は景気等に左右される運用収入、事業収入などを原資としていることから、財団の方が緊急時の影響を受けやすいのではないかと考えられる。

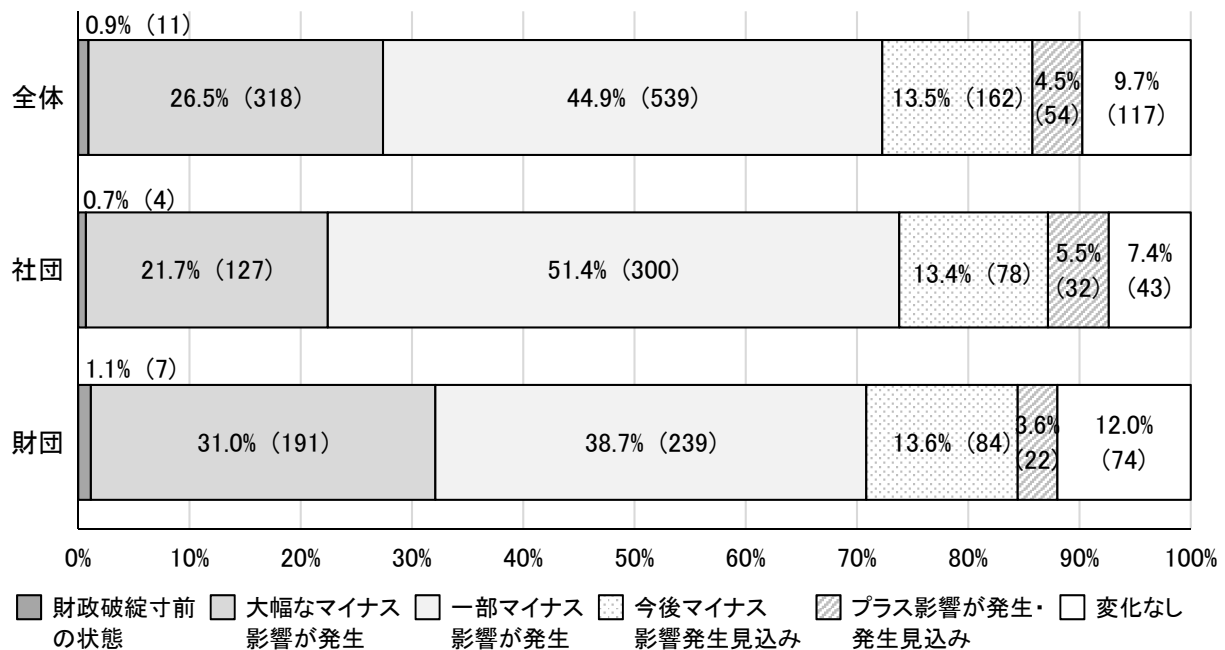


図29 コロナ禍による事業の損失状況

%は、回答法人数(社団584件、財団617件、全体1,201件)に占める割合。

表35は、事業の損失状況を事業別に示したものである。事業損失状況ごとに回答割合の上位5位、下位5位をみると、以下のようになった。

6. コロナウイルスへの対応

◇財政破綻寸前の状態

<上位>

医療施設、病院等	4.3%
教育関係	4.3%
美術・博物館・動物園等	3.6%
児童・青少年の健全育成	2.4%
芸術・文化関係	1.9%

<下位>

福祉関係の助成、健康維持・増進団体等、学会・学術団体、研究・分析機関など0.0%

◇大幅なマイナスが発生

<上位>

美術・博物館・動物園等	66.1%
会館運営	62.5%
医療施設、病院等	52.2%
芸術・文化関係	42.9%
その他	40.7%

<下位>

奨学	5.6%
助成・表彰	6.1%
国際協力	7.4%
福祉関係の助成	11.8%
免許・資格付与・検査・検定	12.5%

◇一部マイナスが発生

<上位>

国際協力	63.0%
健康維持・増進団体等	55.4%
地域社会貢献活動・団体	54.4%
同一資格者団体	50.0%
業界団体	49.0%

<下位>

美術・博物館・動物園等	23.2%
非営利活動支援団体	28.6%
福祉関係の助成	29.4%
教育関係	30.4%
奨学	30.6%

◇今後マイナス発生見込み

<上位>

免許・資格付与・検査・検定	37.5%
研究・分析機関	34.3%
災害・地域安全	29.4%
学会・学術団体	24.2%
業界団体	21.6%

<下位>

医療施設、病院等	0.0%
会館運営	0.0%
美術・博物館・動物園等	3.6%
その他	3.7%
児童・青少年の健全育成	4.9%

◇プラス影響発生・見込み

<上位>

助成・表彰	12.2%
福祉関係の助成	11.8%
奨学	8.3%
環境保護	7.5%
児童・青少年の健全育成	7.3%

<下位>

研究・分析機関、美術・博物館・動物園等、災害・地域安全、人権・平和、産業創造・企業経営、起業支援など0%

◇変化なし

<上位>

奨 学	36.1%
福祉関係の助成	35.3%
助成・表彰	30.5%
人権・平和	30.0%
非営利活動支援団体	28.6%

<下位>

会館運営	0.0%
スポーツ関係	1.6%
美術・博物館・動物園等	3.6%
医療施設、病院等	4.3%
芸術・文化関係	4.8%

表 35 主たる事業別の事業損失状況

単位: %

主たる事業 (回答法人数)	財政破綻寸前の状態	大幅なマイナスが発生	一部マイナスが発生	今後マイナス発生見込み	プラス影響発生・見込み	変化なし
福祉関係の助成(17)	0.0	11.8	29.4	11.8	11.8	35.3
健康維持・増進団体等(65)	0.0	29.2	55.4	9.2	4.6	1.5
医療施設、病院等(23)	4.3	52.2	34.8	0.0	4.3	4.3
教育関係(69)	4.3	39.1	30.4	15.9	1.4	8.7
学会・学術団体(33)	0.0	18.2	42.4	24.2	3.0	12.1
研究・分析機関(35)	0.0	14.3	34.3	34.3	0.0	17.1
助成・表彰(82)	0.0	6.1	31.7	19.5	12.2	30.5
奨 学(36)	0.0	5.6	30.6	19.4	8.3	36.1
児童・青少年の健全育成(41)	2.4	29.3	43.9	4.9	7.3	12.2
美術・博物館・動物園等(56)	3.6	66.1	23.2	3.6	0.0	3.6
芸術・文化関係(105)	1.9	42.9	41.0	7.6	1.9	4.8
スポーツ関係(62)	1.6	40.3	37.1	14.5	4.8	1.6
地域社会貢献活動・団体(182)	0.0	15.4	54.4	13.7	7.1	9.3
環境保護(40)	0.0	27.5	35.0	17.5	7.5	12.5
災害・地域安全(17)	0.0	17.6	41.2	29.4	0.0	11.8
人権・平和(10)	0.0	20.0	40.0	10.0	0.0	30.0
国際協力(27)	0.0	7.4	63.0	14.8	3.7	11.1
産業創造・企業経営、起業支援(27)	0.0	22.2	48.1	14.8	0.0	14.8
業界団体(51)	0.0	13.7	49.0	21.6	3.9	11.8
同一資格者団体(16)	0.0	18.8	50.0	12.5	6.3	12.5
免許・資格付与・検査・検定(16)	0.0	12.5	37.5	37.5	0.0	12.5
会館運営(16)	0.0	62.5	37.5	0.0	0.0	0.0
行政関連(116)	0.9	13.8	46.6	18.1	5.2	15.5
非営利活動支援団体(14)	0.0	14.3	28.6	21.4	7.1	28.6
その他(27)	0.0	40.7	44.4	3.7	3.7	7.4
全 体 (合計 1,278)	0.9	25.2	42.9	14.9	4.5	11.7

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、40%以上。

6. コロナウイルスへの対応

「財政破綻寸前の状態」と回答した法人が2件以上の事業は、「教育関係」の3件(4.3%)、「美術・博物館・動物園等」の2件(3.6%)、「芸術・文化関係」の2件(1.9%)であり、「美術・博物館・動物園等」および「芸術・文化関係」については、「大幅なマイナスが発生」の回答割合の上位5位にも入っており、極めて深刻な状態といえる。

「大幅なマイナスが発生」と回答した法人が50%以上を占めた事業は、「美術・博物館・動物園等」(66.1%)、「会館運営」(62.5%)、「医療施設、病院等」(52.2%)であった。

事業活動への影響および事業損失状況をクロスしたところ、「現時点ですでに影響が出ている」と回答した法人(1,220件)のうち、11件(0.9%)が「財政破綻寸前の状態」と回答、「大幅なマイナス影響が発生」とした法人も318件(26.1%)みられた(図30)。

「一部マイナス影響が発生」および「今後マイナス影響発生見込み」と回答した法人は、それぞれ539件(44.2%)および162件(13.3%)確認され、「プラス影響が発生・発生見込み」とする法人は54件(4.4%)みられた。特に変化はなかったとする法人は117件(9.6%)みられ、このグループはマイナスでもプラスでもない影響を受けている法人、すなわち「影響」をプラスともマイナスとも判断出来ないグループと捉えることができるのかもしれない。

「今後影響が出る可能性がある」と回答した法人で、「大きなマイナス影響が発生」と回答した法人は3件(1.6%)、「一部マイナス影響が発生」は8件(4.3%)、「今後マイナス影響発生見込み」は27件(14.4%)であった。

「影響はない」と回答した法人については、マイナス影響を心配する法人はごく僅かであり、多くは「変化なし」(21件、19.4%)または無回答(84件、77.8%)であった。

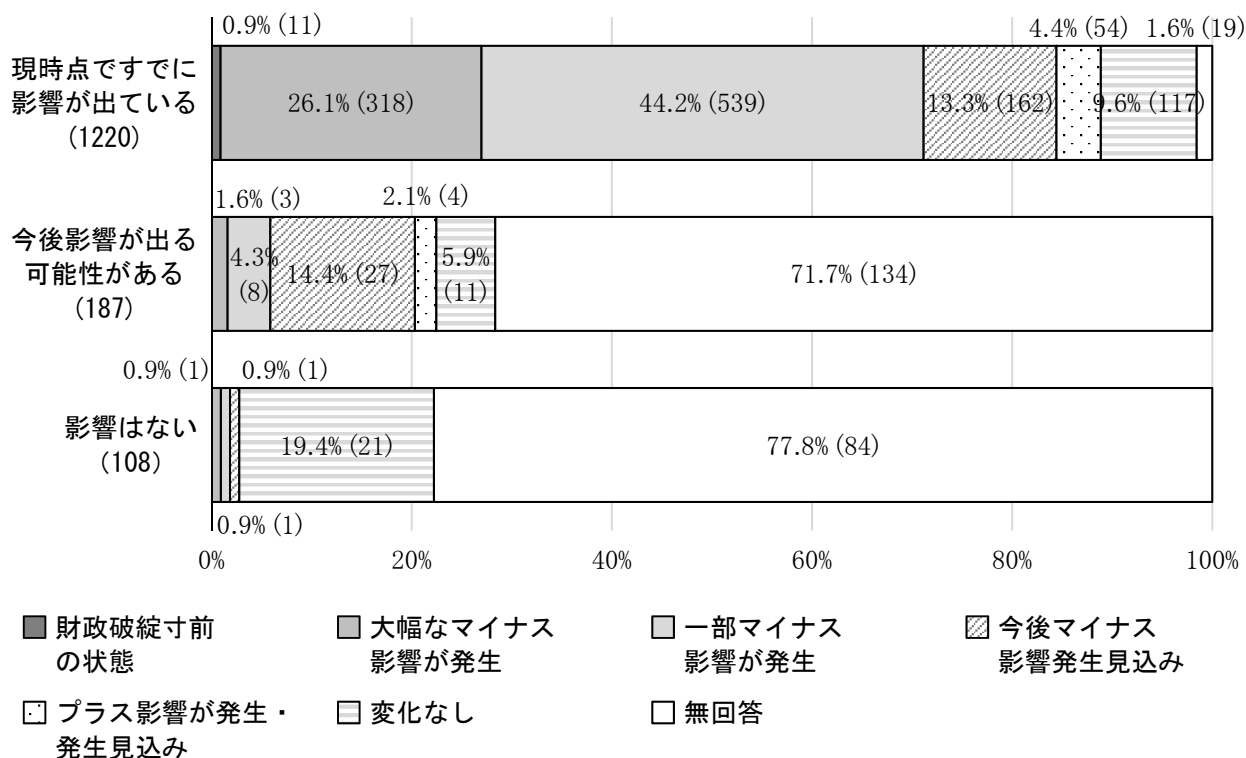


図30 事業活動への影響と事業の損失状況

(2) 事業活動面の対策状況

事業活動面の対策状況をみると、事業活動のオンライン化を推進した法人の割合が最も高く24.6%(372件)に上るが、とりわけ財団において高い数値(25.5%)が示されている(図31)。「公益サービスの提供方法見直し」および「対策をしていない・分からない」についても比較的に高くそれぞれ21.8%(330件)、20.9%(317件)であった。とくに社団の場合、「対策をしていない・分からない」の回答割合が極めて高く24.8%(183件)であり、財団とのポイント差は7.5ポイントという状況である。

公的支援金、協力金等を活用した法人の割合は19.1%(289件)であるが、実際にコロナの影響を大きく受けている法人は27%、「一部マイナス影響」も含めると71.2%にもなるが(表30)、多くの公益法人は公的支援金を受けられていないでいる。これは、地方自治体によっては公益法人を公的支援の対象から除外するケースがあるためと考えられる。法人格別にみると、社団は

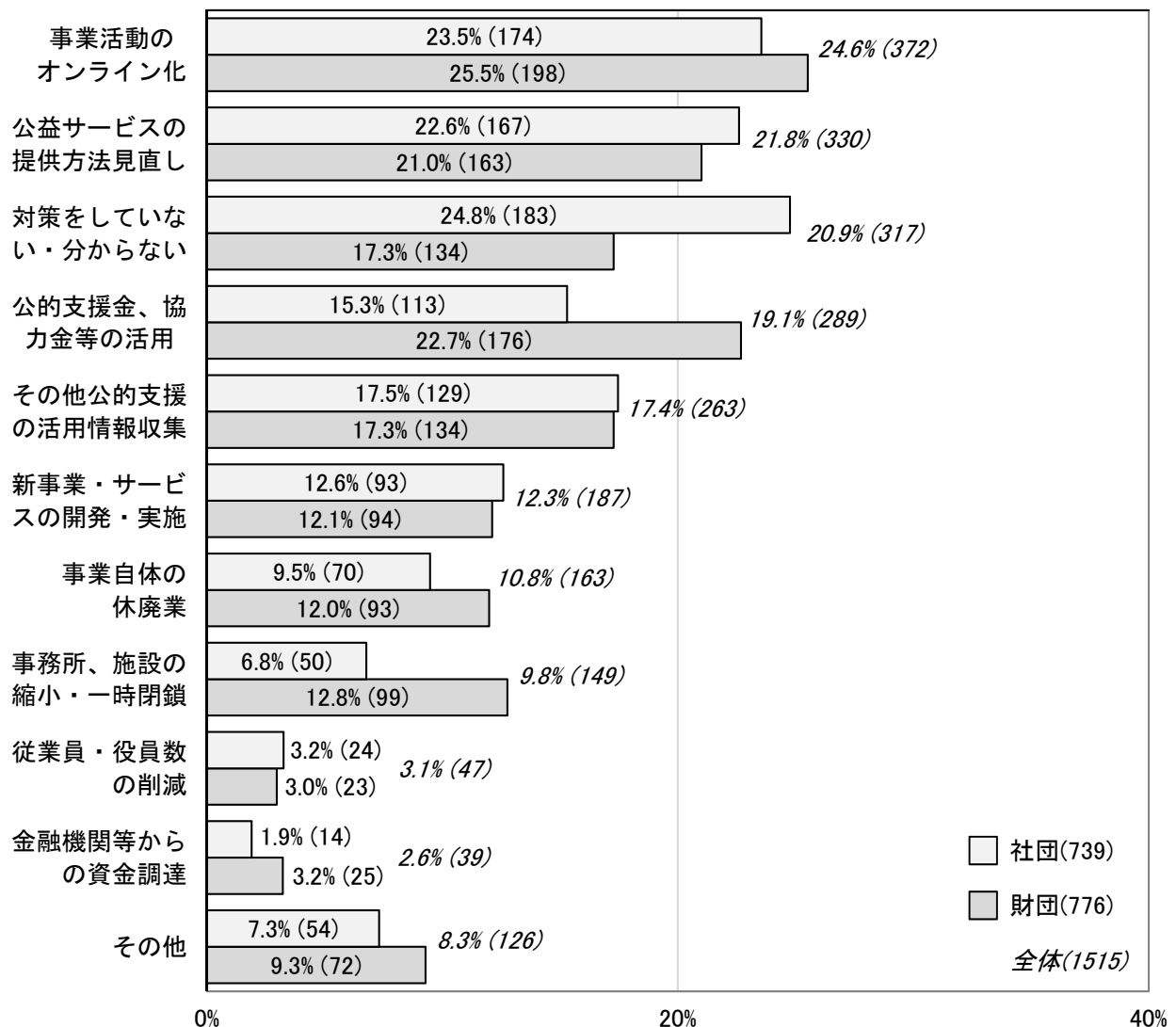


図31 事業活動面の対策状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答の全文は、260頁、IVの1(16)を参照。

6. コロナウイルスへの対応

15.3%(113件)、財団は22.7%(176件)であり、7.4ポイントの差が生じている。

「その他公的支援策の活用・情報収集」についても比較的に高く17.4%(263件)であった。「その他」については126件の記述回答が寄せられ、その一部について以下に紹介する(記述回答の全文は、260頁、IVの1(16)参照)。

- ・今年度は学会や部会などを中止しているが、これが来年度以降も見通しができない場合、事業計画や予算をどう作ればいいのかなど種々の不安があります。
- ・オンラインで業務対応ができるようインフラを整備した。オンライン業務を推進する良い機会となった。
- ・財政的に余裕がなく、公益目的事業を維持できない状況。行政庁からの支援措置に期待したい。
- ・これまで留保してきた分(目的のある寄付金)を取り崩して、乗り越える。
- ・実施事業を維持する資金的余裕もないので、事業を縮小せざるを得ない。この時のために資金をリザーブできる制度にしておく必要があると思うのだが。
- ・ITの整備を行った。今のところ特に問題ない。
- ・収支相償が求められる中、会費収入予測を下回る事業しか実施ができない状態が、今年度だけで済むかどうかとも予測が立ちません。子どもたちに直接自然に触れてもらえるような事業企画を中心に行っているため、その子どもたちへのアプローチ(バーチャルと実物を見て触ることとは異質)ができないことの損失は計り知れないものがあると考えます。
- ・コロナ対策を講じると収支相償、50%比率を達成できない。活動を継続する資金的な余裕もない。厳しい規制要件で縛るだけ縛って、その結果に対する救済措置はないのは無責任と思います。
- ・この状況乗り越えるために事業内容の変更を検討したが、変更認定申請が必要とのことなので断念した。
- ・この状況に合った新たなサービスを行いたくても、変更認定が大きな壁となり難しい。
- ・景況感の悪化から、寄附金にも影響が出てくると思われるが、財源の範囲で活動せざるを得ない。こういうときに積立金があったら、それを取り崩して事業を継続できるのだが。
- ・事業縮小に伴う収入減から、組織の存続が危ぶまれている。

表34は、事業活動面の対策状況について行政庁別に示したものである。各対策で30%以上を示す行政庁をみていくと、「公的支援金等の活用」については山形県(37.5%)および京都府(35.5%)などの4府県、「その他公的支援の活用」においても鳥取県(41.7%)および福岡県(38.5%)など8県が確認された。「事業活動のオンライン化」で30%以上を示す行政庁は内閣府(48.4%)および東京都(35.6%)などの3都府県が該当するが、内閣府においては半数弱の公益法人が事業のオンライン化を実施していることが分かる。

「サービス提供方法の見直し」については福井県(50%)および愛媛県(50%)など11府県が30%以上を示しており、「事業自体の休廃業」では富山県が(33.3%)、愛媛県が(31.3%)であった。

事業活動面の対策状況の回答割合を行政庁別に上位5位、下位5位でみると以下のようになった。なお、回答数が少ない「従業員数・役員数の削減」、「金融機関等からの資金調達」、「その他」については割愛させていただいた。

Ⅱ. アンケート結果〔公益法人編〕

表 34 事業活動面の行政庁別対策状況

単位：％

行政庁 (回答法人数)	公的 支援金等 の 活用	その他公的 支援 の 活用	事業活動の オンライン 化	サービス提供 方法の見直し	新規サービスの 開発・実施	金融機関等 から 資金調達	事業 自体の 休業	事務所、施設 の 縮小・一時閉鎖	従業員数・役員 数の削減	対策していない・ 対策が分からない	その他
内閣府(351)	19.1	10.0	48.4	21.1	10.0	2.3	7.4	12.5	5.7	17.1	9.4
北海道(43)	14.0	7.0	16.3	18.6	14.0	9.3	18.6	4.7	0.0	32.6	9.3
青森県(14)	7.1	14.3	21.4	7.1	21.4	7.1	0.0	0.0	14.3	21.4	14.3
岩手県(14)	0.0	14.3	7.1	14.3	0.0	7.1	14.3	0.0	7.1	42.9	14.3
宮城県(17)	17.6	35.3	11.8	23.5	23.5	5.9	5.9	0.0	5.9	11.8	17.6
秋田県(16)	12.5	25.0	12.5	18.8	0.0	0.0	12.5	0.0	6.3	31.3	12.5
山形県(16)	37.5	18.8	12.5	25.0	12.5	0.0	12.5	6.3	0.0	12.5	0.0
福島県(31)	12.9	19.4	19.4	25.8	6.5	0.0	22.6	16.1	3.2	16.1	3.2
茨城県(19)	21.1	21.1	21.1	21.1	26.3	10.5	10.5	15.8	0.0	31.6	0.0
栃木県(24)	8.3	25.0	12.5	12.5	4.2	0.0	4.2	8.3	0.0	33.3	4.2
群馬県(17)	17.6	11.8	5.9	29.4	5.9	5.9	11.8	5.9	5.9	29.4	0.0
埼玉県(29)	20.7	17.2	3.4	34.5	17.2	3.4	6.9	17.2	3.4	17.2	13.8
千葉県(27)	11.1	7.4	7.4	11.1	7.4	0.0	11.1	0.0	3.7	37.0	25.9
東京都(101)	20.8	20.8	35.6	18.8	16.8	3.0	8.9	10.9	1.0	16.8	8.9
神奈川県(39)	25.6	20.5	12.8	17.9	5.1	2.6	23.1	7.7	0.0	28.2	5.1
新潟県(30)	16.7	3.3	16.7	16.7	26.7	0.0	16.7	6.7	6.7	23.3	6.7
富山県(27)	33.3	14.8	11.1	25.9	11.1	3.7	33.3	3.7	11.1	22.2	0.0
石川県(25)	16.0	24.0	4.0	16.0	4.0	0.0	4.0	8.0	0.0	40.0	4.0
福井県(8)	25.0	12.5	25.0	50.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5
山梨県(14)	7.1	21.4	14.3	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	7.1	14.3	0.0
長野県(23)	13.0	30.4	17.4	30.4	26.1	4.3	4.3	8.7	0.0	21.7	0.0
岐阜県(21)	23.8	23.8	9.5	9.5	9.5	0.0	9.5	14.3	0.0	28.6	9.5
静岡県(38)	21.1	18.4	18.4	13.2	15.8	5.3	13.2	10.5	0.0	18.4	7.9
愛知県(37)	13.5	10.8	16.2	24.3	5.4	2.7	13.5	5.4	0.0	21.6	13.5
三重県(28)	25.0	21.4	21.4	25.0	17.9	0.0	3.6	3.6	3.6	17.9	10.7
滋賀県(19)	15.8	10.5	26.3	42.1	15.8	0.0	26.3	5.3	0.0	15.8	0.0
京都府(31)	35.5	25.8	12.9	19.4	12.9	6.5	16.1	12.9	3.2	16.1	9.7
大阪府(40)	17.5	15.0	20.0	42.5	15.0	2.5	15.0	12.5	5.0	7.5	7.5
兵庫県(28)	28.6	17.9	14.3	14.3	10.7	0.0	14.3	3.6	0.0	21.4	14.3
奈良県(14)	14.3	14.3	21.4	35.7	7.1	0.0	21.4	14.3	7.1	28.6	14.3
和歌山県(19)	21.1	31.6	15.8	21.1	10.5	0.0	5.3	5.3	0.0	15.8	5.3

6. コロナウイルスへの対応

行政庁 (回答法人数)	公的 支援金等の 活用	その他公的支 援の活用	事業活動のオン ライン化	サービ スの見直し 提供方	新規サ ービスの開 発・実施	金 融機 関等 から 資金 調達	業 事 業 自 体 の 休 廃	事 務 所 、 施 設 の 縮 小 ・ 一 時 閉 鎖	従 業 員 数 ・ 役 員 数 の 削 減	対 策 し て い な い ・ 対 策 が 分 か ら な い	そ の 他
鳥取県(12)	8.3	41.7	25.0	8.3	8.3	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7
島根県(15)	13.3	13.3	20.0	26.7	13.3	0.0	0.0	6.7	0.0	33.3	13.3
岡山県(30)	23.3	23.3	16.7	23.3	13.3	10.0	10.0	26.7	3.3	30.0	10.0
広島県(36)	13.9	16.7	8.3	27.8	5.6	0.0	13.9	13.9	0.0	19.4	5.6
山口県(21)	9.5	4.8	28.6	9.5	14.3	0.0	9.5	9.5	0.0	28.6	9.5
徳島県(11)	9.1	9.1	27.3	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4	9.1
香川県(19)	21.1	21.1	10.5	26.3	0.0	5.3	15.8	21.1	0.0	21.1	0.0
愛媛県(16)	25.0	18.8	18.8	50.0	18.8	0.0	31.3	6.3	0.0	0.0	0.0
高知県(20)	25.0	30.0	5.0	20.0	20.0	0.0	10.0	5.0	5.0	15.0	15.0
福岡県(52)	28.8	38.5	23.1	11.5	17.3	0.0	7.7	15.4	5.8	7.7	5.8
佐賀県(9)	11.1	33.3	0.0	44.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	11.1
長崎県(13)	30.8	7.7	15.4	23.1	15.4	0.0	15.4	7.7	0.0	23.1	7.7
熊本県(15)	6.7	6.7	33.3	33.3	20.0	6.7	6.7	13.3	0.0	20.0	6.7
大分県(16)	12.5	25.0	6.3	6.3	25.0	0.0	6.3	6.3	0.0	31.3	6.3
宮崎県(18)	22.2	33.3	16.7	16.7	11.1	5.6	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0
鹿児島県(39)	17.9	20.5	20.5	15.4	15.4	0.0	5.1	2.6	0.0	30.8	7.7
沖縄県(13)	15.4	23.1	15.4	15.4	7.7	7.7	7.7	15.4	7.7	30.8	7.7
全体(1,515)	19.1	17.4	24.6	21.8	12.3	2.6	10.8	9.8	3.1	20.9	8.3

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、30%以上

◇公的支援金等の活用

<上位>

山形県	37.5%
京都府	35.5%
富山県	33.3%
長崎県	30.8%
福岡県	28.8%

<下位>

岩手県	0.0%
熊本県	6.7%
青森県	7.1%
山梨県	7.1%
栃木県	8.3%

◇その他公的支援の活用

<上位>

鳥取県	41.7%
福岡県	38.5%
宮城県	35.3%

<下位>

新潟県	3.3%
山口県	4.8%
熊本県	6.7%

II. アンケート結果〔公益法人編〕

佐賀県	33.3%	北海道	7.0%
宮崎県	33.3%	千葉県	7.4%

◇事業活動のオンライン化

<上位>		<下位>	
内閣府	48.4%	佐賀県	0.0%
東京都	35.6%	埼玉県	3.4%
熊本県	33.3%	石川県	4.0%
山口県	28.6%	高知県	5.0%
徳島県	27.3%	群馬県	5.9%

◇サービス提供方法の見直し

<上位>		<下位>	
愛媛県	50.0%	大分県	6.3%
福井県	50.0%	青森県	7.1%
佐賀県	44.4%	鳥取県	8.3%
山梨県	42.9%	岐阜県	9.5%
大阪府	42.5%	山口県	9.5%

◇新規サービスの開発・実施

<上位>		<下位>	
新潟県	26.7%	岩手県	0.0%
茨城県	26.3%	秋田県	0.0%
長野県	26.1%	香川県	0.0%
大分県	25.0%	徳島県	0.0%
宮城県	23.5%	石川県	4.0%

◇事業自体の休廃業

<上位>		<下位>	
富山県	33.3%	島根県、徳島県、佐賀県など6件で0%。	
愛媛県	31.3%		
滋賀県	26.3%		
神奈川県	23.1%		
福島県	22.6%		

◇事務所、施設の縮小・一時閉鎖

<上位>		<下位>	
岡山県	26.7%	徳島県、佐賀県、山梨県など9件で0%。	
香川県	21.1%		

6. コロナウイルスへの対応

埼玉県	17.2%
鳥取県	16.7%
福島県	16.1%

◇対策していない・対策が分からな

<上位>

岩手県	42.9%
石川県	40.0%
千葉県	37.0%
徳島県	36.4%
佐賀県、島根県、栃木県	33.3%

<下位>

福井県	0.0%
愛媛県	0.0%
大阪府	7.5%
福岡県	7.7%
宮城県	11.8%

(3) 組織内のコロナ防止対策

組織内のコロナ防止対策については、「備品の配布、設置」および「集合イベントの中止・延期」を実施した法人が最も多く、その割合はそれぞれ 84.7%(1,283 件)および 81.1%(1,228 件)であった(図 32)。

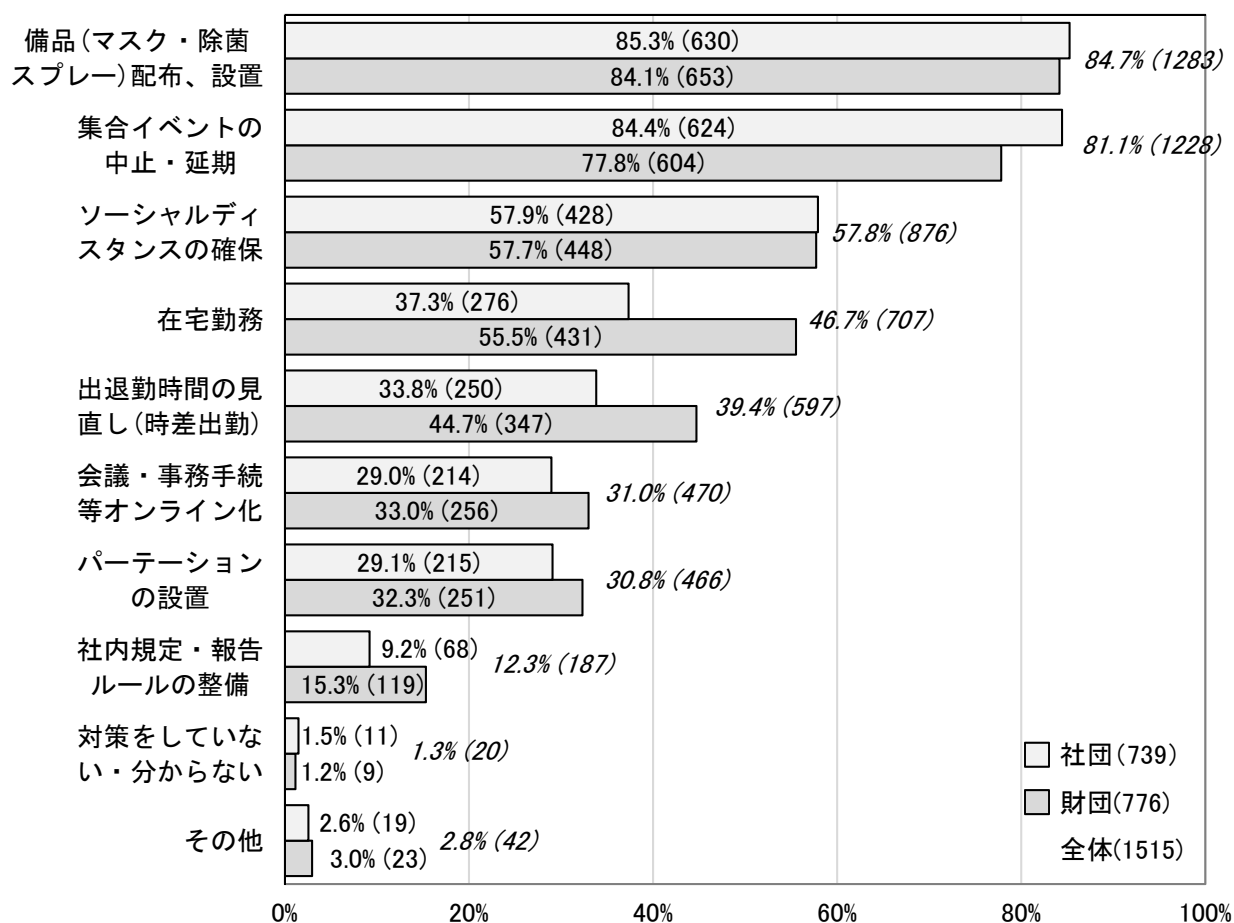


図32 組織内のコロナ防止対策状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、264頁、IVの1(17)を参照。

「ソーシャルディスタンスの確保」は57.8%(876件)であり、「在宅勤務」および「出退勤時間の見直し(時差出勤)」においてもそれぞれ46.7%(707件)および39.4%(597件)と比較的に高かった。在宅勤務および時差出勤については財団の占める割合が極めて高く、社団とのポイント差はそれぞれ10.9および18.2である。

また、緊急事態宣言が発令された自治体とその他地域との状況も大きく異なると考えられることから、地域差を考慮する必要もあると思われる。例えば、在宅勤務を実施した法人の割合をみると、全国平均が46.7%であるのに対し、緊急事態宣言が発令された東京都のみでは69.3%である。ちなみに、内閣府の場合は79.8%と極めて高い数値が示されており、これは東京都に事務所を置く法人が多い上、法人規模が比較的に大きく、在宅勤務を実施する余裕がある法人が多いことに起因するものと推察される。

「会議・事務手続き等オンライン化」および「パーティションの設置」については、それぞれ31.0%(470件)および30.8%(466件)であり、「社内規定・報告ルールの整備」については12.3%(187件)にとどまった。

「その他」は42件(2.8%)であり、その記述内容は、理事会やその他会議の書面決議、時差出勤・在宅勤務の推進、感染予防のための備品の充実など多岐にわたる。また「在宅勤務で業務の効率化が実証できたので、当分は在宅で対応しようと思う。働き方を変えるよい機会かもしれない。」といった記述もみられた(記述回答の全文は、264頁、IVの1(17)参照)。

(4) 法人組織として求めたい支援

組織として求めたい支援については、「特段の支援は求めている」とする回答割合が最も高く37.4%(567件)であった(図33)。一方で、一定のニーズがみられる支援措置は「休業・事業損失への補償金」(28.6%、434件)、「支援情報を含む各種情報の提供」(27.1%、410件)および「IT導入相談・経費補助」(22.8%、345件)であった。

「税制の優遇措置」については15.7%(238件)であり、「従業員の失業対策・雇用支援」、「窓口・オンライン上の個別相談」および「無利子・低利子融資」は1割に満たず、支援ニーズとしては低い状況である。

「その他」と回答した法人は44件(2.9%)であり、主な記述回答は以下のとおりである(記述回答の全文は、265頁、IVの1(18)参照)。

- ・ コロナに伴う事業規模の縮小に基づき遊休財産が増える可能性があるが、今後2-3年の猶予が欲しい。
- ・ 会費や寄付金は一定程度入る一方、事業の縮小、休止で黒字になる可能性があるため、収支相償で特例支援措置があれば助かる。
- ・ 会員企業の中の、観光・ホテル・飲食等のウエイトが高い数社について、今後どの程度が正常に戻るのか見通せない。期間が長引いた場合には、協会として会費を免除することも考えられるが、当協会も内部留保がないため組織運営では厳しい状況であり、会費免除の措置をとる余裕がない。申告制で会費免除の希望が出た場合に、補填を受けられると有難い。
- ・ 今回のコロナで事業をほとんど実施できないことから、公益事業50%ルールについて配慮いただけると助かります。

6. コロナウイルスへの対応

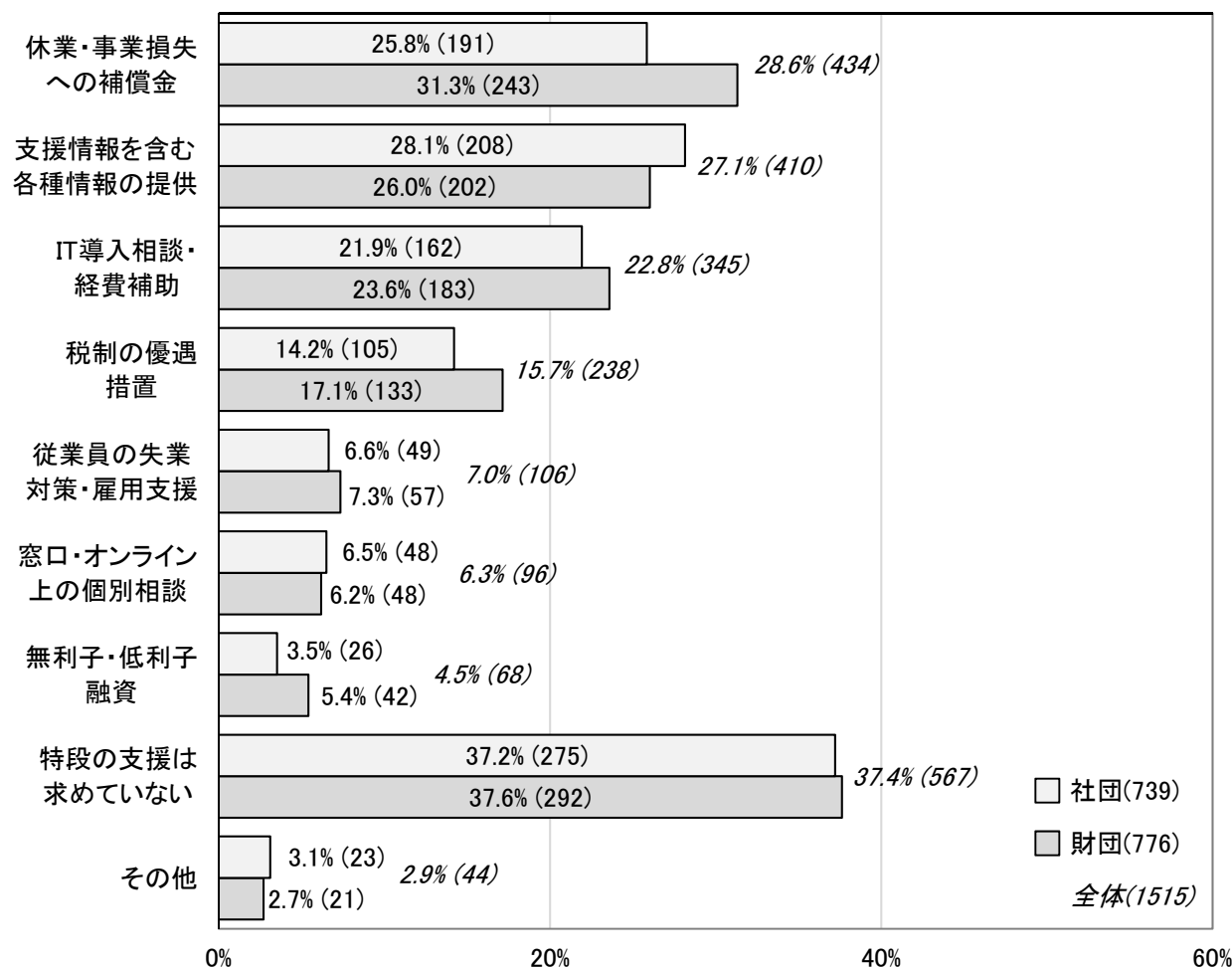


図33 コロナ禍における法人組織として求めたい支援(複数回答)

％は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。

カッコ内は回答法人数。斜体は、社団と財団を合わせた数値。

「その他」の記述回答は、265頁、Ⅳの1(18)を参照。

- ・ 事業中止に伴う当面の措置として、収支相償、遊休財産規制に係る特例措置や猶予を設けてほしい。
- ・ 新型コロナの影響が、数年間(例えば3年間)継続した場合、収支相償の原則を長期間逸脱することが想定されます。考え方や基準を早めにご検討いただけないでしょうか。
- ・ 今年度は、コロナの影響で事業が実施できていないため大幅な赤字決算になる見込み。当面は組織基盤の回復が必要なため、次年度以降は若干の黒字を認めてほしい。
- ・ 現在の重厚な規制でコロナを乗り切るのは難しい。公益法人に対する各種規制の緩和を求めたい。
- ・ 収支相償の基準緩和。今後、同じことが起こると対応できません。
- ・ 管理している施設が文化施設でコロナウィルス感染症拡大により施設を休館していた。その後、開館して不特定多数の利用者が来館するようになったが、コロナ対策で必要な設備や物資(消毒等)などの支援があると助かります。
- ・ コロナ渦の中では、一般法人法で定めている運営ができない(理事会の開催など)。
- ・ 緊急事態を想定した公益法人制度(一般法人法、公益認定法)の改正、もしくは柔軟な解釈。

Ⅱ. アンケート結果〔公益法人編〕

法人組織として求めたい支援の回答割合を主たる事業別に示すと表35のようになった。求めたい支援内容ごとの上位5位、下位5位は以下のとおりである。

表 35 主たる事業別求めたい支援

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	事業損失への 補償金	税制の 優遇措置	無利子 低利子 融資	IT 導 入 相 談・経 費補助	窓 口・ ネ ッ ト での個 別相談	支援情 報・各 種情報 の提供	従業員 失業対 策・雇 用支援	特段の 支援は 求めて いない	その他
社会福祉関係(115)	27.0	9.6	4.3	20.9	3.5	30.4	7.0	36.5	4.3
福祉関係の助成(20)	15.0	15.0	5.0	10.0	0.0	30.0	5.0	50.0	0.0
健康維持・増進団体等(72)	36.1	16.7	6.9	22.2	9.7	25.0	11.1	36.1	1.4
医療施設、病院等(25)	60.0	24.0	28.0	36.0	16.0	28.0	32.0	8.0	8.0
教育関係(79)	32.9	20.3	6.3	31.6	7.6	22.8	11.4	27.8	5.1
学会・学術団体(38)	15.8	7.9	0.0	31.6	10.5	15.8	2.6	39.5	5.3
研究・分析機関(46)	8.7	6.5	0.0	23.9	8.7	39.1	4.3	45.7	2.2
助成・表彰(110)	4.5	7.3	0.0	10.9	7.3	21.8	2.7	63.6	0.9
奨 学(44)	0.0	0.0	0.0	11.4	9.1	15.9	2.3	72.7	0.0
児童・青少年の健全 育成(44)	31.8	22.7	9.1	22.7	6.8	22.7	11.4	43.2	6.8
美術館・博物館・動 物園等(60)	65.0	33.3	10.0	21.7	1.7	28.3	16.7	16.7	0.0
芸術・文化関係(110)	54.5	26.4	9.1	25.5	9.1	36.4	10.9	19.1	3.6
スポーツ関係(65)	49.2	29.2	6.2	36.9	3.1	27.7	12.3	21.5	0.0
地域社会貢献活動・ 団体(222)	27.0	12.6	5.0	14.0	5.9	25.2	5.9	40.1	3.2
環境保護(47)	27.7	19.1	4.3	25.5	4.3	31.9	6.4	38.3	2.1
災害・地域安全(20)	20.0	20.0	5.0	25.0	5.0	20.0	5.0	45.0	0.0
人権・平和(12)	16.7	0.0	0.0	25.0	8.3	33.3	8.3	41.7	0.0
国際協力(29)	48.3	10.3	3.4	34.5	0.0	13.8	3.4	37.9	0.0
産業創造・企業経 営、起業支援(31)	29.0	12.9	6.5	35.5	6.5	41.9	3.2	25.8	3.2
業界団体(62)	21.0	19.4	0.0	24.2	8.1	35.5	3.2	33.9	3.2
同一資格者団体(22)	18.2	4.5	0.0	4.5	0.0	22.7	4.5	63.6	0.0
免許・資格付与・検 査・検定(20)	15.0	20.0	0.0	55.0	10.0	40.0	10.0	15.0	5.0
会館運営(17)	88.2	47.1	5.9	17.6	5.9	29.4	11.8	5.9	0.0
行政関連(153)	18.3	13.1	1.3	26.1	3.9	25.5	1.3	41.2	3.3
非営利活動支援団体(19)	15.8	0.0	0.0	15.8	0.0	10.5	5.3	52.6	5.3
その他事業(33)	15.2	15.2	3.0	27.3	18.2	27.3	0.0	33.3	9.1
全 体 (合計 1,515)	28.6	15.7	4.5	22.8	6.3	27.1	7.0	37.4	2.9

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、40％以上。

6. コロナウイルスへの対応

◇休業・事業損失への補償金

<上位>

会館運営	88.2%
美術館・博物館・動物園等	65.0%
医療施設、病院等	60.0%
芸術・文化関係	54.5%
男女共同参画社会	50.0%

<下位>

奨学	0.0%
助成・表彰	4.5%
研究・分析機関	8.7%
福祉関係の助成	15.0%
免許・資格付与・検査・検定	15.0%

◇税制の優遇措置

<上位>

会館運営	47.1%
美術館・博物館・動物園等	33.3%
スポーツ関係	29.2%
芸術・文化関係	26.4%
医療施設、病院等	24.0%

<下位>

奨学	0.0%
非営利活動支援団体	0.0%
人権・平和	0.0%
同一資格者団体	4.5%
研究・分析機関	6.5%

◇無利子・低利子融資

<上位>

医療施設、病院等	28.0%
美術館・博物館・動物園等	10.0%
児童・青少年の健全育成	9.1%
芸術・文化関係	9.1%
健康維持・増進団体等	6.9%

<下位>

奨学、非営利活動支援団体、人権・平和
など9事業で0%。

◇IT導入相談・経費補助

<上位>

免許・資格付与・検査・検定	55.0%
スポーツ関係	36.9%
医療施設、病院等	36.0%
産業創造・企業経営、起業支援	35.5%
国際協力	34.5%

<下位>

同一資格者団体	4.5%
福祉関係の助成	10.0%
助成・表彰	10.9%
奨学	11.4%
地域社会貢献活動・団体	14.0%

◇窓口・オンライン上の個別相談

<上位>

その他事業	18.2%
医療施設、病院等	16.0%
学会・学術団体	10.5%
免許・資格付与・検査・検定	10.0%
健康維持・増進団体等	9.7%

<下位>

同一資格者団体	0.0%
福祉関係の助成	0.0%
非営利活動支援団体	0.0%
国際協力	0.0%
美術館・博物館・動物園等	1.7%

◇支援情報を含む各種情報の提供

<上位>		<下位>	
産業創造・企業経営、起業支援	41.9%	非営利活動支援団体	10.5%
免許・資格付与・検査・検定	40.0%	国際協力	13.8%
研究・分析機関	39.1%	学会・学術団体	15.8%
芸術・文化関係	36.4%	奨学	15.9%
業界団体	35.5%	災害・地域安全	20.0%

◇従業員の失業対策・雇用支援

<上位>		<下位>	
医療施設、病院等	32.0%	その他事業	0.0%
美術館・博物館・動物園等	16.7%	行政関連	1.3%
スポーツ関係	12.3%	奨学	2.3%
会館運営	11.8%	学会・学術団体	2.6%
教育関係	11.4%	助成・表彰	2.7%
児童・青少年の健全育成	11.4%		

◇特段の支援は求めている

<上位>		<下位>	
奨学	72.7%	会館運営	5.9%
助成・表彰	63.6%	医療施設、病院等	8.0%
同一資格者団体	63.6%	免許・資格付与・検査・検定	15.0%
非営利活動支援団体	52.6%	美術館・博物館・動物園等	16.7%
福祉関係の助成	50.0%	芸術・文化関係	19.1%

表 36 は、組織として求めたい支援を行政庁別に示したものであり、40%以上を占める数値は太字で表した。「事業損失への補償金」を求めたいとする法人の割合は 28.6%であり、40%を超えた行政庁は上位から山形県(50%)、福岡県(50%)、京都府(45.2%)、滋賀県(42.1%)、埼玉県(41.1%)、群馬県(41.2%)の 6 府県であった。「税制の優遇措置」は 40%を超える行政庁はなく、宮崎県(33.3%)、愛媛県(31.3%)、茨城県(31.6%)が比較的に高かった。

「無利子・低利子融資」、「IT 導入相談・経費補助」、「窓口・ネットでの個別相談」、「従業員失業対策・雇用支援」についても 40%以上を示す行政庁は該当がなかった。ただ、「IT 導入相談・経費補助」については比較的に高い数値(22.8%)が示されており、行政庁別にみると長崎県(38.5%)、福島県(35.5%)、東京都(31.7%)、和歌山県(31.6%)など 6 都県が上位に入る。

「支援情報・各種情報の提供」については、和歌山県(42.1%)、京都府(41.9%)、鳥取県(41.7%)、大阪府(40.0%)の 4 府県が 40%以上を示している。「特段の支援は求めている」とする法人の割合が 40%を超える行政庁は 22 県であり、上位から岩手県(71.4%)、島根県(66.7%)、徳島県 63.6%、秋田県(62.5%)であった。一方で、支援を必要としている法人が多い行政庁は福島県(16.1%)、京都府(19.4%)、三重県(21.4%)、茨城県(21.1%)となっている。

6. コロナウイルスへの対応

表 36 行政庁別求めたい支援

単位: %

行政庁 (回答法人数)	事業損失への 補償金	税制の 優遇措置	無利子 低利子 融資	IT 導 入 相 談・経 費補助	窓 口・ ネ ッ ト での個 別相談	支援情 報・各 種情報 の提供	従業員 失業対 策・雇 用支援	特段の 支援は 求めて いない	その他
北海道(43)	30.2	18.6	7.0	23.3	4.7	23.3	14.0	27.9	4.7
青森県(14)	14.3	0.0	0.0	21.4	0.0	14.3	14.3	57.1	0.0
岩手県(14)	21.4	14.3	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	71.4	0.0
宮城県(17)	23.5	23.5	5.9	11.8	5.9	35.3	0.0	23.5	5.9
秋田県(16)	18.8	6.3	6.3	12.5	0.0	12.5	0.0	62.5	6.3
山形県(16)	50.0	12.5	0.0	18.8	0.0	25.0	18.8	25.0	0.0
福島県(31)	38.7	12.9	0.0	35.5	3.2	25.8	12.9	16.1	0.0
茨城県(19)	36.8	31.6	15.8	31.6	5.3	10.5	10.5	21.1	0.0
栃木県(24)	37.5	8.3	4.2	12.5	0.0	16.7	8.3	29.2	4.2
群馬県(17)	41.2	11.8	11.8	23.5	0.0	11.8	11.8	35.3	0.0
埼玉県(29)	41.4	27.6	10.3	31.0	6.9	27.6	13.8	31.0	0.0
千葉県(27)	18.5	22.2	7.4	25.9	3.7	25.9	11.1	44.4	7.4
東京都(101)	35.6	12.9	5.9	31.7	9.9	24.8	6.9	34.7	5.0
神奈川県(39)	28.2	23.1	5.1	20.5	7.7	28.2	7.7	35.9	2.6
新潟県(30)	20.0	23.3	3.3	20.0	0.0	23.3	3.3	50.0	6.7
富山県(27)	37.0	14.8	3.7	11.1	7.4	33.3	7.4	40.7	0.0
石川県(25)	28.0	8.0	4.0	8.0	0.0	20.0	12.0	48.0	4.0
福井県(8)	25.0	12.5	0.0	25.0	12.5	37.5	0.0	37.5	0.0
山梨県(14)	14.3	7.1	0.0	28.6	7.1	28.6	7.1	42.9	0.0
長野県(23)	30.4	13.0	4.3	17.4	8.7	39.1	4.3	43.5	0.0
岐阜県(21)	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0	19.0	4.8	38.1	0.0
静岡県(38)	26.3	7.9	2.6	21.1	10.5	21.1	2.6	42.1	5.3
愛知県(37)	13.5	16.2	0.0	16.2	2.7	18.9	0.0	56.8	2.7
三重県(28)	35.7	10.7	3.6	28.6	3.6	39.3	3.6	21.4	3.6
滋賀県(19)	42.1	15.8	10.5	26.3	5.3	36.8	10.5	26.3	0.0
京都府(31)	45.2	19.4	6.5	19.4	6.5	41.9	3.2	19.4	3.2
大阪府(40)	22.5	20.0	5.0	22.5	7.5	40.0	0.0	35.0	0.0
兵庫県(28)	35.7	21.4	3.6	25.0	10.7	32.1	3.6	35.7	3.6
奈良県(14)	35.7	14.3	0.0	14.3	7.1	21.4	0.0	28.6	14.3
和歌山県(19)	15.8	10.5	0.0	31.6	5.3	42.1	0.0	26.3	0.0
鳥取県(12)	25.0	0.0	0.0	8.3	0.0	41.7	16.7	33.3	0.0
島根県(15)	6.7	0.0	0.0	6.7	0.0	13.3	6.7	66.7	0.0
岡山県(30)	36.7	10.0	10.0	23.3	3.3	30.0	10.0	30.0	3.3

行政庁 (回答法人数)	事業損失への 補償金	税制の 優遇措置	無利子 低利子 融資	IT 導入 相談・経 費補助	窓口・ ネット での個 別相談	支援情 報・各 種情報 の提供	従業員 失業対 策・雇 用支援	特段の 支援は 求めて いない	その他
広島県(36)	25.0	8.3	0.0	13.9	8.3	16.7	5.6	33.3	11.1
山口県(21)	19.0	9.5	4.8	19.0	9.5	23.8	4.8	42.9	4.8
徳島県(11)	0.0	9.1	9.1	9.1	0.0	18.2	0.0	63.6	0.0
香川県(19)	31.6	15.8	0.0	10.5	15.8	26.3	0.0	36.8	5.3
愛媛県(16)	37.5	31.3	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	43.8	0.0
高知県(20)	30.0	15.0	5.0	15.0	5.0	25.0	0.0	35.0	0.0
福岡県(52)	50.0	17.3	5.8	23.1	5.8	38.5	7.7	23.1	0.0
佐賀県(9)	33.3	11.1	0.0	11.1	0.0	33.3	11.1	44.4	0.0
長崎県(13)	23.1	15.4	0.0	38.5	0.0	30.8	15.4	46.2	0.0
熊本県(15)	33.3	20.0	6.7	20.0	6.7	26.7	6.7	40.0	0.0
大分県(16)	12.5	6.3	0.0	6.3	6.3	37.5	0.0	56.3	0.0
宮崎県(18)	22.2	33.3	22.2	16.7	5.6	11.1	0.0	50.0	0.0
鹿児島県(39)	25.6	17.9	0.0	20.5	10.3	30.8	10.3	43.6	0.0
沖縄県(13)	7.7	15.4	7.7	7.7	7.7	23.1	7.7	53.8	0.0
内閣府(351)	25.1	17.1	4.0	29.1	8.5	28.8	8.5	37.9	3.7
全体(1,515)	28.6	15.7	4.5	22.8	6.3	27.1	7.0	37.4	2.9

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、40%以上。

事業損失への補償金:休業・事業損失への補償金 税制の優遇措置:税制の優遇措置 無利子・低利子融資:無利子・低利子融資 IT 導入相談・経費補助:IT 導入相談・経費補助 窓口・ネットでの個別相談:窓口・オンライン上の個別相談 支援情報・各種情報の提供:支援情報を含む各種情報の提供 従業員失業対策・雇用支援:従業員の失業対策・雇用支援 特段の支援は求めている:特段の支援は求めている その他:その他(記述回答)

(5) 求めたい税制上の支援措置

税制上の支援措置については、65.9%(998件)の法人が「特段の措置は求めている」と回答しており、その他で比較的にニーズが高かったのは「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」の16.5%(250件)であった(図34)。「納税の猶予制度の特例」、「欠損金繰戻しによる還付制度特例」、「中止イベント等の入場料等払戻請求権放棄への寄附金控除適用」、「消費税の課税選択の変更の特例」、「特別貸付けに係る契約書印紙税の非課税」については、いずれも10%未満を示していることから、ニーズとしてはそれほど多くないと言える。「その他」の記述回答については、267頁、IVの1(19)を参考にされたい。

行政庁ごとに法人構成割合が異なることから、求めたい税制上の支援措置について主たる事業別にみると表37のようになった。全体的な傾向としては、「美術館・博物館・動物園等」、「芸術・文化関係」、「会館運営」において比較的に高い数値が示されており、これら事業はとくに厳しい状況に置かれている様子が伺える。

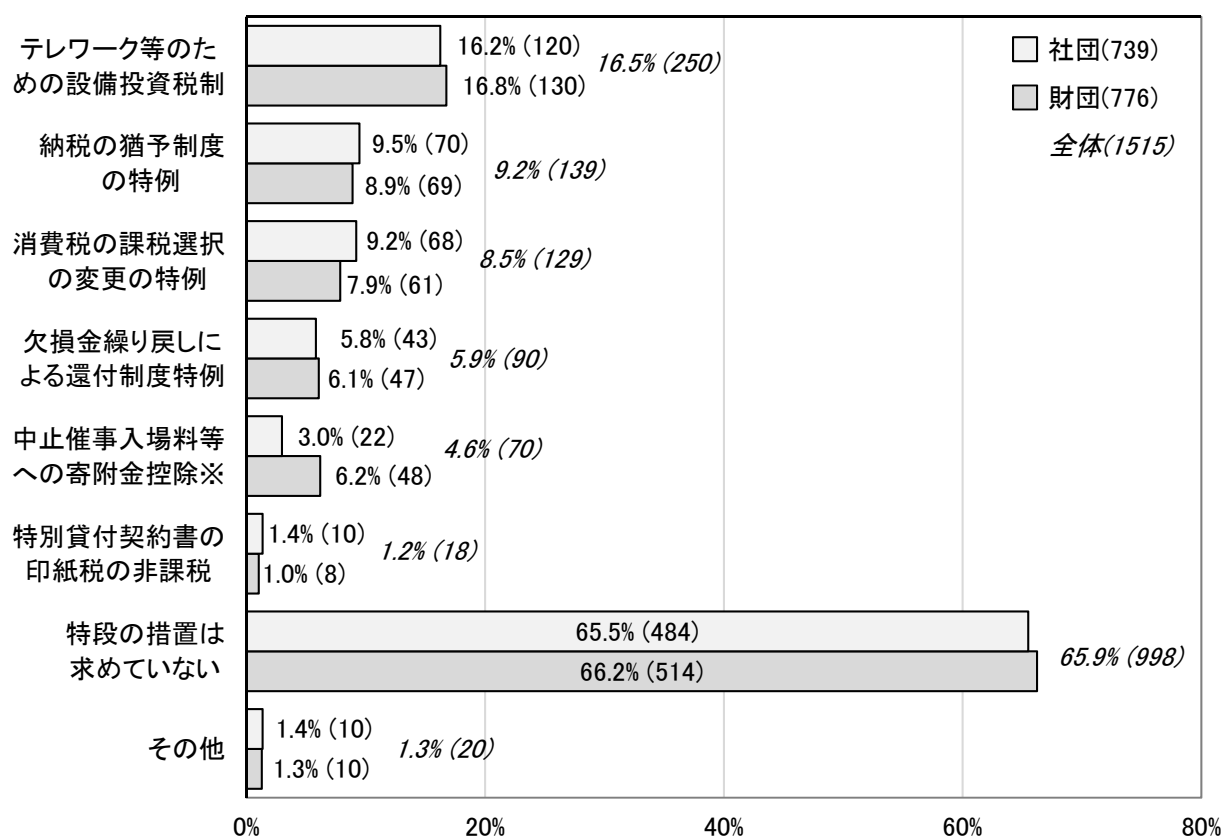
個別にみると、「納税の猶予制度の特例」の支援措置を求めている法人の割合が高い事業は、上位から「その他事業」(21.2%)、「医療施設、病院等」(20.0%)、「産業創造・企業経営、起業支援」(19.4%)、「美術館・博物館・動物園等」(18.3%)、「会館運営」(17.6%)、「芸術・

6. コロナウイルスへの対応

文化関係」(17.3%)であり、「欠損金の繰り戻しによる還付制度の特例」については、上位から「会館運営」(29.4%)、「人権・平和」(16.7%)、「美術館・博物館・動物園等」(13.3%)であった。「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」のニーズが最も多い事業は「免許・資格付与・検査・検定」(45.0%)であり、「医療施設、病院等」(32.0%)、「研究・分析機関」(30.4%)についても比較的に高かった。

「中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用」については「芸術・文化関係」(25.5%)が最も高く、次いで高かったのは「美術館・博物館・動物園等」(13.3%)および「会館運営」(11.8%)であった。「消費税の課税選択の変更に係る特例」については、「会館運営」(35.3%)が最も高く、「芸術・文化関係」の14.5%、「その他事業」の12.1%がそれに続く。

「特段の措置は求めている」とする法人の割合は65.9%(998件)に上るが、個別にみると「奨学」(93.2%)および「助成・表彰」(90.9%)が9割を超えており、「同一資格者団体」についても86.4%で比較的に高かった。この上位グループは特に税制上の支援を必要としていないグループであると言える。一方で、「特段の措置は求めている」の回答割合が低い「会館運営」(29.4%)、「芸術・文化関係」(39.1%)、「免許・資格付与・検査・検定」(45.0%)などは、税制上の支援を必要としている法人が多いグループであると考えることができる。



※中止等された文化芸術・スポーツイベントの入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用。

図34 コロナ禍における法人組織として求めたい税制上の措置(複数回答)

%は、回答数法人(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、267頁、IVの1(19)を参照。

表 37 主たる事業別の法人組織として求めたい税制措置(複数回答)

単位: %

主たる事業 (回答法人数)	納税の 猶予制 の特 例	欠損金 繰戻し による 還付制 の特 例	テレワ ーク用 等の中 小企業 設備税 制	中止イ ベント 等の入 場料等 払戻請 求権へ の金除 適用	消費税 課税係 数の選 更の特 例	特別貸 付けに 係る契 約書印 紙税の 非課税	特段の 措置は 求めて いない	その他
社会福祉関係(115)	6.1	6.1	10.4	1.7	10.4	0.0	69.6	0.9
福祉関係の助成(20)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	85.0	0.0
健康維持・増進団体等(72)	9.7	8.3	16.7	2.8	6.9	1.4	73.6	0.0
医療施設、病院等(25)	20.0	8.0	32.0	0.0	12.0	0.0	48.0	0.0
教育関係(79)	8.9	12.7	24.1	5.1	11.4	0.0	53.2	2.5
学会・学術団体(38)	7.9	2.6	23.7	5.3	2.6	0.0	63.2	0.0
研究・分析機関(46)	6.5	8.7	30.4	2.2	4.3	0.0	56.5	0.0
助成・表彰(110)	0.0	0.9	4.5	2.7	2.7	0.0	90.9	0.0
奨 学(44)	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	93.2	4.5
児童・青少年の健全育成(44)	15.9	6.8	13.6	2.3	6.8	0.0	63.6	0.0
美術館・博物館・動物園等(60)	18.3	13.3	16.7	13.3	8.3	5.0	50.0	3.3
芸術・文化関係(110)	17.3	7.3	26.4	25.5	14.5	2.7	39.1	1.8
スポーツ関係(65)	10.8	4.6	23.1	4.6	10.8	6.2	61.5	0.0
地域社会貢献活動・団体(222)	9.0	4.5	11.3	2.7	10.4	0.0	68.0	1.8
環境保護(47)	6.4	10.6	14.9	4.3	10.6	2.1	66.0	0.0
災害・地域安全(20)	5.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	75.0	5.0
人権・平和(12)	0.0	16.7	25.0	0.0	8.3	0.0	50.0	0.0
国際協力(29)	3.4	0.0	27.6	3.4	3.4	3.4	65.5	3.4
産業創造・企業経営、起 業支援(31)	19.4	6.5	19.4	3.2	9.7	6.5	67.7	3.2
業界団体(62)	4.8	4.8	19.4	1.6	6.5	0.0	72.6	0.0
同一資格者団体(22)	0.0	4.5	4.5	0.0	9.1	0.0	86.4	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	10.0	10.0	45.0	0.0	10.0	0.0	45.0	0.0
会館運営(17)	17.6	29.4	23.5	11.8	35.3	5.9	29.4	5.9
行政関連(153)	9.8	2.6	14.4	0.7	6.5	1.3	70.6	1.3
非営利活動支援団体(19)	5.3	0.0	10.5	5.3	5.3	0.0	68.4	5.3
その他事業(33)	21.2	0.0	24.2	0.0	12.1	0.0	60.6	0.0
全 体 (合計 1,515)	9.2	5.9	16.5	4.6	8.5	1.2	65.9	1.3

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。

太字は、回答毎の上位5。

(6) 対外的な支援活動の実施状況

対外的な支援活動の実施状況をみると、「特に何も行っていない」とする法人が全体の68.1%(1,032件)を占める(図35)。コロナウイルス感染拡大への何らかの支援を行っている法人は全体の34%(515件)であるが、個別にみると「雇用・産業促進、施設提供・情報提供」を行う法人が最も多く207件(13.7%)であり、次いで多かったのが、上位から「寄附金、助成金等の支出」(98件、6.5%)、「コロナ関連の支援プログラムの創設」(84件、5.5%)、「支援物資、機材、車両等の提供」(79件、5.2%)、「講演会、シンポジウム等の開催」(47件、3.1%)であった。

「その他」は66件(4.4%)が該当し、代表的な記述回答について以下にしました(記述回答の全文は、268頁、IVの1(20)参照)。

- ・我々のような団体が活躍するのは今と思うが、変更認定申請が大きな壁となり、そもそも剰余金がないので支援活動が展開できない。必要な時に支援活動ができない、なげかわしい限りである。
- ・コロナに関する支援を検討したが、事業変更が必要で断念した。
- ・内部留保がなく、財政基盤の弱体化が進行している我々の方が助けてもらいたい。
- ・助成対象のイベント中止・変更にとまなう助成金使途制限のフレキシブルな対応。
- ・助成先のイベント等の中止・変更による助成金の使途変更の容認。
- ・助成団体なので、助成要件の緩和。

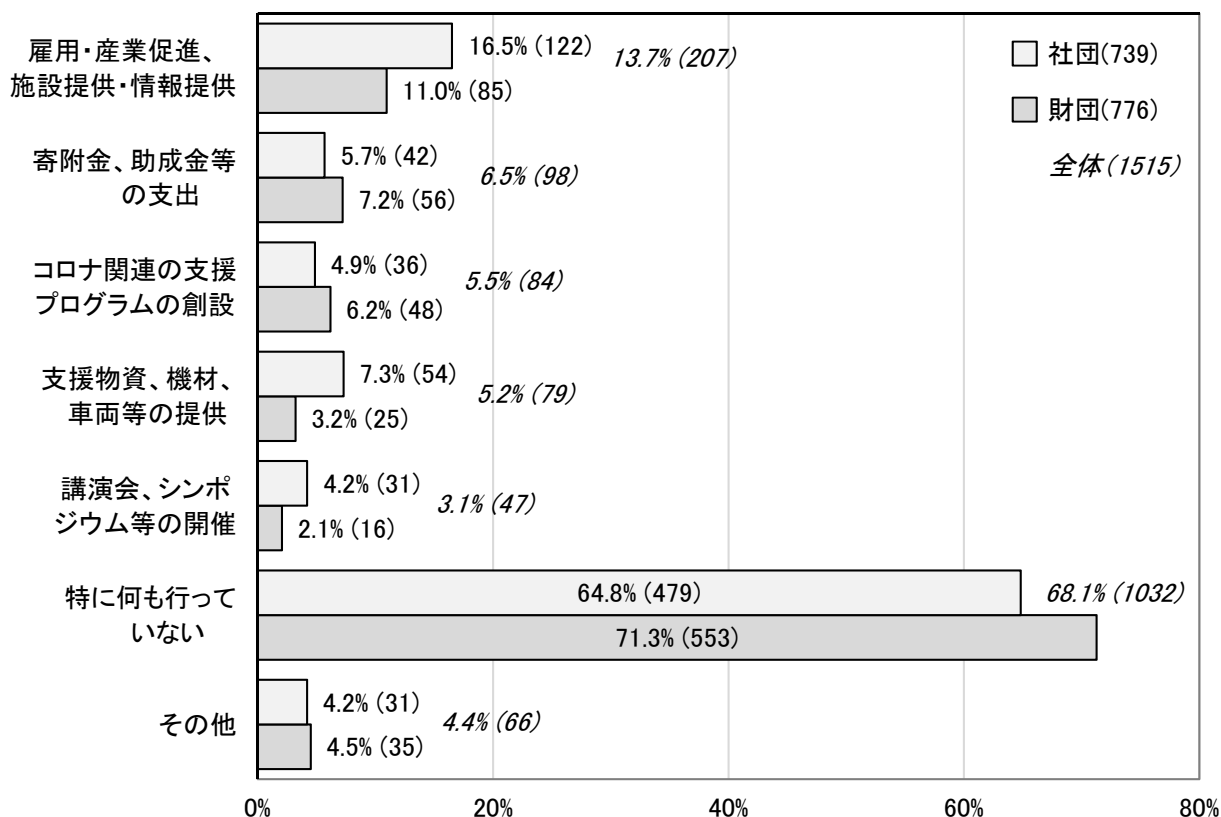


図35 コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団739件、財団776件、全体1,515件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、268頁、IVの1(20)を参照。

表38は、コロナ関連の支援活動を行う法人の割合を事業別に示したものであり、太字は事業毎の上位5位を示す。全体的な傾向としては、「教育関係」、「児童・青少年の健全育成」、「国際協力」、「産業創造・企業経営、起業支援」などが積極的な支援活動の展開がみられ、とくに「国際協力」の場合、7つの支援活動のうち4つが上位5位に入っている。

表 38 主たる事業別コロナ関連支援活動

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	寄附金、 助成金の 支出	コロナ関 連の支 援プログラムの創 設	支 援 物 資、機 材、車 両等 の提 供	雇 用 産 業促進、 施設提 供、調 査提 言情 報提供	講演会、 シンポジ ウム等 の開催	特に何も 行ってい ない	その他
社会福祉関係(115)	6.1	0.9	7.0	9.6	2.6	76.5	3.5
福祉関係の助成(20)	15.0	0.0	5.0	0.0	0.0	80.0	5.0
健康維持・増進団体等(72)	1.4	2.8	4.2	12.5	4.2	70.8	9.7
医療施設、病院等(25)	0.0	0.0	24.0	16.0	4.0	56.0	8.0
教育関係(79)	8.9	8.9	10.1	7.6	5.1	60.8	5.1
学会・学術団体(38)	2.6	5.3	5.3	18.4	10.5	63.2	5.3
研究・分析機関(46)	6.5	2.2	4.3	10.9	4.3	71.7	4.3
助成・表彰(110)	10.0	3.6	0.9	4.5	0.9	78.2	4.5
奨 学(44)	11.4	2.3	2.3	2.3	2.3	77.3	9.1
児童・青少年の健全育成(44)	13.6	13.6	13.6	11.4	2.3	54.5	4.5
美術館・博物館・動物園等(60)	3.3	6.7	3.3	6.7	0.0	81.7	0.0
芸術・文化関係(110)	3.6	8.2	0.9	7.3	0.0	77.3	6.4
スポーツ関係(65)	4.6	7.7	4.6	12.3	0.0	70.8	3.1
地域社会貢献活動・団体(222)	5.9	5.0	5.9	19.4	3.6	65.8	2.3
環境保護(47)	2.1	2.1	0.0	6.4	0.0	89.4	2.1
災害・地域安全(20)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.0	0.0
人権・平和(12)	0.0	16.7	8.3	8.3	8.3	66.7	0.0
国際協力(29)	13.8	17.2	13.8	37.9	0.0	34.5	6.9
産業創造・企業経営、起 業支援(31)	6.5	16.1	3.2	35.5	19.4	32.3	3.2
業界団体(62)	9.7	6.5	12.9	30.6	4.8	40.3	6.5
同一資格者団体(22)	4.5	0.0	9.1	22.7	0.0	63.6	0.0
免許・資格付与・検査・検定(20)	0.0	0.0	0.0	20.0	5.0	70.0	5.0
会館運営(17)	11.8	5.9	5.9	0.0	0.0	82.4	0.0
行政関連(153)	6.5	6.5	2.0	20.3	2.0	65.4	5.2
非営利活動支援団体(19)	5.3	5.3	5.3	5.3	0.0	73.7	5.3
その他(33)	12.1	6.1	3.0	15.2	15.2	54.5	3.0
全 体 (合計 1,515)	6.5	5.5	5.2	13.7	3.1	68.1	4.4

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、回答毎の上位5位。

6. コロナウイルスへの対応

コロナ関連の支援活動を行う法人の割合について、支援活動ごとに上位5位を示すと以下のようになった。

◇寄附金、助成金等の支出

福祉関係の助成	15.0%
国際協力	13.8%
児童・青少年の健全育成	13.6%
その他	12.1%
会館運営	11.8%

◇コロナ関連の支援プログラムの創設

国際協力	17.2%
人権・平和	16.7%
産業創造・企業経営、起業支援	16.1%
児童・青少年の健全育成	13.6%
教育関係	8.9%

◇支援物資、機材、車両等の提供

医療施設、病院等	24.0%
国際協力	13.8%
児童・青少年の健全育成	13.6%
業界団体	12.9%
教育関係	10.1%

◇雇用産業促進、施設提供、調査提言情報提供

国際協力	37.9%
産業創造・企業経営、起業支援	35.5%
業界団体	30.6%
同一資格者団体	22.7%
行政関連	20.3%

◇講演会、シンポジウム等の開催

産業創造・企業経営、起業支援	19.4%
その他	15.2%
学会・学術団体	10.5%
人権・平和	8.3%
教育関係	5.1%

◇特に何も行っていない

災害・地域安全	95.0%
環境保護	89.4%
会館運営	82.4%
美術館・博物館・動物園等	81.7%
福祉関係の助成	80.0%

(7) 支援策や税制面の意見、要望等の内容

コロナウイルス感染拡大に関係する支援策や税制面の意見や要望等についての記述回答を求めたところ、111件の回答が寄せられた。最も多かった回答は、「休業・事業損失への補償

表 39 支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数

項 目	回答数
休業・事業損失への補償金	34
制度に関する要望	5
行政庁による支援策	16
I T 導入相談・経費補助	12
各種情報の提供、個別相談	7
税制に関する支援措置	6
その他支援金	16
その他	15
合 計	111

記述回答の全文は、270 頁、IV の 1(21) を参照。

金」であり34件、補償金や協力金のニーズの高さがうかがえる。その他にも「行政庁による支援策」(16件)、「IT導入相談・経費補助」(12件)、「その他支援金」(16件)、「その他」(15件)について10件以上の記述回答をいただいた(記述回答の全文は、270頁、IVの1(21)参照)。

＜休業・事業損失への補償金＞

休業補償・事業損失への補償金に関する記述回答は34件みられた。休業要請を受けて事業を自粛するも、その事業損失に対する補償金や協力金は対象外とされ、この矛盾に苦しむ法人の声が比較的に多いように思われる。

- ・ 東京都の休業補償で公益法人が除外されているので対象としてほしい。
- ・ 都の要請協力を受けて施設の開放を中止したが、公益法人は協力金の対象にはなっておらず、都は公益というものを重要と考えていないことに残念に思った。
- ・ 全体の事業収益が 50%を占め、そのほとんどを給与支給としているため、今期は解散寸前となる予想。どのような支援策でもいいのでお願いしたい。
- ・ 事業として貸室・貸会議室業を行っており、緊急事態宣言中、東京都の休業要請に従い臨時休館として対応したが、公益法人は感染拡大防止協力金の対象にならないということで、納得がいかなかった。今後、対象の幅を広げていただきたい。新型コロナ対応に対する固定資産税の軽減措置を希望する。

＜制度に関する要望＞

税制に関する記述回答は5件みられ、その主な内容は以下のとおりである。

- ・ 今回のコロナで財政基盤がさらに悪化し、長引けば解散も避けられない状況。このような状況を回避するためにも収支相償は撤廃し、せめてある程度の積み立てができるようにしてほしい。公益事業を一般社会に安定供給することが我々の使命ですので、この思いを応援してくれるような制度になってくれればよいと思う。
- ・ 事業活動が制限され、現実問題として4月～5月までは、事業活動における収入は前年度比50%以下であった。日々の資金繰りにおいても苦慮しており、消費税等の納付期限を延長するなどの税制面での支援策をお願いしたい。また、今後このようなことが繰り返されないよう、財務3基準の見直しを要望する。
- ・ 緊急事態を想定した制度に改めてほしい。例えば、収支相償、遊休財産制限額の撤廃もしくは許容額の拡大(例えば、公益事業の2割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の3年分まで許容など)。

＜行政庁による支援策＞

行政庁による支援策を求める法人は16件確認され、緊急事態という状況下での特例措置、救済措置、規制緩和などを望む声がいくつかみられた。

- ・ 飴と鞭ではないが、行政庁による規制監督は厳しいが、こんな状況でも支援なしというのは如何なものか。イギリスのチャリティコミッションは、チャリティを応援する目的で規制は最小限に、それでもチャリティに対する支援策は手厚く充実している。せめてコロナの期間だけでも、規制要件について柔軟な対応でお願いできないか。
- ・ このような緊急事態の時は、なによりもスピードが大切だと思う。そのスピードに対応で

6. コロナウイルスへの対応

きるような制度運用はできないものか。

- ・ コロナウイルスの感染防止から機関運営もソーシャルディスタンスを図らざるをえず、業務遂行が遅れがちとなり、提出時期の延期をお願いしたい。
- ・ 今はまだ具体的な要望はないが、今後の感染状況で生じる活動制限がどこかで出てくると思う。収入・支出ともに予算とは大幅な変更が見込まれるため、決算で公益認定要件(収支相償、遊休財産、公益目的事業費率ほか)が満たせない場合はどうすればよいかについて、十分な情報提供、特例処置などをお願いしたい。

<IT導入相談・経費補助>

在宅が推進される中で、その流れに対応するための設備費用に係る資金補助などを求めたいとする記述回答が12件あった。

- ・ テレワークのためのソフトウェア開発、使用料、リース料などの支援があると助かります。

<税制に関する支援措置>

税制に関する支援措置については6件確認され、例えば「公益社団法人などの事業に対する消費税の免税や印紙税の省略等を要望したい」といった、緊急事態の時だけでも税制上の支援措置や救済措置があると助かるという、窮地に立たされている様子が伺える記述が数件みられた。

<その他支援金>

その他支援金については16件の記述回答があった。その中には、家賃の補助、雇用調整に係る助成金、支援融資制度の充実といった記述がみられた。

- ・ 都道府県の支援融資制度の対象外となっていました。
- ・ 雇用調整助成金の拡充(期間、金額等)
- ・ 事務局の一時閉鎖や時短営業に対する家賃補助、テレワーク体制維持のための手当補助、もしくは職員の所得税還付。
- ・ 研究発表会等の延期に伴う会場のキャンセル料の免除、補填。

<その他>

「その他」に該当する記述回答は15件が確認され、「民間の活動が停止する中、具体的にどのような支援をすべきか不明」、「我々はそんなに長くはもたない。ワクチンの早期開発を望む」、「コロナに伴う公共事業の縮小で委託費がカットされると組織の存続に関わる」など悲痛な声が何件か寄せられた。

7. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する要望は 150 件寄せられ、このうち 31 件が提言活動に関する要望であり、その内容の多くは収支相償やコロナ関係に関するものであった。また、「情報提供全般に関するもの」(29 件)、「セミナーに関するもの」(18 件)、「調査研究に関するもの」(18 件)についても比較的に多かった。

表 40 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項 目	回答数
情報提供全般に関するもの	29
相談に関するもの	14
セミナーに関するもの	18
月刊誌・書籍に関するもの	6
提言活動に関するもの	31
会員制度に関するもの	2
調査研究(本アンケート含む)に関するもの	18
公法協への激励・苦言に関するもの	22
その他	10
合 計	161

記述回答の全文は、275 頁、IV の 1(22) を参照。

主な要望内容は以下のとおりである(記述回答の全文は、275 頁、IV の 1(22) 参照)。

<情報提供全般>

「情報提供全般」は 29 件であり、回答件数としては 2 番目い。具体的には、コロナ関係の運営上の特例措置、他団体の取り組み事例、他国の状況などの紹介や、当協会が運営する Q&A の充実などを望む声が多数寄せられた。

- これまで通り、ウェブ、セミナー等で公益法人の運営に関する有益な情報提供をお願いしたい。運営について相談する場合、その団体の役員が誠実に業務を遂行しているとは限らず、一般職員が苦しんで相談に伺っている場合があるので、「役員がそんなことをするはずがない」というお考えは横において、助言をいただきたい。また、一般職員が相談に向いた場合は「それは無理」と答え、役員が「絶対できないことなのか」と電話で強く質問すると「こういう方法がある」と別の手段を教えてくれることがある。それで問題解決になればよいという考えもあるが、役員が「一般職員には無理だが、自分ならうまい方法を手に入れられる」と自分を過大評価することになるので、役職にかかわらず、同じ情報をいただきたい。
- 新型コロナに関連した際に適用される「運営上の特例措置」の紹介をして欲しい。
- コロナウイルス影響にかかる各法人からの問い合わせ事項に関する Q&A をホームページにアップしていただきたい。

7. 公益法人協会に対する要望事項

<相談に関するもの>

相談に関する記述回答は14件であり、オンラインによる相談、個々の特性に合ったアドバイス、相談料の低価格化などを望む声がみられた。主な記述内容は以下のとおりである。

- ・現場目線で相談に乗ってほしい。
- ・コロナ対応で面着での相談が難しい中、電話ではなかなか中味が伝わらないこともある。メール相談、或いはZoomを用いた相談の検討をお願いしたい。

<セミナーに関するもの>

セミナーに関する記述回答は18件であり、具体的に①受講料の値下げ、②オンラインセミナーの開催、③セミナーの地方開催、④コロナ関連のセミナー開催などを望む声が多数寄せられた。

- ・興味のあるセミナーが多いが、年間費が高い上に会員の参加費も高く受講出来ないのが残念だ。
- ・セミナー参加費の低額化をお願いします。
- ・研修費用をもう少し安くしていただけると助かります。
- ・オンラインセミナーの実施をご検討いただきたい。
- ・セミナーのWEB公開をお願いします。
- ・研修会等の地方開催を増やしてほしい。
- ・関西圏でのセミナーをもっと増やしてほしい。また、特に会計セミナーにおいて年間1ターンのではなく会計スケジュールに関係なく学べるように年間に複数ターンのセミナー開催を希望します。(例：時期に関係なく「決算編」の複数開催など。)
- ・今年度以降は、コロナ対策の講座を実施して頂きたい。

<月刊誌・書籍に関するもの>

出版関連では6件の記述回答があり、初心者にも理解できる実務書、定期提出書類のシステム登録の指導本などを求める記述がみられた。

- ・事業報告書の各項目についてエクセル数字入力に関する項目について経理の専門知識が薄くても入力できるような指導本を作成頂きたい。現在、公益法人の事務処理業務以外の業務に携わりながら、公益法人の事務処理を行っており、後進にうまく引き継ぐことを考えて、今後独自のマニュアル作りを進めたいと考えていますが、できればこの際の参考書となるものを検討頂きたい。

<提言活動に関するもの>

政策提言については最も多い31件の回答が寄せられた。内容的には、収支相償に関するものが最も多く、中には海外事例との比較からの要望もみられた。主な記述内容は以下のとおりである。

- ・3法人の代表を務めるものです。このアンケートでは公益財団法人の代表として回答しましたが、収支相償が理由で一般法人のままの団体もあります。単年度による収支相償の規制を撤廃するよう政治・行政へ要望を出して欲しいです。

- ・ 事業を行っているシルバー人材センターにとって、「収支相償の原則」は馴染まない。今回のコロナによる影響のとおり、事業には不測のリスクがつきものであり、事業を継続していくためには、このような事態に備えて内部留保を厚くしておく必要がある。
- ・ 公益法人の健全な運営や成長の足かせになっている制度改善の声を束ね、大きな見直しをいただけるよう、働きかけをお願いします。
- ・ 貴協会の調査レポートによると、欧米の先進諸国は、規制当局含めて国全体が市民社会を育てようとする社会が広がっているとのこと。我が国とは対比的でとても羨ましく思います。まず、財務3基準をなんとかしてほしいです。
- ・ 当局への要望、マスコミ・一般への広報を充実し公益法人等の真の姿を描く民意浸透させていただきたい。その為のシンクタンク機能、広報機能の強化拡充を期待する
- ・ 細かすぎる検査や指摘が日本の公益事業の促進や、労働生産性の向上を阻害している。制度を簡略化するよう内閣府などに働きかけて欲しい。
- ・ イギリスの諸手続きの内容を拝見しました。極めて単純明快で合理的という印象ですが、日本の諸手続きも簡素化ならないだろうか。

＜会員制度に関するもの＞

会員制度に関しては2件の記述回答があり、いずれも高額な会費に関し低価格化の実現を望む内容であった。

＜調査研究(本アンケート含む)に関するもの＞

調査研究に関する記述回答は18件であり、海外の事例に関心を抱く法人が増えている状況はこれまでにない傾向である。また、アンケートに関して、操作性含めてさらなる改善を求めたいとする記述も多数寄せられた。

- ・ 他国の制度についての調査は参考になります。日本で実現してほしいものがたくさんあります。頑張ってください。
- ・ 海外の事例は参考になります。
- ・ このようなアンケートは必要と思います。しっかり分析して結果を役立ててください。

この他にも、「公法協への激励・苦言に関するもの」および「その他」について、それぞれ22件および10件の記述回答をいただいた。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本事項

本章では、一般法人を対象としたアンケートの結果を報告する。回答いただいた法人は796 法人であり、その内訳は社団 529 件(66.5%)、財団 267 件(33.5%)である(図 36)。

表 41 は、回答法人の設立経緯を示したものである。対象法人の大半は特例民法法人から移行した法人であり、その数は 554 件(69.6%)に上る。新設法人はわずか 32 件(4.0%)であり、任意団体からの転換法人は 55 件(6.9%)であった。また、特定非営利活動法人から一般法人に転換したのは 47 件(5.9%)、その他法人から転換した一般法人は 108 件(13.6%)であった。

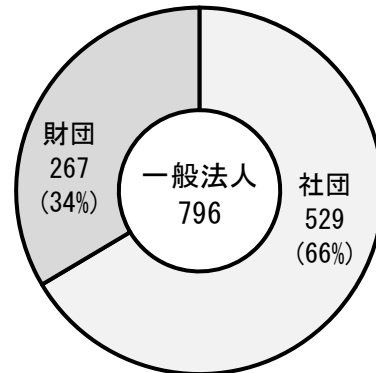


図 36 回答法人の法人格

表 41 法人の形態

回答項目	社 団	財 団	合 計
特例民法法人から移行	65.2%(345)	78.3%(209)	69.6%(554)
新設(2008 年 12 月以降に一般法人設立)	4.2%(22)	3.7%(10)	4.0%(32)
任意団体から一般法人に転換	8.9%(47)	3.0%(8)	6.9%(55)
特定非営利活動法人から一般法人に転換	6.6%(35)	4.5%(12)	5.9%(47)
営利法人(株式会社等)から一般法人に転換	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)
その他法人から一般法人に転換	15.1%(80)	10.5%(28)	13.6%(108)
合 計	529	267	796

%は回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

次に、回答法人(796 件)の税制区分の構成をみる。一般法人は、非営利型法人(非営利・共益)の場合、法人税法上は公益法人等として扱われ、収益事業課税となる。①剰余金の分配を行わないこと、②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することが定款に定められていれば、非営利型法人に該当することとなる。非営利型法人以外の法人の場合は税法上の普通法人となり、株式会社と同様、全所得課税となる。

図 37 に示すように、税制面で優遇されている非営利型法人(非営利)は 417 件(52.4%)、非営利型法人(共益)は 164 件(20.6%)であり、全所得課税の普通法人は 215 件(27.0%)であった。法人格別にみると、非営利型法人(非営利)は特に大きな差はないものの、非営利型法人(共益)の場合は社団の方が財団よりも 9 ポイント高い 23.6%(125 件)となっている。また、普通法人は財団の方が高く 31.5%(84 件)であり、社団とのポイント差は 6.7 である。

1. 回答法人の基本事項

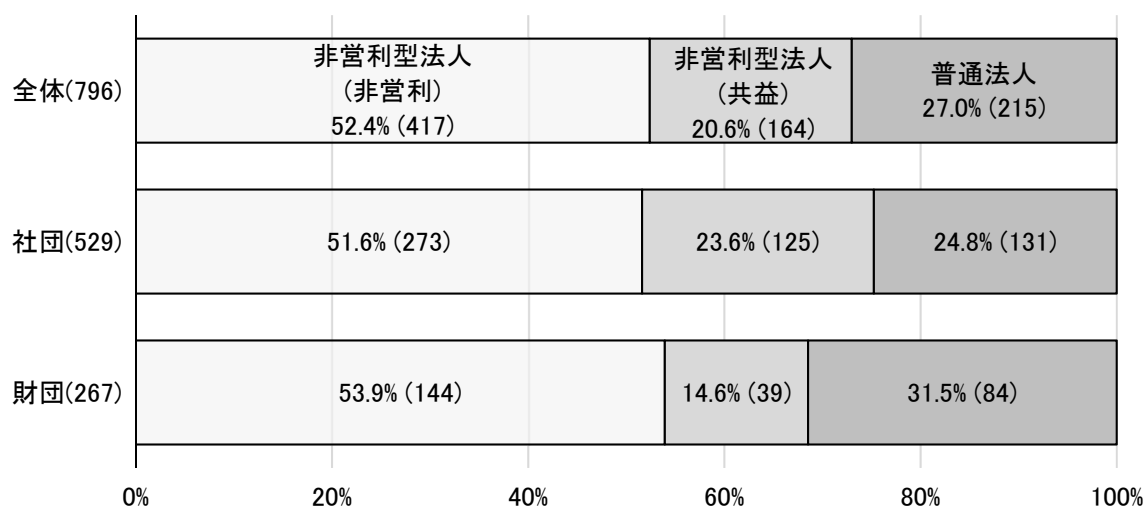


図37 回答法人の税制区分

回答者の勤続年数については「0年～5年」が最も多く314件(39.4%)であり、次に多かったのは「15年以上」の231件(29.0%)であった(表42)。法人格別にみると、「0年～5年」は社団のほうが高く41.2%(218件)であるが、「16年以上」は財団の方が高く(33.7%、90件)、勤続年数が長いほど財団の割合が高くなる傾向があるようだ。

表 42 回答者の勤続年数

回答項目	社団	財団	合計
0年～5年	41.2% (218)	36.0% (96)	39.4% (314)
6年～15年	32.1% (170)	30.3% (81)	31.5% (251)
16年以上	26.7% (141)	33.7% (90)	29.0% (231)
合 計	529	267	796

%は、回答法人数(社団 529 件、財団 267 件、計 796 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

続いて、回答法人を所在地別に示したところ、東京都を拠点とする法人は全体の 23.2%(185 件)に上った(表 43)。これは公益法人と同様に、全国組織や国際系の団体などはその事務所を都内に置く傾向にあるからと推察される。次に多かったのは北海道の 39 件(4.9%)であり、静岡県および大阪府の 31 件(3.9%)、長野県および山口県の 24 件(3.0%)が続く。回答法人が少なかった地域は、下位から徳島県および大分県の 3 件(0.4%)、高知県および宮崎県の 4 件(0.5%)、福井県の 5 件(0.6%)であった。

回答法人が実施する事業の傾向をみると、「業界団体」は全体の 27.3%(217 件)を占め、次に高かったのは、「行政関連」の 8.3%(66 件)、「学会・学術団体」の 6.9%(55 件)、「地域社会貢献活動・団体」の 6.3%(50 件)であった。一方で、「男女共同参画社会」、「産業創造・企業経営、起業支援」、「精神修養団体」は該当する法人がみられなかった。

本報告は、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、公益法人と同様に母数が 9 件以下のカテゴリについては「その他」に集約することとする。母数が 9 件を下回るカテゴリは、「福祉関係の助成」5 件、「奨学」5 件、「児童・青少年の健全育成」9 件、「趣味・愛好会・同好会」2 件、「動物愛護」2 件、「生活・権利保護支援」1 件、「人権・平和」1 件、「国

表 43 所在地別回答数

所在地	該当数	%	所在地	該当数	%	所在地	該当数	%
北海道	39	4.9%	石川県	12	1.5%	岡山県	10	1.3%
青森県	11	1.4%	福井県	5	0.6%	広島県	15	1.9%
岩手県	14	1.8%	山梨県	7	0.9%	山口県	24	3.0%
宮城県	12	1.5%	長野県	24	3.0%	徳島県	3	0.4%
秋田県	12	1.5%	岐阜県	22	2.8%	香川県	6	0.8%
山形県	12	1.5%	静岡県	31	3.9%	愛媛県	8	1.0%
福島県	11	1.4%	愛知県	22	2.8%	高知県	4	0.5%
茨城県	6	0.8%	三重県	15	1.9%	福岡県	22	2.8%
栃木県	8	1.0%	滋賀県	13	1.6%	佐賀県	9	1.1%
群馬県	11	1.4%	京都府	14	1.8%	長崎県	8	1.0%
埼玉県	17	2.1%	大阪府	31	3.9%	熊本県	16	2.0%
千葉県	12	1.5%	兵庫県	13	1.6%	大分県	3	0.4%
東京都	185	23.2%	奈良県	6	0.8%	宮崎県	4	0.5%
神奈川県	20	2.5%	和歌山県	6	0.8%	鹿児島県	13	1.6%
新潟県	22	2.8%	鳥取県	10	1.3%	沖縄県	13	1.6%
富山県	7	0.9%	島根県	8	1.0%	-	-	-
合 計 796								

%は、回答法人数(796 件)に占める割合。

際協力」9件、「男女共同参画社会」0件、「情報化社会」9件、「産業創造・企業経営、起業支援」0件、「精神修養団体」0件、「祭祀・慰霊」2件、「新聞その他メディア」2件であり、これらの合計値は47件である。

回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合は71.6%(570件)で最も高く、2番目に重要な収入源は「収益事業の実施による収益」(42.3%、337件)であった(表45)。3番目以降は「委託費・指定管理料」の22.1%(176件)、「行政機関からの補助金」の20.5%(163件)、「公益目的事業からの収益」の18.8%(150件)が続く。公益法人の重要な収入源は、上位から「会費収入」、「公益目的事業の収益」、「行政機関からの補助金」となっており、「会費収入」を除くその他の収入源の順位について差異がみられた。

法人格別にみると、「会費収入」は社団が圧倒的に高く90.4%(478件)であり、財団とのポイント差は55.9に上る。「収益事業の実施による収入」および「資金運用益」については、財団の方が高く、それぞれ53.2%(142件)および15.7%(42件)であり、社団とのポイント差は16.3および12.1であった。

表 46 は、回答法人の主な収益を事業別に示したものである。50%以上を占める太字の分布傾向をみると、「会費収入」および「収益事業」に依存する事業が多く、「委託費等」については「社会福祉関係」のみが 50%を超えた。

個別にみていくと、「会費収入」に依存する法人が 50%以上を占める事業は 17 事業が該当した。とりわけ同一資格者団体(100%)、業界団体(94.9%)、互助・共済、親睦団体(92.9%)、学

1. 回答法人の基本事項

表 44 回答法人の主たる事業

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	14	6	20	動物愛護*	0	2	2
福祉関係の助成*	4	1	5	生活・権利保護支援*	0	1	1
健康維持・増進団体等	8	11	19	人権・平和*	0	1	1
医療施設、病院等	20	9	29	国際協力*	7	2	9
教育関係	23	22	45	男女共同参画社会*	0	0	0
学会・学術団体	49	6	55	情報化社会*	7	2	9
研究・分析機関	14	17	31	産業創造・企業経営、起	8	6	0
助成・表彰	2	13	15	業支援*			
奨 学*	0	5	5	業界団体	208	9	217
児童・青少年の健全育成*	3	6	9	同一資格者団体	17	1	18
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	3	16	14	免許・資格付与・検査・検定	14	8	22
				互助・共済、親睦団体	11	17	28
芸術・文化関係	5	16	21	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	9	11	20	祭祀・慰霊*	1	1	2
趣味・愛好会・同好会*	1	1	2	会館運営	3	22	25
地域社会貢献活動・団体	38	12	50	新聞その他メディア*	2	0	2
環境保護	2	9	11	行政関連	37	29	66
災害・地域安全	9	5	14	非営利活動支援団体	10	0	10
合 計					529	267	796

*本分析で「その他」として扱う母数が9件以下の主たる事業。

表 45 回答法人の主な収益(複数回答)

項 目	社 団	財 団	合 計
会費収入	90.4% (478)	34.5% (92)	71.6% (570)
個人による寄附金	2.5% (13)	8.6% (23)	4.5% (36)
親会社等による資金拠出	0.6% (3)	4.1% (11)	1.8% (14)
公益目的事業からの収益	17.6% (93)	21.3% (57)	18.8% (150)
収益事業の実施による収益	36.9% (195)	53.2% (142)	42.3% (337)
民間機関からの助成金	4.7% (25)	3.7% (10)	4.4% (35)
行政機関からの補助金	20.2% (107)	21.0% (56)	20.5% (163)
委託費・指定管理料	21.6% (114)	23.2% (62)	22.1% (176)
金融機関からの借り入れ	0.4% (2)	0.7% (2)	0.5% (4)
資金運用益	1.7% (9)	15.7% (42)	6.4% (51)
その他	3.6% (19)	5.2% (14)	4.1% (33)
合 計	1,058	511	1,569

%は回答法人数(社団 528 件、財団 267 件、全体 796 件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

「その他」の記述回答は、283 頁、IVの 2(1)を参照。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

会・学術団体(90.9%)、非営利活動支援団体(90.0%)は、いずれも90%を超えている。

また、「収益事業の実施による収益」で50%以上を占めている事業は、会館運営(80.0%)、免許・資格付与・検査・検定(77.3%) 美術館・博物館・動物園等(68.4%)など10事業であった。

「委託費・指定管理料」については、社会福祉関係(60.0%)のみ50%を超えている。

その他の収入源の最高値は、「個人による寄附金」は「社会福祉関係」の20%、「親会社等による資金拠出」は「助成・表彰」の13.3%、「公益目的事業からの収益」は「免許・資格付与・検査・検定」の40.9%、「民間機関からの助成金」は「スポーツ関係」の30%、「行政機関からの助成金」は「互助・共済、親睦団体」の46.4%、「金融機関からの借り入れ」は「健康維持・増進団体等」の5.3%、「資金運用益」は「助成・表彰」の46.7%であった。

表 46 主たる事業別の主な収益の割合(複数選択)

単位: %

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(20)	70.0	20.0	0.0	10.0	55.0	10.0	35.0	60.0	5.0	0.0	10.0
健康維持・増進団体等(19)	63.2	5.3	0.0	5.3	42.1	5.3	36.8	21.1	5.3	0.0	5.3
医療施設、病院等(29)	58.6	0.0	0.0	13.8	51.7	0.0	20.7	17.2	3.4	0.0	6.9
教育関係(45)	62.2	8.9	2.2	28.9	42.2	2.2	15.6	11.1	0.0	8.9	8.9
学会・学術団体(55)	90.9	5.5	1.8	14.5	21.8	1.8	10.9	14.5	0.0	1.8	3.6
研究・分析機関(31)	67.7	6.5	9.7	16.1	61.3	0.0	6.5	19.4	0.0	16.1	3.2
助成・表彰(15)	26.7	6.7	13.3	6.7	13.3	0.0	13.3	6.7	0.0	46.7	13.3
美術館・博物館・動物園等(19)	21.1	0.0	0.0	31.6	68.4	0.0	21.1	36.8	0.0	15.8	10.5
芸術・文化関係(21)	57.1	14.3	0.0	23.8	47.6	4.8	19.0	38.1	0.0	9.5	4.8
スポーツ関係(20)	80.0	15.0	0.0	30.0	50.0	30.0	45.0	45.0	0.0	5.0	15.0
地域社会貢献活動・団体(50)	72.0	4.0	6.0	24.0	36.0	10.0	28.0	20.0	0.0	2.0	10.0
環境保護(11)	45.5	18.2	9.1	27.3	63.6	18.2	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0
災害・地域安全(14)	78.6	0.0	0.0	7.1	35.7	14.3	14.3	14.3	0.0	7.1	7.1
産業創造・企業経営、起業支援(14)	64.3	0.0	0.0	28.6	50.0	0.0	42.9	21.4	0.0	7.1	0.0
業界団体(217)	94.9	0.0	0.0	16.6	34.1	4.1	17.5	16.1	0.0	1.4	3.7
同一資格者団体(18)	100.0	0.0	0.0	33.3	27.8	5.6	16.7	22.2	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(22)	54.5	0.0	0.0	40.9	77.3	0.0	4.5	31.8	0.0	0.0	9.1
互助・共済、親睦団体(28)	92.9	3.6	0.0	21.4	32.1	0.0	46.4	14.3	0.0	25.0	7.1
会館運営(25)	20.0	4.0	4.0	16.0	80.0	0.0	20.0	32.0	0.0	8.0	12.0
行政関連(66)	43.9	1.5	3.0	13.6	45.5	4.5	28.8	39.4	0.0	9.1	6.1
非営利活動支援団体(10)	90.0	10.0	0.0	0.0	50.0	10.0	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0
その他(47)	57.4	14.9	0.0	19.1	44.7	0.0	10.6	21.3	2.1	10.6	10.6
全 体 (合計 796)	71.7	4.5	1.8	18.8	42.3	4.4	20.5	22.1	0.5	6.4	6.3

数値は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50%以上。

会費収入: 会費収入 個人寄附: 個人による寄附金 資金拠出: 親会社等による資金拠出 公益事業: 公益目的事業からの収益 収益事業: 収益事業の実施による収益 民間助成: 民間機関からの助成金 行政補助: 行政機関からの補助金 委託費等: 委託費・指定管理料 借り入れ: 金融機関からの借り入れ 資金運用: 資金運用益

1. 回答法人の基本事項

回答法人の支出規模をみると、「1千万円～5千万円」の割合が最も高く35.1%(279件)であり、次に高かったのは「1億円～5億円」の25.9%(206件)であった(図38)。公益法人と比較した場合(図4)、支出規模1億円未満は一般法人が62.7%、公益法人が51%であり、一般法人の方が小規模法人の占める割合が高いことが読み取れる。

法人格別にみると、支出規模が5億円以上の法人は社団が7.6%(40件)、財団が19.1%(51件)であり、支出規模が大きいほど財団の占める割合が高くなる傾向にある。

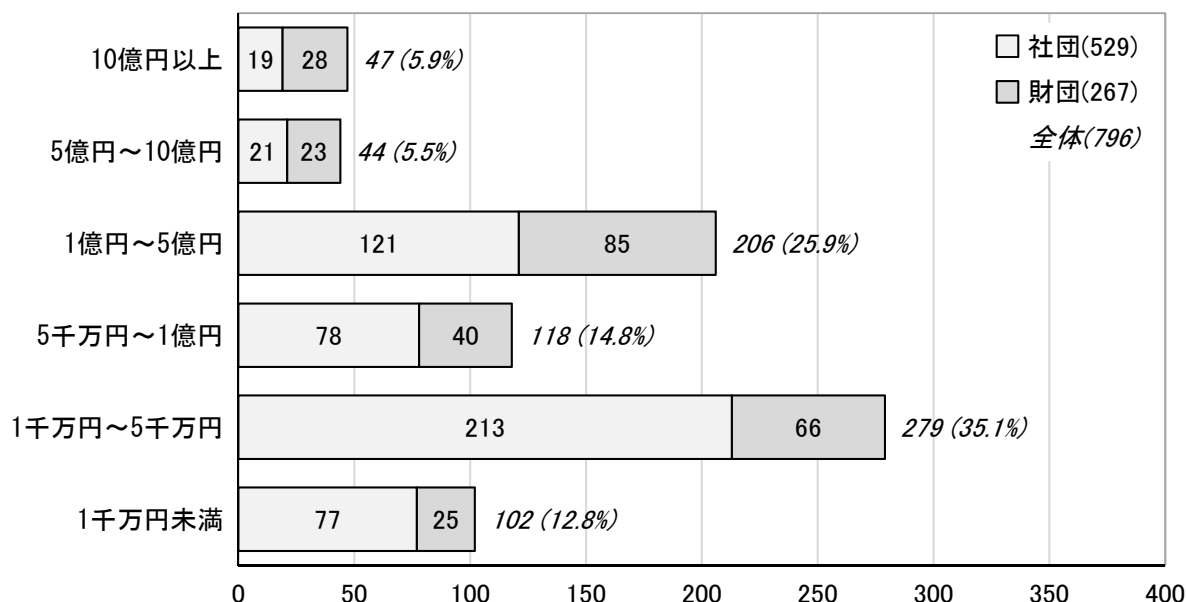


図38 2019年度の支出規模別法人数

%は、回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。

表47は、支出規模を主たる事業別に示したものであり、各事業の回答数に占める割合の最高値は太字で示した。支出規模「1千万円～5千万円」において最高値を示す事業は、「助成・表彰」の66.7%、「非営利活動支援団体」の60.0%、「業界団体」の44.7%など15事業が該当する。次に多かったのは「1億円～5億円」であり、「スポーツ関係」の65.0%、「互助・共済、親睦団体」の53.6%、「研究・分析機関」の45.2%など9事業が該当した。その他にも「1千万円未満」では環境保護(27.3%)および社会福祉関係(25.0%)が、「5千万円～1億円」では社会福祉関係(25.0%)、「10億円以上」では健康維持・増進団体等(26.3%)がそれぞれ最高値を示している。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

表47 主たる事業別の支出規模

単位:%

主たる事業 (回答法人数)	1 千万円 未満	1 千万～ 5 千万円	5 千万～ 1 億円	1 億～ 5 億円	5 億～ 10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係 (20)	25.0	25.0	25.0	15.0	10.0	0.0
健康維持・増進団体等 (19)	10.5	26.3	10.5	26.3	0.0	26.3
医療施設、病院等 (29)	13.8	13.8	10.3	27.6	17.2	17.2
教育関係 (45)	22.2	37.8	13.3	17.8	4.4	4.4
学会・学術団体 (55)	14.5	32.7	16.4	23.6	9.1	3.6
研究・分析機関 (31)	6.5	25.8	12.9	45.2	3.2	6.5
助成・表彰 (15)	13.3	66.7	13.3	6.7	0.0	0.0
美術館・博物館・動物園等 (19)	5.3	31.6	10.5	36.8	5.3	10.5
芸術・文化関係 (21)	14.3	38.1	9.5	33.3	0.0	4.8
スポーツ関係 (20)	0.0	10.0	10.0	65.0	10.0	5.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	16.0	42.0	18.0	16.0	4.0	4.0
環境保護 (11)	27.3	9.1	18.2	27.3	9.1	9.1
災害・地域安全 (14)	21.4	42.9	21.4	7.1	7.1	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	0.0	42.9	14.3	35.7	7.1	0.0
業界団体 (217)	11.5	44.7	14.7	21.7	2.8	4.6
同一資格者団体 (18)	22.2	44.4	11.1	11.1	5.6	5.6
免許・資格付与・検査・検定 (22)	4.5	31.8	18.2	22.7	13.6	9.1
互助・共済、親睦団体 (28)	3.6	21.4	14.3	53.6	3.6	3.6
会館運営 (25)	8.0	28.0	12.0	32.0	12.0	8.0
行政関連 (66)	6.1	25.8	18.2	30.3	10.6	9.1
非営利活動支援団体 (10)	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他事業 (47)	21.3	29.8	17.0	27.7	0.0	4.3
全 体 (合計 796)	12.8	35.1	14.8	25.9	5.5	5.9

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。
太字は、主たる事業ごとの回答割合の最高値。

2. 法人選択の動向

(1) 法人選択に対する意識

1) 一般法人になってよかった点

一般法人を選択してメリットと感じる理由についてみると、回答割合が最も高かったのは「行政による監督がなく実施事業に専念できる」の35.6%(283件)で、2018年および2019年調査時で最も回答割合が高かった「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」と順位が入れ替わる結果となった(表48)。

昨年度まで最も高い数値を示していた「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」は33.9%(270件)、また「法人税は収益事業のみ課税」(25.5%、203件)、「公益目的事業比率の制限がない」(23.9%、190件)についても比較的に高かった。ちなみに、「特になし」とする回答は29.8%(237件)みられた。

法人格別にみると、社団においてより高い数値が示されているのは「行政による監督がなく実施事業に専念できる」(36.4%)および「法人税は収益事業のみ課税」(28.4%)であり、財団の方が高い数値が示されているのは、「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」(34.8%)、「収支相償の制限がない」(25.1%)、「公益目的事業比率の制限がない」(28.5%)および「遊休財産の規制がない」(9.4%)であった。財務三基準関連では、全て財団が上回る結果となった。

2018年からの経年変化をみると、回答数として最も多かった「行政による監督がなく実施事業に専念できる」は、2018年の28.6%から7ポイント上昇し35.6%となった。「法人税は収益事業のみ課税」についても2018年の19.0%から25.5%へと6.5ポイントの上昇がみられる。一方で、「特になし」と回答した法人の割合は2018年の36.4%から6.6ポイント減少しており下降傾向にある。

表48 一般法人を選択して良かった点(複数回答)

項 目	社 団	財 団	全 体	2019 年	2018 年
行政による監督がなく実施事業に専念できる	36.4% (192)	34.1% (91)	35.6% (283)	35.9%	28.6%
収支相償の制限がない	15.2% (80)	25.1% (67)	18.5% (147)	21.5%	18.4%
公益目的事業比率の制限がない	21.6% (114)	28.5% (76)	23.9% (190)	21.4%	24.3%
遊休財産の規制がない	4.2% (22)	9.4% (25)	5.9% (47)	5.8%	4.6%
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	33.5% (177)	34.8% (93)	33.9% (270)	37.1%	34.2%
法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)	28.4% (150)	19.9% (53)	25.5% (203)	19.8%	19.0%
特になし	29.4% (155)	30.7% (82)	29.8% (237)	28.2%	36.4%
その他	1.3% (7)	1.9% (5)	1.5% (12)	0.8%	1.3%

%は、回答法人数(社団528件、財団267件、計796件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

「その他」の記述回答は、283頁、IVの2(2)を参照。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

「その他」としては12件の記述回答が寄せられており、自由な法人運営が可能といった回答が多くみられた。主な記述回答は以下のとおりである(記述回答の全文は283頁、Ⅳの2(2)参照)。

- ・ 煩雑な事務手続きや財務三基準など煩わしい規則がないので、公益活動に集中して取り込める点がよいと思います。
- ・ 資産を持てる(以前は任意団体)。
- ・ 法人の比較的自由な運営が可能であること。

表 49 一般法人になって良かった点の主たる事業別の割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	行政による監督が少	収支相償の制限が無	公益目的事業比率無	遊休財産の規制が無	定期提出書類が簡単	収益事業のみ課税	良かった点は特に無	その他
社会福祉関係 (20)	20.0	5.0	15.0	5.0	25.0	15.0	40.0	0.0
健康維持・増進団体等 (19)	47.4	10.5	10.5	5.3	26.3	10.5	21.1	0.0
医療施設、病院等 (29)	24.1	20.7	20.7	3.4	27.6	13.8	37.9	3.4
教育関係 (45)	42.2	17.8	22.2	6.7	46.7	33.3	17.8	0.0
学会・学術団体 (55)	54.5	23.6	23.6	5.5	45.5	30.9	16.4	3.6
研究・分析機関 (31)	41.9	22.6	22.6	6.5	48.4	22.6	22.6	0.0
助成・表彰 (15)	20.0	20.0	26.7	6.7	60.0	26.7	33.3	0.0
美術館・博物館・動物園等 (19)	52.6	31.6	42.1	10.5	52.6	36.8	21.1	0.0
芸術・文化関係 (21)	23.8	23.8	33.3	4.8	38.1	23.8	28.6	0.0
スポーツ関係 (20)	50.0	30.0	30.0	15.0	35.0	35.0	20.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	34.0	16.0	30.0	2.0	36.0	30.0	26.0	0.0
環境保護 (11)	27.3	27.3	45.5	9.1	27.3	18.2	27.3	9.1
災害・地域安全 (14)	35.7	0.0	7.1	7.1	35.7	21.4	35.7	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	28.6	14.3	14.3	7.1	42.9	42.9	28.6	14.3
業界団体 (217)	36.9	15.2	22.6	4.1	29.0	24.4	34.1	0.9
同一資格者団体 (18)	44.4	33.3	38.9	11.1	33.3	22.2	33.3	0.0
免許・資格付与・検査・検定 (22)	27.3	36.4	40.9	18.2	36.4	31.8	13.6	4.5
互助・共済、親睦団体 (28)	21.4	10.7	21.4	7.1	28.6	25.0	46.4	3.6
会館運営 (25)	8.0	20.0	24.0	0.0	20.0	16.0	44.0	0.0
行政関連 (66)	31.8	18.2	21.2	6.1	25.8	22.7	36.4	3.0
非営利活動支援団体 (10)	30.0	30.0	20.0	10.0	20.0	20.0	40.0	0.0
その他 (47)	38.3	14.9	17.0	6.4	34.0	29.8	23.4	0.0
全 体 (合計 796)	35.6	18.5	23.9	5.9	33.9	25.5	29.8	1.5

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50％以上。

行政庁の監督：行政による監督がなく実施事業に専念できる 収支相償：収支相償の制限がない 公益目的事業比率：公益目的事業比率の制限がない 遊休財産規制：遊休財産の規制がない 定期提出書類：毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単 収益事業のみ課税：法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・公益法人のみ対象)

2. 法人選択の動向

表49は、一般法人になって良かった点について事業内容別にみたものである。一般法人になってよかった点として、「行政庁による監督がなく実施事業に専念できる」と回答した法人の割合が最も高い数値(35.6%)を示しているが、この中で50%を超えた事業は「学会・学術団体」の54.5%、「美術館・博物館・動物園等」の52.6%、「スポーツ関係」の50.0%であった。

「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」の平均割合も33.9%で比較的に高く、このうち「助成・表彰」(60.0%)、「美術館・博物館・動物園等」(52.6%)が50%を超えている。「一般法人になって良かった点」のその他の回答で最高値が示されたのは、「収支相償の規制がない」は「免許・資格付与・検査・検定」の36.4%、「公益目的事業比率の制限がない」は「環境保護」の45.5%、「遊休財産の規制がない」は「免許・資格付与・検査・検定」の18.2%、「法人税は収益事業のみ課税」は「産業創造・企業経営、起業支援」の42.9%、「特になし」は「互助・共済、親睦団体」の46.4%であった。

一般法人になって良かった点毎の割合について、上位5位、下位5位でみると以下のようになった。

◇行政による監督がなく実施事業に専念できる

<上位>

学会・学術団体	54.5%
美術館・博物館・動物園等	52.6%
スポーツ関係	50.0%
健康維持・増進団体等	47.4%
同一資格者団体	44.4%

<下位>

会館運営	8.0%
助成・表彰	20.0%
社会福祉関係	20.0%
互助・共済、親睦団体	21.4%
芸術・文化関係	23.8%

◇収支相償の制限がない

<上位>

免許・資格付与・検査・検定	36.4%
同一資格者団体	33.3%
美術館・博物館・動物園等	31.6%
非営利活動支援団体	30.0%
スポーツ関係	30.0%

<下位>

災害・地域安全	0.0%
社会福祉関係	5.0%
健康維持・増進団体等	10.5%
互助・共済、親睦団体	10.7%
産業創造・企業経営、起業支援	14.3%

◇公益目的事業比率の制限がない

<上位>

環境保護	45.5%
美術館・博物館・動物園等	42.1%
免許・資格付与・検査・検定	40.9%
同一資格者団体	38.9%
芸術・文化関係	33.3%

<下位>

災害・地域安全	7.1%
健康維持・増進団体等	10.5%
産業創造・企業経営、起業支援	14.3%
社会福祉関係	15.0%
非営利活動支援団体	20.0%

◇遊休財産の規制がない

<上位>		<下位>	
その他	45.5%	医療施設、病院等	3.4%
地域社会貢献活動・団体	42.1%	業界団体	4.1%
スポーツ関係	40.9%	芸術・文化関係	4.8%
助成・表彰	38.9%	社会福祉関係	5.0%
会館運営	33.3%	健康維持・増進団体等	5.3%

◇毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単

<上位>		<下位>	
助成・表彰	60.0%	会館運営	20.0%
美術館・博物館・動物園等	52.6%	非営利活動支援団体	20.0%
研究・分析機関	48.4%	社会福祉関係	25.0%
教育関係	46.7%	行政関連	25.8%
学会・学術団体	45.5%	健康維持・増進団体等	26.3%

◇法人税は収益事業のみ課税

<上位>		<下位>	
産業創造・企業経営、起業支援	42.9%	健康維持・増進団体等	10.5%
美術館・博物館・動物園等	36.8%	医療施設、病院等	13.8%
スポーツ関係	35.0%	社会福祉関係	15.0%
教育関係	33.3%	会館運営	16.0%
免許・資格付与・検査・検定	31.8%	環境保護	18.2%

2) 一般法人になって苦勞している点

表50は、一般法人を選択して苦勞している点を示したものである。表によると、「特になし」とする回答が最も多く全体の42.2%(336件)を占め、とりわけ社団において高い数値(47.7%、255件)が示されている、財団とのポイント差は16.2である。これは、多くの法人が一般法人を選択して満足していることを意味する。しかし、「特になし」の回答割合は2018年比で12.8ポイント減少し、苦勞している点の多くの項目でプラスを示していることから、一般法人を選択して満足している法人が減少しつつある。

次の多かった回答は「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」(35.1%、279件)であるが、移行法人の回答法人数は554件であることから、半数以上(50.4%)の移行法人がこのように回答していることになる。法人格別にみると社団は29.2%(154件)、財団は46.8%(125件)であり、財団の方が17.6ポイント高い状況である。

「税金の負担」および「申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き」は、それぞれ14.3%(114件)および10.2%(81件)であった。

苦勞している点・困っている点について勤続年数とクロスさせたところ、最も回答数が多かった「苦勞している点、困っている点は特になし」は42.6%(339件)であるが、中でも勤続年数が「6年～15年」の回答割合が高く半数を超えた(図39)。

2. 法人選択の動向

次に回答割合が高かった「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」および「適正な機関運営が難しい」は、「16年以上」が最も高く 37.1%(93 件)であり、勤続年数が長いほど高い数値が示される傾向にあり、興味深い状況である。

勤続年数「6 年～15 年」で最高値を示したのは、「税金の負担」の 17.7%(41 件)、「申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き」の 13.9%(32 件)、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」の 13%(30 件)、寄附者への寄附金控除の優遇措置がない」の 10%(23 件)であり、「0 年～5 年」については「相談する先がない」の 8%(25 件)のみが最高値を示した。

表50 一般法人になって苦労している点(複数回答)

項 目	社 団	財 団	合 計	2019年	2018年
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	9.8% (52)	10.1% (27)	9.9% (79)	8.5%	8.8%
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く ¹	29.2% (154)	46.8% (125)	35.1% (279)	34.3%	33.5%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き ¹	9.1% (48)	12.4% (33)	10.2% (81)	10.9%	11.3%
相談する先がない	5.7% (30)	8.2% (22)	6.5% (52)	5.0%	4.4%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	5.1% (27)	4.1% (11)	4.8% (38)	2.7%	2.8%
税金の負担 ²	11.9% (63)	19.1% (51)	14.3% (114)	13.2%	11.2%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	3.0% (16)	13.5% (36)	6.5% (52)	7.1%	7.4%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	7.4% (39)	10.1% (27)	8.3% (66)	8.5%	7.5%
適正な機関運営 ³ が難しい	6.3% (33)	6.0% (16)	6.2% (49)	4.6%	3.9%
特になし	47.7% (252)	31.5% (84)	42.2% (336)	48.6%	55.0%
その他	3.2% (17)	2.6% (7)	3.0% (24)	0.9%	0.9%

%は、回答法人数(社団528件、財団267件、計796件)に占める割合。カッコ内は回答法人数。

1 公益目的支出計画を実施法人対象

2 非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業課税、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税

3 社員総会／評議員会・理事会など

回答法人数 796 件から表 50 で「特になし」とした回答法人数を差し引くと、苦労している法人 460 件(57.8%)が抽出される。その苦労している一般法人の割合を所在地別に示したものが表 51 である。苦労している法人が多い地域は、上位から高知県(100%)、長崎県(87.5%)、千葉県(83.3%)、佐賀県(77.8%)、兵庫県(76.9%)、苦労している法人が少ない地域は、下位から福井県(20.0%)、宮崎県(25.0%)、茨城県(33.3%)、徳島県(33.3%)、秋田県(41.7%)となっている。

苦労している点について所在地別にみると、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」とする回答割合が 50%を超えた地域は大分県(66.7%)、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」のそれは佐賀県(77.8%)、鹿児島県(61.5%)、埼玉県(52.9%)などの 12 県、「申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き」のそれは香川県(50%)、「税金の負担」のそれは大分県(66.7%)、岩手県(50%)、高知県(50%)、「適正な機関運営が難しい」のそれは高知県(50%)であった。

なお、「苦労している点は特になし」とする回答割合が 50%を超えた地域は、福井県(80.0%)、宮崎県(75.0%)、茨城県(66.7%)、徳島県(66.7%)など 13 道県である。

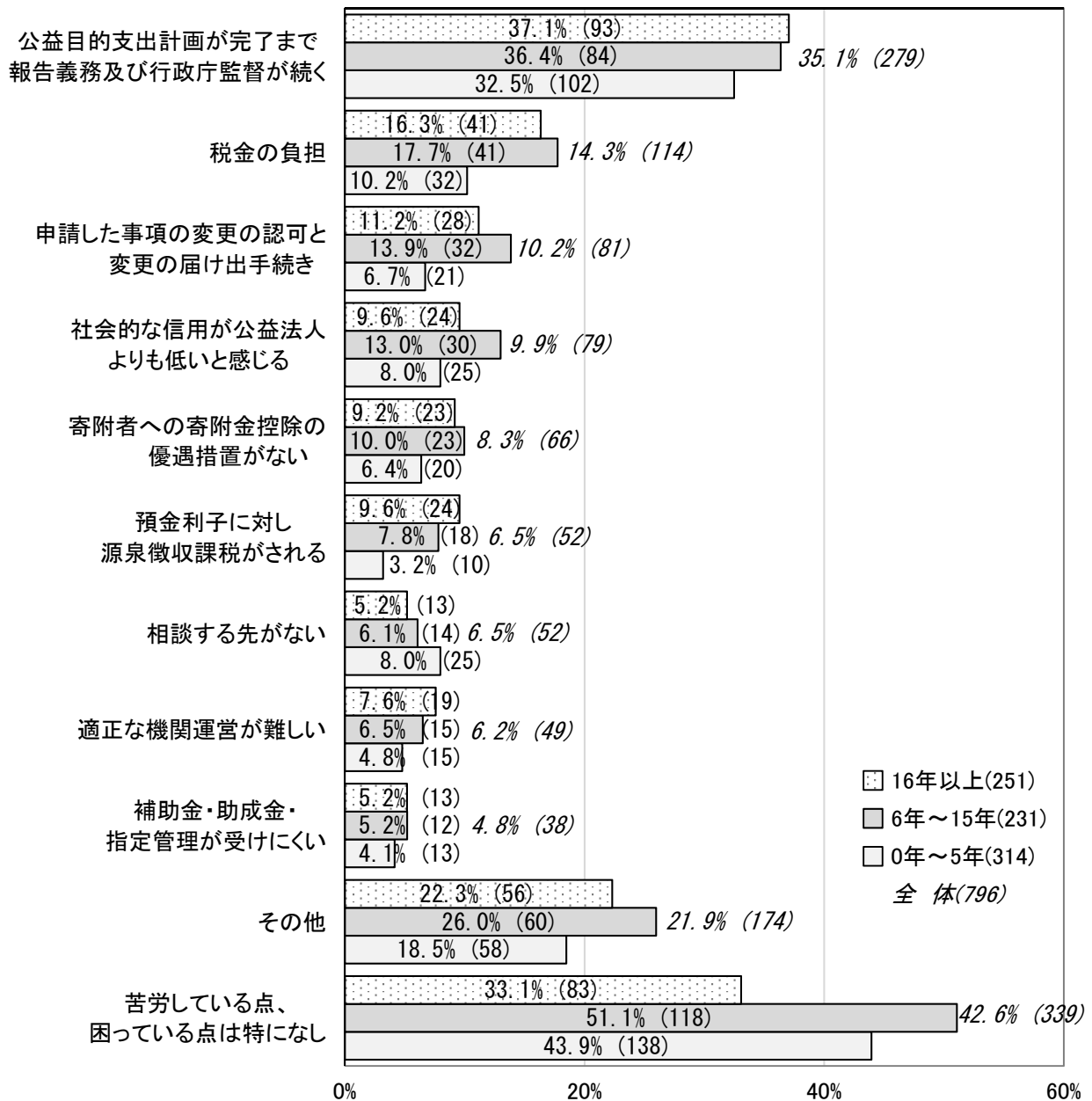


図39 勤続年数別の苦勞している点・困っている点

%は、回答法人数(0年～5年314件、6年～15年231件、15年以上251件)ごとに占める割合。

斜体は、「0年～5年」と「6年～15年」と「15年以上」を合わせた数値。

一般法人を選択して苦勞している点について主たる事業別にみると、公益目的支出計画で苦勞している法人の割合が50%を超えている事業は「環境保護」(63.6%)、「助成・表彰」(60.0%)、「医療施設、病院等」(58.6%)、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」(52.6%)、「会館運営」(52%)であり、その他の事業についても比較的に高い数値が示されており、多くの法人が公益目的支出計画で苦勞している様子が伺える(表53)。

その他の苦勞している点の最高値は、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」の場合「芸術・文化関係」の23.8%、「申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き」の場合「スポーツ関係」の20%、「相談する先がない」の場合「社会福祉関係」の20%、「補助金・助成金・指定管理が受けにくい」

2. 法人選択の動向

い」の場合「産業創造・企業経営、起業支援」の 21.4%、「税金の負担」の場合「環境保護」の 36.4%、「預金利子に対し源泉徴収課税がされる」の場合「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」の 36.8%、「寄附者への寄附金控除の優遇措置がない」の場合「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」の 26.3%、「適正な機関運営が難しい」の場合「社会福祉関係」の 15%であった。

一方で、苦労点は特にないと回答する法人の割合が 50%を超えている事業は、「非営利活動支援団体」(70.0%)、「学会・学術団体」(61.8%)、「災害・地域安全」(57.1%)など 6 事業であった。

表 51 所在地別の一般法人を選択して苦労している法人の割合

所在地	回答数	苦労している法人	割合	所在地	回答数	苦労している法人	割合
北海道	39	18	46.2%	滋賀県	13	7	53.8%
青森県	11	5	45.5%	京都府	14	9	64.3%
岩手県	14	10	71.4%	大阪府	31	19	61.3%
宮城県	12	7	58.3%	兵庫県	13	10	76.9%
秋田県	12	5	41.7%	奈良県	6	4	66.7%
山形県	12	9	75.0%	和歌山県	6	4	66.7%
福島県	11	5	45.5%	鳥取県	10	5	50.0%
茨城県	6	2	33.3%	島根県	8	6	75.0%
栃木県	8	5	62.5%	岡山県	10	6	60.0%
群馬県	11	6	54.5%	広島県	15	8	53.3%
埼玉県	17	13	76.5%	山口県	24	14	58.3%
千葉県	12	10	83.3%	徳島県	3	1	33.3%
東京都	185	95	51.4%	香川県	6	4	66.7%
神奈川県	20	14	70.0%	愛媛県	8	4	50.0%
新潟県	22	12	54.5%	高知県	4	4	100%
富山県	7	4	57.1%	福岡県	22	10	45.5%
石川県	12	6	50.0%	佐賀県	9	7	77.8%
福井県	5	1	20.0%	長崎県	8	7	87.5%
山梨県	7	5	71.4%	熊本県	16	7	43.8%
長野県	24	17	70.8%	大分県	3	2	66.7%
岐阜県	22	12	54.5%	宮崎県	4	1	25.0%
静岡県	31	18	58.1%	鹿児島県	13	8	61.5%
愛知県	22	15	68.2%	沖縄県	13	9	69.2%
三重県	15	10	66.7%	合 計	796	460	57.8%

太字は、70%以上。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

表 52 一般法人を選択して苦勞している法人の所在地別割合

単位：％

所在地 (回答法人数)	社会的信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦勞点はなし	その他
北海道 (39)	2.6	33.3	7.7	2.6	7.7	15.4	7.7	0.0	2.6	53.8	0.0
青森県 (11)	9.1	18.2	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	9.1	54.5	0.0
岩手県 (14)	0.0	35.7	7.1	0.0	0.0	50.0	7.1	7.1	7.1	28.6	7.1
宮城県 (12)	8.3	25.0	8.3	0.0	0.0	25.0	8.3	8.3	16.7	41.7	0.0
秋田県 (12)	0.0	41.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	58.3	0.0
山形県 (12)	25.0	16.7	8.3	8.3	0.0	16.7	16.7	16.7	8.3	25.0	16.7
福島県 (11)	0.0	36.4	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	9.1	54.5	9.1
茨城県 (6)	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	16.7
栃木県 (8)	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	37.5	12.5
群馬県 (11)	9.1	9.1	9.1	0.0	9.1	27.3	0.0	9.1	9.1	45.5	0.0
埼玉県 (17)	17.6	52.9	23.5	11.8	0.0	11.8	0.0	5.9	5.9	23.5	0.0
千葉県 (12)	33.3	50.0	25.0	16.7	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	16.7	0.0
東京都 (185)	11.9	28.6	7.0	7.6	7.0	10.3	7.6	13.0	5.4	48.6	3.2
神奈川県 (20)	5.0	50.0	5.0	5.0	5.0	10.0	5.0	5.0	5.0	30.0	15.0
新潟県 (22)	0.0	45.5	18.2	13.6	0.0	9.1	13.6	0.0	0.0	45.5	0.0
富山県 (7)	14.3	28.6	14.3	14.3	0.0	28.6	0.0	0.0	14.3	42.9	0.0
石川県 (12)	16.7	50.0	16.7	0.0	25.0	0.0	8.3	16.7	0.0	50.0	0.0
福井県 (5)	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0
山梨県 (7)	14.3	42.9	42.9	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0
長野県 (24)	8.3	50.0	16.7	4.2	0.0	20.8	0.0	4.2	8.3	29.2	0.0
岐阜県 (22)	4.5	45.5	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	4.5	0.0	45.5	0.0
静岡県 (31)	6.5	48.4	3.2	6.5	0.0	9.7	6.5	9.7	3.2	41.9	3.2
愛知県 (22)	9.1	31.8	4.5	4.5	4.5	27.3	4.5	9.1	9.1	31.8	0.0
三重県 (15)	20.0	40.0	13.3	6.7	0.0	20.0	6.7	6.7	0.0	33.3	0.0
滋賀県 (13)	15.4	30.8	7.7	0.0	0.0	23.1	0.0	0.0	0.0	46.2	0.0
京都府 (14)	35.7	28.6	14.3	7.1	7.1	21.4	7.1	7.1	7.1	35.7	7.1
大阪府 (31)	6.5	35.5	12.9	6.5	3.2	16.1	16.1	19.4	6.5	38.7	0.0
兵庫県 (13)	15.4	23.1	7.7	0.0	7.7	23.1	7.7	15.4	30.8	23.1	7.7
奈良県 (6)	33.3	50.0	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7
和歌山県 (6)	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7
鳥取県 (10)	0.0	30.0	0.0	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	50.0	0.0
島根県 (8)	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	12.5	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
岡山県 (10)	10.0	30.0	30.0	0.0	10.0	20.0	20.0	0.0	10.0	40.0	10.0
広島県 (15)	6.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0	46.7	0.0
山口県 (24)	4.2	41.7	0.0	12.5	0.0	16.7	4.2	0.0	4.2	41.7	0.0
徳島県 (3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0

2. 法人選択の動向

香川県 (6)	0.0	50.0	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
愛媛県 (8)	12.5	37.5	25.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	50.0	0.0
高知県 (4)	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0
福岡県 (22)	0.0	31.8	4.5	9.1	4.5	13.6	4.5	4.5	0.0	54.5	0.0
佐賀県 (9)	0.0	77.8	33.3	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0
長崎県 (8)	12.5	37.5	25.0	0.0	12.5	25.0	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0
熊本県 (16)	12.5	25.0	6.3	6.3	6.3	0.0	6.3	6.3	6.3	56.3	0.0
大分県 (3)	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0
宮崎県 (4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
鹿児島県 (13)	0.0	61.5	7.7	0.0	7.7	23.1	15.4	0.0	0.0	38.5	7.7
沖縄県 (13)	15.4	15.4	7.7	0.0	0.0	23.1	15.4	23.1	15.4	30.8	7.7
全 体 (合計 796)	9.9	35.1	10.2	6.5	4.8	14.3	6.5	8.3	6.2	42.2	3.0

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50%以上。

社会的信用:社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画:公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請:申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先:相談する先がない 補助金等:補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担:税金の負担 利子の税負担:預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除:寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営:適正な機関運営

表 53 一般法人を選択して苦勞している法人の主たる事業別割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	社会的信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦勞点はなし	その他
社会福祉関係 (20)	20.0	35.0	15.0	20.0	10.0	10.0	0.0	15.0	15.0	25.0	15.0
健康維持・増進団体等(19)	5.3	31.6	0.0	5.3	10.5	10.5	5.3	0.0	5.3	52.6	0.0
医療施設、病院等 (29)	3.4	58.6	13.8	13.8	3.4	13.8	0.0	0.0	6.9	37.9	0.0
教育関係 (45)	11.1	46.7	8.9	4.4	4.4	15.6	8.9	8.9	6.7	31.1	0.0
学会・学術団体 (55)	7.3	23.6	12.7	1.8	0.0	7.3	5.5	12.7	5.5	61.8	1.8
研究・分析機関 (31)	0.0	38.7	6.5	16.1	3.2	19.4	12.9	3.2	9.7	41.9	3.2
助成・表彰 (15)	13.3	60.0	13.3	6.7	0.0	26.7	20.0	20.0	6.7	13.3	0.0
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 (19)	10.5	52.6	10.5	0.0	0.0	31.6	36.8	26.3	0.0	21.1	5.3
芸術・文化関係 (21)	23.8	38.1	9.5	4.8	14.3	19.0	9.5	19.0	4.8	28.6	0.0
スポーツ関係 (20)	15.0	45.0	20.0	10.0	10.0	25.0	5.0	45.0	0.0	10.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(50)	14.0	34.0	14.0	10.0	4.0	14.0	8.0	8.0	10.0	46.0	0.0
環境保護 (11)	0.0	63.6	18.2	9.1	9.1	36.4	18.2	18.2	9.1	9.1	9.1
災害・地域安全 (14)	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	14.3	7.1	7.1	0.0	57.1	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	21.4	21.4	14.3	0.0	21.4	14.3	7.1	14.3	14.3	35.7	14.3
業界団体 (217)	11.5	27.6	9.2	4.6	5.1	9.2	2.3	2.3	6.5	47.9	2.8
同一資格者団体 (18)	0.0	22.2	11.1	5.6	0.0	22.2	0.0	0.0	5.6	55.6	5.6
免許・資格付与・検査・検定(22)	0.0	36.4	13.6	9.1	0.0	13.6	4.5	0.0	4.5	50.0	4.5
互助・共済、親睦団体 (28)	3.6	35.7	7.1	3.6	3.6	10.7	10.7	0.0	3.6	46.4	0.0
会館運営 (25)	0.0	52.0	12.0	8.0	0.0	24.0	8.0	4.0	4.0	32.0	0.0
行政関連 (66)	10.6	28.8	7.6	9.1	4.5	13.6	6.1	6.1	7.6	43.9	4.5
非営利活動支援団体 (10)	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	70.0	0.0
その他 (47)	12.8	42.6	10.6	4.3	8.5	19.1	8.5	21.3	0.0	34.0	8.5
全 体 (合計 796)	9.9	35.1	10.2	6.5	4.8	14.3	6.5	8.3	6.2	42.2	3.0

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50％以上。

社会的信用：社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画：公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請：申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先：相談する先がない 補助金等：補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担：税金の負担 利子の税負担：預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除：寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営：適正な機関運営

苦勞している点の回答割合を事業別に上位 5 位、下位 5 位でみると以下のようなになった。

◇社会的信用で困っている法人の割合

<上位>

芸術・文化関係	23.8%
産業創造・企業経営、起業支援	21.4%
社会福祉関係	20.0%

<下位>

研究・分析機関	0.0%
環境保護	0.0%
同一資格者団体	0.0%

2. 法人選択の動向

スポーツ関係	15.0%	免許・資格付与・検査・検定(22)	0.0%
災害・地域安全	14.3%	会館運営	0.0%

◇公益目的支出計画で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
環境保護	63.6%	非営利活動支援団体	20.0%
助成・表彰	60.0%	産業創造・企業経営、起業支援	21.4%
医療施設、病院等	58.6%	同一資格者団体	22.2%
美術館・博物館・動物園等	52.6%	学会・学術団体	23.6%
会館運営	52.0%	業界団体	27.6%

◇変更認可申請で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
スポーツ関係	20.0%	非営利活動支援団体	0.0%
環境保護	18.2%	災害・地域安全	0.0%
社会福祉関係	15.0%	健康維持・増進団体等	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	14.3%	研究・分析機関	6.5%
地域社会貢献活動・団体	14.0%	互助・共済、親睦団体	7.1%

◇相談先で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
社会福祉関係	20.0%	産業創造・企業経営、起業支援	0.0%
研究・分析機関	16.1%	災害・地域安全	0.0%
医療施設、病院等	13.8%	美術館・博物館・動物園等	0.0%
スポーツ関係	10.0%	学会・学術団体	1.8%
地域社会貢献活動・団体	10.0%	互助・共済、親睦団体	3.6%
非営利活動支援団体	10.0%		

◇補助金等で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
産業創造・企業経営、起業支援	21.4%	学会・学術団体、美術館・博物館・動物園等、災害・地域安全など8事業で0%	
芸術・文化関係	14.3%		
健康維持・増進団体等	10.5%		
社会福祉関係	10.0%		
スポーツ関係	10.0%		

◇税金負担で困っている法人の割合

<上位>		<下位>	
環境保護	36.4%	学会・学術団体	7.3%

III. アンケート結果〔一般法人編〕

美術館・博物館・動物園等	31.6%	業界団体	9.2%
助成・表彰	26.7%	非営利活動支援団体	10.0%
スポーツ関係	25.0%	社会福祉関係	10.0%
会館運営	24.0%	健康維持・増進団体等	10.5%

◇利子の税負担で困っている法人の割合

<上位>

美術館・博物館・動物園等	36.8%
助成・表彰	20.0%
環境保護	18.2%
研究・分析機関	12.9%
互助・共済、親睦団体	10.7%

<下位>

非営利活動支援団体	0.0%
社会福祉関係	0.0%
医療施設、病院等	0.0%
同一資格者団体	0.0%
業界団体	2.3%

◇寄附金控除で困っている法人の割合

<上位>

スポーツ関係	45.0%
美術館・博物館・動物園等	26.3%
その他	21.3%
助成・表彰	20.0%
芸術・文化関係	19.0%

<下位>

互助・共済、親睦団体	0.0%
健康維持・増進団体等	0.0%
免許・資格付与・検査・検定	0.0%
同一資格者団体	0.0%
医療施設、病院等	0.0%

◇機関運営で困っている法人の割合

<上位>

社会福祉関係	15.0%
産業創造・企業経営、起業支援	14.3%
非営利活動支援団体	10.0%
地域社会貢献活動・団体	10.0%
研究・分析機関	9.7%

<下位>

災害・地域安全	0.0%
その他	0.0%
美術館・博物館・動物園等	0.0%
スポーツ関係	0.0%
互助・共済、親睦団体	3.6%

◇苦労点はなし

<上位>

非営利活動支援団体	70.0%
学会・学術団体	61.8%
災害・地域安全	57.1%
同一資格者団体	55.6%
健康維持・増進団体等	52.6%

<下位>

社会福祉関係	25.0%
美術館・博物館・動物園等	21.1%
助成・表彰	13.3%
スポーツ関係	10.0%
環境保護	9.1%

2. 法人選択の動向

3) 一般法人を選択して苦勞している点の具体的な内容

運営上苦勞している点の具体的な内容については、190件の記述回答が寄せられている(表54)。最も多かった記述回答は「税制関係」であり32件、次いで「公益目的支出計画の運用ほか」の29件、「組織運営」の28件が続く(記述回答の全文は、284頁、Ⅳの2(3)参照)。

表 54 運営上苦勞している点、困っている点に関する記述回答の件数

項 目	回答数
社会的信用	3
公益目的支出計画の作成・提出	19
公益目的支出計画の実施事業・期間の変更	8
公益目的支出計画の期間	6
公益目的支出計画の運用ほか	31
理事会、評議員会等の機関運営	14
組織運営	28
寄附関係(寄附税制含む)	16
税制関係	32
会計関係	9
相談先がない	4
行政、民間から受託や支援を受けにくい	11
その他	19
合 計	190

記述回答の全文は、284 頁、Ⅳの 2(3)を参照。

<社会的信用>

「社会的信用」に関する記述は3件にとどまり、「突発的な自然災害や今回の新型コロナウイルス感染症等への支援に関する寄付を受けづらい法人のため、積極的な対応が難しいこと。」などの回答があった。

<公益目的支出計画について(運用以外)>

「公益目的支出計画の作成・提出」に関する記述回答は19件、「公益目的支出計画の実施事業・期間の変更」に関する記述回答は8件、「公益目的支出計画の期間」に関する記述回答は6件みられた。中でも、定期報告の簡素化を求める記述などが多くみられ、その他にも以下のような記述回答が寄せられた。

- ・ 少人数で総務・経理の業務を担っているため、退職等による引継ぎが大変です。実施報告書等の簡素化が出来ればと思う。
- ・ 財政的な面で小規模で手持ち資金が限られているため外部会計士等にもお願いもできず、事務局の負担が大きい。定期報告の内容を簡素化できないものか。
- ・ 公益目的支出計画の「計画記載事項」を変更する認可申請の手続きが面倒と聞いている。そもそも、市民が必要としている公益を国が決めて管理統制することに疑問を感じる。

<公益目的支出計画の運用について>

「公益目的支出計画の運用ほか」に関する回答は 31 件が該当し、中でもコロナの影響による支出計画の維持、年度ごとの効果的な支出、時代に合った事業の変更が難しいといった記述が多く寄せられた。

- なかなか思うように計画が進捗しない中、今般のコロナウイルス感染症により本年度の計画に大幅な支障をきたし、計画の遅れが見込まれる。
- 時間の経過とともに事業形態の変化が求められるため、当初の計画を維持し続けることが困難となる面が出てくる。かといって変更認可申請を行う余力もなく、不安が尽きない。
- 当初提出した公益目的支出計画とのズレの発生、事業変更の不自由さ。慈善事業を行うと、これほど面倒な手続きも付いてくるという現実、なんとかならないものか。
- 公益目的支出計画に縛られていたのでは、その時々で効果的な支出ができない。民から預かった公益資産までも官が管理しようとする考には疑問がある。その背景には、日本は市民社会を国策として認めていない事情があるからなのではないか。
- 年度ごとの予定された支出額の達成が大変。
- 公益目的財産が消えていくのを待つだけで、新たな事業展開が制限されていることもあり、やる気を喪失させる。
- 県からの補助金等の支援を得て公益団体等が区分所有する会館を建設して以来 42 年余りにわたり会館管理運営を行っている。平成 25 年の一般財団法人移行時には、区分所有者から預かっていた修繕積立金を正味財産とされ、会館管理運営に必要な財源も正味財産とされ、その正味財産全てを、新たに創設した公益目的事業の原資とされた。その公益目的支出計画が令和 290 年(2308 年)までの 295 年間となっている。老朽化が進み現会館が使用できなくなったときに備えた、新たな会館を建設する建設計画や財源がない。
- 都道府県で判断や指導方法が異なるなど、そもそも公益目的支出計画の制度自体に疑義を感じており、年次報告もルールが細かい割には行政の対応が遅い。

<機関・組織運営>

「理事会、評議員会等の機関運営」については 14 件、「組織運営」については 28 件の記述回答が寄せられた。その主な内容は以下のとおりである。

- 理事会を書面議決にする際、全員の同意が必要なこと。コロナの状況でも要件が厳しい。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 20 条の趣旨は理解するが、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響は不可抗力以上のものであり、このままでは廃業も考えざるを得ない。ついては、令和 2 年度について適用除外などの支援措置を検討いただきたい。
- 理事、監事、評議員の高齢化が著しく、新制度下における理事会、評議員会、公益目的支出計画等の複雑な仕組みを理解し、議事録や計画実施報告書を作成できる能力を有する従業員が一名しかいないため、実務の継続も危機的状況にある。

<寄附関係(寄附税制含む)>

「寄附関係」については 16 件の記述回答があり、特に寄附金に係る税制優遇がないため寄附募集に苦労しているといった記述が多く寄せられている。

2. 法人選択の動向

- ・ 社会の支援ニーズに即対応、公益事業に専念できる点は素晴らしいと思うが、寄付控除の優遇措置がないため寄付募集に苦勞している。寄付税制という箱は用意したが、利用できるユーザーが限られ(特に厳しい規制要件に対応できない小規模団体には難しい)、制度的に寄付文化の醸成を支援する内容になっていない。制度面でも箱物を作るのが得意な日本だが、制度の利用促進を図るのであれば、現場の意見をもっと取り入れたほうがよいと思う。
- ・ 移行前より実施してきたことを、わざわざ公益目的支出計画として実施する意味がない。加えて、一般社団・財団法人が比較的簡単に設置できることから、社会的使用度が更に低下している。更に、預貯金利子への課税、寄付金控除のないのが運営上厳しく感じている。

<税制、会計関係>

「税制関係」は記述回答としては最も多い32件であり、「会計関係」は9件が該当した。いずれも小規模法人にとっては税負担、会計等の事務負担が大きいという理由から、小規模法人に対する配慮を求める声が多くみられた。その主な内容は以下のとおりである。

- ・ 登録システムの理解不足により再提出が多く、実施事業に影響が及んでいる。報告様式の簡素化、システムの操作性の改善を求める。元々、会員ボランティアで成り立っている状況の中で、何とか絞り出した収益に課税されるのが辛い。小規模の我々には公益法人の規制要件を遵守することも難しい。
- ・ 財政的には外部会計士等にお願いもできず、事務局の負担が大きい。小規模団体にも公益事業を運営ができる制度に改めてほしい。
- ・ まず、公益目的財産額の過半は県からの出捐金で構成されており、これを強制的に支出させることに違和感がある。また、実施事業の内容が同一にも関わらず、(一概に法人の意志によるものとは限らない)法人格の選択を理由とする利子課税とともに是非とも見直されることを期待する。

<その他>

このほか、「相談先がない」とする記述回答が4件、「行政、民間から受託や支援を受けにくい」とする記述回答が11件みられ、「その他」については19件が該当した。

- ・ 平成24年度に一般法人に移行した時点で、税務署から提出指示のあった書類を提出し『非営利型法人』として認定してもらったにも拘わらず、平成28年度に税務署から立入監査があり、非営利型法人として認めないと一転した。平成24年度からの自主監査(3年間遡及)か異議申し立てをした場合は、税務署の立入監査(5年間遡及)のどちらかの選択となり、税理士と相談し自主監査を選択。平成24年度の税金不足分約900万円、平成25年度は、当初の公益目的支出計画のとおり、市に2,200万円の特定寄附をしたことで赤字となり、納税額はゼロとなり、平成26年度も前年度の赤字部分の繰越があったため、納税額ゼロとなった。結果的に延滞金等含めて約1,000万円の追徴額で済んだ。一旦、認めたのであれば、立入検査があった年度から正せば理解もできるが、一方的な官庁のやり方が腹立たしい。

(2) 法人種類の再選択

再度選択できた場合の法人格についての設問では、一般法人と回答した法人の割合が最も高く全体の87.8%(699件)を占め、社団に至っては9割が一般法人と回答している(表55)。2018年比では2.7ポイント増加しており、一般法人の満足度が伸びていることが読み取れる。また、公益認定の取得を目指す法人は7.4%(59件)にとどまり、2018年比では1.8ポイント減となった。表18によると、公益法人の一般法人への転換を望む法人も増加傾向にあり、公益法人の法人格としてのニーズの低迷が続いている。

しかし、実際に他法人格への転換を実現させた公益法人ごく僅かであり、その原因に公益法人から他法人格に容易に転換できない制度的な壁がある。例えば、公益法人が一般法人に転換する場合は、公益認定を返上した上で公益目的財産残額を公益目的支出計画に沿って実施し、それが完了するまで行政庁の監督が続く。公益法人が他法人格に転換する場合は、公益目的財産残額を公益認定法第5条に定める者に帰属させた上で一度解散し、新規に法人を設立させる必要がある。記述回答にもみられるように、公益法人の法人格としてのニーズが低迷する中で公益法人が減少に転じないのには、このような制度上の壁があるものと思われる。

その他の法人格をみると、2018年比で割合が上昇した法人格は特定非営利活動法人(1.2%から9.3ポイント増)、営利法人(1.5%から1ポイント増)であり、低下した法人格は認定特定非営利活動法人(0.6%から0.3ポイント減)、社会福祉法人(0.5%から0.4ポイント減)であった。

表55を一般法人、公益法人、その他法人の3つに再区分し図式化したものが図40である。社団よりも財団の方が他法人格への転換を望む法人が多いことが分かる。

表41は、再度選択できた場合の法人格について支出規模とクロスさせたものである。公益法人の場合、支出規模が小さいほど一般法人など他法人格への転換を望む法人の割合が高くなる傾向にあったが(図9)、一般法人の場合は特徴的な傾向はみられない。

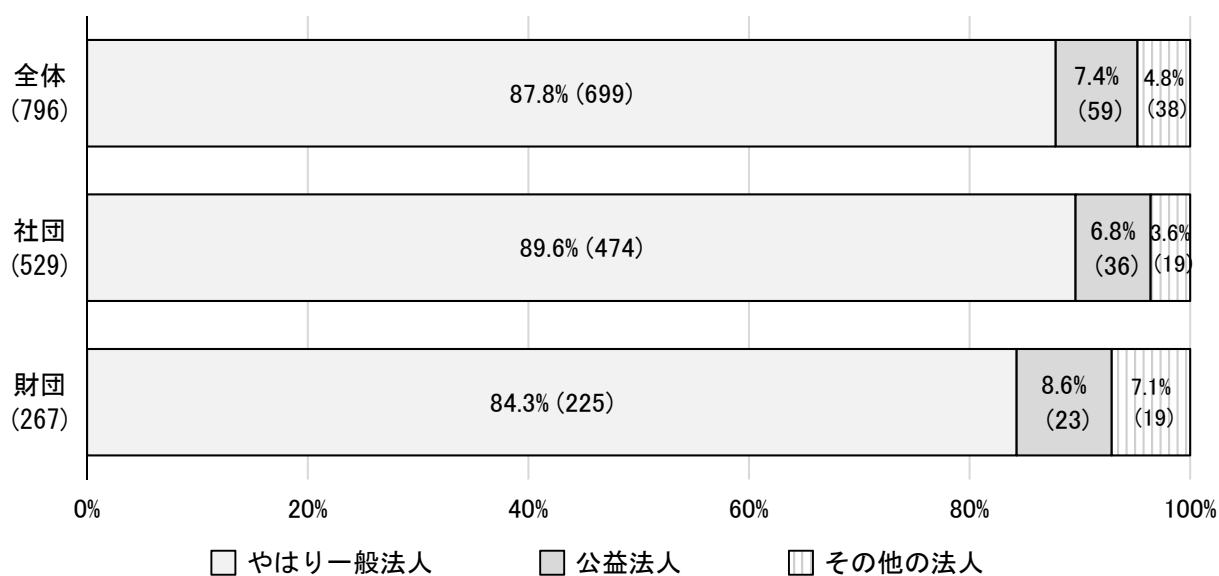
他法人格への転換を望む法人の割合が高いのは、支出規模「1億円以上5億円未満」であり16%(33件)、うち10.2%(21件)が公益認定の取得を目指している。一方、一般法人で満足している法人の割合が高いのは、「5億円以上10億円未満」の90.9%(40件)であった。

表55 再度選択する場合の法人類型

項 目	社 団	財 団	合 計	2019年	2018年
やはり一般法人	89.6% (474)	84.3% (225)	87.8% (699)	86.1%	85.1%
公益法人	6.8% (36)	8.6% (23)	7.4% (59)	8.8%	9.2%
特定非営利活動法人	1.5% (8)	1.5% (4)	1.5% (12)	1.4%	1.2%
認定特定非営利活動法人	0.2% (1)	0.4% (1)	0.3% (2)	0.2%	0.6%
社会福祉法人	0.0% (0)	0.4% (1)	0.1% (1)	0.3%	0.5%
営利法人(株式会社・合同会社など)	1.7% (9)	4.1% (11)	2.5% (20)	1.6%	1.5%
その他の法人	0.2% (1)	0.7% (2)	0.4% (3)	1.5%	1.9%
合 計	529	267	796	—	—

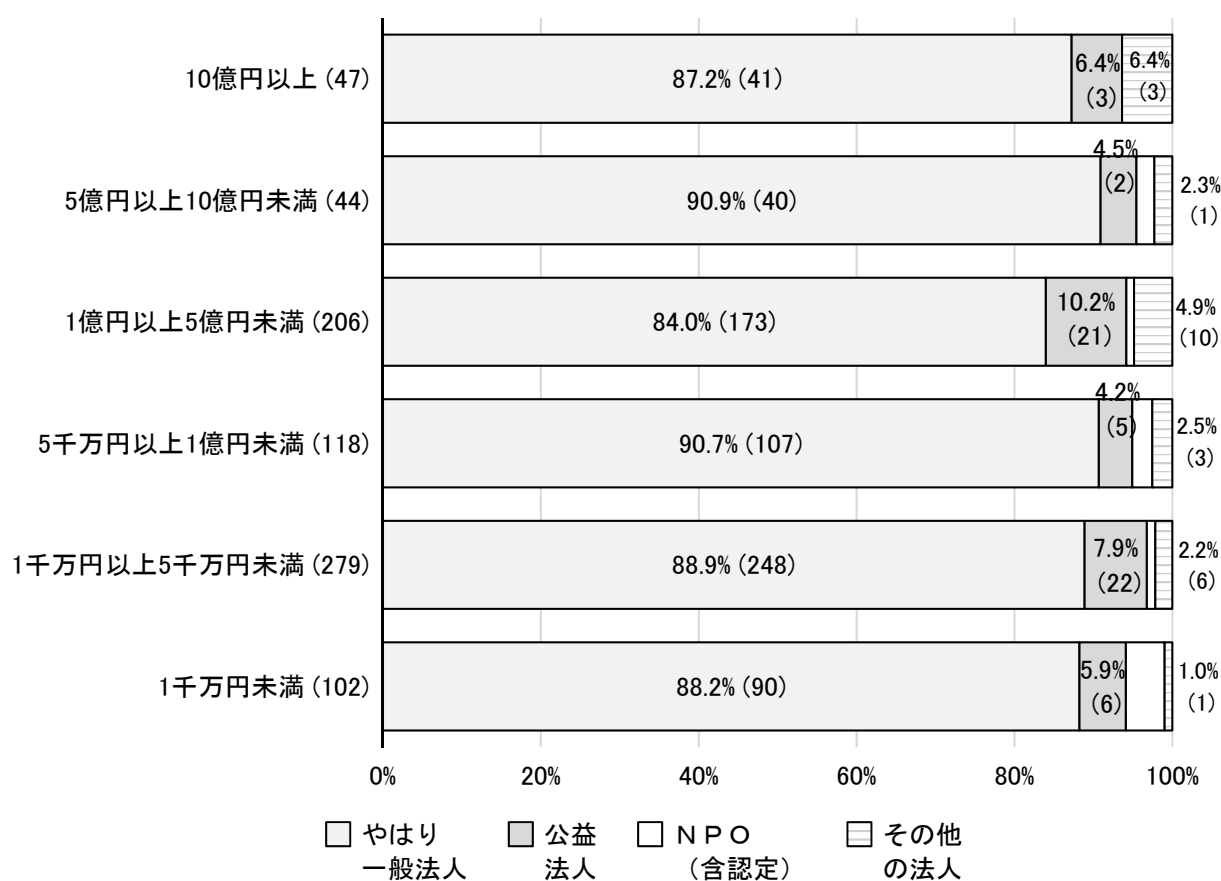
「その他の法人」の記述回答は、293 頁、Ⅳの2(4)を参照。カッコ内は回答法人数。

2. 法人選択の動向



その他の法人は、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人、営利法人(株式会社・合同会社など)、その他の回答を含む。

図40 法人格を再度選択できた場合に選択する法人格



「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社・合同会社など)、その他の回答を含む。

図41 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

表 56 所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合

所在地	回答 法人数	やはり一 般法人	割合	所在地	回答 法人数	やはり一 般法人	割合
北海道	39	35	89.7%	滋賀県	13	11	84.6%
青森県	11	11	100.0%	京都府	14	11	78.6%
岩手県	14	11	78.6%	大阪府	31	24	77.4%
宮城県	12	10	83.3%	兵庫県	13	11	84.6%
秋田県	12	11	91.7%	奈良県	6	5	83.3%
山形県	12	10	83.3%	和歌山県	6	6	100.0%
福島県	11	10	90.9%	鳥取県	10	9	90.0%
茨城県	6	6	100.0%	島根県	8	7	87.5%
栃木県	8	8	100.0%	岡山県	10	7	70.0%
群馬県	11	10	90.9%	広島県	15	13	86.7%
埼玉県	17	15	88.2%	山口県	24	23	95.8%
千葉県	12	11	91.7%	徳島県	3	3	100.0%
東京都	185	159	85.9%	香川県	6	6	100.0%
神奈川県	20	17	85.0%	愛媛県	8	7	87.5%
新潟県	22	21	95.5%	高知県	4	3	75.0%
富山県	7	7	100.0%	福岡県	22	19	86.4%
石川県	12	11	91.7%	佐賀県	9	8	88.9%
福井県	5	5	100.0%	長崎県	8	7	87.5%
山梨県	7	6	85.7%	熊本県	16	14	87.5%
長野県	24	24	100.0%	大分県	3	3	100.0%
岐阜県	22	21	95.5%	宮崎県	4	3	75.0%
静岡県	31	28	90.3%	鹿児島県	13	12	92.3%
愛知県	22	18	81.8%	沖縄県	13	11	84.6%
三重県	15	11	73.3%	合 計	796	699	87.8%

%は、所在地別回答法人数に占める割合。

表56は、一般法人を再度選択するとした法人の割合を所在地別に示したものである。回答全法人が一般法人で満足している地域は青森県、茨城県、栃木県、富山県、福井県、長野県、和歌山県、徳島県、香川県、大分県であり、他法人格への転換を望む法人の割合が高い地域は、岡山県の30%(3件)、三重県の26.7%(4件)、高知県の25%(1件)、宮崎県の25%(1件)、大阪府の22.6%(7件)など西日本に集中する。

次に、再度選択できた場合の法人格について主たる事業別にみると、全法人が一般法人を再度選択するとした事業は「災害・地域安全」、「同一資格者団体」および「非営利活動支援団体」であり、他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業は、「会館運営」の28%(7件)、「その他」の27.7%(13件)、「助成・表彰」の26.7%(4件)、「スポーツ関係」25%(5件)であった(表57)。ちなみに、公益認定を目指す法人の割合が高かった事業は、上位から「そ

2. 法人選択の動向

の他」の23.4%(11件)、「助成・表彰」の20%(3件)、「スポーツ関係」の20%(4件)、特定非営利活動法人への転換を望む法人の割合が高かった事業は、上位から「教育関係」の6.7%(3件)、「助成・表彰」の6.7%(1件)、「スポーツ関係」の5.0%(1件)であった。その他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業については、上位から「会館運営」の20%(5件)、「美術館・博物館・動物園等」の15.8%(3件)、「産業創造・企業経営、起業支援」の14.3%(2件)であった。

公益法人を再度選択するとした回答割合を地域別にみると、公益認定の取得を目指す法人がみられない地域は、青森県、宮城県、秋田県など20県に上り、他方、公益認定を目指す法人の割合が高かった地域は、上位から愛知県(18.2%、4件)、奈良県(16.7%、1件)、沖縄県(15.4%、2件)、山梨県(14.3%、1件)、京都府(14.3%、2件)であった(表58)。

表 57 法人選択の事業別割合

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	一般法人	公益法人	特活法人 (認定含む)	その他の 法人
社会福祉関係 (20)	90.0	5.0	0.0	5.0
健康維持・増進団体等 (19)	89.5	10.5	0.0	0.0
医療施設、病院等 (29)	89.7	10.3	0.0	0.0
教育関係 (45)	77.8	6.7	6.7	8.9
学会・学術団体 (55)	94.5	5.5	0.0	0.0
研究・分析機関 (31)	93.5	0.0	0.0	6.5
助成・表彰 (15)	73.3	20.0	6.7	0.0
美術館・博物館・動物園等 (19)	78.9	5.3	0.0	15.8
芸術・文化関係 (21)	81.0	9.5	4.8	4.8
スポーツ関係 (20)	75.0	20.0	5.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	82.0	12.0	2.0	4.0
環境保護 (11)	90.9	0.0	0.0	9.1
災害・地域安全 (14)	100.0	0.0	0.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	78.6	7.1	0.0	14.3
業界団体 (217)	91.7	5.5	1.8	0.9
同一資格者団体 (18)	100.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定 (22)	90.9	4.5	0.0	4.5
互助・共済、親睦団体 (28)	96.4	3.6	0.0	0.0
会館運営 (25)	72.0	8.0	0.0	20.0
行政関連 (66)	93.9	4.5	1.5	0.0
非営利活動支援団体 (10)	100.0	0.0	0.0	0.0
その他(47)	72.3	23.4	4.3	0.0
全 体 (合計 796)	87.8	7.4	1.8	3.0

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。

表 58 再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数

所在地	該当数	割合	所在地	該当数	割合	所在地	該当数	割合
北海道	2	5.1%	石川県	1	8.3%	岡山県	0	0.0%
青森県	0	0.0%	福井県	0	0.0%	広島県	0	0.0%
岩手県	1	7.1%	山梨県	1	14.3%	山口県	1	4.2%
宮城県	0	0.0%	長野県	0	0.0%	徳島県	0	0.0%
秋田県	0	0.0%	岐阜県	0	0.0%	香川県	0	0.0%
山形県	1	8.3%	静岡県	2	6.5%	愛媛県	1	12.5%
福島県	0	0.0%	愛知県	4	18.2%	高知県	0	0.0%
茨城県	0	0.0%	三重県	2	13.3%	福岡県	3	13.6%
栃木県	0	0.0%	滋賀県	1	7.7%	佐賀県	1	11.1%
群馬県	1	9.1%	京都府	2	14.3%	長崎県	0	0.0%
埼玉県	2	11.8%	大阪府	4	12.9%	熊本県	2	12.5%
千葉県	1	8.3%	兵庫県	1	7.7%	大分県	0	0.0%
東京都	17	9.2%	奈良県	1	16.7%	宮崎県	0	0.0%
神奈川県	2	10.0%	和歌山県	0	0.0%	鹿児島県	1	7.7%
新潟県	1	4.5%	鳥取県	0	0.0%	沖縄県	2	15.4%
富山県	0	0.0%	島根県	1	12.5%	合 計	59	7.4%

3. 寄附と税制等について

(1) 寄附金に対する姿勢

図42は、一般法人の寄附金収入の状況を示したものである。図によると、寄附金収入が全くないとする法人は全体の80%(637件)に上り、10%未満は15.1%(120件)、10%以上が4.9%(39件)という状況である。法人格別にみると、寄附金収入がある法人の割合は財団の方が高く29.6%(79件)であり、社団とは14.5ポイントの差が生じている。また、50%以上と回答した財団は17件(6.4%)存在することも注目に値する。

公益法人の場合は寄附収入がある法人の割合は48.7%(738件)であり(図11)、一般法人と比較して28.7ポイント高く、これはやはり、一般法人の場合は寄附税制の適用がないがために

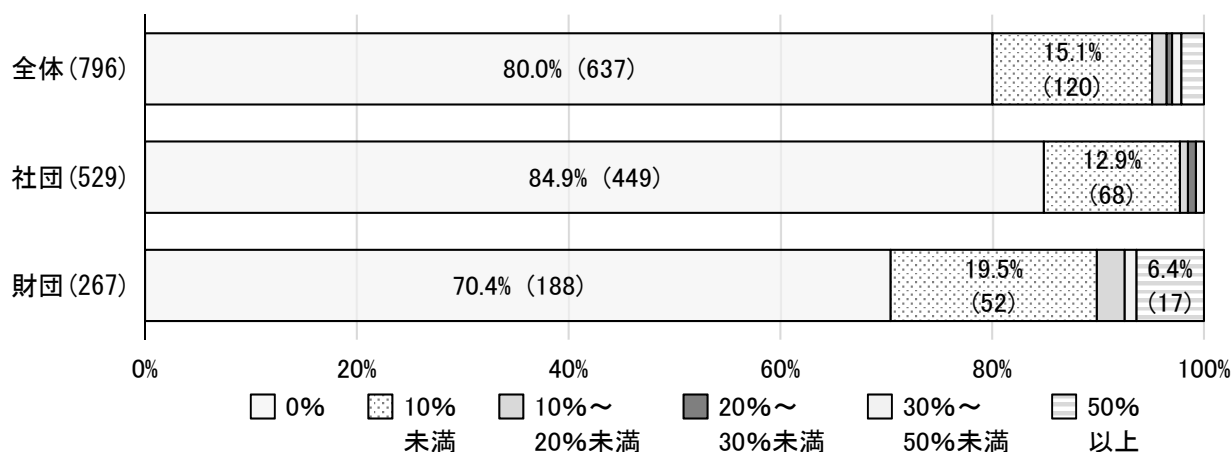


図42 寄附金の総収入に占める割合
%は、回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。

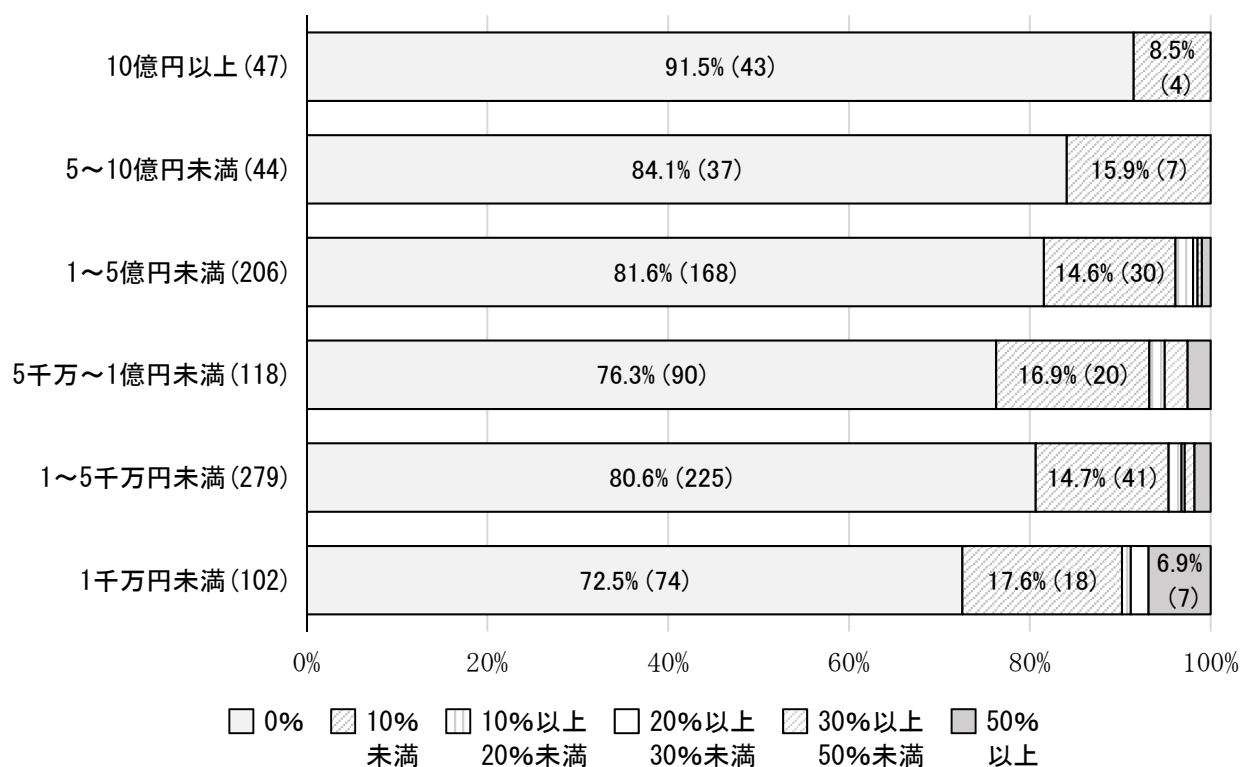


図43 支出規模別寄附金の総収入に占める割合

寄附が促進されないと考えられる。

寄附金の総収入に占める割合を支出規模別にみると、支出規模が大きいほど寄附収入の占める割合が低く、寄附収入の占める割合が最も高かったのは「1千万円未満」の27.5%(28件)であった(図43)。

総収入に占める寄附金の割合と主たる事業をクロスさせたところ、全ての事業において寄附金収入がないとする回答割合が最高値を示した(表59)。その中でも、「互助・共催、親睦団体」(96.4%)、「同一資格者団体」(94.4%)、「業界団体」(93.5%)、「免許・資格付与・検査・検定」および「行政関連」(90.9%)が90%台を示しており、これらは寄附金を必要としない法人が多い事業グループであると言える。一方で、寄附金収入を得ている法人の割合が高い事業は、助成・表彰(53.3%)、芸術・文化関係(47.6%)、その他事業(46.8%)、美術館・博物館・動物園等(36.8%)、環境保護(36.4%)であった。

表 59 総収入に占める寄附金の事業別割合

単位: %

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50% 以上
社会福祉関係 (20)	65.0	30.0	0.0	5.0	0.0	0.0
健康維持・増進団体等 (19)	89.5	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等 (29)	86.2	13.8	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係 (45)	73.3	20.0	2.2	0.0	0.0	4.4
学会・学術団体 (55)	65.5	34.5	0.0	0.0	0.0	0.0
研究・分析機関 (31)	83.9	6.5	0.0	0.0	3.2	6.5
助成・表彰 (15)	46.7	26.7	0.0	0.0	0.0	26.7
美術館・博物館・動物園等 (19)	63.2	31.6	0.0	0.0	5.3	0.0
芸術・文化関係 (21)	52.4	42.9	0.0	0.0	0.0	4.8
スポーツ関係 (20)	65.0	25.0	10.0	0.0	0.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	66.0	24.0	2.0	2.0	2.0	4.0
環境保護 (11)	63.6	9.1	0.0	0.0	9.1	18.2
災害・地域安全 (14)	85.7	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
業界団体 (217)	93.5	4.6	0.5	0.5	0.9	0.0
同一資格者団体 (18)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定 (22)	90.9	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体 (28)	96.4	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0
会館運営 (25)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
行政関連 (66)	90.9	6.1	1.5	0.0	0.0	1.5
非営利活動支援団体 (10)	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0
その他事業 (47)	53.2	31.9	8.5	0.0	0.0	6.4
全 体 (合計 796)	80.0	15.1	1.4	0.5	0.9	2.1

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、主たる事業ごとの最高値。

3. 寄附と税制等について

図 42 によると、寄附金収入がない一般法人は 637 件(80%)存在するが、寄附金を募集していない法人は 643 件(80.8%)となっており(図 44)、これは、寄附金を募集していないが寄附収入があった法人が 6 件あったことを意味する。

寄附金を募集していない 643 件についてその理由を伺ったところ、「事業収入や運用収入で間に合っているため」とする回答が 6 割(60.8%、391 件)を超えた。また、「寄附を募集したことがなくそのノウハウがない」とする回答も 35.8%(230 件)に上った。「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任を果たさなければならない」の回答割合比較的に低く、それぞれ 11.4%(73 件)および 10.6%(68 件)であった。

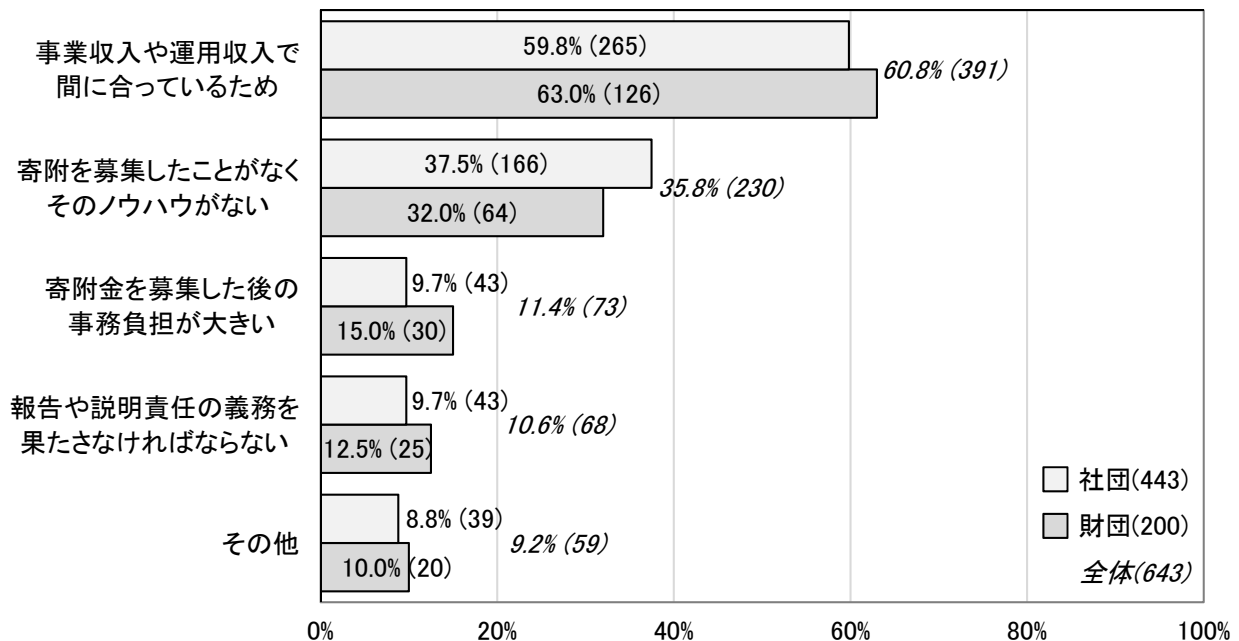


図44 寄附金を募集していない理由(複数回答)

%は、寄附金を募集していない法人(社団443件、財団200件、全体643件)に占める割合。
斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、293頁、Ⅳの2(5)を参照。

「その他」では59件(9.2%)の記述回答をいただき、その中には、寄附を募集したいが寄附税制の適用がなく、かといって公益認定を取得する余力もないとする小規模法人からの意見がいくつかみられ、その代表的なものについて以下に紹介する。

- ・ 小規模団体にとって寄付金は事業活動の成長を支えてくれるありがたい存在であるが、寄付者に対する税控除がないため募集が難しい。かといって公益法人の事務手続きや規制等を遵守する余力もなく、厳しい環境の中で支援活動を行っている。小規模団体に成長の機会を与えるような、小規模団体を応援するような制度になってくれるとありがたい。

次に、主たる事業毎に寄附募集をしない理由をみてみた(表 60)。「事業収入や運用収入で間に合っているため」の回答割合の 60.8%であり、60%以上を示す事業は 11 件が該当した。最も数値が高かったのは「産業創造・企業経営、起業支援」の 76.9%であり、会費収入や収益事業を主な収益とする事業グループである(表 45)。その他にも、収益事業を主な収益とする「健康維持・増進団体等」(75.0%)および「災害・地域安全」(69.2%)、そして収益事業を主な収益

とする「会館運営」(69.6%)および「免許・資格付与・検査・検定」(68.2%)も高い数値が示されている。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」の回答割合は 35.8%であり、50%を超える事業は「社会福祉関係」(53.3%)、「同一資格者団体」(52.9%)、スポーツ関係」および「免許・資格付与・検査・検定」の4事業が該当した。

「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」で最も高い数値が示された事業は、いずれも「スポーツ関係」であり、それぞれ42.9%および35.7%であった。

表 60 事業内容別の寄附募集をしない理由(複数回答)

単位：%

主たる事業 (回答法人数)	間に合っ ているため	経験・ノウ ハウがない	後の事務負 担が大きい	報告・説明 責任が大変	その他
社会福祉関係 (15)	46.7	53.3	6.7	6.7	6.7
健康維持・増進団体等 (16)	75.0	31.3	0.0	0.0	6.3
医療施設、病院等 (25)	60.0	28.0	8.0	12.0	8.0
教育関係 (33)	63.6	30.3	9.1	21.2	9.1
学会・学術団体 (31)	71.0	35.5	12.9	9.7	0.0
研究・分析機関 (24)	50.0	45.8	20.8	0.0	12.5
助成・表彰 (11)	54.5	45.5	9.1	18.2	0.0
美術館・博物館・動物園等 (12)	50.0	25.0	16.7	0.0	16.7
芸術・文化関係 (15)	66.7	26.7	26.7	6.7	6.7
スポーツ関係 (14)	64.3	50.0	42.9	35.7	0.0
地域社会貢献活動・団体 (33)	57.6	48.5	6.1	21.2	6.1
環境保護 (7)	42.9	28.6	14.3	14.3	14.3
災害・地域安全 (13)	69.2	46.2	7.7	7.7	7.7
産業創造・企業経営、起業支援 (13)	76.9	23.1	38.5	23.1	7.7
業界団体 (197)	64.5	32.0	10.2	9.1	10.2
同一資格者団体 (17)	35.3	52.9	5.9	17.6	5.9
免許・資格付与・検査・検定 (22)	68.2	50.0	9.1	13.6	4.5
互助・共済、親睦団体 (25)	56.0	36.0	4.0	12.0	12.0
会館運営 (23)	69.6	30.4	13.0	13.0	8.7
行政関連 (61)	59.0	34.4	6.6	3.3	9.8
非営利活動支援団体 (10)	30.0	20.0	20.0	10.0	40.0
その他 (26)	50.0	38.5	11.5	3.8	15.4
全 体 (合計 643)	60.8	35.8	11.4	10.6	9.2

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、50%以上。

全体(643件)には、「その他」と回答した法人および調査対象から除外した「主たる事業内容」のカテゴリー分は含まれていない。

間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため 経験・ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告・説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない

3. 寄附と税制等について

(2) 資産寄附受入れについて

現物資産寄附の受入れ経験の有無については、「これまでに寄附として受けたことがある」と回答した法人の割合はわずか6.2%(47件)であるものの(図45)、2018年比で3ポイント上昇している。公益法人についても現物資産寄附の受け入れ経験がある法人の割合は9.6%であり、全体的に現物資産の寄附は進んでいない状況にあると言える。法人格別にみると財団が10.7%(27件)であり、社団と比較すると6.7ポイント高く、現物資産寄附については財団においてより高いニーズが認められる。

「寄附として受けたことはないが、今後検討したい」とする回答割合は17.1%(129件)であり、このグループは現物資産寄附について前向きに捉えているグループであると思われる。

一方で、「受けたことはなく、受けるつもりもない」とした回答割合は73.1%(553件)に上り、法人格別にみると社団は75.3%(379件)で財団よりも6.5ポイント高い。

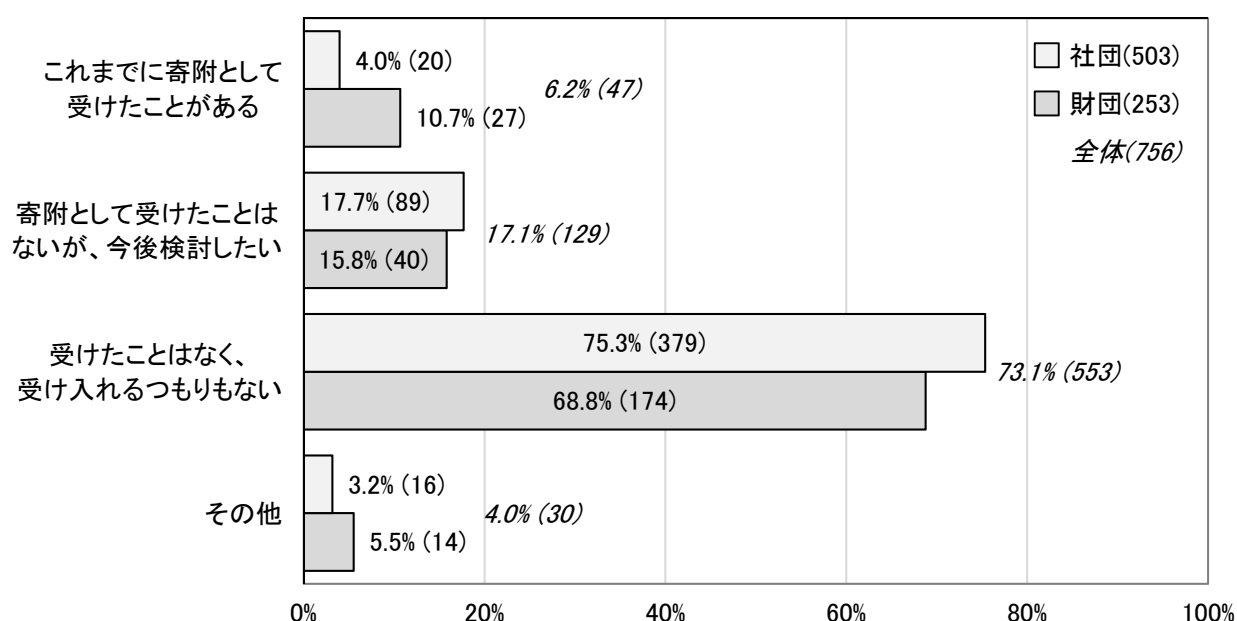


図45 現物資産寄附の受入れについて

%は、各回答数(社団503、財団253、計756)に占める割合

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、295頁、IVの2(6)を参照。

「その他」としては30件(4%)の記述回答が寄せられており、現物資産の受入れについて否定的な意見もいくつかみられた。主な回答は以下のとおりであるが、記述回答の全文は295頁のIVの2(6)を参照されたい。

- ・過去に他法人から建物の贈与を提案されたが、固定資産税増の懸念によりお断りした事がある。
- ・現物資産を受けても税優遇がなければ負担となる。公益目的に利用する場合は税負担ゼロという措置があれば受け入れたいと思う。
- ・現物資産をどのように受け入れたらいいのか、分からない。

(3) 税制に関する要望事項

税制に関する要望については、回答法人796件のうち12%にあたる96件から記述回答があった(表61)。とりわけ法人税(17件)や寄附税制(16件)に関する要望が多くみられ、その主な記述回答をいくつか紹介する。

表61 税制に関する要望事項の記述回答数

項 目	回答数
全 般	19
寄附税制	16
法人税	17
消費税	10
印紙税	0
固定資産税	7
その他地方税	6
その他	21
合 計	96

記述回答の全文は、296頁、IVの2(7)を参照。

<全 般>

「全般」に係る記述回答は19件が該当し、内容的に公益性の高い事業に対する非課税措置の拡大などを求める要望が何件かみられた。

- ・ 公益法人制度改革は、当該法人の性質上、公益法人か一般法人向きなのかを選択することにより、当法人は共益型の一般法人に該当し移行しました。業務的には不特定多数の者の利益の増進ではなく、会員の利益の維持になりますが、公益性の高い業務であれば一般法人でも公益法人同様の税制措置を執ることを希望します。
- ・ 一般法人法に従い、適正に公益業務を果たしている法人に対し、何らかの軽減措置がほしい。
- ・ 管理費及び公益事業費は非課税にしていきたい。

<寄附税制>

寄附税制に関する記述回答は16件みられ、中には、英米との比較から日本の寄附税制の課題を挙げた記述もみられた。欧米諸国と異なり、多くの非営利団体に対する寄附税制の付与を渋るのには、市民社会を国策とする欧米諸国との意識の相違が関係しているのかもしれない。

- ・ 一般法人の非営利型は寄付税制が認められてもよいのではないかと。英米のほぼ全ての非営利団体は寄付税制が適用されているのに、日本の場合は限定的。だから寄付文化が広がらない。
- ・ 社会のために寄附した寄附者が税負担を負うという制度について疑問がある。英国のギフト・エイドなど参考にし、寄附税制の改善をお願いしたい。

3. 寄附と税制等について

<法人税>

法人税に関する記述回答は 17 件であり、みなし寄附のニーズの高さが伺える内容の記述などがみられた。

- ・収益事業で収入を得て公益目的事業に支出している法人は、非課税である公益支出は税法上の経費控除ができません。このため、公益支出額を増やせば増やすほど法人税の額が高くなる仕組みになっています。将来にわたって公益事業を続けていくためには、収益事業で収入を得て、その分を公益事業に充てる場合の公益支出について、税法上の経費控除を認めていただけるような仕組みが必要と感じています。ご検討を賜れば幸いです。
- ・収益事業の収入を公益事業に充てるため一定額の繰入を認める制度(収益事業に対する法人税の節減対策及び公益事業の活性化を企図する)を実現してほしい。
- ・非営利型、共益型法人に対しては税率を下げたい。

<消費税>

消費税に関する記述回答は 10 件みられ、公益目的事業に係る消費税の非課税措置などの要望が寄せられている。

- ・公益目的事業に係る消費税の廃止。
- ・公益事業関連の取引の場合は、消費税を免除してほしい。
- ・先の設問にて回答した、法人の収益にならないもの(行政から会員への報酬送金事務の代行など)も消費税の対象となることの緩和または撤廃。

<印紙税、固定資産税、その他地方税>

印紙税に関する記述回答は該当がなく、固定資産税については 7 件、その他地方税については 6 件の記述があった。その主な内容は以下のとおりである。

- ・公益性の高い事業に使用している資産に対する税負担の軽減。
- ・非営利型の法人には固定資産税等の地方税も非課税にしてもらいたい。
- ・法人の都道府県民税均等割の減免。

<その他>

「その他」については 21 件の記述回答がみられ、その多くは利子・配当等の源泉所得税の非課税化を望む声であり、主なものについて以下に紹介する。

- ・収益事業収入について、公益目的事業に費用算入する分は非課税扱いとしてほしい。収益事業収入を原資に公益活動を行っている法人は多いと思う。
- ・実施事業の内容が同一にもかかわらず、(一概に法人の意志によるものとは限らない)法人格の選択を理由とする利子課税が是非とも見直されることを期待する。
- ・利息・配当等の源泉所得税の非課税。

(4) 変更認可申請の経緯

次に、事業の変更認可申請の経緯についてみる。図 62 によると、公益目的支出計画実施法人のなかで変更認可申請の経験がある法人は全回答法人の 16%にあたる 128 件であり、このうち自主的判断によるものが 85 件(66.4%)、行政庁からの指摘によるものが 21%(27 件)であった。なお、「行政庁からの指摘による」と回答した 27 件のうち、行政庁からの指摘の内容に納得ができなかったとする法人は 3 件確認された。「その他」としては「変更申請をする必要はあるが、申請に係る諸手続きが膨大で、現在も行っていない」を含む 2 件の記述回答があった。

事業の変更認可申請の状況について所在地別にみると、変更認可申請の経験がある法人の割合が高い地域は、上位から福島県(36.4%、4件)、石川県(33.3%、4件)、徳島県(33.3%、1件)であった。

「行政庁による指摘」と回答した法人が多かった地域は、上位から東京都(5件)、山口県(3件)、長野県(2件)であるが、行政庁の指摘事項に納得できなかったとする法人がみられたのは青森県、長野県、大阪府であった。

表 62 所在地別の事業の変更認可申請の状況

所在地 (回答法人数)	変更認定申請		変更認定申請の経緯(申請件数に占める割合)			
	申請件数	申請割合	法人の 自主判断	行政庁 指摘 (納得した)	行政庁 指摘(納得 できない)	その他
北海道 (39)	7	17.9%	6	1	0	0
青森県 (11)	2	18.2%	1	0	1	0
岩手県 (14)	1	7.1%	1	0	0	0
宮城県 (12)	1	8.3%	0	1	0	0
秋田県 (12)	3	25.0%	2	1	0	0
山形県 (12)	2	16.7%	2	0	0	0
福島県 (11)	4	36.4%	3	1	0	0
茨城県 (6)	1	16.7%	1	0	0	0
栃木県 (8)	2	25.0%	2	0	0	0
群馬県 (11)	2	18.2%	1	1	0	0
埼玉県 (17)	2	11.8%	2	0	0	0
千葉県 (12)	2	16.7%	2	0	0	0
東京都 (185)	23	12.4%	17	5	0	0
神奈川県 (20)	1	5.0%	1	0	0	0
新潟県 (22)	1	4.5%	1	0	0	0
富山県 (7)	1	14.3%	0	1	0	0
石川県 (12)	4	33.3%	2	0	0	2
福井県 (5)	0	0.0%	0	0	0	0
山梨県 (7)	2	28.6%	2	0	0	0

3. 寄附と税制等について

所在地 (回答法人数)	変更認定申請		変更認定申請の経緯(申請件数に占める割合)			
	申請件数	申請割合	法人の 自主判断	行政庁 指摘 (納得した)	行政庁 指摘(納得 できない)	その他
長野県 (24)	5	20.8%	3	1	1	0
岐阜県 (22)	2	9.1%	1	1	0	0
静岡県 (31)	2	6.5%	1	1	0	0
愛知県 (22)	6	27.3%	5	1	0	0
三重県 (15)	0	0.0%	0	0	0	0
滋賀県 (13)	1	7.7%	1	0	0	0
京都府 (14)	2	14.3%	2	0	0	0
大阪府 (31)	4	12.9%	3	0	1	0
兵庫県 (13)	2	15.4%	1	1	0	0
奈良県 (6)	0	0.0%	0	0	0	0
和歌山県 (6)	1	16.7%	1	0	0	0
鳥取県 (10)	1	10.0%	1	0	0	0
島根県 (8)	1	12.5%	1	0	0	0
岡山県 (10)	1	10.0%	1	0	0	0
広島県 (15)	3	20.0%	2	1	0	0
山口県 (24)	6	25.0%	3	3	0	0
徳島県 (3)	1	33.3%	1	0	0	0
香川県 (6)	1	16.7%	1	0	0	0
愛媛県 (8)	2	25.0%	2	0	0	0
高知県 (4)	1	25.0%	1	0	0	0
福岡県 (22)	4	18.2%	4	0	0	0
佐賀県 (9)	0	0.0%	0	0	0	0
長崎県 (8)	2	25.0%	1	1	0	0
熊本県 (16)	1	6.3%	0	1	0	0
大分県 (3)	0	0.0%	0	0	0	0
宮崎県 (4)	1	25.0%	1	0	0	0
鹿児島県 (13)	3	23.1%	2	1	0	0
沖縄県 (13)	1	7.7%	0	1	0	0
全体(合計 796)	128	16.1%	85	24	3	2

「変更認可経験あり」の割合は、所在地ごとの回答法人数に占める割合。

「行政庁からの指摘」の割合は、「変更認可経験あり」と回答した法人数に占める割合。

「その他」の記述回答は、300 頁、IVの 2(8)を参照。

4. コロナウイルスへの対応

(1) 事業活動への影響と損失状況

コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響については、「現時点ですでに影響が出ている」とする回答は全体の71.5%(569件)であり(図46)、公益法人(80.5%)と比較すると9ポイント低い数値となっている(図28)。法人格別にみると、「現時点ですでに影響が出ている」とする回答割合は社団が69.9%(370件)、財団が74.5%(199件)であり、財団の方が4.6ポイント上回っている。「今後影響が出る可能性がある」については17.8%(142件)であり、「影響はない」とする回答割合は10.7%(85件)であった。

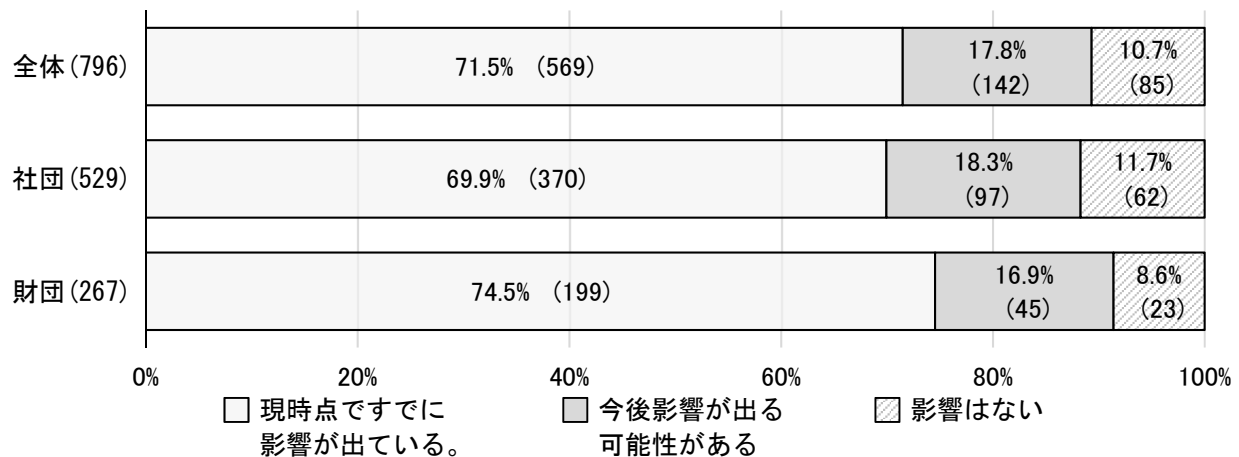


図46 コロナ禍の事業活動への影響

事業活動への影響について事業別にみると、「現時点ですでに影響が出ている」の回答割合が70%を超えている事業は、「美術・博物館・動物園等」(100%)、「スポーツ関係」(95.0%)、「産業創造・企業経営、起業支援」(92.9%)など14事業が該当した(表63)。

事業活動への影響ごとの上位5位、下位5位は以下のとおりである。

◇現時点ですでに影響が出ている

<上位>		<下位>	
美術館・博物館・動物園等	100%	同一資格者団体	55.6%
スポーツ関係	95.0%	互助・共済、親睦団体	57.1%
産業創造・企業経営、起業支援	92.9%	業界団体	59.4%
芸術・文化関係	85.7%	助成・表彰	60.0%
災害・地域安全	85.7%	免許・資格付与・検査・検定	68.2%

◇今後影響が出る可能性がある

<上位>		<下位>	
免許・資格付与・検査・検定	27.3	スポーツ関係	5.0%
互助・共済、親睦団体	25.0	産業創造・企業経営、起業支援	7.1
業界団体	24.9	災害・地域安全	7.1
医療施設、病院等	24.1	教育関係	8.9

4. コロナウイルスへの対応

助成・表彰	20.0	芸術・文化関係	9.5
非営利活動支援団体	20.0		

◇影響はない

＜上位＞		＜下位＞	
同一資格者団体	27.8	スポーツ関係	0.0
助成・表彰	20.0	産業創造・企業経営、起業支援	0.0
互助・共済、親睦団体	17.9	非営利活動支援団体	0.0
研究・分析機関	16.1	会館運営	4.0
業界団体	15.7	免許・資格付与・検査・検定	4.5

表 63 主たる事業別の事業活動への影響

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	現時点ですでに 影響が出ている	今後影響が出る 可能性がある	影響はない
社会福祉関係 (20)	80.0	15.0	5.0
健康維持・増進団体等 (19)	78.9	10.5	10.5
医療施設、病院等 (29)	69.0	24.1	6.9
教育関係 (45)	82.2	8.9	8.9
学会・学術団体 (55)	78.2	16.4	5.5
研究・分析機関 (31)	67.7	16.1	16.1
助成・表彰 (15)	60.0	20.0	20.0
美術館・博物館・動物園等 (19)	100.0	0.0	0.0
芸術・文化関係 (21)	85.7	9.5	4.8
スポーツ関係 (20)	95.0	5.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	78.0	16.0	6.0
環境保護 (11)	72.7	18.2	9.1
災害・地域安全 (14)	85.7	7.1	7.1
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	92.9	7.1	0.0
業界団体 (217)	59.4	24.9	15.7
同一資格者団体 (18)	55.6	16.7	27.8
免許・資格付与・検査・検定 (22)	68.2	27.3	4.5
互助・共済、親睦団体 (28)	57.1	25.0	17.9
会館運営 (25)	80.0	16.0	4.0
行政関連 (66)	69.7	19.7	10.6
非営利活動支援団体 (10)	80.0	20.0	0.0
その他事業 (47)	76.6	10.6	12.8
全 体 (合計 796)	71.5	17.8	10.7

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、70％以上。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

事業の損失状況をみると、2020年6月の時点ですでにマイナスの影響が出ていた法人は379件(60.2%)であり、このうち破産寸前の法人は6件確認された。法人格別にみると財団は68%(151件)であり、社団よりも7.5ポイント高い状況であり、財団の方がコロナウイルス感染拡大の影響を強く受けている。

「今後マイナス影響発生見込み」と回答した法人の割合は21.7%(137件)であり、「プラス影響が発生・発生見込み」とした回答割合は1.9%(12件)、「変化なし」とした回答割合は16.2%(102件)に止まった。

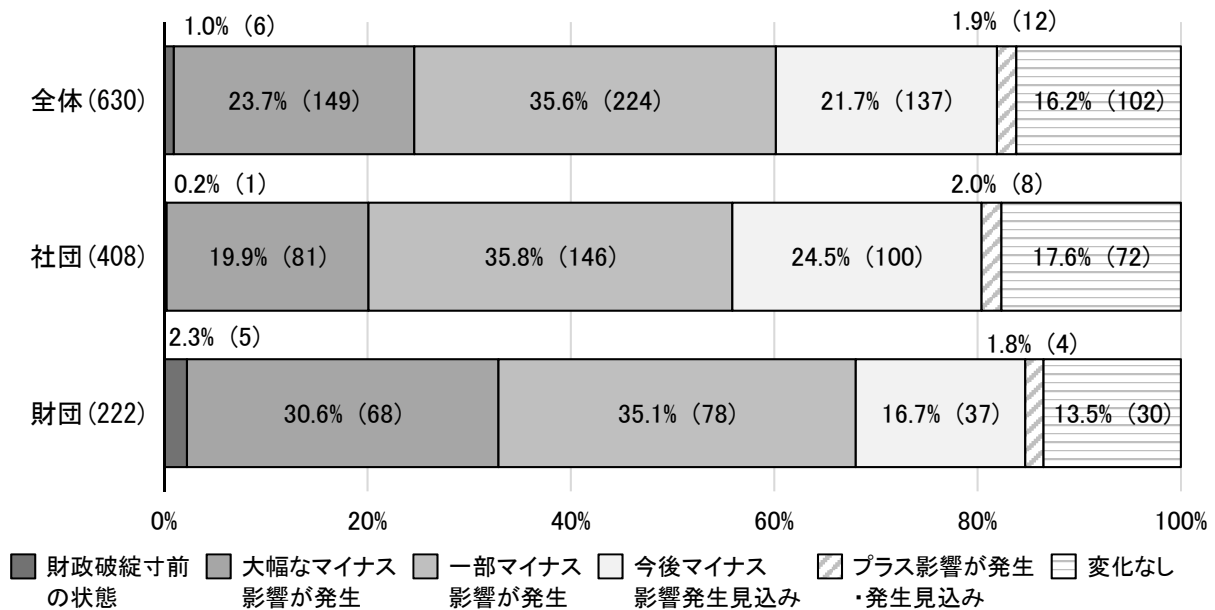


図47 コロナ禍による事業の損失状況

%は、回答法人数(社団408件、財団222件、全体630件)に占める割合。

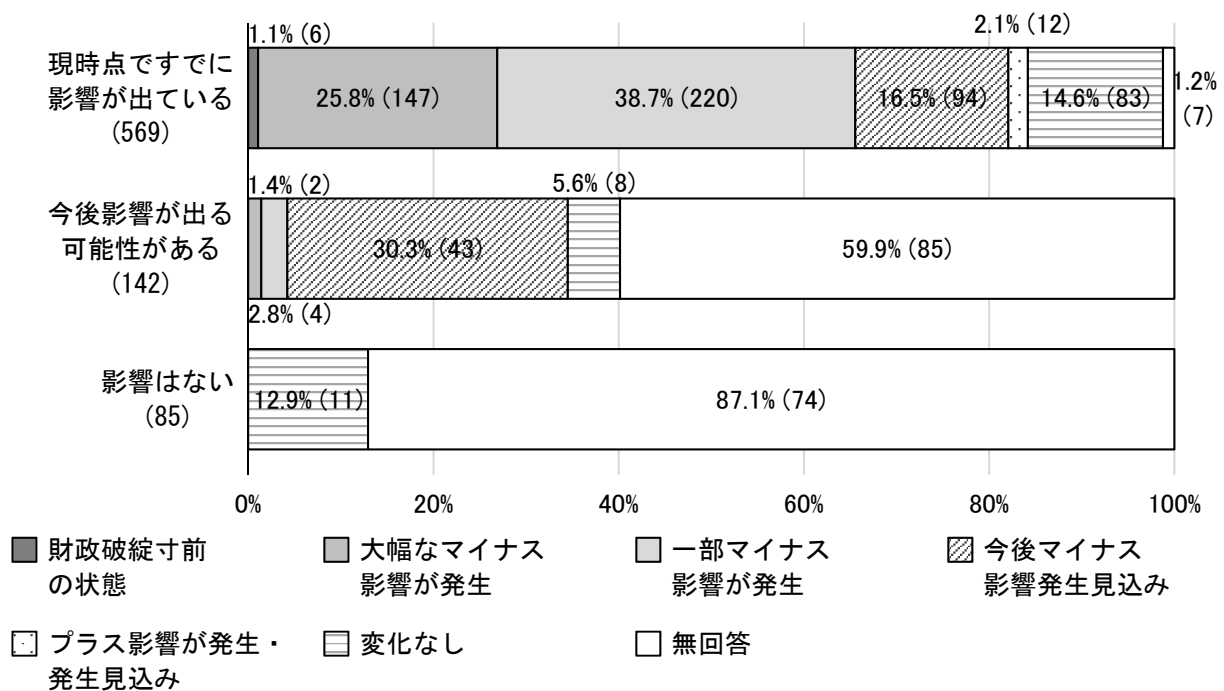


図48 事業活動への影響と事業の損失状況

4. コロナウイルスへの対応

図48は、事業活動への影響および事業損失状況をクロスさせたものである。図によると、「現時点ですでに影響が出ている」と回答した法人(569件)のうち6件(1.1%)が財政破綻寸前の状態であり、「大幅なマイナス影響が発生」とした法人も147件(25.8%)みられた。

「一部マイナス影響が発生」および「今後マイナス影響発生見込み」と回答した法人は、それぞれ220件(38.7%)および94件(16.5%)が確認された。逆に「プラス影響が発生・発生見込み」と回答した法人は12件(2.1%)が確認され、「変化なし」とする法人も83件(14.6%)みられた。

「今後影響が出る可能性がある」と回答した法人で、「大きなマイナス影響が発生」と回答した法人は2件(1.4%)であり、「一部マイナス影響が発生」と回答した法人も4件(2.8%)みられた。「今後マイナス影響発生見込み」については43件(30.3%)が確認された。

「影響はない」と回答した法人の場合、マイナス影響を心配する法人の該当はなく、多くの法人が「変化なし」(11件、12.9%)、無回答(74件、87.1%)と回答してる。

(2) 事業活動面の対策状況

事業活動面の対策状況についてみると、27.3%(217件)の法人が「対策をしていない・分からない」と回答しており(図49)、これは公益法人の20.9%を上回る数値となっている(図31)。また、27%(215件)の法人は「事業活動のオンライン化」といった対策を講じており、サービスの提供方法に大きな変化が生じている。「公的支援金、協力金等の活用」については18.1%(144件)にとどまり、これは公益法人と同様に多くの自治体で一般法人が対象から除外されるケースも少なくなく、このことが影響しているものと思われる。「新事業・サービスの開発・実施」および「その他公的支援の活用・情報収集」については、それぞれ16.8%(134件)および16.7%(133件)であった。

法人格別にみると、「事業活動のオンライン化」は社団の方が高く全体の32.1%(170件)を占め、財団とのポイント差は15.2に及ぶ。一方で、「公的支援金、協力金等の活用」については財団の方が高く22.8%(61件)であり、社団とは7.1ポイントの差が生じている。「新事業・サービスの開発・実施」、「その他公的支援の活用・情報収集」、「公益サービスの提供方法見直し」、「事務所、施設の縮小・一時閉鎖」については、大きな差はみられないものの、いずれも財団においてより高い数値が示されている。

「その他」の回答は68件(8.5%)であり、その記述回答の一部については以下のとおりである。記述回答の全文は、300頁のⅣの2(9)を参照されたい。

- ・公益・一般法人は、いわゆる中小企業に属しないとの判断から、政府のコロナ対策支援制度を利用できない。既に当法人では、事業協力金すら対象外と却下されている。収益事業の収益が占める割合の多い法人においては死活問題である。
- ・事業面では、手の打ちようがない。協力金等の支援を受けたいが、一般法人は対象外。
- ・県の要請で事業を中止したが、それに対する協力金は、一般法人は対象外という理由で申請ができなかった。

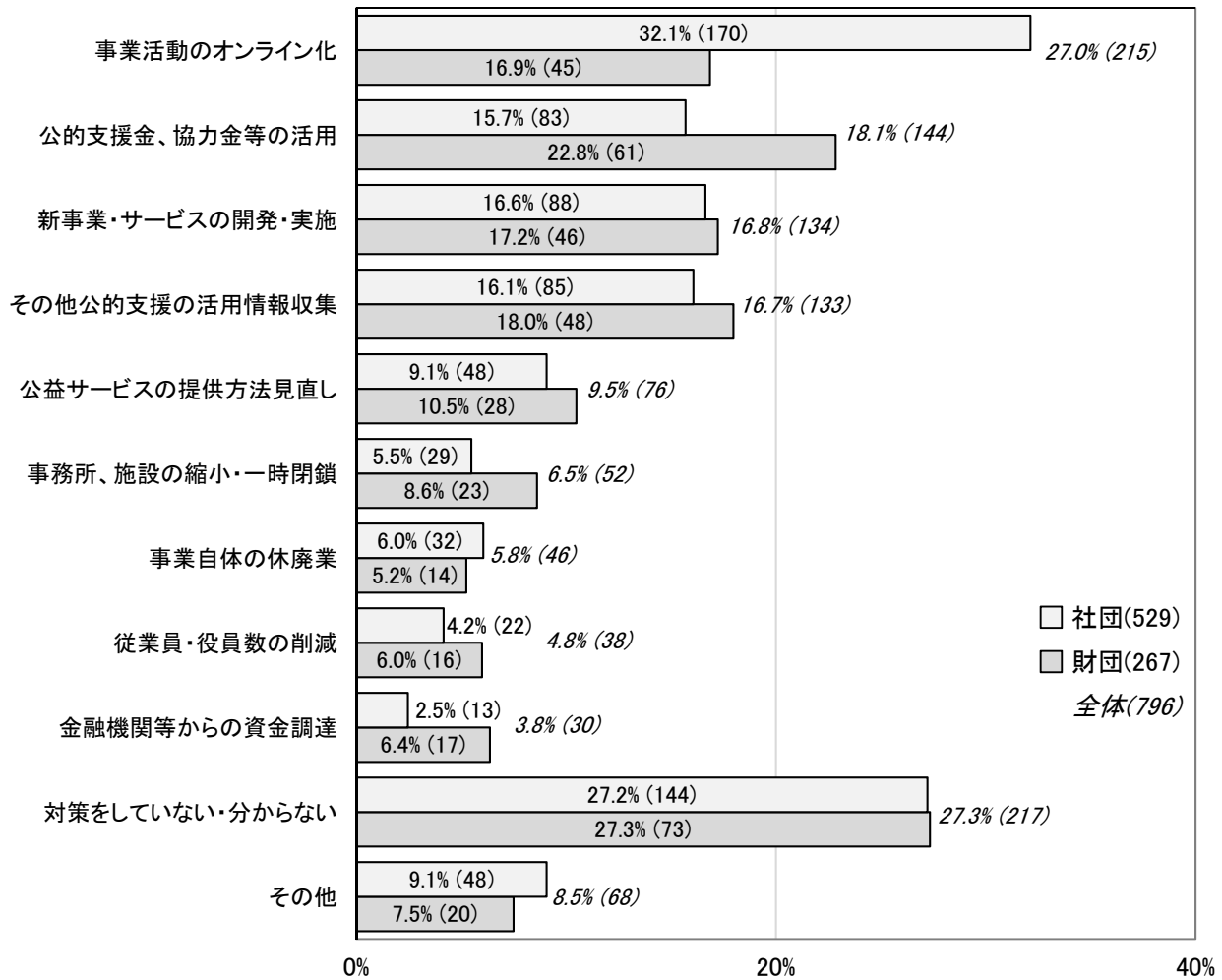


図49 事業活動面の対策状況(複数回答)

%は、各回答数(社団529、財団267、全体796)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、300頁、IVの2(9)を参照。

表64は、事業活動面の対策状況について所在地別に示したものであるが、全体の30%以上を占める地域は太字で示した。「公的支援金等の活用」の対策を講じている法人の割合が30%以上を占める地域は、茨城県(50%)、宮崎県(50%)、群馬県(45.4%)、埼玉県(41.2%)を含む8県であり、「その他公的支援の活用」については奈良県(66.7%)、福島県(45.5%)、富山県(42.9%)など9県が該当した。また、全ての法人が公的支援を受けていない地域も存在し、そのような地域では一般法人が支援の対象から除外されている場合がある。

「事業活動のオンライン化」については、和歌山県(66.7%)、京都府(57.1%)などの10都府県、「サービス提供方法の見直し」については秋田県(33.3%)の1県、「新規サービスの開発・実施」については山梨県(42.9%)、福井県(40.0%)など4県が30%を超えた。その他の「金融機関等からの資金調達」などの回答項目については、30%を超える地域はみられなかった。

事業面での対策状況の回答割合について行政庁別に上位5位、下位5位でみると以下のようになった。なお、回答数が少ない「金融機関等からの資金調達」、「事業自体の休廃業」、「事務所、関連施設の縮小・一時閉鎖」、「従業員数・役員数の削減」、「その他」については割愛させていただいた。

4. コロナウイルスへの対応

◇公的支援金等の活用

<上位>

茨城県	50.0%
宮城県	50.0%
群馬県	45.5%
埼玉県	41.2%
滋賀県	38.5%

<下位>

栃木県、千葉県、福井県などの6県で0%。

◇その他公的支援の活用

<上位>

奈良県	66.7%
福島県	45.5%
富山県	42.9%
三重県	40.0%
青森県	36.4%

<下位>

栃木県、兵庫県、香川県などの5県で0%。

◇事業活動のオンライン化

<上位>

和歌山県	66.7%
京都府	57.1%
茨城県	50.0%
宮城県	50.0%
東京都	48.1%

<下位>

青森県、富山県、大分県などの8県で0%。

◇サービス提供方法の見直し

<上位>

秋田県	33.3
京都府	28.6
愛知県	27.3
宮城県	25.0
兵庫県	23.1

<下位>

千葉県、奈良県、大分県などの19県で0%。

◇新規サービスの開発・実施

<上位>

山梨県	42.9%
福井県	40.0%
滋賀県	38.5%
島根県	37.5%
岩手県、京都府	28.6%

<下位>

愛媛県、宮城県、徳島県などの9県で0%。

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

表64 事業活動面の所在地別対策状況

単位：％

所在地 (回答法人数)	公的 支援金等 の活用	その他公的 支援の活用	事業活動のオン ライン化	サービス提供方 法の見直し	新規サービスの 開発・実施	金融機関等か ら資金調達	事業自体の休 廃業	事務所、施設の 縮小・一時閉鎖	従業員数・役員 数の削減	対策してない対 策が分からない	その他
北海道 (39)	28.2	23.1	20.5	7.7	12.8	7.7	12.8	7.7	7.7	28.2	5.1
青森県 (11)	18.2	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	27.3	18.2
岩手県 (14)	21.4	21.4	14.3	7.1	28.6	7.1	7.1	7.1	7.1	50.0	14.3
宮城県 (12)	25.0	8.3	41.7	25.0	25.0	8.3	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0
秋田県 (12)	25.0	16.7	8.3	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	25.0	25.0
山形県 (12)	16.7	25.0	8.3	16.7	0.0	0.0	16.7	8.3	8.3	25.0	8.3
福島県 (11)	18.2	45.5	27.3	9.1	27.3	0.0	27.3	9.1	18.2	18.2	9.1
茨城県 (6)	50.0	33.3	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0
栃木県 (8)	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	75.0	0.0
群馬県 (11)	45.5	18.2	0.0	9.1	0.0	18.2	18.2	0.0	0.0	27.3	0.0
埼玉県 (17)	41.2	35.3	23.5	11.8	17.6	0.0	5.9	5.9	0.0	11.8	0.0
千葉県 (12)	0.0	8.3	8.3	0.0	25.0	0.0	8.3	25.0	8.3	25.0	8.3
東京都 (185)	14.1	11.4	48.1	10.3	17.8	3.2	7.6	6.5	4.9	21.6	8.1
神奈川県(20)	10.0	15.0	10.0	0.0	10.0	0.0	5.0	10.0	5.0	40.0	30.0
新潟県 (22)	4.5	13.6	9.1	4.5	13.6	0.0	0.0	9.1	9.1	40.9	22.7
富山県 (7)	28.6	42.9	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
石川県 (12)	16.7	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	33.3	25.0
福井県 (5)	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0
山梨県 (7)	14.3	28.6	0.0	14.3	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3
長野県 (24)	12.5	8.3	37.5	8.3	12.5	0.0	4.2	8.3	4.2	29.2	8.3
岐阜県 (22)	13.6	18.2	27.3	4.5	18.2	9.1	4.5	4.5	0.0	27.3	4.5
静岡県 (31)	9.7	6.5	19.4	16.1	12.9	0.0	0.0	0.0	6.5	48.4	6.5
愛知県 (22)	31.8	13.6	27.3	27.3	27.3	4.5	0.0	18.2	9.1	18.2	13.6
三重県 (15)	26.7	40.0	26.7	6.7	20.0	0.0	6.7	0.0	6.7	20.0	0.0
滋賀県 (13)	38.5	30.8	0.0	0.0	38.5	15.4	0.0	23.1	0.0	7.7	7.7
京都府 (14)	7.1	14.3	57.1	28.6	28.6	7.1	0.0	7.1	0.0	14.3	0.0
大阪府 (31)	29.0	29.0	25.8	16.1	19.4	3.2	3.2	12.9	3.2	12.9	9.7
兵庫県 (13)	15.4	0.0	30.8	23.1	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	15.4
奈良県 (6)	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0
和歌山県 (6)	0.0	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0
鳥取県 (10)	20.0	20.0	30.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0	30.0	10.0
島根県 (8)	25.0	12.5	25.0	0.0	37.5	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0

4. コロナウイルスへの対応

所在地 (回答法人数)	公的支援金の活用	その他公的支援の活用	事業活動のオンライン化	サービスの提供方法の見直し	新規サービスの開発・実施	金融機関等から資金調達	事業自体の休業	事務所、施設の縮小・一時閉鎖	従業員数・役員数の削減	対策してない対策が分からない	その他
岡山県 (10)	30.0	10.0	20.0	20.0	20.0	10.0	10.0	10.0	0.0	30.0	0.0
広島県 (15)	26.7	20.0	33.3	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	33.3	6.7
山口県 (24)	8.3	8.3	16.7	0.0	16.7	0.0	4.2	4.2	4.2	50.0	0.0
徳島県 (3)	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県 (6)	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0
愛媛県 (8)	25.0	12.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0
高知県 (4)	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0
福岡県 (22)	4.5	13.6	22.7	4.5	13.6	0.0	0.0	0.0	0.0	40.9	9.1
佐賀県 (9)	0.0	11.1	22.2	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6	11.1
長崎県 (8)	25.0	12.5	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
熊本県 (16)	12.5	6.3	12.5	6.3	18.8	12.5	18.8	6.3	6.3	25.0	18.8
大分県 (3)	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
宮崎県 (4)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
鹿児島県(13)	23.1	15.4	15.4	15.4	23.1	7.7	7.7	0.0	15.4	7.7	0.0
沖縄県 (13)	23.1	23.1	7.7	7.7	15.4	7.7	0.0	15.4	7.7	15.4	23.1
全 体 (796)	18.1	16.7	27.0	9.5	16.8	3.8	5.8	6.5	4.8	27.3	8.5

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、30%以上。

◇対策してない対策が分からない

<上位>

栃木県	75.0%
大分県	66.7%
佐賀県	55.6%
岩手県	50.0%
山口県	50.0%
長崎県	50.0%
宮崎県	50.0%

<下位>

徳島県	0.0%
山梨県	0.0%
鹿児島県	7.7%
滋賀県	7.7%
埼玉県	11.8%

(3) 組織内のコロナ防止対策

組織内のコロナ防止対策の状況については、「感染防止備品等の配布、設置」および「集合イベントの中止・延期」と回答した法人の割合が最も高く、それぞれ82.8%(659件)および78.3%(623件)である(図50)。また、「ソーシャルディスタンスの確保」および「在宅勤務」も比較的に高く、それぞれ52.9%(421件)および42%(334件)であった。いずれのカテゴリーも公益法人と同様で、緊急事態宣言が発せられた地域において特に高い数値が示される傾向にある。

法人格別にみると、「集合イベントの中止・延期」、「会議・事務手続き等のオンライン化」などは社団においてより高い数値が示されており、財団が上回ったコロナ防止対策は「感染防止備品等の配布、設置」、「パーティションの設置」、「社内規定・報告ルールの整備」であった。

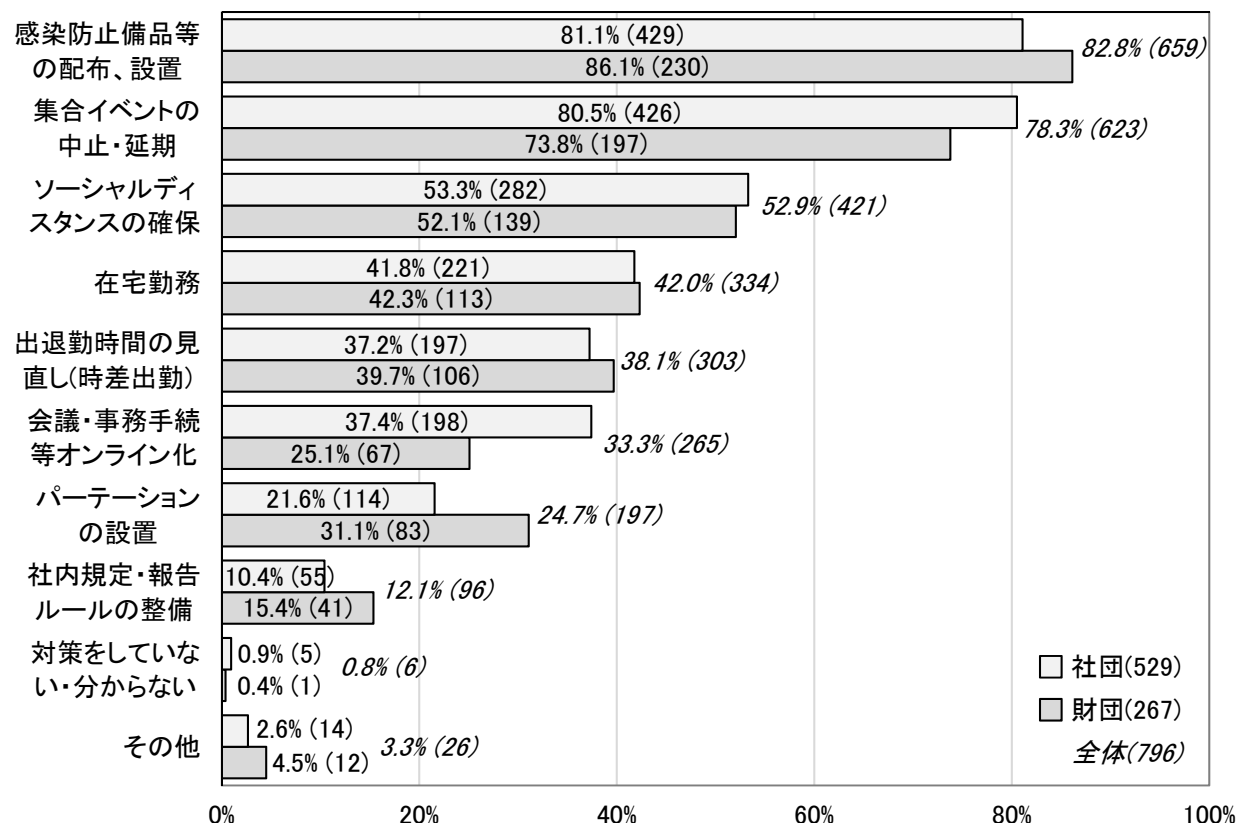


図50 組織内のコロナ防止対策状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。
斜体は社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、301頁、IVの2(10)を参照。

(4) 法人組織として求めたい支援

法人組織として求めたい支援について伺ったところ、「特段の支援は求めている」とする回答割合が半数を超え 53.8%(428件)に上った(図51)。その次に高かったのは「休業・事業損失への補償金」の 20.6%(164件)、「支援情報を含む各種情報の提供」の 18.6%(148件)、「IT導入相談・経費補助」の 16.2%(129件)であった。

法人格別にみると、「支援情報を含む各種情報の提供」および「税制の優遇措置」については社団の方が高く、「休業・事業損失への補償金」、「IT導入相談・経費補助」、「従業員の失業対策・雇用支援」、「窓口・オンライン上の個別相談」については財団の方が高かった。特に

4. コロナウイルスへの対応

「休業・事業損失への補償金」と回答した財団の割合が30.7%(82件)に上り、社団とは15.2ポイントの差が生じている。

「その他」と回答した法人は11件(1.4%)であり、その主な記述回答は以下のとおりである。なお、記述回答の全文は302頁のIVの2(11)を参照されたい。

- ・休業しても協力金や助成金は対象外で支援を受けられない。IT 関連も対象外でテレワーク用ノートパソコンを協会費で購入予定です。協力要請に応えた法人については、協力金の対象としてほしい。
- ・事業の一部中止による収入減により、組織運営管理費、特に人件費などの固定経費の財源確保(現在、行政機関との間で既決補助金の運用見直しを協議中)で困っています。

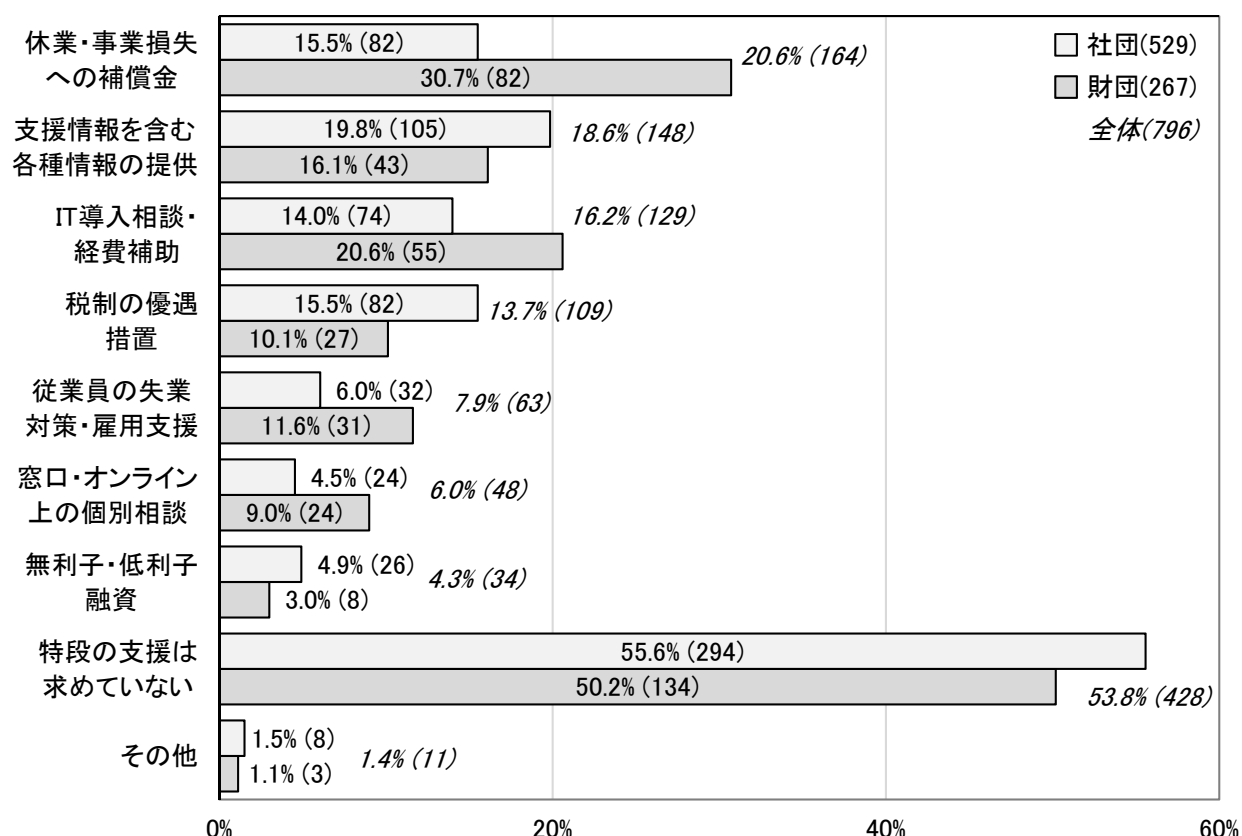


図51 法人組織として求めたい支援(複数回答)

%は、回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、302頁、IVの2(11)を参照。

表65は、組織として求めたい支援について事業別に示したものである。「休業・事業損失への補償金」を望む法人の割合が30%を超えた事業は、「スポーツ関係」(50%)、「産業創造・企業経営、起業支援」(50%)を含む6事業であった。このほかにも、「税制の優遇措置」は「産業創造・企業経営、起業支援」(50%)、「美術館・博物館・動物園等」(42.1%)などの4事業、「IT導入相談・経費補助」は「社会福祉関係」(35%)、「支援情報を含む各種情報の提供」は「社会福祉関係」(40%)、「美術館・博物館・動物園等」(31.6%)などの3事業、「従業員の失業対策・雇用支援」は「美術館・博物館・動物園等」(36.8%)において30%を超えた。

「特段の支援を求めている」については、22事業中19事業において30%を超えており、と

りわけ「非営利活動支援団体」の90%は特段の支援を求めているとし、「助成・表彰」(73.3%)、「互助・共済、親睦団体」(71.4%)においても70%を超えている。逆に30%未満を示す「美術館・博物館・動物園等」(15.8%)、「スポーツ関係」(20%)、「会館運営」(28%)は、他の事業と比べて支援を必要としている法人が多いことが推測できる。

組織として求めたい支援の事業別回答割合を上位5位、下位5位でみると以下ようになった。なお、回答数が少ない「無利子・低利子融資」、「窓口・オンライン上の個別相談」、「従業員の失業対策・雇用支援」、「その他」については割愛させていただく。

表65 主たる事業別求めたい支援

単位：％

主たる事業 (回答法人数)	休業・事業損失 への補償金	措置 税制の優遇	融資 無利子・低利子	経費補助 IT導入相談・	窓口・オンライン 上の個別相談	支援情報を含む 各種情報の提供	従業員の失業 対策・雇用支援	特段の支援は 求めている	その他
社会福祉関係 (20)	20.0	15.0	15.0	35.0	15.0	40.0	15.0	35.0	0.0
健康維持・増進団体等 (19)	36.8	21.1	15.8	0.0	5.3	15.8	5.3	52.6	0.0
医療施設、病院等 (29)	24.1	17.2	3.4	10.3	0.0	13.8	6.9	51.7	6.9
教育関係 (45)	26.7	15.6	6.7	13.3	4.4	13.3	4.4	55.6	0.0
学会・学術団体 (55)	12.7	10.9	7.3	18.2	1.8	14.5	7.3	58.2	0.0
研究・分析機関 (31)	12.9	12.9	12.9	6.5	3.2	12.9	16.1	67.7	0.0
助成・表彰 (15)	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	73.3	0.0
美術館・博物館・動物園等(19)	47.4	42.1	15.8	10.5	5.3	31.6	36.8	15.8	0.0
芸術・文化関係 (21)	38.1	28.6	0.0	9.5	4.8	28.6	14.3	47.6	4.8
スポーツ関係 (20)	50.0	25.0	5.0	20.0	15.0	30.0	15.0	20.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(50)	14.0	12.0	12.0	22.0	10.0	18.0	12.0	50.0	2.0
環境保護 (11)	27.3	36.4	0.0	9.1	9.1	27.3	9.1	36.4	0.0
災害・地域安全 (14)	21.4	14.3	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0	64.3	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	50.0	50.0	28.6	21.4	14.3	21.4	21.4	35.7	0.0
業界団体 (217)	14.3	8.8	3.2	14.7	2.8	19.4	4.1	61.3	1.4
同一資格者団体 (18)	0.0	11.1	0.0	16.7	5.6	22.2	0.0	66.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(22)	22.7	22.7	4.5	13.6	4.5	18.2	9.1	50.0	0.0
互助・共済、親睦団体 (28)	7.1	3.6	0.0	7.1	0.0	10.7	0.0	71.4	3.6
会館運営 (25)	44.0	32.0	12.0	12.0	8.0	4.0	16.0	28.0	4.0
行政関連 (66)	16.7	21.2	1.5	9.1	1.5	22.7	7.6	50.0	1.5
非営利活動支援団体 (10)	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0
その他事業 (47)	29.8	25.5	8.5	17.0	2.1	19.1	6.4	46.8	2.1
全 体 (合計 796)	20.6	16.2	6.0	13.7	4.3	18.6	7.9	53.8	1.4

％は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、30%以上。

4. コロナウイルスへの対応

◇休業・事業損失への補償金

<上位>		<下位>	
スポーツ関係	50.0%	非営利活動支援団体	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	50.0%	同一資格者団体	0.0%
美術館・博物館・動物園等	47.4%	互助・共済、親睦団体	7.1%
会館運営	44.0%	学会・学術団体	12.7%
芸術・文化関係	38.1%	研究・分析機関	12.9%

◇税制の優遇措置

<上位>		<下位>	
産業創造・企業経営、起業支援	50.0%	非営利活動支援団体	0.0%
美術館・博物館・動物園等	42.1%	互助・共済、親睦団体	3.6%
環境保護	36.4%	助成・表彰	6.7%
会館運営	32.0%	業界団体	8.8%
芸術・文化関係	28.6%	学会・学術団体	10.9%

◇IT導入相談・経費補助

<上位>		<下位>	
社会福祉関係	35.0%	助成・表彰	0.0%
地域社会貢献活動・団体	22.0%	災害・地域安全	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	21.4%	健康維持・増進団体等	0.0%
スポーツ関係	20.0%	研究・分析機関	6.5%
学会・学術団体	18.2%	互助・共済、親睦団体	7.1%

◇支援情報を含む各種情報の提供

<上位>		<下位>	
社会福祉関係	40.0%	非営利活動支援団体	0.0%
美術館・博物館・動物園等	31.6%	会館運営	4.0%
スポーツ関係	30.0%	災害・地域安全	7.1%
芸術・文化関係	28.6%	互助・共済、親睦団体	10.7%
環境保護	27.3%	研究・分析機関	12.9%

◇特段の支援は求めている

<上位>		<下位>	
非営利活動支援団体	90.0%	美術館・博物館・動物園等	15.8%
助成・表彰	73.3%	スポーツ関係	20.0%
互助・共済、親睦団体	71.4%	会館運営	28.0%
研究・分析機関	67.7%	社会福祉関係	35.0%
同一資格者団体	66.7%	産業創造・企業経営、起業支援	35.7%

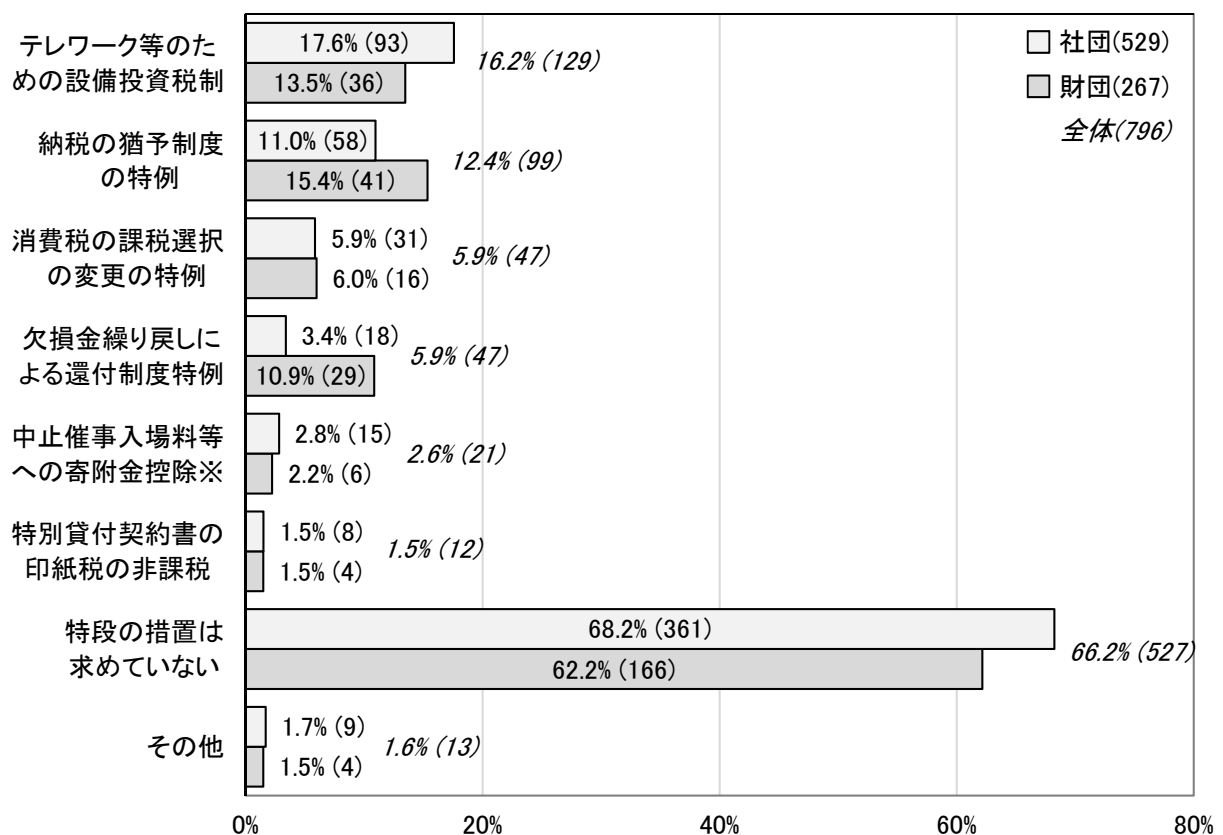
(5) 求めたい税制上の支援措置

法人組織として求めたい税制上の支援措置については、「特段の措置は求めていない」が最も多く 66.2%(527 件)に上る(図 52)。その他回答はいずれも 20%以下を示しており、税制面の支援ニーズはそれほど高くないと言えるが、その中で高い数値を示している回答は「テレワーク等のための設備投資税制」(16.2%、129 件)および「納税の猶予制度の特例」(12.4%、99 件)であった。

法人格別にみると、「テレワーク等のための設備投資税制」は社団の方が高く 16.2%(129 件)であり、「納税の猶予制度の特例」および「欠損金繰り戻しによる還付制度特例」については財団の方が高く、それぞれ 12.4%(99 件)および 5.9%(47 件)であった。

法人組織として求めたい税制措置について事業別にみると、「納税の猶予制度の特例」を求めたいとする回答割合が最も高かった事業は「産業創造・企業経営、起業支援」(35.7%)であり、「テレワーク等のための設備投資税制」のそれは「環境保護」(36.4%)であった。「欠損金繰り戻しによる還付制度特例」、「中止催事入場料等への寄附金控除」、「消費税の課税選択の変更の特例」および「特別貸付契約書の印紙税の非課税」については、高いニーズを示す事業はみられなかった。

「特段の措置は求めていない」とする回答割合が 30%を超えた事業は、「非営利活動支援団体」(90%)、「医療施設、病院等」(79.3%)、「災害・地域安全」(78.6%)、「互助・共済、親



※中止等された文化芸術・スポーツイベントの入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用。

図52 コロナ禍における法人組織として求めたい税制上の措置(複数回答)

%は、回答法人数(社団529件、財団267件、全体796件)に占める割合。

斜体は、社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、302頁、Ⅳの2(12)を参照。

4. コロナウイルスへの対応

表66 主たる事業別の法人組織として求めたい税制措置(複数回答)

単位:%

主たる事業 (回答法人数)	制納 度税 の特 例予	還戻 付し 制に 度よ り特 例	欠損 金繰 り	設 備の 投資 税制	等 のた めの ク	テ レ ワ ーク	寄 附金 等 控除 ※	中 止 催 事 入	更 選 費 特 例 の 変 課	消 費 税 の 課	税 約 の 書 非 課 税	特 別 の 貸 付 契	な い は 特 段 の 求 め て 置 く	そ の 他
社会福祉関係 (20)	15.0	10.0		20.0			5.0		5.0		5.0		60.0	10.0
健康維持・増進団体等 (19)	21.1	10.5		15.8			5.3		10.5		0.0		52.6	0.0
医療施設、病院等 (29)	6.9	0.0		10.3			0.0		10.3		0.0		79.3	3.4
教育関係 (45)	15.6	4.4		13.3			0.0		6.7		2.2		68.9	2.2
学会・学術団体 (55)	1.8	0.0		21.8			7.3		7.3		1.8		69.1	1.8
研究・分析機関 (31)	6.5	6.5		22.6			0.0		0.0		0.0		67.7	0.0
助成・表彰 (15)	6.7	6.7		13.3			0.0		0.0		0.0		73.3	0.0
美術館・博物館・動物園等 (19)	15.8	10.5		15.8			10.5		5.3		5.3		52.6	0.0
芸術・文化関係 (21)	23.8	9.5		14.3			14.3		9.5		0.0		52.4	0.0
スポーツ関係 (20)	10.0	15.0		25.0			5.0		15.0		5.0		55.0	0.0
地域社会貢献活動・団体 (50)	14.0	6.0		10.0			2.0		10.0		0.0		68.0	4.0
環境保護 (11)	18.2	0.0		36.4			0.0		0.0		0.0		54.5	0.0
災害・地域安全 (14)	14.3	0.0		0.0			7.1		0.0		0.0		78.6	0.0
産業創造・企業経営、起業支援 (14)	35.7	14.3		21.4			14.3		14.3		7.1		28.6	0.0
業界団体 (217)	7.8	3.7		17.5			2.3		4.6		0.9		70.0	1.8
同一資格者団体 (18)	22.2	0.0		5.6			0.0		5.6		0.0		72.2	0.0
免許・資格付与・検査・検定 (22)	18.2	4.5		18.2			0.0		4.5		0.0		63.6	4.5
互助・共済、親睦団体 (28)	7.1	7.1		10.7			0.0		0.0		0.0		78.6	0.0
会館運営 (25)	16.0	24.0		8.0			0.0		8.0		0.0		56.0	4.0
行政関連 (66)	19.7	7.6		16.7			0.0		3.0		1.5		65.2	0.0
非営利活動支援団体 (10)	0.0	0.0		10.0			0.0		0.0		0.0		90.0	0.0
その他事業 (47)	19.1	8.5		19.1			0.0		10.6		6.4		57.4	0.0
全 体 (合計 796)	12.4	5.9		16.2			2.6		5.9		1.5		66.2	1.6

%は、各カッコ内の回答法人数に占める割合。太字は、30%以上。

睦団体」(78.6%)を含む21事業であり、30%未満を示す事業は「産業創造・企業経営、起業支援」(28.6%)のみであった。

(6) 対外的な支援活動の実施状況

コロナウイルス感染拡大に関連した支援活動の実施状況については、67.2%(535件)の法人が特段の支援活動を実施していないとし、とりわけ財団において高い数値が示されており80.9%(216件)で、社団とのポイント差は20.6に上る(図53)。公益法人の場合、「特に何も行っていない」とする回答割合は68.1%であり、公益法人の方が若干上回る結果となった。

一般法人の新規設立法人は、財務三基準による縛りがないため安定した財政基盤の確保が容易であり、変更認可申請など複雑な事務手続き等も不要のため機動性に優れていることから、緊急時において支援側に回りやすいという状況があるのかもしれない。

次に多かった回答は、「雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供」の14.3% (114件)、「支援物資、機材、車両等の提供」の8% (64件)であった。全体的にみると、緊急時の際は財団よりも社団の方が支援活動を行う傾向にあり、とくに「寄附金、助成金等の支出」も社団が上回る状況は興味深い点である。

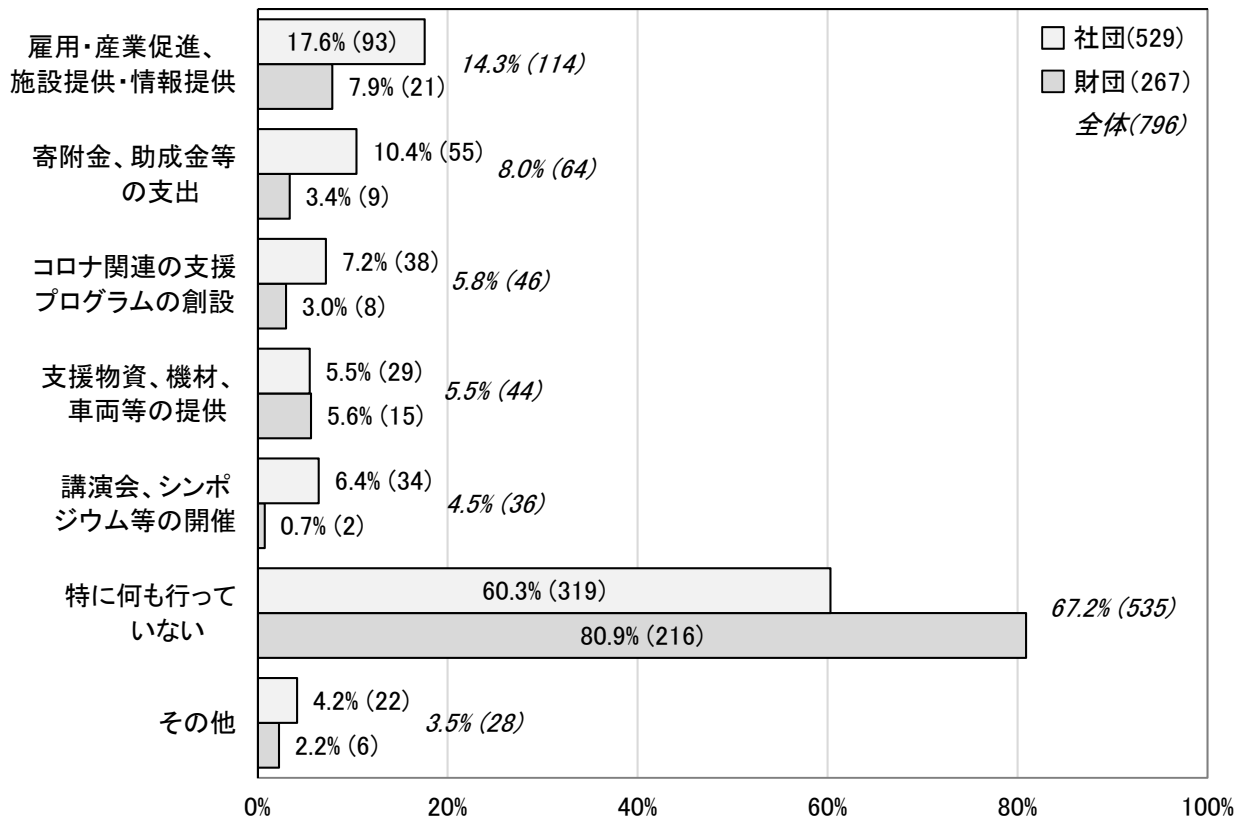


図53 コロナウイルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数回答)

%は、回答法人数(社団526件、財団267件、全体796件)に占める割合。

斜体は社団と財団を合わせた数値。「その他」の記述回答は、303頁、Ⅳの2(13)を参照。

(7) 支援策や税制面の意見、要望等の内容

コロナウイルス感染拡大に係る支援策や税制面の意見、要望等について記述回答を求めたところ、62件の回答があった。最も多かった回答は、「その他支援金」18件であり、次に多かった回答は「休業・事業損失への補償金」(10件)および「税制に関する支援措置」(10件)であった。

その他項目については、「制度に関する要望」が4件、「行政庁による支援策」が5件、「IT導入相談・経費補助」が4件、「各種情報の提供、個別相談」が3件であった。「その他」(8件)の記述回答の全文は、303頁、Ⅳの2(14)を参照にされたい。

4. コロナウイルスへの対応

表 67 支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数

項 目	回答数
休業・事業損失への補償金	10
制度に関する要望	4
行政庁による支援策	5
IT導入相談・経費補助	4
各種情報の提供、個別相談	3
税制に関する支援措置	10
その他支援金	18
その他	8
合 計	62

記述回答の全文は、303 頁、IVの 2(14)を参照。

「その他」として寄せられた主な記述回答は以下のとおりである。

＜休業・事業損失への補償金＞

「休業・事業損失への補償金」に関する記述回答は 10 件みられた。中には、一部の自治体が公益法人、一般法人を補償金の対象外としていることを受け、コロナの影響で財政が悪化している法人には、法人格に関係なく一律に支援策を講じるべきという意見があった。図 47 によると、実際に 25%の一般法人が「破産寸前の状態」または「大幅なマイナス影響が発生」と回答しており、とくに自律している法人ほど大きな影響を受けやすいという状況は公益法人にも言えることである。このことから、都道府県からの要請を受けて自粛に協力した法人には、法人格に関係なく補償金や協力金を支給すべきという意見は、その他の記述回答でも指摘されているところであり、具体的には以下のとおりである。

- ・ 個人・中小企業への支援策は出されており、社会的には広範な支援策となっているように見られるが、公益・一般法人は中小企業に該当せず支援の対象外である。国は、急仕立ての制度であればこそ、法人に区別をつけるべきではない。コロナの影響で、経営上、厳しい法人には支援策を適用すべき。
- ・ 持続化給付金や各種の支援金・協力金など様々な救済措置が取られているが、制度・対象者の偏りがあり、不公平感が強く感じられる。当会では個人事業主の記帳・確定申告相談業務を主な業務としているが、コロナウイルスの影響があるものの政府が定める水準に少し足りないだけで、何も受けられない会員さんも多くおられる。今の制度はあまりにざっくりすぎて、もう少し丁寧な仕組み作りが必要と思われます。
- ・ 休業要請対象とはなっていなかったが、世論の風潮で自主的に貸し出しを中止にした場合の収入減に関する支援策等。
- ・ 一部の中小企業向けの支援策で一般財団法人が対象外とされることがある(例：セーフティネット保証、大津市中小企業助成金)。置かれている状況は同じであり、法人格で区別され支援が受けられないという状況は容認できない。
- ・ 休業要請と補償は、セットで行うべきかと思います。また、一軒にマスクを 2 枚配布するような税金の無駄使いにみえてしまう策は、やめてください。もっと日本国民が納得のい

く支援対策を行ってください。

＜制度に関する要望＞

制度に関する記述回答は4件が該当し、「職務執行報告の省略(書面化)が可能となるよう法改正をお願いしたい」といった回答がみられた。

＜行政庁による支援策＞

行政庁による支援策を求める法人は5件みられ、「公益目的支出計画に与える影響を考慮していただければありがたい」といった回答があった。

＜IT導入相談・経費補助＞

「IT導入相談・経費補助」については、「Web会議実施に関する補助等の拡大。」や「システム環境整備への補助。」など4件の記述回答が寄せられた。

＜その他支援金＞

「その他支援金」については、18件の記述回答があった。とりわけ会場のキャンセル料金や利用者の減少に対する支援策などの要望がいくつか寄せられており、具体的には以下のとおりである。

- ・ 行政から当会に、会員を対象とした情報伝達や支援物資の配送業務などの要請が来ていますが、郵送料や執務した従業員への手当などは当会からの持ち出しです。この部分への助成金などがあると助かります。
- ・ 展示会場のキャンセル料金に対する支援策や税制優遇。
- ・ 医療、介護、助産等の事業を行っておりますが、利用者の大幅な減少により収入が大幅に減り、一方感染対策費用等で支出が増加し、収支が悪化している。今の状態が続けば、事業の整理縮小が必要となる。雇用を確保するため、一般法人への特別融資制度や給付金などがあれば活用したい。

＜その他＞

その他事項は8件であり、具体的には、緊急時に公益目的支出計画関連の諸手続きや変更認可などについて事後報告で済むなどの特例措置を設けることで、セクター全体が、機動的に支援活動等を行えるようになるといった記述がみられた。具体的には以下のとおりである。

- ・ 引き続き、各種支援制度に関する情報提供を希望します。また、今回のような感染症対策への支援や自然災害からの復旧活動支援など、緊急時のための公益目的支出を行政庁が公益目的支出計画の特例として明示し、各法人が実施報告のみで実施できるようになれば、緊急時の機動的な支援活動等が促進されるのではないかと考えます。
- ・ 公益目的支出計画に与える影響を考慮していただければありがたい(内閣府)。

5. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する要望は69件寄せられた(表68)。最も多かった要望事項は「情報提供全般に関するもの」で29件であり、「提言活動に関するもの」(13件)、「セミナーに関するもの」(18件)および「調査研究に関するもの」(18件)も比較的が多かった。具体的な記述回答の内容は以下のとおりである。

表 68 公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項 目	回答数
情報提供全般に関するもの	21
相談に関するもの	8
セミナーに関するもの	4
月刊誌・書籍に関するもの	0
提言活動に関するもの	13
会員制度に関するもの	3
調査研究(本アンケート含む)に関するもの	8
公法協への激励・苦言に関するもの	17
その他	5
合 計	69

記述回答の全文は、307 頁、Ⅳの 2(15)を参照。

<情報提供全般に関するもの>

「情報提供全般」は、回答としては最も多い 21 件であった。コロナ禍にある情勢であるため、コロナ関連の情報発信をお願いしたいといった記述回答が比較的によくみられた。

- ・ いつも情報発信をありがとうございます。今年度は、特に新型コロナウイルス対策について、他法人の活動、各種の助成金などの情報を、できるだけ多くかつ早く発信していただけることを期待しております。

<提言活動に関するもの>

「提言活動」に関する要望は 13 件みられ、①公益目的事業に充てる収益事業の収益についての非課税措置、②緊急支援活動促進対策のための変更認可手続きの事後報告、税制優遇などの特例措置の実現を望む声が聞かれた。

- ・ 収益事業による収益からの公益支出の際の課税控除の実現。公益事業拡大に伴い公益事業収入に加え、収益事業の収益を公益事業に投入していますが、課税の際の税控除対象費用に充当できません。実際は費用として支出しており、公益であるにも関わらず収益の控除にならないのは矛盾しており、今後の多くの公益事業に支障が生じるものと思慮します。この点において株式会社等法人より厳しい状況は多くの他法人においても同様と考えます。
- ・ 自然災害からの復旧や感染症対策など緊急時の支援活動等に各法人が迅速に協力できる

ような制度改正について検討し行政庁に提言していただければ幸いです。現行制度は、平常時の継続的な公益事業を前提として、新規事業の認可手続きや公益目的支出計画の変更認可手続きが設計されていますが、緊急時の公益支出促進対策として行政庁が明示した範囲の公益支出(支援事業等)を公益法人等(移行法人を含む)が実施する場合には、事前の変更認可申請等を不要とし、公益目的支出計画実施報告等で緊急支援等として報告すれば足りる、税制上も優遇措置があるといった仕組みができれば、緊急時にも各法人の支援活動等が促進されやすくなり、力を結集できるのではないかと考えます。

＜会員制度に関するもの＞

会員制度に関する記述回答は3件に止まり、具体的には「会員になるにあたって、会費が高い。会員メリットが期待できない。」といった、会費の減額を求める声が聞かれた。

＜調査研究(本アンケート含む)に関するもの＞

調査研究に関する記述回答は8件が確認され、当協会の海外調査の成果を広く一般に公表すべきという意見などがあつた。諸外国制度の理解促進が図られない限り日本の制度改善の必要性に気付くことは難しく、その意味で、諸外国の制度を調査し、その成果を情報発信することは重要であると思われる。

- ・日本の行政による公益への管理統制志向が異常であることは、貴協会の欧米調査の報告書を読むとよく分かります。このような報告書はもっと広く公開すべきです。

＜その他＞

「その他」については5件が該当し、例えば「公益法人の制度が良くなれば認定申請したいと思います。どうか頑張ってください。」といった記述がみられた。

IV. まとめ

本調査は、公益法人、一般法人が置かれている現状を把握する目的で実施したものである。今回の調査から、公益法人の場合、コロナ禍の中で財政基盤の維持、公益活動の安定運営を図るどころか、基礎体力を維持することさえ困難な状況がみえてきた。その状況に至るまでの経緯についてみていくこととする。

- (1) 組織運営面で苦労している点では、83.8%の公益法人、57.8%の一般法人が何らかの問題（苦労している点）を抱えているとし、その回答割合が2018年比でいずれも12ポイント上昇している（表14）（表48）。
- (2) 公益法人が苦労している内容をみると、半数近くが①収支相償及び②定期提出書類、4分の1以上が③変更認定申請と回答しており（表14）、これらは公益法人の持続的成長、機動的な事業展開を著しく阻害させ、公益活動の実施に支障をきたす主要因となっている（表17）。
- (3) とりわけ、収支相償は公益目的事業のみを実施する公益法人（図8）、定期提出書類や各種申請手続きは小規模法人（図7）が苦労する傾向にあり、このことが組織の持続的成長、安定した組織運営、機動的な事業展開を求め一般法人など他法人格への転換を望む法人の増加要因となっているものと思われる（表18）。
- (4) 苦労している公益法人の増加、他法人格への転換を望む公益法人の増加は、コロナウイルス感染拡大による影響も関係していると思われる。実際に72.3%の法人がマイナスの影響を受けており（図29）、もともと収支相償等により財政基盤の確保が困難な中で緊急事態が生じた時に、その影響を大きく受けることとなる。このことによる公益活動の停滞、一般社会への影響が懸念されているところである。
- (5) このため、緊急時に新たな支援活動を展開できる公益法人は少なく、実際にコロナ関連の支援活動を実施できた公益法人はわずか27.5%であり（図35）、これは一般法人（29.3%）よりも低い数値となっている（図53）。
- (6) 収支相償についてみると、公益法人には特定費用準備資金の制度があるが、これは特定目的のための積み立て制度であり、公益法人の事業が中断することによる受益者の不利益や社会的なダメージは全く考慮されていない。他国の状況を紹介すると、英米にはチャリティの事業継続とレジリエンス獲得を目的とした積立金(Reserves)の保有を促す制度設計が施されており、この点では日本の施策と対照的である¹。
- (7) 事務手続き面では、定期報告や申請手続きの膨大な事務負担による事業活動への影響が深刻であることは表17の記述回答から読み取れる。英国の規制当局（チャリティ委員会）では、本来チャリティ活動に利用できるあらゆる資源を規制遵守のために費消させるの

は好ましくないという考えに基づき、事務手続き面等でチャリティに負荷がかからないよう創意工夫の徹底がなされている¹。

(8) 欧米諸国では、市民社会組織を戦略的観点から、税制面、法制面であらゆる施策を講じチャリティの発展拡大を支援している²。日本の場合、行政による管理統制のもと公益セクターの発展拡大が制限される状況が長らく続いており、このことは公益法人数の伸び悩みに繋がっている(表 1)。

(9) とくにコロナウイルス感染拡大の緊急時においては、もともと財務基盤が弱い多くの公益法人が犠牲となり、社会的にも大きな損害を覆った。今回のこのような緊急事態から多くを学び、収支相償などの諸課題を含む制度の見直しの機運が高まれば幸いである。

最後に、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力くださった法人の方々にはこの誌面を借りて厚くお礼申し上げます。

¹ 公益法人協会(2020):『訪英調査ミッション報告書ー英国における小規模法人対策とチャリティ会計』未刊内部資料, 429p.

² 公益法人協会(2015):『英国チャリティーその変容と日本への示唆』弘文堂, 347p.

V. 付属資料

1. 記述回答 [公益法人編]

(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答

(回答数 62 件)

- ・ 全国団体からの助成金
- ・ 家賃収入
- ・ 全法連からの助成金
- ・ 当協会独自の弔慰金救済事業の積み立て
- ・ 団体等からの寄付金
- ・ 全国法人会総連合からの助成金
- ・ 受取納税協会連合会助成金
- ・ 上部団体からの助成金等
- ・ 基本財産の運用収入
- ・ 薬剤師の派遣・学校薬剤師活動
- ・ 行政による負担金
- ・ 資格試験受験料・登録・更新
- ・ 上部団体からの助成金（会員の保険料が源資）
- ・ 不動産賃貸
- ・ 事務費
- ・ 物販
- ・ 補助金
- ・ 公共機関及び個人家庭等からの受託収益
- ・ 負担金
- ・ 株式配当収入
- ・ 所有する株式の配当金
- ・ 出捐会社による寄附金
- ・ 法人による寄附金
- ・ 所持している株式の配当
- ・ 基本財産の株式の配当金収入
- ・ 個人による寄附金、その他寄附金
- ・ 自動販売機他手数料
- ・ 基本財産(株式)の運用益
- ・ 基本財産の取り崩し
- ・ 同窓会寄付金
- ・ 基本財産の株式の配当
- ・ 法人による寄付金
- ・ 企業・団体による寄付金
- ・ スポンサー協賛

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 企業、団体からの寄付
- ・ 配当金収入
- ・ 関係団体からの負担金
- ・ 賛助会員会費
- ・ 入館料収入
- ・ 民間からの寄付金
- ・ 株式配当 定期預金
- ・ 便益事業
- ・ 基本財産である株式の配当金
- ・ 企業からの寄付金
- ・ 法人による寄附金
- ・ 個人による株式寄付がありその配当金
- ・ 団体からの寄附
- ・ 企業による寄附金
- ・ 寄宿舍利用負担金
- ・ 共同募金
- ・ 法人による寄附金
- ・ 株式の配当金
- ・ 受取サマージャンボ宝くじ交付金
- ・ 株式配当
- ・ サマージャンボ宝くじ交付金
- ・ 法人からの寄付金
- ・ 基本財産運用益
- ・ スポンサー企業からの協賛金
- ・ 法人からの寄付金
- ・ 保有株式の配当
- ・ その他事業からの収益
- ・ 寄附金、協賛金

(2) 「公益法人を選択して良かった理由」のその他回答

(回答数 9 件)

- ・ 補助金で運営しており、収益事業はほとんど行っていないことから、税制面等から運営が困難であると思われる。
- ・ 理事会運営が正常になった。(理事の認識が変わった)
- ・ 市町村会員の拡大(県内全ての市町村が会員になった)
- ・ 公益目的事業の取組について、会員に理解していただいている。
- ・ 事業の発展が見込める。
- ・ 基本財産利息収入が非課税
- ・ 配当金が非課税なこと
- ・ 運用利息の非課税

- ・担当になって日が浅く、何とも回答しづらい。

(3) 公益法人を選択して苦勞している点、困っている点 (回答数 830 件)

1) 収支相償に関するもの (292 件)

- ・公益目的事業が赤字でなければならないこと。公益目的事業のみを行う我々のような法人は事業縮小を余儀なくされ、ゆくゆくは解散に追い込まれる。身の危険を感じた時には時すでに遅し、一般法人に戻ることもできず、現在は解散するまで何年もつかを考えながら運営している状況である。
- ・公益目的事業ではなく事務手続きが本業になっている状況に苦しめられている。公益活動や組織自体の成長や発展も財務三基準などの規制により厳しく制限されており、公益法人制度の趣旨がよくわからない。
- ・現在は収支を揃えるために無駄な支出をしており、マイナスの時は資金の取り崩しを余儀なくされている。収支がプラスになったときは、その分を有効活用できるよう一定の貯えを認めてほしい。
- ・公益活動の発展を制限する制度の下で公益活動を行っていても、先行きが見通せず不安ばかりで、公益認定を取得して後悔している。
- ・公益目的事業のみを実施している当法人では、収支相償により、運営上必要な内部留保額の確保に苦慮している。公益目的事業剰余金の一定額までは内部留保に回せるよう制度改正または収支相償の廃止をお願いしたい。
- ・収支相償と遊休財産の保有制限の縛りで、財務体質の改善が阻止される。法人の会員も高齢化が進み、退会者も年々増えてきて、会費収入等会員数に比例した収入減が続いている状況である。収益がでた年度にある程度備蓄できる仕組みが許されないと、事業運営ができなくなる事態に陥るリスクを抱えて運営をしている。
- ・社会のために私財をはたいて公益に回したとたんに行政による介入がはじまり、拘束される考えは容認できない。寄付者の気持ちが入った寄付金が収支相償の対象になるのもどうかと思う。
- ・収支相償について、当法人は零細で、資金繰り(特に決済資金の保有状況)に課題を持っています。損益ゼロとする基準を「収益総額の何%を上限」のような手法にし、固定資産等への投資以外での法人体制強化を検討してほしい。
- ・公益目的事業のみを実施しているため、収支相償の要件を満たせば満たすほど、組織の財政が悪化し事業運営が難しくなる。
- ・単年度で収支相償を満たす必要がないとはいえ、年度末の突発的な予定外の収入等により収支相償を満たせないような状況に陥りそうになり困る。理事会と評議員の間隔を2週間以上あける必要があるが、参加される役員の日程調整で厳しい状況がある。
- ・財政運営資金の積み立てが出来ないので、公益事業と法人組織の永続性の面で不安が尽きない。
- ・黒字になってもその分の利益を使用目的や使用計画を定め、その変更が1度しか認められない「特定費用準備資金」として積みねばならず、毎年ぎりぎりの運営を余儀なくされている。せめてコロナ禍のような不測の事態になった場合には弾力的に使用することを認め

1. 記述回答 [公益法人編]

てほしい。

- 特定費用準備金についてです。予算に対して実際の支出が少なかったことがあり、なぜ予算を多く見積もったのかと行政庁から言われたことがあります。この時は収支相償にも影響があり、剰余金が発生したためかと思われますが、もちろん過大に見積もったということではなく、事業を行うにあたり予算を超過しなかった、削減したというのは悪いことではないという認識でしたので困惑しました。剰余金についても、解消計画が作成されていれば容認いただけるのかどうか明確でないのも、もし行政庁としての統一された見解がありましたら周知していただけたらと思います。
- 単年度だけではなく収支相償の解消が永遠と続く。僅かでも解消に苦勞する。変なところに気を使い事業の促進に気を配れない。
- 現時点では特にはないが、当法人は、投資から収益の発生まで長期間要する事業を実施していることから、将来的には収支相償を満たすことが困難となる。このため、年度ごとの黒字を、借入金の将来の償還(貸主との契約により、任意繰償が認められていないので、「将来の」という記載としている。)のために特定費用準備資金に積み立てることを認めて欲しい。
- ①主な収入財源が「募金」のため収支のバランスを保つことが難しい。②定期提出書類の提出時期と事業の繁忙期が重なるため事務負担が大きい。
- 出捐企業の株式を寄付により保有しており、その配当収入が収益のほぼ全額である。このため景気が良く高配当の時は収支相償に苦勞し、逆に業績悪化で配当が減った場合は事業を縮小せざるを得ず、安定しない。特定費用準備資金の目的を緩和してほしい。
- 自然環境のように長期かつ臨機に対応する活動に対し、「遊休」扱いではなく、長期に活用できる寄付金として収支相償外で受け入れ、計画しばりのない活用ができるしくみが欲しい。特に遺言によるお一人様からの遺贈寄付などで、活動テーマへの指定がなく、団体への指定だけの高額寄付が得られた場合も、収支相償上、指定正味財産として受け入れたいが、現状では、「自然保護活動へ」だけでは指定としてみなされないのは不安。
- 収支相償の中では、事業拡大に伴う運営資金、本部移転経費などを捻出しにくい。
- 自己資本がないため、銀行からの借り入れにより運営しているが、剰余金の積み立てが認められない限り、この運営が永遠に続く。コロナで業務量が減少し、ますます経営は苦しくなっており、せめてこのような非常時に使える資金を持てていれば、このような資金難にはならなかった。
- ①収益事業を行っておらず、収支相償の基準を満たすことで正味財産の残高が減少していくため、経常収益の何パーセントかは黒字を認めるという制度になれば安心して組織を運営していくことができる。②理事の出身母体が多岐にわたっているため、年2回の定時理事会の定足数を満たすための日程調整が難しい。
- 赤字補填ができないことに困っている。このままでは解散に追い込まれる。
- 当方の収益構造上、大きな災害が発生したとき、収益事業の利益が著しく増加し、剰余金が発生してしまうときがある。この場合、概ね2事業年度以内に剰余金を解消することが求められるため、公益目的事業の拡大や支出の対応に苦慮している。基本的に第2段階で公益目的事業が赤字となることが多いので、長期的にその赤字額補填に充てられると無理

のない経営が可能となると考える。

- 収支相償により財政基盤の弱体化が進行している。この回避策として一般社団に戻ることもできず、公益法人になって後悔している。収支相償により事業継続が難しくなった法人に対する救済措置の設置を希望する。
- 事業の持続性確保の観点から、毎年度赤字を累積する一方の仕組みを改善すべき。
- 収支相償：過年度の赤字による資産の減少に対し、一時的に生じた黒字を翌年度以降当該事業で費消するのは、不合理。
- 事業自体は継続されるが収支相償を単年度で問われると事業継続は非常に厳しい。備品や車両購入や退職金積立て以外にも、職員の採用や退職に伴う引継ぎ期間における人件費の増加や事業収入の減などもあり、最低でも3年～5年程度で収支相償が成立するように配慮していただきたい。単年度で数万円～数十万円の正味財産の増加があったからといって、翌年度に必ず使途を特定するのは難しい。できれば今後の財政運営資金として、少しでも蓄えたいというのが本音です。年度計画では見通せない寄付、運用益等があった時、支出をどう作るかで収支相償をクリアする努力はまったく無駄である。収益事業による収入でなく、運用益から得られる収入の場合は、黒字になること自体何の問題もないと思われる。
- 収支相償により財団の体力(財源)が減少し続けている。
- 収支相償をクリアするため、実施できない事業がある。
- 収支相償は公益法人の財政基盤を弱体化させ、ゆくゆくは解散に追い込んでいく悪性腫瘍のようなものです。これが日本で普通に制度として容認されていることに残念に思います。税收確保の観点から非課税団体を排除しようとする圧力がかかっているように見え、この政策は本当に社会のためになっているのか疑問に思います。
- 収支相償の対応が難しい。このままではいつか資産が底をつき、社会にとって必要な事業でも休止せざるを得なくなる。公益事業が継続できない不安定な事態に陥ることを事前に分かっていれば、公益認定を取得しなかった。一般法人に戻ることもできず困っている。
- 収支相償のため収入の使い切りが必要で、無駄遣いを余儀なくされている。必要な時に資金がなく、法人組織や公益目的事業の安定運営が困難。
- 収支相償について：事業収益については年度によって金額に波があり、それに対して費用はある程度固定的に発生する。仮にある年度で収入が費用を上回ったとしても、そうした場合に剰余金を将来の赤字補填に充てることが認められないのは潤沢な運転資金を持ち合わせていない当財団にとって非常に困る点である。
- 税金が入っていることや公益性の高さを裏付けるためには、定められた書類作成や報告が必要なのは理解できますが、収支相償の概念については時代錯誤とも言える状態であり、組織の維持・発展を考えると、ある程度の資本金(的なもの)をストックしておくことができないというルールは早急に改廃すべきと考えます。収支相償に替わる考え方として、黒字・赤字が出た時の理由を補助金の支出元や公益法人係へ報告し、その内容が適正であるかどうかを判断してもらうという方法がよいのではないかと考えます。※適正と判断されない場合の余剰超過が出たら補助金カットなど。
- 現状では健全な財政基盤の確保、正常な組織運営が難しいため収支相償そのものを辞めて欲しい。また、システムの入力をもっとやり易くして欲しい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- 収支相償や遊休財産規制により財政基盤の確保、強化が制限されていることから、組織の成長、事業の拡大を目指すどころか、組織運営の安定化、公益事業の安定供給を図ることすらできない。定期提出書類に係る事務負担、費用負担も大きく、この部分が膨らめば膨らむほど公益事業に充てられる費用等が少なくなる。
- 毎年、収支相償を達成するために必ずと言ってよいほど赤字となり、先細っていくことに懸念を感じている。
- 遊休財産の保有が事業1年分の保有に限定されているため、例えば、運用益が発生した場合、当該年度に公益事業で助成に充てる必要がある。これを、3年程度保有を可能にすることにより、今回のコロナのような不確定要素や将来の運用収益減などの将来不安に備えることができる。また、現状は当該年度支出が前提となるため、運用による収益増への意欲がわからない。
- ①収支相償の趣旨は理解できるが、この度の新型コロナのような不測の事態に備えるためには一定程度の剰余金を確保する必要があるのではないかと。②事業報告書類は入力、自動転記があり複雑化しているため簡素化できないか。
- 収支相償により継続して事業を実施するための資金が確保できない。
- 今回のCOVID-19のような予期せぬ事態に備える為にも、剰余金を内部留保して自由に活用できる制度としてほしい。
- 会員が減少傾向にある中、補助金の確保や今後の消費税対応に不安を感じている。事業規模に応じて限度額を設けて「財政運営資金」の積み立てができるようにしてほしい。経費節減の努力が無駄になる。
- 「特定費用準備資金」として剰余金を将来の収支変動に備えた資金等として積み立てることを可能とする見直しをお願いしたい。
- 貸倒引当金等現金の動きがない引当金の取り崩しがあった場合の収支相償は如何なものか。実質プラスになっていないのにプラスとして計上する必要があるとあり、複数年続けば準備資金に充てるが現金のない準備資金は経営を圧迫する。
- 収支相償の撤廃。外部から活動の拡大要請があるものの、実際には縮小せざるを得ない状況のため。
- 正味財産の減少が続いており、このままでは立ち行かない。
- いただいた会費や寄附を有効活用するために、コスパの観点から少しでも節約して成果を最大化しようしたら、収支相償の関係で計画した予算は使い切るよう指導された。不合理な制度と感じた。
- 収支相償について・・・財政規模の小さいセンターでは経済状況(物価変動による経費の増、事業量減等)などによって財政状況が安定せず、収支不足による財政難となる可能性が大きい。事業を安定的に運営するためには剰余金発生時に将来の収支不足に備えた資金として一定程度弾力的に留保することができるような制度の検討を望みます。
- 公益認定時と現在では、事業規模や収益構造が変化してきており、収支相償の第2段階で収益事業の黒字を公益事業の赤字に全額振替ることができなくなっている。収支相償と法人の事業運営の関係性が複雑であると考えている。
- 収支相償の考え方にに基づき、収入超過が生じた場合は、翌年度以降に公益目的事業の事業

拡大等により費消しなければならず、内部留保が原則認められない。シルバー人材センターは事業規模が小さく財政的に不安定であり、経済の変動等により財政難に陥る危険性をはらんでおり、年度当初の配分金をはじめとする経常的運営資金について苦慮することが多い。また、災害時対応や感染症流行時の対応の資金等に要する経費が認められていない。公益法人が事業を継続的・安定的に運営できるよう、「特定費用準備資金」として剰余金を赤字年度及び災害時等、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積み立てることを可能とするなどの見直しをしてほしい。

- 収支相償判定について、黒字部分のみを翌年に繰越し、剰余金の取扱対策が必要であるが、赤字の場合は繰越がない。これでは、資金が先細りするだけであり法人運営が不安定である。当協会は、公益目的事業1本で固定されており、その年の支援ニーズにより収入は不安定であることから、赤字・黒字のふり幅が大きい。内閣府で検討いただきたい。
- 収支相償により内部留保が認められない現行制度下では、今般の感染症など予期せぬ事象が発生した場合、組織運営がままならず存続が危ぶまれる。組織の安定化のためにも、弾力的な運営ができるよう一定額の内部留保を常に維持できる制度変更(緩和)が必要
- 指定管理事業(施設管理)を受けている為、今回のコロナにより収入の減額に伴い保有財産がないため厳しい財政運営を強いられている。
- 収支差額の解消のための帳尻合わせが行われる恐れがある。その結果、プラスとなった時の資金の有効活用、必要になった時の資金の拠出が難しくなり、公益活動の安定運営が困難となることが懸念される。
- 法人の運営上、収支相償に合理性は無く法改正すべきと思う。却って無駄な支出を誘発することになるのでは。
- 黒字は特定費用準備資金を使って解消するようにしているが、結局は単年度の黒・赤を見るわけで、赤字運営が原則であることに変わりはなく、資産は減少していくのみである。当財団は債券運用益が収入の大半であるため、この低金利が続くと、事業を継続していくためには、いずれ基本財産を取り崩しながら・・・ということになると思う。
- 黒字が認められないので資産が目減りしていく事業を継続するために一般法人に戻ろうと思っても残余財産を他団体等に寄付しなければならないので、一般法人にも戻れない。公益認定を取得し後悔している。
- 将来的な法人運営において留保財源等が制限されることから、人件費等に不安がある。リスクに備えられない。活動を継続するために一般法人化を視野に入れた検討が必要。
- 収支相償ですが、公益法人の事業は公益性を有するからこそ継続性が重要であり、今後経済の先行きが懸念される中で、継続して事業をすることができるだけのいざという時の蓄えをしておくことが必要で、一年一年使い切っていては長期的な観点からの事業ができないと思っています。
- 収支相償を守るため、赤字を続けると、いつか正味財産がなくなり、公益事業の実施が難しくなる。
- 年初からの新型コロナウイルスの影響で公益目的事業を実施できず、現在収入がほとんどない状態。一方、固定費としての販管費は毎月定額かかるので、金融機関から運転資金の借入れを考えている。公益法人は収支相償が原則で、収益が出ても財産として保有するこ

1. 記述回答 [公益法人編]

とができず、今年のような危機的状況のために財政的な備えもできない、という制度的欠陥が図らずも露呈した。2 期連続純資産が 300 万を切ったら解散という一般的な縛りを、今回のような不可抗力が理由で債務超過、つまり相当額の借入金を金融機関から起こした場合、2 年を超えて返済を行い、返済期間中は BS 上では債務超過になっても、法人としての運営が可能な場合は、つまり財務上法人運営が可能な場合は、一般論としての取り消し規定を適用しないようお願いできれば、法人の維持ができる。

- 公益目的事業に累積赤字を抱えた財務状況では、収支相償を求めるべきではない。
- 収支相償による事業の制限やそれを解消するためには公益目的事業が資金ショートしている。公益目的事業を継続できない現在の仕組みの改善を望む。
- 収支相償により公益事業の運営に行き詰まっている。片寄った制度にならないよう、法人を縛ることに頭を使うだけでなく、様々な状況を想定したもの、より良い日本社会の実現のための頭の使い方もして欲しい。
- 収支相償、遊休財産制限額の撤廃もしくは許容額の拡大(例えば、公益目的事業の 2 割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の 3 年分まで許容など)。現行制度が維持されれば公益目的事業はいずれ立ち行かなくなる。
- 支相償について、多少の収支差額(少額の黒字)を認める。1 円の黒字も許されないことに、どれだけ多くの法人が苦勞していることか。現場の状況を理解いただいている方が制度設計をしたら、このようなガチガチに固められた制度にはならないはず。事業報告についても変更点のみの記載にさせていただくと、多くの時間が節約でき、その分は公益目的事業に充てることができる。
- 公益事業しか行っておらず、また収益も委託事業が主体なので収支相償による運営では慢性的な赤字体質になり法人運営が破綻してしまう。法人の持続可能な運営は維持できない。公益事業収益の一部を法人維持費に配賦できれば、そのような課題が解決され法人の運営が安定する。ガバナンスの視点からも求められることである。
- 寄附金は収支相償の対象となるので、寄附者の意思に沿った寄附金の活用が難しい。寄附者の意思に関係なく、期間内に寄附金を費消する必要があるため、無駄遣いに繋がることもある。従って、多額の寄附金の受け入れは、社会のために有効活用できる状況にないことから、控えざるを得ないのが実態である。これが制度の本来の目指す姿なのでしょうか。また、収支相償を謳っているのに、会計基準は利益を生むような設計になっている。
- 内部留保が認められない点。社会サービスを安定供給する責任を感じつつも、制度はそれを認めていない。
- 規模の小さい団体であるため、財政基盤が強固とは言えず、財政状況が厳しくなった場合に運転資金確保のために基本財産を取り崩さなければならない場合もある。しかし、その後、状況が改善しても、収支相償によって取り崩した基本財産を積み立てることができない。これでは、一旦、経営が困難になると、事業の発展は望めない。収支相償で事業の継続性が危ぶまれる事態も想定される。
- 収支相償で事業活動が制限される、 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。
- 収支相償でプラスになった分を、将来の赤字に備えてストックできる仕組みとする。
- 基金となる留保財源の積み立てに充てることができる必要がある。

- 収支相償については、単年度収支に限らず、きちんとした用途目的があれば、考慮される等の仕組みがあればと思います。
- 当団体の収益は、経済動向と密接に連動するため、将来にわたり安定した団体運営を行う上で、剰余金の解消のために自由に財政運営資金積立に回したい。
- 赤字になった翌年度の黒字は赤字分の補填とみなしていただきたい。
- ①収支相償：収入の柱が寄付金なので、景気の影響を受ける。不確実な将来のために、収入の一定割合までは積み立てができる制度が欲しい。特定費用準備金では計画通り、数年で使い切ることが前提なので、あまり役に立たない。現在は預貯金(特定資産)がある程度あるので(公益法人化の前、収入に余裕があるときに少しずつためたもの)、これからコロナ不況になり寄付金不足時は特定資産を取り崩してやりくりすることになると思うが、いったん使ってしまうと再度ためるのは難しいので、将来的に不安がある。②遊休財産：なぜ事業費の1年分が限度なのか。事業費+管理費の1年分にしてほしい。寄付金収入が入る前の時期に支出が重なる年は運転資金が不足する。③変更認定申請：その手間を考えると、新規事業をタイムリーに始めることが難しい。結局、既存事業の枠組みに収めようと、当初の構想から規模や対象がスケールダウンしがち。④定期提出書類：内容そのもののわかりずらさと、システムの使いずらさと、両方がある。10年以上担当しているが、年1回の事業報告がさっさと処理できるまで4、5年はかかったように思う。零細法人なので、事務員はパートのみで事務局長もいない。自分の退職時に後任にうまく引継ぎできるか不安がある。
- 収支相償については、例えば、事業収益の5%までのプラスは認める等の改善をしていただきたい。それが困難な場合は、収支相償の計算において、現在は前年度の「収益－費用」のプラスのみを繰越させることとなっているが、マイナスについても繰越を認めてほしい。
- 主たる収入が募金に依存しており、募金の計画的な執行が難しい。繰越が許容される上限を設けて欲しい。
- 当財団では、海外出張により各国経済情勢の実態把握に努めている。しかしながら、今年度については、新型コロナの影響で海外出張が困難なため、予算の約1割に相当する海外出張旅費がほぼ未消化となる蓋然性が高い。このため、収支相償、遊休財産にかかる基準の達成が極めて困難になるものと思料。一方で、来年度以降、会員の太宗を占める金融機関の収益環境悪化が見込まれ、会員数の減少、収支の大幅悪化の可能性が極めて高い。
- 公益事業の規模が急増しているが、収支相償が壁で事業に必要な余裕資金が蓄えられない。
- 収支相償を考慮して活動しなければならないので、不自由さがある。赤字決算を前提とすると、近い将来正味財産の枯渇につながる。
- 収支相償解消するための公益目的事業の資金ショート。
- 会員に収益の還元ができない。
- 収支相償の関係で資金繰りが大変である。
- 今年のようなコロナで営業活動の自粛があると収支相償の為、資金の工面に苦勞する。
- 収支相償の観点。
- 収支相償に従って運営していくと、将来的に破綻は免れられない。
- 資金運用益の変動と収支相償の兼ね合い。

1. 記述回答 [公益法人編]

- 収支相償が問題。電子申請が面倒、システムの操作性が悪い。
- 収支相償を適正に処理することが難しい。
- 収入が株式配当依存のため、収支相償の維持が難しい。
- 収支相償の達成で毎回苦勞する(黒字の繰り越しも認めてもらいたい)。
- 収支相償の達成は必要だが、それに捉われて活動や無駄な支出が増える。
- 公益法人への移行時の正味財産が公益事業の規模に比べ著しく低額なため、経常的資金運用に支障がある。特定費用準備資金等の収支変動に備えた資金積立ができる制度の導入にあたり明確な基準が示されていない。
- 中期的スパンでの収支相償解消が許容されたり、将来の収入減少が合理的に予想される場合に準備金積み立てが柔軟に許容される運用となると、財団経営の自由度が向上すると考える。
- 収支相償のため毎年正味財産が減り、いつかは運転資金がなくなる可能性がある。
- 収支相償を満たさないと監督官庁から解消を求められる。
- 公益目的事業総体だけでなく、その中の個別事業ごとにも収支相償が求められることから、事業活動の運営が難しい。
- ①収支相償で剰余が出る場合の解消方法に苦慮している。ある程度の幅を持たせて欲しい。
②定期提出書類のシステムが扱いにくい。表が一つのファイルの中に集約されていないので、行ったり来たりすることになる。
- 収入のほとんどを株式配当に依拠している今、配当が細った時の対処のために、特費積立はもう少し柔軟で良いのでは。
- 収支相償の計算において黒字が生じた場合、翌年度の収益に加算されるが、赤字の繰り越しができない。
- 計画外の収入で収支相償が未達。それに合わせ COVID-19 の影響があり、さらに複数年度にわたり収支相償が達成できない可能性がある。
- 入札での収入が大半を占めるため、予算通りに事業を実施することが極めて困難。収支相償も達成が難しい。
- 収入が不安定な状況であるが、将来に対する備え等に積立を行うことができない。余剰金の一部を使用目的が自由な資金として確保したい。
- 収支相償により年度当初の資金繰りに苦慮している。令和元年度決算から最低限必要な額のみ法人会計での黒字決算が認められたが、それは”金融機関から融資を受けている事業所”との条件があり、諸事情で融資を受けていない事業所は該当しない。
- 財務三基準のため、事業投資する財源を確保できない。これからの指定管理者制度はPFI方式が増えてくるが、財源制限のある公益法人は手を挙げられない。改善策は財務三基準の見直しが必要。
- 収支相償、特に特定費用準備資金計算、立入検査対策。
- 収支相償の仕組みの中で、公益事業を行うための事業費をどう確保すればよいのか分からない。
- 当公社が実施する公益目的事業の一つである「し尿収集運搬事業」は、行政が推進する公共下水道の整備や浄化槽の普及促進等により今後とも縮小の一途を辿ることが確実であ

り、これに伴う収集単価の上昇で、現行の手数料体系では必然的に長期に渡って赤字経営が続くことが予想されています。これを回避するためには、①手数料改定、②補助金増額、③経営努力などが考えられていますが、①と②は市民に新たな負担を強いることになり、公社としては可能な限り③で対応したいと考えています。幸いなことに、ここ10年程は人員削減や新陳代謝などが効を奏して黒字経営が続いており、赤字対策用の特定準備資産も6千万円余りの積立が完了しています。当公社としては、目前にせまった赤字対策として、さらにタイトな経営努力を実施して、この特定費用準備資産を積み増したいところですが、明確化措置として示された、最長5年分で変更も認めないという要件があるため困っているところです。当初の予定された準備資産の積立が完了した現在、再び単年度ベースでの収支相償を求められることになり、不要不急の公益資産の取得や事業費用の支出による帳尻合わせなどで対応せざるを得なくなるため、今少し弾力的な運用ができますよう、要件の緩和をお願いしたいところです。

- 収支相償に関して、赤字決算を出した場合は指摘されないが、翌年度赤字の分の黒字決算を出した場合、指摘の対象となる点に困っている。資産が減少していく一方なので、将来の運営に不安がある。コロナの緊急時や大不況時には、ある程度の資産がないと運営が厳しい。
- ここ数年黒字経営が継続しているため、千葉県から収支相償を満たす方法を強く求められています。このため、老朽化の著しい事務所棟の建替えを目的として、建築資金の計画的な積立を実施することといたしました。(資産取得資金の積立による収支相償解消)なお、建築計画及び資金の積立計画については、千葉県の承認を得て実施しております。
- 「収支相償」や「遊休財産の制限」などの財務上の制約によって、事業の継続性が担保されない。将来の事業で消費することを前提に、一定程度は事業収益を積み立てることを認めてもらいたい。あるいは、特定費用準備資金や資産取得資金を取り崩して事業費の不足に充当することを認めてもらいたい。
- 収支相償を満たすために公益目的事業の収支をマイナスしなければならず、法人自体が赤字を招くことが懸念される。また、プラスの場合、特定費用準備資金の活用も考えられるが、具体的な使途、費用等を明示しなければならず、苦慮している。
- 元々資産が少ない団体だったので、収支相償を遵守していると資産が増えず、先行きが不安である。
- 主に公益目的事業からの収益に依存して事業運営を行っている法人に対しては、収支相償の原則適用の上で、何らかの配慮を検討頂きたい。各事業に共通して発生する経費の配賦基準について、より簡便な基準の適用を検討頂きたい(例：各事業の経常収益又は経常費用見合い)。
- 収益事業を実施している団体ではないので収益は追及しないが、収支相償による公益事業で利益を出すことが認められず、遊休財産の保有制限もあり、余分な財産を持つことが許されないことから、活動資金の先細りの懸念があり組織の存続が心配である。事務局の待遇面において、他の企業に比べ劣るので若い人材が永年勤務するような体制になっていない。従って、企業定年者を雇い勤続年数が短いので、腰掛程度になり活動内容を理解して積極的な活動が出来ない。

1. 記述回答 [公益法人編]

- 建物の老朽化が全体的に進み、緊急の場合に修繕資金を留保しておきたいが、特定資産として留保する必要がある、使用が制限される。
- 予算を組む際に、管理の黒字が 0.7%程度になるようにすることに苦労している。また、制限の範囲内で予算執行できているかどうか、不安になることがある。
- 私どもも収支相償については改善策を模索中で、他者の意見も伺いたいところです。
- 収支相償や公益事業目的比率について、制限を守り事業を行う事が難しくもう少し緩和されたらと思います。
- 収支相償による事業活動への制約、種々・多量にわたる書類・資料等の作成に要する膨大な時間や労力。
- 主の奨学金給与期間を原則 2 年間とする運用で、年次毎に収支相償を遵守すると新年度初めの奨学金支給に当たって資金不足が発生し、支給日を遅らせる必要がある。(改善策として、寄附申込書に当年度寄附金について、余剰がある場合は次年度の事業運営に使用する旨の意思表示を求める)
- (収支相償の改善)我々の団体は基本財産を持っていない。また、収益事業も行っていない。今の収支相償の仕組みによるとマイナス決算の場合には、特に次年度に黒字にして解消する制度もない。黒字になると次年度以降で黒字を解消しなければならない。この仕組みではマイナス決算を続けていけば、財産が減るだけとなり事業自体の存続が危ぶまれる恐れがある。そのための手立てとして、公益目的事業の規模に応じて一定額の黒字決算を認める仕組みを検討していただきたい。(定期提出書類の改善)報告書の作成にあたり、データが別の様式に反映されているが、基本的に入力の際にどの様式を先に記入したらよいか分かりづらい。作成にあたり、登録する順番が分かりやすく解説されているマニュアルを作成していただきたい。
- 収益のない法人は安定的な収入を得られず、内部留保もできないため、将来的に事業が行えなくなる可能性が高い。定期提出書類について、記入量が多くかつ複雑なため、作成者に対する負担が大きい。
- 定期報告関連の書類などが煩雑である。収支相償の制限があり、事業報告を余儀なくされている。
- 剰余金発生時の費消計画。
- 収支相償において、法人の安定した運営を継続していくためには、配分金や給与の支払いに備え一定の剰余金を認めるべきと考える。
- 事業規模が大きく、収支相償の達成が課題。
- 収支にマイナス状態続けば運営が成り立たなくなるのではないか。事業収入は、すぐに回収できない為会員の配分金 1 ヶ月程度の資金積立が必要である。
- ①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2 年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだ、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡

略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。

- ・ コロナ禍で予算どおりの執行が困難な場合のために、一定の内部留保が必要である。
- ・ 安定した助成事業を行うにあたって、収益の内部留保ができない。
- ・ 2～3年で収支相償になれば問題ないとされるが、なかなかそういかない事が多い。
- ・ 剰余金を出さなければ組織の運営が継続できない
- ・ 天候等で事業が中止になり収支相償が未達になることがある。翌年天候に左右されない事業等に剰余金を支出する。
- ・ 単年度の収支相償のプラス・マイナスではなく、複数年度で見て欲しい
- ・ ①公益目的事業の事務費などを倭約して予算を残してしまうと、収支相償上利益とみなされ残せないの、倭約の意味がなくなってしまう。②当団体(公益社団法人)は、職員数も少なく正職員もいない状態で、多くの定期提出書類を作成しないといけません。また作成に不慣れな職員も多く、提出書類の簡素化ができると思います。例えば、総会資料および総会議事録の提出のみで可など。
- ・ ①定期報告書類(事業報告書等)の簡素化。②収支相償の剰余金の解消計画の延長。
- ・ 収支相償による仕組みを単純明快な形にして欲しい。いざという時の積み立てをしたい。
- ・ 収益事業を持っていないため、会費による運営が厳しい。
- ・ 単年度収支での収支相償は事業の継続性を損ないかねない。
- ・ 複数年連続して剰余金が発生したとしても、概ね単年の事業費相当を上限として内部に留保(遊休財産として)できることを希望。オフライン様式になってから作業性は向上したが、公益目的事業が1本しかない当協会のような法人は、もっと簡素化しても良いのでは。別表Fのように事業費ごとに経費を配分する比率を入力するのは単に数字合わせの作業なので 無意味と思われる。
- ・ 収支相償を1年でなく、5～10年単位で判断して欲しい。資金繰りが厳しい月があるため、運営資金の積立を1ヵ月の支払い総額位認めてもらいたい。
- ・ 活動資金となっている寄附金は、時期によって寄付金額などが一定でないことから、安定した運用上からもある程度の保有を認めてほしい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 一定の運転資金確保に向けての収益は認めるべきだと思います。
- ・ 特定資産取得資金の使途の自由度を高めて、運転資金にも使用できるように望みます。
- ・ 当財団は公益認定取得後、最初に大幅な赤字を出し、その後黒字に転じた。赤字の繰り越しは認められないので公益認定取得後の損益をトータルすると未だ赤字だが、認定法の計算上は大きく剰余金が発生している。
- ・ 収支相償を過去に遡って適用できないので欠損金の解消ができない。
- ・ 収支相償の結果が判明する時期には新年度補助金予算要求が終わっている。補助金の精算が可能になれば±0円で収支相償が可能になるのでは？
- ・ 公益法人移行時の正味財産を増やすことができない。
- ・ ある程度黒字決算をOKとする。
- ・ 収支相償について(財団規模を考慮して)一定の範囲で認めてほしい。年間〇円までの黒字は認める、5年間で〇円以内にするなど。
- ・ 収支相償の解消・事業報告の煩雑さ。
- ・ 公益法人の財務三原則への対応に苦慮している。
- ・ ①収支相償の制限のため赤字補填ができない(黒字の場合に積立したい)。②国や県からの新規事業を行う場合でも変更認定申請が必要となる。
- ・ 収益が出た場合、財政調整基金のような積立金を認めてほしい。会員へ記念品等の配布で利益還元を認められると良い。
- ・ 収支相償の廃止、遊休財産限度の撤廃ないしは1年分から5年分への限度拡大を求めたい。
- ・ 文化事業を進めるうえで、鑑賞などの事業の来場数にばらつきがあり、収支が毎年安定しないので苦労しています。黒字が出るときはいいのですが、逆に赤字が想定よりも大きくなると運営上困ることがあります。解決策は難しいのですが、収支が黒字になる年と、赤字になる年を3年刻みで見ただけだと、均衡化できるかと思います。もしくは事業規模に合わせて、黒字分を一定額、プールできるようになると運営しやすくなるかとも思います。
- ・ ①公益のための財源の確保が困難、②財源確保が困難のため事務処理にあたる人材確保が難しい、③変更認定申請、変更届出の手続きが複雑で難しい。
- ・ 収支相償、遊休財産の制限等があり、継続性に不安が生じかねない。
- ・ ①収支相償について：中長期的に解消すればよいとしながらも、行政庁によりその期間がまちまちであるように思う。②立入検査など行政庁の監督について：特例民法法人から公益法人への移行時に指導された内容と昨今の指導内容、また担当者が変更になった後の指導内容などに整合性がなく、指導内容に基づき行った変更について、後日変更認定申請を求められたことがあった。③定期提出書類について：毎年度の定期提出書類の作成について非常に事務負担が大きい、公益法人の中には助成金や補助金、指定管理料など多岐にわたる収益を基に公益事業を行う法人が多々あると思われるが、それぞれに完了報告や事業報告などが求められたうえで複雑な行政庁への定期提出書類を作成している。膨大な事務作業により本来業務である公益事業に割く工数が減少してしまう。
- ・ 収支相償の改善対策、提出書類の効率化を望む。
- ・ 建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、収支相償の原則や公益目的事業比率の制限

により、老朽化した建物、設備の改善に支障(公益事業の原資を建物の賃貸業で得ているが、バリアフリー、情報化対応等の面で環境整備が追い付かず、入居者が逡減傾向)

- 収入が安定しない状況の中で、財務状況を安定させ公益事業を継続して行うにあたり、収支相償、遊休財産の保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3～5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。
- 年度末に収支がマイナスとなるよう(あまり意味があるとは思えないが)気を使わねばならない。
- 収支相償により、越年や数年にまたがった事業の制約が多い。また、年度当初の資金繰りが厳しいので、ある程度の繰越金が必要と思われる。定期提出書類も内容を簡潔にしてみたい。
- 剰余金を基金として充てたい。定期提出書類の項目の簡素化を希望する。
- 流動資産が毎年確実に減少するため将来の継続性に不安感あり。
- 資産取得資金の適用基準が厳しく、赤字化に備えて資金等は遊休資産とせざるを得ない。
- 収支相償を撤廃するか、200万円までは認める。何故かという、私どものような補助金を1銭も得ていない、公益目的事業しか行っていない小さな財団は、内部留保ができなくて、今回のようなコロナ災害で事業活動が制限された場合、経済的に行き詰まってしまう。
- 収支相償の解消に借り入れ返済が認められないこと。
- 収支相償：マイナスの時は緩く、プラスの時は精算要件が厳しいので精算要件を緩和して欲しい。
- 収支相償を満たすため、常に決算見込みを意識しながら業務を行わなければならない。
- 収支相償が毎年度必須でなく、2年に1回とかであるとよい。人事異動等で書類の作成が厳しい。
- 条件付で一定の範囲内であれば収支相償でなくとも許容できるようにする。
- 経常収益が上回った場合、公益事業を行う上で、重要な積立要件の改正。
- 上限値(額)を設定するなどして、多少の黒字決算は「可」とすることが出来ないものか！
- 基本財産の運用益が減少する中、収益事業の検討が必要であるが収支相償がネックである。また、「事業費の節約等によって生じた剰余金が意図的な遊休財産作りとみなされる場合があり、剰余金の過程について慎重に判断すべきではないか。
- 収支相償について、それぞれの法人の規模も違っているので、ひとくくりにされると、なかなかしんどいところもある。もう少し、長期的に緩和されればありがたい。
- 収入が安定しない状況で公益事業を継続して行っていくために、安定した財務状況にするためには収支相償、遊休財産保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3～5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 収支相償により財政安定化を目的とした基金などの積み立てが出来ない。利益が出たときはマイナス決算になったときのために解消策を講じなければならないので、基金などへの積み立てを認めて欲しい。
- ・ 補助金を受けていない小規模法人については、収支相償についてももう少し特例的なものがあっても良いかと思う。
- ・ 資金運用益の増減により収支相償が守られなくなる場合の対応が分からない。
- ・ 収支相償未達の限度額を決めてもらいたい。少額な場合は、事業報告等は免除していただきたい。
- ・ 今回のコロナ禍において、大幅に収入が激減した時に収支相償および遊休財産規制により蓄積財産が無いため運営が大変困難となっている。収支相償や遊休財産の規制はただちに撤廃すべきである。
- ・ ①公益事業からの収益に関しては収支相償要件を緩和し、黒字であっても早急にその黒字の解消を求めないこと(年度により収益の変動が大きい)、②今後の運営の安定性の確保の観点から遊休財産を認めること、③定期提出書類の様式が煩雑なため、様式を簡略化すること。(再掲)
- ・ ①国補助金の交付申請・実績報告の事務手続きの簡素化 ②収支相償の撤廃「特定費用準備資金」として将来の収支変動に備えた資金等として積み立てることを可能とする見直し。
- ・ 会費が主な収入であり、会費の増額改訂後は、しばらくは遊休財産が増加するが、会費改訂が容易でないことを考えると、新規事業等に安易に使えないため、短期的には収支相償の実現が難しい。
- ・ 収支相償は、公益事業では、0 かマイナスということですがせめて、売上の何%以下ならプラスでも良いとなれば事業運営しやすい(資金繰りの上で必要と思います)。
- ・ 収支相償については、諸般の事業により予定通り実施できない場合がある。
- ・ 黒字額の限度額の設定。例えば 100 万円までの黒字なら OK など。
- ・ 財産を貯蓄することが認められず、収益事業の運営も不可。そして、会員減少などにより、事業規模の縮小を余儀なくされている。
- ・ 収支相償の考え方についてどのくらい のスパンで考えたら良いのか？
- ・ 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか分からないが、できれば撤廃してほしい。
- ・ 黒字の場合、補助金を返還する仕組みができないか。または、記念事業費などの基金として積み立てができないか。
- ・ 財務三基準をいかにクリアするかが重要と思うが、クリアすればするほど法人の存続が難しくなる。
- ・ 収益に変動がある事業は収支相償の調整が困難。
- ・ 特定資産は可能であるが、運転資金がなく、また剰余金等が制約されるため、今回の新型コロナウイルス禍等により、収入激減も伴い、今後存続できるか否かが分からない。
- ・ 運転資金として一定割合の剰余金を認めてほしい。
- ・ これまでの剰余金が 5 億円弱あるが、今後収入が減少するにもかかわらず、剰余金を使う計画を立てざるを得ない。

- ・公益目的事業で大きな黒字が出ることがあり、対応に苦慮する。
- ・収支相償による仕組みと資金繰りのバランスをどのように調整するか、とても難しい課題です。
- ・収支相償、遊休財産を持てる範囲まで黒字の積み立てが可能になり、赤字額を収支差額 0 とするのでなく、年度をまたいで黒字の解消に使えるようになると思います。
- ・収支相償で黒字が続いているため、短期間での解消が求められており苦労している。
- ・収支相償に関しては、剰余金にもっと融通性を持たせてほしい。
- ・交付金による助成事業において、年度により剰余金が発生した場合、翌年に繰り越すことが難しい。
- ・収支相償について、単年ではなく複数年(3~5 年)での合算値で判定できるようにしてほしい。
- ・公益事業を公益 1、2 と 2 つに分けてしまったので、各々で収支相償を満たすのに苦労している。
- ・なかなか収支相償で収支 0 にすることができない。年によっては黒字になったり赤字になったりしてしまい、その都度対応に苦労する。
- ・特定費用準備資金の活用方法が複雑で難解である。
- ・安定した事業運営を行うには、1 年ではなく、少なくとも 3 年以上は必要。
- ・収支相償により資産規模の縮小が続いている。
- ・主な収入が株式の配当のため景気に左右されるが、助成事業は継続的に同じ規模で行いたい。収支相償や遊休財産規制のため景気が悪くなった時のための蓄えをしたいが制約が大きい。
- ・法人運営においてある程度の運転資金を積み立てることを認める必要がある。
- ・継続的な事業実施のためには一定程度の運営資金が常時必要。
- ・当財団の収入は 99%が保有株式の配当金であり、年度により前後することから、公益事業予算規模の精度を担保しにくい。収益事業をおこなっておらず、公益目的事業比率が 95%以上ゆえに余計に困難である。
- ・収支相償を分かりやすく計画できる仕組みの導入を希望します。
- ・特定費用準備資金の使い勝手が改善されるとありがたいが……。
- ・遊休財産の保有制限のように収支相償も上限を決めるなどすればよいと思う。
- ・資金繰りや将来の不慮の事態に備えた一定程度の剰余金は必要であり、収支相償の対象外とされたい。
- ・収支相償を満たしているかの判断が難しい。また、特定費用準備資金の扱いが厳しすぎる。
- ・赤字になるように助成事業を行うこと。
- ・コロナ禍や自然災害への対応のため、一定の余裕資金を保有しておく必要があるため、収支相償や遊休財産の保有制限基準を緩和していただきたい。
- ・収支相償が生じた場合の処理対応方法に苦慮すること及び遊休財産の規制がありその対応に苦慮すること。
- ・行政庁からの受託業務が主体の法人である。年度末までの契約案件が多く委託料が入金になるのは 3 月以降で、年中の支払は立替払いとなる。事業規模が 200%以上増となり遊休

1. 記述回答 [公益法人編]

財産の上限は上昇したが、余裕資金は収支相償「超過」でなければ増えないため、資金需要がひっ迫している。

- 収支相償の解消方法が少ないため、将来の運営に支障をきたす。
- 複数年度による収支相償。
- 財団の長期的な安定化資金の確保が難しくなっている。
- 突発的な収益により、収支相償が保てなくなってしまうときの処理(計画的な支出が困難)。
- 事業収入の増加があった場合、それに対応する費用が当年度に間に合わない。
- 収支相償上の剰余金が柔軟に活用できるようになればいいと思う。公益インフォメーションのシステムが使い難い。
- 収支は年度毎に変動するため、収支相償の判定は複数年度で行ってほしい。
- 公益事業が細かく分類されており、それぞれで赤字にしなければならない点
- 各都道府県において、収支相償の考え方にバラツキがあるように思われる。北海道は厳しく審査される傾向のようだ。ガイドラインに従って、きちんと公益目的事業で支出するのだから、単年度と言わず、複数年もよいのではないかと思う。
- 収支相償による仕組みで剰余金の認められた目的以外の積み立てができない。
- 収支相償では年度末に予定外の収入増があり、毎回費消に苦慮する。定期提出書類の事務負。
- 公益目的事業の収支相償が満たせず毎年度費消計画を提出するが、実際には費消できない。
- 定期提出書類が煩雑すぎて、正確な報告ができたか不安である。毎年のように修正を求められているが、修正する手間も相当ではないか、と感じる。収支相償も、まじめに運営していても黒字になることがあるのに、それが「悪」のように指摘されるのは納得がいかない。そもそも黒字の何がいけないのか、公益に充てられる資金が増えて喜べないことに違和感を覚える。
- 多額の寄付金をもらうと費消に苦労するので、安易に寄付を募れない。
- 将来の運営に必要な財政調整資金等を保有することができないのでは、円滑な法人運営は困難。また、職員が少ない法人なので、定期提出書類を簡素化してもらいたい。
- 公益サービスを安定供給するためにも収支相償の緩和をお願いしたい。
- 収支相償について：将来的な人件費の積み立てを認めるべき。定期提出書類：事業報告書の簡素化(経理の専門的な知識が無くても誰でも入力できる内容にすべき)、確認項目をできるだけ減らすべき(法律との兼ね合わせがあれば法律改正を行うべき→他の経理上の監査で見えない部分だけをチェックするべき)
- 収入と支出の見通し把握と、決算時の収支相償バランスの調整に苦労している。
- 収入>費用の場合、対応策が必要とされる。
- コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて減収となり、その赤字分をカバーできる積立金もなく、実施事業の縮小も余儀なくされており、どう乗り切るか模索しているところ。
- コロナの影響で、公益目的事業からの収入が減少している。内部留保の放出で対応するが、今後、この赤字をどうやって補填するのか。特定費用準備資金で将来の赤字(コロナ第2波)のために積み立てられるのか。遊休財産制限まで、内部留保がたまった段階で、収支

相償の制限をかけるべき。

- 余剰金を残した場合の事務処理負担が大きい。
- 収支相償について、現在は「資産取得資金」を設けて実施しているが、その資金が底尽きた場合、新たな公益事業の展開や公益事業の拡大を模索することが難しい。
- 業務の大半が、上記の困っている点(収支相償、変更認定・届出、定期提出書類など)に費やされ、本来業務に支障をきたしている。規制遵守のために公益事業が疎かになるのは本末転倒。
- 黒字を次年度補助金で相殺、提出書類については決算書などを提出。
- 公益法人制度のための仕事となりがちである。物事の本質に迫れないジレンマを抱える。法人として得た利益を基金の積み立てにすることで、自由度のある事業用資金としてストックできる制度改革を希望する。
- 特定された資産購入や費用以外の準備金制度がないため、危機時の資金繰りに苦勞する。
- 遊休財産は多く持つ必要はないが、コロナの影響による会員の減少に歯止めがかからず、これによる会費収入の減少が深刻である。不測の事態を想定した「資産」の確保を認めて貰えないか。または「遊休財産の保有上限額」を緩和していただきたい。
- 収支相償は財政基盤の健全性を弱らせている。また、公益目的事業と収益事業とのバランスコントロールが難しい。人員不足も大きな課題である。
- 修繕計画や新規事業開発などのために余剰金の確保の処理を明確にして欲しい
- 定期提出書類の作成資料の数が多い。また、収益を上げるような事業を行っていないにもかかわらず、収支相償を守るため、年度末に円単位で収支差額が0円になるように調整をしている。
- ①前年度までの黒字を持ち越すと、当該年度が赤字でも黒字としてみなされる。②計算書の内容が一般的ではなく、収支の内容が見えにくい。
- 大きく公益目的事業、収益事業での収支相償で良いと思う。
- 収支相償は法令にない概念であり撤廃すべきと考える。また、遊休財産規制の運用の弾力化、各種手続きの簡素化も必要と思われる。
- 予想以上に事業収益が伸びてしまい、当年度でその収益分を費消しきれなかった時は苦勞した。
- 収支相償を見定めつつの事業展開を行っており、定時報告関係の書類にかかる負担が、現在行っている職員が退職した後、公益の意義や運営に不安を感じている。
- 収支相償は馬鹿げており廃止すべきと考える。立入検査は細かすぎであり、ここまでの検査が本当に必要なのか？双方にとって無駄が多く、合理化を望む。
- 急な修繕や燃料費の高騰に伴う支出に備える積立(計画がない積立)ができない。
- 内部留保の比率を一定程度高め、翌年度に持ち越せる繰越金額の許容範囲を広げられないか。
- 収支相償について、繰越金は年度が変わってもすぐに収入があるわけではないので、一定の割合での繰り越しは可能としてほしい。また、社団法人の時に法人運営を持続するために少しばかり財産を保有していた。が、目的を持った財産以外は規制され、また、人件費についても毎年増加することは分かっているが、そのための財産も保有できない。雇用し

1. 記述回答 [公益法人編]

た職員が定年まで働ける前提での財産保有を認めてほしい。

- ・数年前、黒字が数百万円発生し、その黒字解消に苦労した。
- ・収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益法人会計の一般会計化など。
- ・収支・効果が必ずしも単年度主義とはならない事業もあり、プラスが剰余金として繰り越し加算される一方で、マイナスは翌年に繰り越されない点。
- ・毎年必ず、収支相償が遵守されなければならないのか不明確。
- ・収支相償の条件が未達成だった場合の対策がとられていません。
- ・前年まで収支相償が赤になっていたとしても、収支相償が黒字になった年を起点に累積で黒字解消を求められる。単年度決算の不合理性を解消してほしい。
- ・取崩し収入も収支相償の対象にする必要は無いと思われます。
- ・単年度ではなく複数年の期間損益として柔軟に捉える。
- ・公益事業で黒字が出た場合、前年度までの赤字は考慮されず、後年度で解消しなければならない点について、改善してもらいたい。
- ・法人会計での赤字を収益事業のみで賄うことが難しい。
- ・収支相償で収支を揃えるために法人会計で収益を求められるのに、コロナ禍で事業が休止となり、財政危機に見舞われている。
- ・①収支相償の制限：毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方支出は、毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば収入減の穴埋めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。②遊休財産の規制：公益財団法人は、一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益をある程度組み入れるシステムを認めるべきである。
- ・収支相償について、公益社団法人の目的等の成約により、状況の変化への柔軟な対応が困難。
- ・3月の事業を締めるのが、4月の中旬となるため3月中に収入を見こす事が難しく、収支相償に苦慮している。
- ・有事の時に備え、ある程度の資金的余裕をもつことが必要。定期提出書類は公益目的取得財産残額の計算など、複雑な作業の反面、必要性を感じない項目が数多くある。
- ・公益目的事業だけでは資金繰りが難しい。
- ・県の公益法人担当部局からは、収益事業の制限指導を受ける中、一方では県からの補助費削減のための自主財源確保に努めることとの指導を受けており、趣旨一貫していない面もある。
- ・事業運営が1年目のため、収支相償及び公益目的事業比率の資金支出の管理が難しい。
- ・収支相償の見直し。
- ・収支相償を解消する中長期的な計画が立てにくい。
- ・収支相償については、第一段階の事業別は不必要。公益全体でのマイナスであればOK。
- ・本来収益を目的に事業を行っていないので、赤字ではなく一定の黒字を認めてほしい。
- ・収支相償で困っているが、財政運営資金積立で対応している。
- ・公益目的事業費の〇%以内等、多少の内部留保を認める。今期の黒字分を翌期の資産購入に充てることなど。

- ・担当官や県などからの意見や指導が異なることがあり統一されていない。毎年収支相償について、見込み決算時の改善策に悩む。この度のようなコロナウイルス感染症の蔓延によりいつ業績が悪化するかわからない状況の中で、黒字分の解消を単年度、次年度で求められることに違和感がある。積み立てについても、預金資産の上限を事業規模で設定したうえで黒字決算の場合の保有を認めてほしい。
- ・収支相償については、補助金の確約があれば行うことは可能だが、やはりこの経済情勢では、いつ補助金が減額になるかわからないので、運営資金を積立しておきたい。是非収支相償の緩和をお願いしたい。提出書類については、入力する内容は自動転送されるなど効率化が図られているが、逆になかなか最終結果が出てこないのも、少し不便である。しかし、公益法人としてはやむを得ないと認識している。
- ・現在のところ収支相償をクリアしているが、ボトムアップ的に委員会、支部、部会からの申請で年度の事業を決めている関係で事業活動の調整がやりにくい。

2) 公益目的事業比率に関するもの(17件)

- ・収支相償は財政基盤の健全性を弱らせている。また、公益目的事業と収益事業とのバランスコントロールが難しい。人員不足も大きな課題である。(再掲)
- ・事業運営が1年目のため、収支相償及び公益目的事業比率の資金支出の管理が難しい。(再掲)
- ・公益目的事業を遂行するための運営費が必要だが、当財団は事業規模自体が小さく、収益事業の比率制限により、公益目的事業の運営費を調達することが難しい。改善策として、収益事業での利益額が公益目的事業費を上回らないこととする、として欲しい。
- ・公益目的事業比率で公益目的事業の発動がない場合、経常費用が小さくなることにより、その他事業会計と区分された事業の実施範囲が制限される。
- ・収支相償や公益事業目的比率について、制限を守り事業を行う事が難しくもう少し緩和されたらと思います。(再掲)
- ・公益目的事業比率を30～40%に引き下げる。役員の任期を3年か4年にする。
- ・公益法人の財務三原則への対応に苦慮している。(再掲)
- ・財務三基準をいかにクリアするかが重要と思うが、クリアすればするほど法人の存続が難しくなる。(再掲)
- ・会費収入だけでは運営は厳しい上に、収益部門の事業費率が上がると公益法人を維持できなくなる。現段階で改善策がない。
- ・公益目的事業比率をキープすると、先々余剰金に不足が生じ、その積み重ねで管理費の維持・増額等に支障が生じることが想定される。
- ・コロナ感染症により公益事業の開催が困難な時、公益事業比率の未達が心配。
- ・会員減少に伴い公益目的事業比率50%を維持しつつの年間予算組が難しい。
- ・建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、収支相償の原則や公益目的事業比率の制限により、老朽化した建物、設備の改善に支障(公益事業の原資を建物の賃貸業で得ているが、バリアフリー、情報化対応等の面で環境整備が追い付かず、入居者が逡減傾向)(再掲)
- ・補助金の減額により公益目的事業比率の順守が厳しくなっている。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・主に会費で運営しているため、会員数の減少により、掛かる固定費はあまり変わらず予算が減るので、公益目的事業比率50%以上の達成が困難な状況にある。
- ・公益活動の充実と公益目的事業比率の関係で事業活動が制限される。法人が実施事業が停滞する。
- ・公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される、毎年の事業報告・事業計画書の作成、毎年の計算書類・予算書の作成、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。

3) 遊休財産規制に関するもの(58件)

- ・遊休財産は多く持つ必要はないが、コロナの影響による会員の減少に歯止めがかからず、これによる会費収入の減少が深刻である。不測の事態を想定した「資産」の確保を認めて貰えないか。または「遊休財産の保有上限額」を緩和していただきたい。(再掲)
- ・遊休財産の規制で苦勞している。何らかの緊急事態が生じても4、5年程度存続できるような余裕が必要。
- ・遊休財産の制限額が公益目的事業費の1年分であるが、コロナのような不測の事態が起きた時に1年分では安定した運営はできない。公益目的事業費の3年～5年分を制限額にするべき。
- ・基本財産の運用益が減少する中、収益事業の検討が必要であるが収支相償がネックである。また、事業費の節約等によって生じた剰余金が意図的な遊休財産作りとみなされる場合があり、剰余金の過程について慎重に判断すべきではないか。(再掲)
- ・財団の収益は99%保有株式の配当収入で変動が大きい。遊休財産規制で1年分の事業費しか持てず、配当金が多い場合、剰余金の処分に苦勞した。一方、今回のコロナ禍のような状態では配当収入の激減が予想され、運営に大きな支障がでる。貴協会が進めているように、せめて3年間の事業費が持てるよう制度改善を行ってほしい。
- ・収入が安定しない状況の中で、財務状況を安定させ公益事業を継続して行うにあたり、収支相償、遊休財産の保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3～5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。(再掲)
- ・公益事業の運営が困難になるほど収入が目減りした時期があり、その時のために遊休財産取得等の制約を無くして欲しい。
- ・遊休財産の保有制限(上限額)が1年間分の公益目的事業を実施する費用額とされているが、2か年分程度を上限額とされたい。(理由)行政庁からの委託事業を公益目的事業として行っている場合で、その事業割合が一定の(大きな)割合を占めるとき、当該委託事業が廃止・休止・縮小された場合に、保有制限を超えてしまうことになるため。
- ・当協会は新規入会者の数の変動が大きく、入会金により収入に左右される。その結果入会者が多い場合は、遊休財産保有限度額を超過する場合も見込まれ、その対策に係る負担が大きい。規制を緩和する方向で検討願いたい。
- ・○遊休財産の上限については、恒常的ではなく、年度の収入状況によっては多少超過する

場合があります。上限について公益目的事業費の+20%程度、あるいは金額ベースで+250万円程度を認めていただければ、防災や修繕など緊急に必要な支出にも対応できるものと考えています。○機関運営について、事務の効率化のために簡素化を図っていただきたいと思います。例えば代表理事の交代選定について、①理事会開催(評議員会開催のため)→②評議員会開催(理事選任)→③理事会開催(理事長選定)と3回の会議を開催する必要があり、書面決議を活用するとしても煩雑極まりないものです。(理事の方からも煩雑との意見をいただいています)少なくとも、①は省略できるものと考えています。○決算など定期報告について、ある程度経験がないと決算資料や提出書類の作成が非常に難しく、大変な労力を使っています。団体の規模等(年間支出規模2千万円未満など)によっては、決算書に加え、簡素化した収支相償判定票、同じく簡素化した遊休財産判定票と積立金の状況と役員名簿等で事足りるのではないのでしょうか。

- ①収支相償：収入の柱が寄付金なので、景気の影響を受ける。不確実な将来のために、収入の一定割合までは積み立てができる制度が欲しい。特定費用準備金では計画通り、数年で使い切ることが前提なので、あまり役に立たない。現在は預貯金(特定資産)がある程度あるので(公益法人化の前、収入に余裕があるときに少しずつためたもの)、これからコロナ不況になり寄付金不足時は特定資産を取り崩してやりくりすることになると思うが、いったん使ってしまうと再度ためるのは難しいので、将来的に不安がある。②遊休財産：なぜ事業費の1年分が限度なのか。事業費+管理費の1年分にしてほしい。寄付金収入が入る前の時期に支出が重なる年は運転資金が不足する。③変更認定申請：その手間を考えると、新規事業をタイムリーに始めることが難しい。結局、既存事業の枠組みに収めようと、当初の構想から規模や対象がスケールダウンしがち。④定期提出書類：内容そのもののわかりずらさと、システムの使いずらさと、両方がある。10年以上担当しているが、年1回の事業報告がさっさと処理できるまで4、5年はかかったように思う。零細法人なので、事務員はパートのみで事務局長もいない。自分の退職時に後任にうまく引継ぎできるか不安がある。(再掲)
- 「収支相償」や「遊休財産の制限」などの財務上の制約によって、事業の継続性が担保されない。将来の事業で消費することを前提に、一定程度は事業収益を積み立てることを認めてもらいたい。あるいは、特定費用準備資金や資産取得資金を取り崩して事業費の不足に充当することを認めてもらいたい。(再掲)
- 年度毎に収入の変動に対応しては、長期的な事業の継続が難しい。遊休財産の保有制限により、緊急事態への速やかな対応が難しい。
- 収入が安定しない状況で公益事業を継続して行っていくために、安定した財務状況にするためには収支相償、遊休財産保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3~5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。(再掲)
- 収支相償の廃止、遊休財産限度の撤廃ないしは1年分から5年分への限度拡大を求めたい。

1. 記述回答 [公益法人編]

(再掲)

- ・ 事業費全額を資金運用収入に依存しているが、先行き低金利政策続行の見通しから、将来の運用収入悪化が予想される。これに備えるため、できるだけ手元資金を確保したい。よって、遊休財産の規制を事業費の2年分程度に緩和してほしい。
- ・ 遊休財産保有の制限を3事業年度分程度に拡大してほしい
- ・ 収支相償を始め、遊休財産の規制や定期提出書類の作成事務負担など、その内容をみる限り全てにおいて大規模組織向けであるように思われる。今のまま収支相償が求められるのであれば小規模法人の永続は難しい。(再掲)
- ・ 公益事業を安定的に推進するため、遊休財産の範囲を年間経費の3倍～5倍とすべき。
- ・ 予算編成時に遊休財産が必要となるが、保有制限額を1年ではなく2年分にしてほしい。
- ・ 奨学金事業等を実施している場合、遊休財産の保有上限は1年分ではなく、少なくとも3年分とすべきである。
- ・ 遊休財産の保有制限は年度毎であると中長期的事業計画が立てにくい。
- ・ 遊休財産の規制のため、資金を貯めておくことが難しく将来の会館建て直しが難しい。新しい事業を行うこともできない。
- ・ 遊休財産について、「1年の事業費以内」を「3年程度」にしていきたい。
- ・ 遊休財産については、保有額の限度に幅を持たせてほしい。各年の総支出額に大きな差があることがある。公益目的事業の中で助成金等を拡充したり、縮小する場合がある。
- ・ 流動資産が多いと遊休資産が抑えられること。
- ・ 寄附等の収入が減り、合理化等により人件費等を削減し経費総額を減らす努力をしているが、遊休財産の上限に不適合になるケースがある
- ・ ここ数年、遊休財産額が保有上限額を上回っているが、その解消法が見当たらない。
- ・ 遊休財産の制限が事業費の3倍程度となるよう希望する。
- ・ 遊休財産の保有上限は、事業費に連動する。事業規模がマイナスに大きく変動すると上限額がオーバーする。
- ・ 入会金及び会費収入により運営しているが、遊休財産の保有制限により、今後訪れるであろう入会者及び会員減少に伴う収入減時に耐えうる資産の保有が不可能である。
- ・ 収支相償や遊休財産規制により財政基盤の確保、強化が制限されていることから、組織の成長、事業の拡大を目指すどころか、組織運営の安定化、公益事業の安定供給を図ることすらできない。定期提出書類に係る事務負担、費用負担も大きく、この部分が膨らめば膨らむほど公益事業に充てられる費用等が少なくなる。(再掲)
- ・ 寄付金により赤字に何とかならず運営しているが、遊休財産額が超過する点。
- ・ 公益法人の財務三原則への対応に苦慮している。(再掲)
- ・ 事業規模が小さく、事業費の年度による変動が大きいため、遊休財産限度によって、公益事業が制限される。
- ・ 事業規模が小さい団体のため遊休財産の限度額に苦慮している。事業規模1億円以下は問わないなどの措置をお願いしたい。
- ・ 今回のコロナ禍において、大幅に収入が激減した時に収支相償および遊休財産規制により蓄積財産が無い場合運営が大変困難となっている。収支相償や遊休財産の規制はただちに

撤廃すべきである。(再掲)

- 収支相償、遊休財産の制限等があり、継続性に不安が生じかねない。(再掲)
- 遊休財産の規制の見直しをお願いしたい。
- ①公益事業からの収益に関しては収支相償要件を緩和し、黒字であっても早急にその黒字の解消を求めないこと(年度により収益の変動が大きい)、②今後の運営の安定性の確保の観点から遊休財産を認めること、③定期提出書類の様式が煩雑なため、様式を簡略化すること。(再掲)
- ①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだと、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務3基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)
- 遊休財産については、配当金が無くなった場合、現在の奨学生が卒業までの支払いが必要な奨学金額について奨学準備基金として認めるべきと思う。
- 財務三基準をいかにクリアするかが重要と思うが、クリアすればするほど法人の存続が難しくなる。(再掲)
- 現時点では遊休財産の保有制限はクリアしているが、特定資産のチェックがあり否認されれば厳しくなる公益法人認定前の資産であるので、事業費1年から3年に変更する検討をお願いしたい。
- 遊休資産の保有の緩和(収益事業の一時的な減収対応のため)。
- 財務三基準のため、事業投資する財源を確保できない。これからの指定管理者制度はPFI方式が増えてくるが、財源制限のある公益法人は手を挙げれない。改善策は財務三基準の見直しが必要。(再掲)
- 遊休スペースを活用し収入増を図りたいが、公益に合致しないとの理由で使用できず。課

1. 記述回答 [公益法人編]

税対象エリアの増加、資金源に苦しんでいる。

- 収支相償、遊休財産制限額の撤廃もしくは許容額の拡大(例えば、公益目的事業の2割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の3年分まで許容など)。現行制度が維持されれば公益目的事業はいずれ立ち行かなくなる。(再掲)
- 機関運営の日程調整、遊休財産の計算数値(制限)が厳しい。
- 遊休財産保有規制の緩和を望む(最低でも3年分の費用相当額)。
- コロナの影響で、公益目的事業からの収入が減少している。内部留保の放出で対応するが、今後、この赤字をどうやって補填するのか。特定費用準備資金で将来の赤字(コロナ第2波)のために積み立てられるのか。遊休財産制限まで、内部留保がたまった段階で、収支相償の制限をかけるべき。
- メインの収入源が観光用駐車場収入であるのに対し、支出の大半は観光用駐車場収入以外の公益目的事業にかかるため、観光収入が減少すると公益目的事業の人件費が払えなくなる。経営状況に応じて臨機応変に遊休財産を取り崩し人件費に充てられれば助かる。
- 収支相償は法令にない概念であり撤廃すべきと考える。また、遊休財産規制の運用の弾力化、各種手続きの簡素化も必要と思われる。(再掲)
- ①収支相償の制限: 毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方支出は、毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば収入減の穴埋めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。②遊休財産の規制: 公益財団法人は、一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益をある程度組み入れるシステムを認めるべきである。(再掲)
- 自然環境のように長期かつ臨機に対応する活動に対し、「遊休」扱いではなく、長期に活用できる寄付金として収支相償外で受け入れ、計画しばりのない活用ができるしくみが欲しい。特に遺言によるお一人様からの遺贈寄付などで、活動テーマへの指定がなく、団体への指定だけの高額寄付が得られた場合も、収支相償上、指定正味財産として受け入れたいが、現状では、「自然保護活動へ」だけでは指定としてみなされないのは不安。(再掲)
- コロナ禍や自然災害への対応のため、一定の余裕資金を保有しておく必要があるため、収支相償や遊休財産の保有制限基準を緩和していただきたい。(再掲)
- 収支相償が生じた場合の処理対応方法に苦慮すること及び遊休財産の規制がありその対応に苦慮すること。(再掲)
- 収支相償、遊休財産を持てる範囲まで黒字の積み立てが可能になり、赤字額を収支差額0とするのではなく、年度をまたいで黒字の解消に使えるようになると思います。(再掲)

4) 定期提出書類の作成事務負担に関するもの(195件)

- 規模が小さい法人では機関運営、定期報告書類、備置き資料の作成などに忙殺され、本来の公益目的事業に従事する時間が制約される。
- 公益法人に関する知識を有する人材が常にいるわけではないので、継続的な運営をしていくことに困難を感じる。その意味で、一般市民に馴染みやすい制度の設計が必要と思われる。また、在職の職員数も少ないので、事務量の負担が大きい。改善は、職員レベルでは

対応できない。

- 小規模な法人であるが、提出書類が多く複雑なので、公益事業に充てる予定だった資金を削って、専門家にやってもらっている。一般法人であれば、全ての資金や時間を公益事業に回せるので、公益認定を取得したことを後悔している。
- 定期報告書の事務手続きが難しい。担当職員が交代しても対応できるよう簡素化してほしい。事務員の少ないところは、対応に苦労する。
- 定期提出書類等の作成などに係る作業負担が大きく、HPなどの維持費も嵩む。
- 公益法人制度のための仕事となりがちである。物事の本質に迫れないジレンマを抱える。法人として得た利益を基金の積み立てにすることで、自由度のある事業用資金としてストックできる制度改革を希望する。(再掲)
- 公益法人にも様々な形態があり、手続き、届出、定期提出書類、審査基準等がすべて同一であること自体に無理があると思うので変更すべきである。
- 事務手続きの負担が大き過ぎて、事務処理も本来業務になっている。外部に委託すると、限られた資金を投じることになり、その分公益事業に充てられる資金が減り、公益事業に影響が出る。公益事業を行う法人として責務を果たせない状況になるのだけは避けたいので、定期報告や会計基準を含む事務手続きなどの面で合理化をお願いしたい。
- 継続事業が多い場合は、書類をできるだけ簡素化して欲しい(例えば変更箇所のみ申告するなど)。
- 定期提出書類など事務手続きが膨大で複雑なため会計士などの専門家が必要となるが、専門家に支払う費用が負担となり、本来活動に充てられる予算が減少する。
- 定期提出書類や変更認定・変更届出の手続きにかかる書類が多い。事務員が少数の弊社には負担が大きい。予算規模に応じて提出書類の省略化があればよい。
- コロナ関連の支援事業の実施を検討したが、変更認定の手続きに大きな事務負担と時間がかかることから断念した。それどころか、事務手続きが複雑で膨大であるため、労力的、資金的に枯渇し、支援事業に影響が出ている。小規模法人に対する制度的な配慮を検討してほしい。
- 事務手続き、事務作業に忙殺され、本来業務が疎かになる。
- ①収支相償について：中長期的に解消すればよいとしながらも、行政庁によりその期間がまちまちであるように思う。②立入検査など行政庁の監督について：特例民法法人から公益法人への移行時に指導された内容と昨今の指導内容、また担当者が変更になった後の指導内容などに整合性がなく、指導内容に基づき行った変更について、後日変更認定申請を求められたことがあった。③定期提出書類について：毎年度の定期提出書類の作成について非常に事務負担が大きい、公益法人の中には助成金や補助金、指定管理料など多岐にわたる収益を基に公益事業を行う法人が多々あると思われるが、それぞれに完了報告や事業報告などが求められたうえで複雑な行政庁への定期提出書類を作成している。膨大な事務作業により本来業務である公益事業に割く工数が減少してしまう。(再掲)
- 定期報告書類にどの数字を記入すればいいのかわからない。法人により、使用科目が異なるので、具体的なマニュアルを示してほしい。
- 定期提出書類については変更点のみの報告で良いのでは？あまりにも無駄が多い気がし

1. 記述回答 [公益法人編]

ます。

- ・ 事務負担が多く、本来、事業に振り向けるべき予算人員が法人の管理に費やされている。
- ・ ○遊休財産の上限については、恒常的ではなく、年度の収入状況によっては多少超過する場合があります。上限について公益目的事業費の+20%程度、あるいは金額ベースで+250万円程度を認めていただければ、防災や修繕など緊急に必要な支出にも対応できるものと考えています。○機関運営について、事務の効率化のために簡素化を図っていただきたいと思います。例えば代表理事の交代選定について、①理事会開催(評議員会開催のため)→②評議員会開催(理事選任)→③理事会開催(理事長選定)と3回の会議を開催する必要があり、書面決議を活用するとしても煩雑極まりないものです。(理事の方からも煩雑との意見をいただいています)少なくとも、①は省略できるものと考えています。○決算など定期報告について、ある程度経験がないと決算資料や提出書類の作成が非常に難しく、大変な労力を使っています。団体の規模等(年間支出規模2千万円未満など)によっては、決算書に加え、簡素化した収支相償判定票、同じく簡素化した遊休財産判定票と積立金の状況と役員名簿等で事足りるのではないのでしょうか。
- ・ 提出書類の訂正が多く、その内容も非常に細かいので何が正しいのかわからない。そこまでの精密さがなぜ必要なのか、無駄が多いので合理化して欲しい。
- ・ 定期提出書類の作成など事務処理の負担が年々増加していること。毎年度の定期提出書類のフォーマットを国や県単位で統一することや、収支相償に関するアドバイス等をしていただく末端の事務所、特に小さい事務所においては助かります。
- ・ ①収支相償：収入の柱が寄付金なので、景気の影響を受ける。不確実な将来のために、収入の一定割合までは積み立てができる制度が欲しい。特定費用準備金では計画通り、数年で使い切ることが前提なので、あまり役に立たない。現在は預貯金(特定資産)がある程度あるので(公益法人化の前、収入に余裕があるときに少しずつためたもの)、これからコロナ不況になり寄付金不足時は特定資産を取り崩してやりくりすることになると思うが、いったん使ってしまうと再度ためるのは難しいので、将来的に不安がある。②遊休財産：なぜ事業費の1年分が限度なのか。事業費+管理費の1年分にしてほしい。寄付金収入が入る前の時期に支出が重なる年は運転資金が不足する。③変更認定申請：その手間を考えると、新規事業をタイムリーに始めることが難しい。結局、既存事業の枠組みに収めようと、当初の構想から規模や対象がスケールダウンしがち。④定期提出書類：内容そのもののわかりずらさと、システムの使いずらさと、両方がある。10年以上担当しているが、年1回の事業報告がさっさと処理できるまで4、5年はかかったように思う。零細法人なので、事務員はパートのみで事務局長もいない。自分の退職時に後任にうまく引継ぎできるか不安がある。(再掲)
- ・ 月の理事会開催日が月末になりやすく、次年度の計画を内閣府に提出するまでの期間が短い。理事会開催は3月末でも内閣府への提出を4月第1週程度まで延長していただけると業務に余裕ができる。
- ・ 収支相償を始め、遊休財産の規制や定期提出書類の作成事務負担など、その内容をみる限り全てにおいて大規模組織向けであるように思われる。今のまま収支相償が求められるのであれば小規模法人の永続は難しい。(再掲)

- 書類作成が添付書類や後のページから転記などで、スムーズに進まない。手引き等あるが、細かな点の説明がなく、後でNGとなる。
- ①収支相償で剰余が出る場合の解消方法に苦慮している。ある程度の幅を持たせて欲しい。
- ②定期提出書類のシステムが扱いにくい。表が一つのファイルの中に集約されていないので、行ったり来たりすることになる。(再掲)
- 法人規模が小さいため公益法人の諸手続に係る事務負担が大きくなっている。小規模公益法人に対する手続き簡略化等の特例措置があればと思う。
- 提出書類作成や手続きに取られる手間が多い。
- 収支相償で事業活動が制限される、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。(再掲)
- 公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される、毎年の事業報告・事業計画書の作成、毎年の計算書類・予算書の作成、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。(再掲)
- 特に、定期提出書類の形式、分量、電子提出方法が煩雑。内容や形式を簡素化したり、書類の提出を受けた側で、修正できるようにするとよいのではないか。
- 提出期限が短い。毎事業年度開始の日の前日までにとなっているものを後ろにしてもらいたい。
- 小規模で運営している団体なので、事務処理が複雑になり、人的な負担が多くなっている。
- 事業報告添付書類の簡素化を図るべき。例：社員名簿等の添付が必要なのか疑問。
- 定期報告の内容が多く煩雑。総会の成立要件を満たすことが難しい。
- 定期提出書類が多く、事務負担が大きい。
- 運転資金の確保が必要 定期提出書類は作成にあたり分かりにくい。
- 事業報告書の作成時期が、決算報告書の作成や理事会・評議員会の開催などの時期と重なる。
- 年度の切り替え時期での作成となり、年度更新事務と重なる為
- 担当者が数年で変わるため、変わるたびに必要書類の提出に時間を要している。
- 定期提出書類につき、複数の複雑な書類作成が必須であること。
- 定期提出書類作成の際、項目によって PDF ファイルでは不可能なものもあるため、項目に限定せずエクセル、ワード、PDF などのファイルでも提出ができるよう改善して頂きたい。またコロナウイルス感染症対策に伴い、評議員会及び理事会の開催等が難しく、書面決議を行ったが、コロナ渦の影響で時間を要し、平素よりも対応が困難であった。
- 書類の種類が多く内容が複雑な面もあり作成事務負担が大きい。
- 少ない事務担当者で、事業を推進しつつ、上記の事務をしなければならない点。
- 提出書類が多すぎる。
- 定期提出書類の種類が多さに参っている。少し簡素化して欲しい。
- 特に事業報告は作成すべき書類が多く、苦勞している。”
- 収益事業は少額で、会費で運営しているような少人数・小規模な公益社団でも細かい経理処理求められ、監督官庁への定期報告も細かく事業が滞ってしまう。改善策：収益事業を行っていない団体や小規模な団体には特例で簡易な処理を認める必要がある。
- 監督官庁に提出する定期提出書類の内容が、頻繁に変更になっており、都度処理に困っています。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 法人として事業報告・決算書等を作成し、さらに定期提出書類(特に事業報告の個別事業の内容について)を作成することが煩わしい。
- ・ 収支相償を各年度に厳格に適用されると、中期的な事業運営が難しくなる。
- ・ 毎年度の事業報告が、かなり詳細な内容を求められる。
- ・ 組織の人員が少なく、報告資料等の作成や事務手続きに苦勞している。
- ・ 財務諸表など提出するのに、別途指定様式に再度同様の書類作成を行なわなければならない、大きな負担となっている。
- ・ 変更届出及び定期提出書類の手続きの簡略化。
- ・ 毎決算時の税務署関係の5年間滞納税がないのに書類が必要か？
- ・ 事務手続きなどが煩雑です。チェックが細かい。
- ・ 剰余金の解消について：収支相償による改善策を知りたい。公益になってからの毎年の実績に応じて上がり幅があるとうれしい悲鳴である反面、黒字の積み重ねで認定法に規定する監督措置を講じる事も考えられますと言われており、このバランスや匙加減が難しく思います。
- ・ 事業活動を広げようとする、変更認定申請が必要になる。膨大な事務量により、変更認定申請まで手が回らない。
- ・ 行政庁に提出する書類が多い。
- ・ 毎年の提出書類が多く煩雑である
- ・ 提出書類も修正の都度チェックしなければ全体に反映されない。
- ・ 収支相償について、多少の収支差額(少額の黒字)を認める。1円の黒字も許されないことに、どれだけ多くの法人が苦勞していることか。現場の状況を理解いただいている方が制度設計をしたら、このようなガチガチに固められた制度にはならないはず。事業報告についても変更点のみの記載にさせていただくと、多くの時間が節約でき、その分は公益目的事業に充てることができる。(再掲)
- ・ (収支相償の改善)我々の団体は基本財産を持っていない。また、収益事業も行っていない。今の収支相償の仕組みによるとマイナス決算の場合には、特に次年度に黒字にして解消する制度もない。黒字になると次年度以降で黒字を解消しなければならない。この仕組みではマイナス決算を続けていけば、財産が減るだけとなり事業自体の存続が危ぶまれる恐れがある。そのための手立てとして、公益目的事業の規模に応じて一定額の黒字決算を認める仕組みを検討していただきたい。(定期提出書類の改善)報告書の作成にあたり、データが別の様式に反映されているが、基本的に入力の際にどの様式を先に記入したらよいか分かりづらい。作成にあたり、登録する順番が分かりやすく解説されているマニュアルを作成していただきたい。(再掲)
- ・ 収益のない法人は安定的な収入を得られず、内部留保もできないため、将来的に事業が行えなくなる可能性が高い。定期提出書類について、記入量が多くかつ複雑なため、作成者に対する負担が大きい。(再掲)
- ・ 定期報告関連の書類などが煩雑である。収支相償の制限があり、事業報告を余儀なくされている。(再掲)
- ・ 定期提出書類について、①報告書類にも関わらず、1円までの補正を求められ、対応に手

間取っている。許容範囲の幅を設けてもよいのでは。②報告書類の一覧が記号番号で、わかりづらい。

- ・ 事務手続等が煩雑
- ・ 定期報告書類で出来上がった書類の係数が何を意味しているのか理解出来ていない。
- ・ 事務量に比べて事務系職員が少なく対応できない。
- ・ 数字を扱う場合が多く、目が疲れる。
- ・ 総会議案書等から転記し定期提出書類を作成しているので、事業報告等の簡素化を望みます。
- ・ 事業報告書類(決算額関連)の複雑さにより、定期提出書類の内容に関する理解が難しく労力と多くの時間が割かれます。少しでも簡素化いただければ幸いです。
- ・ ①定期提出書類の作成ボリュームが多い。②評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。
- ・ 専属の職員がいないため、事務手続に苦勞している。
- ・ 毎年度の春先は、予算・決算の作業で多くの事務量をこなさなければならないが、これに加え、各書類を提出するといった作業が重なるので、負担が多く、困っている。
- ・ ①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだと、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)
- ・ 定期書類の作成量が多く、煩瑣な事務手続きが大きな負担となっている。
- ・ 内閣府への報告書類の提出等が不便。
- ・ 定期提出書類にはホームページで公開しているものもあるので、その URL を登録する形にしてほしい。理事会・評議員会が 6 月開催であり、超多忙の時期であるため定期提出書類

1. 記述回答 [公益法人編]

の提出期限を延長してほしい。

- ・ ①公益目的事業の事務費などを倹約して予算を残してしまうと、収支相償上利益とみなされ残せないの、倹約の意味がなくなってしまう。②当団体(公益社団法人)は、職員数も少なく正職員もいない状態で、多くの定期提出書類を作成しないといけません。また作成に不慣れな職員も多く、提出書類の簡素化ができるといいと思います。例えば、総会資料および総会議事録の提出のみで可など。(再掲)
- ・ 期間内であれば、提出した書類の修正がもう少し楽にできるようにしてほしい。
- ・ ①定期報告書類(事業報告書等)の簡素化。②収支相償の余剰金の解消計画の延長。(再掲)
- ・ 提出書類の作成に手数がかかる。電子申請のエラーの原因を探すのに時間がかかる。(再掲)
- ・ ①公益事業からの収益に関しては収支相償要件を緩和し、黒字であっても早急にその黒字の解消を求めないこと(年度により収益の変動が大きい)、②今後の運営の安定性の確保の観点から遊休財産を認めること、③定期提出書類の様式が煩雑なため、様式を簡略化すること。(再掲)
- ・ 実質の運営人員が少ないため、提出書類を含む事務手続きの対応ができない。
- ・ 定期提出書類が膨大で準備するのに時間がかかるため、提出期限を延ばしてほしい。
- ・ 作成する書類の多さ、複雑さに初任担当者など苦慮している。できるだけ簡素化を。
- ・ 定期提出書類の決算の書類は、法人で作成している既存の決算書の提出で良いのではないかと思う。
- ・ 事務手続きを行うための事務員が不足している。(再掲)
- ・ 定期提出書類を簡素化してほしい。
- ・ 定期提出書類は膨大であるため、簡素化するなどの措置を取れないか。
- ・ 収支相償未達の限度額を決めてもらいたい。少額な場合は、事業報告等は免除していただきたい。(再掲)
- ・ 事業報告等が膨大で作成にかなりの時間を取られる。予算書や事業報告等の登録システムによる提出も一苦労。
- ・ 提出書類が多い点と公益法人の独特な会計処理に熟知してないと対応が難しい点。(再掲)
- ・ 収支相償の解消・事業報告の煩雑さ。(再掲)
- ・ 記入書類が多い為、作成に時間がかかるので簡素化していただきたい。
- ・ 6月の定期事業報告では、その内容が60ページ強にもなり作成に相当の時間と労力を要す。
- ・ 特定はいたしません、全体的に出来る限り簡素化して欲しい。
- ・ 各種申請、定期報告等が細かくて膨大。
- ・ 所管する官庁への報告書等の分量が多く、法人として専門職を採用するだけの財政力がないため、苦慮している。提出書類等の内容整理と分量の削減が必要。上部団体として県・全国組織が存在するが、中間の県組織は必要ないのではと感じることが少なくない。
- ・ 報告事項等の回数を年1回程度に減らし、定期報告の内容も簡素化してほしい。
- ・ 人手不足の中で他の業務も行いながらのことで、特に定期提出書類は様式も多く、時間を要している。

- 定期報告について、年1回の間隔でやっているため操作方法を忘れてしまい、再度の習熟が必要。
- 収支相償の改善対策、提出書類の効率化を望む。(再掲)
- 定期提出書類等の簡素化ができないか。
- 改善策について：定期提出書類を作成するにあたり、もっと詳細な説明が記載されている手順書と解説書があると作成しやすくなる。
- 申請システムについて、エラーチェック前に自動転移できるように改善をお願いしたい。また、定期提出書類のボリュームが大きすぎるので簡素化してほしい。(再掲)
- 定期提出書類(特に決算、事業報告にかかる書類)の作成に時間がかかり、大きな負担になっている。
- 収支相償により、越年や数年にまたがった事業の制約が多い。また、年度当初の資金繰りが厳しいので、ある程度の繰越金が必要と思われる。定期提出書類も内容を簡潔にしてみたい。(再掲)
- 余剰金を基金として充てたい。定期提出書類の項目の簡素化を希望する。(再掲)
- 定期提出書類の作成量が多すぎるので簡素化をお願いしたい。
- 報告様式の見直し(例えば、個別でなく総会資料一式)。
- 事業報告書提出に軽微と言えども不備が発生し、補正後提出となる点が面倒。
- 当たり前のことであるが、やはり事務負担が大きいと感じる。
- 定期提出書類の枚数が多すぎる。また、総会で役員改選が決定しても定期提出書類ではなく変更届けで役員変更する必要がある2度手間になるものがある。決算書をPDFで添付すれば済む程度にならないか検討いただきたい。
- 定期提出書類と変更認定申請の簡素化を要望したい。
- 定期提出書類のボリュームが多く、毎年苦慮している。電子申請の要領が複雑で難しく慣れるまで時間がかかると思われる。予算・決算の簡略化が望まれる。
- 変更認定申請の際に求められる膨大な提出書類並びに公益性の観点からの説明資料の対応が大きな負担になっている。また、定期提出書類の事務作業量が膨大であるため、定例的なものの簡素化等を要望したい。
- 電子申請が煩雑であり、分かりにくい。年に一度の作業なので次年度にまた思い出しながら作業を進めなければならないと時間がかかる。所定の様式で決算書類を作成しているので、そこから自動的に読み取ってもらいたい。
- 定期提出書類はオンラインでの申請となりますが、手順が順番通りでなく複雑なので混乱することがあります。機関運営では、理事会と総会を同時に開催できないため、特に理事のスケジュールリングが難しいです。
- 決算や役員改選の定期提出書類が多い。
- 事務局は小人数(2名)で運営しているため、事業の進行管理に工夫が必要。事務手続きが膨大で、労力的にも金銭的にも事務手続きが主な事業になっている面がある。(再掲)
- 年度実績報告が複雑で分かりにくく、毎年苦勞をしている。その結果、毎年のように記入間違いがあるようで、修正を求められてしまう。
- 前年度の事業報告等の申請内容の簡素化。理事会、評議員会を同時開催することにより、

1. 記述回答 [公益法人編]

議論が深まる。会の運営などに緊張感が生み出される。

- 定期書類については、3月から6月までに事業計画および事業報告を作成しなければならず、事業所での他の申告書、決算書などの作成時期が重なるので負担に感じる。
- 決算報告書の様式など特有なものが多く、理解するのに時間がかかる
- 定期提出書類のうち毎年必要不可欠なものに限定してもらいたい。
- 定期提出書類が煩雑。
- 限られた職員で、提出書類の作成負担が大きい。また役員変更の手続きが負担。各種手続きの簡便化を図っていただけると助かる。
- 提出書類の簡素化。
- 定期提出書類については、できるだけ簡素化していただけたらと思います。例えば既存の議案書、議事録の提出を認めるなど。
- とくに事業報告が負担である。国の様式にあわせて書類を作成することが大変。PCでの報告の実施手順等が難しい。
- 日常業務に加え、年中報告や対応に追われている感がある。
- 定期提出書類で、例えば事業報告において、法人の事業報告書に加えて、「別紙3 法人の事業について」の作成や、役員の報酬に係る規則の提出を求められる。内容がほぼ同じものや、変更した時点で提出している書類の提出を求められている。特に変更届出で提出している書類は不要では。
- 定期提出書類の様式がマニュアルをよく読まないで難しいので、簡素化してほしい。
- 提出書類を担当する事務職員が事実上1名であり、提出期限等があり本件の資料作成等が優先される。提出期限を10日程度延期すれば余裕ができる。
- 定期提出書類の一部には、専門家(顧問税理士)に作業を依頼している。小規模の団体であるためその費用も大きな負担となっている。
- 事業報告・決算報告の記載を簡素化していただきたい。
- 内閣府への年次報告のボリュームが大きい。
- 所管行政庁に提出する事業報告書の作成に係る事務負担が大きい。新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。
- 2人態勢なので時間が足りなくていつも締切りぎりぎりです。人数を増やせばよいのですが、増員する資金的な余裕がありません。
- 財団法人のときよりも、手続きが非常に煩雑で毎年苦勞している。
- 小規模団体(収入3000万円以下)については、定期提出書類の簡便化を図る。
- 行政庁に対する毎年の報告作業の負担が大きい。職員数が少ない財団にとっては大変な作業となる。当財団は1.5名で運営している。
- 提出する書類が複雑すぎて専門的な知識が必要になる点。
- 年度終わりの決算報告が難解である。柔軟性、スピード感に欠ける。
- 各種手続きが煩雑
- 別表H等の改善をお願いしたい。一年に一度の為計算する意味が理解できない。
- 内閣府への提出書類作成が面倒である。分かりやすい内容に改められないか。
- かなり詳しい内容の書類の提出が必要となる。もう少し簡素化できないものか。また個人

情報の観点から会員の氏名、住所を報告するのは抵抗がある。

- 定期報告書類が多く、また表に記載する数値の内容が分からない点がある。特に「遊休財産」の計算。
- 定期提出書類の量が多く、内容も複雑すぎる。
- 提出書類の分類の細かさ。もっと概要的にまとめることが望ましい。
- 収支相償では年度末に予定外の収入増。定期提出書類の事務負担は、理事会、評議員会の開催と同時期に集中し、短時間で処理しなければならない。小規模な団体については簡素化して欲しい。
- 定期提出書類のボリュームが多く、大きな負担になっている。
- 担当者変わった場合や申請方法等が変更になった場合等、定期提出書類の作成事務の説明がない
- 提出書類の簡素化をお願いしたい。
- 書類作成に係る事務量多い。提出期限がタイトであり、もう少し余裕がほしい。
- 定期提出書類の様式の簡略化を希望する。
- 都への報告資料作成のための日常の事務業務が多い。
- 内閣府への毎年の事業報告が大変である。書式がたくさんあり分かりにくい。
- 定期提出書類などの事務手続きについて複雑でわかりにくいので簡素化してほしい。
- 国、県、町への同一内容(例えば予算など)の提出フォームがそれぞれ異なり、転記や区分変更など手間がかかる。
- 大量の書類を作成する必要がある。公益法人用に簡素化された定型文書を用意するなどを求む。
- 「事業報告等」の内容が煩雑。
- 毎年の定期提出書類の作成シートが多く、事務負担となっている。
- 定期提出書類について改善を継続しているが、担当者スキルなどもあり継続と蓄積の課題が解消しづらい。
- 業務の大半が、上記の困っている点(収支相償、変更認定・届出、定期提出書類など)に費やされ、本来業務に支障をきたしている。規制遵守のために公益事業が疎かになるのは本末転倒。(再掲)
- 収支相償について：将来的な人件費の積み立てを認めるべき。定期提出書類：事業報告書の簡素化(経理の専門的な知識が無くても誰でも入力できる内容にすべき)、確認項目をできるだけ減らすべき(法律との兼ね合わせがあれば法律改正を行うべき→他の経理上の監査で見えない部分だけをチェックするべき)(再掲)
- 公益目的事業ではなく事務手続きが本業になっている状況に苦しめられている。公益活動や組織自体の成長や発展も財務三基準などの規制により厳しく制限されており、公益法人制度の趣旨がよくわからない。(再掲)
- 将来の運営に必要な財政調整資金等を保有することができないのでは、円滑な法人運営は困難。また、職員が少ない法人なので、定期提出書類を簡素化してもらいたい。(再掲)
- 定期提出書類が煩雑すぎて、正確な報告ができたか不安である。毎年のように修正を求められているが、修正する手間も相当ではないか、と感じる。収支相償も、まじめに運営し

1. 記述回答 [公益法人編]

ていても黒字になることがあるのに、それが「悪」のように指摘されるのは納得がいかない。そもそも黒字の何がいけないのか、公益に充てられる資金が増えて喜べないことに違和感を覚える。(再掲)

- ・ 資料作成のための膨大な作業量と運営に寄与しない生産性の悪さ。
- ・ 定期提出書類の作成資料の数が多い。また、収益を上げるような事業を行っていないにもかかわらず、収支相償を守るため、年度末に円単位で収支差額が0円になるように調整をしている。
- ・ 小規模法人についてはもっと簡素化してほしい。
- ・ 収支相償を見定めつつの事業展開を行っており、定時報告関係の書類にかかる負担が、現在行っている職員が退職した後、公益の意義や運営に不安を感じている。(再掲)
- ・ 収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益法人会計の一般会計化など(再掲)
- ・ 有事の時に備え、ある程度の資金的余裕をもつことが必要。定期提出書類は公益目的取得財産残額の計算など、複雑な作業の反面、必要性を感じない項目が数多くある。(再掲)
- ・ ①主な収入財源が「募金」のため収支のバランスを保つことが難しい。②定期提出書類の提出時期と事業の繁忙期が重なるため事務負担が大きい。(再掲)
- ・ 収支相償では年度末に予定外の収入増があり、毎回費消に苦慮する。定期提出書類の事務負。(再掲)
- ・ 収支相償については、補助金の確約があれば行うことは可能だが、やはりこの経済情勢では、いつ補助金が減額になるかわからないので、運営資金を積立しておきたい。是非収支相償の緩和をお願いしたい。提出書類については、入力する内容は自動転送されるなど効率化が図られているが、逆になかなか最終結果が出てこないもので、少し不便である。しかし、公益法人としてはやむを得ないと認識している。(再掲)
- ・ まだ一年目なので、定期提出書類に難儀しています。とても煩雑といった印象です。
- ・ 事業規模に応じた事務の簡素化(ex. 電子申請の見直し 規模別申請など)。
- ・ 行政庁への定期報告に関する事務手続きが簡易化されればよい。
- ・ 提出書類が複雑多岐にわたるため、一般企業出身者には負荷が大きい。
- ・ 法務局への手続きが複雑。
- ・ 事務量の多さに苦労している。
- ・ F表などの作成が決算書類の転記で面倒である。
- ・ 書類作成等のマニュアルがあると助かる。
- ・ 年度末の3月に事業計画書を提出したのち、奨学生の募集、選考委員会、理事会の開催、定時評議員会の開催を行う中で、スケジュールが過密になることで提出書類の作成に神経を使う。
- ・ 実施している事業のスキーム上、事業開始直後に大幅な赤字が発生することが不可避であったにもかかわらず、収支相償の計算上はその赤字を繰り越せない一方、翌年以降にその赤字分が解消となっただけにもかかわらず、その分が累積黒字として繰り越されてしまっている。現制度のままだと解消不可能なため、赤字も繰り越せるようにするなどの制度改革を望む。
- ・ 定期報告の書類が多い。

- ・内閣府に提出する事業報告のボリュームが膨大で複雑なので、簡素化してほしい。
- ・他業務を遂行する必要がある中、税法上の決算書や定期提出書類を作成し公益法人課に提出しなければならない、労力的な負担が大きい。
- ・限られた人数で業務を行っているため、定期提出書類の事務負担が大きい。

5) 審査に関するもの(変更認定申請・届出等) (49件)

- ・業務の大半が、上記の困っている点(収支相償、変更認定・届出、定期提出書類など)に費やされ、本来業務に支障をきたしている。規制遵守のために公益事業が疎かになるのは本末転倒。(再掲)
- ・コロナ関連の支援事業の実施を検討したが、変更認定の手続きに大きな事務負担と時間がかかることから断念した。それどころか、事務手続きが複雑で膨大であるため、労力的、資金的に枯渇し、支援事業に影響が出ている。小規模法人に対する制度的な配慮を検討してほしい。(再掲)
- ・事業の拡張における変更認定が大きな負担になっている
- ・変更認定申請など時間を要するため、必要な時に必要な事業を実施できない。
- ・変更認定申請の際に求められる膨大な提出書類並びに公益性の観点からの説明資料の対応が大きな負担になっている。また、定期提出書類の事務作業量が膨大であるため、定例的なものの簡素化等を要望したい。(再掲)
- ・変更認定申請を行う場合、膨大な提出書類の作成が必要となる。その結果、その時代に合った事業への変更や拡充、拡大ができない。
- ・変更認定等で労力と時間がかかるため、社会的ニーズに応じてタイムリーに活動を展開できない。
- ・変更認定申請などに時間がかかるため、必要な事業を必要な時に実施できない。
- ・時代の変化に伴い、事業の見直しを行いたいが、変更認定の事務負担が大きく、なかなか踏み出せない。
- ・事業内容を追加する変更申請をする場合でも、移行当初の申請と同じくらいの申請書類が必要である点。
- ・必要な事業が突発的に入ってきた場合のために、事業等の変更を柔軟に対応いただきたい。
- ・①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだ、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細か

1. 記述回答 [公益法人編]

な縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)

- ①収支相償の制限のため赤字補填ができない(黒字の場合に積立したい)。②国や県からの新規事業を行う場合でも変更認定申請が必要となる。(再掲)
- 認定申請した事業に縛られており、変更認定申請準備等があり、新たな事業展開がスムーズにできない。
- ①収支相償：収入の柱が寄付金なので、景気の影響を受ける。不確実な将来のために、収入の一定割合までは積み立てができる制度が欲しい。特定費用準備金では計画通り、数年で使い切ることが前提なので、あまり役に立たない。現在は預貯金(特定資産)がある程度あるので(公益法人化の前、収入に余裕があるときに少しずつためたもの)、これからコロナ不況になり寄付金不足時は特定資産を取り崩してやりくりすることになると思うが、いったん使ってしまうと再度ためるのは難しいので、将来的に不安がある。②遊休財産：なぜ事業費の1年分が限度なのか。事業費+管理費の1年分にしてほしい。寄付金収入が入る前の時期に支出が重なる年は運転資金が不足する。③変更認定申請：その手間を考えると、新規事業をタイムリーに始めることが難しい。結局、既存事業の枠組みに収めようと、当初の構想から規模や対象がスケールダウンしがち。④定期提出書類：内容そのもののわかりずらさと、システムの使いずらさと、両方がある。10年以上担当しているが、年1回の事業報告がさっさと処理できるまで4、5年はかかったように思う。零細法人なので、事務員はパートのみで事務局長もいない。自分の退職時に後任にうまく引継ぎできるか不安がある。(再掲)
- 公益認定を受けた事業の範疇内であっても申請と異なる事業名称であれば手続きが必要であり、柔軟に対応できない。
- 公益認定時点と現在とで、時代の要請に応じて事業を行っているが、基本的に内閣府では移行認定時点での記載事項を基にしているので、変更認定をすべきかどうか管轄の内閣府への相談等、多い。もう少し柔軟な対応が認められないかどうかと思う。
- 定期提出書類と変更認定申請の簡素化を要望したい。(再掲)
- ①職員に事業の収支率向上意識をもたせることが難しい。②新規事業に取り組む際、「変更認定申請」「変更届」の必要性を確認することが面倒である。5・今回のコロナの時でも機動的に臨機応変に対応が出来ない。
- 公益目的事業の内容が制限させる。
- 遊休財産の規制のため、資金を貯めておくことが難しく将来の会館建て直しが難しい。新しい事業を行うこともできない。(再掲)

- ・ 変更届の幅を広げてもらいたい(事業の廃止等)。
- ・ 定期提出書類や変更認定・変更届出の手続きにかかる書類が多い。事務員が少数の弊社には負担が大きい。予算規模に応じて提出書類の省略化があればよい。(再掲)
- ・ 変更申請について前例がなく困っている。
- ・ 変更認定申請・変更届の事務作業が煩雑。
- ・ 大きな柱の変更が無ければ変更認定申請は必要ないとの理解だったが、行政庁からの指導で必要となった。この変更認定申請に係る提出書類等が煩雑で苦勞した。
- ・ 変更認定などの理由の定義が細かすぎる。
- ・ 変更認定申請が煩雑と聞き、実施していない。
- ・ 公益認定を受けている事業の見直しや新規事業の実施について、変更認定や届出が必要となり、その手間が負担となっている。
- ・ 変更認定申請の事務負担が大きい。
- ・ 変更認定申請・届出の範囲が分かりづらい。
- ・ 変更認定にかかる手続きの事務分量が多い。
- ・ 新規公益事業の立案実施にあたり変更認定・届出を行わなければ実施できず機動性に欠ける、 当方で従来の公益事業の微細な変更と考えていても監督庁と意見が異なることがある
- ・ 公益目的事業比率が高すぎるが、変更が容易でない。決算報告が総会認定後 1 か月以内であればよい。
- ・ 事業の変更認定申請または変更届の判断が分かりにくく、具体的な線引きを示してほしい。
- ・ ほぼ毎年度事業内容の変更等があることから、変更認定申請・届出の手続が必要であり、対応に苦慮している。
- ・ 事業の目的自体は変わらないのに、やり方が変わるだけで変更認定申請が必要になり、タイミングも含めて認定申請の手続きが煩雑。
- ・ ①公益のための財源の確保が困難、②財源確保が困難のため事務処理にあたる人材確保が難しい、③変更認定申請、変更届出の手続きが複雑で難しい。(再掲)
- ・ 各種申請、定期報告等が細かくて膨大。(再掲)
- ・ 審査等を含め時間がかかるため、必要な時に必要な支援活動を行えない。
- ・ 変更届出及び定期提出書類の手続きの簡略化。(再掲)
- ・ 変更届の基準があってないようなもの(行政庁の独断が目立つ)。
- ・ 事業活動を広げようとする、変更認定申請が必要になる。膨大な事務量により、変更認定申請まで手が回らない。(再掲)
- ・ 公益事業の内容を変更する場合、変更届出や変更認定申請が必要であり、その書類も多く、自由度が無く、負担がある。
- ・ 所管行政庁に提出する事業報告書の作成に係る事務負担が大きい。新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。(再掲)
- ・ 変更認定申請の合格基準が分からない。定期提出書類は Excel 形式になって大分よくなったが、役員名簿など無駄に手打ちをする箇所が多く、間違いのもとになっている。コロナ禍で組織運営の指針が出てきたのが遅く、本当に困った。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・事業のグレーな部分について、明確に公益事業にくくれないこと。
- ・小規模法人についてはもっと簡素化してほしい。(再掲)
- ・公益法人にも様々な形態があり、手続き、届出、定期提出書類、審査基準等がすべて同一であること自体に無理があると思うので変更すべきである。(再掲)

6) 監督に関するもの(定期提出書類を除く) (28件)

- ・県の公益法人担当部局からは、収益事業の制限指導を受ける中、一方では県からの補助費削減のための自主財源確保に努めることとの指導を受けており、趣旨一貫していない面もある。(再掲)
- ・不祥事が起こると再発防止のために規制強化がなされるなど、全ての善良な法人が巻き込まれる形がとられる。その結果、公益法人の規制要件は大小関係なく一律に厳しく、事務手続きなども煩雑となる。この状況が続き煩雑化が解消されなければ、我が国の市民社会や民間公益の発展は期待できないと思われる。
- ・実質的に行政の監視下にあり、法人自治が認められていない。そのための制約が多い。独自のルールがあり、必要性が理解できない。(公益法人 Information などツールはあるが)
- ・単年度制を採っている団体なので引き継ぎに限度があり、個人の能力にも差があるため、都の監査が負担でしかない。真面目にやっているが素人には限度があり杓子定規に原則論を述べられても対応しきれないことが多い。組織の実状を踏まえた監査にしてもらいたい。
- ・①収支相償について：中長期的に解消すればよいとしながらも、行政庁によりその期間がまちまちであるように思う。②立入検査など行政庁の監督について：特例民法法人から公益法人への移行時に指導された内容と昨今の指導内容、また担当者が変更になった後の指導内容などに整合性がなく、指導内容に基づき行った変更について、後日変更認定申請を求められたことがあった。③定期提出書類について：毎年度の定期提出書類の作成について非常に事務負担が大きい、公益法人の中には助成金や補助金、指定管理料など多岐にわたる収益を基に公益事業を行う法人が多々あると思われるが、それぞれに完了報告や事業報告などが求められたうえで複雑な行政庁への定期提出書類を作成している。膨大な事務作業により本来業務である公益事業に割く工数が減少してしまう。(再掲)
- ・①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだ、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判

断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)

- 他の項目と比較してあえて立入検査や機関運営をあげたが、苦労等についてはそれほどでもない。
- 公益法人の趣旨が理解されず、「収益事業を増やし、収益性を高められないのか」と、所管課よりたたかれている。
- 立入検査において数年前の資料や、規定の整備を求められ、業務過多となった。
- 収支相償、特に特定費用準備資金計算、立入検査対策。(再掲)
- 理事長交代の時の手続の簡素化をお願いしたい(全員の印鑑証明添付など)。
- 毎年いずれかの機関による指導・監査があり、その対応に苦慮している
- 収益事業の実施手続きが複雑である。
- 担当官による質問、要求が細かい。
- 法人規模の大小を問わず一律の規制がある。寄付金が問題であれば寄付金の額による規制とすべき。規制が細かすぎる、解説も用語が統一されておらず難解。もっと簡略化すべき。
- 県からの指摘事項が細かすぎる。
- 立入調査の際に、当初の法人設立の趣旨等を全く理解せず、形式上の違いだけで、変更申請指示をしてくる。
- 行政窓口の交代により、指摘内容が大きく変化する場合があります。収益事業を行っていないにもかかわらず、公益事業の企画内容について事業拡大のように受け止められる意図が理解できません。
- 立ち入り検査の際に、事務所が狭小なのでお座りいただく席を用意するのも大変です。書類を「紙」で保管することの負担が大きいです。
- 主務官庁である県の担当者が2年に1回程度で部署異動になり、その都度事業の内容について説明が要求され、また、定期提出書類の内容吟味についても担当者により違うので面倒である。
- 収支相償が毎年度必須でなく、2年に1回とかであるとよい。人事異動等で書類の作成が厳しい。(再掲)
- 事業の実施方法など制約が大きく、臨機応変に対応できない。
- 特に決算報告に伴う内容を簡素化してほしい。
- 立ち入り検査の検査基準が担当によってあいまい。
- 同じような定期報告を各関係機関にしなくてはならない。
- もともと健全な運営をしているところは以前と同じで問題が無いのに、不健全な運営をしていた法人のためにチェック項目が増えているため、余計な業務が増えている。国の予算

1. 記述回答 [公益法人編]

を扱うところが、法律で定められた決算報告をしていない。そこに予算を投入しておりチェックが入っていない。すべての法人一律にチェックするのでなく、国の予算を配分している法人のみにチェックをしてほしい。

- 収支相償は法令にない概念であり撤廃すべきと考える。また、遊休財産規制の運用の弾力化、各種手続きの簡素化も必要と思われる。(再掲)
- 収支相償は馬鹿げており廃止すべきと考える。立入検査は細かすぎであり、ここまでの検査が本当に必要なのか？双方にとって無駄が多く、合理化を望む。(再掲)

7) 財務・会計に関するもの(財務3基準を除く)(28件)

- 税務上、法人会計費用について公益事業・収益事業で按分計算される結果、財団全体として利益が発生していないにも関わらず、課税所得が発生するケースが発生するため、法人会計費用を全額収益事業会計所得より控除可能とする等の対応をしていただきたい。
- 経験の浅い職員にとって他の会計と比較して複雑です。書籍や前年の帳簿だけでは判断できないことが多く、経験者や公益法人会計をよく知る公認会計士の指導を受けないと事務が進みません。
- 通常の財務諸表以外に内閣府特有の様式があり、内容が特異なので理解が難しい。
- 決算書・予算書等が複雑すぎる。私共のような1千万円前後の金額を取り扱う団体と1億円以上の金額を取り扱う団体が、同じような分類で書類を作るのは如何なものかと疑問に思う。
- 「配賦割合」は実績に応じて算出する」と、法人移行当時の研修会で聞き、毎事業年度終了後に施設の利用実績をもとに配賦割合を算出しているのですが、担当者が少ないまたは規模が小さい法人にとっては、決算時期の事務量増につながるため、特段大きく事業形態が変わらない場合は、認定時の配賦割合を使用し続けられるような取り扱いがあると良いと感じています。
- 収入が安定しない状況で公益事業を継続して行っていくために、安定した財務状況にするためには収支相償、遊休財産保有制限が障害になっている。特定費用準備資金の活用が推奨されているが、制約が多く使いにくい。保有制限を公益目的事業費の3~5年分くらいにすることと、公益目的事業会計に剰余金が出た場合はフレキシブルに繰り入れ取り崩しができる公益目的事業準備金のような控除対象財産項目があると安定的な財団運営ができ、公益目的事業の推進により注力して運営に当たることができるようになると思う。(再掲)
- 税務計算上、法人会計費用が公益目的事業と按分されることにより課税所得負担が大きくなる。
- 会員が減少して会費収入が減り、さらに寄付金が少なくなってきたため、運営に苦心する。
- B Sの公益目的、収益目的の区分は不要と思われる。
- 別紙4法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類をもっと簡略に。
- 提出書類が多い点と公益法人の独特な会計処理に熟知してない点对応が難しい点。(再掲)
- 海外事業所6事務所の内2国では税制優遇措置を有しており、他の4ヶ国も当該国のI-NGOとして、政府から認定を受けている。組織内で連結決算を行い、国際的に財務の透明性を

担保したい。日本以外は同じ会計ソフトが使用可能だが、日本のみが公益法人会計基準で煩雑。

- 定期提出書類のボリュームが多く、毎年苦慮している。電子申請の要領が複雑で難しく慣れるまで時間がかかると思われる。予算・決算の簡略化が望まれる。(再掲)
- 共通事業・法人会計からの按分処理が大変なので、何かしらの改善が必要と感じます。
- 損益＝資金とは限らない。未収金等で発生することもあり、2～3年で解消は困難・キャッシュベースにあてはまらない科目は特例を作してほしい。
- 公益目的事業会計は補助事業等で問題なく実施できるが、法人会計は資産運用益の大幅減が予想され、切迫している。公益目的事業の残りを法人会計で使える仕組み(法人が健全に運営されることが大前提の公益目的事業であるので)にしてほしい。ちなみに、市の外郭団体でもあるが、市は法人の事業費については補助をするが、運営費の補助はしない方針であることから、前述の必要性を感じている。
- 寄附金は収支相償の対象となるので、寄附者の意思に沿った寄附金の活用が難しい。寄附者の意思に関係なく、期間内に寄附金を費消する必要があるため、無駄遣いに繋がることもある。従って、多額の寄附金の受け入れは、社会のために有効活用できる状況にないことから、控えざるを得ないのが実態である。これが制度の本来の目指す姿なのでしょうか。また、収支相償を謳っているのに、会計基準は利益を生むような設計になっている。(再掲)
- 定期提出書類の枚数が多すぎる。また、総会で役員改選が決定しても定期提出書類ではなく変更届けで役員変更する必要があるため2度手間になるものがある。決算書をPDFで添付すれば済む程度にならないか検討いただきたい。(再掲)
- 公益法人の会計基準は一般会計と大きく異なり複雑であるため、毎年決算処理で苦勞する。
- 主に公益目的事業からの収益に依存して事業運営を行っている法人に対しては、収支相償の原則適用の上で、何らかの配慮を検討頂きたい。各事業に共通して発生する経費の配賦基準について、より簡便な基準の適用を検討頂きたい(例：各事業の経常収益又は経常費用見合い)。(再掲)
- 収益事業は少額で、会費で運営しているような少人数・小規模な公益社団でも細かい経理処理求められ、監督官庁への定期報告も細かく事業が滞ってしまう。改善策：収益事業を行っていない団体や小規模な団体には特例で簡易な処理を認める必要がある。(再掲)
- 公益法人の財務諸表が難解。
- 公益目的事業会計から法人会計への振替を容認。
- 法人全体の経理の専任担当者が不在の状況である。経理担当者の新規採用または育成が望まれる。
- 今迄は理解不足等から共通費の配賦等に問題があり、収支相償に苦慮していた。最近では、理解が深まったのかそんなに苦慮することがなくなった。
- 収支相償について：将来的な人件費の積み立てを認めるべき。定期提出書類：事業報告書の簡素化(経理の専門的な知識が無くても誰でも入力できる内容にすべき)、確認項目をできるだけ減らすべき(法律との兼ね合わせがあれば法律改正を行うべき→他の経理上の監査で見えない部分だけをチェックするべき)(再掲)

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・小規模法人についてはもっと簡素化してほしい。(再掲)
- ・収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益法人会計の一般会計化など。(再掲)

8) 機関運営に関するもの(職員人事等を含む)(58 件)

- ・理事会、評議員会の本人 1/2 出席者の確保に毎回苦勞します。コロナ禍で書面決議が続いていますが、出席に対する意識が薄れないか心配です。役員ご本人の法人に対する意識を高める日頃の努力が第一ですが、本人がどうしても欠席の場合あらかじめ指定された代理人が出席してもいいなど、少し緩和することはどうでしょうか。
- ・収益事業を実施している団体ではないので収益は追及しないが、収支相償による公益事業で利益を出すことが認められず、遊休財産の保有制限もあり、余分な財産を持つことが許されないことから、活動資金の先細りの懸念があり組織の存続が心配である。事務局の待遇面において、他の企業に比べ劣るので若い人材が永年勤務するような体制になっていない。従って、企業定年者を雇い勤続年数が短いので、腰掛程度になり活動内容を理解して積極的な活動が出来ない。(再掲)
- ・事務局は小人数(2名)で運営しているため、事業の進行管理に工夫が必要。事務手続きが膨大で、労力的にも金銭的にも事務手続きが主な事業になっている面がある。(再掲)
- ・適正とされる機関運営について：今回のコロナウイルスの影響により、総会や理事会を開催せず、書面により決議を省略する方法を選ぶ際に、社員全員より同意の意思を得なければ成立できない、という制約が非常に厳しすぎる。
- ・評議員会や理事会において、代理出席や委任状出席が認められず、過半数の出席で会議を成立させなければならない点。全国団体にとっては困難な要件と思われる。
- ・○遊休財産の上限については、恒常的ではなく、年度の収入状況によっては多少超過する場合があります。上限について公益目的事業費の+20%程度、あるいは金額ベースで+250万円程度を認めていただければ、防災や修繕など緊急に必要な支出にも対応できるものと考えています。○機関運営について、事務の効率化のために簡素化を図っていただきたいと思います。例えば代表理事の交代選定について、①理事会開催(評議員会開催のため)→②評議員会開催(理事選任)→③理事会開催(理事長選定)と3回の会議を開催する必要があり、書面決議を活用するとしても煩雑極まりないものです。(理事の方からも煩雑との意見をいただいています)少なくとも、①は省略できるものと考えています。○決算など定期報告について、ある程度経験がないと決算資料や提出書類の作成が非常に難しく、大変な労力を使っています。団体の規模等(年間支出規模2千万円未満など)によっては、決算書に加え、簡素化した収支相償判定票、同じく簡素化した遊休財産判定票と積立金の状況と役員名簿等で事足りるのではないのでしょうか。(再掲)
- ・評議員選定委員会を開催するのに煩雑さがあるので、改善できないものか。同外部委員の選任を理事会ではなく事務局で行うか、若しくは当委員会制度を廃止したほうがよい。
- ・機関運営の方法を調べる手立てが少ない。
- ・定期提出書類作成の際、項目によってPDFファイルでは不可能なものもあるため、項目に限定せずエクセル、ワード、PDFなどのファイルでも提出ができるよう改善して頂きたい。またコロナウイルス感染症対策に伴い、評議員会及び理事会の開催等が難しく、書面決議

- を行ったが、コロナ渦の影響で時間を要し、平素よりも対応が困難であった。(再掲)
- ・ 公益目的事業比率を 30～40%に引き下げる。役員の任期を 3 年か 4 年にする。(再掲)
 - ・ 新型コロナの影響で助成金等の予算が立てにくい。また、理事会、評議員会、贈呈式など会議行事日程が組みにくい。
 - ・ ①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2 年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだ、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)
 - ・ 理事会や評議員会などの招集に苦勞している。(再掲)
 - ・ 定期提出書類にはホームページで公開しているものもあるので、その URL を登録する形にしてほしい。理事会・評議員会が 6 月開催であり、超多忙の時期であるため定期提出書類の提出期限を延長してほしい。(再掲)
 - ・ 事務手続きを行うための事務員が不足している。(再掲)
 - ・ 職員数が 3 人で、うち事務局長は 3/4 非常勤のため、事務量の負担が大きい。
 - ・ 評議員の選任、外部委員を選任しなければならない
 - ・ ①定期提出書類の作成ボリュームが多い。②評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。(再掲)
 - ・ 日程調整が難しい為、評議員会や理事会の委任状や議決権行使書方式を認めて欲しい。
 - ・ 日程調整が他財団及び株主総会と同時期のため、理事会、評議員会の本人出席が困難。
 - ・ 行政 OB が少人数(2 人)で管理部門の業務全般(機関運営、会計処理)を行っており、数年でローテーションするため、法律に基づく適切な処理を覚えるのに時間がかかる。簡易に相談できる機関が必要。
 - ・ 評議員会、理事会の日程調整が難しい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ コロナ対策で業務が停滞している。また、運用収入も大変厳しくなっている。
- ・ 「公益法人」に関して一部の理事が知識不足な点。
- ・ 収益が大幅に増えるのに伴い、事業を当初の倍以上に拡大した。社会的意義は高まったと思うが一年中忙殺されている。
- ・ 利率が上下に変動する債券も一部保有しているため、計画と実績が大きく異なった場合。
- ・ 定期報告の内容が多く煩雑。総会の成立要件を満たすことが難しい。(再掲)
- ・ 理事の日程調整が難しい。
- ・ ①職員に事業の収支率向上意識をもたせることが難しい。②新規事業に取り組む際、「変更認定申請」「変更届」の必要性を確認することが面倒である。(再掲)
- ・ 新型コロナウイルスの影響で、書面評決で行う際の役員会の提案書及び議事録の作成について、どのように作成すれば問題がないかなど苦労した。
- ・ 書面出席が不可になり理事会・評議員会の成立がぎりぎりの場合がみられる。
- ・ 機関運営の日程調整、遊休財産の計算数値(制限)が厳しい。(再掲)
- ・ 事務職員が手薄のため、事務手続き面で負担を感じている。
- ・ 2年ごとに役員改選があり、その異動について、登記、無料職業紹介所の厚労省届出が、新任役員の住民票等の用意で手間がかかる。
- ・ 小規模な団体について、事業計画通りの事業を実施し、予算内の実施ができていない場合、例外的な報告事項が無い場合、理事会は代表理事などの職務執行の状況報告について、報告の省略を認めてほしい。
- ・ 他の項目と比較してあえて立入検査や機関運営をあげたが、苦労等についてはそれほどでもない。(再掲)
- ・ ・①公益のための財源の確保が困難、②財源確保が困難のため事務処理にあたる人材確保が難しい、③変更認定申請、変更届出の手続きが複雑で難しい。(再掲)
- ・ 社員総会や理事会のほかに、補助採択に係る審査会、法律で規定される運営協議会の開催があり、限られた人員(常勤は2名)での対応に苦労している。
- ・ 規程類の整備が多岐にわたっている。
- ・ 会議の日程調整が難しい。
- ・ 前年度の事業報告等の申請内容の簡素化。理事会、評議員会を同時開催することにより、議論が深まる。会の運営などに緊張感が生み出される(再掲)
- ・ 理事・評議員あわせて100名近くおり、今後も会議を成立させられるか不安である。
- ・ 理事・評議員などの登記に時間がかかる。
- ・ 理事が101名就任しており、本人出席過半数以上とするのに苦労している。
- ・ 理事会等の委任出席が認められないため、日程の調整に苦慮している。
- ・ 理事会の運営が難しい。
- ・ 定期提出書類はオンラインでの申請となりますが、手順が順番通りでなく複雑なので混乱することがあります。機関運営では、理事会と総会を同時に開催できないため、特に理事のスケジュールリングが難しいです。(再掲)
- ・ 関係法令に則り事業活動を適正に運営していくための知識や計算書類及び定期提出書類の作成に携わる職員の後継者の育成が出来ていないことが気がかりである。

- ・新たに評議員・理事に就任いただいた方からの必要書類がなかなか提出されない(督促は何度もしている)ため登記できず困っている。その先の処理に進めない。
- ・事務局体制の整備に若干問題があり、仕事の偏りをなくしバランスの取れた事務局体制の整備が課題となっています。
- ・管理職が数年おきに代わるが、新たな事業を行う際、変更認定申請や変更届が必要であることを知らず、話だけが先行してしまいそうになるケースがあり、なかなか制度を理解してもらえない。
- ・①決議や報告の省略は認められているのに、理事による職務執行状況報告は対面にて行わねばならないとされている点について、特に今回のコロナ禍で会合開催自体が困難になった中、理事・監事に無用の負担を強いることとなっている。②理事会等の開催案内や議事録の作成、決議や報告の省略手続きに際して、電磁的な方法により行うことを一般的に認める法改正を行うべき。あわせて、登記に際しての委任状への押印など、各種提出書類に署名や押印を求めるものが多いが、社会のDX化を進めるうえで、こうした制度・慣習を全面的に見直すべき。
- ・会員、役員ともにセンター運営について消極的で、仕事さえあればという考え方が蔓延している。
- ・①収益事業を行っておらず、収支相償の基準を満たすことで正味財産の残高が減少していくため、経常収益の何パーセントかは黒字を認めるという制度になれば安心して組織を運営していくことができる。②理事の出身母体が多岐にわたっているため、年2回の定時理事会の定足数を満たすための日程調整が難しい。(再掲)
- ・規模が小さい法人では機関運営、定期報告書類、備置き資料の作成などに忙殺され、本来の公益目的事業に従事する時間が制約される。(再掲)
- ・公益法人に関する知識を有する人材が常にいるわけではないので、継続的な運営をしていくことに困難を感じる。その意味で、一般市民に馴染みやすい制度の設計が必要と思われる。また、在職の職員数も少ないので、事務量の負担が大きい。改善は、職員レベルでは対応できない。(再掲)
- ・収支相償は財政基盤の健全性を弱らせている。また、公益目的事業と収益事業とのバランスコントロールが難しい。人員不足も大きな課題である。(再掲)
- ・単年度で収支相償を満たす必要がないとはいえ、年度末の突発的な予定外の収入等により収支相償を満たせないような状況に陥りそうになり困る。理事会と評議員の間隔を2週間以上あける必要があるが、参加される役員の日程調整で厳しい状況がある。(再掲)

9) システム(公益法人 Information、電子申請等)に関するもの(54件)

- ・毎年の報告書類の電子申請について複雑であるうえに操作性が悪く、改善をお願いしたい。
- ・公益法人インフォメーションのシステムが分かりにくいし、エラーも多い。オフィシャルなシステムをこの状態で公開するのはどうかと思う。また、当館では添付書類をPDFにできないので、外部に依頼している。
- ・電子申請システムはただでさえ複雑で分かりにくいのに、毎年のように変更されて困惑する。

1. 記述回答 [公益法人編]

- 電子申請および電子的方法による定期報告が原則となっているが、紙ベースでの申請、報告も受け付けて欲しい。電子申請、報告の際の負担が大きすぎる(申請内容ではなくPC操作に伴うテクニカルなトラブルが頻繁に発生し、その解決に多大の労力と時間を費やしている)。
- ①収支相償の趣旨は理解できるが、この度の新型コロナのような不測の事態に備えるためには一定程度の剰余金を確保する必要があるのではないか。②事業報告書類は入力、自動転記があり、複雑化しているため簡素化できないか。(再掲)
- 内閣府の登録システムの使い勝手が悪く、はやく改善してほしい。
- 複数年連続して剰余金が発生したとしても、概ね単年の事業費相当を上限として内部に留保(遊休財産として)できることを希望。オフライン様式になってから作業性は向上したが、公益目的事業が1本しかない当協会のような法人は、もっと簡素化しても良いのでは。別表Fのように事業費ごとに経費を配分する比率を入力するのは単に数字合わせの作業なので無意味と思われる。(再掲)
- 定期提出書類を提出する際に、例えば既存データの流用は数分で終了するが、コメントは数分後に再度自分で「作業状況を更新」しないと変わらないなど、まだ、使いにくいところがあるので、改善していただければ幸いです。
- 事業報告において、システムへのアクセスが拒否されたり、固まることが多く、大きな支障が出ている。オンラインでの提出を義務付けるなら、安定したシステムの供給をお願いしたい。それが難しいなら、オフラインでの提出が可能となるよう選択肢を増やすことを望む。
- 公益法人インフォメーションについて、各申請が承認されたときに自動的にメールで通知があれば便利。
- 提出書類の作成に手数がかかる。電子申請のエラーの原因を探すのに時間がかかる。(再掲)
- 計算書類の入力等が多い。
- 公益法人インフォメーションの操作性が悪く、登録作業が辛い。
- 定期提出書類の電子申請システムの入力の煩雑で、不具合の多さに多くの時間を費やしている。正常に動く簡潔なシステムを望む。
- 定期提出書類の入力がわかりにくい。簡素化していただきたい。
- 様式チェックをしないと内容が反映されないExcelの仕組みを、様式チェックなしでできるようにしてほしい。
- 事業報告の入力内容が煩雑で分かりにくい。
- システムの操作マニュアルが分かりにくい。特に3.「案件詳細」～9.「Zipファイルからオフライン様式を取り出す(2)」あたりが、分かりにくい。また、取り出したファイル名が「C2-1 レイアウト 01-3-(1)_V01R」何のことなのか分からない。(本編)程度は分かるが・・・難解。42. オフライン様式の記入(修正)を保存する。40P この画面は出てこない。44・オフライン様式アップロードする(2) 中「現在の処理状況」で動かず。45・に移転が出来ない、など、大変使い勝手が悪い。毎日のルーティンであればわかるが、年1回で、これに慣れることは難しい。本来、PDFで送付のみで、内閣府で記入してもらいたい。内

閣府が、手いらずで申請者は内閣府のために作業しているような気がする。そのうえ、収支相償、遊休資産など規制は必要ではあるが、最低記入にしてもらいたい。1~2年の経験で、しかも職員1名のような脆弱な団体に対してそれを求めるのは無理である。

- 公益法人インフォメーションの考え方は疑問。作表は決算書から自動生成できるはず。
- 電算での報告方法が難解。
- 公益 information のサイト内リンクがめちゃくちゃで不安定な上、使いにくい。
- 電子申請に慣れていないため、毎年苦勞する。
- 提出書類のシステム上での変更があったとき。
- 遊休スペースを活用し収入増を図りたいが、公益に合致しないとの理由で使用できず。課税対象エリアの増加、資金源に苦しんでいる(再掲)
- 提出書類も修正の都度チェックしなければ全体に反映されない。(再掲)
- 収支相償について、多少の収支差額(少額の黒字)を認める。1円の黒字も許されないとすることに、どれだけ多くの法人が苦勞していることか。現場の状況を理解いただいている方が制度設計をしたら、このようなガチガチに固められた制度にはならないはず。事業報告についても変更点のみの記載にさせていただくと、多くの時間が節約でき、その分は公益目的事業に充てることができる。(再掲)
- 特に、定期提出書類の形式、分量、電子提出方法が煩雑。内容や形式を簡素化したり、書類の提出を受けた側で、修正できるようにするとよいのではないか。(再掲)
- 公益法人 Information の仕様について、オンライン入力と電子ファイルの添付が混在するなど複雑で、操作性の改善、構成的な部分の改良などが必要と思われる。
- 事業報告等が膨大で作成にかなりの時間を取られる。予算書や事業報告等の登録システムによる提出も一苦勞。(再掲)
- 定期報告について、年1回の間隔でやっているため操作方法を忘れてしまい、再度の習熟が必要。(再掲)
- 電子申請の入力方法などがわかりにくい。
- 公益法人 Information での事業報告などに手間がかかる。
- システムが変わったことにより、エラーコードが出ても、わかりにくい。
- 申請システムについて、エラーチェック前に自動転移できるように改善をお願いしたい。また、定期提出書類のボリュームが大きすぎるので簡素化してほしい。(再掲)
- 電子申請が煩雑であり、分かりにくい。年に一度の作業なので次年度にまた思い出しながら作業を進めなければならず時間がかかる。所定の様式で決算書類を作成しているので、そこから自動的に読み取ってもらいたい。(再掲)
- 電子申請が複雑でわかりにくい。全てにおいて法律の縛りが大きいと感じており、相談できるところがないのが悩み。
- 電子申請の手続きに不慣れで、申請完了と考えていたところ未着であったなど。
- 現状では健全な財政基盤の確保、正常な組織運営が難しいため収支相償そのものを辞めて欲しい。また、システムの入力をもっとやり易くして欲しい。(再掲)
- 公益法人電子申請システムが複雑で難解。
- 事業報告書の入力方法をもう少し簡素化できないものか。毎回対応に苦慮している。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 電子申請事務の輻輳。
- ・ オンラインでの届け出がわかりにくい。
- ・ 定期提出書類はオンラインでの申請となりますが、手順が順番通りでなく複雑なので混乱することがあります。機関運営では、理事会と総会を同時に開催できないため、特に理事のスケジュールリングが難しいです。(再掲)
- ・ 電子申請の使用に慣れない。もう少し分かりやすいシステムを組めないか。
- ・ システムの操作性の改善を望む。
- ・ 提出書類の情報入力が大変。改善を望む。
- ・ 定期提出書類のボリュームが多く、毎年苦慮している。電子申請の要領が複雑で難しく慣れるまで時間がかかると思われる。予算・決算の簡略化が望まれる。(再掲)
- ・ 定期提出書類作成時の既存フォーマットが入力しにくく、複雑すぎる。様式チェックが済まないと他に反映されないなど、その都度確認したいができない。
- ・ 年度実績報告が複雑で分かりにくく、毎年苦労をしている。その結果、毎年のように記入間違いがあるようで、修正を求められてしまう。(再掲)
- ・ 変更認定申請の合格基準が分からない。定期提出書類は Excel 形式になって大分よくなったが、役員名簿など無駄に手打ちをする箇所が多く、間違いのもとになっている。コロナ禍で組織運営の指針が出てきたのが遅く、本当に困った。(再掲)
- ・ 公益法人 Information の入力システムが使いづらい。
- ・ 電子申請が複雑で分かりにくいです。
- ・ 電子申請が不慣れで、毎年苦労している。
- ・ 申請システムによる定期報告等の提出方法が難しいため、提出するまでに相当時間がかかる。内容について簡素化、合理化できないか。

10) その他(51 件)

- ・ 事務手続きは煩雑で規制要件は厳しすぎる。これでは日本の市民社会は育たない。
- ・ 欧米は制度面の合理化を推進しているが、日本は複雑化の一途をたどっている。合理化を推進できる有能な官僚の出現を期待したい。
- ・ 専門家(税理士)に依頼する部分が多く、その都度費用が発生し大きな負担となっている。
- ・ 会計基準が複雑なので、毎月会計事務所の方に指導いただいているが、公益事業を行う上で大きな負担になっている。
- ・ 質問 2 の内容(収支相償、定期提出書類など)の全てにおいて、大規模法人と小規模法人を区別して規制して欲しい。また、公益目的事業が 1 つしかない法人と公益目的事業を複数行っている法人、収益事業を行っているかないかも区別して欲しい。小規模法人は 1 人若しくは少人数の職員で質問 2 の内容を対応しているので、小規模法人でも対応できるよう比例原則的な仕組みを導入して欲しい。
- ・ 寄付金控除の要件緩和を行い、もっと門戸を開いていただきたい。また、今後指定正味財産の定義を狭めるとかはせず、公益法人が行う活動にブレーキをかけるようなことはしないことを望みます。
- ・ 日本は中国と同様に規制強化で統制を図ろうとするが、現場の都合も少しは考慮してほしい。

い。締め付け型の制度では市民社会は育たない。

- 担当者が変わると引き継ぎが難しい(特にわかりにくい用語が多い)。
- 公益目的事業の寄せ集めで出発したため、一本化に困難をきたしている。
- 運転資金の確保が必要 定期提出書類は作成にあたり分かりにくい。(再掲)
- このアンケートが紙媒体であると全体像が掴みやすい。
- 遊休スペースを活用し収入増を図りたいが、公益に合致しないとの理由で使用できず。課税対象エリアの増加、資金源に苦しんでいる。
- 電子申請が複雑でわかりにくい。全てにおいて法律の縛りが大きいと感じており、相談できるところがないのが悩み。(再掲)
- 民間からの寄付金等を、年度をまたいで消費する場合の使途に自由度がない。
- 保存修理事業など当初の予算より高くなることが多い。
- 財政が厳しくなってきたおり、事業申請をどうしていいのかわからない。
- 事業との重なりによる業務荷重。
- 所管する官庁への報告書等の分量が多く、法人として専門職を採用するだけの財政力がないために、苦慮している。提出書類等の内容整理と分量の削減が必要。上部団体として県・全国組織が存在するが、中間の県組織は必要ないのではと感じることが少なくない。(再掲)
- あくまで、ボランティアとして従事しており、専任ではない。
- 従事期間が浅いので、具体的な改善策がわからない。
- コロナの影響でセミナー等の公益事業が実施できない。これにより大きな減収が見込まれるが、かといってこの赤字分の補填が認められない中では、事業の縮小しか残された道はない。
- ①収支相償達成のため、不要な支出が増える。ある程度の額までは黒字でも可としてほしい。②遊休財産規制に対応することが自力では困難であるし、安定した経営ができない。もう少し幅を持たせてほしい。年間支出相当額ではなく、2年間相当まで可としてほしい。③何しろ検査が多い。入れ代わり立ち代わり違う部署から検査がある。慣れていないものだ、わけが解らなくなる。また、検査等でも重箱の隅をつつくようなことをされる。大事なことであると思うが、緩和できるところは柔軟に対応してほしい。④変更届出等、簡略化してほしい。基本的なことが変わらなければ、事業報告をするのであるから。また、⑤他法人の状況を聞くと、かなり行政庁間で対応が異なっているようである。当会は柔軟に対応していただいているので感謝しているが、あまりにも対応に差があるのはどうか。⑥定期提出書類の事務負担が大きい。慣れてくれば、数字の置き換えでよいが、わけのわからない表を作らされるのは、いやである。⑦社員総会・理事会の案内日数制限等、細かな縛りが多い。⑧公益社団法人を選択したのは、前々任者であり、当時としては適切な判断であったと思われる。しかし、わけのわからないうちに選択を迫られ、一度公益法人になると後戻りはできないというのは、いかがなものか。今になって思うことは、一般社団法人のほうが良かったということである。自力で事業量が確保できないという点で、公益法人を選択するのはどうであったかと思う。また、⑨当時の行政庁も申請法人の中身を精査して指導をするべきではなかったかと思われる。万が一、事業量の減少、財務 3 基準

1. 記述回答 [公益法人編]

等々、認定基準を満たさなくなった場合の対処、責任等、指導が適切であったか。現在、行政庁は検査や書類提出をさせるが、今後の運営指導や対応については何もアドバイスがない。(再掲)

- ・ ①国補助金の交付申請・実績報告の事務手続きの簡素化 ②収支相償の撤廃「特定費用準備資金」として将来の収支変動に備えた資金等として積み立てることを可能とする見直し。
- ・ 厳しい運営を強いられているが、アドバイスをいただきながらなんとか健全に運営できています。
- ・ 可能な範囲で簡素化していただきたい。
- ・ 市町村から会費をいただいているので、理事の半数は首長であり、落選すると理事変更となり、法務局に書類を提出する。
- ・ 職員が認定法関係や会計基準等を修学し、公益法人としてあるべき体制等を更に自覚させたい。
- ・ 市及び国との補助額が同額までしか出ない仕組みとなっており、財政規模の小さな自治体は、国のレベルまで、補助額がついていけず国の補助も、市までしかもらえない。国庫補助の仕組みの見直等の改善を要望する。
- ・ 過去のアンケートにてお答えしている通りです。
- ・ 「滞納処分なしの証明」を各支所が存在する関係市、税務署、県税事務所から徴する必要がある。「前年度滞納なし」の証明でよくはないか。
- ・ 入札での収入が大半を占めるため、予算通りに事業を実施することが極めて困難。収支相償も達成が難しい。(再掲)
- ・ 収益が出た場合、財政調整基金のような積立金を認めてほしい。会員へ記念品等の配布で利益還元を認められると良い。(再掲)
- ・ 第一段階のみでのチェックでいいのではと思います。
- ・ 自治体の助成がなければ事業が成り立たない状況の改善が必要。また、財団は永久劣後ローンの対象となるのか判断が難しい。
- ・ 全てがかなり改善されていると思います。
- ・ 収支相償の中で、なんとかやり繰りしているので、特にはないです。
- ・ 事務局が新体制になって間もないこともあり、まだ分からないことが多い状態です。
- ・ 業務が年度末に集中するため。
- ・ 行政庁の担当者の顔が見えづらく、相談しづらい雰囲気がある。
- ・ 毎年行っている実務なので慣れた。
- ・ 定期報告や機関運営等について相談できる人がいない。
- ・ 公益事業を推進するに当たって他会の通用な情報が必要。
- ・ ルールが細かいが、それがわかりづらい。
- ・ 補助金を主な収入源としているため、年度初めの資金繰りと移転費用積み立て期間に影響がある。
- ・ 公益目的事業の低迷が課題。一方で収益事業としている指定管理事業が好調で、その辺りのバランスを調整したいところ。
- ・ 財政面の悪化が著しく、現在、基金を取り崩している状況。収入も落ち込み5年後には解

散をせざるを得ずとても残念である。

- ・ 社会のために私財をはたいて公益に回したとたんに行政による介入がはじまり、拘束される考えは容認できない。寄付者の気持ちが入った寄付金が収支相償の対象になるのもどうかと思う。(再掲)
- ・ 制度的に対象者が年度において変動がある研修事業(例えばクリーニング師研修)、標準営業約款登録事業等において事業に伴う収入を対象者が減少する年のためにプールすることについても逐一説明・断りが必要となる場合がある。
- ・ 利回りが減少傾向。
- ・ それまで行っていた政治活動が制限されたこと。
- ・ 上記のとおり。

(4)「再度選択する場合の法人類型」のその他回答

(回答数 31 件)

- ・ 公益事業を持続させることを考えると、一般法人が望ましい。
- ・ 一般法人の現状(制度的な知識がない)がわからない。
- ・ 厳しい規制に縛られ、事務処理に覆われて公益事業に専念できないことを考えると、社会にとっても一般法人がよいと思われる。
- ・ 学校法人
- ・ 現在の収入状況から考えれば公益法人だが、できれば一般法人が望ましいと考えている。
- ・ 定期報告や立入検査等が簡略できれば、公益法人でもよいと思う。
- ・ 公益活動を持続、成長させる制度的な環境が整うまでは一般法人の方が無難。
- ・ あまり縛りがあると実施事業へのリソースの配分が減少するため、縛りのない団体がよい。公益活動の安定供給はもちろん、効果を最大限に出すには一般法人が理想と思われる。
- ・ 他の納税協会同様、統一したものとなっている。
- ・ 公益法人であるべきだと思うが、他の法人格を知らないので分からない。
- ・ 公益法人でよいと思われるが、財務三基準の関係で事業の発展性が期待できない状況が続くならば、一般法人がよいのかもしれない。
- ・ 支援ニーズの変化にタイムリーに応えるには、一般法人がよいと思う。
- ・ 法的な制約がよくわからず、不詳。
- ・ 公益か一般かを改めて検討することになる。
- ・ 一般法人
- ・ 地方自治体の直営のため、選択できない。
- ・ 特になし(15 件)

(5)「寄附金を募集していない理由」のその他回答

(回答数 73 件)

- ・ 寄附金を受け入れるには規制的な弊害が多く、実現は難しい。
- ・ 多額の寄附金を受けることができたとしても、収支相償により寄附者の意思に沿った寄附金の活用は難しく、期限内に処分できるかの不安もあり、安易に寄附金を募集できないと考える。
- ・ 組織活動的に馴染まないとの意見が多い。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・マンパワー不足のため。
- ・篤志家および弊財団の運営方針。
- ・あえて行っていないが、事業展開で使途目的により個人からいただく場合がある。
- ・過去5年間限定で実施したが、会員の負担が多く、その後継続実施はできていない状況。
- ・寄付金を募集しても期待できない。
- ・事業収入や運用収入で間に合っているため、申し込みがあれば勿論受け付ける。
- ・かつて募集をしたが、苦勞をした割に理解を得ることが出来ず、集まらなかったため。
- ・公益事業が収入を生む体質なので、寄付金を受ける、寄付金を出す、どちらも一般的になじまないと認識されている。
- ・特別な事業を実施する為の費用として、2019、2020 年度協賛金を募集している。
- ・会費収入、事業収入で対応できる。
- ・寄附金をもらえるような魅力的な事業ではないため。予算や行える事業が限られる。
- ・特に必要としない。
- ・検討したいとは考えているが事務負担を増やす体力がない。
- ・寄附金は随時募集している。
- ・寄付金を募集しても集まらない。
- ・会費収入等において事業が実施できている。
- ・寄付金は集まらないと思う。
- ・寄付を募る団体ではないため。
- ・シルバー人材センター事業に寄付はなじまない。
- ・会費収入と助成金で事業ができる。
- ・寄付を募集したことはないが、寄付金があれば受領する。
- ・寄付募集を行うような団体ではないと考えている。
- ・募集を試みたが、集まらなかった。
- ・過去に寄付金を募集したことはあるが、特に問題はなかった。
- ・募集しているが、なかなか集まらない。
- ・そのような法人ではない。
- ・労力のわりに寄付が集まらない。
- ・就業機会の確保・提供(定款規定)を主事業として実施。
- ・寄付金が集まる見通しがたたない。
- ・会費収入および助成金・補助金収入で間に合っているため。
- ・寄附金募集の対象となる企業等が少ないため。
- ・寄付対象者が少ない。
- ・活動地域に寄附できる団体・個人がない。
- ・寄附金は想定していない。
- ・寄附を募集したいが、税額控除の要件をクリアできない。
- ・日頃の事務手続で忙殺され、税額控除証明の取得までなかなか行けない。
- ・寄付金は収支相償の対象となっており、公益事業で有効活用できる見込みが薄い。
- ・PST 要件を撤廃または緩和してほしい。公益認定と同時に税額控除証明を取得できるよう

にならないか。

- ・ 寄付金を募集しても取扱方法がわからない。
- ・ 財産運用を基本として立ち上げている。
- ・ 出捐会社からの寄附金の範囲内で事業を実施しているため。
- ・ 当法人には必要ない。
- ・ 補助金で運営しているため。
- ・ 企業財団なので、不特定多数の個人の意見は聞けないため。
- ・ 募集しても集まらない。
- ・ マンパワーの不足が考えられる。
- ・ 寄附金自体が少額。
- ・ 応募金額と事務負担のバランス(企業財団に寄付が集まるか)。
- ・ 寄附を募集するかどうか検討中。
- ・ 寄附による収入は見込めないと感じているため。
- ・ 特定の個人からの寄付により設立された法人であるため。
- ・ 任意で寄付を頂くことはある。
- ・ 収入に見合う事業としているため。
- ・ 寄附等があれば市が窓口となっている。
- ・ 寄附募集の必要性を感じられない。
- ・ 会費収入、行政からの補助金でほぼ間に合っているため。
- ・ 寄付が見込めない。
- ・ 寄附金を募るような適当な実施事業がない。
- ・ 親会社及び関連会社からの寄附金で対応できている。
- ・ 募集しても寄付金が集まる見込みはない。
- ・ 寄付金での運営にそぐわない。
- ・ 母体の企業、関係者からの寄附金で賄われている。
- ・ 寄附募集について検討したことが無い。
- ・ 指定管理を公募で受けており、大変多忙。毎回要求水準が高まり、見合った指定管理料にはならず。人は増やせない。有益と思いながらも寄付募集などの事業には手を回せる状況ではない。
- ・ 寄付してくれる個人や法人がいない。
- ・ 寄付金は経常収益の中には入っていないため。
- ・ 寄付を必要としていない。
- ・ 当法人には寄附は必要がないと思われる。
- ・ 個人からの寄付に対して控除がないため寄付を集めにくい。
- ・ 寄附募集の開始に向けて準備中。

(6)「税額控除証明を取得していない理由」のその他回答

(回答数 27 件)

- ・ 寄付を募集したことがない。
- ・ 税務署に相談したところ、本会が取得することは無理と回答された。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・現状では回答できない(その都度役員や税理士に相談する)。
- ・税額控除証明の取得に向けて準備中。
- ・寄附を募集したいが、PSTの要件をクリアできない。
- ・単年度制を採っているため、翌年以降に継続できる環境にない。
- ・寄付は集まらないと考えている。
- ・免除申請・減免申請で対応しています。
- ・対象となるものがない。
- ・個人からの寄附は期待できない。
- ・寄付を前提としていない。
- ・質問6のとおり。なお、仮に募集したとしても、PST要件を満たすことが困難。
- ・税額控除の要件を満たせないため。
- ・寄附金自体が少額。
- ・特に寄附金を募った上での事業を今のところ想定していないため
- ・制度開始から5年を経過していないため
- ・公益認定を取得してもすぐには税額控除が適用されないので、何のための公益認定なのか疑問に思う。大変な思いをして認定申請し、厳しい規制を受けながら運営しているのに、割に合わないと思う。
- ・条件を満たしていないという理由で、控除証明書が取得できなかった。
- ・寄付金を募集していない。
- ・税額控除法人ですが、うっかりこの質問を触ってしまい、消せなくなりました。
- ・これから検討するところです。
- ・現在、公益認定を受けて一年が経ったので申請を考えて準備中です。
- ・税額控除証明を取得する必要性を感じません。
- ・寄付金が集まらない。
- ・寄附を募集していないため。
- ・これから申請予定。
- ・取得に向けて準備しているところです。

(7)「現物資産寄附の受入れについて」のその他回答

(回答数 46 件)

- ・現物資産の寄付を受け入れる話が合った時に検討すればよい。
- ・特に検討していない。
- ・寄贈してくださるような奇特な方がいらっしゃらない。
- ・現状では回答できない。(その都度役員や税理士に相談する)
- ・現物資産を受け取るつもりはない。
- ・これまでに受けたことがなく、管理コストなど慎重に検討する。
- ・未検討。
- ・今後も、贈与や遺贈は見込まれない。
- ・寄付を受けたことがない。
- ・回答できる立場にない

- ・ 集まらない
- ・ 経験がないため、対応方法が不明
- ・ 該当しない
- ・ 寄付についての知識がなく、知るところから始めたい。
- ・ そのような事例があった時点の役員に委ねる。
- ・ 資産寄付を受けた場合の処理がわからないため。
- ・ 予定が無いため
- ・ 差し迫って検討を必要とする状況にない。
- ・ 対象となるものが見込めない。
- ・ 制度について、勉強したい。
- ・ 制度の内容をよく理解していない。
- ・ 現物試算を受けることはない。
- ・ 内容がよくわからない。
- ・ 資産保有制限との関係を検討する必要がある。
- ・ これまで現物資産を受け入れたことはないが、今後は未定。
- ・ 予定がないので事象が発生した場合に検討されると思う。
- ・ 現物資産を受けるつもりがない。
- ・ 特に考えていない。
- ・ 現物資産を受ける機会があれば検討する。
- ・ 公益法人になる前の前身の時代に現物資産の寄付を受けたことがある。
- ・ 財団創立時に現物資産の贈与を受けた(出捐者による)。
- ・ 現物資産の寄附を受けたことは無い、同窓会からの寄附のみ。
- ・ これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後のことは分からない。
- ・ 市の 100%出捐による設立法人であり財産取得を考えていない。
- ・ これまでに現物資産の寄附を受けたことはなく、今後も無いものと思われるが、万が一申し出があった際は、まず市の担当課に相談し今後の対応を検討することになると思われる。
- ・ 設立時に有価証券の寄贈を受けている。その後は無い。
- ・ 現時点ではよくわからない。
- ・ 内容により検討したい。
- ・ これまでに現物資産の寄付を受けたことはないが、今後のことは現時点では未定。
- ・ いただける・・・ということが想定しづらい。
- ・ 寄付してもらえない可能性がない。
- ・ 施設の管理運営を行うだけの財団のため。
- ・ 想定していないが、申し出があれば検討する。
- ・ 財団設立のときは受けているが、それ以降はない。設立後に公益法人になった。
- ・ 特に積極的に検討するつもりはない。
- ・ 法人からの寄付がだんぜん多く、個人からの寄付は少ないので、遺贈はあまり見込めないと考える。

(8) 税制に関する要望事項

(回答数 276 件)

1) 全般 (9 件)

- ・ 一般法人や NPO 法人と比較して各種の条件や格段の精度を要求される割に税制上のメリットが少ない。寄付をもっとできるように税制上のメリット増をお願いしたい。
- ・ 公益団体に対しては全て非課税にするべきだ。
- ・ 非課税処置の拡大を希望します。
- ・ 公益活動に対する税制上の優遇措置の拡大。PST の撤廃。
- ・ 納税義務免除について、課税売上高から公益事業に係るものを除外する。
- ・ 引き続き公益目的事業に対する税制優遇の拡大措置をお願いしたい。
- ・ これ以上は何も求めません。
- ・ 現在の「金が足らねば国民にたかる」ような税制はおかしい。公益だろうが取れるところから取るという姿勢を改め、欧米制度に倣ってほしい。
- ・ 公益目的事業に対する税制度の優遇措置の拡大。

2) 寄附税制 (19 件)

- ・ 認定 NPO 法人と同様に、公益認定と同時に税額控除証明を発行してほしい。
- ・ 公益認定を受けたら税額控除の対象として欲しい。
- ・ PST 要件の緩和。
- ・ 消費税の減免。また、公益法人は厳しい認定要件を満たし規制を受けているので、PST 要件は撤廃してほしい。
- ・ 公益財団法人の目的に照らせば PST 要件は必要なく、撤廃してほしい。
- ・ 寄付してくださる方の負担を出来るだけ軽減したいので、寄付金の税額控除の率を上げて欲しい。
- ・ PST 要件を緩和してもらいたい。
- ・ 寄付されたときの譲渡所得税、固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。
- ・ 寄付金控除の拡大。
- ・ みなし所得税の特措法 40 条の「直接、公益の増進に寄与」の「直接」の撤廃。
- ・ 個人の寄附における税額控除の率の見直し。とりわけ 10 万円以下等の少額の寄附について(現行の 40%からの大幅拡大)。
- ・ 地方の小規模法人について税額控除制度を適応できるように条件を考慮してほしい。
- ・ 寄付金控除額の拡大
- ・ 承認特例の手続き簡素化。
- ・ 税額控除証明の取得方法がよくわからない。公益認定で税額控除が適用になると良い。
- ・ 厳しい規制要件を課せられている公益法人の場合は、認定と同時に税額控除証明が付与されてもよいのではないかと思います。
- ・ PST の要件緩和ないし廃止。税額控除証明の付与は公益認定で十分と思われる。
- ・ 公益活動に対する税制上の優遇措置の拡大。PST の撤廃。(再掲)
- ・ 公益法人への会費も非課税の対象に。

3) 法人税 (8 件)

- ・ 法人税の減免制度がさらに充実しないと、零細な公益法人は継続的に活動していくことが難しい局面がやってくると思われる。
- ・ 収益事業の収益に係る所得税について、結局のところ、この収益も公益目的事業で使用するのだから非課税であるべき。
- ・ ①固定資産税の減免、②収益事業の減免
- ・ 法人税、消費税控除、郵送費用軽減。
- ・ 所得税の非課税措置
- ・ 公益目的事業で剰余金が出た場合は、収支相償で次年度以降に費消するか、法人税を課税するか選択できるようにできないか。
- ・ 消費税、法人税の軽減措置。
- ・ 収益事業が法人全体の収益の 50% に満たない場合に、非課税にしていきたい

4) 消費税 (111 件)

- ・ 社団会員が免税事業者となってしまう事業のため、インボイスに対応できず(会員が課税事業者届をすることは、事実上困難)消費税の持ち出しが懸念される。
- ・ 令和 5 年 10 月からインボイス制度が予定通り施行された場合、ほぼ全員が免税事業者である社員(正会員)しかいない当法人は、社員との取引における消費税の仕入れ控除が認められず、相当額を負担しなくてはならないため、事業運営が立ち行かなくなる。当法人が消費税込みで支払っている社員(正会員)への労働の対価については、事情を踏まえた制度の見直しが行われるよう望む。
- ・ 消費税インボイス制度の導入に際して、免税事業者との取引に際しては、仕入税額控除の対象にならないとの規定があるが、公益法人は除外してほしい。
- ・ 消費税のインボイス制度開始時の対応に苦慮している(経常費用の 70% 強が非課税事業者との取引である)。
- ・ 適格請求書等保存方式(インボイス)が会員に適応されるとシルバー人材センター事業の運営が立ち行かなくなると懸念している。
- ・ 令和 5 年 10 月導入予定の消費税のインボイス制度では、シルバー人材センターについては、事業の特殊性に鑑み、特例で適用しないことにしてほしい。
- ・ 公益法人は会社法人と消費税の課税方式が異なっており、わかりにくい。会社法人と同様にしてほしい。
- ・ シルバーは、会員との雇用関係が発生しないため、今後インボイス制度が始まるが、シルバー会員は免除してほしい。高齢者の少ない所得を法律で一律に他の税制度と一緒に扱わないでほしい。
- ・ シルバー就業における配分金に、個人事業主としての消費税課税納税が適用されると聞いている。高齢者の生きがい・社会貢献等を目指し設置されたシルバー人材センターの会員を消費税の課税客体とし納税させることは、公益事業の趣旨にそぐわないほか、実務的に不可能と思われる。
- ・ 消費税の減免。また、公益法人は厳しい認定要件を満たし規制を受けているので、PST 要

1. 記述回答 [公益法人編]

件は撤廃してほしい。(再掲)

- ・ 公益事業の中の収益に対する、消費税の優遇措置があれば非常にうれしい。
- ・ 消費税の軽減あるいは非課税措置、法人事業税の非課税措置。
- ・ 事業における消費税の軽減税率適用・還付。
- ・ 消費税非課税または減税。
- ・ 公益目的事業に係る消費税の非課税化。
- ・ インボイス制度の対応。
- ・ 消費税(インボイス制度)の見直し。可能であればインボイス制度の中止・撤回。
- ・ インボイス制度の見直し。
- ・ 公益事業に係る消費税の非課税化。
- ・ 消費税の非課税措置。
- ・ 公益目的事業に関連する固定資産税、消費税の非課税措置をお願いしたい。
- ・ インボイス制度の開始で、一層事務量が増加する。制度化の見直しを望む。
- ・ インボイス制度導入時の、消費税の非課税部分拡大。
- ・ 公益法人に対する消費税の減税。
- ・ 消費税、印紙税の非課税等優遇措置の拡大。
- ・ 消費税を部分的に非課税としていただきたい。
- ・ 消費税の非課税措置の拡大。また税務署が公益法人に対する税制を理解していないようで、法人税の納付請求が届く。担当者が変わるたびに説明をすることになるので煩わしい。
- ・ 公益目的事業に対する消費税の減税。
- ・ インボイス制度の特例措置を願いたい。
- ・ 公益事業にかかる費用について消費税全額控除。
- ・ 消費税・印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益目的事業に対する消費税の減免。
- ・ 消費税の免除。
- ・ 消費税の非課税処置。
- ・ 消費税について公益法人に対しては特例を作っていただきたい。
- ・ 固定資産税、消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の減免
- ・ 消費税の軽減措置。
- ・ 消費税の軽減あるいは非課税措置、法人事業税の非課税措置。(再掲)
- ・ 公益法人に対する消費税非課税枠の拡大。
- ・ 消費税の非課税、源泉所得税の徴収義務の免除。
- ・ 固定資産税、消費税、事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など
- ・ 印紙税と消費税の優遇措置が欲しい。
- ・ 事業における消費税の軽減税率適用・還付。(再掲)
- ・ 消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の非課税化を望む。
- ・ インボイス制度が導入された場合における消費税の非課税制度の創設。

- ・インボイス制度が施行された場合、法人や会員の売り上げが激減したり、戸惑ったりすることが予測される。そのため一定の課税売上額以下の者に対して、免税や非課税措置をお願いしたい。
- ・公益法人に対する消費税の非課税措置の拡大。
- ・消費税の免除。インボイス制度ではシルバー人材センターに対する特例措置の検討をお願いしたい。
- ・公益活動に対する消費税の非課税措置。
- ・公益事業を行う上で消費税が大きな負担となっている。
- ・インボイス制度の導入にあたり、会員への配分金に対する消費税の仕入れ控除を認めていただきたい。
- ・消費税の非課税措置の拡大。
- ・法人税、消費税控除、郵送費用軽減。(再掲)
- ・消費税を無税にしてほしい。
- ・インボイス制度導入によるシルバー人材センターに対する特例措置。
- ・消費税の非課税措置を希望。
- ・固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。
- ・消費税、印紙税などの公益社団法人の実施事業に係る非課税措置の拡大。
- ・消費税インボイス制度については特例がほしい。シルバー人材センターの事業そのものが立ち行かなくなる。
- ・消費税について優遇措置が欲しい。
- ・固定資産税、消費税、印紙税の免除。
- ・消費税(インボイス制度)への対応。
- ・消費税や源泉税などの優遇措置があると助かる場合があるように思う。
- ・寄付されたときの譲渡所得税、固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。(再掲)
- ・公益目的事業に対しては消費税を減免して欲しい。
- ・消費税の減税措置。
- ・消費税の減税になると助かります。年度明けての消費税支払が、GWの観光実績次第では支払いが困難にはある場合がある。
- ・消費税の非課税措置をお願いしたいです。
- ・消費税の非課税措置の拡大を希望。
- ・入館料の消費税非課税措置。
- ・消費税が結構あるので、検討願いたい。
- ・消費税の減税。
- ・特定収入に対する消費税の税額調整の優遇拡大。
- ・公益目的事業に対する非課税措置(消費税、固定資産税)の拡大。
- ・インボイス制度に関して柔軟な対応をお願いしたい。
- ・公益財団法人が購入する物品に対する消費税の非課税化をお願いします。
- ・消費税の減税措置。
- ・公益目的事業については消費税を非課税にしてほしい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 消費税の減免、印紙税の全面非課税。
- ・ 消費税の非課税措置の拡大。
- ・ 消費税の軽減措置を希望。
- ・ 消費税の非課税措置の拡大。
- ・ 消費税の軽減制度の創設。
- ・ 消費税額算出の際の簡略化。
- ・ 消費税および印紙税の非課税措置。
- ・ 公益事業のみにかかる固定資産税、消費税は無税にしてほしい。
- ・ 固定資産税、消費税等の非課税措置拡大の可能性に期待したい。
- ・ 消費税が少なくなれば有難い。
- ・ 消費税、法人税の軽減措置。(再掲)
- ・ 消費税の優遇措置。
- ・ 消費税の計算が難解。簡略化してほしい。
- ・ 消費税が非課税になると助かります。
- ・ 固定資産税、消費税の減免。
- ・ 固定資産税、消費税について優遇制度を設けて欲しい。
- ・ 消費税、固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益目的のものについての固定資産税、消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の軽減。
- ・ 消費税に係る非課税措置の拡大。
- ・ 消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の免税。
- ・ 消費税等の非課税化。
- ・ 固定資産税、印紙税、消費税の非課税措置。
- ・ 英国のように、公益法人については消費税を非課税にして欲しい。
- ・ 消費税の課税方法。
- ・ 消費税を非課税にして欲しい。
- ・ 消費税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益事業にかかる収入に関しては消費税がかからないほうがよい。
- ・ 固定資産税、消費税、印紙税。
- ・ ①「固定資産税」「消費税」「印紙税」の非課税措置の拡大。②法人全体の決算が赤字の場合における収益事業の非課税措置の新設。

5) 印紙税 (39 件)

- ・ 消費税、印紙税の非課税等優遇措置の拡大。(再掲)
- ・ 消費税・印紙税の非課税措置の拡大。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税、事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など(再掲)
- ・ 印紙税と消費税の優遇措置が欲しい。(再掲)
- ・ 消費税、印紙税などの公益社団法人の実施事業に係る非課税措置の拡大。(再掲)

- ・ 固定資産税、消費税、印紙税の免除。(再掲)
- ・ 国、地方公共団体等との契約にかかる印紙税の非課税。
- ・ 印紙税の非課税措置をお願いしたいと思います。
- ・ 行政庁と同様に、公益法人については印紙税を免除いただきたい。
- ・ 印紙税の非課税措置。
- ・ 印紙税が最も実務的希望が大きいです。
- ・ 公益社団法人が行う事業に対する印紙税の非課税措置の拡大を希望します。
- ・ 委託契約書等への収入印紙の非課税措置。
- ・ 公益事業にかかる印紙税の非課税措置。
- ・ 契約書等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 解約書等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大を望む。
- ・ 公益目的事業に係る印紙税の非課税措置の拡大
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大。行政との委託契約などで、収入印紙が必要なため費用がかかる。
- ・ 国・市の地方公共団体補助事業・委託事業の契約締結時の印紙代免除。
- ・ 業務発注請書に係る印紙税の非課税措置。
- ・ 請書等の印紙税の非課税措置の拡充
- ・ 業務契約等にかかる印紙税の非課税措置を希望。
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 印紙税の非課税措置を望む。
- ・ 消費税および印紙税の非課税措置。(再掲)
- ・ 固定資産税、印紙税、消費税の非課税措置。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税、印紙税。(再掲)
- ・ 印紙税が非課税になるとありがたい。
- ・ 収益事業として区分している事業においても、自治体との委託契約に係る印紙税は、非課税にしてほしい。
- ・ 印紙税(請負契約、不動産等の登記簿取得)の非課税措置又は軽減措置。
- ・ 公益法人が締結する契約での印紙税の非課税。
- ・ 官公庁に対する証明手数料の免除。
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益法人に対する印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大をお願いしたい。
- ・ 国・県の事業を実施する都道府県等中小企業支援センターであるので、印紙税法上の非課税法人として認定してほしい。
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大
- ・ ①「固定資産税」「消費税」「印紙税」の非課税措置の拡大。②法人全体の決算が赤字の場合における収益事業の非課税措置の新設(再掲)

1. 記述回答 [公益法人編]

6) 固定資産税 (55 件)

- ・ 公益目的事業に関連する固定資産税、消費税の非課税措置をお願いしたい。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税の非課税措置。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税、事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など(再掲)
- ・ ①固定資産税の減免、②収益事業の減免(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税、印紙税の免除。(再掲)
- ・ 固定資産税の免除規程がほしい。
- ・ 固定資産税(償却資産を含む)の減免措置を検討願う。
- ・ 固定資産税の減額又は非課税化。
- ・ 公益法人に対する固定資産税の非課税措置。
- ・ 固定資産税の減免等
- ・ 固定資産税の軽減、免除等の扱い。
- ・ 事業に必要な固定資産税のさらなる減免。
- ・ 固定資産税の非課税措置。
- ・ 固定資産税の非課税化。
- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 固定資産税、不動産取得税などの非課税措置。
- ・ 固定資産税の減免。
- ・ 固定資産税の減免措置。
- ・ 寄付されたときの譲渡所得税、固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。(再掲)
- ・ 公益目的事業に対する非課税措置(消費税、固定資産税)の拡大。(再掲)
- ・ 公益事業のみにかかる固定資産税、消費税は無税にしてほしい。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税等の非課税措置拡大の可能性に期待したい。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税の減免。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税について優遇制度を設けて欲しい。(再掲)
- ・ 消費税、固定資産税の非課税措置の拡大。(再掲)
- ・ 公益目的のものについての固定資産税、消費税の非課税措置。(再掲)
- ・ 固定資産税、印紙税、消費税の非課税措置。(再掲)
- ・ 固定資産税、消費税、印紙税。(再掲)
- ・ 公益目的の施設管理に係る固定資産税の非課税措置。
- ・ 固定資産税は公益収益関わらず免除してほしい。なぜなら、公益事業を支えるための収益事業なので。
- ・ ①「固定資産税」「消費税」「印紙税」の非課税措置の拡大。②法人全体の決算が赤字の場合における収益事業の非課税措置の新設(再掲)
- ・ 固定資産税
- ・ 固定資産税を公益目的事業費率で免除してほしい。
- ・ 収益事業の収益が少ないが、固定資産税等の支出が多く、補助金等の収益で租税公課の支出を見込まないと公益法人としての存続が難しい。税政側から見れば、とりっぱぐれのな

い組織として考えられていると思うが、大局的に見れば国庫や行政機関からお金が行き来しているだけである。事務処理の手間を考えれば非課税措置が最善と考えるが、公益法人が隠れ蓑にされる恐れもあるので慎重にすべきである。

- ・ 公益目的保有財産の固定資産税の非課税、源泉徴収税の非課税。
- ・ 固定資産税の免除。
- ・ 固定資産税の減免の対象を研究助成事業まで拡充してほしい。
- ・ 土地の寄贈や取得した場合の不動産取得税及び固定資産税、都市計画税の非課税措置の拡大を望む。
- ・ 地方税の範疇になるが、助成活動に関連する固定資産税の減免措置を望んでいる
- ・ 公益活動を行う公益法人の市・県民税が非課税であるなら、固定資産税も非課税にすべき。
- ・ 固定資産税の優遇。
- ・ 公益目的保有財産である固定資産に対する償却資産税は非課税であるべきではないか。
- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 固定資産税、消費税等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 当県では公益事業を行うための建物に固定資産取得税が課税されるが、減免措置がない。固定資産税及び軽自動車税は、当町の条例で減免されている。行政の中で統一した基準が欲しい。
- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益目的で取得した資産については、固定資産税を免除して頂きたい。
- ・ 公益目的保有資産についての固定資産税の非課税措置。
- ・ 公益法人に対する固定資産税の減免。
- ・ 固定資産税の減免。
- ・ 固定資産税を非課税にして欲しい。
- ・ 新型コロナ対応で入居テナントの賃料軽減等を行っている為、賃借人側にも固定資産税の軽減措置等を実施し、公益法人も適用対象として欲しい。
- ・ 収益事業に関するエリアの固定資産税の軽減。
- ・ 収益事業を含む固定資産税の軽減。

7) その他地方税 (5 件)

- ・ 法人住民税を免除してほしい。その免税額分を公益目的事業の活動費として使用できる為。
- ・ 国税、市町村民税は非課税あつかいとされているが、県税については統一されていない。
- ・ 法人県民税の減免について全国統一な考え方を示してもらいたい。現在 21、000 円支払っているが、減免されている県も多くある。
- ・ 高知市には公益法人に対して非課税措置がない。松山市、高松市、徳島市には非課税措置が有る。
- ・ 県税、市民税をいったん納付してから後日返還されるが、はじめから納付しなくてもよいと分かっている法人については、納付事務を免除すること。毎年、納付→書類提出→税額返還と、結局全額控除される税金について、双方にとって無駄な事務だと考えます。その都度、申請が必要となり、毎年、何のためにこうした無駄な事務をしているのか疑問です。

1. 記述回答 [公益法人編]

8) その他 (17 件)

- ・消費税の非課税措置の拡大。また税務署が公益法人に対する税制を理解していないようで、法人税の納付請求が届く。担当者が変わるたびに説明をすることになるので煩わしい。(再掲)
- ・消費税の非課税、源泉所得税の徴収義務の免除。(再掲)
- ・法人税、消費税控除、郵送費用軽減。(再掲)
- ・消費税や源泉税などの優遇措置があると助かる場合があるように思う。(再掲)
- ・固定資産税、不動産取得税などの非課税措置。(再掲)
- ・収支相償の関係で、毎年赤字を出しているため、資金留保がなく、新規事業の立ち上げなどで急に財源が必要になった時に対応できない。また、この先、法人としては財政的に先細りの状況である。
- ・事務局長に就任して日が浅いのでわかりません。
- ・公益目的事業で剰余金が出た場合は、収支相償で次年度以降に費消するか、法人税を課税するか選択できるようにできないか。(再掲)
- ・収益事業の収益が少ないが、固定資産税等の支出が多く、補助金等の収益で租税公課の支出を見込まないと公益法人としての存続が難しい。税政側から見れば、とりっぱぐれの無い組織として考えられていると思うが、大局的に見れば国庫や行政機関からお金が行き来しているだけである。事務処理の手間を考えれば非課税措置が最善と考えるが、公益法人が隠れ蓑にされる恐れもあるので慎重にすべきである。(再掲)
- ・公益目的保有財産の固定資産税の非課税、源泉徴収税の非課税。(再掲)
- ・新型コロナ対応で入居テナントの賃料軽減等を行っている為、賃借人側にも固定資産税の軽減措置等を実施し、公益法人も適用対象として欲しい。(再掲)
- ・報償金の非課税、報償積立金の引当金算入

(9) 「ガバナンス・コード不要とした理由」のその他回答

(回答数 24 件)

- ・厳しい規制遵守のもと運営している公益法人には必要ない措置と考えます。
- ・今現在において公益認定等審議会などがそれにあたると思われるため。
- ・規約、規定、運営細則等で概ね賄われていると思われる。
- ・現行制度で十分ではないか。
- ・公益認定の取得自体がそれにあたると思われる。
- ・ごく一部の法人の不適正運営の為に、他の公益法人が影響を受けるのは如何なものかと思う。不祥事があった法人については個別に罰するべき。
- ・事業規模によっては必要かも知れませんが、小規模で公益事業のみを実施している場合には、年間事業報告で充足できると考えます。
- ・既に公益認定を受けているので、屋上屋な気がする
- ・関係法令の遵守で十分。
- ・スポーツ庁が示しているスポーツ団体ガバナンス・コードを遵守すれば足りると思う。
- ・小規模法人のため対応が難しい。
- ・コンプライ項目が多いほど良い法人というイメージがあり、法人運営に無言のプレッシャー

一になる。

- ・ 必要性は感じるが、極めて小規模でシンプルな法人であるため、県の立入検査で十分。
- ・ 相当する倫理規程が既にある。重要なのは形式ではなく、倫理規程の内容を実践していることを確認していること。
- ・ 現在の認定法のもとで適切に運営されているため。
- ・ 規模や事業内容に関係なく、一律にガバナンス・コードを持つことは必要ない考える。
- ・ 諸規程の整備により、ガバナンス・コードの内容を満たしているので必要ない。
- ・ 関係法規を遵守することが先決。
- ・ 規模や事業内容によっては必要だとは思いますが、一律にガバナンス・コードを強制する必要はないと思うし、そもそもガバナンス・コードは自主規制なので強制されるものではない。
- ・ 必要なガバナンスは整えてある。
- ・ 小規模法人では手が回らない。
- ・ 公益認定自体がガバナンスであり、その認定を受けた時点でガバナンスは担保されていると考えるため。
- ・ ガバナンス・コードがなくても適正な組織運営が出来ている。また、ガバナンス・コードがあれば適正な組織運営が出来るというものでもないと考えている。
- ・ 全ての団体に適応できるものではなく、また立入検査を受けている上に、更にガバナンス・コードは必要ない。

(10) 「ガバナンス・コードを採用した時期」のその他回答（モデルにしたガバナンス・コード）（回答数 2 件）

- ・ ガバナンス・コードの意味が解りませんが、過去に社内で不正事件が発生し、第三者委員会の調査で、「内部統制の不備」が原因と指摘されました。その後、内部統制の構築を行い、現在適正に運営を行っているつもりです。
- ・ 必要であることは理解しているが、当財団の組織だけでは対応が困難。

(11) 現在の会計制度について（回答数 127 件）

1) 会計区分と内訳表(事業区分) (17 件)

- ・ 事業区分(公益目的事業 1、公益目的事業 2、収益事業等会計、法人会計など) 1 つの支払いで関係事業の各区分に分ける必要があり、経理処理が細分化され、全体像が把握しにくい。事業ごとの収支を見るためには別入力しなければならない。二度手間であり無駄である。我々のような小規模でローカルな団体には負担が大きいので、会計基準の合理化を望む。
- ・ 区分経理が面倒で対応に苦慮している。規制で必要だからといって一律に複雑な会計処理や現場にとって無駄の多い事務手続きを一方的に押し付けてほしくない。当局は、民による公益の増進を達成させるために、他にやる事がたくさんあるはず。一度、不祥事の撲滅、規制強化のことだけを考えるのをやめて、公益法人や市民社会組織の存在意義について考え直してみてもどうか。
- ・ 誰が見ても解る形にならないものか？管理費を事業費に振り分ける辺りで理事・評議員か

1. 記述回答 [公益法人編]

らの理解が得にくいので、通常の会計帳簿のBS・PLも添付して説明している。

- ・ 法人会計を作成する意味が理解できない。
- ・ 収益事業会計、公益目的事業会計の二本立てが煩雑すぎる。収支相償があるため、組織の基盤強化を図ることができない。
- ・ 公益目的事業が1つの団体で、収益事業を持たない団体では適さない会計基準だと思われる。
- ・ 区分経理様式の計算書類が、外部の人に理解されにくい。費用の配賦作業が煩雑である。
- ・ 公益目的事業会計とは別に法人会計を設けて区分経理を行う必要はないと考える。
- ・ 小規模の団体には、公益と法人(事務管理)との分離をもっと簡便にしてもらいたい。
- ・ 公益事業のみを行っている法人については、法人維持と公益事業の実施が切り離せないものである。公益目的事業会計と法人会計を区分する意義が理解できない。区分経理をやめてほしい。
- ・ 事業別に収支を出して報告することに関し、最初は負担が大きかったが、現在では当たり前の業務となっており、特別改正等の要望はない。
- ・ 公益目的事業(例：公1、公2、公3など)ごとの内訳表が必要だが、公益財団法人が実施する事業として認定されているので一括でもよいのではないかと思います。
- ・ 独特の会計ルールがあり、特に補助金使途で計上費用を個別に比率分担することから、帳票が増加し、また、計上内容の分析時にも集計が必要なので手間がかかる。簡素化、合理化できないのでしょうか？
- ・ 内訳書を作成することとなったことが手間な上に、特別会計の概念が無くなったことが不便に感じます。
- ・ P/L内訳表における会計区分は、「公益目的事業会計」と「その他会計(収益事業がある場合、収益+法人会計の1カテゴリー)」でよろしいのではないかと思います。
- ・ 事業費と管理費を分ける必要は無いように思われます。
- ・ 帳票と説明書の用語の統一、複雑すぎる。内訳表の廃止を望む。

2) 費用配賦 (8件)

- ・ 職員数が数名の公益法人ですので、公益目的事業会計と法人会計の境目なく仕事をしている職員が数名います。人件費を算出する際に、従事割合で公益目的事業会計と法人会計に割っておりますが、非常に事務処理に手間がかかります。大規模法人なら、「人」単位で処理できると思いますが、小規模法人の場合は事務手続きの面で簡素化ができるようご配慮願いたい。
- ・ 会計基準に意見はないが、やはり按分による伝票入力が大変。
- ・ 区分経理様式の計算書類が、外部の人に理解されにくい。費用の配賦作業が煩雑である。
(再掲)
- ・ 配賦の概念を無くして欲しい。
- ・ 補助金を補助対象区分に応じた按分処理など事務の簡素化。
- ・ 費用配賦が細かすぎるので、ない方がいいと思う。
- ・ 公益目的事業(例：公1、公2、公3など)ごとの内訳表が必要だが、公益財団法人が実施

する事業として認定されているので一括でもよいのではないかと思います。(再掲)

- 公益目的事業会計と法人会計について、給料手当、賃借料、光熱水料費等の経費配賦が大変である。まとめてくる請求を1回1回計算して配賦している。

3) 事務負担 (10 件)

- 裕福な団体でもないため、時間的、技術的にも大変な部分が多い。お金をかけない場合も、素人が行うには限界があり、担当者が大変な思いをしている。しかし、税の優遇措置等、なんらかのメリットもある。さらに、悪いことをしようとは考えていないため、それらがもう少し簡単に証明できるような制度だとありがたい。
- 事業区分(公益目的事業1、公益目的事業2、収益事業等会計、法人会計など)1つの支払いで関係事業の各区分に分ける必要があり、経理処理が細分化され、全体像が把握しにくい。事業ごとの収支を見るためには別入力しなければならない。二度手間であり無駄である。我々のような小規模でローカルな団体には負担が大きいので、会計基準の合理化を望む。(再掲)
- 区分経理が面倒で対応に苦慮している。規制で必要だからといって一律に複雑な会計処理や現場にとって無駄の多い事務手続きを一方的に押し付けてほしくない。当局は、民による公益の増進を達成させるために、他にやることがたくさんあるはずです。一度、不祥事の撲滅、規制強化のことだけを考えるのをやめて、公益法人や市民社会組織の存在意義について考え直してみてもいいでしょうか。(再掲)
- 予算規模が数百万円の財団も数億円の財団も同じ制度となっているため、小規模法人には非課税等のメリットよりも事務負担等のデメリットの方が大きくなっている。
- 大小様々な公益財団法人があり、規模や収入源によって、差異があってもよいのではないか。小規模な財団には、より簡素な会計基準、国際性のある会計基準があってもよいのではないだろうか？要は、多くの市民団体が税制優遇措置の取得を得て、本来の公益活動を促進しやすい体制の整備が必要なのではないかと考えています。・大規模法人であれば会計の担当者も多いだろうし、事業単位毎の把握をする為に必要だと思いますが、当事業所のような、小規模かどうか分かりませんが、少人数で会計事務を行っているところは、事務手続きが煩雑で大変苦労している。加えて、国庫補助金並びに市補助の申請並びに報告事務もあるのですが、補助金対象経費科目では使用が認められているのに、立入検査で「法人会計で支出するように！」と言われ、補助金対象外経費の扱いとなるなど矛盾が多い。県内の同業種の会計事務担当者と情報共有しながら進めてる状態です。
- 事務局が疲弊しています。
- 基本財産からの運用益が見込めない中、「公益財団法人」として組織基盤を維持するだけでも運営が難しい。多数の税務処理、費目の多さがありながら企業会計とも異なる部分が多く、経理スタッフは常に疲弊してしまう。シンプルで運用しやすい基準を望む。・制度自体が公益事業を推進するというより、官公庁が公益法人を管理するために、それに必要な資料を公益法人に用意させている。社会福祉法人も同様であるが、きわめて煩雑な(事業ごとの決算等)事務負担を強いられている。事業規模に応じた事業報告を可能とし、財務3基準の見直しを願いたい。また、今回のコロナなど予想できない事態に対応するため

1. 記述回答 [公益法人編]

にも、事業を特定しない内部留保等を認めてもらいたい。

- ・ 小規模の公益法人に対して会計基準を緩和して欲しい。正味財産増減計算書の名称変更は必要なし。手間だけがかかる。
- ・ もう少し簡略化できるとありがたい。
- ・ 提出書類を分かりやすく、簡単にしてほしい。

4) 複雑、難しい (40 件)

- ・ 会計制度がかなり難しい。公認会計士にお願いしているが、小規模団体であるため資金的に厳しく、公益事業に影響が出ている。
- ・ 会計処理が複雑なので、公益活動の予算を削ってでも会計事務所に任せるしかない。
- ・ 分かりやすく単純明快な会計基準を求めたい。
- ・ 正味財産増減計算書の仕組みが複雑。
- ・ 制度自体が公益事業を推進するというより、官公庁が公益法人を管理するために、それに必要な資料を公益法人に用意させている。社会福祉法人も同様であるが、きわめて煩雑な(事業ごとの決算等)事務負担を強いられている。事業規模に応じた事業報告を可能とし、財務3基準の見直しを願いたい。また、今回のコロナなど予想できない事態に対応するためにも、事業を特定しない内部留保等を認めてもらいたい。(再掲)
- ・ 分かりやすい会計基準を希望。我々のような小規模なところでは対応ができない。
- ・ 行政庁の都合に合わせたものではなく、一般市民にとって分かりやすいものでなければ公益法人の会計資料としての意味がないと思います。
- ・ 会計も使いにくく問題であるが、それよりも収支相償の考え方の緩和を希望。
- ・ 区分経理が面倒で対応に苦慮している。規制で必要だからといって一律に複雑な会計処理や現場にとって無駄の多い事務手続きを一方的に押し付けてほしくない。当局は、民による公益の増進を達成させるために、他にやるものがたくさんあるはずです。一度、不祥事の撲滅、規制強化のことだけを考えるのをやめて、公益法人や市民社会組織の存在意義について考え直してみてもどうでしょうか。(再掲)
- ・ 大規模法人であれば会計の担当者も多いだろうし、事業単位毎の把握をする為に必要だと思いますが、当事業所のような、小規模かどうか分かりませんが、少人数で会計事務を行っているところは、事務手続きが煩雑で大変苦勞している。加えて、国庫補助金並びに市補助の申請並びに報告事務もあるのですが、補助金対象経費科目では使用が認められているのに、立入検査で「法人会計で支出するように!」と言われ、補助金対象外経費の扱いとなるなど矛盾が多い。県内の同業種の会計事務担当者と情報共有しながら進めてる状態です。(再掲)
- ・ 現在の会計基準は煩雑すぎて分かりにくいので、簡素化を進めてほしい。
- ・ 用語が分かりにくいので、企業会計と統一して欲しい。
- ・ この会計制度をきちんと理解して公益法人会計事務をできる者が少ない。
- ・ 複雑で理解しづらい。外部に委託するとお金がかかり、できる公益事業もできなくなる。
- ・ 公認会計士と担当者以外で内容がわかる人間がいなくなった。もちろん会員、公益法人会計について分かる人間はゼロ。

- ・ 経常収益等が分かりにくい。これでは財務会計面の分析ができないし、周りからも理解されない。何のための会計なのか、規制のための会計なのか。
- ・ 活動状況を明確にした会計基準としているが、複雑であり理解できる者がいない。
- ・ 大規模な公益法人については、平成 20 年公益法人会計基準が対応し易いかもしれませんが、予算組み・財務諸表の作成等、小規模な法人については煩雑化しすぎて不便である。会計基準を設計する際に、小規模法人をデフォルトとして、大規模法人になるにつれていろいろなものが付け足されていくという設計手法がよいのではないのでしょうか。現在の会計基準は、小規模法人には無理があり、小規模で資金力が限られているため公認会計士にお願いもできない。小規模法人が置かれている状況をご理解いただきたい。
- ・ 大規模法人であれば会計の担当者も多いだろうし、事業単位毎の把握をする為に必要だと思いますが、当事業所のような、小規模かどうか分かりませんが、少人数で会計事務を行っているところは、事務手続きが煩雑で大変苦勞している。加えて、国庫補助金並びに市補助の申請並びに報告事務もあるのですが、補助金対象経費科目では使用が認められているのに、立入検査で「法人会計で支出するように！」と言われ、補助金対象外経費の扱いとなるなど矛盾が多い。県内の同業種の会計事務担当者と情報共有しながら進めてる状態です。(再掲)
- ・ 小規模団体にとっては現在の会計基準は複雑で細かすぎるため、不便に感じる。
- ・ 制度が複雑であり慣れるまでに時間がかかるため、担当者の変更が容易にできない。遊休財産の保有制限に適應しているかの判断を行うプロセスが複雑で容易にわからない。3 月末で会計を締めないと判別不能。
- ・ 独特の会計ルールがあり、特に補助金使途で計上費用を個別に比率分担することから、帳票が増加し、また、計上内容の分析時にも集計が必要なので手間がかかる。簡素化、合理化できないのでしょうか。(再掲)
- ・ 損益計算書において民間の支店・部門管理の考え方をもっと取り入れるべきと考える。分かりにくく複雑だと思う。
- ・ 大小様々な公益財団法人があり、規模や収入源によって、差異があってもよいのではないのか。小規模な財団には、より簡素な会計基準、国際性のある会計基準があってもよいのではないだろうか？要は、多くの市民団体が税制優遇措置の取得を得て、本来の公益活動を促進しやすい体制の整備が必要なのではないかと考えています。(再掲)
- ・ 誰が見ても解る形にならないものか？管理費を事業費に振り分ける辺りで理事・評議員からの理解が得にくいので、通常の会計帳簿の B S ・ P L も添付して説明している。
- ・ 会計用語、コンピューター用語を知らなくても誰でも利用可能なシステムでないと、小規模法人においては今後一層処理が困難になります。マニュアルや手引きも分かりにくく不親切すぎます。
- ・ 基本財産からの運用益が見込めない中、「公益財団法人」として組織基盤を維持するだけでも運営が難しい。多数の税務処理、費目の多さがありながら企業会計とも異なる部分が多く、経理スタッフは常に疲弊してしまう。シンプルで運用しやすい基準を望む。(再掲)
- ・ 基本財産評価損益等を計上する理由を決算のたびに聞かれ困っている。一般人から公益法人会計は分かりにくいという意見が絶えない。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・(1)特定費用準備資金などへの積立金の動きが見えにくい。(2)定期提出書類の収支相償の判定と財務諸表が連動していないため年度途中での状況が見えにくい。
- ・会計基準を含む制度そのものの更なる簡素化を求めます。
- ・会計処理のさらなる複雑化は勘弁願いたい。
- ・会計の仕方が非常に複雑で、素人には難しい。もっと簡単な様式にしてほしい。
- ・帳票と説明書の用語の統一、複雑すぎる。内訳表の廃止を望む。
- ・民間企業の経理手法と違いが大きく感じます。
- ・流れを理解するにはある程度の会計知識が必要なため会計担当者の育成が難しい。
- ・さらに簡素な会計処理で、誰にでもわかりやすい帳票になるとよい。
- ・会計制度が複雑なので、一般の会計制度と同様にしてほしい。
- ・公益財団法人移行時には研修があったと聞けるが、担当職員も替わるので、年に何度か行政庁において無料の研修を行ってほしい。会計処理の簡素化も要望する。
- ・もう少し簡略化できるとありがたい。(再掲)
- ・提出書類を分かりやすく、簡単にしてほしい。(再掲)

5) 財務三基準 (24 件)

- ・規制機関や公認会計士のための会計基準ではなく、欧米諸国のような一般ユーザーのための会計基準に改めてほしい。また、収支相償は新制度の理念に反する規制と考えます。
- ・収益事業会計、公益目的事業会計の二本立てが煩雑すぎる。収支相償があるため、組織の基盤強化を図ることができない。(再掲)
- ・収支相償は、補助金をいただく公益目的事業のみを行っている小規模法人にとっては存続が危ぶまれる制度だと思います。しかし地方においては、その公益事業も是非継続してほしいとの要望もあるので、地方の事情も考慮した制度を構築していただきたいと思います。
- ・制度自体が公益事業を推進するというより、官公庁が公益法人を管理するために、それに必要な資料を公益法人に用意させている。社会福祉法人も同様であるが、きわめて煩雑な(事業ごとの決算等)事務負担を強いられている。事業規模に応じた事業報告を可能とし、財務3基準の見直しを願いたい。また、今回のコロナなど予想できない事態に対応するためにも、事業を特定しない内部留保等を認めてもらいたい。(再掲)
- ・収支相償が改正されないと、事業を継続できない。
- ・コロナの影響で運営資金がなくなり、事業継続の面で行き詰っている。この時のために積み立てができるようにならないか。
- ・収支相償のハードルが高いので、規制緩和をお願いしたい。
- ・COVID-19の影響に対する公益法人に対する緩和措置を具体化してもらいたい。
- ・コロナウィルスの影響で公益事業の多くが中止となり、収支相償が困難な状況にある。特例措置を希望。
- ・(1)特定費用準備資金などへの積立金の動きが見えにくい。(2)定期提出書類の収支相償の判定と財務諸表が連動していないため年度途中での状況が見えにくい。(再掲)
- ・収支相償の制度改正を望む。実施している事業のスキーム上、事業開始直後に大幅な赤字

が発生することが不可避であったにもかかわらず、収支相償の計算上はその赤字を繰り越せない一方、翌年以降にその赤字分が解消となっただけにもかかわらず、その分が累積黒字として繰り越されてしまっている。現制度のままだと解消不可能なため、赤字も繰り越せるようにするなどの制度改正を望む。

- 行政からの補助金や指定管理料、委託料について精算方式で運営しているが、収益事業を開始した時点での運転資金が 0 円からの出発であるため、決算時に収益事業が黒字であった際、収支相償の縛りによって運転資金が十分でないため、事業年度内の資金繰りに苦労している公益法人も多いので、もう少し財務 3 原則を見直して貰いたいです。
- 収支相償の撤廃。
- 公益財団法人も法人としてゴーイングコンサーンが重要である。収支相償を改定して内部留保を認めていただきたい。
- 東日本大震災、コロナ時には災害に弱い法人が散見された。公益事業の永続性の観点からも収支相償や遊休財産の規制を緩和すべきと考える。
- 赤字の繰越を認めてもらいたい。
- 会計基準よりも収支相償が問題。公益そのものを否定している内容で、認定法第 1 条に反した制度運用がなされている。
- 10 年以上の長期安定化資金の確保を支援する制度がほしい
- 収支相償制度を撤廃し、事業費に対応して何割かの利益を認めるなどし、将来に備えられるようにしないと、法人として持続可能性がなくなる。
- 収支相償、遊休財産の保有規制を単年度でなく幅をもたせてほしい。
- 収支相償、遊休財産の保有制限の見直しを要望する。
- 収支相償の再検討を希望。
- 会計も使いにくく問題であるが、それよりも収支相償の考え方の緩和を希望。(再掲)
- 収支相償については、将来の収支の悪化に備えた貯えも柔軟にできるようにしてほしい。

6) その他 (28 件)

- 公益法人会計基準は規制する側の都合で設計されたものになっているが、あくまでユーザーは寄附者や支援者を含む一般の方々を基準に設計されるべきと思う。
- 規制機関や公認会計士のための会計基準ではなく、欧米諸国のような一般ユーザーのための会計基準に改めてほしい。また、収支相償は新制度の理念に反する規制と考えます。(再掲)
- 法人会計の多額の黒字が恒常的に発生するのは適切ではないとのことですが、「多額」の基準が分からないので、明確な基準を示していただきたい。
- 以前の会計基準のほうが分かりやすく、説明もしやすかった。
- 現状の制度に問題ないが、頻繁に改正されるので苦労している。
- 志を持って設立した小規模な支援団体であるが、規制遵守のために少ない資金等を投じ、残った資金で細々と活動する我々の状況を理解してほしい。
- 建物の適正な保持・管理の観点から会館修繕積立資産の会計処理について見直すべき。
- 満期保有目的債券であれば全て額面価格での計上を認めてほしい。償却原価の計算も手間

1. 記述回答 [公益法人編]

がかかり、満期保有目的であれば意味がないように思う。

- ・ 会員サービスが目的の事業会計が収益事業会計に含まれるのはどうなのか。
- ・ 会計用語、コンピューター用語を知らなくても誰でも利用可能なシステムでないと、小規模法人においては今後一層処理が困難になります。マニュアルや手引きも分かりにくく不親切すぎます。(再掲)
- ・ 公益社団法人となって、国からの助成は何かないものだろうか。休眠預金の公益社団法人への配分の進展はどのようになっているか。
- ・ 大規模(広域的な活動)法人と小規模(市町村レベルで活動)法人で提出書類等を区別して欲しい。
- ・ 十分な理解が出来ていないので意見することはできない。
- ・ 小規模の公益法人に対して会計基準を緩和して欲しい。正味財産増減計算書の名称変更は必要なし。手間だけがかかる。(再掲)
- ・ 会員や一般の人には分かりにくい仕組みである。より分かりやすい仕組みとするために、詳細まで発表することを求めるべき。(歳出歳入と収入充当の関係など)
- ・ 現在の会計制度で特に困っていることはないため、今の会計制度を複雑で使いにくいものにしないでいただきたい。
- ・ 公認会計士にお願いしている。
- ・ 資産運用で時価会計を導入した場合の含み益、含み損の損益への反映を別体系で扱えるとよい。期間損益とは区別して示したい。
- ・ 公益法人の業務実態、法制度並びに一般的法知識に乏しい会計士による会計制度の歪みの回避。
- ・ 定期提出書類における収支相償や遊休財産の状況が現在の会計制度による財務諸表では読み取れないため、年度途中での状況把握と対応策の検討が進めにくい。
- ・ 公益財団法人移行時には研修があったと聞けるが、担当職員も替わるので、年に何度か行政庁において無料の研修を行ってほしい。会計処理の簡素化も要望する。(再掲)
- ・ 時価評価は不要だと思う。
- ・ 公益法人にとってシンプルで、法人の状況を良く反映できる制度だと思う。
- ・ 為替評価損益は以前のように特別損益(欄外)で扱えるようにして欲しい。
- ・ 小規模法人については届出等を簡素化すべき。
- ・ 基本財産評価損益等を計上する理由を決算のたびに聞かれ困っている。一般人から公益法人会計は分かりにくいという意見が絶えない。(再掲)
- ・ 税計算は別として、限度額を超えた減価償却費の計上を認めてもらいたい。内在する償却資産残高をみると剰余金の額を超えている。
- ・ 会社勘定を公益法人に当てはめることは、少し無理がある。

(12)「立入検査の状況」のその他回答

(回答数 56 件)

- ・ 役員への安価な贈答品や、たった一度の役員3名での飲食を伴う意見交換会、年1回の会員獲得のためのゴルフ参加について不適切と指摘され、納得がいかなかった。特にゴルフ参加については前回の検査時には「問題ない」との見解であったにも関わらず、担当官が

変わったとたんに問題視されることになった。

- ・指摘事項が細かすぎる。これでは、法人自治は保たれない。
- ・指摘事項なのか、個人的な見解なのか、感想なのか、不明確な点が多く対応に困る。
- ・立入検査は3年に一度というスタンスであるが、英国のチャリティ委員会がやっているように定期提出書類等から不正行為が想定されるような法人に的を絞った選定もあるのではないかと思います。
- ・威圧的な態度でいろいろと指摘された。支援活動を行うことが悪いことのような対応をされ、現在も行政庁の顔色を窺いながら公益活動を行っている。このような管理社会では、市民活動は育たないと思う。
- ・現行の公益法人制度は法人の自治を前提としていると思うが、担当官はその意識はない。
- ・前担当者の指導により変更した内容について、担当者変更により元に戻すよう指示があった。
- ・貴協会の「運営・会計実務カレンダー」の記載に従って運営(実務カレンダーP158 上段の報告義務者が理事会に出席しての代表理事に委任しての一括報告)していると伝え、本のコピーも渡したが、理解していただかず「指摘」とされ、納得できなかった。他の指摘も重箱の隅をつつくような、口頭指導で十分なものを指摘とされ、指摘件数に目標でもあるのかと思った。
- ・公益性の考え方について、昼休憩時間に(理事が昼食から戻る前に)検査官の自説を披露されたが、それは本財団の見解とはだいぶ乖離があり、納得できなかった。ところが理事が戻るとその自説を口にするのは一切なく、何だったのかと不快だった。
- ・実務・実態・現場を把握した上での指導ではなかった。
- ・立入検査をまだ受けたことがない。
- ・前任者の時代に受けているが詳細は不詳(必要限度内と思料する)。
- ・前回の担当者が退任したため不明。
- ・法規制等を遵守しているかどうかの検査であり、法人にとって事業のプラスとならない。
- ・前回の立入は体験していないが、記録によれば必要限度内だったと思われる。
- ・担当者としての経験が浅く、立入検査を受検したことがない。
- ・現在のポジションについてからは、まだ立入検査を受けていないので答えられない。
- ・担当者によって対応が異なるとよく聞くが、我々の時は問題なかった。
- ・担当官が交代すると判断基準が一変する。また、内閣府側しか所持していない非公開の基準を持参し、その基準をもとに運営が適切かどうか判断するので、検査を受ける側にもその基準を公表してほしい。
- ・回答者が担当してからまだ立入検査を受けていない。
- ・問題を見つけることに執着するあまり、ばかばかしい指摘もあった。
- ・納得はできるが、指摘事項が細かすぎる。
- ・まだ自身の経験がない。
- ・昨年12月に立入り検査を受け、当日講評にて今後留意すべき事項として指摘を受け、後日、認定審査会を経て書面を提出するとしたが、翌年6月末現在でもその書面が届いてない。指摘事項が軽微と考えていることから、指摘を受けても是正していない。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 着任後、まだ立入検査を受けていない。
- ・ 在任中(1年間)に、立入検査の経験がない。
- ・ 令和元年度の立ち入り検査はなかった。
- ・ 私自身は、まだ検査の経験がありません。
- ・ 担当者によって見解が異なるケースに困る。
- ・ 計算書類の様式や提出書類の記入方法が中心であった。
- ・ 担当者によって指摘事項、見解が変わるので、何を信じてよいのか分からない。
- ・ 会計処理について、前回の立入検査担当者の指示と違うことがあった。
- ・ 形式的な指摘事項が多いと聞いている。
- ・ 当法人が独自に制定した他団体との共催事業規定に基づく、提出書類の不備の指摘があった。「公益法人の事業の適正な確保」とは、法制執務の不備を指摘することか、公益法人が公益事業を如何に高めることを目的とするのか公益法人並びに行政庁がともに確認すべきと感じた。
- ・ 数年前のことでわからない。
- ・ 前任者は受けているが、私はまだ受けていないため回答できない。
- ・ 時間の経過による実情を受け止めていただきたい。
- ・ 会員(患者当事者)の個人情報と行政庁の管理についての見解不一致。
- ・ 当職の在任期間(3年)中に立ち入り検査を受けていない。
- ・ 交際費の支出について、同業団体の交流会費等を団体の費用で支出することは、税制優遇を受けている公益法人として認められないとの指摘をされたが、全国統一の基準とは到底考えられない。
- ・ 公益法人移行段階での指導が無かったのでは？と思われる指摘があった。
- ・ 電子化されているのにプリントアウトを要求された。
- ・ 単年度制を採っているため、次年度以降に引き継いだとしても達成できないことが多い。実情に合わせた検査を行ってもらいたい。立入検査に耐えられない組織は公益認定を返上すべきだという意見もあると思うが、実施事業がまさに公益事業であり私個人としては公益社団法人を取得し続けることに何の疑問も持っていない。つまり都が運営について口煩く介入しすぎであり、杓子定規に指摘をするのではなくバックアップするという体制を取ってもらいたい。
- ・ 自分の就任後、まだ立入検査を受けていない。
- ・ 担当してから、立入検査を受けていない。
- ・ 立ち入り検査を受けた会員が現在不在。
- ・ 就任して5年目ではあるが、受けたことがない。
- ・ 前任者が対応しており、わたし自身は直接経験していない
- ・ 前回の経験者が退職しているため、回答できません。
- ・ 県からの補助金もなく、ほぼ会費のみで活動している団体は立入検査の必要はないと思う。
- ・ ほぼ必要限度内とは思ったが、その時によって検査官からの指摘ポイントなどが異なることもあり、とまどうこともある。
- ・ まだ立入検査に立ち会ったことがない。

- ・ 行政庁に直接質疑をできる機会でもあり、ありがたい。
- ・ 私達が素人でも努力し、至らないところも改善しようとしている姿勢を評価してくださったと感じている。

(13) 「変更認定申請の経緯」のその他回答

(回答数 20 件)

- ・ 一応納得はしたが、公益目的の範囲で行っている類似の事業の実施に対して、変更認定を要請されるのは事務量が増えるだけで、かえって新たな事業展開を躊躇させることになる。
- ・ 支援ニーズの変化に伴い、事業内容の若干の変更と事業の拡大を検討しているが、変更認定申請が大変であるため躊躇している。小規模法人でも対応できる申請手続きになると良いのだが。
- ・ 収益事業のレストランを閉鎖したときに申請した。
- ・ 事業を廃止した際に申請した。
- ・ コンサルタント業者からの助言で申請することが一番多い。
- ・ 指摘されたが実施していない。
- ・ 事前に行政庁と相談により申請。
- ・ 人事関係(役員変更届の提出)で申請した。
- ・ 行政庁に相談した結果、変更認定申請することになった。
- ・ 公益内容を細かく規制しすぎ、趣旨目的に合致していれば自主判断でよい。逸脱していれば検査で指摘すればいい。
- ・ 関連組織が新たな事業を開始することになり、それに倣ったため変更認定を受けた。
- ・ コロナを機に新規事業の立ち上げを検討したが、変更認定が必要で断念した。
- ・ 支援要請に応えるにあたり事業の拡大を考えているが、変更認定申請では大変な作業が伴うため実現できていない。
- ・ 県との協議により申請するに至った。
- ・ 事業が廃止となったため。
- ・ 変更認定申請にあたるかどうか、行政庁と相談して申請した。
- ・ 指定管理施設の廃止及び新規取得。
- ・ 指定管理の変更による変更届け。
- ・ 移行時に、実施予定の公益目的事業が記載計画から抜けていたため。
- ・ 行政庁の担当課に相談して、法人として最終判断した。

(14) 「行政庁の指導について」のその他回答

(回答数 39 件)

- ・ 公益法人制度の理念に沿った指導をすべき。
- ・ 公益法人や市民社会組織を管理することしか考えていない行政の考え方に不安を感じる。
- ・ 一部の不祥事で、再発防止のために規制強化をかけて、善良な公益法人までも巻き込むやり方はやめてほしい。不祥事を起こした団体は個別に罰してほしい。
- ・ 質問をしても、「法人自治の尊重」を理由に明確な判断を避ける。都合が良すぎると感じた。
- ・ 柔軟な思考がなくエラーを検知するだけなら、ロボットに監督させたほうが税金の節約に

1. 記述回答 [公益法人編]

なる。

- 理事も含めて「意識改革」になり、「不備」を修正していくことが可能になるので「行政庁の指導」は必要ですが、2年は早いのでもう少し期間が欲しい。
- 当法人が独自に制定した他団体との共催事業規定に基づく、提出書類の不備の指摘があった。「公益法人の事業の適正な確保」とは、法制執務の不備を指摘することか、公益法人が公益事業を如何に高めることを目的とするのか公益法人並びに行政庁がともに確認すべきと感じた。
- 支部活動に対する形式的な見解・指示が多い。
- 補助金を受けていない協会にとっては、従来のように主務官庁が行っていて何も問題はないし、コミュニケーションも取りやすい。
- 法制担当課以外の所属の担当官は、制度理解が低すぎます。内部研修を充実すべきです。
- (良い意味として)監督されているという感覚はございません。
- 都の介入が強すぎる。単年度制であり公益を業としている(?)団体と比較されても困る。事業と組織の実情を見て、公益事業を応援する観点から検査してもらいたい。
- 公益事業の実施費用の前提が、収益事業収入が原資を担っている。会費で賄っている団体に対しては、指導や監査は5年に1度くらいでよい。
- 旧制度の運営状況がわからないので、回答しにくい。
- 行政庁側には、本来、行政の責任で実施すべきことを、公益法人が公益事業として実施しているという認識がない。
- 法人側にも様々な事業があるわけで、我々の事情を無視して型にはめようとしてくる。
- 手続上で細かく対応しなくてはいけないことも多く、事務量が増え、本来事業を圧迫する。
- 支出内容など細かい指摘事項が多く、法人自治は守られていない。
- 我々の個別事情は全く勘案されない。我が国の管理社会、統制社会の広がり不安を感じる。
- 制度施行当初は、自治尊重の姿勢が見られたが、次第に監督するという姿勢が強くなってきたように思う。担当官に自治の尊重の理念が伝わっていないことを危惧する。
- 自己責任といわれているにも関わらず、収支相償等により将来の事業実施のための資金の確保が認められていない。
- 公益法人制度の本質が忘れられていると思います。公益法人を細かいところまで管理し、締め付けるといった社会主義的なやり方では公益法人は成長しません。欧米諸国のように、暖かい目で見守り、必要な時は支援するという姿勢が必要だと思います。
- 法人の内部自治への介入が増してきており、旧主務官庁時代と余り変わらない。
- 概ね承知しているが、先に示した、今年新型コロナウイルスのような不可抗力によって法人運営が難しくなるような場合は、法の規定を杓子定規に適用するのではなく、柔軟な運用をお願いしたい。
- 担当者によって介入の度合いが違うのはおかしい。
- 旧主務官庁時代よりも細かい運営上の指導が多い。
- 立入担当官が講師のセミナーで、役員の懇親会の費用や土産等のチェックの話があり、さすがに制度の基本理念からズレているように感じた。

- ・ 以前の状況がわかりませんので判断できません。
- ・ 法人の理念や目的よりも、社会やマスコミからどう見られるかということを重視した指導が多いと思う。
- ・ 担当官は放任主義だからなのか、指導するという意識がない。自律性を試されているのでしょうか。
- ・ 旧制度がわからないので不明。
- ・ 資金運用等においての規制が厳しい。
- ・ 自己責任経営を促す割には、収益事業等への規制が厳しいと思う。矛盾が多くて困惑している。
- ・ 在任中(1年間)に、行政指導の経験がない。
- ・ 法人の自治を尊重していただき、指導等は少ないほど良いと思う。
- ・ 過去、当法人の事業運営に大きな影響を及ぼさないような指摘が散見されており、また、「行政指導」という言葉の意味さえ知らなかったこと等があったので、もっと勉強をしてほしいと思う。
- ・ 公益法人には様々な内容の法人があり、個別事情に合った指導が必要で、全てに同じ規制を適用させるのはおかしい。
- ・ 公益法人の適正な運営の点から、形式面の細かい注意事項があまりに多い。
- ・ 行政庁よりも市の方が介入してくる。

(15) 行政庁への要望について

(回答数 130 件)

1) 指導監督体制 (33 件)

- ・ 行政庁は親切に指導してくれるのでありがたいが、公益法人の運営上の制約が大きいと、業務への柔軟な対応ができないと感じている。
- ・ 担当者の異動を少なくしてほしい。担当者によって指導内容や指摘内容が異なるのはおかしいのではないか、と思うことがよくある。
- ・ 制度については、公益法人がすべてを理解して問題なく実施するのが理想ではあるが、公的な文書や文言などわかりにくいことも多い。行政庁はそのあたりを理解して、公益法人が本来の事業を滞りなく実現するために事業運営をできるように適切なアドバイザーとして業務を行ってほしい。
- ・ 会員以外に周知する努力を求められているが、通常はホームページで周知すればよいとしてほしい。また、年間では会員以外も多くの参加をいただいているが、行事一つ一つで会員以外が少ないなどと判断するのはやめてほしい。チラシを作成するのも大変な費用が掛かるし、費用対効果が悪く、そこは組織で判断させていただいてもよいと思います。形式にとらわれず、現場の状況も理解いただきたい。
- ・ 指導・指摘が、県内同一団体に対し一貫していないと感じられる。
- ・ 指導研修会の開催をお願いしたい。
- ・ より教育的な視点で指導をお願いしたい。また統一した見解をお願いしたい。
- ・ ガイドラインだけからの資料判断では無く、個々の法人の実情をもう少し理解すべき。
- ・ 公益法人に対して定期的な研修(認定法・定期報告など)を実施して欲しい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- 行政機関からの補助金を一切受けていない公益法人に対しては、細かな報告を求めることや指導及び立入検査は不要ではないか。
- 人事異動などで、公益法人の運営について詳しくない方が担当になることがあるので、相談しても回答が得られないことがある。相談に行くと、相手から「私は詳しくないので」と言われる。
- 県と内閣府で解釈が違うという対応は、金輪際やめていただきたい。
- 内閣府による監督から、四国運輸局(4県管轄)による監督へ移行すべき。数值的、形式的な監督よりも、実態が伴う監督の方が効果大と考える。四国の管轄下では、四国内で協力の得られる官庁の監督が望ましいと思う。活動範囲が全国又は西日本エリアのような団体は、内閣府が望ましいと思われる。
- 複雑なことを短時間で多くの説明をされるので、理解できないことが多い。
- アドバイザーならともかく、指導する立場を取るのであれば制度全般をマスターした上でご指導願いたい。担当者によって見解が異なり、その内容も法的根拠がなく、団体の個別事情は勘案せず形式的な検査で重箱の隅を突くような指摘をし、これが日本の指導監督の実態と考えると情けなくなる。行政のやることはとにかく無駄が多く、税金の無駄遣いである。
- 担当官が変わると、前回とまた同じ説明を求められることがあるため、指摘事項とそれに対する対処等、後任の方へ引き継いでいただきたい。行政庁の縦割りにより類似内容の調査が多く、対応に苦慮している。庁内で調整いただき、必要最小限の調査に留めてほしい。
- 民間の自主・自立かつ創造的な活動を尊重し、公益法人の量的(設立の数)・規模的(業務内容の充実)拡充と時代を先取りした創造的・革新的業務活動の推進に資することを第一とした行政運営を求めたい。
- 前例主義による判断が多いように思いますが、臨機応変に対応できるようになると指導水準が高まるのではないのでしょうか。
- 内閣府担当者には、案件が発生するたびに相談に乗って頂いており、制度の範囲内でこちらの状況も理解していただき、指導を受けている。
- 適切に指導、助言をいただけている。
- 岡山県はとても良く指導いただいている。
- 報告義務をほぼ完全に実施しているので、細かな作業を要求してもらいたくない。完全を求めるときりがなく、その都度事務処理に時間が取られ、本来業務が疎かになる。これが新制度が求めている姿なのか。
- 担当課よりの的確な指示アドバイスがいただけるようになるとありがたい。
- 担当者により経験年数や制度の理解度が違うので柔軟に対応をお願いします。
- 担当職員によっては指摘内容が異なることがあった。異動の際は留意事項などを引き継ぎして欲しい。
- 間違い探しよりは、前向きな組織運営等へのアドバイスを期待している。
- 指導・指摘について、法的根拠に基づくものとガバナンス面などから推奨するものとを明確にしていきたい。

- ・ 担当によって指導が全然異なるので、統一してもらいたい。
- ・ 担当者によって指摘事項が全く異なる。指摘事項か個人的見解か感想か、明確にしてほしい。
- ・ 過去、当法人の事業運営に大きな影響を及ぼさないような指摘が散見されており、また、「行政指導」という言葉の意味さえ知らなかったこと等があったので、もっと勉強をしてほしいと思う。
- ・ 大所高所に立った指導を願う
- ・ 当法人の組織や財政事情なども考慮して指導して頂い。一律指導は止めて欲しい。
- ・ もっと勉強すべし。3、4年の人事異動では制度全般を熟知するのは無理。

2) 定期報告関係 (18 件)

- ・ 小規模法人は同一業務を複数人で担当することは難しく、事業継続が難しい。また、事務処理に時間がとられ過ぎて本来業務に支障がある。
- ・ 補助金の申請や報告の期限について、特に今年は少し余裕をいただければありがたかったと思いました(処理のためにテレワークができず経理担当のみ出勤・残業という状況になったため)。日頃から月次処理が間に合う規模の組織であればよいのですが、担当者が1～2名で専属でもない状況にある小さな組織では年末の処理がどうしても多くなってしまい、地方自治体への手続きや組織内部の事務などと全てが集中してしまう傾向にあります。
- ・ 年間予算 4,000 万円前後で運営している法人も1億円以上の法人も同様の事務の煩雑さは、小規模法人にとっては人件費の高騰を招くので、配慮をお願いしたい。
- ・ 小規模団体については、定期提出書類の簡便化を図ってほしい。
- ・ とにかく、電子申請が手間である。申請の必要になったときにプリントアウトしたマニュアルを見ながらやっているが、この年次アンケートのように、入力画面上で次の操作を支持してもらえるとありがたい。
- ・ 公益法人インフォメーションの入力について、質問に答えられる職員を配置して欲しい。
- ・ 行政機関からの補助金を一切受けていない公益法人に対しては、細かな報告を求めることや指導及び立入検査は不要ではないか。(再掲)
- ・ 事務作業や提出書類等の簡略化をお願いします。
- ・ 毎年度の事業報告書の作成に当たって、どこどこより転記とあり、その内、別表C(5)は本編のシートに加えて、報告内容が提出時に把握できるようにしてほしい。
- ・ 調査書類等の削減・収支相償の緩和。
- ・ 報告義務をほぼ完全に実施しているので、細かな作業を要求してもらいたくない。完全を求めるときりがなく、その都度事務処理に時間が取られ、本来業務が疎かになる。これが新制度が求めている姿なのか。(再掲)
- ・ 定期書類に係る事務手続きでかなりの負荷がかかっております。とくに小規模の我々にはマンパワー的にも技術的にも対応が難しく、簡略化を要望します。
- ・ 定期提出書類等の電子申請の方法が変わり、かなり面倒となっている。改善してもらいたい。簡素化してもらいたい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ 定期報告書類の記載方法が複雑で新任の事務担当には難しいことが多い。単純明快な内容に改められないか。
- ・ 報告の内容、事務手続きを簡素化して欲しい。
- ・ 公益 information への届出の受理に時間が掛かっていると感じる(到達ステータスから完了ステータスまでの審査期間が長すぎる)。
- ・ 定期提出書類について、提出から審査完了までの迅速化を望む。
- ・ 提出書類の簡略化を願いたい。

3) 立入検査 (15 件)

- ・ 規制面の緩和、効率的な立入検査をお願いしたい。
- ・ 立入検査に来ていただくことは有難いと感じるが、我々の行なっている事業をしっかりと見ていただき、検査する以上組織をしっかりと理解していただき、揚げ足を取るのではなく、バックアップしてもらいたい。
- ・ 3年に1度の立入検査があると聞いているが、税金の補助があり不正等が思料される法人を重点的に調査すべきと考える。
- ・ 数人しかいない職員で、立入検査に時間を取られるのは、対応が難しい。
- ・ 立入検査など細かすぎる。日本の公益事業を促進するのにこんな細かい検査は不要である。
- ・ 国・地方から補助金を得ている団体の検査を徹底すべきと思います。
- ・ 立入検査について、予め調査目的を事前に教えていただきたい。前もって勉強や準備の時間をもてる。
- ・ 立入検査等大変な業務もあるかと思いますが、これからもよろしくお願いいたします。
- ・ 立ち入り検査で前回の指摘と違うことを注意されるのは納得がいきがたい。
- ・ 立ち入り検査のガイドラインを公開してほしい。
- ・ 立入検査について、3年に一度という基本を緩和して頂きたい。
- ・ 立入検査時に、担当者によって方針や考え方が違う場合もある。以前は大丈夫だったものが、修正を求められた。
- ・ 見解や指摘事項を統一してほしい。
- ・ 行政庁による立入検査は3年に1回程度で実施されているが、特段問題のない法人に対してはもっと長いスパン(5年に1回)で実施してもよいのではないかと。
- ・ 立入検査について、担当官にも精神的な負担があると思うが、ハラスメントが問題になっている昨今、自身の発言に責任を持って検査に臨める人材を検査官にしてほしい。

4) 変更認定・届出 (8 件)

- ・ 事業の変更認定申請を行ったことはないが、公益法人移行時の説明会では、例えば、川の清掃活動を街中の清掃活動に変更する場合には、その目的が違ってくるので、変更認定申請が必要と言われている。ボランティアで清掃活動をすることまで変更認定申請といういわゆる「お伺い」をしなければ出来ないというのは疑問です。仮に県や市町村から補助金という形で活動資金を得ている場合ある程度の制約は当然と思いますが、税控除は別として1円の助成金も受けず、純粋に会費だけで運営しているのに、変更認定申請や変更届ま

で出さなくてはならない現行制度はいかかなものかと思う。もちろん税控除等を目的にした「あやしい公益法人」もあるかもしれないが、そのような団体は1、2回立入検査を行えば分かると思う。

- ・ 新型コロナウイルスにより公益対象事業が中止となっている現状はご理解いただいていると思いますが、私共の団体を含め必ず未実施による3基準をキープできない団体も多く出てきます。この異常事態の中で今年度のみ多大な労力をもって変更認定をしなければならないのか、今後の対応方法について早く通知、通達をいただきたい。
- ・ 新たな公益事業等への柔軟な対応。
- ・ 事業の変更認定申請を簡素化してほしい。
- ・ 変更認定申請の場合、内閣府担当者によって対応に相違がある(肯定的、否定的など)。
- ・ 事前の質問もなく、事業内容について行政担当者だけで事業変更のように捉え、修正指示をするようなやり方には納得がいきません。団体との交流が広がれば、前年度とは異なる団体と申請事業の枠内で企画を組むことはいくらかでもあり得ます。定款を変更したわけでも解釈を変更したわけでもありません。公益目的事業内で、新しい団体と新しい企画を組むことが変更届の提出が必要とされるような偏狭な枠組みであれば、「公益法人」を保持することの意義はさらに後退します。
- ・ 変更認定申請時の提出書類及び申請作業の一層の簡素化を要望いたします。
- ・ 担当者が3年毎に変わるので、変更認定の時に手続きを理解していない。

5) 個別の制度改善要望 (8件)

- ・ 今回のような緊急事態に備えるためにも、財政運営資金として、使途を特定しない積み立て預金ができるようお願いしたい。
- ・ 今回のコロナ感染症の影響により、大幅な赤字が見込まれる。今回の様な予測できない不足の事態に備えるため、収支相償の原則を見直して頂きたい。
- ・ 主に公益目的事業からの収益に依存して事業運営を行っている法人に対しては、収支相償の原則適用の上で、何らかの配慮を検討頂きたい。各事業に共通して発生する経費の配賦基準について、より簡便な基準の適用を検討頂きたい(例：各事業の経常収益又は経常費用見合い)。
- ・ 調査書類等の削減・収支相償の緩和。(再掲)
- ・ 新型コロナウイルスにより公益対象事業が中止となっている現状はご理解いただいていると思いますが、私共の団体を含め必ず未実施による3基準をキープできない団体も多く出てきます。この異常事態の中で今年度のみ多大な労力をもって変更認定をしなければならないのか、今後の対応方法について早く通知、通達をいただきたい。(再掲)
- ・ 収支相償の達成は、予算の有効活用や公益事業の維持・発展にとっても大事な要件と思うが、身の丈を超えた収入があった場合に、無闇に支出を増やすことを助長する負の側面も持っていると考えるので、ぜひ弾力的な運用ないしは、制度の改正を望みたい。
- ・ 公益法人が事業を継続できるよう、収支相償、遊休財産などの不合理な規制はできる限りなくして欲しい。
- ・ 収支相償の未達額を経常費用の3%まで認めてほしい。

1. 記述回答 [公益法人編]

6) 全般要望 (31 件)

- ・組織運営面で細かいところまで管理するわりには、コロナで困っている時は何も対策を講じてくれない。行政庁は、結局は公益事業を支えようという気持ちはなく、自身の生活のために仕事をしている職員で構成されている機関。その規制のもとで活動する日本の公益法人は不幸だと思います。また、税制優遇が適用されているから厳重な規制・監督が必要と考える担当官が多いが、何のための税制優遇なのか、税制支援策なのかを考えてほしい。
- ・現在の公益法人の事務担当者は、公益法人「移行」を経験していない第二・第三世代が約4割となっており(前回アンケート結果 p. 8、2 図)、「移行」経験の第一世代から、必ずしも財団運営に関する背景の知識継承を受けているとは言い難い。この現状に鑑み、公益法人移行を実地経験した者には容易に理解できるであろう『新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問』の焼き直しといえる『公益法人制度に関するよくある質問』(公益法人活動の拠り所ともいえる)を参考にしようとも FAQ の Q が更なる疑問を生み、一向に埒が明かない場合がしばしばある。社会福祉法人の制度改革の際に作られた資料(例えば、令和2年4月名古屋 市健康福祉局監査課作成『理事会・評議員会の開催手続きと様式例』のように、迷うことなく手続きを行える構成の FAQ に改めてほしい。
- ・担当者情報等をもう少し発信してほしい。
- ・高齢化社会に即応した補助金の増額など、支援策の拡充をお願いしたい。
- ・規制面の緩和、効率的な立入検査をお願いしたい。(再掲)
- ・事業を安定的に持続するための補助金の増額を要望。
- ・各種書類の審査が非常に遅い(最以前 H30. 6. 13 提出分を含め、5 つ審査中である)。
- ・補助金を受ける場合、自治体から半額の補助が必要である。自治体は財政難であり、補助金基準において増額となる場合であっても自治体から同額が補助されないと、補助金は増額とならないため、自治体からの補助を 1/2 を 1/3 程度に見直してもらえないだろうか。
- ・補助金を第一四半期に交付してほしい。でないと、事業の実施が難しい。
- ・今までよりも、より密着した公益法人に対する支援対応を行ってもらえると助かります。
- ・職員の研修機会が全くないので、千葉県において主宰できないか検討願いたい。
- ・各種申請や定期報告等のフォーマットの一元化やアドバイスを日頃より受けられると良い。
- ・概ね承知しているが、先に示した、今年の新型コロナウイルスのような不可抗力によって法人運営が難しくなるような場合は、法の規定を拘子定規に適用するのではなく、柔軟な運用をお願いしたい。
- ・公益法人の多様性を理解いただきたい。また、法的な根拠のない干渉をやめてほしい。
- ・コロナ関連の協力金、助成金が公益財団法人に適用されるのかどうか判断に困った。いち早く情報をまとめて通達して欲しかった。緊急事態の時にこそ支援策が欲しかった。
- ・先にも述べたが、当法人のような小規模法人(総資産額 5 億円程度)については、あらゆる手続きをもっと簡素化してほしい。
- ・これだけ複雑な制度なわけだから、相談体制がほしい。
- ・内閣府に運営面で質問しても、適切な回答が得られないことが多い(担当者が 2 年ほどで交代、公益の概念について熟知してないと感じられる)。改善を求めます。公益法人協会

へ相談した方が適切なアドバイスを受けられる事が多い。

- ・グローバル化に伴い今後は日本語を母語にしない職員も増える事でしょう。理解しやすい日本語の使用を要望します。
- ・法人自治の尊重・自己責任経営を促すには、しほりが多くメリットが少ない。労務管理や労働法などは一般の企業と同じ基準の制御でありながら、収支相償や役員会の運営方式や報告義務など、組織が活力を持って成長したり、変化に対応していくには融通の利かないことが多い。他の先進諸国並みに、公益目的の活動には公共交通機関費、通信費の免除など、税制特例だけでない大きなメリットがなければ、一般法人のほうで運営しやすく思える。
- ・マニュアル通りに事を進めるのではなく、法人の事情を理解して欲しい。
- ・当財団の常勤職員は4名。法人管理業務の面では、できる限り単純で簡潔なものとするべく、引き続きご支援いただきまし。
- ・不祥事が起こった場合は、個別に罰してほしい。不祥事が起こるごとに規制強化を図られたのでは、我が国の市民社会は育たない。
- ・制度の簡素化。運営基盤が脆弱な法人も多いので、適正な法人運営ができるよう公益法人に対する運営支援をお願いしたい。
- ・現行の公益法人制度の趣旨を内閣府及び担当官に理解してもらいたい。
- ・電話よりはメールで連絡をいただきたいです。
- ・収益性を高めるための自助努力に対する理解がほしい
- ・公益法人でも規模が大小あると思うので区別して欲しい。
- ・担当者の変更は数年ごとにしてほしい。
- ・申請・届出のシステムが複雑で使いにくく、改善してほしい。
- ・財務体質の弱い公益法人の健全育成のための細かなアドバイスが欲しい。現状は現活動のチェックのみで、このままでは成り立ってゆかなくなる。

7) その他 (17 件)

- ・組織運営面で細かいところまで管理するわりには、コロナで困っている時は何も対策を講じてくれない。行政庁は、結局は公益事業を支えようという気持ちはなく、自身の生活のために仕事をしている職員で構成されている機関。その規制のもとで活動する日本の公益法人は不幸だと思います。また、税制優遇が適用されているから厳重な規制・監督が必要と考える担当官が多いが、何のための税制優遇なのか、税制支援策なのかを考えてほしい。(再掲)
- ・公益法人制度について担当官は勉強不足だと思います。
- ・以前、不祥事を起こしてから何年も経過し、事件についても終結しているが、依然レッテルが張られている(前科者扱い)。
- ・支配法人化している事例があることに気づいてください。
- ・国は市町村以上の補助金を出してほしい。
- ・補助金を得るためのルールの緩和。
- ・地方公務員の補助金の限度に関わらず、国の補助金が最大限活かせるような仕組みにして

1. 記述回答 [公益法人編]

いただきたい

- ・実施事業は、本来、行政庁の責任で実施すべきことを、民間・公益事業として実施しているとの認識を持っていただきたい。
- ・貴協会の調査報告書をいくつか読ませていただいた。恐らく、欧米の制度を日本がいくら導入しても、行政官の意識改革がなされない限り、欧米のような民主的な制度運用は管理統制思考の強い日本では難しいだろう。
- ・担当者に恵まれ、いつも助けていただいている。
- ・公益法人の事業実施目的は、一重に不特定多数の者の利益の増進にあり、その目的を達成するために確実に事業を実施しようとしているかが最重要視点であり、もちろん法の遵守は必要であるが些末なことで事務負担をことさら増大させるのではなく、いかに事業効果を最大に持っていくかの視点とともに議論する立場をとっていただきたい。
- ・前にも書いたが、公益法人制度の本質が忘れられていると思います。公益法人を細かいところまで管理し、締め付けるといった社会主義的なやり方では公益法人は成長しません。欧米諸国のように、暖かい目で見守り、必要な時は支援するという姿勢が必要だと思います。
- ・公益法人インフォメーションの活用は必要ない。各自、適正な情報公開がされればよいし、毎年の作業量に見合った成果があるとは思えない。法人からすれば、重複した作業をいくつもしている感じ。
- ・コンプライアンスを担当している者からみると、担当官の発言には多くの問題発言が見られる。行政庁だからと言って何でも許されるわけではないと思う。
- ・現段階では現状に満足している。
- ・連携しており、良好な関係である。
- ・親切的な対応に感謝します。

(16)「事業活動面の対策状況」のその他回答

(回答数 125 件)

- ・研修会などを延期し対応した。
- ・他団体が実施していた在宅勤務を取り入れ、少数の職員で対応した。特段、支障はないと考える。
- ・今年度は学会や部会などを中止しているが、これが来年度以降も見通しができない場合、事業計画や予算をどう作ればいいのかなど種々の不安があります。
- ・オンラインで業務対応ができるようインフラを整備した。オンライン業務を推進する良い機会となった。
- ・財政的に余裕がなく、公益目的事業を維持できない状況。行政庁からの支援措置に期待した
- ・これまで留保してきた分(目的のある寄付金)を取り崩して、乗り越える。
- ・実施事業を維持する資金的余裕もないので、事業を縮小せざるを得ない。この時のために資金をリザーブできる制度にしておく必要があると思うのだが。
- ・ITの整備を行った。今のところ特に問題ない。
- ・イベントや研修事業の開催判断を県のコロナ指針に準じて対応した。
- ・地方公共団体からの補助金の増額。

- ・ 会議等の中止・書面決議・開催する場合のコロナ対策の実施。
- ・ 現在は事業の実施を控えている。終息後に、事業を再開予定。
- ・ 事業の中止又は延期で対応。
- ・ 就労時間の削減・経常費用の節約等を実施した。
- ・ 事業実施時期の変更等を行った。
- ・ 会議等のオンライン化で経費削減。
- ・ 実施事業の一部縮小を試みた。
- ・ 状況に応じて柔軟な対応を取る方針。
- ・ 収支状況をみながら、経費節減を行う。
- ・ 認定試験の募集人員を3密回避のため減らす、事業収益は大幅にマイナスになる。今年度は、かかる経費削減とサポートキャンペーンの中止(ご飯の原料代を無償としコメ消費拡大をはかる)等の節減で乗り切る予定。
- ・ 影響が具体的に出ていないので、対策等は取っていない。
- ・ 収入源である会費を減免したため、応分の経費節減に努めている。
- ・ 一部事業の活動を停止。
- ・ 関係者へ理解を得られるように郵送等で案内・周知。
- ・ 指定管理施設の利用制限を実施。
- ・ 効率的な運営による、経費の削減。
- ・ 中止した事業がある。これにより公益事業目的比率が50%を下回る可能性がある。
- ・ 会員の拡大(特に需要の多い除草、剪定のできる人)を図った。
- ・ 質問21の「一部マイナスの影響が出ている」のは、派遣先の業務量減少によるもので、当方にて対策出来るものではない。
- ・ 現状で出来る対策を行っている。
- ・ 今年度は予定事業の中止を検討している。
- ・ 財政的に厳しいが職員は削減できない。公的支援の増は期待できない状況。
- ・ 計画事業が実施できない。
- ・ 事業の縮小を余儀なくされている。
- ・ 対策を講じるまでの影響とは考えていない。
- ・ 現場で個別に対応している。
- ・ アフターコロナの事業活動の在り方を模索中。
- ・ 資金造成イベントの企画。
- ・ 諸団体の委託事業の関係で、3密禁止との整合性が取れないが、事業は実施する必要がある。
- ・ 現時点では例年通りの事業活動を行う予定である。
- ・ 新型コロナウイルスの拡大防止を踏まえた対応。
- ・ 公益目的事業の下支え(取引先の新規開拓等)/公益法人は、基本的には公的支援や融資を得ることができないものと認識しております。
- ・ 事業の延期や中止で公益活動に支障が出ている。資料の提供に努めている。
- ・ 発注先の要望に応じて就業者数の削減及び一時休止を行った。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・支出の抑制(予算執行の効率化等)。
- ・顧客の事情により、委託業務の休業を求められ休業したが、その間の委託費については、民法 536 条 2 項に基づき全額請求を実施した。
- ・マイナス部分は、事業支出を抑える形で対応する予定。
- ・経過観察を行っている。
- ・人件費の削減で対応。
- ・当面、コロナの感染拡大の推移と経済活動の実態に照らし可能な対応を模索しつつ事業リスクに備える。
- ・当法人の会費について、減免・猶予の措置を行った。
- ・当年度は、嵐が通り過ぎるのを待つしかない。
- ・指導事業の一時休止等。
- ・感染防止対策ガイドラインを作成し事業継続している。
- ・資金面での損失は今のところ出ていないが、助成事業(公募事業／体験活動事業等)に辞退が相次いでいて目的の達成が厳しい。
- ・収支相償が求められる中、会費収入予測を下回る事業しか実施ができない状態が、今年度だけで済むかどうかとも予測が立ちません。子どもたちに直接自然に触れてもらえるような事業企画を中心に行っているため、その子どもたちへのアプローチ(バーチャルと実物を見て・触ることとは異質)ができないことの損失は計り知れないものがあると考えます。
- ・コロナ対策を講じると収支相償、50%比率を達成できない。活動を継続する資金的な余裕もない。厳しい規制要件で縛るだけ縛って、その結果に対する救済措置はないのは無責任と思います。
- ・この状況を乗り切るために事業内容の変更を検討したが、変更認定申請が必要とのことなので断念した。
- ・この状況に合った新たなサービスを行いたくても、変更認定が大きな壁となり難しい。
- ・影響など特にないので不必要。
- ・事業展開ができない。相手があり、状況を見守るしかない。
- ・書面による理事会等の開催。
- ・3密を避けるため、今年度の大半の事業は中止の方向で検討している。全国大会・各支部大会も開けず書面を送付するとなると、参加費納入が無いのに出費のみ発生するので、登板地区では悲鳴をあげている。
- ・事業の自粛および縮小。
- ・各種経費支出の削減で乗り切ろうかと思っています。
- ・事業開始時期を遅らせて実施する予定。
- ・オンライン会議システムなどの通信機器の導入で対応。
- ・テレワークの実施。
- ・基本財産の運用替え。
- ・非集合型研修の実施。
- ・会議が書面決議による決議省略となっている。

- ・ 当面は休館で対応。
- ・ 研修会等の開催時期の変更等。
- ・ 事業活動の縮小、延期。
- ・ 在宅勤務や時差通勤制度の導入。
- ・ 公益事業の収入増を図る。
- ・ 職員内で感染疑いなど発生した場合の事業内容の変更。
- ・ Web 面談の検討、交流会開催の見送りの検討、運用の多様化の推進。
- ・ 一部事業の中止で対応した。
- ・ 会議の開催等について、書類の郵送等の手段を講じている。
- ・ 選考委員会の書面開催、奨学金授与式の中止。
- ・ 状況(内容)に応じ適宜対応。
- ・ 感染防止対策の実施。
- ・ 事業中止等による行政委託金の精査、接触率の低減(ローテーション勤務)。
- ・ 重要会議の書面開催、大規模イベントの中止など。
- ・ 事業実施の見直しを行った。
- ・ マイナスの影響が小幅なため、現状では対策を講じていない。
- ・ 特に影響はない。
- ・ 一部の事業を中止。
- ・ 当面在宅勤務、時差出勤で対応。
- ・ 事業内容の縮小。
- ・ オンライン化を検討しているが、実施出来ていない。
- ・ 委託事業は実施するが、自主活動を中止するなどしている。
- ・ 最終結果を見ながら対応を検討する。
- ・ 地方自治体の実施事業の把握と営業活動の実施。
- ・ 影響度合いによって今後考える。
- ・ 役職員によるテレワークの実施。
- ・ 人の会話が必須なので、電話や郵便の活用を模索している。
- ・ 土日祝祭日を利用し、事業を実施していく。
- ・ 事業内容の見直し(代替策等の検討)。
- ・ 今後、事業や組織体制の規模等の縮小を検討する。
- ・ 景況感の悪化から、寄附金にも影響が出てくると思われるが、財源の範囲で活動せざるを得ない。こういうときに積立金があったら、それを取り崩して事業を継続できるのだが。
- ・ 国際会議の開催延期への対応。
- ・ 徹底的な感染予防による事業継続希望への対応。
- ・ 可能な限り支出を抑える。
- ・ 当会会員は法人企業であり、影響は当会と言うよりも会員企業の事業への影響が大きいので、緊急経済対策等に関する情報の収集と提供が当面の事業活動の中心となりそうである。
- ・ 助成金寄付先の研究課題の期限延長を認めている。
- ・ 事業の中止・縮小を余儀なくされている。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・ コロナウイルスの影響による、今後の事業活動への影響について、推移を注視中。
- ・ 大学生の寮なので、金銭的な影響は出ていない。
- ・ 支出が減るための収支対応を行っている。
- ・ 事業継続のための新型コロナウイルス感染防止対策の実施。
- ・ 事業活動の維持に向けた補充資金の確保。
- ・ 事業縮小に伴う収入減から、組織の存続が危ぶまれている。
- ・ 特別休暇を設けている。
- ・ テレワークの導入。
- ・ 計画した事業が延期となり、その予算の基金化などを検討中。
- ・ 経費の見直しと節減を行っている。
- ・ 運営資金の調達のため、基本財産の一部取り崩しを検討している。
- ・ 委託や時間外勤務などの見直しと費用削減に取り組んでいる。
- ・ 理事会及び評議員会の書面決議の実施。
- ・ コロナウイルス感染症による影響で海外渡航費助成に申請が激減したが、将来にわたる事業計画の変更は必要ないと考え、対策をしていない。
- ・ 各事業で一時中止措置をとるなどし、事業の見直しを検討している。
- ・ 在宅勤務の導入。
- ・ 在宅勤務を実施している。

(17)「組織内のコロナ防止対策状況」のその他回答

(回答数 43 件)

- ・ 在宅勤務で業務の効率化が実証できたので、当分は在宅で対応しようと思う。働き方を変えるよい機会かもしれない。
- ・ 会員への啓発を行っている。
- ・ マスクは個人負担であるが、業務中にも必ず付けるよう指導。
- ・ 毎日の検温・報告を義務付けている。
- ・ 事務所には通常2名の勤務で来訪者も少ない。
- ・ 職員の出勤方法を自家用車又は徒歩とした。
- ・ 会議の書面化を実施。
- ・ HACCP 認定、監査は 6/18 まで中止とした。毎年を更新認定も行っており、本来は有効期間1年だが、とりあえず3か月程度延長し、その後順次監査を再開し正常に戻すように対応する(年間80件程度の監査等)。
- ・ 理事会等の書面決議を実施。
- ・ 広報誌やHPを使った内外への啓発活動。
- ・ 出入り口のドア等の消毒。
- ・ 出退勤場所の見直し。
- ・ 理事会、評議員会で書面決議を行った。
- ・ 事務室の換気、職員全員のマスク着用、張り紙・文書により「手洗い、マスク、体温測定(指定体温度以上の人は、自宅待機及び相談、受診等)」等の周知徹底を行った。
- ・ 会議の書面決議。

- ・必要に応じて、消毒液やマスクの配布を検討(今回は、現物が手に入らなかったため、不支給)。
- ・理事会、評議員会の書面による決議。
- ・1人勤務で、対策のとりようがない。
- ・理事会、評議員会の書面開催。監事会は時期を遅らせて実査実施。
- ・総会、理事会等の書面決議。
- ・管理施設が休館となり、休業休暇による間引き出勤とした。
- ・沖縄銀行として対策済み。
- ・一人事務員でテレワークは無理。また、PC等環境を整える費用がない。
- ・通常理事会における書面決議の採用。
- ・書面による決議。在宅勤務の実施。
- ・マスク着用、手洗い、うがい、手指アルコールを徹底した。
- ・役員全員は自宅待機で、職員だけで対応している。
- ・公益事業を縮小し対応した。
- ・マスク着用を推奨し、定期的な換気も行った。
- ・マスク着用の励行(マスクの準備は各自対応)。
- ・臨時休館中(職員は在宅)。
- ・会議・事務手続きのみなし決議等。
- ・会議(決議の省略の方法)。
- ・理事会・評議員会は書面決議で対応。
- ・在宅勤務については試験的に実施した。
- ・理事会、評議員会の書面での議決の実施。
- ・マスク着用の推奨。
- ・理事会、評議員会の書面決議。
- ・理事会及び評議員会の開催日、開催場所の変更。
- ・理事会の書面開催。
- ・就職イベント等のオンライン化。
- ・出張等の自粛。
- ・会議開催に代えて書面による決議等を行った。

(18)「法人組織として求めたい支援」のその他回答

(回答数 44 件)

- ・コロナに伴う事業規模の縮小に基づき遊休財産が増える可能性があるが、今後2-3年の猶予が欲しい。
- ・会費や寄付金は一定程度入る一方、事業の縮小、休止で黒字になる可能性があるので、収支相償で特例支援措置があれば助かる。
- ・会員企業の中の、観光・ホテル・飲食等のウエイトが高い数社について、今後どの程度が正常に戻るのか見通せない。期間が長引いた場合には、協会として会費を免除することも考えられるが、当協会も内部留保がないため組織運営では厳しい状況であり、会費免除の措置をとる余裕がない。申告制で会費免除の希望が出た場合に、補填を受けられると有

1. 記述回答 [公益法人編]

難い。

- ・ 今回のコロナで事業をほとんど実施できないことから、公益事業 50%ルールについて配慮いただけると助かります。
- ・ オンライン講演会開催に伴うセキュリティ対策やリスク管理の相談。
- ・ 公益法人への融資などについて検討して欲しい。
- ・ 補助要項(業務量)の緩和。
- ・ 事業の紹介。
- ・ 例年どおりの事業発注を求める。
- ・ 会費収入減に対する財政的支援
- ・ 現状では支援の必要はないです。
- ・ 補助金の増額があると、組織を維持できる。
- ・ 会議の参集規模の縮小。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が落ち着くまで立入検査を見送ってもらいたい。今の状況で検査されても、実情を理解いただければ税金の無駄遣いになる。
- ・ 公益活動を継続するための助成金、補助金の支給。
- ・ 事業計画報告書等の提出を簡略化いただきたい。
- ・ 今は、影響はそれほどでもない。長引いたり、第2波がくると、財政・組織基盤が微弱なため、運営面の支援をお願いしたいと思う。
- ・ 受託業務の減少に伴う収入減の補填。
- ・ マスク、手指消毒用アルコールの支給をお願いしたい。
- ・ 内閣府へ訴えても、内閣府自体が大変であると思うので、指示を消化するのに苦勞されているのではないだろうか。
- ・ コロナの影響で事業収入が途絶えているので、事業費補助があると助かります。
- ・ シルバー会員に対する助成金として年会費分の補償。
- ・ これを機に収支相償の緩和を検討されたい。
- ・ 事業中止に伴う当面の措置として、収支相償、遊休財産規制に係る特例措置や猶予を設けてほしい。
- ・ 新型コロナの影響が、数年間(例えば3年間)継続した場合、収支相償の原則を長期間逸脱することが想定されます。考え方や基準を早めにご検討いただけないでしょうか。
- ・ 今年度は、コロナの影響で事業が実施できていないため大幅な赤字決算になる見込み。当面は組織基盤の回復が必要なため、次年度以降は若干の黒字を認めてほしい。
- ・ 現在の重厚な規制でコロナを乗り切るのは難しい。公益法人に対する各種規制の緩和を求めたい。
- ・ 収支相償の基準緩和。今後、同じことが起こると対応できません。
- ・ 管理している施設が文化施設でコロナウィルス感染症拡大により施設を休館していた。その後、開館して不特定多数の利用者が来館するようになったが、コロナ対策で必要な設備や物資(消毒等)などの支援があると助かります。
- ・ コロナ渦の中では、一般法人法で定めている運営ができない(理事会の開催など)。
- ・ 緊急事態を想定した公益法人制度(一般法人法、公益認定法)の改正、もしくは柔軟な解釈。

- ・ 正直、補償は欲しいが、公益財団法人に大きな支援はすべきでないと思う。
- ・ 同規模の公益財団法人との情報交換の場、職員のメンタルヘルスケアの支援があるとよい。
- ・ 名古屋市で失業者の PC 教室を開催しているが、ハローワークの指示で休校にさせられたが、何の保証もないのはいかなものか。
- ・ 今後の動向により変化します。
- ・ マイナスの影響が小幅なため、現状では支援まで必要としていない。
- ・ 従業員の休業補償に対する支援。
- ・ 当アンケートも含め、いろいろなところからのアンケートが届き、それに時間をとられる。
- ・ オンラインによるセミナー開催を充実させてほしい。
- ・ 単年度収支相償について、積極的に改めてほしい。
- ・ アルコール、マスクなどの確保と提供。
- ・ 在宅勤務の環境を整えるための支援。
- ・ 代表理事の職務の報告も、決議の省略に含めるか、報告の省略を認める。
- ・ 国、自治体等の感染症防止対策の強化。

(19)「法人組織として求めたい税制上の措置」のその他回答

(回答数 21 件)

- ・ 公益目的事業の用に供する自動車税(県)の減免。
- ・ 現段階で固定資産税を除き新たな税制上の措置は必要ない。
- ・ 基金の棄損による補填。
- ・ インボイス制度の見送りをお願いします。
- ・ 家賃(賃借料)の補助。
- ・ 各種手数料の免除又は一部免除。
- ・ 法人組織に限らず、消費税は逆進性があり、経済を弱らす。
- ・ 県法人税の免除。
- ・ 今後の影響による。
- ・ 市民税均等割りの免除。県民税の免除はあり。
- ・ 先にも述べたが、収益事業の収益に係る所得税を非課税にしてほしい。
- ・ 中止となった文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用。
- ・ インボス制度の柔軟な対応。
- ・ 特段の措置は求めている、今後の動向により変化します。
- ・ 特に損失がないため(利用料金制ではないため)。
- ・ 消費税の減免。
- ・ 長期的視点にたった感染防止対策への助成。
- ・ 内部留保がないため、資金支援を望む。
- ・ 消費税についての減免。
- ・ コロナ状況下における消費税の非課税措置。
- ・ 施設におけるコロナ対策改修等に関する補助。

1. 記述回答 [公益法人編]

(20) 「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答

(回答数 66 件)

- ・我々のような団体が活躍するのは今と思うが、変更認定申請が大きな壁となり、そもそも剰余金がないので支援活動が展開できない。必要な時に支援活動ができない、なぜかわしい限りである。
- ・コロナに関する支援を検討したが、事業変更が必要で断念した。
- ・内部留保がなく、財政基盤の弱体化が進行している我々の方が助けてもらいたい。
- ・何をするにも変更申請が必要で、今回は見送りました。
- ・加盟団体や関連業界に向けたガイドライン作りやオンライン事業の指導を実施。
- ・日常業務のコロナ対策関連の情報発信を行った。
- ・感染防止のガイドラインの発出。
- ・支援活動計画中である。
- ・検討段階。現時点では特になし。
- ・行政庁(スポーツ庁)に対する支援策に関する提案(要望)。
- ・税制上の優遇措置等の情報提供(ホームページへの掲載)。
- ・Web コラムの創設。
- ・手作りマスクの寄付。
- ・研修会、会議中止が重なり活動が停滞している。
- ・他業種に対する職業紹介(農業法人等への斡旋)。
- ・対外的な事業がすべて中止となってしまった。何も行なっていないのではなく、何も行えないのである。
- ・会員施設(病院等)医療用具不足のため国に要望書を提出している。
- ・会費の減免。
- ・持続化給付金や休業要請助成金等の相談、各種税制措置の情報提供。
- ・提供物の説明：三密を避けての総会を実施した際に、作成使用した「三密を避けるための注意喚起の看板」を「再利用したい」との会場側の要望により、使用后、看板を会場に譲り渡した。
- ・PCR 検査センター設置に向けて市との話し合いをしている。
- ・マスクが不足しているときに、会員に対してマスクを安く販売している。
- ・テイクアウトに特化した買い物支援や、布製マスクの提供を実施。
- ・会誌にコロナウイルス関連の情報を掲載。
- ・総会、理事会が全て書面、その他イベントが中止となっている。
- ・物資(マスク等)の購入など。
- ・PCR センターの運営を実施。
- ・奨学金の特別枠(緊急支援奨学金)を創設。
- ・感染防止ピクトグラムの HP 登録、県情報の会員周知。
- ・受講料の補助。
- ・正会員費の今年度のみ割引。事業開催の参加費を安くする。
- ・助成対象のイベント中止・変更にとまなう助成金使途制限のフレキシブルな対応。
- ・助成先のイベント等の中止・変更による助成金の使途変更の容認。

- ・ 助成団体なので、助成要件の緩和。
- ・ 医療従事者、地域自治会等に対する応援フラッグの配布。
- ・ 当奨学生への支援金給付を検討中。
- ・ オンライン学習教材の提供(文科省)。
- ・ ホール使用料の減免。
- ・ 助成金の研究期間の延長等。
- ・ 新規応募期限の延長、大学入構制限を鑑みた提出書類要件の緩和。
- ・ 健康長寿ネットでの情報提供。
- ・ 会費の減免措置。
- ・ PCR検査免疫学的検査遺伝子検査法等の研修の実施。
- ・ 経営等に関する相談・助言。
- ・ 主導は地方公共団体(市)であるが、令和2年度の文化事業をすべて中止することになり、それら事業の予算はコロナウィルス感染症拡大防止対策に活用されることになった。
- ・ 助成活動の一環として行っている稽古場貸出のキャンセル、日程変更に対応。
- ・ 会員に対しウェブ会議の講習会を実施。
- ・ 会員向けにオンラインレッスンや会議等に関する情報提供と支援。
- ・ 大学の休校などによる奨学金申請時期の延期の対応。
- ・ 行政からの患者受入要請への対応。
- ・ 2次救急病院として医療提供を行っています。
- ・ 事業実施による雇用の創出、施設利用料の割引の検討。
- ・ 関連情報の提供、事業遂行上の助言・協議などを行っています。
- ・ 増額貸与。
- ・ 関連情報の提供、各種相談対応、会費等の軽減。
- ・ 子どもの訪問リハに関する研修を計画中。
- ・ 親会社と連携して障害児向け支援を実施。
- ・ 賛助会費の一定期間の猶予。
- ・ よろず支援事業において、経営・資金繰り・助成金申請等についての相談対応。
- ・ 当会会員は法人企業であり、影響は当会と言うよりも会員企業の事業への影響が大きいので、緊急経済対策等に関する情報の収集と提供が当面の事業活動の中心となりそうである。
- ・ 県や国の緊急対策事業を事業実施主体として実施。
- ・ 相談事業の強化(コロナにまつわる相談)。
- ・ メッセージビデオの作成・ユーチューブでの発信。
- ・ 行政との共同事業の実施(旅行クーポン施策、オンライン物産展施策等)。
- ・ 学資の支弁困難者に緊急支援奨学金。
- ・ 貸館事業における利用料金の全額返還・主催公演の中止以外でのチケット代全額返還を行った。

(21) 支援策や税制面の意見、要望等

(回答数 111 件)

1) 休業・事業損失への補償金 (34 件)

- ・ 東京都の休業補償で公益法人が除外されているので対象としてほしい。
- ・ 都の要請協力を受けて施設の開放を中止したが、公益法人は協力金の対象にはなっておらず、都は公益というものを重要と考えていないことに残念に思った。
- ・ 持続化給付金の申請をしたいが、NPO 法人や公益法人等の特例法人は法人の事業活動によって得られた収入とあるが、当会の収入の大半は会費収入と全法連の助成金で成り立っており、「株式会社等という営業外収益に当たる金額を除く」とあるが会費収入の減少が事業活動によって得られた収入に該当するか否かが知りたくて持続化給付金事業コールセンターに32回電話するもつながらない状況で大変困っている。
- ・ 「人格なき社団」は任意団体扱いで、どれだけ法人税申告納税していても、今回の持続化給付金はもらえない。制度に問題がある。
- ・ コロナ感染予防のために中止した公益事業で得るはずだった収益への補償。
- ・ 支援金等の手続きの方法が分かりづらかったり、遅れなどにより多くの方々が困っている。
- ・ 支援策については、収入減など多大な影響を受けているところに迅速に、手厚く実施してほしい。各種申請の簡素化もお願いしたい。
- ・ 現時点では落ち着いているが、第2波の感染拡大により受注額が減少した場合の財政措置を求めたい。
- ・ 当初予定していた全国集会をいくつもキャンセルしたため、その損失補填。
- ・ 請負制度に対する休業補償。
- ・ 景気後退に伴う法人会員の退会が多数あり、その会費を補填して欲しい。
- ・ 主に高齢者を相手とする組織であり、IT 化への障壁が大きく困っています。特に月次でやりとりする書類のため従来事務局へ足を運んでもらっていた方々に郵送やポストインを要請し、組織的にも手渡ししていたものを郵送に切り替えたため郵送にかかる固定的経費が爆発的に増えており、今年度以降の収支を狂わせる見込みとなっています。収入面の大幅減に加え経費増という状況です。
- ・ 会員施設の診療報酬の収入が減っており、経営状況に影響が出ている。何らかの助成を要望したい。
- ・ 第1波が収束したことで緊急事態宣言が解除されたが、今後第2波が来ると予測されている。この場合、感染が拡大すると再度緊急事態宣言が発令され、活動の自粛を求められることも予測されるので、売り上げが減少した場合、支援金などについても、再度申請できるようお願いしたい。
- ・ 赤字が続いても支援を受けられず廃業する事業者が多い。飲食は借入からスタートし、ギリギリの経営を行っている。デリバリーでは「利益」はでない。
- ・ 市(行政)からの指示により休館措置等を行ったため、もっと具体的な支援措置を希望する(売り上げの50%の減額など)。
- ・ 当センターの前年度対比収益の減少額は30%程度のため、対象となるような補助金が見つからず歯がゆい思いでいます。50%を超えると対象となる補助金はあるようですが、30%減でも事業運営は非常に苦しいので、対象範囲の更なる拡大を要望いたします。

- ・医療機関に対しては様々な支援が行われているが、その医療機関を会員とする本会では感染拡大防止に係る費用の支援が受けられないため、多大な経費を自己負担しなければならない。
- ・さらに事業に影響が出るようであれば、さらなる支援金が必要だと思う。
- ・休業補償の拡大を求めます。
- ・全体の事業収益が 50%を占め、そのほとんどを給与支給としているため、今期は解散寸前となる予想。どのような支援策でもいいのでお願いしたい。
- ・事業として貸室・貸会議室業を行っており、緊急事態宣言中、東京都の休業要請に従い臨時休館として対応したが、公益法人は感染拡大防止協力金の対象にならないということで、納得がなかった。今後、対象の幅を広げていただきたい。新型コロナ対応に対する固定資産税の軽減措置を希望する。
- ・休業要請の対象となっているのですが、公益法人は感染拡大防止協力給付金の対象になっておりません。給付金の支給が受けられると助かります。
- ・会員の会費のみで運営を行っているが、経済状況が厳しくなり、協会を退会したい会員が増えている。イベントなどの支出は減少しているものの、やはり収入の確保が大切であり、何らかの補填がほしい。
- ・公益財団法人の優遇措置も県内支援策として中小企業同様に対応願いたい。
- ・コロナ禍が終息するまでの事業継続支援金の給付。
- ・持続化給付金のような損失を補填する給付金の支給。事業実施に活用している補助金の補助率の引き上げ(事業量が大幅減となるため)。
- ・事業者が多数経営困難に陥っているので組織として年会費等を免除しているケースが多く、地方の組合組織が持続化給付金等の支援を希望していると思うので、柔軟にかつ速やかに支出してほしい。
- ・公益目的事業の事業費においては公的資金等である程度損失補填ができるが、人件費部分や、収益事業の減収を補填するのが難しい。
- ・従業員の安全や感染拡大防止のため給与 6 割負担で自宅待機を実施したが、営利企業ではないので、会費を負担している会員に対し心苦しい。自宅待機は組織の都合によるものではなく、従業員の責任でもないで、公的支援をしてほしい。
- ・損失の補償があると助かります。
- ・中止となった催事についての支援。
- ・劇場への支援策として、公演中止や自粛に伴う損失補償(自主・貸館)。
- ・事業収入が大幅に減となっており、支援をお願いしたい。

2) 制度改正に関する要望 (5 件)

- ・今回のコロナで財政基盤がさらに悪化し、長引けば解散も避けられない状況。このような状況を回避するためにも収支相償は撤廃し、せめてある程度の積み立てができるようにしてほしい。公益事業を一般社会に安定供給することが我々の使命ですので、この思いを応援してくれるような制度になってくれればいいと思う。
- ・事業活動が制限され、現実問題として 4 月～5 月までは、事業活動における収入は前年度

1. 記述回答 [公益法人編]

比 50%以下であった。日々の資金繰りにおいても苦慮しており、消費税等の納付期限を延長するなどの税制面での支援策をお願いしたい。また、今後このようなことが繰り返されないよう、財務 3 基準の見直しを要望する。

- ・ 緊急事態を想定した制度に改めてほしい。例えば、収支相償、遊休財産制限額の撤廃もしくは許容額の拡大(例えば、公益事業の 2 割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の 3 年分まで許容など)。
- ・ コロナの影響は長期にわたることから、特例措置ではなく支援法・税法の改正を望む。
- ・ 財政調整積立金の制度の創設。

3) 行政庁による支援策 (16 件)

- ・ 飴と鞭ではないが、行政庁による規制監督は厳しいが、こんな状況でも支援なしというのは如何なものか。イギリスのチャリティコミッションは、チャリティを応援する目的で規制は最小限に、それでもチャリティに対する支援策は手厚く充実している。せめてコロナの期間だけでも、規制要件について柔軟な対応をお願いできないか。
- ・ 新型コロナウイルスにより公益対象事業が中止となっている現状はご理解いただいていると思いますが、私共の団体を含め必ず未実施による 3 基準をキープできない団体も多く出てきます。この異常事態の中で今年度のみ多大な労力をもって変更認定をしなければならないのか、今後の対応方法について早く通知、通達をいただきたい。
- ・ 支援策については、収入減など多大な影響を受けているところに迅速に、手厚く実施してほしい。各種申請の簡素化をお願いしたい。(再掲)
- ・ 理事会、評議員会の開催方法の変更(実開催→書面開催)による決議について、後日の立入検査等において「手続きに誤りがある」と指摘する以前に、事前に正しい対応方法を開示すべき。質問 20 とも関連するが、関連法を読み込むことができず、正しい手続きに至ることのできない法人の事務局担当が悪いという後出しじゃんけ的な発想は避けてほしい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が落ち着くまで立入検査を見送っていただきたい。これに勝る支援はない。
- ・ コロナにより事業の中止・見直しが必須である。こうした見直しにより、予算残が発生した場合、特定資産・積立資産として計上できるよう、その取り扱いを特例的に緩和する取り扱いが必要。
- ・ 立入検査、申請等の効率化を希望。
- ・ 代表理事、業務執行理事の執行状況報告について、今年は書面報告を正式に認めてほしい。
- ・ 職務執行状況報告は、理事会開催が困難な状況にあり、柔軟な取扱いができるように明文化してもらいたい。
- ・ コロナの状況下では、様々な申請等の手続きについて、もっと簡素化をお願いしたい。
- ・ このような緊急事態の時は、なによりもスピードが大切だと思う。そのスピードに対応できるような制度運用はできないものか。
- ・ コロナウイルスの感染防止から機関運営もソーシャルディスタンスを図らざるをえず、業務遂行が遅れがちとなり、提出時期の延期をお願いしたい。

- ・今はまだ具体的な要望はないが、今後の感染状況で生じる活動制限がどこかで出てくると思う。収入・支出ともに予算とは大幅な変更が見込まれるため、決算で公益認定要件(収支相償、遊休財産、公益目的事業費率ほか)が満たせない場合はどうすればよいかについて、十分な情報提供、特例処置などお願いしたい。
- ・国の財政が厳しい中、基本財産の特定資産への柔軟な振替制度の導入。
- ・行政庁による何らかの支援策に期待したい。
- ・理事会において、代表理事職務執行報告を行わなければならないが、コロナウイルスの関係で開催が難しいことが想定されるため、その対応をお願いしたい(オンラインでの理事会開催も難しい)。

4) IT 導入相談・経費補助 (12 件)

- ・テレワークのためのソフトウェア開発、使用料、リース料などの支援があると助かります。
- ・当協会の会員(企業)は広告制作会社にて、Macintosh など多くの機器を使用しているが、IT 助成金などは 10 万円未満のハード機器や、レンタルでなければ認めないなどの規制があり、苦慮している(Macintosh はエントリーマシンでも 10 万円以上で、リース契約が基本)。
- ・リモートワーク導入への財政補助制度を拡充してほしい。
- ・テレワーク化への支援、情報提供を望む。
- ・理事会等もオンラインでできるよう、ハード面の補助をしていただきたい。
- ・テレワーク導入のための情報通信機器投資への資金助成
- ・オフィスの環境を改善する場合、来客スペースの改善など、感染予防のための設備投資を支援してほしい。
- ・幸いまだ対外的な支援を強く求める状況ではない。テレワーク拡充のための設備投資に補助などがあると有難い。
- ・PCR 検査対象者の拡大、大型イベント(演奏会)開催への感染予防対策支援。
- ・公益目的事業を行うための必要最低限の経費補助を受けたい。
- ・テレビ会議等に係る費用を支援してもらいたい。
- ・小規模なので、リモートアクセスなどの IT 投資が思うように進められない。何か救済策があればご教示願いたい。

5) 各種情報の提供、個別相談 (7 件)

- ・テレワーク化への支援、情報提供を望む。(再掲)
- ・各種支援策の統一した分かりやすい情報の提供を求めます。
- ・支援策の情報提供。
- ・他の学生寮の状況が知りたい。コロナ対策について情報交流できる場があると助かる。
- ・小規模なので、リモートアクセスなどの IT 投資が思うように進められない。何か救済策があればご教示願いたい。(再掲)
- ・今はまだ具体的な要望はないが、今後の感染状況で生じる活動制限がどこかで出てくると思う。収入・支出ともに予算とは大幅な変更が見込まれるため、決算で公益認定要件(収

1. 記述回答 [公益法人編]

支相償、遊休財産、公益目的事業費率ほか)が満たせない場合はどうすればよいかについて、十分な情報提供、特例処置などお願いしたい。

- ・感染拡大防止に係る事務所の運営についてのアドバイス機関の設置。

6) 税制に関する支援措置 (6 件)

- ・公益社団法人などの事業に対する消費税の免税や印紙税の省略等を要望したい。
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例について、具体的に知りたい。
- ・コロナの時代と認識せざるを得ない社会経済に鑑み、消費税の減免は国民経済の活力を維持するに必要と思われる。
- ・事業収入の激減に伴う税制優遇措置。
- ・税金延滞期間の延長、無利子無利息の融資期間延長など
- ・事業として貸室・貸会議室業を行っており、緊急事態宣言中、東京都の休業要請に従い臨時休館として対応したが、公益法人は感染拡大防止協力金の対象にならないということで、納得がいかなかった。今後、対象の幅を広げていただきたい。新型コロナ対応に対する固定資産税の軽減措置を希望する。(再掲)

7) その他支援金 (16 件)

- ・公的機関からの委託事業の内容において、コロナ対策による柔軟な運用を承認してほしい。
- ・雇用調整助成金を活用したい。
- ・収入減の高齢者に対する家賃補助。
- ・研修会が主な事業であるため、3密対策への補助金や現物支給が受けられるとありがたいです。
- ・研究発表会等の延期に伴う会場のキャンセル料の免除、補填。
- ・雇調金の要件緩和。
- ・家賃(賃借料)の補助。
- ・事務所家賃への補助金をお願いしたい。
- ・行政からの補助金や委託金が減額される場合、国からの支援金があると助かる。
- ・運転資金の無利子貸付をお願いしたい。
- ・事務局の一時閉鎖や時短営業に対する家賃補助、テレワーク体制維持のための手当補助、もしくは職員の所得税還付。
- ・雇用調整助成金の拡充(期間、金額等)
- ・公益財団法人が対象になっていない融資が多く困っている。
- ・コロナウイルス感染対策の助成に関しては、必要な対策に追われる中、助成期間が終了していた等のあることがあるので、一過性ではなく複数に分け波状的な支援策をお願いしたい。
- ・都道府県の支援融資制度の対象外となっていました。
- ・資料保存や資料作成のための補助金制度の充実。

8) その他 (15 件)

- ・事業を行う機会が得られないことが、一番辛いです。

- ・当該自治体の衛生材料等の備蓄が少なすぎて、必要な時に手に入らない。
- ・コロナウイルス対策に費用が掛かるとの理由で公共事業の削減をしないことを望む。
- ・研修事業等の開催不可の場合、委託料、補助金カットが現実になる。
- ・公開講座を徐々に開催していきたい。
- ・我々はそんなに長くはもたない。ワクチンの早期開発を望む。
- ・生活困窮者・弱者に、迅速に手厚く対応している。また、弱小の会社・団体に支援を願いたい、具体策はほばない。
- ・国の具体的な対策が確立されていないと思われる段階で、一団体が要望を問われること自体が疑問。
- ・当法人は病院ですが、厚労省や県・市をはじめ各方面よりマスクや防護具などの現物支給や支援をいただき感謝しております。
- ・民間の活動が停止する中、具体的にどういう支援をすべきか不明。
- ・消毒液の不足対策。
- ・当面の緊急支援と中長期的な対策をきちんと分け整理して要望すべき。
- ・ボランティアが成立している子ども図書館なので、公共機関を利用する。ボランティアは出勤できない。
- ・上記の質問以外にはありません。
- ・前述の通り。

(22) 公益法人協会への要望

(回答数 150 件)

1) 情報提供全般に関するもの (29 件)

- ・これまで通り、ウェブ、セミナー等で公益法人の運営に関する有益な情報提供をお願いしたい。運営について相談する場合、その団体の役員が誠実に業務を遂行しているとは限らず、一般職員が苦しんで相談に伺っている場合があるので、「役員がそんなことをするはずがない」というお考えは横において、助言をいただきたい。また、一般職員が相談に向いた場合は「それは無理」と答え、役員が「絶対できないことなのか」と電話で強く質問すると「こういう方法がある」と別の手段を教えてくれることがある。それで問題解決になればよいという考えもあるが、役員が「一般職員には無理だが、自分ならうまい方法を手に入れられる」と自分を過大評価することになるので、役職にかかわらず、同じ情報をいただきたい。
- ・いつもタイムリーな情報提供をありがとうございます。
- ・毎回タイムリーな情報を提供頂き感謝しております。
- ・コロナによる指定管理者の問題点等の情報提供。
- ・今後も公益法人運営についての新しい情報を解り易く各拠点に届けて欲しい。
- ・新型コロナに関連した際に適用される「運営上の特例措置」の紹介をして欲しい。
- ・引き続き、開かれた公益法人協会としての情報提供等をお願いしたい
- ・日ごろからの情報提供ありがとうございます。参考になりますので、今後もいろいろな情報提供をお願いします。
- ・これまでも種々情報提供していただき感謝しています。これからもよろしくお願いいたします

1. 記述回答 [公益法人編]

ます。

- 公益法人として我々のために動いていただき、いつも感謝しております。今後も、有益で使える情報提供をお願いします。
- 重複するが公益活動を実施する上での有用な情報を幅広く提供願いたい。
- 理事会・評議員会の開催も形が変わってきています。Q&A のより一層の充実をお願いいたします。
- 「代表理事および業務執行理事の職務執行状況の報告義務」について、会議開催が困難な場合(みなし決議等の場合)の明快な方策をご教示願いたい。
- 新型コロナ問題で事業・決算報告において初めて「みなし決議」を行ったが、参考書を見ながら手探りだったので法令違反で手続き無効にならないかと不安だった。そんなとき、公益法人協会からアドバイスのメールが届き非常に助かりました。本当に嬉しかったです。今後もこういったサービスをしていただけるとありがたいです。
- コロナ禍での他財団の対応状況などの情報提供をお願いしたい。
- もっといろんな国の制度を調査し、情報提供いただきたい。
- 本年度は大幅な赤字決算が必至です。赤字処理についての具体的な方法などについての情報提供を期待します。
- コロナウイルス影響にかかる各法人からの問い合わせ事項に関する Q & A をホームページにアップしていただきたい。
- 適時・適切な情報提供をお願いします。
- 他の法人の取組事例などの情報を展開してほしい。
- 新型コロナ感染症防止対策に伴う、法人運営に関する情報提供ありがとうございました。今後とも様々な場面での情報提供をお願いします。
- 今後も情報提供をお願いいたします。
- 格別に参考になる公益法人の運営に参考になる情報等の提供
- 小規模法人で何が出来るかの情報を他団体も含めて教えて欲しい。
- いつも公益法人からの要望を集約して代弁していただき、感謝しております。今後とも興味深い情報提供等、期待しております。
- いつも公益法人のための政策提言、調査活動、運営支援などご苦労様です。今後も有益な情報提供をお願いいたします。
- 今後とも制度・実務における具体的でわかりやすい情報提供をお願いしたい。今回、コロナ禍に伴い「決議の省略」「理事会等への遠隔参加」などが奨励されたが、会議の招集、会議進行、議事録作成などの局面で、過去例やひな型の情報が少なく、当事者として不慣れなこともあり運営において当惑することが多かった。
- 実務的な Q&A を充実させてほしい。例えば感染拡大防止のために会議を決議の省略で行ったが、決議の省略による理事会と評議員会でも間を中 14 日間あけなければならないのか、というようなことなど。
- イベント開催などを含む公益法人の事業活動におけるオンラインの活用などについて、情報提供いただけましたら幸いです。

2) 相談に関するもの (14 件)

- これまで通り、ウェブ、セミナー等で公益法人の運営に関する有益な情報提供をお願いしたい。運営について相談する場合、その団体の役員が誠実に業務を遂行しているとは限らず、一般職員が苦しんで相談に伺っている場合があるので、「役員がそんなことをするはずがない」というお考えは横において、助言をいただきたい。また、一般職員が相談に出向いた場合は「それは無理」と答え、役員が「絶対できないことなのか」と電話で強く質問すると「こういう方法がある」と別の手段を教えてくれることがある。それで問題解決になればよいという考えもあるが、役員が「一般職員には無理だが、自分ならうまい方法を手に入れられる」と自分を過大評価することになるので、役職にかかわらず、同じ情報をいただきたい。(再掲)
- 疑問点が生じた場合、電話相談を活用させていただいているが、引き続き充実させていただきたい。
- 日常業務で相談できる機会(メール等)を増やしてほしい。
- 今後とも相談窓口としての機能を継続してほしい。
- 必要があれば相談室を利用させていただきます。
- 質問事項等に迅速に回答いただき、感謝しています。
- 現場目線で相談に乗ってほしい。
- 相談窓口の間口拡大。
- 持続化給付金申請手続きの助言を節にお願いします。
- 前述の課題について(2期連続純資産が300万を割ったら解散)、今後金融機関から借入れを行い、長期で返済をしていくので債務超過となるのでアドバイスが欲しい。
- 個々の法人の特性に合った的確なアドバイス。
- コロナ対応で面着での相談が難しい中、電話ではなかなか中味が伝わらないこともある。メール相談、或いはZoomを用いた相談の検討をお願いしたい。
- 個別相談に乗って頂く場合、安い金額にしてほしい。あるいは、登録を安い金額にしていただければ幸いです。
- 引き続き、タイムリーな相談会やセミナー等の開催をお願いします。

3) セミナーに関するもの (18 件)

- 最近の研修は、大半が有料研修に変わっており、予算編成も難しい。以前のように無料講習を計画して頂きたい。
- 無料セミナーの実施(リモート・配信も可)
- オンラインセミナーの実施をご検討いただきたい。
- セミナーのWEB公開をお願いします。
- 研修会等の地方開催を増やしてほしい。
- 引き続き、タイムリーな相談会やセミナー等の開催をお願いします。
- これまでも会計セミナー等に参加させていただいています。これからも各種セミナーの実施をお願いします。
- 公益法人制度について、今後見直しや変更点があった際には、各地区にて随時セミナー等

1. 記述回答 [公益法人編]

の実施など知識をアップデートできる機会を提供していただければ幸いです。

- ・ 関西圏でのセミナーをもっと増やしてほしい。また、特に会計セミナーにおいて年間1ターンのではなく会計スケジュールに関係なく学べるように年間に複数ターンのセミナー開催を希望します。(例：時期に関係なく「決算編」の複数開催など。)
- ・ 今年度以降は、コロナ対策の講座を実施して頂きたい。
- ・ 地方での研修会実施をお願いしたい。
- ・ 興味のあるセミナーが多いが、年間費が高い上に会員の参加費も高く受講出来ないのが残念だ。
- ・ セミナー参加費の低額化をお願いします。
- ・ メールで紹介してくれる研修会の中に興味あるものがあるが、やや費用が高いことがある。
- ・ 引き続き適時の重要なセミナー開催をよろしくお願いいたします。
- ・ 研修費用をもう少し安くしていただけると助かります。
- ・ 北陸地区での無料講習会の充実。
- ・ 一般社団法人が、実体のない“幽霊法人”だったなど、制度が形骸化しているのではないかと感じる。事業規模に際して指導監督を強化することや提出書類を増やすなど事業規模に応じた届出内容となるように働きかけて欲しい。このようなアンケートを提出した時には貴法人の講習会等に無料で参加させてほしい。

4) 月刊誌・書籍に関するもの (6 件)

- ・ 事業報告書の各項目についてエクセル数字入力に関する項目について経理の専門知識が薄くても入力できるような指導本を作成頂きたい。現在、公益法人の事務処理業務以外の業務に携わりながら、公益法人の事務処理を行っており、後進にうまく引き継ぐことを考えて、今後独自のマニュアル作りを進めたいと考えていますが、できればこの際の参考書となるものを検討頂きたい。
- ・ 公益法人の様々な手続きについて素人でもわかりやすい手引きがあるといいと思います。
- ・ Q&A が非常に役立つので冊子にまとめて販売してほしいです。
- ・ 月刊誌などで新型コロナウイルス対策の情報を提供していただくなど、いつも感謝しています。今後も頼りにさせていただきますのでよろしくお願いします。
- ・ 機関誌を通して貴重な情報をいただいております。
- ・ (1)『公益法人』誌の記事「新型コロナウイルスの影響を受けての法人運営について」や貴会メルマガで貴重な情報を提供いただいているが、情報提供前に若干逸れた方向で決定してしまった案件もあり、やや時期を逸した情報提供となっていることは否めない。形態は問わないので、早期の情報提供をお願いしたい。
- ・ (2) このアンケートであるが、戻って修正はできるが回答保存のうえ後日送信の機能が無い。個別法人にとっては外部への情報提供なので、法人内での内部稟議を考慮し、回答保存のうえ後日送信機能のあるアンケートアプリに変更すべきだ(再入力は無駄)。

5) 提言活動に関するもの (31 件)

- ・ 3 法人の代表を務めるものです。このアンケートでは公益財団法人の代表として回答しま

したが、収支相償が理由で一般法人のままの団体もあります。単年度による収支相償の規制を撤廃するよう政治・行政へ要望を出して欲しいです。

- 当局への要望、マスコミ・一般への広報を充実し公益法人等の真の姿を描く民意浸透させていただきたい。その為のシンクタンク機能、広報機能の強化拡充を期待する
- 新型コロナの影響で書面決議となるが、常任理事の報告義務ができない状況が続く、緊急時の委任状決議を認めて貰いたい。「緊急事態宣言発令のみ」としてはどうか？
- 細かすぎる検査や指摘が日本の公益事業の促進や、労働生産性の向上を阻害している。制度を簡略化するよう内閣府などに働きかけて欲しい。
- 収益がある法人と、我々のような社会貢献を目的とした法人を、同様の規範で運営することにより運営が複雑で業務が増えているので、分離して考えてほしい。
- インボイス制度の消費税優遇措置をお願いします。
- 事業を行っているシルバー人材センターにとって、「収支相償の原則」は馴染まない。今回のコロナによる影響のとおり、事業には不測のリスクがつきものであり、事業を継続していくためには、このような事態に備えて内部留保を厚くしておく必要がある。
- 理事会における代表理事の業務執行状況の報告がコロナの影響でできないことに対して、国にその正当性を要望してもらいたい。
- 公益法人の健全な運営や成長の足かせになっている制度改善の声を束ね、大きな見直しをいただけるよう、働きかけをお願いします。
- 収支相償を始め、様々な問題(公益法人であるが故の縛り等)に関して、内閣府に強く言っていただけることを望みます。
- 会計3原則、特に遊休財産保有制限の緩和について政府への働き掛け。事業報告等資料の簡略化について政府への働き掛け。
- 各公益法人の「実態」をベースとした行政等機関への提言を期待しています。
- 収支相償の法令変更(考え方)を強く希望します。
- コロナ対策支援に税金を上乗せ頂く検討と、収支相償の改廃に関する検討をお願いできれば幸いです。よろしくお願いします。
- 貴協会の調査レポートによると、欧米の先進諸国は、規制当局含めて国全体が市民社会を育てようとする社会が広がっているとのこと。我が国とは対比的でとても羨ましく思います。まず、財務3基準をなんとかしてほしいです。
- 一般社団法人が、実体のない“幽霊法人”だったなど、制度が形骸化しているのではないかと感じる。事業規模に際して指導監督を強化することや提出書類を増やすなど事業規模に応じた届出ないようとなるように働きかけて欲しい。このようなアンケートを提出した時には貴法人の講習会等に無料で参加させてほしい。(再掲)
- 公益財団法人の積極的な自治が唱えられてはいるが、暗黙として行政庁への事前のお伺いが必要とされるものも多い。対応がケースバイケースになるため一律の判断が難しいからだろうが、お互いの負担を減らす為にも素敵な仕組みを構築して欲しい。
- コロナによる影響で、テレワークの為パソコン2台購入して申請しましたが、対象外と変更になったようで給付金が出ませんでした。財政に響きますので、給付金の支給を。
- 消費税の対応方針を早急に示してもらいたい。

1. 記述回答 [公益法人編]

- ・シルバー人材センターに対する消費税インボイスの特例措置の要望。
- ・我々公益法人のために政策提言などありがとうございます。応援しております。
- ・電子申請と書面申請のどちらかにしてもらいたい。マニュアルが、不慣れもあるが分かりにくいことこの上ない。
- ・事業規模に応じた収支相償の緩和をお願いしたい。
- ・財政規模の小さなシルバーに対する国に対する補助の見直し要望
- ・今後も事業者の意見を吸い上げ、国県等関連機関へ、事業の向上と待遇改善に向けた取組をお願いします。
- ・イギリスの諸手続きの内容を拝見しました。極めて単純明快で合理的という印象ですが、日本の諸手続きも簡素化ならないだろうか。
- ・東京都の感染防止協力金のように、新型コロナをめぐる公的な支援(補償)から公益法人が除外される例が散見される。貴協会が都に対して要望を出していることは承知しており、今後もこうした公的機関等に対する申し入れ等をリードしていただきたいと思う。
- ・収支相償については、公益法人の運営努力が反映されにくい。特に公益事業しか行っていない場合、継続的な事業運営が困難になる可能性が高い。コロナウィルスの影響で企業活動も影響を受け、寄附金での運営は益々難しくなり、公益事業収益での運営が主体になってくると考えられる。現在のように公益事業収益はすべて公益事業で消費してしまい、寄附金による法人維持会計で公益事業会計を補填し、なおかつ法人維持をしていく現在のモデルは、現実的ではなくなっている。公益事業しか行っていない法人の運営に関して、公益事業会計と法人維持会計を分けるのをやめるか、もしくは、公益事業収益の一部を法人維持会計に配賦できるように内閣府に強く働きかけてほしい。
- ・このアンケートにも記述したが、コロナ対策として予算を委託する先には、公益性の観点から、一般社団、一般財団でなく公益法人の管轄とし、しっかりとした管理をして欲しい。
- ・雇用調整助成金等の申請をしているが、公益法人、指定管理者というだけで行政から100%支援を受けていると勘違いされている方もいるので、申請時に説明をしなければならぬ時もあった。このようなことがないように周知をしていただきたい。行政の資金を使わず自主運営で頑張っている団体の方が損をみる世の中。
- ・コロナ問題で厳しい状況ですが、公益法人を守る動きをお願いできればと思います。現在オンライン事業も検討していますが、オンラインで音楽を使う場合について JASRAC に話を聞いていますが、公益法人の公益事業での音楽利用についても優遇措置が欲しいです。

6) 会員制度に関するもの (2 件)

- ・会員になりたいが、会費が高額で入会できない。
- ・説明会等も増えているが、会費が高い。なんとかならないか。

7) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの (18 件)

- ・他国の制度についての調査は参考になります。日本で実現してほしいものがたくさんあります。頑張ってください。
- ・調査研究レポートを参考にさせていただいております。引き続き情報提供をお願いしたい。

- ・ 海外の事例は参考になります。
- ・ ○アンケートの質問項目が相応にあるので、保存機能がほしい。○評議員会や理事会等の議事録公開はとても参考になる。直近 2-4 年程度でよいので、できれば会議の案内状や資料も公開してほしい。
- ・ いつも公益法人のための政策提言、調査活動、運営支援などご苦勞様です。今後も有益な情報提供をお願いいたします。(再掲)
- ・ (1)『公益法人』誌の記事「新型コロナウイルスの影響を受けての法人運営について」や貴会メルマガで貴重な情報を提供いただいているが、情報提供前に若干逸れた方向で決定してしまった案件もあり、やや時期を逸した情報提供となっていることは否めない。形態は問わないので、早期の情報提供をお願いしたい。
(2) このアンケートであるが、戻って修正はできるが回答保存のうえ後日送信の機能が無い。個別法人にとっては外部への情報提供なので、法人内での内部稟議を考慮し、回答保存のうえ後日送信機能のあるアンケートアプリに変更すべきだ(再入力は無駄)。
(再掲)
- ・ アンケートに協力した時には講習会等への参加費を軽減していただけるなど何かメリットをいただけると助かります。
- ・ アンケートはとても素晴らしい取り組みと思うが、本フォームを中途保存できるようにしてほしい。
- ・ このアンケートの結果を制度改善に役立ててほしい。応援しております。
- ・ 事前にアンケートの設問を PDF 等でお知らせいただけると助かります。
- ・ このアンケートは直接担当が記入し送信する方法だが、記入後の送信前に一時登録が出来て、その一時登録内容をもとに、当協会の意見として、役員・他職員などの意見ももらい、最終的に追加などがあれば一時登録内容を修正等して、送信できるものであって欲しい。
- ・ このようなアンケート調査において、回答を「送信」する前に、回答内容について法人内部で決裁がとれるよう、A 4 版 2 ～ 3 枚に収まる分量で、回答内容をプリントアウトできるとよい。
- ・ このようなアンケートに関して、記載内容を打ち出せるようにしてほしい。
- ・ 前年度と同じ内容の質問があり、不快である。
- ・ このアンケートを当協会に電子データで保管できるようにして頂きたい。もしくは当方に印刷して保管できるようにして頂きたい。
- ・ アンケートの word 版をお送りいただきありがとうございました。
- ・ 去年のアンケート報告書は参考になりました。みなさん、いろいろとご苦勞があるのだなと思い、読ませていただきました。このような声をぜひ行政庁に届けてください。
- ・ このようなアンケートは必要と思います。しっかり分析して結果を役立ててください。

8) 公法協への激励・苦言に関するもの (22 件)

- ・ 公益法人に携わって時間が浅くまだまだ分からないことが多いので、今後ともご指導頂ければと思っています。
- ・ お世話になり、ありがたく思っています。

1. 記述回答 [公益法人編]

- いつも有益な情報および積極的な活動をありがとうございます。
- いつも我々のための活動、有難うございます。
- これからも引き続きご指導のほどお願いします。
- いつも大変お世話になっております。わからない論点について色々ご教示くださいます。心から感謝しております。是非今後ともバックアップしていただきたいです。よろしく願いいたします。
- 分からないときは、いつもご相談させて頂いております。有り難うございます。
- これからも制度改善に向け、期待しています。
- 引き続きご支援よろしくお願いいたします。
- 引き続きアドバイスをお願いいたします。
- 特段ございません。引き続き制度改善に向け頑張ってください。宜しく願いいたします。
- 今年度で公益法人は解散することになりました。いろいろとご助言いただき、ありがとうございました。
- 同じ公益法人として、これからも引き続きよろしくお願いいたします。
- 日ごろのサポートに感謝します。
- 政策的な改善で頼れるのは貴協会だけです。引き続きご支援をお願い致します。
- いざという時は頼りにできると思うと心強いです。小規模公益法人の声を代弁して下さい。
- いつもお世話になっております。
- 制度改善に向けた取り組み、ご苦労様です。いつも応援しております。
- いつもお世話になっております。こんごともよろしくお願いいたします。
- 有益な活動をしていただいております、感謝しております。引き続きお願いいたします。
- 調査、提言など、ご苦労さまです。
- 「情報公開共同サイト」でお世話になってます。小規模法人はとても助かります。引き続きよろしくお願いいたします。

9) その他 (10 件)

- 協会の目的、活動内容を明示してほしい。
- 公益法人協会からの支援金制度があると助かります。
- 小規模な公益財団法人の運営にご尽力、お願いします。
- 役員全員が自宅待機で職員だけで対応しているが、役員への意識向上支援をして欲しい。
- タイムリーな企画ありがとうございます。他団体様の取組み・工夫を共有いただければ幸いです。
- もう一つの組織との違いを、もっと明らかにしてもらいたい。
- 全国公益法人協会という営利会社がありますが、そことの関係がよくわからない。
- お世話になっております。回答済みのつもりでしたが、確認できなかったので再送信いたします。重複していましたら申し訳ありません。
- メールの内容がわかりづらい。
- このアンケートにも記述したが、コロナ対策として予算を委託する先には、公益性の観点から、一般社団、一般財団でなく公益法人の管轄とし、しっかりとした管理をして欲しい。

2. 記述回答 [一般法人編]

(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答

(回答数 33 件)

- ・ 検査器具販売及び検定収入
- ・ 交付金
- ・ 教育事務所講習に係る受講料収入等
- ・ ①調査委託料収益②業務代行保証料収益
- ・ 全法連からの助成金
- ・ 公益財団法人(日本サッカー協会)からの補助金
- ・ 会員の事業実施負担金
- ・ 所有不動産からの賃料収入
- ・ 上部団体からの補助金
- ・ 会館運営
- ・ 研修受講料
- ・ 申請書類の受付手数料
- ・ 賃料収入
- ・ 家賃収入
- ・ 事務所借料
- ・ 助成金
- ・ 土地賃貸料収入
- ・ 検査事業からの収益
- ・ 試験受験手数料、免許登録手数料
- ・ 貸室料
- ・ 安全共済会事業
- ・ 医業収入
- ・ 株式配当金
- ・ 出資金
- ・ 基本財産運用収入(施設利用料)
- ・ 介護保険事業収益
- ・ 賛同企業からの寄附金
- ・ 学費収入
- ・ 著作物の印税収入
- ・ 港湾福利分担金(一般社団法人日本港湾福利厚生協会から)
- ・ 施設の利用料収入
- ・ 同窓会及び学校関連団体からの助成
- ・ 貸付金利息等

(2) 「一般法人を選択して良かった点」のその他回答

(回答数 12 件)

- ・ 移行法人であるが、制約が多くメリットは感じられない。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・一般社団法人化以前の状況は不明。
- ・個人や任意団体よりも信用力が高まる。
- ・行政からの補助金が受給できる。
- ・資産を持てる(以前は任意団体)。
- ・以前は社団法人(民法法人)であり上記質問の対象外。
- ・現在、移行中です。
- ・法人の比較的自由的な運営が可能であること。
- ・公益法人に限りなく近い運営をしているため、比較ができない。
- ・上記回答は公益財団法人に比べての意味で、基本的には一般法人になって良かった事は何もないと言えます。
- ・強いて言えば、行政による監督が無くなった点です。
- ・煩雑な事務手続きや財務三基準など煩わしい規則がないので、公益活動に集中して取り込める点がよいと思います。

(3) 一般法人を選択して苦勞している点、困っている点 (回答数 199 件)

1) 社会的信用 (3 件)

- ・突発的な自然災害や今回の新型コロナ感染症等への支援に関する寄付を受けづらい法人のため、積極的な対応が難しいこと。
- ・移行前より実施してきたことを、わざわざ公益目的支出計画として実施する意味がない。加えて、一般社団・財団法人が比較的簡単に設置できることから、社会的利用度が更に低下している。更に、預貯金利子への課税、寄付金控除のないのが運営上厳しく感じている。
- ・信用という意味では、任意団体の時と変わらない。支援先のカンボジアではカンボジア認定の法人でないと現地活動が出来なくなったため、日本の法人の意味がなく、昨年カンボジア現地法人を新たに立ち上げました。税金は双方に支払うことになり、支出が増えました。

2) 公益目的支出計画の作成・提出 (19 件)

- ・少人数で総務・経理の業務を担っているので、退職等による引継ぎが大変です。実施報告書等の簡素化が出来ればと思う。
- ・公益目的支出計画実施中の報告義務は負担だが、逆に計画終了後の行政庁との関わりについて不安である。
- ・書類作成に時間がかかり、実施事業に影響が出ている。
- ・報告書の作成に時間がかかり手間である。
- ・決まった時期に電子申請で報告しなければならないのがわずらわしい。
- ・報告書の作成が手間。
- ・公益目的支出計画の報告フォームがわかりにくいので簡潔にまとめてほしい。
- ・報告書の作成等に時間を取られるということで、特に問題ということではない。
- ・定期報告書類の作成でかなりの時間を費やしている。
- ・小規模法人には事務負担が大きい。

- ・ 運営上の事務手続きが煩雑で苦慮している。
- ・ 財政的な面で小規模で手持ち資金が限られているため外部会計士等にお願いもできず、事務局の負担が大きい。定期報告の内容を簡素化できないものか。
- ・ ①「公益目的支出計画実施報告書の提出」の電子申請方法が複雑(年1回のため、操作手順を忘れる)、②寄付金を受納しやすい環境整備(所得控除等)が必要。
- ・ 財政的には外部会計士等にお願いもできず、事務局の負担が大きい。小規模団体にも公益事業を運営ができる制度に改めてほしい。
- ・ 登録システムの理解不足により再提出が多く、実施事業に影響が及んでいる。報告様式の簡素化、システムの操作性の改善を求める。元々、会員ボランティアで成り立っている状況の中で、何とか絞り出した収益に課税されるのが辛い。小規模の我々には公益法人の規制要件を遵守することも難しい。
- ・ 定期報告の決算関係書類等の作成の煩雑さと、理事会等への報告。
- ・ 公益目的支出計画の実施報告書等を作成する際に、当財団で行うパソコン操作は従来より大幅に改善されているが、内容の変更が少しでも生じると都度様式チェックを行わなければならないので苦勞する。様式の変更よりも簡素化を望む。
- ・ 都道府県で判断や指導方法が異なるなど、そもそも公益目的支出計画の制度自体に疑義を感じており、年次報告もルールが細かい割には行政の対応が遅い。
- ・ 定期報告や事務手続きが複雑で面倒。

3) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更 (8 件)

- ・ 所管官庁の指導体制に関して。変更認可申請(期間延長申請)を控えているが、コロナの問題で行政が相談会を休止してしまったので、申請書の不備の指導や助言が受けられない。
- ・ 定款変更や役員変更等の届け出を行うに際し、司法書士に依頼している。
- ・ 監督官庁への報告内容が複雑。
- ・ 単年度赤字が生じている。
- ・ 計画変更申請すべき課題があったが、手続きが負担に感じ、申請を見送った。
- ・ 公益目的支出計画の「計画記載事項」を変更する認可申請の手続きが面倒と聞いている。そもそも、市民が必要としている公益を国が決めて管理統制することに疑問を感じる。
- ・ 経済の悪化及び国の方針変更等により事業収益が減額となる中で、公益目的支出額の達成が義務付けられている。公益目的支出計画の変更等の手続きをもっと容易に出来るようにして欲しい。
- ・ 当法人は、近年になって赤字傾向となっているため、公益目的支出計画の変更を考えているが、手続に多大な苦勞が伴うことから実現できていない。

4) 公益目的支出計画の期間 (6 件)

- ・ 公益目的支出計画の完了までの期間が長い(当初計画したものなのでしかたないが)。
- ・ 公益目的支出計画の完了が 58 年後なので、当分続きます。
- ・ 終了時期が 50 年以上先であり、現実感が無い。
- ・ 今後 100 年間、提出義務があるため先行きが長い。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・計画の完了予定事業年度が 2101 年を予定している。
- ・県からの補助金等の支援を得て公益団体等が区分所有する会館を建設して以来 42 年余りにわたり会館管理運営を行っている。平成 25 年の一般財団法人移行時には、区分所有者から預かっていた修繕積立金を正味財産とされ、会館管理運営に必要な財源も正味財産とされ、その正味財産全てを、新たに創設した公益目的事業の原資とされた。その公益目的支出計画が令和 290 年(2308 年)までの 295 年間となっている。老朽化が進み、現会館が使用できなくなったときに備えた、新たな会館を建設する建設計画や財源がない。

5) 公益目的支出計画の運用ほか (31 件)

- ・県からの補助金等の支援を得て公益団体等が区分所有する会館を建設して以来 42 年余りにわたり会館管理運営を行っている。平成 25 年の一般財団法人移行時には、区分所有者から預かっていた修繕積立金を正味財産とされ、会館管理運営に必要な財源も正味財産とされ、その正味財産全てを、新たに創設した公益目的事業の原資とされた。その公益目的支出計画が令和 290 年(2308 年)までの 295 年間となっている。老朽化が進み、現会館が使用できなくなったときに備えた、新たな会館を建設する建設計画や財源がない。
- ・なかなか思うように計画が進捗しない中、今般のコロナウイルス感染症により本年度の計画に大幅な支障をきたし、計画の遅れが見込まれる。
- ・公益目的支出計画の内容通りに完了するか不安がある。
- ・一般社団法人への移行時に、支出計画と連動したシステムを整備したが、費用がかかった。やっтерことは同じなのに手間だけがかかった。支出計画が完了したので、ある程度前に戻している。
- ・まず、公益目的財産額の過半は県からの出捐金で構成されており、これを強制的に支出させることに違和感がある。また、実施事業の内容が同一にも関わらず、(一概に法人の意志によるものとは限らない)法人格の選択を理由とする利子課税とともに是非とも見直されることを期待する。
- ・都道府県で判断や指導方法が異なるなど、そもそも公益目的支出計画の制度自体に疑義を感じており、年次報告もルールが細かい割には行政の対応が遅い。
- ・公益目的支出計画の額を毎年一定に調整する必要があり、苦労している。
- ・公益目的支出計画の考え方がよく理解できない。
- ・事務局の担当官が変わると報告内容の引継ぎが難しい。
- ・公益目的支出計画が、社会の変化への対応により必ずしも計画通りとはならない。
- ・計画終了後の運営費確保が不透明。実施事業が自ずと縮小を余儀なくされるのではと考えている。
- ・申請時の計画に多少のずれが発生してきている。
- ・移行前より実施してきたことを、わざわざ公益目的支出計画として実施する意味がない。加えて、一般社団・財団法人が比較的簡単に設置できることから、社会的使用度が更に低下している。更に、預貯金利子への課税、寄付金控除のないのが運営上厳しく感じている。
(再掲)
- ・事業運営(収入)で利益を出すことができない。

- ・収益に関係なく、毎年公益目的支出額を費消し続けること。
- ・時間の経過とともに事業形態の変化が求められるため、当初の計画を維持し続けることが困難となる面が出てくる。かといって変更認可申請を行う余力もなく、不安が尽きない。
- ・当初提出した公益目的支出計画とのズレの発生、事業変更の不自由さ。慈善事業を行うと、これほど面倒な手続きも付いてくるという現実、なんとかならないものか。
- ・公益目的支出計画に縛られていたのでは、その時々で効果的な支出ができない。民から預かった公益資産までも官が管理しようとする考には疑問がある。その背景には、日本は市民社会を国策として認めていない事情があるからなのではないか。
- ・年度ごとの予定された支出額の達成が大変。
- ・公益目的財産が消えていくのを待つだけで、新たな事業展開が制限されていることもあり、やる気を喪失させる。
- ・公益目的支出計画の支出による財産の減少。
- ・収益事業に対する税負担と公益目的支出に関する支出で法人全体としての負担が大きい。
- ・公益目的支出計画が完了するまでの事業継続対策(方法)がよくわからない。
- ・公益目的支出計画を継続していくと、やがて負債超過となり法人が破綻する。
- ・建築費用を返済するために行う収益事業には税金がかかるため利益を圧迫していく。利益を少しでも確保し返済に充てたいところだが公益目的支出計画に沿った公益事業によりさらに利益が減少するもどかしさ。
- ・毎年公益目的支出計画 100 万円赤字、40 年の支出計画を早期に改善し、移行法人から脱却したい。
- ・自治体所有の設備に更新がなく収益事業が悪化し、計画通りに公益目的支出が進まない。
- ・公益目的の支出が計画通りに行っていない。
- ・公益目的支出計画の作成当初から事業内容に変更が生じ、公益目的収支差額の計画に乖離が出てきていること。
- ・財産運用金利の低下、消費税増税等課税負担が増加する中、公益目的支出計画を履行することにより財産が減少すること。
- ・計画通りに公益目的支出が出来なかった。

6) 理事会、評議員会等の機関運営 (14 件)

- ・理事会を書面議決にする際、全員の同意が必要なこと。コロナの状況でも要件が厳しい。
- ・理事会を行う際、委任状出席が認められないことによる、理事、監事の日程調整。
- ・理事会等の開催にあたり、理事の過半数の出席を確保することが容易ではない。
- ・コロナ禍での理事会・総会運営など迷うことがあった。
- ・理事会の定足数計算に委任状は含まれないため、過半数出席確保に苦労する。
- ・常勤職員が少なく年度末決算処理や公益支出計画の報告及び理事会、総会の開催があり対応に追われる。
- ・コロナの関係で理事会、総会の開催が困難。書面開催の手続きが現実的でない。
- ・事務局として、理事会や総会などの運営準備と記録に時間を費やすことが多い。
- ・理事会、総会の運営に対する縛りが厳しい(書面議決の際の全員の同意、理事会への代理

2. 記述回答 [一般法人編]

出席不可等)。

- ・ ①法人税の増が公益事業を圧迫、②評議員会の特別決議に必要な出席の確保が厳しいことがある。③空白期間を置かず理事長等選任するためだけに理事会を開催しなければならないこと。
- ・ 今般のコロナ禍での特殊事情下であるが、評議員会や理事会の開催、決議省略などの手続において、一般法人法の解釈など鑑となる解説などが殆どなかった。株式会社における株主総会や取締役会における運用を模しているものと思われるが、株主総会と評議員会はイコールではない(例えば、決議において委任を許すか)のに、詳細な解説はなかった。
- ・ 会議開催時に役員の都合を合わせるのが非常に面倒
- ・ 評議員会・理事会開催の日程調整に苦勞する。
- ・ 評議員及び理事等が所属する企業や関係する団体の業務が忙しく、理事会等の開催にあたっての定数確保が難しい。

7) 組織運営 (28 件)

- ・ 死亡退会などによる会員数の減少で組織運営が困難となる見通し。会計ソフト・通信費等維持費の増大等。
- ・ 収入の確保が困難。
- ・ 安定した財政運営に苦慮している。
- ・ 廃棄物の処分費等の高騰で事業運営が難しくなっている。
- ・ 補助金は事業完了後に入金されるので、立替金が必要となる。
- ・ 会員数の減少。
- ・ 今後3年くらいで収入が大幅減となる見込み。
- ・ 唯一の印紙販売手数料収入が激減し、法人の運営が困難になっている。
- ・ 産業界、大学、行政、商工団体等で構成されている団体のため、会議体が重たい。
- ・ 税金や寄附金など課題が多く、財源確保が難しい。
- ・ 収益事業が先行し、地域貢献や助成金事業に時間をかけることや人を割くことができない。経済的余裕がない。事業を見直し、増収を図りながら、地域福祉にも割いていきたい。
- ・ 法人運営について只今勉強中で、疑問が多く解らない部分もあるのですが、運営全般で問い合わせる先が少ない。
- ・ 処分費等の高騰に委託費額の増額が難しく、会費額の値上げも難しい。
- ・ 共益事業分の赤字を収益事業で賄うことができない。
- ・ 非営利事業の継続が難しい時代になっている。
- ・ 会員減少のため運営が難しい。
- ・ 理事は、公益目的支出で赤字となることに理解いただけず、赤字ならば人件費を削減すればよいと考える理事が多い。
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第20条の趣旨は理解するが、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響は不可抗力以上のものであり、このままでは廃業も考えざるを得ない。ついては、令和2年度について適用除外などの支援措置を検討いただきたい。
- ・ 理事、監事、評議員の高齢化が著しく、新制度下における理事会、評議員会、公益目的支

出計画等の複雑な仕組みを理解し、議事録や計画実施報告書を作成できる能力を有する従業員が一名しかいないため、実務の継続も危機的状況にある。

- 収益事業の収益が得られず(特にコロナの影響もあり)、実施事業への支出の捻出が苦しく、預金を取り崩している状況である。何らかの支援策を求めたい。
- 公益目的支出計画終了後、普通型一般法人に転換し、全所得課税として公益事業に係る費用を法人税法上の損金算入できる体制としたいが、定款の変更(剰余金処分、残余財産処分方法)が、行政の外郭団体として理解を得にくい。
- 公益法人でないことにより寄附金控除がないため、事業を継続していくために収益事業を考えた大きな改革が必要となる。また、全体的に高齢化が顕著で、評議員会、理事会を含め若返りと実務者の選定をしていく必要がある。しかし、こちらに掛かる時間と手間が非常に大きい。
- 県財政課からの指示が細かく、反面、相談する機関などが少ない。
- 経済情勢を交渉しながらの有価証券の運用に苦労している。
- 担当部署の作業負担が大きい。
- 町主導で設立したが、市への吸収合併後は補助金や委託金の収受が途絶えており、合併後は公募による指定管理料と収益事業で何とか維持している状態である。
- 県からの補助金等の支援を得て公益団体等が区分所有する会館を建設して以来 42 年余りにわたり会館管理運営を行っている。平成 25 年の一般財団法人移行時には、区分所有者から預かっていた修繕積立金を正味財産とされ、会館管理運営に必要な財源も正味財産とされ、その正味財産全てを、新たに創設した公益目的事業の原資とされた。その公益目的支出計画が令和 290 年(2308 年)までの 295 年間となっている。老朽化が進み現会館が使用できなくなったときに備えた、新たな会館を建設する建設計画や財源がない。(再掲)
- 低金利による債権運用利息の減少。

8) 寄附関係(寄附税制含む) (16 件)

- 移行前より実施してきたことを、わざわざ公益目的支出計画として実施する意味がない。加えて、一般社団・財団法人が比較的簡単に設置できることから、社会的使用度が更に低下している。更に、預貯金利子への課税、寄付金控除のないのが運営上厳しく感じている。(再掲)
- 社会の支援ニーズに即対応、公益事業に専念できる点は素晴らしいと思うが、寄付控除の優遇措置がないため寄付募集に苦労している。寄付税制という箱は用意したが、利用できるユーザーが限られ(特に厳しい規制要件に対応できない小規模団体には難しい)、制度的に寄付文化の醸成を支援する内容になっていない。制度面でも箱物を作るのが得意な日本だが、制度の利用促進を図るのであれば、現場の意見をもっと取り入れたほうがよいと思う。
- 寄附者への控除がないので、寄附集めに難航している。
- 寄附控除の優遇処置があれば、円滑な運営の一助となる
- 寄附控除の優遇措置があればと、企業より寄附の打診がある。
- 寄附者のインセンティブの向上につながらないことへの懸念

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・ 寄附金を集めにくい。
- ・ 寄付者への優遇措置がないため、寄付を行おうとするインセンティブが働きにくい。
- ・ 寄付者への寄付金控除の優遇措置がない。
- ・ 寄付者から、控除措置がないので寄付できないと言われる。
- ・ 会員が学会運営強化のために寄付金を拠出した場合の優遇措置がない。
- ・ ①「公益目的支出計画実施報告書の提出」の電子申請方法が複雑(年1回のため、操作手順を忘れる)、②寄付金を受納しやすい環境整備(所得控除等)が必要。(再掲)
- ・ 公共施設を管理しているため、寄附の申入れを受けることがあるが、寄付者の優遇措置がない。
- ・ 寄附をいただいても寄付金控除の優遇措置がないため、正直申して頂づらい。
- ・ 公益法人でないことにより寄附金控除がないため、事業を継続していくために収益事業を考えた大きな改革が必要となる。また、全体的に高齢化が顕著で、評議員会、理事会を含め若返りと実務者の選定をしていく必要がある。しかし、こちらに掛かる時間と手間が非常に大きい。(再掲)
- ・ 寄附金控除の優遇措置がないので、寄附金の金額が少額になる。

9) 税制関係 (32 件)

- ・ 移行前より実施してきたことを、わざわざ公益目的支出計画として実施する意味がない。加えて、一般社団・財団法人が比較的簡単に設置できることから、社会的使用度が更に低下している。更に、預貯金利子への課税、寄付金控除のないのが運営上厳しく感じている。(再掲)
- ・ 税金や寄附金など課題が多く、財源確保が難しい。(再掲)
- ・ 経営が厳しい状況になっても公益目的財産額が変わらない。公益事業でありながら税の対象となっている。補助等を受けられる補助金・助成金等のメニューが無い。
- ・ 県民税・市民税の負担がある。
- ・ 車両の減税や市町村税・県税などの優遇がない。
- ・ 固定資産税の減免なし。
- ・ 事業運営が収支面では厳しい状況にあり、税負担のウエイトが多きい。
- ・ 預金利子に対し源泉徴収課税がされ、公益事業に使用できる金額が減少している。
- ・ 収益事業の収入が80%超のため、税負担が多い。
- ・ 法人の収益で無いもの(会員への報酬等の支払いを行政から依頼され、当会から会員へ全額を送金した場合など)でも、法人の収益とみなされ消費税額に加算されること。
- ・ 法人税が徴収される。
- ・ 会社全体の利益は良くなくとも、法人税の負担が毎年きっちりとかかる。
- ・ 利息収入を公益事業の費用に充てているが、課税により利息収入が減額となる。
- ・ 会費収入のみでは公益活動の収支が取れないため、収益事業を毎年実施しているが、税金負担が重い。
- ・ 会計基準の変更により法人税を納付しなくななくなった。
- ・ 登録システムの理解不足により再提出が多く、実施事業に影響が及んでいる。報告様式の

簡素化、システムの操作性の改善を求める。元々、会員ボランティアで成り立っている状況の中で、何とか絞り出した収益に課税されるのが辛い。小規模の我々には公益法人の規制要件を遵守することも難しい。(再掲)

- ・収益事業に課税される。
- ・固定資産税の負担が大きい
- ・財産運用金利の低下、消費税増税等課税負担が増加する中、公益目的支出計画を履行することにより財産が減少すること。(再掲)
- ・①法人税の増が公益事業を圧迫、②評議員会の特別決議に必要な出席の確保が厳しいことがある。③空白期間を置かず理事長等選任するためだけに理事会を開催しなければならないこと。(再掲)
- ・公益財団法人は税制優遇が適用されるが、一般財団法人には税制優遇がない点。
- ・税の負担が大きい。
- ・預金利子に対する源泉徴収課税をなくしてほしい。
- ・消費税の負担が重い。
- ・固定資産について課税となりその負担額が大きいこと。
- ・収益事業がすべて課税となり、税負担が大きい。
- ・建築費用を返済するために行う収益事業には税金がかかるため利益を圧迫していく。利益を少しでも確保し返済に充てたいところだが公益目的支出計画に沿った公益事業によりさらに利益が減少するもどかしさ。(再掲)
- ・信用という意味では、任意団体の時と変わらない。支援先のカンボジアではカンボジア認定の法人でないと現地活動が出来なくなったため、日本の法人の意味がなく、昨年カンボジア現地法人を新たに立ち上げました。税金は双方に支払うことになり、支出が増えました。(再掲)
- ・収益事業に対する税負担と公益目的支出に関する支出で法人全体としての負担が大きい。(再掲)
- ・消費増税に伴う納税額の負担増。
- ・特例民法法人時に比べて、法人税が大幅に増えました。減価償却費を算入すると法人全体ではマイナスですが、収益事業が黒字のため、法人税が多い状況です。
- ・まず、公益目的財産額の過半は県からの出捐金で構成されており、これを強制的に支出させることに違和感がある。また、実施事業の内容が同一にも関わらず、(一概に法人の意志によるものとは限らない)法人格の選択を理由とする利子課税とともに是非とも見直されることを期待する。

10) 会計関係 (9 件)

- ・会計基準の変更により法人税を納付しなくななくなった。(再掲)
- ・公益目的支出に関する事業会計を別に用意する必要があるため、以前より煩雑となった。
- ・事業ごとの経理の項目が細かくなったこと。
- ・公益法人会計の仕組みが複雑で分かりにくい。
- ・経理が複雑になり、分かりにくくなった。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・財政的には外部会計士等にお願いもできず、事務局の負担が大きい。小規模団体にも公益事業を運営ができる制度に改めてほしい。(再掲)
- ・区分経理の手間が増え、負荷がかかっている。
- ・会計区分から「継続事業」にかかる分を抜き出し、報告する作業に時間を要する。
- ・公益法人会計と一般法人会計における財務諸表等の役割の違いについて確認するところがない。

11) 相談先がない (4 件)

- ・所管官庁の指導体制に関して。変更認可申請(期間延長申請)を控えているが、コロナの問題で行政が相談会を休止してしまったので、申請書の不備の指導や助言が受けられない。(再掲)
- ・感染症流行等予想外の非常事態の際、相談先やアドバイスを受ける監督官庁がない。
- ・県財政課からの指示が細かく、反面、相談する機関などが少ない。(再掲)
- ・公益目的支出計画終了後の法人の運営について相談する先が無い。

12) 行政、民間から受託や支援を受けにくい (11 件)

- ・公益目的支出計画実施中の報告義務は負担だが、逆に計画終了後の行政庁との関わりについて不安である。(再掲)
- ・経営が厳しい状況になっても公益目的財産額が変わらない。公益事業でありながら税の対象となっている。補助等を受けられる補助金・助成金等のメニューが無い。(再掲)
- ・一般社団法人は普通融資の対象に無い事が多い。車両のローン購入も対象外。
- ・助成金や委託事業等が受けにくい。
- ・経営規模が数千万であり、1 億円以下なので、国の入札に参加資格がないこと。
- ・株式会社と異なり、運転資金の調達が困難。
- ・経済対策目的の補助金申請の資格がない(ものづくり補助金等)。
- ・企業、団体からの寄付が受けにくい(減額傾向にある)。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による減収に対する助成金等、一般法人は対象外とされたケースがある。
- ・営利法人と同じ扱いを受ける。
- ・東京都産業労働局の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収に対応した実質無利子の融資制度活用において、信用保証協会の保証が一般財団法人は対象外であった。

13) その他 (19 件)

- ・色々な法律上の諸手続きが複雑で難しいので、簡素化してほしい。
- ・銀行利息が望めない。
- ・公益法人に移行中であるが、申請手続きが煩雑である上、時間がかかる。
- ・行政への申請書類が煩雑である。
- ・公益認定(公益社団法人)を取得するべく、努力している。
- ・行政からの補助を受ける場合、公益法人の方が収益の透明性が確保できる

- ・法務局への登記が面倒である。
- ・各種改善を平行して遂行中なので、特にない。
- ・地方の法人においては、当時の民主党政権下で改革した公益法人改革のメリットは、何もない。この改革結果を総務省でどう理解しているかをお訪ねしたい。
- ・公益認定を取得したいと思うが、現行制度下では安定した事業運営が困難なことから、事業の持続性の面で一般法人が妥当と考えている。
- ・会費収入の為。
- ・財産がなかなか減らない。
- ・平成 24 年度に一般法人に移行した時点で、税務署から提出指示のあった書類を提出し『非営利型法人』として認定してもらったにも拘わらず、平成 28 年度に税務署から立入監査があり、非営利型法人として認めないと一転した。平成 24 年度からの自主監査(3 年間遡及)か異議申し立てをした場合は、税務署の立入監査(5 年間遡及)のどちらかの選択となり、税理士と相談し自主監査を選択。平成 24 年度の税金不足分約 900 万円、平成 25 年度は、当初の公益目的支出計画のとおり、市に 2,200 万円の特定寄附をしたことで赤字となり、納税額はゼロとなり、平成 26 年度も前年度の赤字部分の繰越があったため、納税額ゼロとなった。結果的に延滞金等含めて約 1,000 万円の追徴額で済んだ。一旦、認めたのであれば、立入検査があった年度から正せば理解もできるが、一方的な官庁のやり方が腹立たしい。
- ・そもそも公益目的財産に基本財産を含めるというのが理解できない。
- ・移行の際に、公益目的財産に基本財産を含めていることが実態に合っていないと思う。
- ・公益認定申請を行なっているところである。
- ・コロナの関係で、研修になかなか参加できない
- ・定期報告や事務手続きが複雑で面倒。(再掲)
- ・非営利徹底法人とそうでない法人との見分けがつかない。

(4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答

(回答数 3 件)

- ・宗教法人
- ・学校法人が望ましい。
- ・学校法人

(5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答

(回答数 59 件)

- ・規模の小さい団体にとって寄付金は事業活動の成長を支えてくれるありがたい存在であるが、寄付者に対する税控除がないため募集が難しい。かといって公益法人の事務手続きや規制等を遵守する余力もなく、厳しい環境の中で支援活動を行っている。小規模団体に成長の機会を与えるような、小規模団体を応援するような制度になってくれるとありがたい。
- ・寄附を受けたいが、寄付を募集できる税制度となっていない。
- ・一般法人への寄付者に税制優遇が与えられないから。
- ・自社からの資金及び会費で間に合っているため。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・ 会費収入にて運営が前提。
- ・ そもそも寄附金を受けられる可能性が低い。
- ・ 寄付は期待できない。
- ・ 会費収入で間に合っている。
- ・ 寄附金を受ける必要がないため。
- ・ 寄付金の募集は特に考えていない。
- ・ 寄付をいただける可能性が限りなく低い。
- ・ 寄付は不要。
- ・ 募集しても入る見込みがあまりない。
- ・ 会費収入での運営を原則としているため。
- ・ 身の丈に合った事業運営を心掛けている。
- ・ 寄付金が当てにできないため。
- ・ 全て会費収入としている。
- ・ 必要性を感じない。
- ・ 寄附金があると助かる面はあるが、広く受けることが困難な状況。
- ・ 会費の範囲内で展開できる事業規模としている。
- ・ 寄附金の募集は団体の性格に合わないため。
- ・ 会費収入のみで事業実施が可能である。
- ・ 補助金事業があるため、寄付金は特に必要としていない。
- ・ 補助金で活動しているため。
- ・ 業界団体のため、寄附を必要としていない。
- ・ 寄付金は期待できない。
- ・ 主に会費収入を中心に運営している。
- ・ 寄付を募集するような事業ではない。
- ・ 寄付募金について現在検討中。
- ・ 募集しても確実に集まらないため。
- ・ 会費収入等で運営している。
- ・ 会費及び収益事業で賄っているため。
- ・ 会費制であるため、寄付は募集していません。
- ・ 寄付金を募集する理由がない。
- ・ 会費収入や助成金で運営できている。
- ・ 会費や行政からの補助金、委託料で対応できている。
- ・ 公益目的事業を行っており、そこからの事業収入があるため。
- ・ 会費制をとっている。
- ・ 会費で事業運営している。
- ・ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないので、寄附してもらえない。
- ・ 北海道からの指定管理料と施設の貸与事業による収入が主であり、寄付を募る事業形態ではないため。
- ・ 寄附を受け入れたいが、寄付者に対する税優遇がないため募集できない。

- ・市の外郭団体であるため。
- ・一般財団法人なので寄付する側に税法上のメリットがない。
- ・会館を区分所有している公益団体等からの拠出金を主な財源として会館を管理運営しているため。
- ・寄付金の申し出がないのが現状。
- ・寄付金を募集する性格の法人でない。
- ・公益目的財産を使っていくこととして認可を受けているため。
- ・寄附受け入れの概念がないため。
- ・行政の補完事業であるため。
- ・当法人に寄附はそぐわないと思われる。
- ・寄付行為に寄附募集を行うと記載していない。
- ・細々と活動しているので、寄付を受けられると活動の枠が広がるが、寄付者の税制上の恩典がないので難しい。
- ・寄付者の優遇措置がない。
- ・会員制度を設けているため。
- ・寄付金税制の適用が無く、寄附者の恩典が無い。
- ・事業収入や補助金収入で間に合っているため。
- ・税制の優遇措置がないので、寄付募集ができない。
- ・税法上のメリットがないので寄付をいただけない。

(6)「現物資産寄附の受入れについて」のその他回答

(回答数 24 件)

- ・現物資産を受けるつもりはない。
- ・過去に他法人から建物の贈与を提案されたが、固定資産税増の懸念によりお断りした事がある。
- ・当協会は該当しないと思われる。
- ・現物資産を受けても税優遇がなければ負担となる。公益目的に利用する場合は税負担ゼロという措置があれば受け入れたいと思う。
- ・そもそも寄付を受けたこともないので、考えてたことがない。
- ・団体の性格上、現物資産の寄附の可能性はない。
- ・事務局が少人数のため、現物資産の管理・有効活用などが難しい。
- ・寄附を受けたことはないが、今後受けることがあれば、それは役員会議や総会での決定事項になるので、今回答できるものではない。
- ・寄附の対象先として認識されていないし、現物資産には維持費がかかる。
- ・現物資産の寄附があるとは考えられない。
- ・借間のため適当な物件があれば検討したい。
- ・これまでに現物資産の寄附を受けたことはないし、寄付してくれる人も見当たらない。
- ・寄付で車を集めて活動しているので、車の譲渡は受けている。
- ・これまでに現物資産の寄附を受けていないので、対応は未定。
- ・現物資産の寄附を受け入れることを想定していない

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・ 現物資産については、指定管理施設内の所有を行政機関と考えている。
- ・ これまでに現物資産の寄付を受けたことはないが、今後受け入れるかは現時点では未定。
- ・ 寄附受ける性格の法人でない。
- ・ そのような機会があれば。その時点で検討したい。
- ・ 現物資産の寄附受入れは当法人に馴染まないで、今後も受けるつもりはない。
- ・ 現物資産の寄附を受けたことはないが、案件によっては検討する場合もある。
- ・ 指定管理事業が中心のため、寄附の是非判断が難しい。
- ・ 現物資産の寄附を受ける機会がない。
- ・ 現物資産をどのように受け入れたらよいのか、分からない。

(7) 税制に関する要望事項

(回答数 96 件)

1) 全般 (19 件)

- ・ 公益法人制度改革は、当該法人の性質上、公益法人か一般法人向きなのかを選択することになり、当法人は共益型の一般法人に該当し移行しました。業務的には不特定多数の者の利益の増進ではなく、会員の利益の維持になりますが、公益性の高い業務であれば一般法人でも公益法人同様の税制措置を執ることを希望します。
- ・ 非課税措置のレベルを社会福祉法人と同等にして欲しい。
- ・ 公益法人制度改革以前の税制にしてほしい。
- ・ 移行前の税制に戻してほしい。もっぱら収益事業についてはこの限りではないが。
- ・ 非営利型と共益型法人の非課税枠の拡大。
- ・ 寄付控除の優遇処置及び課税への優遇処置。
- ・ 一般法人の税制については、特定非営利活動法人並みにしてほしい。
- ・ 税の優遇措置の拡大(消費税率の引き下げや免除等)
- ・ 一般法人法に従い、適正に公益業務を果たしている法人に対し、何らかの軽減措置がほしい。
- ・ 非課税措置の拡大。
- ・ 管理費及び公益事業費は非課税にしていきたい。
- ・ 非営利法人には減免を。
- ・ 定款上、非営利型を徹底していても、全所得課税を選択できるようにしてほしい。
- ・ 控除枠の上限を上げてほしい。
- ・ せめて特例民法法人の時と同じような税制措置があってほしい。
- ・ 公益目的支出計画の実施事業の赤字分を損益通算させて欲しい。
- ・ 税金の優遇措置の拡大。
- ・ 公益事業推進のための費用に対する税制優遇があれば有難い。
- ・ 公益目的事業に関する税制優遇。

2) 寄附税制 (16 件)

- ・ 一般法人の非営利型は寄附税制が認められてもよいのではないかと。英米のほぼ全ての非営利団体は寄附税制が適用されているのに、日本の場合は限定的。だから寄附文化が広がら

ない。

- 一般法人についても寄附者に対する税制優遇をお願いしたい。
- 「使途を公益目的に限定した寄附金の優遇措置」を希望する。
- 寄付者への優遇措置。
- 寄付控除の優遇処置及び課税への優遇処置。(再掲)
- 社会のために寄附した寄附者が税負担を負うという制度について疑問がある。英国のギフトエイドなど参考にし、寄附税制の改善をお願いしたい。
- やはり、寄附金に対する控除。寄附者の負担を減らしたい。
- 寄付受納の環境整備(所得控除など)。
- 利子所得の源泉分離課税の減免、寄付税制の対象拡大。
- 一般財団法人の寄附控除
- 元々会員の寄付金とボランティアで成り立っている状況の中で、何とか絞り出した収益に課税されるのが辛い。
- 非営利徹底法人に対する寄附金控除。
- 非営利徹底型の一般財団法人には、公益を目的とする事業を実施していることから「みなし寄附金」制度を適用し、旧制度の「所得金額の 20%」を認めるべきである。同様に基本財産等の運用益も重要な公益事業の財源となるので非課税とするべきである。
- 寄付に対する非課税をお願いしたい。
- 非営利徹底法人への寄附金に対する寄附者への寄附金控除の優遇措置。
- 一般法人が PST 要件をクリアしたら寄付税制が適用されるようにならないか。

3) 法人税 (17 件)

- 収益事業で収入を得て公益目的事業に支出している法人は、非課税である公益支出は税法上の経費控除ができません。このため、公益支出額を増やせば増やすほど法人税の額が高くなる仕組みになっています。将来にわたって公益事業を続けていくためには、収益事業で収入を得て、その分を公益事業に充てる場合の公益支出について、税法上の経費控除を認めていただけるような仕組みが必要と感じています。ご検討を賜れば幸いです。
- 収益事業の収入を公益事業に充てるため一定額の繰入を認める制度(収益事業に対する法人税の節減対策及び公益事業の活性化を企図する)を実現してほしい。
- 非営利型、共益型法人に対しては税率を下げたい。
- 法人税や自動車税などの優遇。
- 収益事業の範囲が 34 事業と規定されているが、事業によっては 34 事業に該当するの判断が難しいものもある。
- 非営利型法人に対する税率の引き下げ。
- 非営利活動法人には、法人税が免除されると助かります。
- 収益事業がなければ無税に。
- 地方公共団体からの委託(指定管理を含む)事業に係る税率の軽減。
- 全く同じ業界団体なのに、法人税が課税される団体と課税されない団体があるのは不公平である。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・収益事業は実施しているが、ほぼ行政からの支援で運営しており、法人税と消費税の負担が大きいので軽減してほしい。
- ・法人税の減額。
- ・公益事業を行っている分、収益事業課税の優遇措置を希望する。
- ・法人税率の引き下げをお願いしたい。
- ・行政に替わって行う指定管理事業について、税率の引き下げを希望する。
- ・特例民法法人時代に比べ、法人税が高い状況です。一般法人の税率軽減を希望します。
- ・非営利徹底法人に対する法人税等の軽減措置。

4) 消費税 (10 件)

- ・収益事業は実施しているが、ほぼ行政からの支援で運営しており、法人税と消費税の負担が大きいので軽減してほしい。(再掲)
- ・先の設問にて回答した、法人の収益にならないもの(行政から会員への報酬送金事務の代行など)も消費税の対象となることの緩和または撤廃。
- ・公益目的事業に係る消費税の廃止。
- ・公益事業関連の取引の場合は、消費税を免除してほしい。
- ・税の優遇措置の拡大(消費税率の引き下げや免除等)。(再掲)
- ・消費税の軽減を希望する。
- ・海上清掃事業及びふ頭陸上清掃事業における消費税の減免措置。
- ・臨床検査機器や健康診断検診車等の設備に対する減税措置。
- ・消費税の負担・固定資産税の負担が大きい。少しでも学校法人なみにしてほしい。
- ・収入は以前と変わらないか寧ろ減少しているが、消費税の負担があまりにも大きい。

5) 印紙税 (0 件)

(該当なし)

6) 固定資産税 (7 件)

- ・耐用年数を超過した空調設備を入れ替えたところ、税法上資産と見なされた。このケースでも損金算入を認めていただきたい。
- ・公益性の高い事業に使用している資産に対する税負担の軽減。
- ・固定資産税・都市計画税を非課税にしてほしい。
- ・固定資産税の免除もしくは減額を希望します。
- ・臨床検査機器や健康診断検診車等の設備に対する減税措置。(再掲)
- ・消費税の負担・固定資産税の負担が大きい。少しでも学校法人なみにしてほしい。(再掲)
- ・非営利型の法人には固定資産税等の地方税も非課税にしてもらいたい。

7) その他地方税 (6 件)

- ・都民税の減免。
- ・法人の都道府県民税均等割の減免。

- ・収益事業は行っていないが、地方税の均等割りのみ納付しているのを廃止してほしい。
- ・市民税を予算規模によって決定してほしい。
- ・固定資産税・都市計画税を非課税にしてほしい。(再掲)
- ・非営利型の法人には固定資産税等の地方税も非課税にしてもらいたい。(再掲)

8) その他 (21 件)

- ・収益事業収入について、公益目的事業に費用算入する分は非課税扱いとしてほしい。収益事業収入を原資に公益活動を行っている法人は多いと思う。
- ・信頼できる税理士にまかせている。
- ・会員から会費以外にいただく検索システム運営負担金について、課税対象から除外いただきたい。
- ・同じ事業をしている、中退共は利息収入が課税されないので、同取扱いをお願いしたい。
- ・業界活動であって、営利目的としていないので非課税法人としてほしい。
- ・預金利息の源泉税を非課税にしてほしい。
- ・特定収入割合による控除額調整の廃止。
- ・かつての社団法人のように、貯金の利子については非課税にしてもらいたい。
- ・収益事業と共益事業の損益の平準化。
- ・法人会に対する税の控除。
- ・新型コロナウイルスの影響でセミナー、展示会の会場のキャンセル費に対する補助金、税金の優遇処置(展示会は1年前からの予約になり、コロナのように国からの要請を受けてキャンセルにしても、キャンセル料金はその半額(数千万円)等請求される。無収入なのにキャンセル料金は払うことになり財政的ダメージが大きい)
- ・法人税や自動車税などの優遇。(再掲)
- ・実施事業の内容が同一にもかかわらず、(一概に法人の意志によるものとは限らない)法人格の選択を理由とする利子課税が是非とも見直されることを期待する。
- ・利息・配当等の源泉所得税の非課税。
- ・預金利子に対する税をなくしてほしい。
- ・株式配当金や預金利子に源泉課税されているが、15.315%の負担が重いので、軽減してほしい。
- ・収益事業だけが課税対象となっていますが、公益目的事業も含めて課税対象とは、できませんか？
- ・事業ごとの収支で事業ごとに税金を支払う構造が、当会館の築37年のビルを維持管理するには、税負担が大きすぎ修繕のための貯蓄が困難になっている。実施事業・その他の事業の収支全体で税金計算いただけると、税負担が軽減される。
- ・利息に対する源泉徴収税の免除。
- ・有価証券の運用利子の源泉所得税をなしにしてもらいたい。
- ・利子所得の源泉分離課税の減免、寄付税制の対象拡大。

2. 記述回答 [一般法人編]

(8) 「変更認可申請・届出の経緯」のその他回答

(回答数 2 件)

- ・ 変更認定申請したが、却下された。
- ・ 変更申請をする必要はあるが、申請に係る諸手続きが膨大で、現在も行っていない。

(9) 「事業活動面の対策状況」のその他回答

(回答数 48 件)

- ・ 公益・一般法人は、いわゆる中小企業に属しないとの判断から、政府のコロナ対策支援制度を利用できない。既に当法人では、事業協力金すら対象外と却下されている。収益事業の収益が占める割合の多い法人においては死活問題である。
- ・ ①新型コロナウイルス対策本部を設置、②研修講演会の中止・延期。
- ・ 新規会員の増加案の実施。
- ・ 会議等の中止。
- ・ 事業の縮小、Web 会議への移行。
- ・ 入室者の衛生管理の徹底。
- ・ リモートワークの実施。
- ・ 勤務体制の対応のみ実施。
- ・ 例会の延期または中止。
- ・ 会員の業績が悪化しており、活動資金(年会費)の請求を止めている。満額徴収できるかどうかかわからず、今年度、来年度の協会運営費にマイナス影響が出ることは必至。
- ・ 会議の書面決裁、イベント等の事業縮小を実施。
- ・ 収入額の範囲内で事業活動を継続した。
- ・ 予定行事の中止または延期。
- ・ イベント等の再開時期を探っている。
- ・ 事業(研修等)の中止。
- ・ 事業の性質上、コロナ対策は不要と考えている。
- ・ 研修会及び会議の中止(文書決済)。
- ・ 3密を避け、消毒・換気を徹底し、会議・研修会等を行っている。
- ・ 書面決議による会議の開催。
- ・ 会費減免。
- ・ 事業面では、手の打ちようがない。協力金等の支援を受けたいが、一般法人は対象外。
- ・ 事務職員の給与削減。
- ・ 消毒アルコール、マスク、除菌スプレー等の購入が嵩む。
- ・ 今のところ問題はない。
- ・ 現在、特に対策は講じない。
- ・ 経費節減で対応している。
- ・ 社員総会の書面決議の実施。
- ・ 家賃収入(収益事業)の見直し、給与の見直し。
- ・ 同窓会費の増収対策と経費節減。
- ・ 時差出勤を実施。
- ・ イベントの廃止または縮小。

- ・ 新型コロナ感染防止のためのガイドラインに沿った業務の推進。
- ・ 委託者と緊密な連絡調整の実施。
- ・ 資金面では大きな影響なし。講習会実施方法について工夫している。
- ・ 県の要請で事業を中止したが、それに対する協力金は、一般法人は対象外という理由で申請ができなかった。
- ・ 出張の中止・延期、主催イベントの中止・延期または縮小。
- ・ 事業のうち、研修実施の立案を含め延期。再開は現在のところ未定。
- ・ 電話対応によるテレワークの実施。
- ・ 公益事業の縮小、費用の圧縮等。
- ・ 事業活動そのものに対する対策は特に必要がない。
- ・ 投資先企業への丁寧なフォロー。
- ・ ①理事会と評議員会を決議の省略で開催。②奨学金授与式を自粛。
- ・ コロナ感染拡大に対応した BCP の策定。
- ・ 支出を減らすべく清掃の委託を停止し、職員で清掃を行ったり、レンタルマットの数を減らした。
- ・ 指定管理事業における事業収入の減収分の補填を行政に求める。
- ・ 職員の特別休暇・職務専念義務免除の取扱いについて検討中。
- ・ 県の対処方針に準じた対応。
- ・ 特に対策を行う事業がない。

(10) 「組織内のコロナ防止対策状況」のその他回答

(回答数 26 件)

- ・ 集合イベントの縮小。
- ・ 消毒液やマスクなど手に入らない状態である。
- ・ 換気の徹底。
- ・ 法人本部としては特に無し。個々の会員事業所で対応。
- ・ 会議、会合等の回数を制限。
- ・ 従業員の帰休や配置転換を実施。
- ・ 社員総会の中止。
- ・ 緊急事態発令時は、職員の自宅待機を実施。
- ・ 事務所内の清掃、消毒。
- ・ 会議に代えて書面による決議の活用。
- ・ リモート会議を推進。
- ・ 5 月に分散登校を実施した。
- ・ 事務及び現場作業は、各々ローテーション制で取組む。
- ・ 会議等の自粛。
- ・ ①理事会・評議員会のみなし決議、②出張業務の延期。
- ・ 5 月中、出社人数を 2 割削減(従業員に休暇付与)。
- ・ 理事会・評議員会・委員会等を書面による会議に変更。
- ・ 理事会等の書面決議を実施。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・ 有給休暇の取得を勧めている。
- ・ 書面決議による理事会の実施等。
- ・ 決議の必要なものは書面決議としている。
- ・ 研修会等の中止。
- ・ 理事会、評議員会の書面開催。
- ・ 役員会の書面決議を実施。
- ・ ドアや窓の開放等。
- ・ 会議の書面開催。

(11) 「法人組織として求めたい支援」のその他回答

(回答数 11 件)

- ・ 今回のコロナで事業の継続が困難となり、廃業を検討している。
- ・ 議員、行政への意見具申。
- ・ 協会傘下の会員事業所に対する物資の補給(マスク、除菌スプレー等)、予防衣等。
- ・ 休業しても協力金や助成金は対象外で支援を受けられない。IT 関連も対象外でテレワーク用ノートパソコンを協会費で購入予定です。協力要請に応えた法人については、協力金の対象としてほしい。
- ・ 会費の免除。
- ・ 一般社団法人の認知度が低いため、一般法人のメリットの告知を広めたい。
- ・ 補助金収入の増額。
- ・ 委託者への継続委託並びに事前相談等による連携強化。
- ・ 雇用調整助成金が9月まで延長されたことで助かっています。従業員はお客様の予約がない場合、原則全員休業してもらっています。10月以降は営業を積極的に行う予定です。
- ・ 家賃の減額をお願いしたい。
- ・ 事業の一部中止による収入減により、組織運営管理費、特に人件費などの固定経費の財源確保(現在、行政機関との間で既決補助金の運用見直しを協議中)で困っています。

(12) 「法人組織として求めたい税制上の措置」のその他回答

(回答数 13 件)

- ・ 既に限界に近い効率化は実施している。
- ・ 事業損失に対する公的助成金・補助金が必要です。
- ・ 一部会員から徴収するシステム使用料の消費税非課税。
- ・ 上記3番目の項目は、「そもそも公益・一般社団・財団は中小企業と認められておらず」、問いとならない。
- ・ 収益事業で得た利益を公益目的事業として実施した際の費用算入。
- ・ 事業ができなかったために補助金が減額になるため、いくらかの補填をして欲しい。
- ・ 受けられる有利な税制上の措置がまだ分からない。
- ・ 現時点では特に思いつくものは無い。
- ・ その他税制の特例措置の拡大を望む。
- ・ コロナの期間だけでも、固定資産税の減免措置をお願いしたい。
- ・ コロナ対策として補填される指定管理料を非課税にする。

- ・雇用調整助成金、持続化給付金の支援があると助かります。
- ・法人税率の軽減。

(13) 「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答

(回答数 28 件)

- ・ ①新型コロナウイルス対策本部の設置、②PCR 検査会場設置。
- ・ 打撃を受けているだろう飲食店関係の応援を兼ねたイベントの実施。
- ・ 我々も大変な状況で、支援いただきたい。
- ・ コロナ対策の事業を市と協議して観光関連業者に対して実施する。
- ・ 学生支援(食料・寄附金など)を HP・機関誌を通じて呼びかけた。
- ・ 状況把握を行い、状況に応じて支援活動を検討・実施。
- ・ 会員にテレワークに関する緊急アンケートを実施し、結果を HP に掲載した。
- ・ 会員の年会費の減額を検討しています。
- ・ 関連団体等による物品販売などへの支援呼びかけ。
- ・ 会員へ迅速なる国の制度の情報提供。
- ・ 対策委員会の開催。
- ・ 会費の減額措置を実施。
- ・ 支援物資、資器材等の受渡し。
- ・ 会費支払い期日の猶予。
- ・ 医療におけるコロナ対策の会議開催。
- ・ 会費の減免措置。
- ・ ホームページ等で情報提供している。
- ・ 県と協力し会員に支援要請を行っている。
- ・ 自社でコロナに感染しないよう様々な対策を講じた。
- ・ 現段階では県などの指導に基づき、社員等に情報を継続的に発信している。
- ・ 現在できる範囲内で検討している。
- ・ 生徒の 1 か月分授業料を免除。
- ・ PCR 検査センターの設置運営、新型コロナウイルス検査の実施。
- ・ ガイドライン案の提示。
- ・ 地域の実情や要請による事業活動の停止や再開。
- ・ 不動産賃貸業における賃料減免措置。
- ・ 土地貸付料等の減免。
- ・ 4/30 より PCR 検査を実施し、6 月中旬以降、唾液及び抗体検査を実施。

(14) 支援策や税制面の意見、要納等

(回答数 55 件)

1) 休業・事業損失への補償金 (10 件)

- ・ 個人・中小企業への支援策は出されており、社会的には広範な支援策となっているように見られるが、公益・一般法人は中小企業に該当せず支援の対象外である。国は、急仕立ての制度であればこそ、法人に区別をつけるべきではない。コロナの影響で、経営上、厳しい法人には支援策を適用すべき。

2. 記述回答 [一般法人編]

- ・ 持続化給付金や各種の支援金・協力金など様々な救済措置が取られているが、制度・対象者の偏りがあり、不公平感が強く感じられる。当会では個人事業主の記帳・確定申告相談業務を主な業務としているが、コロナウイルスの影響があるものの政府が定める水準に少し足りないだけで、何も受けられない会員さんも多くおられる。今の制度はあまりにざっくりすぎて、もう少し丁寧な仕組み作りが必要と思われます。
- ・ 休業要請対象とはなっていなかったが、世論の風潮で自主的に貸し出しを中止にした場合の収入減に関する支援策等。
- ・ 一部の中小企業向けの支援策で一般財団法人が対象外とされることがある(例：セーフティネット保証、大津市中小企業助成金)。置かれている状況は同じであり、法人格で区別され支援が受けられないという状況は容認できない。
- ・ 休業要請と補償は、セットで行うべきかと思います。また、一軒にマスクを2枚配布するような税金の無駄使いにみえてしまう策は、やめてください。もっと日本国民が納得のいく支援対策を行ってください。
- ・ 収益悪化に対する給付の拡大。
- ・ 持続化給付金は収入半減を要件としているが、3割減程度に緩和して欲しい。
- ・ 対策を迅速にお願いしたい。特に一般社団法人は対象から外れている事が多いため運営が困難。
- ・ 医療、介護、助産等の事業を行っておりますが、利用者の大幅な減少により収入が大幅に減り、一方感染対策費用等で支出が増加し、収支が悪化している。今の状態が続けば、事業の整理縮小が必要となる。雇用を確保するため、一般法人への特別融資制度や給付金などがあれば活用したい。
- ・ コロナの状況下での運転資金の確保が課題としてある。

2) 制度に関する要望 (4 件)

- ・ 職務執行報告の省略(書面化)が可能となるよう法改正をお願いしたい。
- ・ 持続化給付金や各種の支援金・協力金など様々な救済措置が取られているが、制度・対象者の偏りがあり、不公平感が強く感じられる。当会では個人事業主の記帳・確定申告相談業務を主な業務としているが、コロナウイルスの影響があるものの政府が定める水準に少し足りないだけで、何も受けられない会員さんも多くおられる。今の制度はあまりにざっくりすぎて、もう少し丁寧な仕組み作りが必要と思われます。(再掲)
- ・ 日本は世界に比べ大きく後退する政策が多い。
- ・ 引き続き、各種支援制度に関する情報提供を希望します。また、今回のような感染症対策への支援や自然災害からの復旧活動支援など、緊急時のための公益目的支出を行政庁が公益目的支出計画の特例として明示し、各法人が実施報告のみで実施できるようになれば、緊急時の機動的な支援活動等が促進されるのではないかと考えます。

3) 行政庁による支援策 (5 件)

- ・ 公益目的支出計画に与える影響を考慮していただければありがたい(内閣府)。
- ・ 引き続き、各種支援制度に関する情報提供を希望します。また、今回のような感染症対策

への支援や自然災害からの復旧活動支援など、緊急時のための公益目的支出を行政庁が公益目的支出計画の特例として明示し、各法人が実施報告のみで実施できるようになれば、緊急時の機動的な支援活動等が促進されるのではないかと考えます。(再掲)

- ・ 内閣府への報告、法務局への登記、その他制度上の諸手続きについての明確な猶予やその指針等が示されない(又は遅い)ことで、多大な混乱が生じた。
- ・ 各種事業の支援策に係る申請手続きの簡便化、迅速化の促進。
- ・ 事業を継続させる為のガイドラインや、夏場の職場環境での注意事項を提供いただきたい。

4) IT 導入相談・経費補助 (4 件)

- ・ Web 会議実施に関する補助等の拡大。
- ・ システム環境整備への補助。
- ・ 地方における IT 等情報化推進のための講師。
- ・ 今のところ、自助努力に基づく組織運営で対応していくものの、今後の新たな感染拡大が生じた局面においては、職員の出勤自粛に伴うリモートワーク等のための早急な設備拡充に対応する諸施策を現状より分かりやすく、かつ丁寧迅速に実施いただきたい。

5) 各種情報の提供、個別相談 (3 件)

- ・ 引き続き、各種支援制度に関する情報提供を希望します。また、今回のような感染症対策への支援や自然災害からの復旧活動支援など、緊急時のための公益目的支出を行政庁が公益目的支出計画の特例として明示し、各法人が実施報告のみで実施できるようになれば、緊急時の機動的な支援活動等が促進されるのではないかと考えます。(再掲)
- ・ 相談体制の充実。
- ・ 支援策等について、具体的事例を含めた分かりやすい情報提供を要望します。

6) 税制に関する支援措置 (10 件)

- ・ 収益事業での収益を会員への事業助成金として支出した際は、費用として課税控除の対象としてほしい。
- ・ 法人税・消費税・固定資産税等の減免。
- ・ 展示会場のキャンセル料金に対する支援策や税制優遇。
- ・ 消費税の廃止をお願いしたい。
- ・ 企業等からの税収がないと公共事業等が減少したり、法人税や消費税の税率が高くなったり、国債発行により国の借金が増えればそれを国民が返済する義務が出てくるので、新たなコロナウイルス対策による税も新設される可能性がある。ワクチンもなく対策はとれない現状ですが、支援もしながら税の負担にならない措置を望みます。
- ・ 税制優遇措置の拡充。
- ・ 各種税金の免除措置の拡充、家賃等支出経費の支援補助など。
- ・ 猶予制度の拡大。
- ・ マスクや消毒液等、感染防止対策のために購入した物品等に係る税の優遇措置を希望する。
- ・ 納税額の軽減及び免除。

2. 記述回答 [一般法人編]

7) その他支援金 (18 件)

- ・ 行政から当会に、会員を対象とした情報伝達や支援物資の配送業務などの要請が来ていますが、郵送料や執務した従業員への手当などは当会からの持ち出しです。この部分への助成金などがあると助かります。
- ・ 展示会場のキャンセル料金に対する支援策や税制優遇。
- ・ 医療、介護、助産等の事業を行っておりますが、利用者の大幅な減少により収入が大幅に減り、一方感染対策費用等で支出が増加し、収支が悪化している。今の状態が続けば、事業の整理縮小が必要となる。雇用を確保するため、一般法人への特別融資制度や給付金などがあれば活用したい。(再掲)
- ・ 公的助成金・補助金の充実。
- ・ ①手厚い雇用調整助成金の拡大、②半年、1年後の対策、③法人・個人向けセーフティネットの構築、④緊急災害対策時活用 IT システムの整備、⑤医療対策環境の整備、⑥即効性ある対策等。
- ・ 当協会傘下会員の業務内容から見て、安全性確保の観点からの物資の補充を要望(マスク、除菌スプレー、予防衣、手袋等→入手困難)。
- ・ 一部の中小企業向けの支援策で一般財団法人が対象外とされることがある(例：セーフティネット保証、大津市中小企業助成金)。置かれている状況は同じであり、法人格で区別され支援が受けられないという状況は容認できない。
- ・ 公的施設利用料の減免。
- ・ 事業ができなかったために補助金が減額になるため、いくらかの補填をして欲しい。
- ・ 事業について委託料を減額せずに、また委託事業を継続して欲しい。
- ・ 雇用維持に対する支援金。
- ・ 当法人では実費委託形式のため雇用関係調整金が対象外となった。これはしかたないが、個人所得の落込みが大きいため、対策が必要と思われる。
- ・ 高知市から指定管理を受け宿泊業を営んでいる条件として、納付金を高知市に納めることとなっている。納めるためには、利益を原資としているが、2月末からは新型コロナウイルス感染拡大の影響により赤字が続いている。当該納付金は施設使用料相当であり、いわば家賃である。ついては名称は納付金だが、家賃補助の対象としてほしい。
- ・ マスクやフェイスシールド、手指消毒剤の購入に関する支援(物が無い、価格の高騰)。
- ・ コロナ感染が収まった後、イベント等開催についての告知や集客等へのサポートをお願いしたい。また、行政からの共同開催、後援などを積極的に行って欲しい。
- ・ 各種税金の免除措置の拡充、家賃等支出経費の支援補助など。(再掲)
- ・ とにかく支出削減を行い、一方で補助金メニューの充実を望みたい。
- ・ 一般財団法人も信用保証の対象にしていってほしい。

8) その他 (8 件)

- ・ コロナ禍に始まったことではなく、製造業の衰退に竿をさすのか見捨てるのか高度な判断が求められており、理事会を中心に徹底した議論で今後の施策について結論を出す予定。
- ・ 支援策について市と協議中。

- ・ 会員からは、「政府に対しお願いしたいことは、雇用調整助成金の「解雇など」の条件に合わず、100%もらえません。公表前に実施したことでダメと言われるのは納得がいきません」と寄せられています。対応策などご教授頂ければ幸いです。
- ・ 助成金の申請を簡単で分かりやすいものにしてほしい。
- ・ 要望書作成のための会員アンケートの実施。
- ・ もっとスピード感をもって進めてほしい。
- ・ 現時点では特にありませんが、今後の状況によると思います。
- ・ 観光バスの稼働が望めない現状では、市の観光課からの数字による集客成果に対応できない(吸収合併による観光施設維持に対する市の評価に影響し、将来の施設廃止の材料となる事による)。

(15) 公益法人協会に対する要望事項

(回答数 69 件)

1) 情報提供全般に関するもの (21 件)

- ・ いつも情報発信をありがとうございます。今年度は、特に新型コロナウイルス対策について、他法人の活動、各種の助成金などの情報を、できるだけ多くかつ早く発信していただけることを期待しております。
- ・ いつも情報をありがとうございます。
- ・ 弊会の周辺では、社員総会を開くにあたり「書面議決権行使」と「みなし決議」を混同している人が多かったです。どうしたらよいか迷っている時に、行政の解説や情報発信が不十分で発信時期も遅く困りました。貴会から提言や情報発信をしていただき、世の社団・財団が適切な運営ができるよう今後も「灯台役」になっていただければ幸いです。
- ・ いつもメールにて情報提供を頂き有り難うございます。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。
- ・ 様々な情報提供はありがたく感謝しています。
- ・ このアンケートの前に、コロナ対策のアドバイス(社員総会や理事会の開催方法等)を送信してほしかった。
- ・ 迅速な関連情報の提供をお願いします。
- ・ 今後とも情報提供など宜しくお願いいたします。
- ・ 法制度や税制度の相談、検索に利用させていただいております。今後も宜しくお願いします。
- ・ 研修だけでなく、日頃から簡単に相談にのっていただきたい。また、他の公益法人等の情報を教えて欲しい。
- ・ これからも色々な情報提供をお願いしたいと思います。
- ・ 平素よりセミナーのご案内有難うございます。私どもがどのように事業を展開していけばよいか、法人モデル、事業モデルを示して頂ければありがたいです。
- ・ 従来通り貴会 HP で情報提供お願いいたします。
- ・ とても参考になる情報の提供ありがとうございます。これからも宜しくお願いいたします。
- ・ 貴会の情報提供や調査、提言活動が頼りになっております。今後も公益法人や一般法人側の視点で国等との折衝をお願い致します。

2. 記述回答 [一般法人編]

- このような状況下ではありますが、今後とも情報提供等さまざまな示唆を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
- 公益団体等が区分所有する会館管理業務について、一般法人から公益法人へ移行する場合の要件や手続き、メリット・デメリットを分かりやすく説明してほしい。
- 一般法人でも利用できる公的支援策等(融資、給付金、税制等)の情報提供をお願い致します。
- 貴協会の発信される有意義な情報を随時参考にさせていただいております。ありがとうございます。
- いつも有益な情報をありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
- コロナ対策に拘わらず、情報提供を望みます。

2) 相談に関するもの (8 件)

- 電話相談を時々活用しておりますが、その都度丁寧にご回答いただき、感謝しております。
- 法制度や税制度の相談、検索に利用させていただいております。今後も宜しくお願いします。(再掲)
- 研修だけでなく、日頃から簡単に相談にのっていただきたい。また、他の公益法人等の情報を教えて欲しい。(再掲)
- 今後とも引き続き、各方面でのご相談を宜しくお願いいたします。
- これまでにも、コロナ下で総会や理事会の運営についてご指導いただいております。引き続きご指導を賜りたいです。
- 困ったことがあると相談させていただいております。ありがとうございます。
- 平素、的確なアドバイスを賜り感謝しております。今後ともよろしくお願いいたします。
- 一般財団法人からの相談の多くは、公益目的支出計画に関するものだと思います。貴協会の会員以外でも相談できると助かるのではないのでしょうか(有料で結構です)。

3) セミナーに関するもの (4 件)

- 会員に対して研修会など会費が高すぎる。田舎では対応できないので、地方割りや法人規模による会費等設定の見直しをお願いしたい。テレワークの研修会を希望する。
- 会員の会費等のみで運営している当会では、ご案内いただくセミナーは受講料が高くて受けることが出来ないので、リーズナブルな価格だと嬉しいです。
- セミナーは東京開催がほとんどであり、なかなか参加ができない。地方での開催を増やして欲しい。
- 理事会、評議員会及び登記手続きに関する詳細なセミナーがあれば出席したい。

4) 月刊誌・書籍に関するもの (0 件)

(該当なし)

5) 提言活動に関するもの (14 件)

- 収益事業による収益からの公的支出の際の課税控除の実現。公益事業拡大に伴い公益事業

収入に加え、収益事業の収益を公益事業に投入していますが、課税の際の税控除対象費用に充当できません。実際は費用として支出しており、公益であるにも関わらず収益の控除にならないのは矛盾しており、今後の多くの公益事業に支障が生じるものと思慮します。この点において株式会社等法人より厳しい状況は多くの他法人においても同様と考えます。

- 自然災害からの復旧や感染症対策など緊急時の支援活動等に各法人が迅速に協力できるような制度改正について検討し行政庁に提言していただければ幸いです。現行制度は、平常時の継続的な公益事業を前提として、新規事業の認可手続きや公益目的支出計画の変更認可手続きが設計されていますが、緊急時の公益支出促進対策として行政庁が明示した範囲の公益支出(支援事業等)を公益法人等(移行法人を含む)が実施する場合には、事前の変更認可申請等を不要とし、公益目的支出計画実施報告等で緊急支援等として報告すれば足りる、税制上も優遇措置があるといった仕組みができれば、緊急時にも各法人の支援活動等が促進されやすくなり、力を結集できるのではないかと考えます。
- お世話になっております。もっぱら事業に不可欠な不動産(建物など)をも公益目的財産とする施策は間違いであると考えます。当法人の場合、鑑定評価を用いて実情にある額に減額を認めていただきましたが、金融資産が無ければ、公益目的財産額を計画どおり費消しきれない現状があります。このような課題を抱えている法人は多いと思います。
- 今後も制度改正のニーズを調査し、政策に反映されるようお願いしたい。応援しています。
- 要望の焦点が纏まらないです。
- 一般法人法の見直しを要望。
- 我々の声を行政庁に届けて下さり、感謝申し上げます。これからも頑張ってください。
- 弊会の周辺では、社員総会を開くにあたり「書面議決権行使」と「みなし決議」を混同している人が多かったです。どうしたらよいか迷っている時に、行政の解説や情報発信が不十分で発信時期も遅く困りました。貴会から提言や情報発信をしていただき、世の社団・財団が適切な運営ができるよう今後も「灯台役」になっていただければ幸いです。(再掲)
- 貴会の情報提供や調査、提言活動が頼りになっております。今後も公益法人や一般法人側の視点で国等との折衝をお願い致します。(再掲)
- コロナ禍により3月～5月に予定していたカンボジアから人を招いてのイベントがすべて中止になったため、既に支払った資金は無駄になり、今後のイベント開催も予定が立たないため、いずれ経済的に厳しさが増すと考えています。寄附金の占める割合が多かった分、今後の企業や個人に余裕がなくなった際に、募金・支援金は最初に切られると思われそうですし、既に減りつつあります。持続化給付金だけでは続かないと思いますので、何らかの支援策の実施をお願いします。
- 事業継続のため、先に述べた要望をご提案いただけるよう切に願っております。
- 本アンケートで記述したことが具現化されるよう願っています。
- 制度改善のために頑張ってください。応援しています。
- 公益法人 Information の電子申請システムを簡易に操作できるようにしてほしい。

2. 記述回答 [一般法人編]

6) 会員制度に関するもの (3 件)

- ・ 会員になるにあたって、会費が高い。会員メリットが期待できない。
- ・ 会員に対して研修会など会費が高すぎる。田舎では対応できないので、地方割りや法人規模による会費等設定の見直しをお願いしたい。テレワークの研修会を希望する。(再掲)
- ・ 非営利法人の会費は減免する制度があっても良いのではないかな？

7) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの (8 件)

- ・ 日本の行政による公益への管理統制志向が異常であることは、貴協会の欧米調査の報告書を読むとよく分かります。このような報告書はもっと広く公開すべきです。
- ・ 前回のアンケート報告書を興味深く読ませていただきました。他法人の状況がよく分かります。いろいろな悩みなどがあり、このアンケートで少しでも制度的な改善がなされることを期待しています。
- ・ このアンケート集計結果をお知らせください。とても楽しみにしております。
- ・ このような調査は重要と思います。私たちの声を行政に届けていただければ幸いです。
- ・ 貴会の情報提供や調査、提言活動が頼りになっております。今後も公益法人や一般法人側の視点で国等との折衝をお願い致します。(再掲)
- ・ 今後も制度改正のニーズを調査し、政策に反映されるようお願いしたい。応援しています。(再掲)
- ・ 前回のアンケート報告書、とても参考になりました。引き続き頑張ってください。
- ・ 今回共有いただいたアンケート報告書は参考になります。これからも宜しくお願い致します。

8) 公法協への激励・苦言に関するもの (17 件)

- ・ 照会、質問に早期に应运えていただき、とても助かっています。今後ともよろしくお願い致します。
- ・ いつもご指導ありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。
- ・ いつも応援しています。
- ・ 貴協会の活動を応援しております。これからも我々サイドに立った活動をお願い致します。
- ・ いつもありがとうございます。公益法人としての諸活動を応援しています。
- ・ いつも親切なご指導いただき感謝しております。
- ・ いつもお世話になっております。

9) その他 (4 件)

- ・ 公益法人の制度が良くなれば認定申請したいと思います。どうか頑張ってください。
- ・ 定期提出書類に毎回不備がありご迷惑をお掛けしていますが、いつも丁寧にご対応いただき感謝しております。
- ・ どちらの学術団体もそうだと思いますが、集会が出来ないので事業収入の大幅減少が予測されます。学術団体をまとめて公的支援を受けられるようにして頂けるといいと思います。
- ・ 当協会が、貴協会の会員なののかも不明です。

VI. アンケート質問全文

1. 公益法人

(1) 法人基本情報

◆回答者のメールアドレス

(記入欄)

◆法人の別

- 1 公益社団法人
- 2 公益財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ
- 3 新設(2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)
- 4 任意団体から一般法人に転換後公益法人へ
- 5 特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ
- 6 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ
- 7 その他法人から一般法人に転換後公益法人へ

◆行政庁の別

- 1 内閣府
- 2 都道府県(以下の▼ボタンをクリックし、選択してください)

◆回答者の勤続年数

- 1 0年～5年
- 2 6年～15年
- 3 16年以上

◆貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください。(以下の▼ボタンをクリックし、選択してください)

コード選択(下表「事業コード表」をご参照)

◆収益事業の有無

- 1 あり
- 2 なし

◆2019年度の収益のうち主なものを選択してください(複数回答可)

- 1 会費収入
- 2 個人による寄附金
- 3 親会社等による資金拠出
- 4 公益目的事業からの収益
- 5 収益事業の実施による収益
- 6 民間機関からの助成金
- 7 行政機関からの補助金

1. 公益法人

- 8 委託費・指定管理料
- 9 金融機関からの借り入れ
- 10 資金運用益
- 11 その他(記入欄)

◆2019年度の支出規模

- 1 1千万円未満
- 2 1千万円以上5千万円未満
- 3 5千万円以上1億円未満
- 4 1億円以上5億円未満
- 5 5億円以上10億円未満
- 6 10億円以上

(2) 法人について

【質問1】公益法人になって良かった点を教えてください。(複数回答可)

- 1 社会的な信用が一般法人よりも高い
- 2 補助金・助成金・指定管理が受けやすい
- 3 公益目的事業が非課税
- 4 公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している
- 5 寄附金控除の優遇措置
- 6 公益法人になって良かった点は特になし
- 7 その他(記入欄)

【質問2】公益法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。(複数回答可)

- 1 収支相償で事業活動が制限される
- 2 公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される
- 3 遊休財産の規制がある
- 4 立入検査など行政庁の監督が続く
- 5 毎年の事業報告・事業計画書の作成
- 6 毎年の計算書類・予算書の作成
- 7 変更認定申請・変更届出の手続き
- 8 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
- 9 適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい
- 10 苦労している点、困っている点は特になし
- 11 その他(記入欄)

【質問3】質問2で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください(さらに改善策等※のご意見があれば併せてお願い致します)。

※改善策等について：収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか、定期提出書類のどの部分の改善が必要か、など。

(記入欄)

【質問4】法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- 1 やはり公益法人
- 2 一般法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 社会福祉法人
- 6 営利法人(株式会社・合同会社など)
- 7 その他(記入欄)

(3) 寄附と税制等について

【質問5】寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。

- 1 0%
- 2 10%未満
- 3 10%以上 20%未満
- 4 20%以上 30%未満
- 5 30%以上 50%未満
- 6 50%以上

【質問6】寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。(複数回答可)

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他(記入欄)

【質問7】税額控除証明はすでに取得していますか。

- 1 取得済み(申請書提出済み・準備中を含む)
- 2 制度は知っているが、取得していない
- 3 制度自体を知らない

※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。

※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

【質問8】税額控除制度を知っているものの、税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。

- 1 PST 要件を満たすことが困難。
- 2 当法人にとってはあまりメリットがない。
- 3 手続きが複雑で面倒。
- 4 個人からの寄附は考えていない。

1. 公益法人

5 所得控除だけで十分。

6 その他(記入欄)

【質問 9】 みなし譲渡所得税非課税の承認特例を利用したことはありますか。

1 利用したことがある。

2 制度は知っているが、利用したことがない。

3 制度自体を知らない。

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第 40 条)のことをいう。

【質問 10】 今後、土地、建物、有価証券などの現物資産の贈与、遺贈の増加が見込まれますが(平成 30 年度税制改正で公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例が拡充されました)、貴法人においてあてはまるものをお選びください。

1 これまでに現物資産の寄附を受けたことがある

2 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい

3 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後受け入れるつもりはない

4 その他(記述欄)

【質問 11】 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください(例：固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など)。

(記入欄)

【質問 12】 現在の会計制度(平成 20 年公益法人会計基準)についてご意見があればご記入下さい。

(記入欄)

(4) ガバナンス・コードと行政庁の対応

【質問 13】 公益法人に自主的な規制要領としてのガバナンス・コードは必要だと思いますか。

1 必要であると思う

2 不要であると思う

3 名前は聞いたことはあるが、内容は把握していない

4 聞いたことがない

【質問 14】 質問 13 で不要と回答した場合、その理由を教えてください。(複数回答可)

1 対応するための十分な体制が組織内に整っていない

2 組織体制構築にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)

3 組織内で理解や協力が得られにくい

4 専門知識や経験がない

5 現在の組織運営で手一杯(小規模組織である理由による)

6 事業成果や組織価値の向上に繋がるという実感が持てない

7 ガバナンス疲れが心配される

8 特に問題や課題意識は感じていない

9 その他(記述欄)

【質問 15】 ガバナンス・コードを既に採用している場合、採用時期を教えてください。(複数回答可)

※「その他」には、モデルにしたガバナンス・コードがあればご記入ください。

1 0年～2年前

2 3年～5年前

3 6年以上前

4 その他(記入欄)

【質問 16】 ガバナンス・コードを既に採用している場合、その目的を教えてください。(複数回答可)

1 組織の健全な運営の実現

2 組織の不祥事の防止

3 長期的な組織価値の向上

4 支援者、利害関係者との信頼性の確保

5 その他(記入欄)

【質問 17】 (立入検査を受けた法人様)立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされています。この規定に照らしたとき、実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

1 必要限度内と思った。

2 必要限度を超えていると思った。

3 前回の立入検査と見解が違った。

4 指摘事項に納得できなかった。

5 その他(記入欄)

※「その他」には、行政庁からの指摘事項に納得ができなかった内容を含めご記入ください。

【質問 18】 事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

1 法人の自主的判断による

2 行政庁からの指摘による(納得した)

3 行政庁からの指摘による(納得できなかった)

※「その他」には、行政庁からの指摘で納得ができなかった内容を含めご記入ください。

【質問 19】 新公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。

1 おおむねこの理念にそくして監督しているので問題はない。

2 やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし。

3 旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。

※「その他」には、内部自治への介入の内容などを含めご記入ください。

【質問 20】 行政庁への要望があればご記入ください。

(記入欄)

1. 公益法人

(5) コロナウイルスへの対応

【質問 21】 事業活動への影響について教えてください。

- 1 現時点ですでに影響が出ている。
- 2 現時点では影響等は出ていないが今後影響が出る可能性がある
- 3 影響はない

【質問 22】 (質問 21 で影響が出ていると回答された方) 貴法人の事業損失状況について教えてください。

- 1 財政破綻寸前の状態
- 2 大幅なマイナス影響が発生
- 3 一部マイナス影響が発生
- 4 現在はないが、今後マイナス影響発生見込み
- 5 プラス影響が発生・発生見込み
- 6 変化なし

【質問 23】 貴法人の事業活動面の対策状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 公的支援策(協力金、支援金等)の活用
- 2 その他公的支援策の活用・情報収集
- 3 事業活動のオンライン化
- 4 公益サービスの提供方法の見直し
- 5 新たなサービス(新規事業)の開発・実施
- 6 金融機関等からの資金調達
- 7 事業自体の休廃業
- 8 事務所、関連施設の縮小・一時閉鎖
- 9 従業員数・役員数の削減
- 10 対策をしていない・対策が分からない
- 11 その他(記述欄)

【質問 24】 貴法人の組織内のコロナ防止対策状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 備品(マスク・除菌スプレー)配布、設置
- 2 出退勤時間の見直し(時差出勤)
- 3 在宅勤務
- 4 社内規定・報告ルールの整備
- 5 集合イベントの中止・延期
- 6 会議・事務手続きのオンライン化
- 7 人的距離・ソーシャルディスタンスの確保
- 8 パーテーションの設置
- 9 対策していない・対策が分からない
- 10 その他(記述欄)

【質問 25】 法人組織として求めたい支援について教えてください。(複数選択可)(必須回答)

- 1 休業・事業損失への補償金
- 2 税制の優遇措置

- 3 無利子・低利子融資
- 4 IT 導入相談・経費補助
- 5 窓口・オンライン上の個別相談
- 6 支援情報を含む各種情報の提供
- 7 従業員の失業対策・雇用支援
- 8 特段の支援は求めている
- 9 その他(記述欄)

【質問 26】 法人組織として求めたい税制上の措置について(活用したものも含め)教えてください。(複数選択)

- 1 納税の猶予制度の特例
- 2 欠損金の繰り戻しによる還付制度の特例
- 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 4 中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用
- 5 消費税の課税選択の変更に係る特例
- 6 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
- 7 特段の措置は求めている
- 8 その他(記述欄)

【質問 27】 コロナウイルスの感染拡大に係る対外的な支援活動の実施状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 寄附金、助成金等の支出
- 2 コロナ関連の支援プログラムの創設
- 3 支援物資、機材、車両等の提供
- 4 雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
- 5 講演会、シンポジウム等の開催
- 6 特に何も行っていない
- 7 その他(記述欄)

【質問 28】 コロナウイルスの感染拡大に係る支援策や税制面でご意見、ご要望等があればご記入ください。

(記入欄)

(6) 公益法人協会への要望

【質問 29】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄)

2. 一般法人

2. 一般法人

(1) 法人基本情報

◆回答者のメールアドレス

(記入欄)

◆法人の別

- 1 一般社団法人
- 2 一般財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 新設(2008年12月以降に一般法人設立)
- 3 任意団体から一般法人に転換
- 4 特定非営利活動法人から一般法人に転換
- 5 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ
- 6 その他法人から一般法人に転換

◆所在地

都道府県(以下の▼ボタンをクリックし、選択してください)

◆税法区分

- 1 非営利徹底法人
- 2 共益法人
- 3 特定普通法人

◆回答者の勤続年数

- 1 0年～5年
- 2 6年～15年
- 3 16年以上

◆貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください。(以下の▼ボタンをクリックし、選択してください)

コード選択(下表「事業コード表」をご参照)

◆2019年度の収益のうち主なものを選択してください(複数回答可)

- 1 会費収入
- 2 個人による寄附金
- 3 親会社等による資金拠出
- 4 公益目的事業からの収益
- 5 収益事業の実施による収益
- 6 民間機関からの助成金
- 7 行政機関からの補助金
- 8 委託費・指定管理料
- 9 金融機関からの借り入れ

- 10 資金運用益
- 11 その他(記入欄)

◆2019年度の支出規模

- 1 1千万円未満
- 2 1千万円以上5千万円未満
- 3 5千万円以上1億円未満
- 4 1億円以上5億円未満
- 5 5億円以上10億円未満
- 6 10億円以上

(2) 法人について

【質問1】一般法人になって良かった点を教えてください。(複数回答可)

- 1 行政による監督がなく実施事業に専念できる
- 2 収支相償の制限がない
- 3 公益目的事業比率の制限がない
- 4 遊休財産の規制がない
- 5 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
- 6 法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)
- 7 一般法人になって良かった点は特になし
- 8 その他(記入欄)

【質問2】一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。(複数回答可)

- 1 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる
- 2 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く(公益目的支出計画を実施の法人様)
- 3 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き(公益目的支出計画を実施の法人様)
- 4 相談する先がない
- 5 補助金・助成金・指定管理が受けにくい
- 6 税金の負担。(非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる)
- 7 預金利子に対し源泉徴収課税がされる
- 8 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない
- 9 適正な機関運営(社員総会／評議員会・理事会など)が難しい
- 10 苦労している点、困っている点は特になし
- 11 その他(記入欄)

【質問3】質問2で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください(さらに改善策等※のご意見があれば併せてお願い致します)。

(記入欄)

2. 一般法人

【質問4】法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- 1 やはり一般法人
- 2 公益法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 社会福祉法人
- 6 営利法人(株式会社・合同会社など)
- 7 その他(記入欄)

(3) 寄附と税制等について

【質問5】寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。

- 1 0%
- 2 10%未満
- 3 10%以上 20%未満
- 4 20%以上 30%未満
- 5 30%以上 50%未満
- 6 50%以上

【質問6】寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。(複数回答可)

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他(記入欄)

【質問7】今後、土地、建物、有価証券などの現物資産の贈与、遺贈の増加が見込まれますが(平成30年度税制改正で公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例が拡充されました)、貴法人においてあてはまるものをお選びください。

- 1 これまでに現物資産の寄附を受けたことがある
- 2 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい
- 3 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後受け入れるつもりはない
- 4 その他(記述欄)

【質問8】一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

(記入欄)

【質問9】事業の変更認可申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による
- 2 行政庁からの指摘による(納得した)
- 3 行政庁からの指摘による(納得できなかった)

※「その他」には、行政庁からの指摘で納得ができなかった内容を含めご記入ください。

(4) コロナウイルスへの対応

【質問 10】 事業活動への影響について教えてください。

- 1 現時点ですでに影響が出ている。
- 2 現時点では影響等は出ていないが今後影響が出る可能性がある
- 3 影響はない

【質問 11】 (質問 10 で影響が出ていると回答された方) 貴法人の事業損失状況について教えてください。

- 1 財政破綻寸前の状態
- 2 大幅なマイナス影響が発生
- 3 一部マイナス影響が発生
- 4 現在はないが、今後マイナス影響発生見込み
- 5 プラス影響が発生・発生見込み
- 6 変化なし

【質問 12】 貴法人の事業活動面の対策状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 公的支援策(協力金、支援金等)の活用
- 2 その他公的支援策の活用・情報収集
- 3 事業活動のオンライン化
- 4 公益サービスの提供方法の見直し
- 5 新たなサービス(新規事業)の開発・実施
- 6 金融機関等からの資金調達
- 7 事業自体の休廃業
- 8 事務所、関連施設の縮小・一時閉鎖
- 9 従業員数・役員数の削減
- 10 対策をしていない・対策が分からない
- 11 その他(記述欄)

【質問 13】 貴法人の組織内のコロナ防止対策状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 備品(マスク・除菌スプレー)配布、設置
- 2 出退勤時間の見直し(時差出勤)
- 3 在宅勤務
- 4 社内規定・報告ルールの整備
- 5 集合イベントの中止・延期
- 6 会議・事務手続きのオンライン化
- 7 人的距離・ソーシャルディスタンスの確保
- 8 パーテーションの設置
- 9 対策していない・対策が分からない
- 10 その他(記述欄)

【質問 14】 法人組織として求めたい支援について教えてください。(複数選択可)(必須回答)

2. 一般法人

- 1 休業・事業損失への補償金
- 2 税制の優遇措置
- 3 無利子・低利子融資
- 4 IT 導入相談・経費補助
- 5 窓口・オンライン上の個別相談
- 6 支援情報を含む各種情報の提供
- 7 従業員の失業対策・雇用支援
- 8 特段の支援は求めている
- 9 その他(記述欄)

【質問 15】 法人組織として求めたい税制上の措置について(活用したものも含め)教えてください。(複数選択可)

- 1 納税の猶予制度の特例
- 2 欠損金の繰り戻しによる還付制度の特例
- 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 4 中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用
- 5 消費税の課税選択の変更に係る特例
- 6 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
- 7 特段の措置は求めている
- 8 その他(記述欄)

【質問 16】 コロナウイルスの感染拡大に係る対外的な支援活動の実施状況について教えてください。(複数選択可)

- 1 寄附金、助成金等の支出
- 2 コロナ関連の支援プログラムの創設
- 3 支援物資、機材、車両等の提供
- 4 雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
- 5 講演会、シンポジウム等の開催
- 6 特に何も行っていない
- 7 その他(記述欄)

【質問 17】 コロナウイルスの感染拡大に係る支援策や税制面でご意見、ご要望等があればご記入ください。

(記入欄)

(5) 公益法人協会への要望

【質問 18】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄)

事業コード表

-
- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | 社会福祉関係 |
| 2 | 福祉関係の助成 |
| 3 | 健康維持・増進団体等 |
| 4 | 医療施設、病院等 |
| 5 | 教育関係 |
| 6 | 学会・学術団体 |
| 7 | 研究・分析機関 |
| 8 | 助成・表彰 |
| 9 | 奨学 |
| 10 | 児童・青少年の健全育成 |
| 11 | 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 |
| 12 | 芸術・文化関係 |
| 13 | スポーツ関係 |
| 14 | 趣味・愛好会・同好会 |
| 15 | 地域社会貢献活動・団体 |
| 16 | 環境保護 |
| 17 | 災害・地域安全 |
| 18 | 動物愛護 |
| 19 | 生活・権利保護支援 |
| 20 | 人権・平和 |
| 21 | 国際協力 |
| 22 | 男女共同参画社会 |
| 23 | 情報化社会 |
| 24 | 産業創造・企業経営、起業支援 |
| 25 | 業界団体 |
| 26 | 同一資格者団体 |
| 27 | 免許・資格付与・検査・検定 |
| 28 | 互助・共済、親睦団体 |
| 29 | 精神修養団体 |
| 30 | 祭祀・慰霊 |
| 31 | 会館運営 |
| 32 | 新聞その他メディア |
| 33 | 行政関連 |
| 34 | 非営利活動支援団体 |
-

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート結果報告書

2021 年 3 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL: 03-3945-1017 FAX: 03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>

©2021

印刷 株式会社美巧社
